

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2026年3月31日

【発行者名】 シュローダー・インベストメント・マネージメント（ヨーロッパ）
エス・エイ
（Schroder Investment Management (Europe) S.A.）

【代表者の役職氏名】 取締役 ヴァネッサ・グルーエンクレー
（Vanessa Grueneklee）
取締役 マイク・ソマー
（Mike Sommer）

【本店の所在の場所】 ルクセンブルグ大公国 セニンガーベルグ L-1736 ハーヘンホフ
通り5番
（5, rue Höhenhof, L-1736 Senningerberg, Grand Duchy of
Luxembourg）

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 大西 信治

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所外国法共同事業

【事務連絡者氏名】 弁護士 大西 信治

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所外国法共同事業

【電話番号】 03 (6212) 8316

【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券に係るファンドの名称】
シュローダー・セレクション
（Schroder Selection）

【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券の金額】

各クラス受益証券の上限見込額は以下の通りとする。

ユーロ・シリーズ ユーロ・ボンド	
クラスA（ユーロ）受益証券	10億ユーロ（約1,843億円）
クラスA（円）受益証券	1,000億円
ユーロ・シリーズ ユーロ・バランス	
クラスA（ユーロ）受益証券	10億ユーロ（約1,843億円）
クラスA（円）受益証券	1,000億円
ユーロ・シリーズ ユーロ・エクイティ	
クラスA（ユーロ）受益証券	10億ユーロ（約1,843億円）
クラスA（円）受益証券	1,000億円
ユーロ・シリーズ ヨーロピアン・サステナブル	
クラスA（米ドル）受益証券	10億米ドル（約1,566億円）
クラスA（ユーロ）受益証券	10億ユーロ（約1,843億円）
クラスA（円）受益証券	1,000億円

ニューマーケット・シリーズ アジア・ボンド

クラスA(米ドル)受益証券	10億米ドル(約1,566億円)
クラスA(円)受益証券	1,000億円
クラスA毎月分配型(米ドル)受益証券	10億米ドル(約1,566億円)
クラスA毎月分配型(円ヘッジなし)受益証券	1,000億円

ニューマーケット・シリーズ エマージング・ボンド

クラスA(米ドル)受益証券	10億米ドル(約1,566億円)
クラスA(円)受益証券	1,000億円

ニューマーケット・シリーズ グレーター・チャイナ・エクイティ

クラスA(米ドル)受益証券	10億米ドル(約1,566億円)
クラスA(円)受益証券	1,000億円

ニューマーケット・シリーズ B I C・エクイティ

クラスA(米ドル)受益証券	10億米ドル(約1,566億円)
クラスA(円)受益証券	1,000億円

グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールド

クラスA(米ドル)受益証券	10億米ドル(約1,566億円)
クラスA(円)受益証券	1,000億円
クラスA(豪ドル)受益証券	10億豪ドル(約1,048億円)
クラスA(ユーロ)受益証券	10億ユーロ(約1,843億円)
クラスA毎月分配型(米ドル)受益証券	10億米ドル(約1,566億円)
クラスA毎月分配型(円ヘッジなし)受益証券	1,000億円
クラスA毎月分配型(ユーロ)受益証券	10億ユーロ(約1,843億円)
クラスA毎月分配型(豪ドル)受益証券	10億豪ドル(約1,048億円)

グローバル・シリーズ イールド・エクイティ

クラスA(米ドル)受益証券	10億米ドル(約1,566億円)
クラスA(円)受益証券	1,000億円
クラスA(ユーロヘッジなし)受益証券	10億ユーロ(約1,843億円)
クラスA(豪ドルヘッジなし)受益証券	10億豪ドル(約1,048億円)
クラスA毎月分配型(米ドル)受益証券	10億米ドル(約1,566億円)
クラスA毎月分配型(円ヘッジなし)受益証券	1,000億円
クラスA毎月分配型(ユーロヘッジなし)受益証券	10億ユーロ(約1,843億円)
クラスA毎月分配型(豪ドルヘッジなし)受益証券	10億豪ドル(約1,048億円)

グローバル・シリーズ コモディティ

クラスA(米ドル)受益証券	10億米ドル(約1,566億円)
クラスA(円)受益証券	1,000億円
クラスA(豪ドル)受益証券	10億豪ドル(約1,048億円)
クラスA(ユーロ)受益証券	10億ユーロ(約1,843億円)

グローバル・シリーズ ウェルス・プリザベーション

クラスA(ユーロ)受益証券	10億ユーロ(約1,843億円)
クラスA(円)受益証券	1,000億円
クラスA(米ドル)受益証券	10億米ドル(約1,566億円)
クラスA(豪ドル)受益証券	10億豪ドル(約1,048億円)
クラスA毎月分配型(ユーロ)受益証券	10億ユーロ(約1,843億円)
クラスA毎月分配型(円ヘッジなし)受益証券	1,000億円

(注)米ドル、豪ドルおよびユーロの円貨換算は、便宜上、2025年12月30日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=156.56円、1豪ドル=104.82円および1ユーロ=184.33円)による。

【縦覧に供する場所】 該当事項なし

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

シュローダー・セレクション(以下「ファンド」という。)

(Schroder Selection)

(2)【外国投資信託受益証券の形態等】

記名式無額面受益証券でユーロ・シリーズ ユーロ・ボンド、ユーロ・シリーズ ユーロ・エクイティおよびユーロ・シリーズ ユーロ・バランスについては、クラスA(ユーロ)受益証券およびクラスA(円)受益証券の2種類、ユーロ・シリーズ ヨーロピアン・サステナブルについては、クラスA(米ドル)受益証券、クラスA(ユーロ)受益証券およびクラスA(円)受益証券の3種類、ニューマーケット・シリーズ アジア・ボンドについては、クラスA(米ドル)受益証券、クラスA(円)受益証券、クラスA毎月分配型(米ドル)受益証券およびクラスA毎月分配型(円 ヘッジなし)受益証券の4種類、ニューマーケット・シリーズ エマージング・ボンド、ニューマーケット・シリーズ グレーター・チャイナ・エクイティおよびニューマーケット・シリーズ BIC・エクイティについては、クラスA(米ドル)受益証券およびクラスA(円)受益証券の2種類、グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールドについては、クラスA(米ドル)受益証券、クラスA(円)受益証券、クラスA(ユーロ)受益証券、クラスA(豪ドル)受益証券、クラスA毎月分配型(米ドル)受益証券、クラスA毎月分配型(円 ヘッジなし)受益証券、クラスA毎月分配型(ユーロ)受益証券およびクラスA毎月分配型(豪ドル)受益証券の8種類、グローバル・シリーズ イールド・エクイティについては、クラスA(米ドル)受益証券、クラスA(円)受益証券、クラスA(ユーロ ヘッジなし)受益証券、クラスA(豪ドル ヘッジなし)受益証券、クラスA毎月分配型(米ドル)受益証券、クラスA毎月分配型(円 ヘッジなし)受益証券、クラスA毎月分配型(ユーロ ヘッジなし)受益証券およびクラスA毎月分配型(豪ドル ヘッジなし)受益証券の8種類、グローバル・シリーズ コモディティについてはクラスA(米ドル)受益証券、クラスA(円)受益証券、クラスA(ユーロ)受益証券およびクラスA(豪ドル)受益証券の4種類、グローバル・シリーズ ウェルス・プリザベーションについては、クラスA(ユーロ)受益証券、クラスA(円)受益証券、クラスA(米ドル)受益証券、クラスA(豪ドル)受益証券、クラスA毎月分配型(ユーロ)受益証券およびクラスA毎月分配型(円 ヘッジなし)受益証券の6種類とする。(以下、各サブ・ファンドの各クラス受益証券を併せて「ファンド証券」、「受益証券」または「クラスA受益証券」ということがある。また、クラスA毎月分配型(米ドル)受益証券、クラスA毎月分配型(ユーロ)受益証券、クラスA毎月分配型(円 ヘッジなし)受益証券、クラスA毎月分配型(豪ドル)受益証券、クラスA毎月分配型(ユーロ ヘッジなし)受益証券およびクラスA毎月分配型(豪ドル ヘッジなし)受益証券について「毎月分配型受益証券」ということがある。さらに、各サブ・ファンドの各受益証券について通貨別に「米ドル建てクラス受益証券」、「ユーロ建てクラス受益証券」、「円建てクラス受益証券」もしくは「豪ドル建てクラス受益証券」、または「米ドル建て受益証券」、「ユーロ建て受益証券」、「円建て受益証券」もしくは「豪ドル建て受益証券」ということがある。)

ファンドは、サブ・ファンドであるユーロ・シリーズ ユーロ・ボンド、ユーロ・シリーズ ユーロ・バランス、ユーロ・シリーズ ユーロ・エクイティおよびユーロ・シリーズ ヨーロピアン・サステナブル(以上の各サブ・ファンドを総称して、「ユーロ・シリーズ」ということがある。)、ニューマーケット・シリーズ アジア・ボンド、ニューマーケット・シリーズ エマージング・ボンド、ニューマーケット・シリーズ グレーター・チャイナ・エクイティおよびニューマーケット・シリーズ BIC・エクイティ(以上の各サブ・ファンドを総称して、「ニューマーケット・シリーズ」ということがある。)ならびにグローバル・シリーズ グローバル・ハイイールド、グローバル・シリーズ イールド・エクイティ、グローバル・シリーズ コモディティおよびグローバル・シリーズ ウェルス・プリザベーション(以上の各サブ・ファンドを総称して、「グローバル・シリーズ」ということがある。)の合計12本のサブ・ファンドで構成されている。(以下、各サブ・ファンドを「サブ・ファ

ンド」という。なお、各サブ・ファンドの名称については、「ユーロ・シリーズ」、「ニューマーケット・シリーズ」、「グローバル・シリーズ」を省略することがある。))

日本国内においては、現在、ユーロ・シリーズ ユーロ・ボンド、ユーロ・シリーズ ユーロ・バランス、ユーロ・シリーズ ユーロ・エクイティ、ユーロ・シリーズ ヨーロピアン・サステナブル、ニューマーケット・シリーズ エマージング・ボンド、ニューマーケット・シリーズ グレーター・チャイナ・エクイティ、ニューマーケット・シリーズ B I C・エクイティおよびグローバル・シリーズ コモディティの各クラスA受益証券、ならびにニューマーケット・シリーズ アジア・ボンド、グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールド、グローバル・シリーズ イールド・エクイティおよびグローバル・シリーズ ウェルス・プリザベーションの各クラスA受益証券および各毎月分配型受益証券の募集が行われている。クラスB受益証券は、日本国内において2010年6月30日をもって募集が停止され、2016年6月30日をもって、すべての受益証券が同一サブ・ファンドのクラスA受益証券に自動転換された。

受益証券について、シュローダー・インベストメント・マネージメント(ヨーロッパ) エス・エイ(以下「管理会社」という。)の依頼により、信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供される予定の信用格付はない。

受益証券は、追加型である。

(3) 【発行(売出)価額の総額】

各クラス受益証券の上限見込額は以下の通りとする。

ユーロ・シリーズ ユーロ・ボンド	
クラスA(ユーロ)受益証券	10億ユーロ(約1,843億円)
クラスA(円)受益証券	1,000億円
ユーロ・シリーズ ユーロ・バランス	
クラスA(ユーロ)受益証券	10億ユーロ(約1,843億円)
クラスA(円)受益証券	1,000億円
ユーロ・シリーズ ユーロ・エクイティ	
クラスA(ユーロ)受益証券	10億ユーロ(約1,843億円)
クラスA(円)受益証券	1,000億円
ユーロ・シリーズ ヨーロピアン・サステナブル	
クラスA(米ドル)受益証券	10億米ドル(約1,566億円)
クラスA(ユーロ)受益証券	10億ユーロ(約1,843億円)
クラスA(円)受益証券	1,000億円

ニューマーケット・シリーズ アジア・ボンド

クラスA(米ドル)受益証券	10億米ドル(約1,566億円)
クラスA(円)受益証券	1,000億円
クラスA毎月分配型(米ドル)受益証券	10億米ドル(約1,566億円)
クラスA毎月分配型(円ヘッジなし)受益証券	1,000億円

ニューマーケット・シリーズ エマージング・ボンド

クラスA(米ドル)受益証券	10億米ドル(約1,566億円)
クラスA(円)受益証券	1,000億円

ニューマーケット・シリーズ グレーター・チャイナ・エクイティ

クラスA(米ドル)受益証券	10億米ドル(約1,566億円)
クラスA(円)受益証券	1,000億円

ニューマーケット・シリーズ B I C・エクイティ

クラスA(米ドル)受益証券	10億米ドル(約1,566億円)
クラスA(円)受益証券	1,000億円

グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールド

クラスA(米ドル)受益証券	10億米ドル(約1,566億円)
クラスA(円)受益証券	1,000億円
クラスA(豪ドル)受益証券	10億豪ドル(約1,048億円)
クラスA(ユーロ)受益証券	10億ユーロ(約1,843億円)
クラスA毎月分配型(米ドル)受益証券	10億米ドル(約1,566億円)
クラスA毎月分配型(円ヘッジなし)受益証券	1,000億円
クラスA毎月分配型(ユーロ)受益証券	10億ユーロ(約1,843億円)
クラスA毎月分配型(豪ドル)受益証券	10億豪ドル(約1,048億円)

グローバル・シリーズ イールド・エクイティ

クラスA(米ドル)受益証券	10億米ドル(約1,566億円)
クラスA(円)受益証券	1,000億円
クラスA(ユーロヘッジなし)受益証券	10億ユーロ(約1,843億円)
クラスA(豪ドルヘッジなし)受益証券	10億豪ドル(約1,048億円)
クラスA毎月分配型(米ドル)受益証券	10億米ドル(約1,566億円)
クラスA毎月分配型(円ヘッジなし)受益証券	1,000億円
クラスA毎月分配型(ユーロヘッジなし)受益証券	10億ユーロ(約1,843億円)
クラスA毎月分配型(豪ドルヘッジなし)受益証券	10億豪ドル(約1,048億円)

グローバル・シリーズ コモディティ

クラスA(米ドル)受益証券	10億米ドル(約1,566億円)
クラスA(円)受益証券	1,000億円
クラスA(豪ドル)受益証券	10億豪ドル(約1,048億円)
クラスA(ユーロ)受益証券	10億ユーロ(約1,843億円)

グローバル・シリーズ ウェルス・プリザベーション

クラスA(ユーロ)受益証券	10億ユーロ(約1,843億円)
クラスA(円)受益証券	1,000億円
クラスA(米ドル)受益証券	10億米ドル(約1,566億円)
クラスA(豪ドル)受益証券	10億豪ドル(約1,048億円)
クラスA毎月分配型(ユーロ)受益証券	10億ユーロ(約1,843億円)
クラスA毎月分配型(円ヘッジなし)受益証券	1,000億円

(注1) 米ドル、豪ドルおよびユーロの円貨換算は、便宜上、2025年12月30日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=156.56円、1豪ドル=104.82円および1ユーロ=184.33円)による。以下、米ドル、豪ドルおよびユーロの円貨表示は、特に記載がない限り、すべてこれによる。

(注2) ファンドは、ルクセンブルグ法に基づいて設定されているが、各受益証券は、米ドル建て、円建て、豪ドル建てまたはユーロ建てのため以下の金額表示は別段の記載がない限り各受益証券の基準通貨をもって行う。

(注3) 本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入してある。したがって、合計の数字が一致しない場合がある。また、円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入してある。したがって、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もある。

(4) 【発行(売出)価格】

名義書換事務代行会社が当該申込みを受領した取引日の1口当たりの純資産価格

(注1) 「取引日」とは、ルクセンブルグにおける銀行営業日で日本における金融商品取引業者の営業日をいう。ただし、12月24日がウィークデイである場合、当該日は取引日とはみなされない。

(注2) 1口当たりの純資産価格については、下記(8)申込取扱場所に問い合わせること。

(5) 【申込手数料】

クラスA受益証券の購入(申込み)にあたって、上限3.30%(税抜3.00%)の申込手数料が課される。申込手数料の詳細については、日本における販売会社または販売取扱会社(後記「(12)その他(口)引受等の概要」に定義されている。)に照会すること。

(注1) 管理会社、日本における販売会社または販売取扱会社が申込手数料について別途合意する場合には、それに従うものとし、上記と異なる取扱いをすることができる。

(注2) 上記申込手数料に関わる「税」とは、消費税および地方消費税を示す。

(注3) 申込手数料については、日本における販売会社または販売取扱会社の定める乗換優遇措置または償還乗換優遇措置を適用される場合がある。

(注4) 販売取扱会社である株式会社SMB C信託銀行(以下「SMB C信託銀行」という。)において、米ドル建て受益証券、ユーロ建て受益証券および豪ドル建て受益証券を円資金から該当通貨に交換したうえで申し込む場合、別途、為替手数料が片道1円/往復2円(上限)かかる。各販売会社における取扱いについては各販売会社へ問い合わせること。

(6) 【申込単位】

日本における販売会社または販売取扱会社が随時決定し、かつ申込人に申込前に通知する発行最低価額または口数とする。申込単位の詳細については、日本における販売会社または販売取扱会社に照会すること。

（ 7 ） 【 申 込 期 間 】

2026年4月1日（水曜日）から2027年3月31日（水曜日）まで。

ただし、取引日に申込みの取扱いが行われる。

（注1）申込受付は、通常、原則として取引日の午後3時30分（日本時間）までに、日本における販売会社または販売取扱会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込み受付分とする。なお、日本における販売会社または販売取扱会社によっては異なる場合があるので、詳細は日本における販売会社または販売取扱会社に確認されたい。当該受付時間を過ぎた場合には、翌営業日の取扱いとする。申込日が取引日でない場合、管理会社に対する購入申込みは、翌取引日の取扱いとする。ただし、日本における販売会社または販売取扱会社は、前記の受付時間以前に申込みの受付を締め切ることができる。

（注2）日本において申込みを取り扱うことが適当でないと代行協会員が判断する日（以下「取扱除外日」という。）には、例外として申込みの取扱いを行わない。

（注3）申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新される。

（ 8 ） 【 申 込 取 扱 場 所 】

申込取扱場所である日本における販売会社および販売取扱会社については、下記の照会先に問い合わせることができる。

シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社

ホームページ・アドレス：<http://www.schroders.co.jp/>

電話番号：03-5293-1323

受付時間：毎営業日の午前9時から午後5時まで

（注）販売取扱会社であるSMB C信託銀行においては、以下のとおり申込みを取扱う。

（ ）販売取扱会社であるSMB C信託銀行においては、累積投資コースによる申込みのみを受け付ける。なお、毎月分配型受益証券については、分配金受取コースによる申込みのみを受け付ける。

（ ）SMB C信託銀行の一部の支店等では取扱いを行わないこととしている場合がある。また、一部の支店等では、電話による申込みのみを受け付ける場合がある。

（ 9 ） 【 払 込 期 日 】

各申込受付日の申込金額等の支払は、受益証券買付申込みが受領または受領されたとみなされる取引日（同日を含まない。）から、原則として4取引日以内に行われる（以下「払込期日」という。）。ただし、日本における販売会社が投資者との間で別途取り決める場合を除く。なお、日本における販売会社または販売取扱会社の定めるところにより、上記の払込期日以前に申込金額等の支払を投資者に依頼する場合がある。販売取扱会社であるSMB C信託銀行は、通常、申込日に申込金額等の引落としを行う。

（ 1 0 ） 【 払 込 取 扱 場 所 】

上記「（ 8 ） 申込取扱場所」記載の申込取扱場所と同じ。

（ 1 1 ） 【 振 替 機 関 に 関 す る 事 項 】

該当事項なし。

（ 1 2 ） 【 その他 】

（イ）申込証拠金はない。

（ロ）引受等の概要

日本における各販売会社は、管理会社および販売取扱会社（もしあれば）との間の、日本におけるファンド証券の販売および買戻しに関する契約に基づき、ファンド証券の募集を行う。

日本における販売会社は、直接または他の販売・買戻取扱会社（以下「販売取扱会社」という。）を通じて間接に受けたファンド証券の買戻請求の管理会社への取次ぎを行う。

（注）販売取扱会社とは、販売会社または管理会社とファンド証券の取次業務にかかる契約を締結し、投資者からのファンド証券の申込みまたは買戻しを販売会社に取り次ぎ、投資者からの申込金額の受入れまたは投資者に対す

る買戻代金の支払等にかかる事務等を取り扱う取次金融商品取引業者および(または)取次登録金融機関をいう。

管理会社は、S M B C 日興証券株式会社をファンドに関して日本における管理会社の代行協会員に指定している。

(注) 代行協会員とは、外国投資信託受益証券の発行者と契約を締結し、受益証券1口当たりの純資産価格の公表を行い、また目論見書、決算報告書その他の書類を日本における販売会社または販売取扱会社に送付する等の業務を行う会社をいう。

(八) 申込みの方法

ファンド証券の申込みを行う投資者は、日本における販売会社または販売取扱会社と外国証券の取引に関する契約を締結する。このため、日本における販売会社または販売取扱会社は、「外国証券取引口座約款」その他所定の約款(以下「口座約款」という。)を投資者に交付し、投資者は、口座約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨を記載した申込書を提出する。投資者はまた、日本における販売会社または販売取扱会社と累積投資約款に基づく累積投資契約を締結することがある。詳しくは、日本における各販売会社または販売取扱会社に問い合わせること。受益証券の申込みは、申込期間における日本の金融商品取引業者の毎営業日に受け付ける。ファンドの資産の運用が円滑に行えるよう、申込みの受付は、日本において毎営業日の原則として午後3時30分(日本時間)までに、日本における販売会社または販売取扱会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込み受付分とし、当該受付時間を過ぎた場合には翌営業日の取扱いとする。なお、日本における販売会社または販売取扱会社によっては異なる場合があるので、詳細は日本における販売会社または販売取扱会社に確認されたい。ただし、日本における販売会社または販売取扱会社は、前記の受付時間以前に申込みの受付を締め切ることができる。また、継続申込期間中の取得申込みについて、申込日が取引日でない場合には、管理会社に対する発注は翌取引日の取扱いとする。

申込金額の支払は、各販売会社または販売取扱会社が定めるところにより、関連するサブ・ファンドの各クラスの通貨または日本円によるものとし、S M B C 信託銀行に対しては、原則として、関連するサブ・ファンドの各クラスの通貨により行われるものとする。

申込金額は、日本における販売会社により払込期日に保管受託銀行であるJ.P.モルガン・エスイー、ルクセンブルグ支店のファンド口座に円貨、ユーロ貨、米ドル貨または豪ドル貨で払い込まれる。

受益証券を買い付けるに際し、各投資者は、各投資者が米国の連邦所得税の目的における米国人でないこと、および各投資者が米国の連邦所得税の目的における米国人に対して受益証券を譲渡しないことを要する。

インターネット取引

インターネット取引による申込みの受付を行うか否かは、日本における各販売会社または販売取扱会社に問い合わせること。

販売取扱会社であるS M B C 信託銀行においては、インターネット取引による申込みを下記の要領で受け付ける。詳細はS M B C 信託銀行に問い合わせのこと。

a) 申込手数料

各受益証券について上記(5)記載の通り。ただし、同じシリーズ内の同じ表示通貨の異なる複数の受益証券について申込みをした場合であっても、申込手数料の算出にあたり各受益証券についての申込額を加算しない。

b) 申込単位

各受益証券について上記(6)記載の通り。

c) インターネット取引では受益証券の転換(以下「スイッチング」ということがある。)は取扱わない。

(二) 日本以外の地域における発行

該当事項なし。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

a. ファンドの形態

各サブ・ファンドは、アンブレラ・ファンドであるファンドのサブ・ファンドである。現在、ユーロ・シリーズ ユーロ・ボンド、ユーロ・シリーズ ユーロ・バランス、ユーロ・シリーズ ユーロ・エクイティ、ユーロ・シリーズ ヨーロピアン・サステナブル、ニューマーケット・シリーズ アジア・ボンド、ニューマーケット・シリーズ エマージング・ボンド、ニューマーケット・シリーズ グreater・チャイナ・エクイティ、ニューマーケット・シリーズ B I C・エクイティ、グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールド、グローバル・シリーズ イールド・エクイティ、グローバル・シリーズ コモディティおよびグローバル・シリーズ ウェルス・プリザベーションの12本のサブ・ファンドだけがファンドのサブ・ファンドである。

ファンドは、ルクセンブルグ大公国（以下「ルクセンブルグ」という。）の民法および投資信託に関する2010年12月17日法（改正済）（以下「2010年法」という。）の規定に基づき、管理会社および保管受託銀行の間で締結された約款にしたがってファンドの共有所有者（以下「受益者」という。）の利益のために運用されるアンブレラ・ファンドであるオープン・エンド型の共有持分型投資信託である。ファンドは、2010年法のパート の規定により規制される投資信託およびオルタナティブ投資ファンド運用会社に関する2013年7月12日法（改正済）（以下「2013年法」という。）第1条第39項に規定されるオルタナティブ投資ファンドとしての適格性を有する。ファンドのサブ・ファンドの受益証券は、需要に応じて、いつでも、その時の純資産価格で販売され、また、約款に基づき、受益者の要求に応じて、いつでも、その時の純資産価格で管理会社が買戻すという仕組みになっている。

管理会社は、随時、保管受託銀行の同意を得て、ファンドの英文目論見書にその別紙を追加することにより、他のサブ・ファンドを追加設立することができる。ファンドは、さらに、各サブ・ファンドについて数種のクラス受益証券を発行することができる。ファンド証券の発行限度額については特に定めがなく、随時発行することができる。

b. サブ・ファンドの目的および基本的性格

ユーロ・シリーズ ユーロ・ボンドの投資目的は、ルクセンブルグ法に基づき設定された投資信託で、譲渡性のある有価証券を投資対象とする投資信託（以下「UCITS」という。）に関する法律、規則および行政規定の調整に関する2009年7月13日付欧州議会および理事会指令2009/65/EC（改正済）（以下「EU指令2009/65/EC」という。）および2010年法のパート に基づきUCITSとしての資格を有するシュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンドのサブ・ファンドであるシュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・ユーロ・ボンドのクラス 受益証券に投資することにより元本の成長を追求することである。

ユーロ・シリーズ ユーロ・バランスの投資目的は、純資産総額の相当部分を、ルクセンブルグ法に基づき設定された投資信託で、EU指令2009/65/ECおよび2010年法のパート I に基づきUCITSとしての資格を有するシュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンドのサブ・ファンドであるシュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・ユーロ・ボンドのクラス I 受益証券およびシュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・ユーロ・エクイティのクラス I 受益証券にほぼ同じ割合で投資することにより元本の成長を追求することである。ユーロ・シリーズ ユーロ・バランスの投資資産の各マスター・ファンドにおける割合は、サブ・ファンドの純資産総額の40%および60%の間で変動する。

ユーロ・シリーズ ユーロ・エクイティの投資目的は、ルクセンブルグ法に基づき設定された投資信託で、EU指令2009/65/ECおよび2010年法のパート I に基づきUCITSとしての資格を有す

るシュロダー・インターナショナル・セレクション・ファンドのサブ・ファンドであるシュロダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・ユーロ・エクイティのクラスI 受益証券に投資することにより元本の成長を追求することである。

ユーロ・シリーズ ヨーロピアン・サステナブルの投資目的は、ルクセンブルグ法に基づき設定された投資信託で、EU指令2009/65/ECおよび2010年法のパート に基づきUCITSとしての資格を有するシュロダー・インターナショナル・セレクション・ファンドのサブ・ファンドであるシュロダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・ユーロピアン・サステナブル・エクイティのクラス 受益証券に投資することにより元本の成長を追求することである。

ニューマーケット・シリーズ アジア・ボンドの投資目的は、ルクセンブルグ法に基づき設定された投資信託で、EU指令2009/65/ECおよび2010年法のパート に基づきUCITSとしての資格を有するシュロダー・インターナショナル・セレクション・ファンドのサブ・ファンドであるシュロダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・アジア・ボンド・トータル・リターン of the クラス 受益証券に投資することにより元本の成長を追求することである。

ニューマーケット・シリーズ エマージング・ボンドの投資目的は、ルクセンブルグ法に基づき設定された投資信託で、EU指令2009/65/ECおよび2010年法のパート に基づきUCITSとしての資格を有するシュロダー・インターナショナル・セレクション・ファンドのサブ・ファンドであるシュロダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・エマージング・マーケット・デット・トータル・リターン of the クラス 受益証券に投資することにより元本の成長を追求することである。

ニューマーケット・シリーズ グレター・チャイナ・エクイティの投資目的は、ルクセンブルグ法に基づき設定された投資信託で、EU指令2009/65/ECおよび2010年法のパート に基づきUCITSとしての資格を有するシュロダー・インターナショナル・セレクション・ファンドのサブ・ファンドであるシュロダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・グレター・チャイナのクラス 受益証券に投資することにより元本の成長を追求することである。

ニューマーケット・シリーズ BIC・エクイティの投資目的は、ルクセンブルグ法に基づき設定された投資信託で、EU指令2009/65/ECおよび2010年法のパート に基づきUCITSとしての資格を有するシュロダー・インターナショナル・セレクション・ファンドのサブ・ファンドであるシュロダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・BIC(ブラジル・インド・中国)のクラス 受益証券に投資することにより元本の成長を追求することである。

グローバル・シリーズ グローバル・ハイイルドの投資目的は、ルクセンブルグ法に基づき設定された投資信託で、EU指令2009/65/ECおよび2010年法のパート に基づきUCITSとしての資格を有するシュロダー・インターナショナル・セレクション・ファンドのサブ・ファンドであるシュロダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・グローバル・ハイイルドのクラス 受益証券に投資することにより元本の成長を追求することである。

グローバル・シリーズ イールド・エクイティの投資目的は、ルクセンブルグ法に基づき設定された投資信託で、EU指令2009/65/ECおよび2010年法のパート に基づきUCITSとしての資格を有するシュロダー・インターナショナル・セレクション・ファンドのサブ・ファンドであるシュロダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・グローバル・エクイティ・イールドのクラス 受益証券に投資することにより元本の成長を追求することである。

グローバル・シリーズ コモディティの投資目的は、ルクセンブルグ法に基づき設定された投資信託で、EU指令2009/65/ECおよび2010年法のパート に基づきUCITSとしての資格を有するシュロダー・インターナショナル・セレクション・ファンドのサブ・ファンドであるシュロダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・コモディティのクラス 受益証券に投資することにより、元本の成長を追求することである。

グローバル・シリーズ ウェルス・プリザベーションの投資目的は、ルクセンブルグ法に基づき設定された投資信託で、EU指令2009/65/ECおよび2010年法のパート に基づきUCITSとしての資格を有するシュロダー・インターナショナル・セレクション・ファンドのサブ・ファンドであるシュロダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・インフレーション・プラスのクラ

ス 受益証券に投資することにより、ユーロ建てで3年から5年以上にわたる期間において、インフレ調整後のプラスの実質リターンを維持し、追求することである。

各サブ・ファンドは、ファンド・オブ・ファンズの形態をとっている。

(2) 【ファンドの沿革】

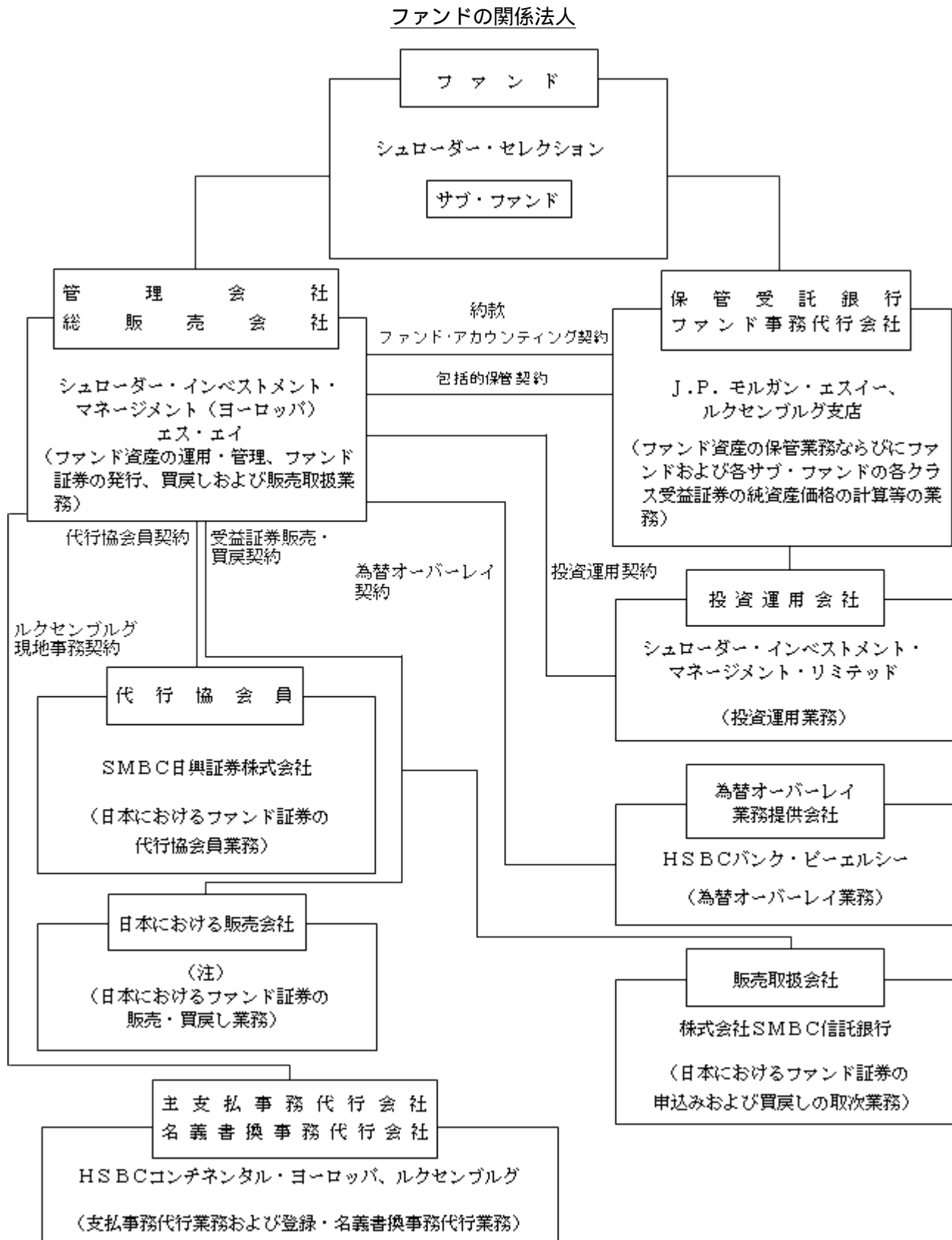
- 1991年 8月23日 管理会社の設立
- 2002年11月 7日 ファンド約款締結(2002年12月 2日効力発生)
- 2002年12月20日 ユーロ・シリーズの各サブ・ファンドの運用開始(設定日)
- 2004年 4月30日 ニューマーケット・シリーズ アジア・ボンド(ただし、クラスA毎月分配型(米ドル)受益証券およびクラスA毎月分配型(円 ヘッジなし)受益証券を除く。)、ニューマーケット・シリーズ エマージング・ボンドおよびニューマーケット・シリーズ グレーター・チャイナ・エクイティの各サブ・ファンドの運用開始(設定日)
- 2004年11月30日 ニューマーケット・シリーズ アジア・ボンド(ただし、クラスA毎月分配型(米ドル)受益証券およびクラスA毎月分配型(円 ヘッジなし)受益証券を含む。)の運用開始(ニューマーケット・シリーズ アジア・ボンドのクラスA毎月分配型(米ドル)受益証券およびクラスA毎月分配型(円 ヘッジなし)受益証券の設定日)
- 2005年 9月30日 グローバル・シリーズ ウェルス・プリザベーション(旧「ニューマーケット・シリーズ コンバージング・ヨーロッパ・ボンド」)(ただし、クラスA(米ドル)受益証券およびクラスA(豪ドル)受益証券を除く。)の運用開始(設定日)
- 2005年10月25日 ファンド改訂約款締結(2005年11月 4日効力発生)
- 2006年 7月31日 ニューマーケット・シリーズ B I C・エクイティ(旧「ニューマーケット・シリーズ B R I C・エクイティ」)およびグローバル・シリーズ イールド・エクイティ(ただし、クラスA(ユーロ ヘッジなし)受益証券、クラスA(豪ドル ヘッジなし)受益証券、クラスA毎月分配型(ユーロ ヘッジなし)受益証券およびクラスA毎月分配型(豪ドル ヘッジなし)受益証券を除く。)の各サブ・ファンドの運用開始(設定日)
- 2008年 6月16日 ファンド改訂約款締結(2008年 7月 1日効力発生)
- 2008年 7月 1日 管理会社の変更
- 2009年 5月28日 グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールド(ただし、毎月分配型受益証券を除く。)の運用開始(設定日)
- 2010年 2月22日 ファンド改訂約款締結(2010年 3月13日効力発生)
- 2010年 3月31日 グローバル・シリーズ イールド・エクイティ(ただし、クラスA(ユーロ ヘッジなし)受益証券、クラスA(豪ドル ヘッジなし)受益証券、クラスA毎月分配型(ユーロ ヘッジなし)受益証券およびクラスA毎月分配型(豪ドル ヘッジなし)受益証券を含む。)、グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールド(ただし、毎月分配型受益証券を含む。)ならびにグローバル・シリーズ コモディティの各サブ・ファンドの運用開始(グローバル・シリーズ イールド・エクイティのクラスA(ユーロ ヘッジなし)受益証券、クラスA(豪ドル ヘッジなし)受益証券、クラスA毎月分配型(ユーロ ヘッジなし)受益証券およびクラスA(豪ドル ヘッジなし)、グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールドの毎月分配型受益証券ならびにグローバル・シリーズ コモディティの設定日)
- 2011年10月20日 ファンド改訂約款締結(2011年10月28日効力発生)
- 2013年 7月 1日 ニューマーケット・シリーズ コンバージング・ヨーロッパ・ボンドの名称を「グローバル・シリーズ ウェルス・プリザベーション」に変更

グローバル・シリーズ ウェルス・プリザベーション(ただし、クラスA(米ドル)受益証券およびクラスA(豪ドル)受益証券を含む。)の運用開始(グローバル・シリーズ ウェルス・プリザベーションのクラスA(米ドル)受益証券およびクラスA(豪ドル)受益証券の設定日)

- | | |
|------------|---|
| 2014年7月17日 | ファンドの改訂約款締結(2014年7月17日効力発生) |
| 2016年2月25日 | ファンドの改訂約款締結(2016年3月15日効力発生) |
| 2016年4月12日 | ユーロ・シリーズ ヨーロピアン・サステナブル(旧「ユーロ・シリーズ ヨーロピアン・オポチュニティ」)の運用開始(設定日) |
| 2021年3月31日 | ユーロ・シリーズ ヨーロピアン・オポチュニティの名称を「ユーロ・シリーズ ヨーロピアン・サステナブル」に変更 |
| 2022年3月16日 | ファンドの改訂約款締結(2022年3月31日効力発生) |
| 2023年6月30日 | ニューマーケット・シリーズ B R I C・エクイティの名称を「ニューマーケット・シリーズ B I C・エクイティ」に変更 |
| 2025年12月2日 | ファンドの改訂約款締結(2025年12月2日効力発生) |

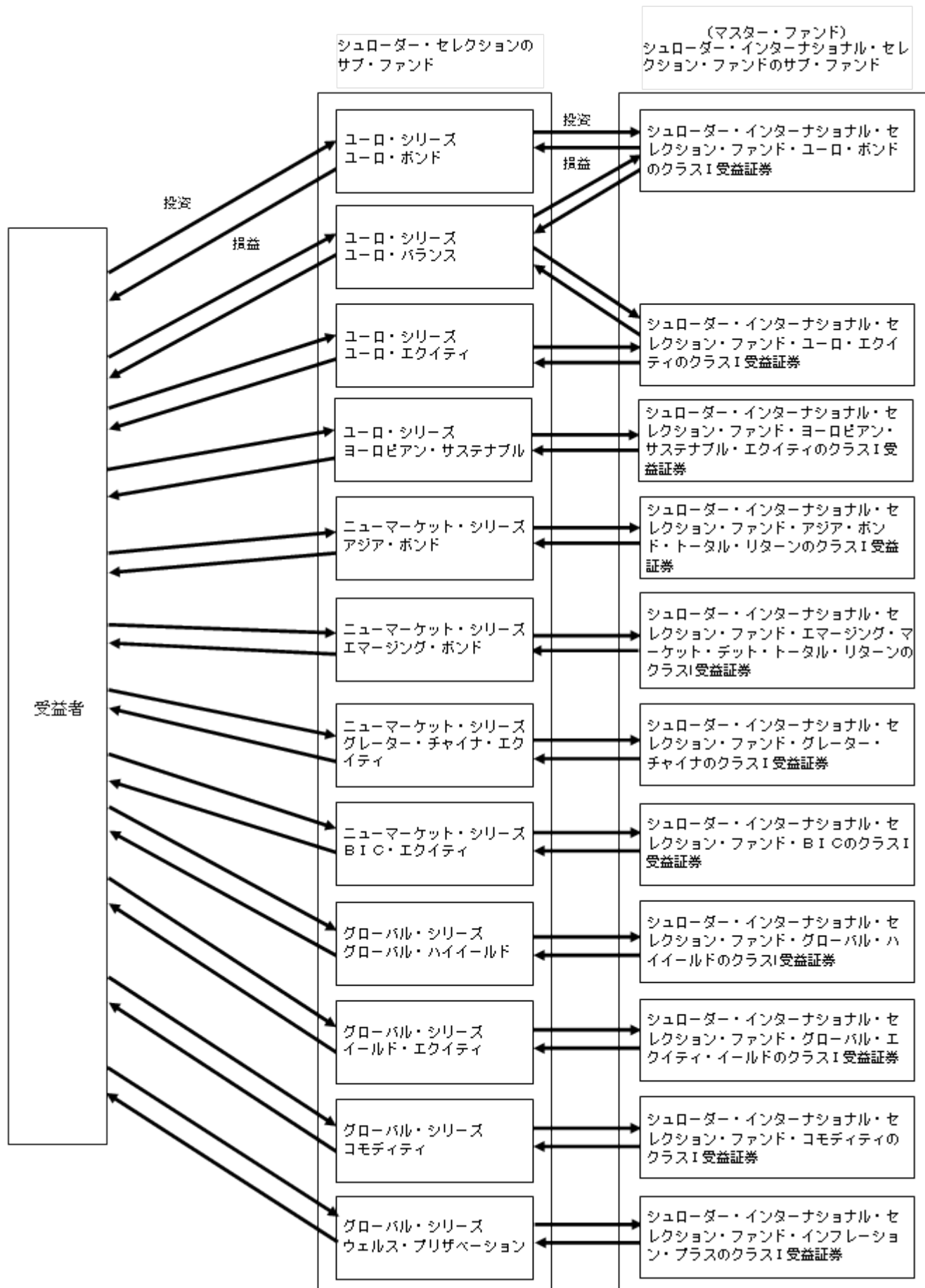
(3) 【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み



(注) 日本における販売会社に関しては、前記「第一部 証券情報、(8) 申込取扱場所」を参照のこと。なお、すべての日本における販売会社は、販売取扱会社である株式会社SMB C 信託銀行と受益証券販売・買戻し契約を締結するものではない。

各サブ・ファンドは、ファンド・オブ・ファンズとして以下の仕組みを有している。



管理会社とファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割および契約等の概要

名称	ファンド運営上の役割	契約等の概要
シュローダー・インベストメント・マネージメント（ヨーロッパ）エス・エイ (Schroder Investment Management (Europe) S.A.)	管理会社 総販売会社	2002年11月7日付で保管受託銀行との間でファンド約款（直近では2025年12月2日改正済）を締結。ファンド資産の運用・管理、ファンド証券の発行、買戻し、ファンドの終了等について規定している。
J.P.モルガン・エスイー、ルクセンブルグ支店 (J.P. Morgan SE, Luxembourg Branch)	保管受託銀行 ファンド事務代行会社	2002年11月7日付で管理会社および投資運用会社との間で包括的保管契約（2008年7月1日および2014年7月2日改正済）（注1）を締結。2003年1月8日付で管理会社との間でファンド・アカウンティング契約（2008年7月1日改正済）（注2）を締結。ファンド資産の保管業務、ファンド証券の純資産価格の計算、ファンドに関する事務代行業務について規定している。
シュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッド (Schroder Investment Management Limited)	投資運用会社	2008年7月1日付で管理会社との間で投資運用契約（注3）を締結。
H S B C コンチネンタル・ヨーロッパ、ルクセンブルグ (HSBC Continental Europe, Luxembourg)	主支払事務代行会社 名義書換事務代行会社	2019年7月1日付で管理会社との間でルクセンブルグ現地事務契約（注4）を締結。登録・名義書換事務代行業務について規定している。ルクセンブルグ現地事務契約は、シュローダー・アドミニストレーション・リミテッドおよびH S B Cバンク・ピーエルシー間で2019年4月1日付で締結されたグローバル名義書換事務代行契約（注5）に基づいている。
H S B Cバンク・ピーエルシー (HSBC Bank Plc)	為替オーバーレイ業務 提供会社	2019年3月4日付で管理会社との間で為替オーバーレイ契約（注6）を締結。為替オーバーレイ業務提供会社による為替取引の設定および執行業務について規定している。
S M B C日興証券株式会社	代行協会員	2010年2月15日付で管理会社との間で代行協会員契約（改正済）（注7）を締結。日本における代行協会員業務について規定している。
日本における販売会社（注9）		管理会社および販売取扱会社（もしあれば）との間で受益証券販売・買戻契約（改正済）（注8）を締結。日本における受益証券の販売・買戻し取扱い業務について規定している。

（注1）包括的保管契約とは、管理会社によって資産の保管会社として任命された保管受託銀行が有価証券の保管、引渡しおよび登録等ファンド資産の保管業務を行うことを約する契約である。

（注2）ファンド・アカウンティング契約とは、ファンドによって任命されたJ.P.モルガン・エスイー、ルクセンブルグ支店が一定のファンド・アカウンティング・サービスを提供することを約する契約である。

（注3）投資運用契約とは、管理会社によって任命された投資運用会社が、ファンド資産の投資運用に関する役務の提供を行うことを約する契約である。

（注4）ルクセンブルグ現地事務契約とは、管理会社によって任命されたH S B C コンチネンタル・ヨーロッパ、ルクセンブルグが支払事務代行業務および登録・名義書換事務代行業務を行うことを約する契約である。

（注5）グローバル名義書換事務代行契約はシュローダーのグループ会社とH S B Cのグループ会社間で締結される現地事務について定めた契約である。

（注6）為替オーバーレイ契約とは、管理会社によって任命されたH S B Cバンク・ピーエルシーがファンドに対して為替オーバーレイ業務を提供することを約する契約である。

（注7）代行協会員契約とは、管理会社によって任命された日本における代行協会員がファンド証券に関する目論見書の配布、ファンド証券1口当たりの純資産価格の公表ならびに日本の法令および日本証券業協会規則により作成を要する運用報告書等の文書の配布等を行うことを約する契約である。

- (注8) 受益証券販売・買戻契約とは、管理会社によって任命された日本における販売会社が、ファンド証券の日本における募集の目的で管理会社から交付を受けたファンド証券を日本の法令・規則および目論見書に準拠して販売することを約する契約である。
- (注9) 前記「第一部 証券情報、(8) 申込取扱場所」を参照のこと。

管理会社の概況

() 設立準拠法

管理会社は、ルクセンブルグにおける1915年8月10日付商事会社法（改正済）（以下「1915年法」という。）に基づき、ルクセンブルグにおいて1991年8月23日に株式会社として設立された。管理会社は、(a) 2010年法第15章に基づき、管理会社として認可されており、管理会社として投資信託に対して運用業務を提供しており、さらに(b) 2013年法に基づく、オルタナティブ投資ファンド運用会社（以下「AIFM」という。）としても認可されている。管理会社の登記上の事務所は、ルクセンブルグ大公国 セニンガーベルグ L-1736 ハーヘンホフ通り5番にある。管理会社は、ルクセンブルグの商業・法人登記簿にR.C.S. B37799として登録されている。

1915年法は、設立、運営等商事会社に関する基本的事項を規定している。

() 事業の目的

管理会社の主要目的は、以下のとおりである。

- 1) EU指令2009/65/ECに従い認可を受けたルクセンブルグ籍および外国籍のUCITSの運用ならびに2010年法第101条第(2)項および別紙 に基づくルクセンブルグ籍および外国籍のその他の投資信託（以下「UCI」という。）の更なる運用。
- 2) 2013年法第5条第(2)項および別紙 に基づく、オルタナティブ投資ファンド運用会社に関する2011年6月8日付欧州議会および欧州理事会指令2011/61/EU（以下「AIFMD」という。）の意味の範囲内におけるルクセンブルグ籍および外国籍のオルタナティブ投資ファンド（以下「AIF」という。）向けの運用、管理、販売活動業務およびAIFの資産に係るその他の事業の遂行。

また、管理会社は、(a) 顧客毎に一任ベースで行う投資ポートフォリオの運用業務、(b) 2010年法第101条第(3)項および2013年法第5条第(4)項の投資助言業務および(c) 2013年法第5条第(4)項の金融商品に関する注文の受理および発注業務を提供する。

管理会社は、上記の運用、管理および販売活動業務を、自らが業務（所在地事務および管理支援業務を含む。）提供を行うUCITS、UCIおよびAIFの子会社にも提供することができる。

管理会社は、自由な業務提供および/または支店開設を通じて、ルクセンブルグ国外において許可を受けた事業を遂行することができる。

管理会社は、一般的に、2010年法、2013年法およびその他の適用ある法令により認められる最大限の範囲で、自らがUCITS、UCIおよびAIFに提供する業務に関連するあらゆる行為を行うことならびに顧客毎に一任ベースで行う投資ポートフォリオの運用を行うことができる。

管理会社は、自らの目的の達成に直接もしくは間接的に関連し、ならびに/またはこれに有用および/もしくは必要とみなされるあらゆる行為を遂行することができる。ただし、2010年法および2013年法の定める制限の範囲内かつこれらにより認められる最大限の範囲に限定されるものとする。

管理会社は、ファンドの管理会社およびAIFMとして、ファンドに関するポートフォリオ運用およびリスク管理、中央管理事務、受益者登録、取引ならびに販売促進機能について責任を負う。

() 資本金の額

管理会社の資本金は14,628,830.98ユーロ（約26億9,653万円）で、2025年12月末日現在全額払込済である。なお、記名式無額面株式18,733株を発行済である。

() 会社の沿革

1991年8月23日 設立

2018年6月27日 「シュローダー・インベストメント・マネージメント（ルクセンブルグ）エス・エイ」から「シュローダー・インベストメント・マネージメント（ヨーロッパ）エス・エイ」に社名変更

() 大株主の状況

名称	住所	所有株式数	比率
シュローダー・インターナショナル・ファイナンス・ピー・ヴィー (Schroder International Finance BV)	英国 EC2Y 5AU ロンドン ロンドン・ウォール・プレイス1 (1 London Wall Place London, EC2Y 5AU United Kingdom)	18,733株	100%

（４）【ファンドに係る法制度の概要】

（ ） 準拠法の名称

ファンドの設定準拠法は、ルクセンブルグの民法である。

また、ファンドは、2010年法、勅令、金融監督委員会（Commission de Surveillance du Secteur Financier）（以下「CSSF」という。）の告示等の規則に従っている。

（ ） 準拠法の内容

民法

ファンドは、法人格を持たず、加入者の累積投資からなる財産集合体である。加入者はその投資によって平等に利益および残余財産の分配を請求する権利を有する。ファンドは会社として設立されていないので、個々の投資者は株主ではなく、その権利は受益者と管理会社との契約関係に基づいた契約上のものであり、この関係は、一般の契約法（すなわち、民法第1134条、1710条、1779条、1787条および1984条）および下記の2010年法に従っている。

2010年法

2010年法は、EU指令2009/65/ECの規定をルクセンブルグ国内法として制定し、また、ルクセンブルグの投資信託制度についての他の改正を盛り込んだものである。

1) 2010年法は、5つのパートから構成されている。

パート UCITS

パート その他の投資信託

パート 外国の投資信託

パート 管理会社

パート UCITSおよびその他の投資信託に適用される一般規定

2010年法は、パート が適用される「譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託」とパート が適用される「その他の投資信託」を区分して取り扱っている。

2) 欧州連合（以下「EU」という。）のいずれか一つの加盟国内に登録され、2010年法パートに基づき譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託（「パート UCITS」）としての適格性を有しているすべてのファンドは、他の加盟国（2010年法において定義される。）において、適用あるEU指令が当該国において立法化されている限度において、その投資証券または受益証券を自由に販売することができる。

3) 2010年法第2条第2項は、同法第3条を前提条件として、パート UCITSとみなされる投資信託を、以下のように定義している。

A. 公衆から調達した投資元本を譲渡性のある証券または2010年法第41条第1項に記載されるその他の流動性のある金融資産に投資し、かつリスク分散の原則に基づき運営することを唯一の目的とする投資信託。

B. 投資信託証券が、所持人の請求に応じて、投資信託の資産から直接または間接に買い戻される投資信託。投資信託証券の証券取引所での価格がその純資産価格と著しい差異を生じることがないようにするためのUCITSの行為は、かかる買い戻しに相当するとみなされる。

2013年法

1) 2013年法は、AIFMを主に規制するが、運用者だけではなく運用者が管理する投資ピークル（AIF）にも影響を及ぼす多くの規定から成る。

2013年法は、AIFMDを施行し、とりわけ、()2010年法、()特別投資ファンド（SIF）に関するルクセンブルグ法および()リスクキャピタル投資会社（SICAR）に関するルクセンブルグ法を修正し、AIFMDから生じるかかる法律の「商品」要件を反映した。

2) 2013年法は、

- () 投資者の利益のために明確な投資方針に従って投資する目的で、多くの投資家から資金を調達し、
- () E U 指令2009 / 65 / E C に従った承認を要しない(すなわち、U C I T S としての資格を有しない) 投資コンパートメントを含む投資信託としてA I F を定義する。

3) 2013年法は、A I F の販売に関する規定も含んでいる。A I F M が2013年法に基づき権限を付与された場合、当該A I F M は、簡易な規制者間の通知手段を利用し、A I F の投資証券または受益証券を他のE U 加盟国で販売することができる。

適用法および管轄

約款は、ルクセンブルグの法律に準拠しており、受益者、管理会社および保管受託銀行間に生じた紛争は、ルクセンブルグの地方裁判所の管轄権に服する。

申込書類は、受益者のファンドへの投資またはこれに類似の方法に起因もしくは関連して発生するあらゆる紛争または請求の解決について、ルクセンブルグの裁判所の専属的管轄権に服する。

民事および商事事件に係る管轄ならびに判決の承認および執行に関する2012年12月12日付欧州議会および理事会規則(E U) 1215 / 2012に従い、欧州連合加盟国において下された判決は、原則として(規則(E U) 1215 / 2012に一部例外が規定されている。)、同判決が当該加盟国において執行可能である場合、特別手続を要することなく、他の欧州連合加盟国において承認され、また、執行可能の宣言を要することなく、他の欧州連合加盟国において執行可能である。

前述に関わらず、管理会社および保管受託銀行は、自らおよびファンドにつき、ファンドの受益証券が募集および販売される国の居住者である投資者による請求に関しては、当該国の裁判管轄権に、ならびに当該国の居住者である受益者による申込みおよび買戻しに関連する事項に関しては、当該国の法律に服することができる。

管理会社または保管受託銀行に対する受益者の請求は、当該請求を生じさせる事由発生日の5年後に失効する。

(5) 【開示制度の概要】

ルクセンブルグにおける開示

() C S S F に対する開示

ルクセンブルグ内において、またはルクセンブルグからルクセンブルグ外の公衆に対しファンド証券を公募する場合は、C S S F への登録およびその承認が要求される。いずれの場合でも、目論見書、年次財務報告書および半期財務報告書等をC S S F に提出しなければならない。

さらに、後記「(6) 監督官庁の概要() 財務状況およびその他の情報に関する監査」に記載したように、年次財務報告書に含まれている年次財務書類は、公認監査人(reviseur d'entreprises agréé)により監査され、C S S F に提出されなければならない。ファンドの公認監査人は、ケーピーエムジー オーディット エス・アー・エール・エル(KPMG Audit S.à r.l.)である。さらに、ファンドは、C S S F のC S S F 告示15 / 627に基づき、C S S F に対して、月次報告書を提出することを要求されている。

() 受益者に対する開示

受益者は、ファンドの年次財務報告書(監査済)および半期財務報告書(未監査)を管理会社および保管受託銀行の登記上の事務所において無料で入手することができる。

受益証券の日々の純資産価格、サブ・ファンドの過去のパフォーマンス、受益証券の発行価格および買戻価格ならびにその評価の停止を含む、ファンドに関して公表されるべきその他の金融情報は、管理会社のウェブサイト上で、および要求に応じてその登記上の事務所において公衆縦覧される。

受益者は、管理会社、投資運用会社、保管受託銀行、ファンドの監査人または管理会社により随時選任される管理会社の他の業務提供会社に対し、何らの直接的な契約上の権利をも有しないものとする。2010年法および2013年法に従い、保管受託銀行の受益者に対する責任は、管理会社を介し

て生ずるものとする。管理会社が、保管受託銀行の受益者に対する責任について記載した受益者からの書面通知にもかかわらず、これを受益者から受領してから翌3か月以内に是正行為を怠った場合、当該受益者は、保管受託銀行の責任を直接的に生じさせることができる。

A I F M D、2012年12月19日付欧州委員会委任規則231 / 2013（以下「A I F M規則」という。）および2013年法ならびにこれらに関連して発布される欧州またはルクセンブルグの規制ガイドライン（以下「A I F M関連規則」という。）により要求される場合および該当する場合、ファンドの年次および半期報告書の開示により以下の情報が受益者に対して定期的に提供され、またはその重要性から判断された場合には、受益者に別途通知される。

- ・流動性不足の性質に起因する特別の契約に従うサブ・ファンドの資産の比率
- ・サブ・ファンドの流動性の管理を目的とする新規の契約（特別の契約であるか否かを問わない。）（A I F M D第16条第（1）項に言及され、かつ、A I F M規則第106条第（1）項に従い重大とされる、後記「3 投資リスク リスクに対する管理体制」の項の「流動性リスク管理」に明記される流動性管理システムおよび手順への変更を含む。）
- ・サブ・ファンドの現在のリスク特性および管理会社がかかるリスクを管理するために用いるリスク管理システム
- ・レバレッジ契約に基づき差し入れられる担保または何らかの保証を再利用する権利ならびに管理会社がサブ・ファンドのために用いることのできるレバレッジの最大レベルの変更
- ・サブ・ファンドが用いるレバレッジの合計額

管理会社がゲート、サイド・ポケットもしくは類似の特別の契約を発動した場合または管理会社が買戻しの停止を決定した場合、管理会社は、後記「第2 管理及び運営 4 資産管理等の概要（1）資産の評価（）純資産価格の決定の停止」の項に記載されることに従い、これにより影響を受ける受益者に直ちに通知を行うものとする。責任からの解放に関して保管受託銀行との間で合意した責任契約への何らかの変更もまた、適用ある法令により要求される範囲において、かつ、これに従って受益者に対して遅滞なく通知されるものとする。

管理会社はまた、要求に応じ、（）利益相反に関し、関連するすべての情報（2013年法別紙に記載される職務の委任に起因して生じることがある利益相反または2013年法第13条第1項および第13条第2項に基づき投資家に伝達されるべき利益相反の記述等）、（）サブ・ファンドが毎年支払う報酬の最大限度額、（）2013年法上の業務に起因して生じる潜在的な責任リスクを補填するために選択された方法、（）担保および資産の再利用（レバレッジ契約に基づき差し入れられる担保または保証を再利用する権利を含む。）に関する契約、（）一定の受益者に付与される優遇措置に関する情報、ならびに（）各サブ・ファンドのリスク特性を含む、2013年法に基づき投資家に提供されるべきすべての情報を、自らの登記上の事務所において縦覧に供する。保管受託銀行が利用する副保管受託銀行の一覧は、受領次第管理会社の登記上の事務所において縦覧に供される。

なお、約款の全文（その変更を含む。）はルクセンブルグの商業および法人登録機関または管理会社の登記上の事務所において閲覧することができ、その写しを入手することができる。

受益者に対する通知は、受益者名簿記載の住所宛に各受益者に送付される。必要とみなされる場合、またはルクセンブルグの法律で求められる場合は、ルクセンブルグのルクイ・エレクトロニック・デ・ソシエテ・エ・アソシアシオン（Recueil Electronique des Sociétés et Associations）（以下「RESA」という。）および新聞一紙に公告される。

（）S F D Rおよびタクソノミー（注）

環境および社会的特性または持続可能な投資目的を有するサブ・ファンドに関する情報は、S F D Rおよび欧州委員会委任規則2022 / 1288に従い、別紙 に記載されている。

主要な悪影響に関する留意事項

環境および/もしくは社会的特性または持続可能な投資目的を有する各サブ・ファンドは、持続可能性要因への主要な悪影響を考慮しているか、また、その方法を別紙 の各サブ・ファンドの契約前開示事項において開示している。主要な悪影響はサブ・ファンドの関連する投資運用会社により、その投資プロセスの一環として検討される。これは、様々な方法があり得るが、例えば、その主要な悪影響を軽減するために、指標の値を使用して保有先に対してエンゲージメントを行うこ

とが含まれる場合がある。さらに、該当する場合、投資運用会社はシュローダーの独自のツールにより持続可能性に対する主要な悪影響指標に関するデータを入手可能である。すべての主要な悪影響指標が、すべてのサブ・ファンドに等しく該当するわけではなく、各サブ・ファンドについて同様に評価することはできない。持続可能性に対する主要な悪影響指標に関するサブ・ファンド・レベルのデータは、欧州ESGテンプレート(EET)を通じて入手可能である。該当する場合には、持続可能性要因への主要な悪影響に関する情報も、サブ・ファンドの年次報告書で開示される。本書の日付現在、他のすべてのサブ・ファンドは、それらのサブ・ファンドの投資方針が環境および/または社会的特性を促進するものではないため、持続可能性要因への主要な悪影響を考慮していない。ただし、今後見直される可能性がある。

タクソノミー

タクソノミーの目的上、サブ・ファンドの投資対象は環境的に持続可能な経済活動に関するEU基準を考慮しない。環境および/もしくは社会的特性、または持続可能な投資目的を有する各サブ・ファンドに関する詳細な情報は、別紙の各サブ・ファンドの契約前開示事項の関連項目を参照のこと。

(注) SFDRとは、金融サービス・セクターのサステナビリティ関連開示に関する2019年11月27日付欧州議会および欧州理事会規則(EU)2019/2088をいう(以下「規則(EU)2019/2088」ということがある。)。また、タクソノミーとは、持続可能な投資を促進するための体制の整備に関する2020年6月18日付欧州議会および欧州理事会規則(EU)2020/852をいう(以下「規則(EU)2020/852」ということがある。)。以下同じ。

日本における開示

() 監督官庁に対する開示

1) 金融商品取引法上の開示

管理会社は日本における1億円以上のファンド証券の募集をする場合、有価証券届出書を関東財務局長に提出しなければならない。投資者およびその他希望する者は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含む。)(以下「金融商品取引法」という。)に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム(EDINET)等においてこれを閲覧することができる。

ファンド証券の日本における販売会社または販売取扱会社は、交付目論見書(金融商品取引法の規定により、あらかじめまたは同時に交付しなければならない目論見書をいう。)を投資者に交付する。また投資者から請求があった場合は、請求目論見書(金融商品取引法の規定により、投資者から請求された場合に交付しなければならない目論見書をいう。)を交付する。

管理会社は、その財務状況等を開示するために、ファンドの各事業年度終了後6か月以内に有価証券報告書を、また、ファンドの各半期終了後3か月以内に半期報告書を、さらに、ファンドに関する重要な事項について変更があった場合にはそのつど臨時報告書を、それぞれ関東財務局長に提出する。投資者およびその他希望する者は、これらの書類をEDINET等において閲覧することができる。

2) 投資信託及び投資法人に関する法律上の届出等

管理会社は、ファンド証券の募集の取扱等を行う場合、あらかじめ、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号。その後の改正を含む。)(以下「投信法」という。)に従い、ファンドにかかる一定の事項を金融庁長官に届け出なければならない。また、ファンドの約款を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨およびその内容を金融庁長官に届け出なければならない。さらに、管理会社は、ファンドの資産について、ファンドの各計算期間終了後遅滞なく、投信法に従って、一定の事項につき交付運用報告書および運用報告書(全体版)を作成し、金融庁長官に提出しなければならない。

() 日本の受益者に対する開示

管理会社は、約款を変更しようとする場合であって、その変更の内容が重大なものである場合またはファンドが他の信託と併合しようとする場合には、日本の知れている受益者に対し、書面をもって通知しなければならない。かかる書面による通知には変更の内容および理由ならびに変更に

関する情報を記載しなければならない。かかる通知は当該変更の2週間前までに発しなければならない。

管理会社からの通知等で受益者の地位に重大な影響をおよぼす事実は日本における販売会社または販売取扱会社を通じて日本の受益者に通知される。

上記のファンドの交付運用報告書は、日本の知れている受益者に送付され、運用報告書（全体版）は代行協会のホームページにおいて提供される。

（6）【監督官庁の概要】

管理会社およびファンドはC S S Fの監督に服している。

監督の主な内容は次の通りである。

（ ）登録の届出の受理

ルクセンブルグに所在するすべての規制される投資信託は、C S S Fの監督に服し、C S S Fに登録しなければならない。

EU加盟国の監督官庁により認可されているUCITSは、EU指令2009/65/EC（改正済）の要件に適合しなければならない。ルクセンブルグ以外の国で設立されたUCITSは、ルクセンブルグの金融機関をUCITSの支払代理人として任命し、UCITS所在国の所轄官庁がいわゆる通知手続きに基づきC S S Fに所定の書類を提出することで、ルクセンブルグ国内においてその投資信託証券を販売することができる。UCITS所在国の所轄官庁からC S S Fに対して通知が送付された旨の連絡を受けた時に、当該UCITSはルクセンブルグにおいて販売が可能となる。

ファンドは、2010年法上のパート の投資信託として設定されており、受益証券はEU加盟国において公衆に対して販売されない。よって、パッケージ型リテール投資商品および保険ベース投資商品（以下「PRIIPs」という。）の重要情報文書（以下「KID」という。）に関するEU規則1286/2014に規定のPRIIPs KIDは、発行されない。

ファンドは、2010年法第88 - 1条に基づき、AIFM関連規則ならびにAIFM関連規則を施行するルクセンブルグの法規制に基づくオルタナティブ投資ファンドとしての適格性を有する。

外国法に準拠して設立され、運営されているオープン・エンド型の投資信託は、ルクセンブルグにおいて、またはルクセンブルグから一般投資家に対して販売するためには、投資家の保護を確保するために、設立国において、法律に定められた監督官庁による恒久的監督に服していなければならない。さらに、当該投資信託は、2010年法に規定されるものと同等とC S S Fが思料する監督に服していなければならない。

ルクセンブルグにおける適格機関投資家に対するEUおよびEU圏外のオルタナティブ投資ファンドの販売は、AIFM関連規則に規定される適用ある条項、さらにAIFM関連規則を施行するルクセンブルグの法規制に基づき行われる。

（ ）登録の拒絶または取消し

投資信託が適用ある法令、告示を遵守しない場合、登録が拒絶されまたは取消されうる。

また、管理会社の役員または取締役がC S S Fにより要求される専門的能力および信用についての十分な保証の証明をしない場合、登録は拒絶されうる。

登録が取消された場合、投資信託がルクセンブルグの投資信託の場合はルクセンブルグの地方裁判所の決定により解散および清算されうる。

（ ）目論見書等に対する査証の交付

投資信託証券の販売に際し使用される目論見書およびその他特定の書類（要求される場合）は、事前にC S S Fに提出されなければならない。C S S Fは、書類が適用ある法律、規則、C S S F告示に適合すると認められた場合には、申請者に対し異議のないことを通知し、関係書類に査証を付してそれを証明する。

() 財務状況およびその他の情報に関する監査

投資信託の財務状況ならびに投資者およびC S S Fに提出されたその他の情報の正確性を確保するため、投資信託は、公認監査人の監査を受けなければならない。

公認監査人は、財務状況その他に関する情報が不完全または不正確であると判断した場合には、その旨をC S S Fに報告する義務を負う。公認監査人は、C S S Fが要求するすべての情報(投資信託の帳簿、記録を含む。)をC S S Fに提出しなければならない。

2【投資方針】

(1)【投資方針】

各サブ・ファンドの名称、投資目的および投資方針は、サブ・ファンドについての本書別紙に記載されている。

ファンドの基準通貨以外のすべての通貨建てクラスについては、「ヘッジなし」と特に明記されていない限り、管理会社は、サブ・ファンドの通貨に関連する当該クラス受益証券の通貨をヘッジする能力を有する。

ヘッジが行われた場合、当該ヘッジの効果は純資産価格に反映される。当該ヘッジ取引により生じた費用(上限0.03%のヘッジ手数料を含む。)は、その費用が発生したクラスの受益証券により負担される。

サブ・ファンドの通貨の価値が、関連するクラス受益証券の通貨に比べて下落または上昇し、ヘッジ取引が行われることができ、また、当該クラス受益証券に比べてサブ・ファンドの通貨の価値が下落した場合には当該クラス受益証券の投資者を十分に保護することができるが、サブ・ファンドの通貨の価値が上昇した場合には利益を得ることを妨げることがある点に留意する必要がある。

更に、サブ・ファンドのマスター・ファンドの投資運用会社が、マスター・ファンドの投資資産の通貨に対してマスター・ファンドの通貨をヘッジすることがある。

通貨ヘッジの活用によりクラス受益証券の為替変動を完全に取り除くことが保証されるものではない。

管理会社は、本書に記載される通貨およびヘッジ方針に関連する活動の一部またはすべてを、管理会社の為替オーバーレイ業務提供会社としてのHSBCバンク・ピーエルシーに委託する。

投資目的および投資方針の変更

管理会社が決定するサブ・ファンドの投資目的および/または投資方針の重大な変更は、少なくともCS SFから当該重大な変更に関する関連承認を得た上で本書に記載されるものとし、かつ、関連する受益者が、効力発生日よりも前に、(当該重要な変更を受諾するのではなく)自らの受益証券を買い戻すことを選択する場合、適用ある買い戻し手数料を支払うことなく買い戻すことのできるよう、かかる重大な変更が有効となる1か月前に当該受益者に通知されるものとする。全受益者が当該1か月前の通知を受ける権利を放棄した場合、重大な変更は、効力発生日よりも早い日付で発効することができる。

(2)【投資対象】

本書効力発生日に存在するすべてのサブ・ファンドは、主としてその純資産額を、本書別紙に詳述される通り、ルクセンブルグのアンブレラ型投資信託である譲渡性のある有価証券を投資対象とする投資信託であるシュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンドに投資する。サブ・ファンドを追加して設定する場合、投資方針および適用ある投資制限は、各サブ・ファンドについての本書別紙に記載される。

サブ・ファンドが、少なくともその資産の一定割合を特定の方法で投資することが記載されている場合、「資産」の指すものは当該サブ・ファンドの純資産または純資産価額を指すものと理解されるべきである。シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンドが、少なくともその資産の一定割合を特定の方法で投資することが記載されている場合、「資産」の指すものはシュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンドの関連するサブ・ファンドの純資産または純資産価額を指すものと理解されるべきである。

サブ・ファンドは、本書効力発生日現在、証券金融取引および再利用の透明性に関する2015年11月25日付欧州議会および理事会規則(EU) No. 2015/2365(以下「SFT規則」という。)により規定される取引の実行を、現時点では予定していない。サブ・ファンドがSFT規則の範囲に該当する取引を利用する場合、SFT規則で要求されるすべての情報を網羅するために、それに応じて英文目論見書を更新するものとする。ただし、かかる取引は、当該サブ・ファンドが投資するシュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンドのサブ・ファンドにより締結される。

（３）【運用体制】

管理会社は、ファンドに関し、その関連会社であるシュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッド（以下、その関連会社と併せて「シュローダー」または「シュローダー・グループ」ということがある。）を投資運用会社を選任し、ファンドの投資運用業務を委託している。

シュローダー・グループは、長年にわたり資産運用業務に従事してきた。その豊富な経験と実績、そして世界的なネットワークを活用し、株式、債券、マルチアセット、オルタナティブ投資など、多様な資産クラスを運用している。

シュローダー・グループは、ヨーロッパ、アメリカ、日本、その他アジア、中東をはじめ、世界の主要都市に運用拠点を据えている。運用拠点では、運用スペシャリストであるリサーチ・アナリストが現地の企業を訪問するなど、徹底した調査および分析を遂行している。こうした情報は、世界各地の他の運用拠点との間で共有され、リサーチ・アナリストとファンドマネジャーとが密接に連携するグローバル体制のもと、運用に活用している。運用にあたるシュローダーのスペシャリストであるファンドマネジャーは、豊富な業界経験を有している。

運用にあたっては、以下の体制（シュローダー・グループ全体での運用体制を示している。）で臨む。内部規則および内部管理については、後記「３ 投資リスク リスクに対する管理体制」を参照のこと。

[シュローダー・グループ各運用拠点]

株式運用 グローバル株式 エマージング株式 アジア(除く日本)株式 日本株式 欧州株式 米国株式 計量株式運用 他 企業リサーチ
債券運用 グローバル債券 米国債券 欧州債券 アジア債券 新興国債券ベンチマーク型 新興国債券絶対収益型 他 経済分析 クレジットリサーチ
マルチアセット運用 転換社債 他
ポートフォリオ・ソリューション
オルタナティブ運用 コモディティ 不動産 保険リンク証券 絶対収益追求型 他

(4) 【分配方針】

管理会社は、関連する別紙に詳述される通り、分配型および元本成長型の受益証券を発行することができる。元本成長型受益証券に関して、分配は行われませんが、帰属すべき純利益は、受益証券の増加する価値に反映される。管理会社は、各サブ・ファンドに関し、当該サブ・ファンドの別紙において決定される分配金を宣言することができる。

分配の結果、ファンドの純資産総額がルクセンブルグの法律に規定された最低金額を下回ることとなるような場合には、分配を行うことができない。

支払期日から5年以内に請求されなかった分配金については、その受領権は消滅し、各サブ・ファンドに帰属する。

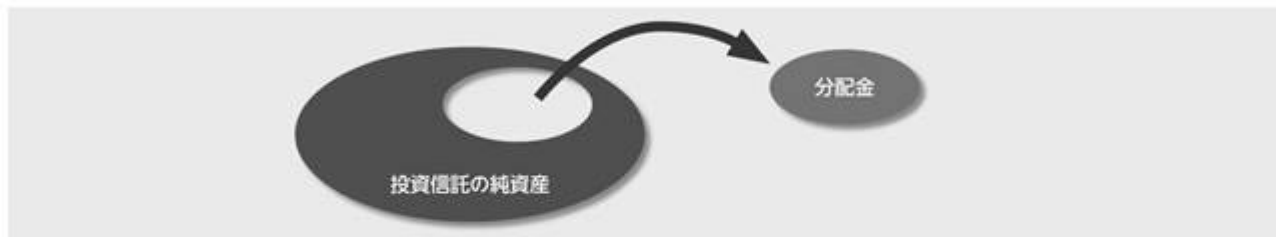
前記は、将来の分配金の支払およびその金額について保証するものではない。

追加的記載事項

分配金に関する留意事項

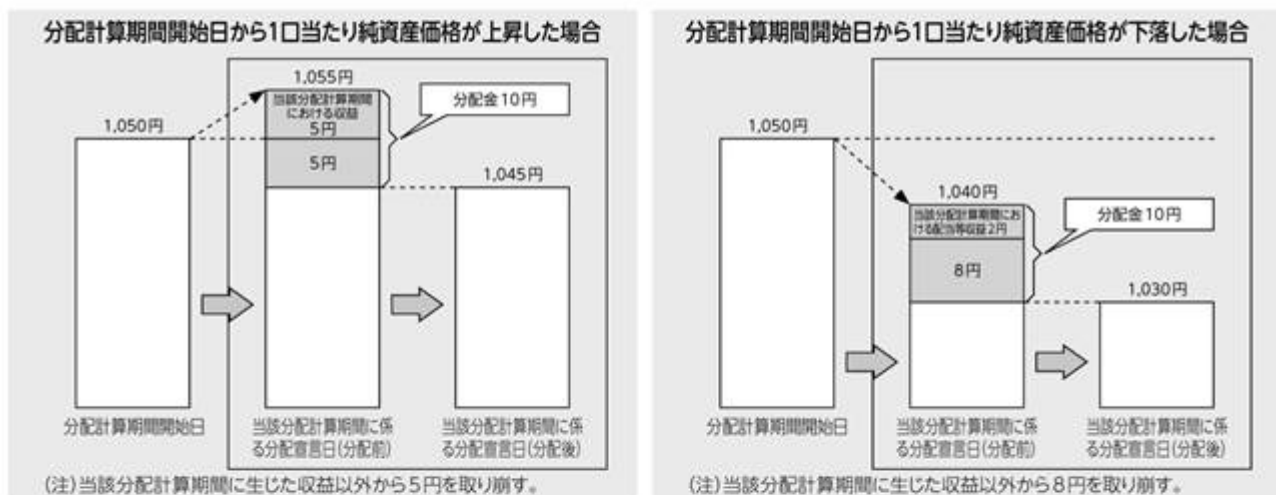
- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われるので、分配金が支払われると、その金額相当分、1口当たり純資産価格は下がる。なお、分配金の有無や金額は確定したものではない。

＜投資信託で分配金が支払われるイメージ＞



- 分配金は、分配が宣言される日(以下「分配宣言日」という。)の翌日(以下「分配計算期間開始日」という。)から次の分配宣言日までの期間(以下「分配計算期間」という。)に発生した収益を超えて支払われる場合がある。その場合、当該分配計算期間に係る分配宣言日(分配後)における1口当たり純資産価格は、分配計算期間開始日と比べて下落することになる。また、分配金の水準は、必ずしも分配計算期間におけるサブ・ファンドの収益率を示すものではない。

＜分配計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合(分配金が円貨で支払われる場合)＞



※分配金は、サブ・ファンドの分配方針に基づき支払われる。分配方針については、本書の「分配方針」を参照のこと。

※上図表はイメージ図であり、実際の分配金額や1口当たり純資産価格を示唆するものではないので留意のこと。

- 投資者のサブ・ファンドの受益証券の購入価格によっては、以下のとおり、分配金の一部ないしすべてが、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合がある。この場合においても、投資元本の一部払戻しに相当する部分を含め、分配金はすべて課税対象となる。サブ・ファンド購入後の運用状況により、分配金額より1口当たり純資産価格の値上がり小さかった場合も同様である。



(注)分配金に対する課税については、後記「4 手数料等及び税金(5) 課税上の取扱い」を参照のこと。

(5) 【投資制限】

サブ・ファンドの受益証券の取得により、各受益者は、ファンドの約款が受益者、管理会社、保管受託銀行間の関係を規定するものであることを承諾し、全面的に受諾する。

保管受託銀行の承認を条件として、約款は、全体または一部分をいつでも変更することができる。

変更は、約款の変更が商業および法人登記所に預託された旨の公告がR E S Aに掲載された時点または約款の変更の規定されたその他の日に発効する。

管理会社は、管理会社が通貨リスクをヘッジする目的で下記の場合にスワップ契約や為替予約を締結するか、通貨のコール・オプションを発行したり、プット・オプションを買い付けたりする場合を除いて、サブ・ファンドのために為替予約を取得または取引してはならない。

a) かかる取引が、定期的に運営され、公認かつ公開の規制ある市場で取引される契約にのみ関わる場合。ただし、管理会社は、かかる種類の取引を専門とする高格付の金融機関との直接的合意に基づき通貨または為替の先物売りをサブ・ファンドのために行うこともできる。

b) ある通貨建てでサブ・ファンドのために行われる取引は、原則として、当該通貨建ての当該サブ・ファンドの資産総額の評価額を超えてはならず、また当該資産の保有期間を超えてはならない。管理会社は、コストが当該サブ・ファンドにとってより有利である場合には(同一の取引相手を通して行われる) 相対取引により当該通貨を各サブ・ファンドのために買い付けることができる。

通貨の先物契約取引、オプション取引およびスワップ取引に係る約定合計額は、これら契約の該当通貨でサブ・ファンドが保有しヘッジされる資産の推定市場価格総額の100%を超えてはならない。

為替ヘッジされるクラスの受益証券のための通貨ヘッジ取引(および特に通貨先渡取引)に関して受領された担保は、サブ・ファンドの適用ある投資方針および投資制限に従い再投資することができる。

日本証券業協会の選別基準に従って、以下の投資制限を遵守する。

1) サブ・ファンドは、有価証券の空売りを行うことができない。

2) サブ・ファンドは、その純資産額の最大10%相当の金額を一時的に借り入れることができる。

ただし、借入れは、投資目的で行うことができない。

3) 管理会社が運用を行うすべての投資信託のサブ・ファンドにおいて、いずれか一発行会社の議決権総数の50%を超えて当該会社の株式を取得することができない。

かかる料率は、当該株式買付時点基準または当該株式の時価基準で計算される。

4) ファンドは、私募株式、非上場株式、不動産等の流動性に欠ける資産に投資を行うことができない。

5) 管理会社が管理会社または第三者の利益を図る目的で行う取引等、受益者の保護に欠け、またはサブ・ファンドの資産の運用の適正を害する取引は、禁止されている。

管理会社は、各サブ・ファンド資産である有価証券に付随する新株引受権を行使する際、上記の投資制限比率を遵守する必要はない。

管理会社が支配できない理由により、または新株引受権の行使の結果として、かかる比率を超えた場合、管理会社は、当該サブ・ファンドの受益者の利益に留意しつつ、かかる事態を是正する当該サブ・ファンドのための売却取引を、優先して行わなければならない。

管理会社は、各サブ・ファンドのために、金銭の貸与を行うことまたは第三者のために保証人となることができない。

管理会社は、サブ・ファンドに代わり、当該サブ・ファンドについての別紙に記載される追加の投資制限を課すことができる。

管理会社は、各サブ・ファンドの受益証券が販売される各国の法令を遵守するために、受益者の利益となり、または利益に反しない更なる投資制限を随時課すことができる。

3【投資リスク】

リスク要因

以下の記載は、投資者に対し、譲渡性がある証券および金融商品への投資および取引に伴う不確実性およびリスクを伝えることを企図している。投資者は、受益証券の価格およびそのインカム収益は上昇する場合もあるが、下落するおそれもあり、受益者が投資額全額を回収することができないおそれがあることに留意すべきである。

なお、以下に記載するリスクはファンドに関するすべてのリスクについて必ずしも完全に網羅したものでなく、それ以外のリスクも存在する場合がある。

() 主な投資リスク

1. 投資に関わる一般的なリスク

個々のサブ・ファンドがそれぞれの投資目的を達成するという保証はない。投資対象の価格および投資対象からの収益は、上昇することも下落することもあり、当初投資した全額を回収できないことがある。

2. 信用リスク

企業の信用格付の低下は、その証券の価格に影響を与え、キャピタルロスの原因となる場合がある。債務証券の発行体の適時の元利金の支払能力または支払能力の見通しは、当該債務証券の価格に影響を及ぼす。マスター・ファンドが当該発行体の債務証券を保有している期間中、当該発行体の債務履行能力が著しく低下する可能性や当該発行体が債務不履行に陥る可能性がある。発行体の債務履行能力が実際に低下した場合または低下が予測される場合には、当該発行体の債務証券の価格に悪影響を及ぼす可能性が高い。

3. 外国為替リスク

外国通貨建てのファンドについては、日本円と外国通貨の間の外国為替レートの変動により証券が値下がりするリスクがある。1口当たり純資産価格は原通貨で計算されるため、原通貨による価格が購入価格を維持している場合であっても、外国為替レートの変動により、日本円建ての価格は購入価格を下回る場合がある。

4. 金利リスク

債券およびその他債務証券の価格は、通常、金利の変動に応じて上昇および下落する。一般に、金利の低下は、既存の債務証券の価格を上昇させ、金利の上昇は、既存の債務証券の価格を下落させる。また、一般に、金利リスクは、投資対象のデューレーションまたは満期日までの期間が長いほど大きくなる。

投資対象には、発行体に満期日より前に投資対象を繰上償還(コール)または償還するオプションを付与するものもある。金利の低下時に発行体が投資対象を繰上償還または償還する場合、マスター・ファンドは、その代金を、より低利回りの投資対象に再投資しなければならないことがある。その結果、金利低下による投資対象の価格の上昇益を享受できないことがある。

5. カントリー・リスク

海外の金融・証券市場への投資に付随するリスクである。各国・地域の政治、経済または社会情勢の変化の結果、金融・証券市場がより変動しやすくなり、純資産価格が投資元本を割り込むリスクが増加する場合がある。

6. 低格付、高利回り債券への投資

サブ・ファンドは、マスター・ファンドを通じて高格付の証券よりも大きな市場および信用リスクに服する、低格付、高利回りの債務証券に投資する場合がある。一般的に、低格付の証券は、投資者が甘受するハイリスクに報いるために、高格付の証券に比して、高い利回りとなっている。このような証券の低格付は、発行体の財務状況の悪化または金利の上昇によって、発行体の証券保有者への支払能力が失われる可能性の大きさを反映している。したがって、これらの証券への投資は、高格付、低利回りの証券への投資よりも、より高程度の信用リスクを伴う。

7. 資金流出に伴う純資産価格の変動リスク

証券の売却は、しばしば当該証券の価格を変動させ、受益証券の価格に不利に影響する場合があります。価格変動のリスクは、ボラティリティーの高い市場において流動性の低い証券を大量に売却する場合に、より高くなる。

8. 先物およびオプション等の派生商品への投資・利用に伴うリスク

先物取引は、高レベルのリスクをもたらす。当初の証拠金の額が先物契約の価格に比して少額であるために、取引には「レバレッジ」がかけられる。比較的小さな市場の変動が、レバレッジに応じて取引に大きな影響をもたらす、投資者に対し有利にも不利にも作用する可能性がある。損失を一定の金額に抑えようと意図する一定の指示がなされた場合であっても、市況によっては、かかる指示の実行ができなくなり、当該指示の効力が生じない場合がある。

オプションの取引はまた、高度のリスクを伴う。オプションの売り(「売建て」または「付与」)は、一般的に、オプションの購入よりも相当程度大きなリスクを伴う。売り手の受領するプレミアムは固定されているが、売り手はその額を優に超える損失を被るおそれがある。

9. コモディティに関するリスク

商品取引を源泉とする投資対象は、政治動向、軍事動向および自然災害により商品生産や商品取引が影響を受ける場合や、テロ行為その他犯罪活動により商品の供給体制が影響を受ける場合など、従来型の投資対象から生じるリスクと比べて追加的なリスクを伴う。

また、商品、貴金属および商品先物取引等の価格は、各商品の一般的な供給状況、各商品に対する需要、予想される産出量、採取量および生産量や需要予測によっても左右されるため、特に価格の変動性が高くなる可能性がある。

10. スtock・コネクト制度に関するリスク

Stock・コネクト(後記「別紙 上海・香港Stock・コネクトおよび深セン・香港Stock・コネクト」に定義する。)の規則は変更される可能性があり、かかる変更が遡及的効力をもたらす場合がある。また、Stock・コネクトには取引額に制限がある。Stock・コネクトを通じた取引が停止された場合、マスター・ファンドによる中国A株(後記「別紙 3. 投資目的(注3)」に定義する。)への投資やStock・コネクトを通じた中国本土市場へのアクセスに悪影響を及ぼす。このような場合には、マスター・ファンドの投資目的の達成が困難になる可能性がある。

11. ハイテク新興市場(スターボードおよびチャイネクスト)への投資に関するリスク

スターボードやチャイネクスト(後記「別紙 3. 投資目的(注4)」に定義する。)への投資により、重大な損失を被る可能性がある。これらの市場に上場している企業は事業規模が小さい新興企業のため、流動性や株価変動性、回転率が大きく、より大きなリスクがある。また、株価は過大評価され、持続しない可能性があり、流通株式が少ないため株価操作される可能性がある。企業の収益性や資本金規制などに関する上場基準は厳格でなく、上場廃止となるリスクもあり、上場銘柄数が限られているため、少数銘柄へ投資が集中するリスクがある。

12. ボンド・コネクト制度に関するリスク

ボンド・コネクト(後記「別紙 3. 投資目的(注1)」に定義する。)の規則が変更された場合には遡及的効力をもたらす場合がある。中国本土の金融当局が中国インターバンク債券市場(以下「CIBM」という。)における口座開設や取引を停止した場合には、マスター・ファンドによるCIBMへのアクセスが困難となり、マスター・ファンドの投資目的の達成に悪影響を及ぼす可能性がある。また、中国国外の適格機関投資家がボンド・コネクトを通じてCIBMに投資する際の所得税その他の税金に関する、中国本土の税務当局による明文化された規定はない。

() その他の投資リスク

小型および超小型証券に関するリスク

小型または超小型企業への投資を行うサブ・ファンドは、他のサブ・ファンドよりも価格が変動するおそれがある。小型または超小型企業の発行証券は、特に市場が下落傾向にある間、流動性の低下ならびに短期の価格ボラティリティーおよび取引価格間的大幅な差が生じるおそれがある。このため、小型および超小型企業への投資は大型企業への投資に比してより大きなリスクを伴うことがある。

決済リスクおよびカウンターパーティー・リスク

市場によっては、受渡しについて、カウンターパーティー・リスクのエクスポージャーを完全に消滅させるための担保手段が存在しない。証券または売却手取金（場合による）の受領の前に、売買代金の支払または売却による引渡しを行うことが必要となる。

利益相反のリスク

投資運用会社および管理会社は、投資運用会社または管理会社が、直接または間接に、投資運用会社のファンドに対する義務に潜在的な利益相反をもたらさうる利益を有している取引を行うことがある。投資運用会社も管理会社も、ファンドに対して、当該取引もしくは関連取引から、またはこれらに起因して生じる、または受領する、利益、手数料または報酬に関して、ファンドに対して説明する責任を負わない。また、別段の定めがない限り、投資運用会社の報酬も排除されない。

投資運用会社は、潜在的なコンフリクトが存在しなかった場合と比べ、ファンドにとって著しく不利にならない条件において当該取引が成立するよう確保する。

かかる潜在的な利益または義務のコンフリクトは、投資運用会社または管理会社がファンドに直接または間接に投資しうることから生じる。

先物およびオプション等の派生商品への投資・利用に伴うその他のリスク

一定の条件のもとで、個々のサブ・ファンドは、効率的なポートフォリオ運用のため、証券、指標および金利のオプションまたは先物を用いる場合がある。また、必要な場合には、個々のサブ・ファンドは市場および為替リスクをヘッジするために、先物、オプションまたは為替予約を用いる場合がある。効率的なポートフォリオ運用を容易にし、パフォーマンスをベンチマークにより連動させるため、個々のサブ・ファンドは、ヘッジ以外の目的で、デリバティブ商品に投資する場合がある。

売り手はまた、買い手がオプションを行使し、売り手がオプションを現金により決済するか原資産を取得または交付するかを義務づけられるリスクにさらされる。オプションが、原資産に対する対応するポジションまたは他のオプションの先物に対するポジションを持つ売り手により「カバー」されている場合には、リスクは軽減される。

特定業種への投資に伴うリスク

特定のセクターまたは産業への集中投資は、異なる経済セクターおよび産業をカバーするより広範囲の証券への投資に比べ、より大きなリスクおよび高いボラティリティを生じることがある。

企業の会計報告に伴うリスク

会計報告書が国際的標準に従って公表された場合であっても、正確な情報が記載されていないことがある。会計の誤謬は、それが発生した場合、その会社の証券の価格の急落をもたらすと同時に、市場における信用の一般的下落を招くおそれがある。

法的環境の変化に伴うリスク

政令および法律の制定および施行は、しばしば、特に税金関連の事項に関して、不確実である場合がある。法律は、遡求的に制定される場合があり、または、公衆が一般的に活用可能な形式ではなく内部規則の形式で制定される場合がある。投資者が発生した損害の全額の賠償を受けるか、またはそもそも賠償を受けられるかについては、何らの確実性もない。法的制度を通じた償還には、長期間を要する場合がある。

株主権行使に関わるリスク

特定の市場における規制は、十分に少数株主の権利を保護するものとなっていない場合がある。一定の市場においては、経営陣の側の株主に対する受託者義務の概念が十分に確立されていない場合がある。株主の権利の侵害に対する責任は、市場により異なりうる。

規制

サブ・ファンドは、ルクセンブルグ籍である。投資者は、自己の管轄地域の規制当局による投資者保護のための規制が適用されないおそれがあることに留意すべきである。投資者は、かかる分野における詳細な情報について、自己のフィナンシャル・アドバイザーその他の専門家に相談すべきである。

取引の停止

投資者は、一定の状況においては、受益証券を買戻しまたは転換する権利の行使が停止される場合があることを再認識すべきである。

当初募集

一定のサブ・ファンドは、当初募集に際して投資を行う場合がある。かかる証券は取引歴がなく、かかる会社に関する情報は、限られた期間におけるものしか入手できない場合がある。当初募集される証券の価格は、より確立されている証券に比して、より大きな価格ボラティリティーに晒されるおそれがある。

税金

投資者は、いくつかの市場においては、証券の売却からの手取金または配当その他のインカム収益の受領について、税金、徴収金、課金またはその他の手数料もしくは費用（財源への源泉徴収により課される税金を含む。）が当該市場の監督当局により課され、または課されるようになるかもしれないことに留意しなければならない。結果として、サブ・ファンドは、本書の日付現在、または投資対象が組み入れられ、評価されもしくは処分される場合に予想されない当該国における追加税に服する。

リスクに対する管理体制

サブ・ファンドの運用リスク管理

シュローダー・グループでは、発注および運用管理システムを導入し、投資ガイドラインチェック、ポートフォリオのモデリングおよびファンドマネジャーの運用指図、トレーダーの発注・約定などの業務プロセスを一貫して電子上で処理・管理している。サブ・ファンドの運用方針やシュローダー・グループ内で定めた社内ルール等は、同システム上に設定される。ファンドマネジャーがトレーダーに売買指示をする際に、システム上で投資ガイドラインに対する違反がないかどうかコンプライアンスチェックが実施され、遵守が確認されると注文はトレーダーに送信される。遵守していない場合は、ただちにシステムから警告が発せられ、ファンドマネジャーは発注数量の変更や発注の取り消しなど必要な措置を講じることが要求される。また、投資ガイドラインに抵触がないかどうかは、日次でポートフォリオ・コンプライアンスの担当者によりモニタリングされている。

内部牽制体制の整備状況

シュローダー・グループでは運用部門と管理部門を分離する一方、運用部門とトレーディング部門との分離もはかっている。これにより、運用部門はサブ・ファンド毎に定められた投資制限の範囲内で投資判断を行い、トレーディング部門は最良発注および信託財産相互間の公平性の確保を目指している。また、シュローダー・グループのリスク部門や内部監査部門等が各部門の業務手続きを見直し、改善の提言および改善の実施状況のチェックを行う。さらに、コンプライアンス部門のモニタリングにより各部門の手続きの遵守状況を定期的にチェックする。コンプライアンス部門ではまた、役職員に対し定期的にコンプライアンス・セッション等を行うことにより、関連法規制の重要事項および社内手続き等の周知徹底を行う。

内部検査・監査体制等

シュローダー・グループのコンプライアンス部門は、年間モニタリング計画に基づいて、各部門が法令、その他該当する諸規則および社内業務手続きに沿って運営されているかどうかについて管理体制等をチェックする。また、シュローダー・グループの内部監査部門が各部門・業務に対する監査を行っている。外部監査も定期的実施されている。

上記体制は2025年12月末日現在のものであり、今後変更となる場合がある。

サブ・ファンドは、その投資方針に従い、通貨ヘッジ目的のためにデリバティブ取引またはその他類似の取引を行うことができるが、通貨に関わるデリバティブ取引またはその他類似の取引に関連する想定元本は、当該取引に対応する通貨建てで、サブ・ファンドがヘッジし保有する資産の市場価格の総額の100%を上回らない。

管理会社は、サブ・ファンドに関して、管理会社のリスク管理プロセス(以下「RMP」という。)に従い、その信用リスクを管理する。RMPは、すべての適用あるルクセンブルグのUCITSおよびAIFMDに関する法令を遵守している。

サステナビリティ・リスク管理

各サブ・ファンドの投資判断決定プロセスには、その他の要因と並んでサステナビリティ・リスクの検討が含まれる。サステナビリティ・リスクとは、環境、社会、ガバナンス上の出来事や制約のことであり、それが発生した場合、ファンドの投資対象の価値およびリターンに対して実際にまたは潜在的に重大な悪影響を与える可能性があるものをいう。

サステナビリティ・リスクは、特定の事業の内外で発生し、複数の事業に影響を与える可能性がある。特定の投資対象の価値に悪影響を及ぼす可能性があるサステナビリティ・リスクは、以下のものを含む。

- 環境：洪水および強風等の異常気象、汚染事故、生物多様性または海洋生息地への被害。
- 社会：労働ストライキ、傷害または死亡等の安全衛生上の事件、製品安全上の問題。
- ガバナンス：脱税、従業員間の差別、不適切な報酬慣行、個人情報保護の懈怠。
- 規制：持続可能な事業および慣行を保護または奨励するための新しい規制、税制、または業界基準が導入されることがある。

投資判断を行う際、資産クラス、投資戦略および投資ユニバースの違いにより、これらの複合的なリスクに対して異なるアプローチが必要になる可能性がある。投資運用会社は、通常、例えば、発行体が多たらず可能性のある、社会に対する全般的な費用および利益ならびに環境、または炭素税の引上げ等の個々のサステナビリティ・リスクによって発行体の市場価値がどのように影響を受けるかを(関連するその他の留意事項と併せて)評価することにより、潜在的な投資対象を分析する。また、投資運用会社は、通常、かかる発行体と、顧客、従業員、サプライヤーおよび規制当局といった主要な利害関係者との関係を考慮する。これには、かかる関係が持続可能な方法で管理されているか、および、その結果、発行体の市場価値に重大なリスクがあるかどうかの評価が含まれる。

いくつかのサステナビリティ・リスクの影響には、調査、または独自のもしくは外部手段の利用を通じて、推定可能な価値または費用を有する可能性がある。このような場合には、従来からの財務分析にこれを組込むことができる。発行体に適用される炭素税の増税による直接的な影響を例として挙げた場合、費用の増加または売上の減少として財務モデルに組込むことができる。その他の場合、かかるリスクを定量化することがより困難であるため、投資運用会社は、その他の方法で、例えば、発行体の予想される将来価値を引下げることで明示的に、または、例えば、サステナビリティ・リスクが当該発行体にどの程度の影響を及ぼす可能性があるかと投資運用会社が判断しているかに応じて、ファンドのポートフォリオにおける発行体の証券のウェイトを調整することで暗示的に、その潜在的影響を織込むよう努める。

かかる評価を行うために、適切な場合には、外部のデータ提供者からの補足的な評価基準および投資運用会社自身のデュー・デリジェンスに加えて、一連の独自ツールを利用することがある。かかる分析により、サステナビリティ・リスクのファンド全体の投資ポートフォリオに及ぼす潜在的影響や、その他のリスクを考慮して、ファンドの予想リターン額についての投資運用会社の見解が示される。

管理会社のリスク管理機能により、サステナビリティの観点からポートフォリオのエクスポージャーを独立した立場で監視できる。かかる監視には、投資ポートフォリオ内のサステナビリティ・リスクの独立した評価、ならびにサステナビリティ・リスク・エクスポージャーについての十分な透明性および報告を確保することが含まれる。

サステナビリティ・リスクの管理および投資運用会社のサステナビリティに対する取組みについての詳細は、ウェブサイト(<https://www.schroders.com/en-lu/lu/individual/what-we-do/sustainable-investing/our-sustainable-investment-policies-disclosures-voting-reports/disclosures-and-statements/>)を参照のこと。また、本書の別紙 に記載の「サステナビリティ・リスク」の項も参照のこと。

流動性リスク管理

管理会社は、投資ファンドの流動性リスク管理を目的としたガバナンス基準および要件を定めた流動性リスク管理体制を確立し、実行しており、かつ、一貫して実施している。本体制は、サブ・ファンドの流動性リスクの評価、モニタリングおよび独立した立場からの監視の責任の概要を示している。また、これにより管理会社はサブ・ファンドの流動性リスクのモニタリングおよび内部流動性パラメータの遵守を確保することができ、通常、サブ・ファンドは投資家の要求に応じて受益証券の買戻義務を履行することが可能となる。

投資ポートフォリオが適切に流動的であること、およびサブ・ファンドのポートフォリオが投資家からの換金（買戻し）請求に応じるだけの十分な流動性を備えていることを確保するため、サブ・ファンド毎にポートフォリオおよび有価証券レベルで流動性リスクの定性的および定量的な評価が行われる。さらに、サブ・ファンドの予想される金融債務への潜在的な影響を評価するため、定期的に受益者基盤をモニタリングしている。

サブ・ファンドは、流動性リスクに関して個別に検討される。

管理会社によるサブ・ファンド内の流動性リスクの評価には、投資戦略、取引頻度、原資産の流動性（およびそれらの評価）ならびに受益者基盤に関する検討が含まれる（ただし、これらに限定されない。）。

流動性リスクについての詳細は、別紙 を参照のこと。

また、管理会社は、流動性リスクを管理するために、特に以下の事項を利用することができる。

1. 管理会社は、後記「第2 管理及び運営 2 買戻し手続等（A）海外における買戻し手続等」に詳述されるとおり、10%を超える買戻しまたは転換が請求された受益証券の一部または全部の買戻しを翌取引日まで繰り延べ、当該取引日の1口当たり純資産価格で評価することを宣言することができる。繰り延べられた請求は、それ以降になされた請求に優先し、請求が名義書換事務代行会社により受け付けられた順に処理される。
2. 管理会社は、後記「第2 管理及び運営 4 資産管理等の概要（ ）純資産価格の決定の停止」に詳述されるとおり、いずれのサブ・ファンドの各クラス受益証券の1口当たり純資産価格の算出およびかかるサブ・ファンドのいずれの受益証券の発行および買戻しを停止することができ、さらに、いずれのサブ・ファンドの受益証券についても、同一サブ・ファンド内の異なるクラス受益証券へ、または他のサブ・ファンドのいずれのクラス受益証券へ、転換する権利も同様に停止することができる。

リスクに関する参考情報

各サブ・ファンドの受益証券の下記グラフについて、左のグラフは、2021年1月～2025年12月の5年間におけるサブ・ファンドの分配金再投資1口当たり純資産価格（各月末時点）と、年間騰落率（各月末時点）の推移を示したものである。また、右のグラフは、左のグラフと同じ期間における年間騰落率（各月末時点）の平均と振れ幅を、サブ・ファンドと他の代表的な資産クラスとの間で比較したものである。このグラフは、サブ・ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものである。

分配金再投資1口当たり純資産価格は、税引前の分配金を分配時にサブ・ファンドへ再投資したとみなして算出したものである。

サブ・ファンドの年間騰落率（各月末時点）は、各月末とその1年前における分配金再投資1口当たり純資産価格を対比して、その騰落率を算出したものである。（月末が営業日でない場合は直前の営業日を月末とみなす。設定から1年未満の時点では算出されない。）

代表的な資産クラスの年間騰落率（各月末時点）は、各月末とその1年前における下記の指数の値を対比して、その騰落率を算出したものである。（月末が休日の場合は直前の営業日を月末とみなす。）

サブ・ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較は、上記の5年間の各月末時点における年間騰落率を用いて、それらの平均・最大・最小をグラフにして比較したものである。

サブ・ファンドの分配金再投資1口当たり純資産価格および年間騰落率は、実際の1口当たり純資産価格およびそれに基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合がある。

代表的な資産クラスの年間騰落率は円ベースまたは円貨に換算したもので計算しているが、サブ・ファンドの年間騰落率は、各受益証券の基準通貨建てで計算されており、円貨に換算されていない。したがって、円貨に換算した場合、下記とは異なる騰落率となる。

サブ・ファンドは、代表的な資産クラスの全てに投資するものではない。

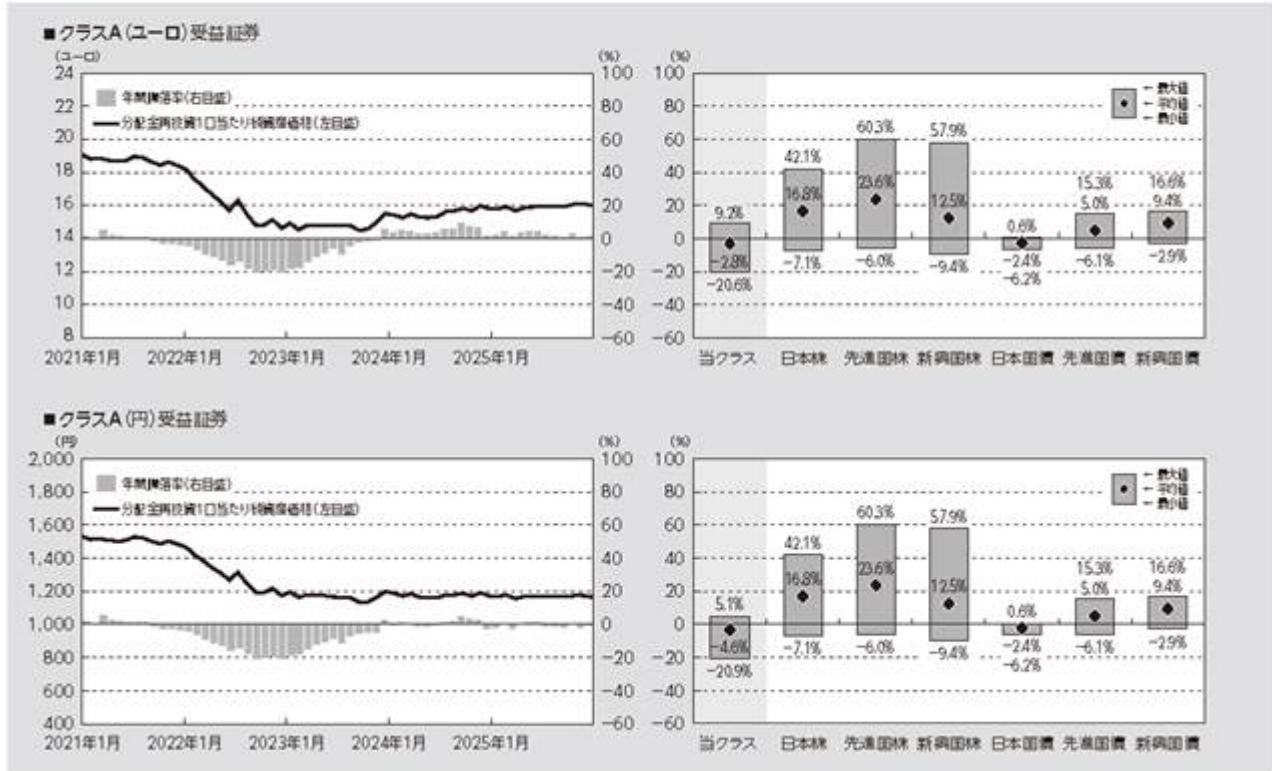
下記の参考情報は、過去の実績を示したものであり、将来の運用成果を約束、示唆または保証するものではない。

サブ・ファンドの分配金再投資1口当たり
純資産価格・年間騰落率の推移

サブ・ファンドと他の代表的な資産クラスとの
年間騰落率の比較

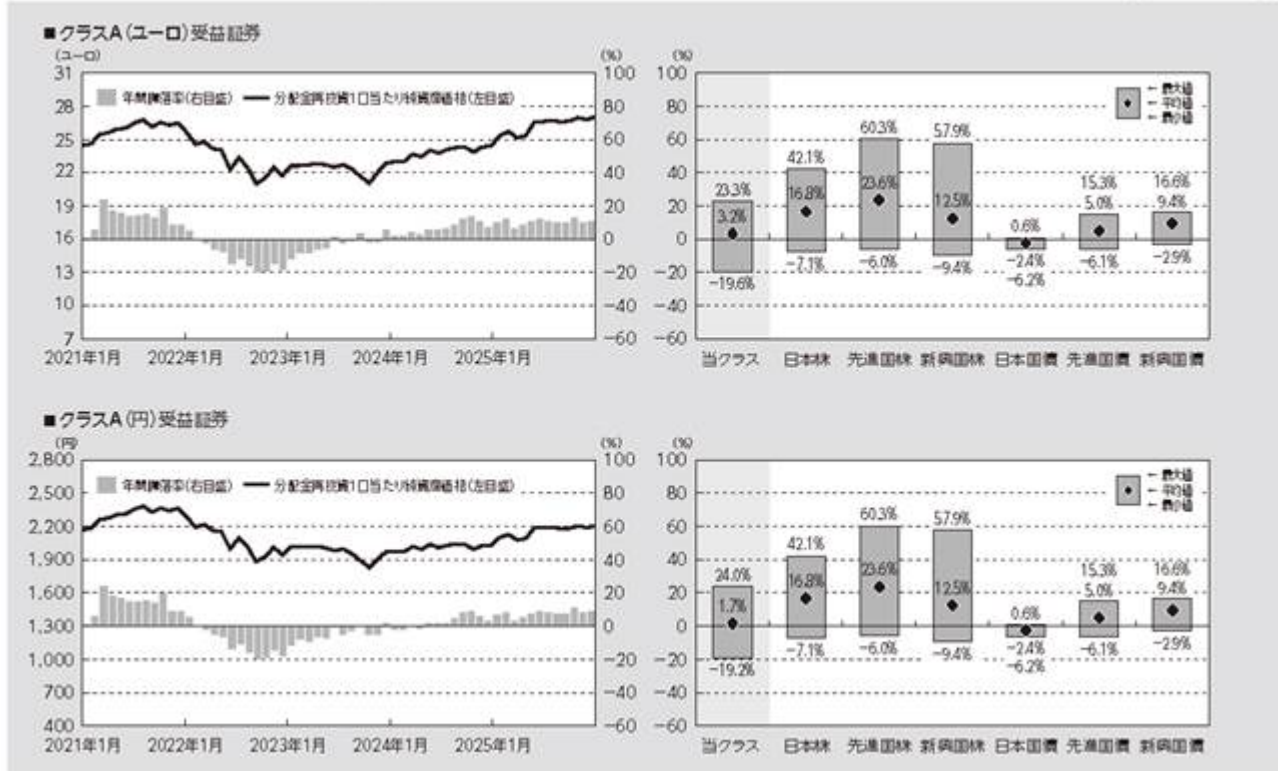
1 ユーロ・シリーズ ユーロ・ボンド

(2021年1月~2025年12月)



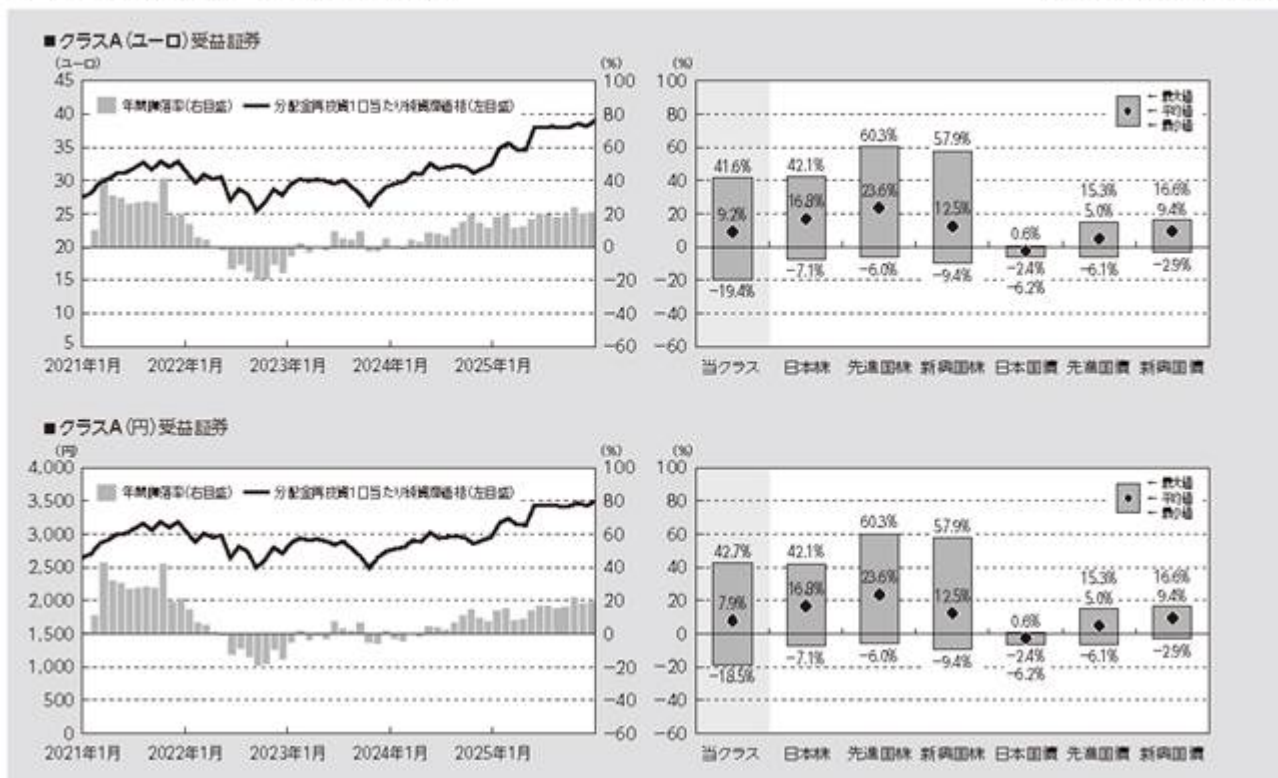
2 ユーロ・シリーズ ユーロ・バランス

(2021年1月～2025年12月)



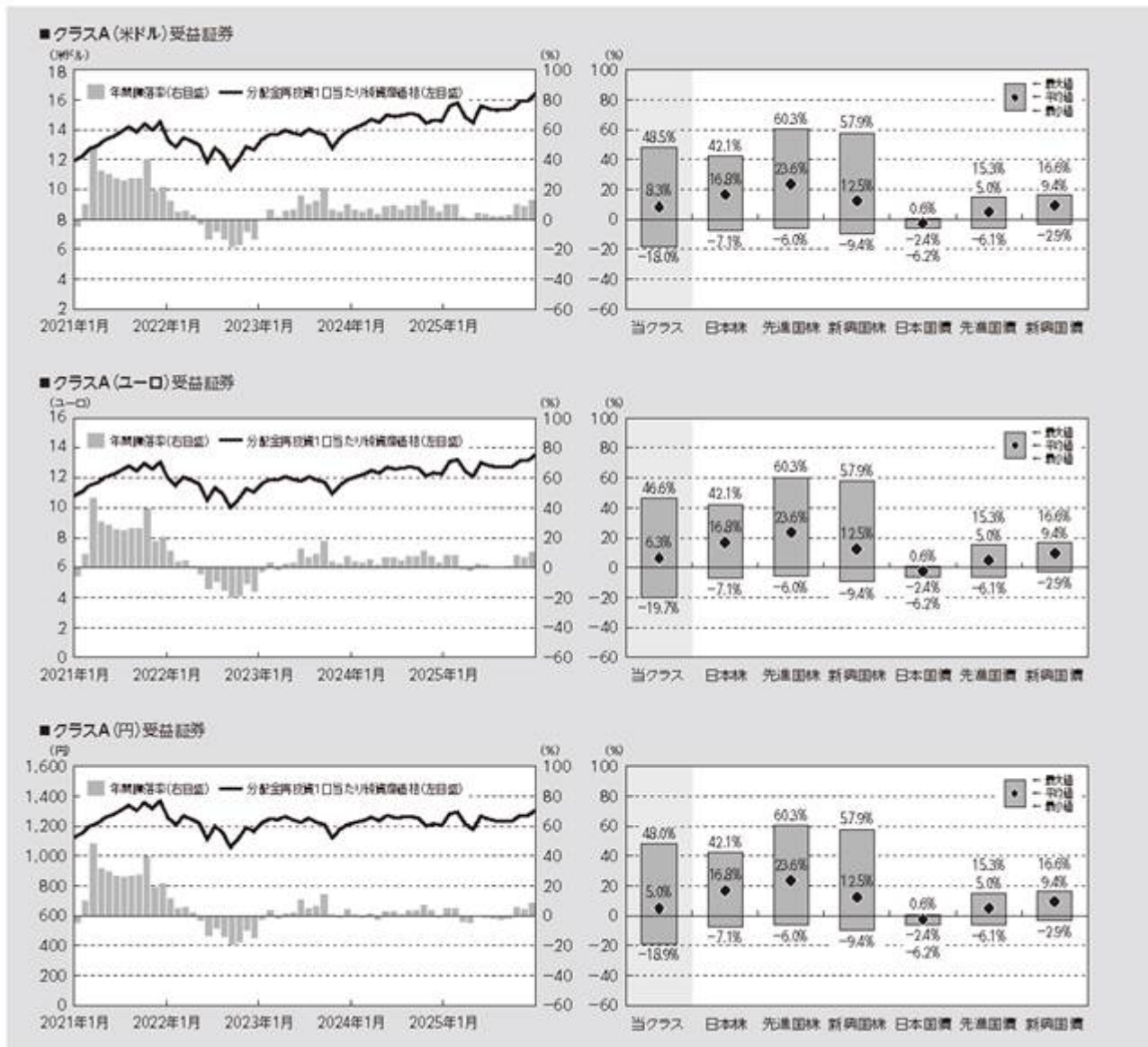
3 ユーロ・シリーズ ユーロ・エクイティ

(2021年1月～2025年12月)



4 ユーロ・シリーズ ヨーロピアン・サステナブル

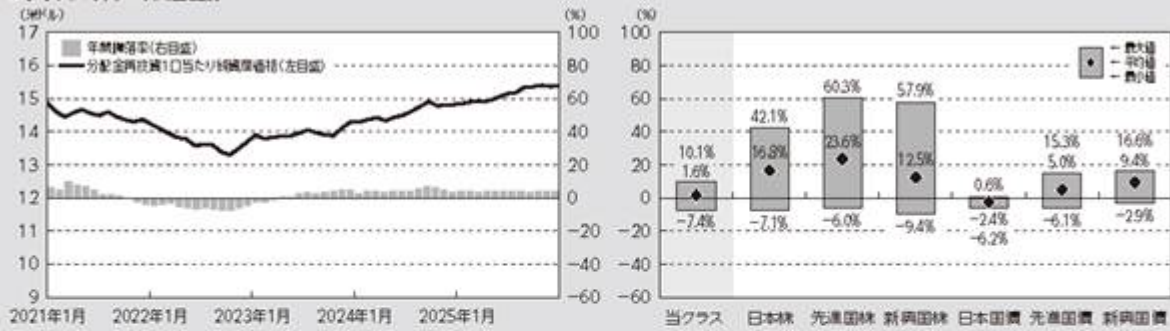
(2021年1月～2025年12月)



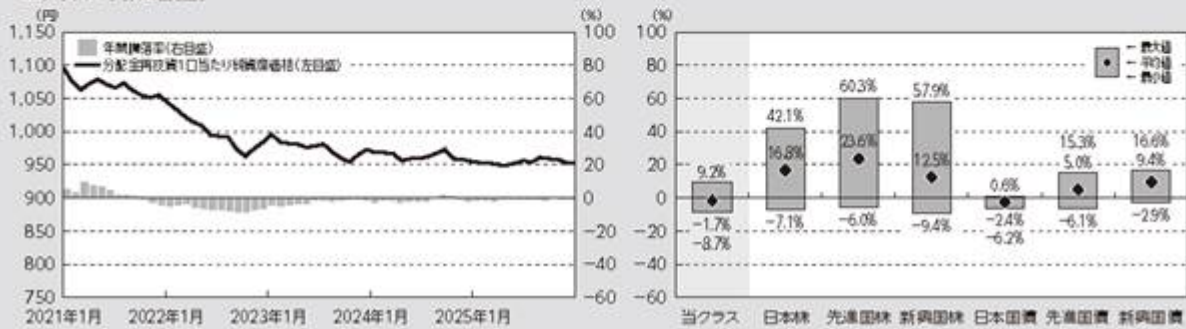
5 ニューマーケット・シリーズ アジア・ボンド

(2021年1月～2025年12月)

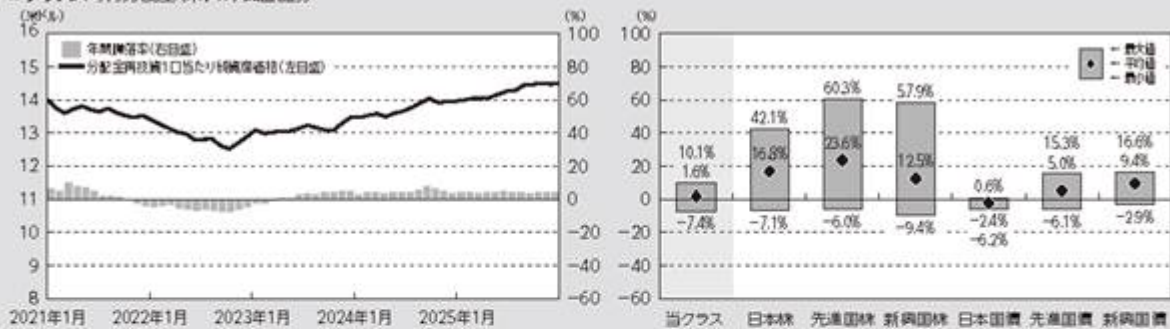
■クラスA(米ドル)受益証券



■クラスA(円)受益証券



■クラスA毎月分配型(米ドル)受益証券

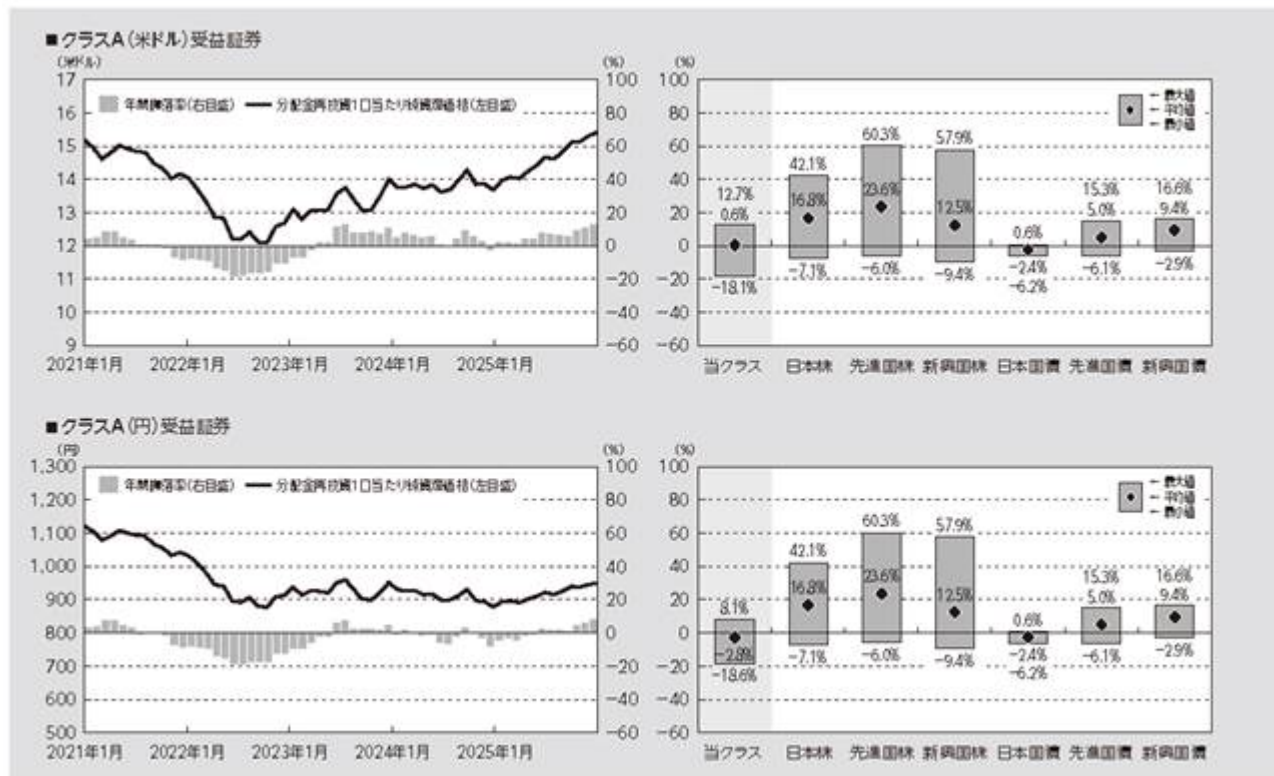


■クラスA毎月分配型(円 ヘッジなし)受益証券



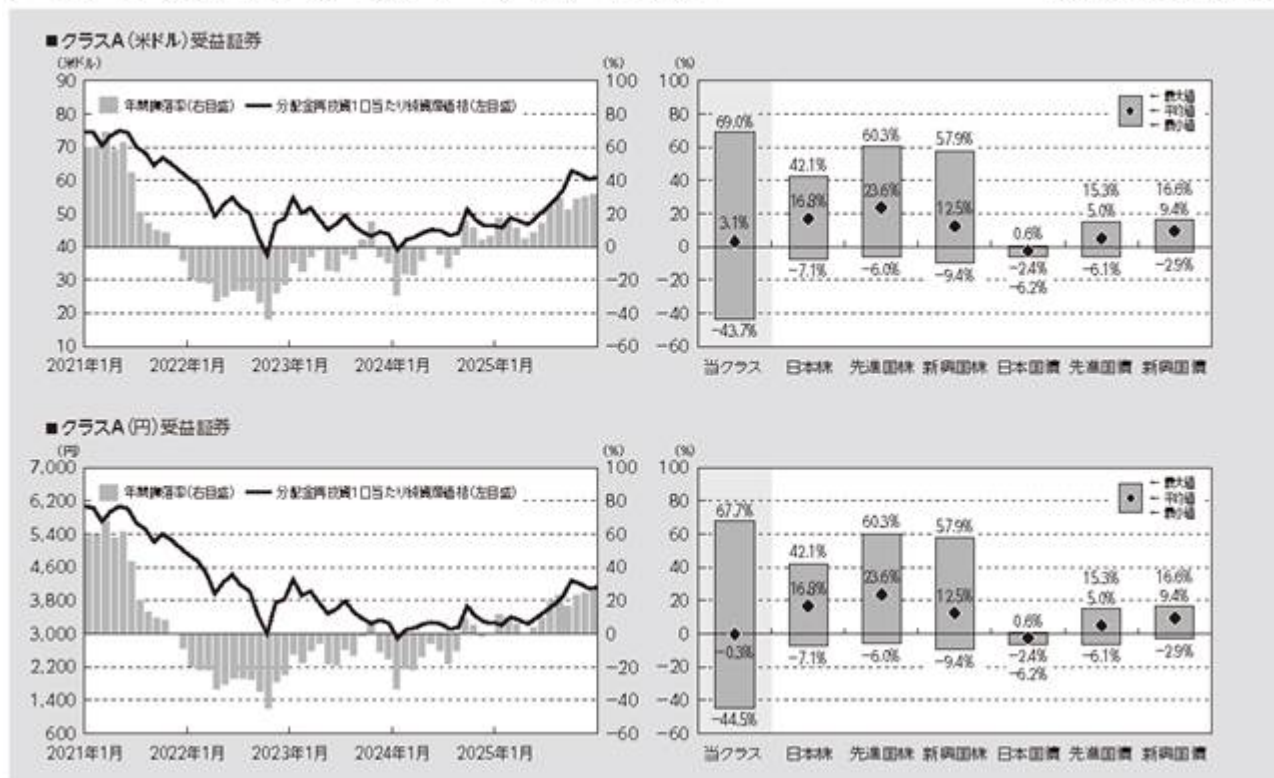
6 ニューマーケット・シリーズ エマージング・ボンド

(2021年1月～2025年12月)



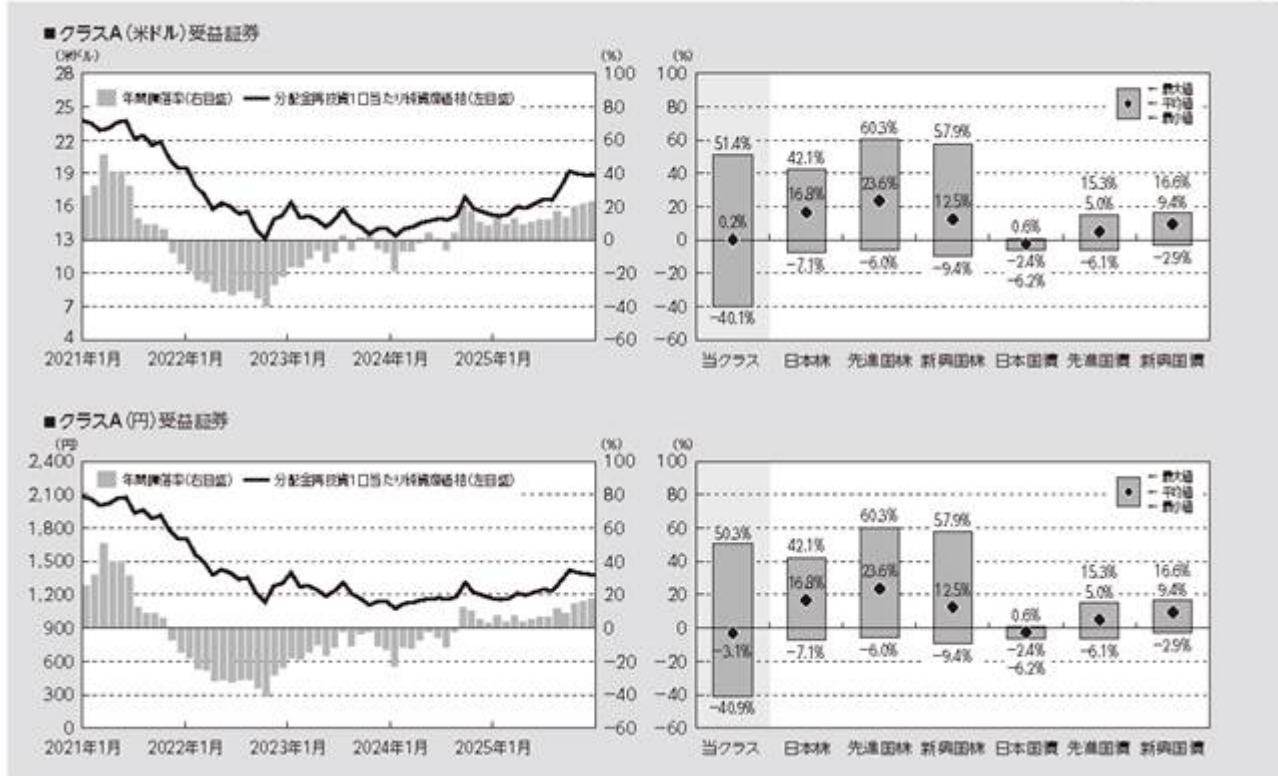
7 ニューマーケット・シリーズ グレーター・チャイナ・エクイティ

(2021年1月～2025年12月)



8 ニューマーケット・シリーズ BIC・エクイティ

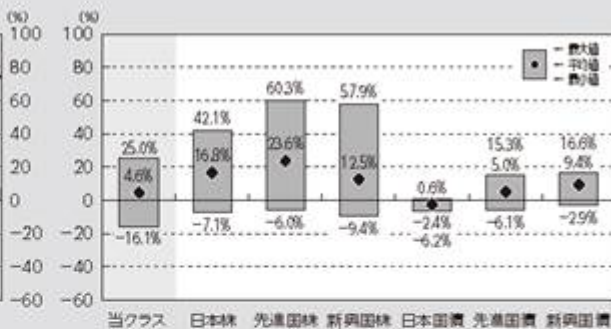
(2021年1月～2025年12月)



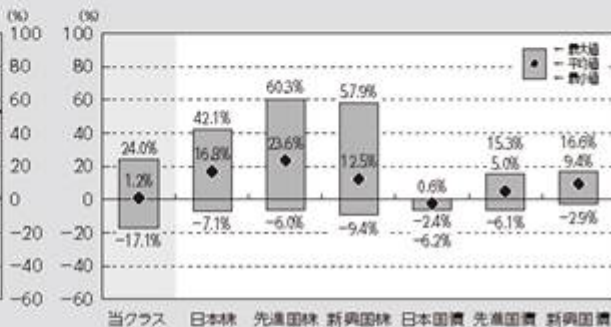
9 グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールド

(2021年1月～2025年12月)

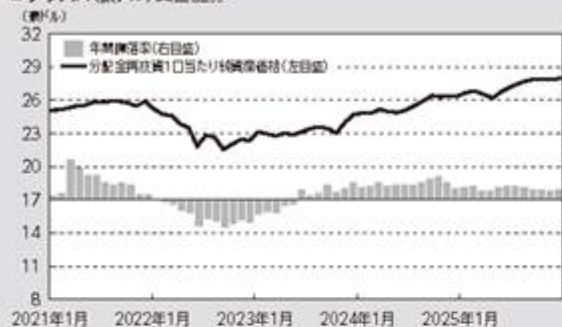
■クラスA (米ドル) 受益証券



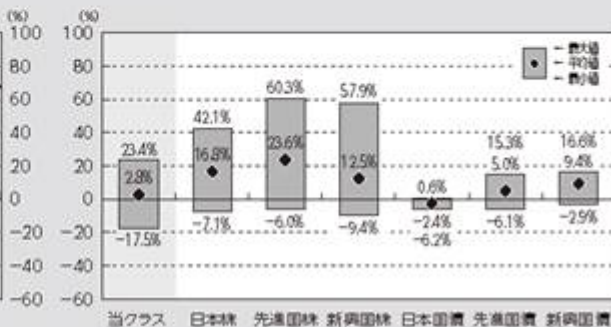
■クラスA (円) 受益証券



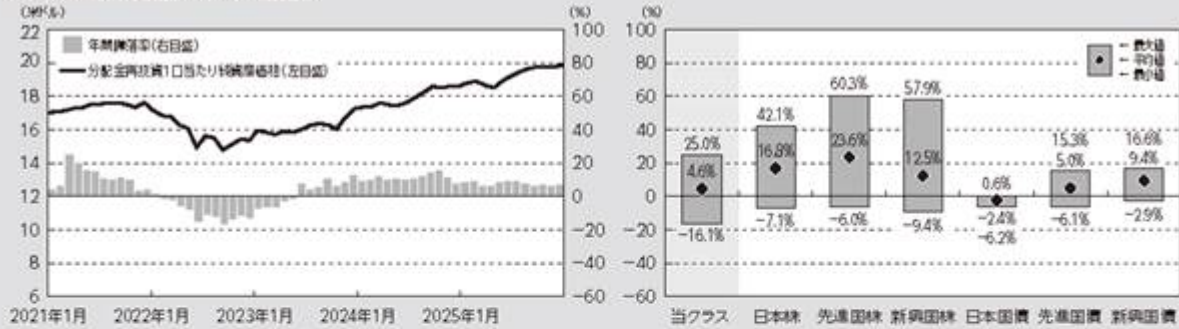
■クラスA (豪ドル) 受益証券



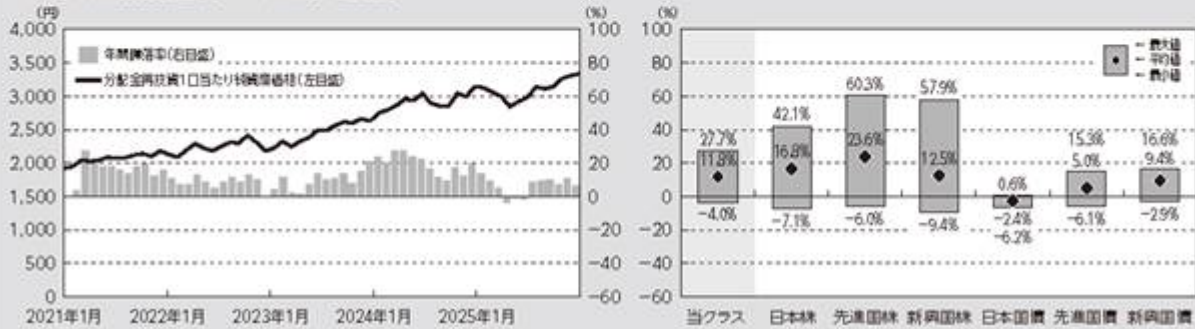
■クラスA (ユーロ) 受益証券



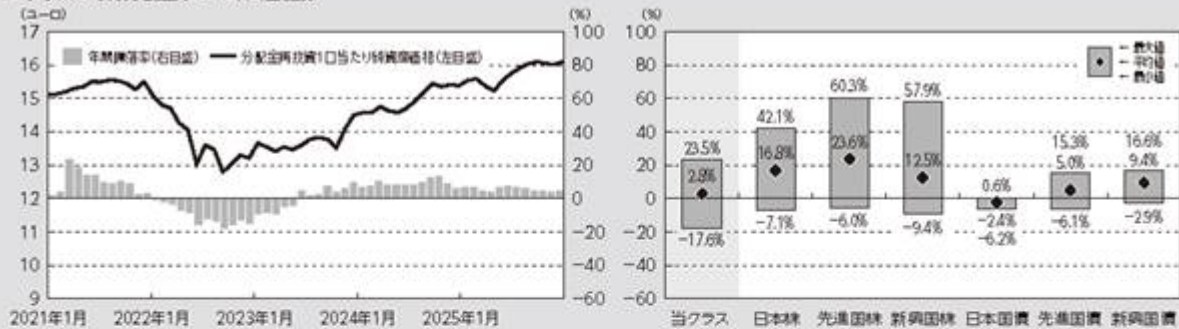
■クラスA毎月分配型(米ドル) 受益証券



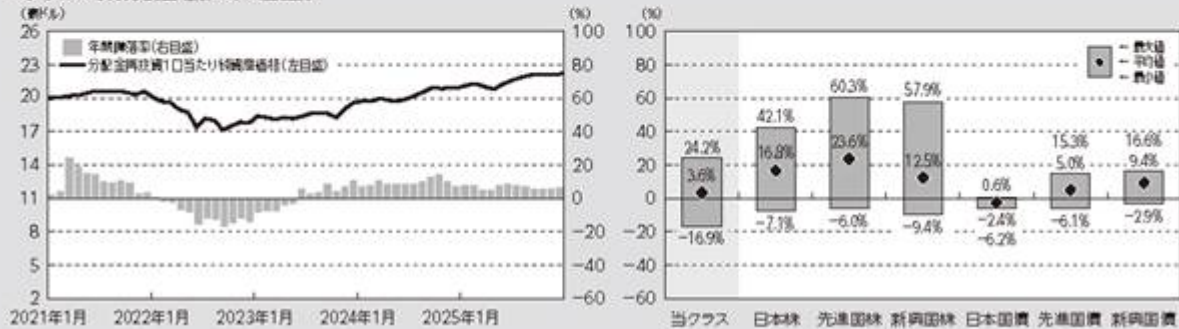
■クラスA毎月分配型(円 ヘッジなし) 受益証券



■クラスA毎月分配型(ユーロ) 受益証券



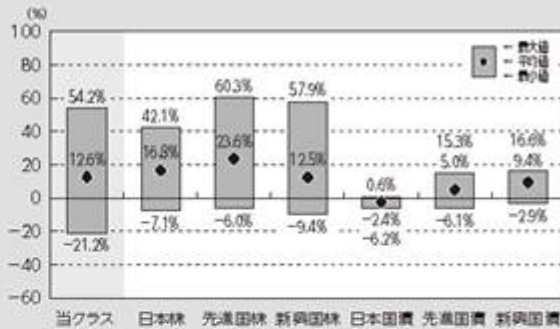
■クラスA毎月分配型(豪ドル) 受益証券



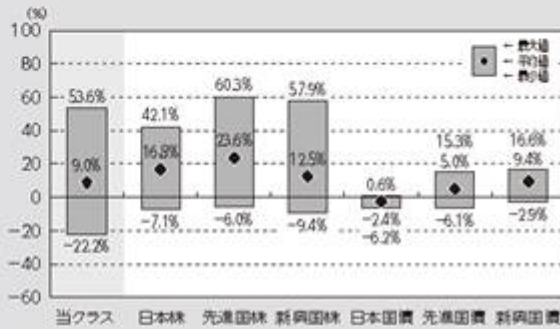
10 グローバル・シリーズ イールド・エクイティ

(2021年1月～2025年12月)

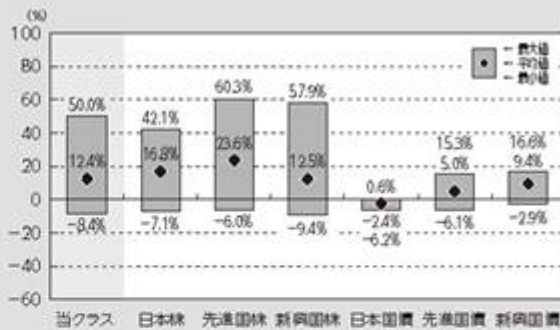
■クラスA (米ドル) 受益証券



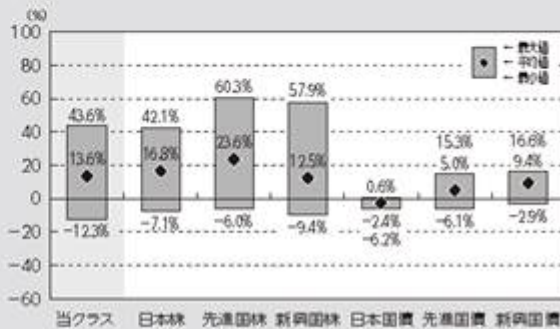
■クラスA (円) 受益証券



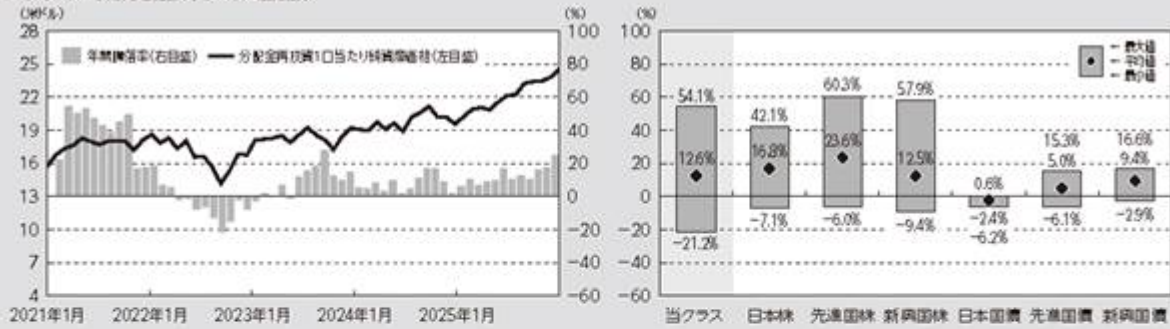
■クラスA (ユーロ ヘッジなし) 受益証券



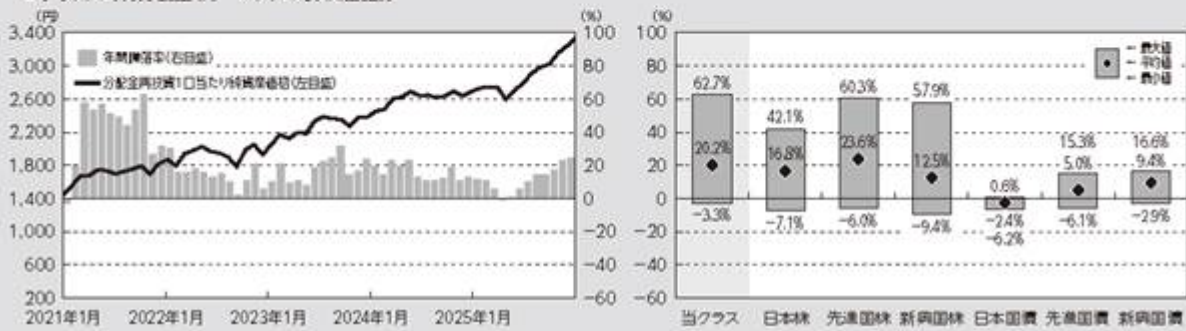
■クラスA (豪ドル ヘッジなし) 受益証券



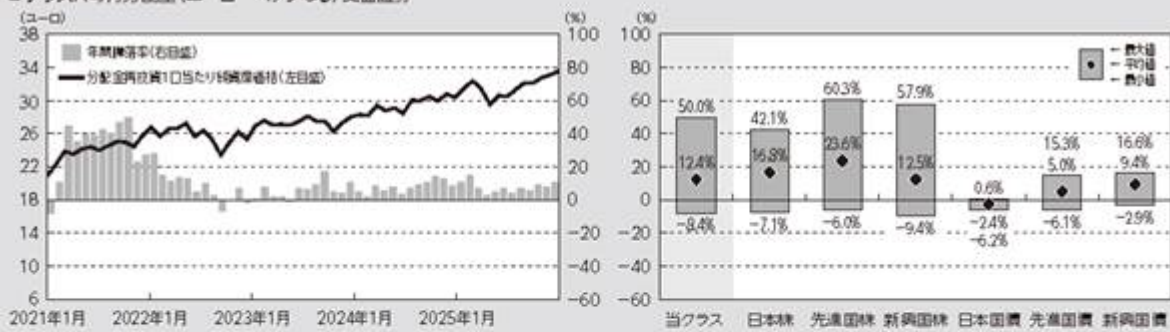
■クラスA毎月分配型(米ドル) 受益証券



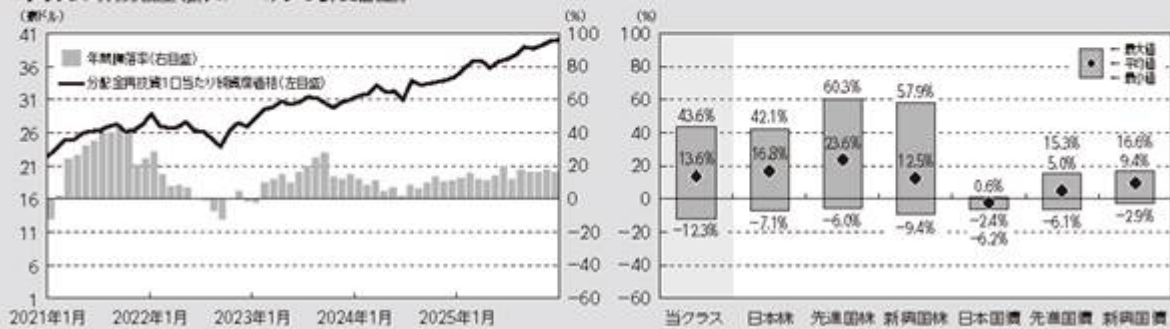
■クラスA毎月分配型(円 ヘッジなし) 受益証券



■クラスA毎月分配型(ユーロ ヘッジなし) 受益証券



■クラスA毎月分配型(豪ドル ヘッジなし) 受益証券



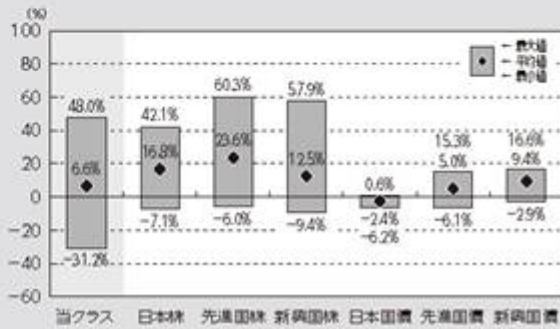
11 グローバル・シリーズ コモディティ

(2021年1月～2025年12月)

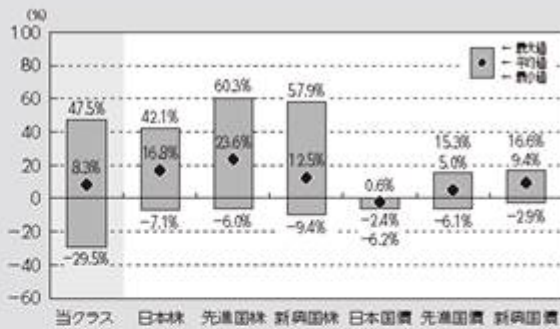
■クラスA(米ドル)受益証券



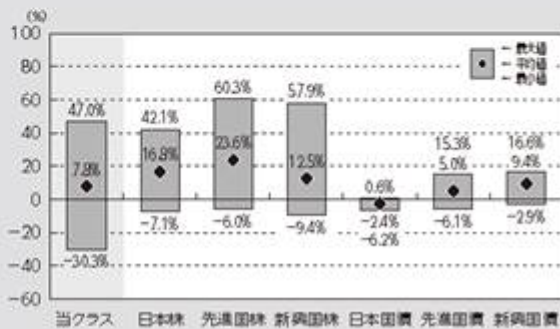
■クラスA(円)受益証券



■クラスA(豪ドル)受益証券

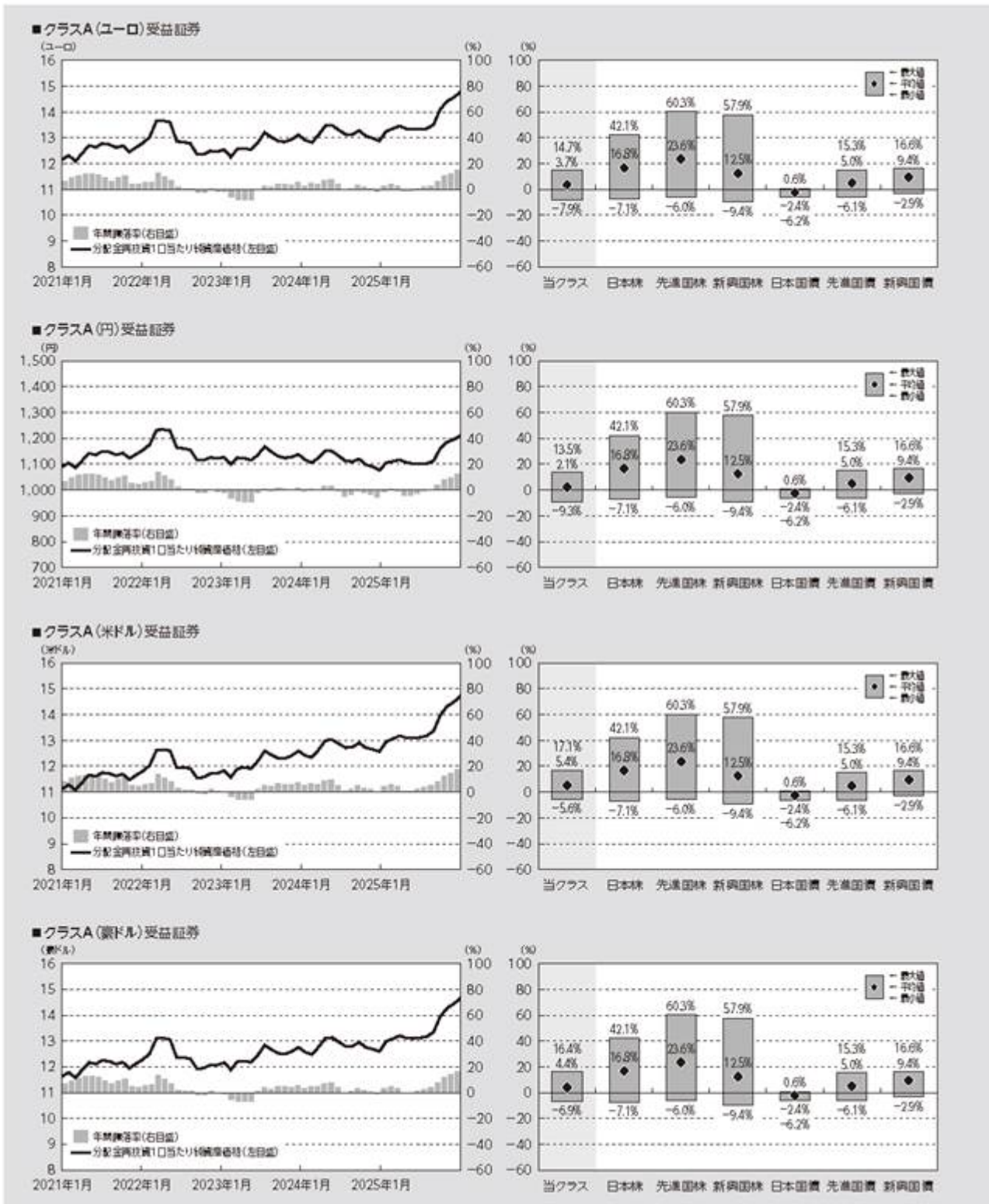


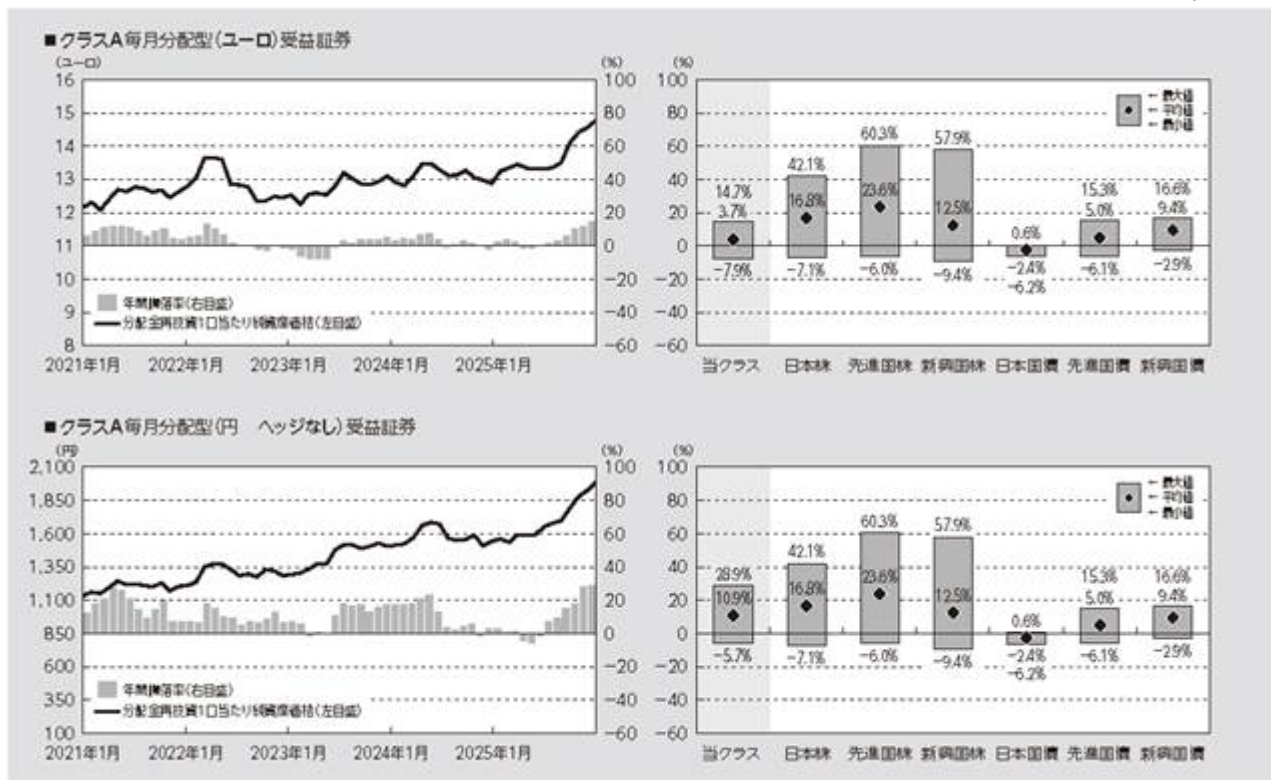
■クラスA(ユーロ)受益証券



12 グローバル・シリーズ ウェルス・プリザベーション

(2021年1月～2025年12月)





出所：投資運用会社、Bloomberg L.P.および指数提供会社のデータを基に森・濱田松本法律事務所外国法共同事業が作成

代表的な資産クラスを表す指数

日本株..... T O P I X（配当込み）

先進国株..... F T S E 先進国株価指数（除く日本、円ベース）

新興国株..... S & P 新興国総合指数

日本国債..... ブルームバーグE 1年超日本国債指数

先進国債..... F T S E 世界国債指数（除く日本、円ベース）

新興国債..... F T S E 新興国市場国債指数（円ベース）

（注）S & P 新興国総合指数は、Bloomberg L.P.で円換算している。

T O P I X（東証株価指数）の指数値およびT O P I Xに係る標章または商標は、株式会社J P X 総研または株式会社J P X 総研の関連会社（以下「J P X」という。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用などT O P I Xに関するすべての権利・ノウハウおよびT O P I Xに係る標章または商標に関するすべての権利はJ P Xが有する。J P Xは、T O P I Xの指数値の算出または公表の誤謬、遅延または中断に対し、責任を負わない。

F T S E 先進国株価指数（除く日本、円ベース）、F T S E 世界国債指数（除く日本、円ベース）およびF T S E 新興国市場国債指数（円ベース）に関するすべての権利は、London Stock Exchange Group plcまたはそのいずれかのグループ企業に帰属する。各指数は、FTSE International Limited、FTSE Fixed Income LLCまたはそれらの関連会社等によって計算されている。London Stock Exchange Group plcおよびそのグループ企業は、指数の使用、依存または誤謬から生じるいかなる負債について、何人に対しても一切の責任を負わない。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

海外における申込手数料

クラスA 受益証券

販売会社は、当初販売手数料として、受益証券1口当たりの純資産価格の上限6.25%を受領する権利を有する。

2010年6月30日をもってクラスB 受益証券の購入申込みは、受け付けていない。

日本国内における申込手数料

日本国内における申込手数料は、前記「第一部 証券情報(5) 申込手数料」に記載の通りである。

申込手数料は、購入時の商品説明、投資情報の提供、購入に関する事務手続き等の対価として支払われる。

クラスA 受益証券の購入(申込み)にあたって、上限3.30%(税抜3.00%)の申込手数料が課される。申込手数料の詳細については、日本における販売会社または販売取扱会社に照会すること。

(注1) 管理会社、日本における販売会社または販売取扱会社が申込手数料について別途合意する場合には、それに従うものとし、上記と異なる取扱いをすることができる。

(注2) 上記申込手数料に関わる「税」とは、消費税および地方消費税を示す。

(注3) 申込手数料については、日本における販売会社または販売取扱会社の定める乗換優遇措置または償還乗換優遇措置を適用される場合がある。

(注4) 販売取扱会社であるS M B C 信託銀行において、米ドル建て受益証券、ユーロ建て受益証券および豪ドル建て受益証券を円資金から該当通貨に交換したうえで申し込む場合、別途、為替手数料が片道1円/往復2円(上限)かかる。各販売会社における取扱いについては各販売会社へ問い合わせること。

(2)【買戻し手数料】

海外における買戻し手数料

海外における買戻し手数料は徴収されない。

日本国内における買戻し手数料

日本国内における買戻し手数料は徴収されない。

(3)【管理報酬等】

管理報酬

管理会社は、当該月中の各サブ・ファンドに帰属する平均純資産総額に基づき計算される下記の年率の報酬(以下「管理報酬」という。)を各サブ・ファンドの資産から毎月受領する権利を有する。

管理報酬	年率
ユーロ・シリーズ ユーロ・ボンド	0.95%
ユーロ・シリーズ ユーロ・バランス	1.20%
ユーロ・シリーズ ユーロ・エクイティ	1.45%
ユーロ・シリーズ ヨーロピアン・サステナブル	1.45%
ニューマーケット・シリーズ アジア・ボンド	1.20%
ニューマーケット・シリーズ エマージング・ボンド	1.40%
ニューマーケット・シリーズ グレーター・チャイナ・エクイティ	1.45%
ニューマーケット・シリーズ B I C・エクイティ	1.45%
グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールド	1.15%
グローバル・シリーズ イールド・エクイティ	1.20%
グローバル・シリーズ コモディティ	1.50%
グローバル・シリーズ ウェルス・プリザベーション	1.40%

管理会社は、その裁量において、管理報酬の一部を放棄することができる。

管理会社は、販売会社、ディーラーまたは管理会社をその任務の履行またはファンドもしくは受益者への直接もしくは間接的な業務の提供に関して補助するその他の者に対し、管理報酬の一部を再配分することができる。なお、ユーロ・シリーズ ユーロ・ボンドについては、当分の間、管理報酬と後記 記載の受益者サービス報酬を合計で平均純資産総額の年率1.25%とするべく、管理会社は各報酬の一部を放棄する。また、グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールドについては、当分の間、管理報酬と後記 記載の受益者サービス報酬を合計で平均純資産総額の年率1.60%とするべく、管理会社は各報酬の一部を放棄する。

管理報酬は、ファンド資産の運用・管理、ファンド証券の発行および買戻し業務の対価として支払われる。

2025年9月30日に終了した会計年度中の管理報酬は、以下の通りであった。

ユーロ・シリーズ ユーロ・ボンド	163,920ユーロ
ユーロ・シリーズ ユーロ・バランス	272,768ユーロ
ユーロ・シリーズ ユーロ・エクイティ	360,750ユーロ
ユーロ・シリーズ ヨーロピアン・サステナブル	157,423ユーロ
ニューマーケット・シリーズ アジア・ボンド	173,603米ドル
ニューマーケット・シリーズ エマージング・ボンド	53,968米ドル
ニューマーケット・シリーズ グレーター・チャイナ・エクイティ	355,233米ドル
ニューマーケット・シリーズ B I C ・エクイティ	167,556米ドル
グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールド	745,893米ドル
グローバル・シリーズ イールド・エクイティ	459,807米ドル
グローバル・シリーズ コモディティ	100,118米ドル
グローバル・シリーズ ウェルス・プリザベーション	97,940ユーロ

保管報酬

保管受託銀行は、ルクセンブルグの通常の銀行実務の慣行に従い、各サブ・ファンド資産から、サブ・ファンドの純資産総額に基づき、保管報酬を毎月受領する権利を有する。保管受託銀行が負担したすべての合理的な立替費用(電話、テレックス、電報および郵送料を含むがそれらに限定されない。)ならびにファンド資産の保管を委託された銀行および金融機関に対する報酬は、当該ファンドが負担する。

当該報酬は実費が計上されるためあらかじめ料率および上限額を示すことができない。

保管報酬は、有価証券の保管、引渡しおよび登録等ファンド資産の保管業務の対価として支払われる。

2025年9月30日に終了した会計年度中の保管報酬は、以下の通りであった。(注)

ユーロ・シリーズ ユーロ・ボンド	1,994ユーロ
ユーロ・シリーズ ユーロ・バランス	2,780ユーロ
ユーロ・シリーズ ユーロ・エクイティ	2,022ユーロ
ユーロ・シリーズ ヨーロピアン・サステナブル	868ユーロ
ニューマーケット・シリーズ アジア・ボンド	- 108米ドル
ニューマーケット・シリーズ エマージング・ボンド	- 65米ドル
ニューマーケット・シリーズ グレーター・チャイナ・エクイティ	10,554米ドル
ニューマーケット・シリーズ B I C ・エクイティ	- 946米ドル
グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールド	- 7,799米ドル
グローバル・シリーズ イールド・エクイティ	- 4,257米ドル
グローバル・シリーズ コモディティ	- 1,566米ドル
グローバル・シリーズ ウェルス・プリザベーション	1,817ユーロ

(注) 保管報酬は、日次で定額が見積計上されたうえで月次の請求処理により調整されるため、年間でマイナスとなる場合がある。

代行協会員に対する報酬

代行協会員は、管理報酬から、日々計算され発生する、日本における販売会社及び販売取扱会社を通じて販売され、月末時点で残存している受益証券の純資産総額の年率0.05%に相当する代行協会員報酬を、当事者間で別途合意する頻度で、後払いにより受領する。

代行協会員報酬は、目論見書と運用報告書の販売会社等への配布、1口当たり純資産価格の公表等の対価として支払われる。

受益者サービス報酬

受益証券の販売促進において提供した業務および発生した費用に対し、下記の料率の受益者サービス報酬が支払われる。これは、ファンドへの投資を継続している顧客を有する販売代行会社への継続支払額を含む。受益者サービス報酬は、当該期間中の各サブ・ファンドに帰属する平均純資産総額について日々計算され発生し、管理会社(または管理会社が随時任命するその他の当事者)に支払われる。受益者サービス報酬は、サブ・ファンドの純資産価額に対する固定した料率であるため、当該業務提供の費用に則して変動しない。それゆえ、管理会社は、当該業務提供について利益を得る(または損失を被る)場合があり、このことはサブ・ファンド毎に時の経過とともに変動する。管理会社は、その裁量において受益者サービス報酬の一部を放棄することができる。なお、ユーロ・シリーズ ユーロ・債券については、当分の間、管理報酬と受益者サービス報酬を合計で平均純資産総額の年率1.25%とするべく、管理会社は各報酬の一部を放棄する。また、グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールドについては、当分の間、管理報酬と受益者サービス報酬を合計で平均純資産総額の年率1.60%とするべく、管理会社は各報酬の一部を放棄する。

受益者サービス報酬	年率
ユーロ・シリーズ ユーロ・債券	0.65%
ユーロ・シリーズ ユーロ・バランス	0.80%
ユーロ・シリーズ ユーロ・エクイティ	0.90%
ユーロ・シリーズ ヨーロピアン・サステナブル	0.90%
ニューマーケット・シリーズ アジア・債券	0.80%
ニューマーケット・シリーズ エマージング・債券	0.90%
ニューマーケット・シリーズ グレーター・チャイナ・エクイティ	0.90%
ニューマーケット・シリーズ B I C・エクイティ	0.90%
グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールド	0.75%
グローバル・シリーズ イールド・エクイティ	0.80%
グローバル・シリーズ コモディティ	0.90%
グローバル・シリーズ ウェルス・プリザベーション	0.90%

管理会社(または管理会社が随時任命するその他の当事者)は、販売会社、ディーラーまたは管理会社をその任務の履行またはファンドもしくは受益者への直接もしくは間接的な業務の提供に関して補助するその他の者に対し、管理報酬の一部を再配分することができる。

2025年9月30日に終了した会計年度中の受益者サービス報酬は、以下の通りであった。

ユーロ・シリーズ ユーロ・ボンド	92,207ユーロ
ユーロ・シリーズ ユーロ・バランス	181,845ユーロ
ユーロ・シリーズ ユーロ・エクイティ	223,914ユーロ
ユーロ・シリーズ ユーロピアン・サステナブル	97,711ユーロ
ニューマーケット・シリーズ アジア・ボンド	115,736米ドル
ニューマーケット・シリーズ エマージング・ボンド	34,693米ドル
ニューマーケット・シリーズ グレーター・チャイナ・エクイティ	220,489米ドル
ニューマーケット・シリーズ B I C ・エクイティ	104,000米ドル
グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールド	447,536米ドル
グローバル・シリーズ イールド・エクイティ	306,538米ドル
グローバル・シリーズ コモディティ	60,070米ドル
グローバル・シリーズ ウェルス・プリザベーション	62,962ユーロ

（４）【その他の手数料等】

ファンドに請求される費用には以下のものが含まれる。

- 1) ファンド資産および収益に課せられる一切の税金。
- 2) ファンドの組入証券に関し、取引上支払うべき通常の銀行手数料（当該手数料は取得価額に含まれ、売却価額から差し引かれる。）。
- 3) 受益者の利益のための業務執行中に管理会社または保管受託銀行が負担した法律関係費用。
- 4) 代行協会員により提供される業務サービスに関連して生じた合理的諸費用。
- 5) 日本における販売会社が発行した受益証券に関する勘定明細書の作成および印刷の経費および費用。
- 6) 約款ならびに届出書、目論見書および説明書等を含むファンドに関するその他一切の書類を（必要とされる言語で）作成し、ファンドまたはファンドの受益証券の販売に関し管轄権を有する一切の関係当局（各国の証券業協会を含む。）へ提出する費用、上記関係当局の所管する適用法令のもとで要求される年次報告書、半期報告書およびその他の報告書または書類を、受益者（実質上の受益者を含む。）の利益のために必要とされる言語で作成しかつ配布する費用、日本における販売会社が日本国内で商取引上使用する有価証券届出書および目論見書の写しの印刷および日本国内のプロカーおよび販売取扱会社への配布の経費および費用、会計、記帳および毎日の純資産価額計算に要する費用、受益者への通知公告を作成しかつ配布する費用、弁護士および監査人の報酬、日本の適用法令ならびに各国の証券取引業協会の協定および規則に基づき管理会社が作成することを要求される書類の作成に係るその他経費および費用、（ファンドの受益証券が上場される場合）証券取引所への上場費用および上場された受益証券のかかる証券取引所での上場維持費用、以上に類似するその他すべての管理費用。ただし、管理会社が別段の決定をしない限り、一切の広告宣伝費およびファンドの受益証券の募集または販売に関して直接生じたその他の費用は除くものとする。

管理会社は、本書に記載されるサブ・ファンドの報酬および費用（サブ・ファンドの管理報酬および受益者サービス報酬は除く。）が、マスター・ファンドに係る報酬および費用（成功報酬は除く。）と併せて、いずれかのサブ・ファンドの日々の平均純資産総額の0.50%を超えないことを確保するために、その管理報酬の全部または一部を放棄することに同意している。

投資運用会社は、現在、いかなるソフト・コミッションの取決めも締結していない。しかし、投資運用会社は、ファンドを含む投資運用会社の顧客にとって直接的で確定可能な利益が存在し、かつソ

フト・コミッションを生み出す取引が、監督当局の適用要件を厳守してファンドの最善の利益のために誠実に行われる旨、投資運用会社が納得している場合にのみ、これを締結することができる。かかる取決めは、最良の市場慣行に相応する条件で投資運用会社により行われることを要する。

2025年9月30日に終了した会計年度中のその他の費用は、以下の通りであった。

ユーロ・シリーズ ユーロ・ボンド	23,287ユーロ
ユーロ・シリーズ ユーロ・バランス	25,407ユーロ
ユーロ・シリーズ ユーロ・エクイティ	27,461ユーロ
ユーロ・シリーズ ユーロピアン・サステナブル	32,585ユーロ
ニューマーケット・シリーズ アジア・ボンド	17,643米ドル
ニューマーケット・シリーズ エマージング・ボンド	11,008米ドル
ニューマーケット・シリーズ グレーター・チャイナ・エクイティ	94,532米ドル
ニューマーケット・シリーズ B I C ・エクイティ	14,826米ドル
グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールド	82,593米ドル
グローバル・シリーズ イールド・エクイティ	43,837米ドル
グローバル・シリーズ コモディティ	10,162米ドル
グローバル・シリーズ ウェルス・プリザベーション	23,265ユーロ

手数料および費用等の合計額およびその上限額ならびにこれらの計算方法については、各サブ・ファンドおよび各マスター・ファンドの運用状況や受益証券の保有期間等に応じて異なるため表示することができない。

（5）【課税上の取扱い】

日本

2026年2月末日現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなる。

ファンドが税法上公募外国公社債投資信託である場合

- (1) 受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができる。
- (2) 国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、ファンドの分配金は、公募国内公社債投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなる。
- (3) 国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、日本の個人受益者が支払を受けるファンドの分配金については、20.315%（所得税15.315%、住民税5%）（2038年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%））の税率による源泉徴収が日本国内で行われる。
日本の個人受益者は、申告分離課税が適用されるので原則として確定申告をすることになるが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させることもできる。
確定申告不要を選択しない場合、一定の上場株式等（租税特別措置法に定める上場株式等をいう。以下同じ。）の譲渡損失（繰越損失を含む。）との損益通算が可能である。
- (4) 日本の法人受益者が支払を受けるファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。）については、国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われ（一定の公共法人等（所得税法別表第一に掲げる内国法人をいう。以下同じ。）または金融機関等を除く。）、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される（2038年1月1日以後は15%の税率となる。）。
- (5) 日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合（他のサブ・ファンドの受益証券に転換した場合等を含む。）は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲

渡益（譲渡価額から取得価額等を控除した金額（邦貨換算額）をいう。以下同じ。）に対して、源泉徴収選択口座において、20.315%（所得税15.315%、住民税5%）（2038年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%））の税率による源泉徴収が日本国内で行われる。受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、税率は源泉徴収税率と同一であるが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。

譲渡損益は、一定の他の上場株式等の譲渡損益および一定の上場株式等の配当所得等との損益通算が可能である。確定申告を行う場合、一定の譲渡損失の翌年以降3年間の繰越も可能である。

(6) 日本の個人受益者の場合、ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、(5)と同様の取扱いとなる。

(7) 日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される。

（注）日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ルクセンブルグに住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しルクセンブルグ税務当局により課税されることは一切ない。

ファンドが税法上公募外国株式投資信託である場合

(1) 受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができる。

(2) 国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、ファンドの分配金は、公募国内株式投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなる。

(3) 国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、日本の個人受益者が支払を受けるファンドの分配金については、20.315%（所得税15.315%、住民税5%）（2038年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%））の税率による源泉徴収が行われる。

日本の個人受益者は、総合課税または申告分離課税のいずれかを選択して確定申告をすることもできるが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させることもできる。

申告分離課税を選択した場合、一定の上場株式等の譲渡損失（繰越損失を含む。）との損益通算が可能である。

(4) 日本の法人受益者が支払を受けるファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。）については、国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われ（一定の公共法人等を除く。）、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される（2038年1月1日以後は15%の税率となる。）。

(5) 日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合（他のサブ・ファンドの受益証券に転換した場合等を含む。）は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡益に対して、源泉徴収選択口座において、20.315%（所得税15.315%、住民税5%）（2038年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%））の税率による源泉徴収が行われる。受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、税率は源泉徴収税率と同一であるが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。

譲渡損益は、一定の他の上場株式等の譲渡損益および一定の上場株式等の配当所得等との損益通算が可能である。確定申告を行う場合、一定の譲渡損失の翌年以降3年間の繰越も可能である。

(6) 日本の個人受益者の場合、ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、(5)と同様の取扱いとなる。

(7) 日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される。

（注）日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ルクセンブルグに住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しルクセンブルグ税務当局により課税されることは一切ない。

ファンドは、税法上、公募外国株式投資信託として取り扱われる。ただし、将来における税務当局の判断によりこれと異なる取扱いがなされる可能性もある。

税法上、外貨建て投資信託の分配金や譲渡損益に係る所得税の計算は、分配金や売却代金等を外貨で受け取るか否かにかかわらず、円換算をして行う必要がある。

譲渡損益は取得時の為替相場で円換算した取得価額等と、譲渡（償還）時の為替相場で円換算した譲渡（償還）価額との差額により計算し、分配金は分配時の為替相場で円換算する。

税制等の変更により上記 ないし に記載されている取扱いは変更されることがある。

税金の取扱いの詳細については、税務専門家等に確認することを推奨する。

ルクセンブルグ

以下の情報は、ルクセンブルグで現在有効な法律、規則、決定および実務に基づくものであり、これらに変更があれば場合によっては遡及効果をもって変わってくるものである。以下の要約は、受益証券に関する投資、所有、保有または処分決定に関する可能性のあるすべてのルクセンブルグの税法およびルクセンブルグの租税上の考察を包括的に記述することを意図したのではなく、また、特定の投資家または投資予定者に向けた税務上の助言を意図するものでもない。投資予定者は、受益証券を購入、保有または処分することの影響および投資予定者が納税義務を負う法域の法律の規定について、自らの専門アドバイザーに相談すべきである。以下の要約には、ルクセンブルグ以外の国、地方その他の課税法域の法律から生じる税効果に関する記述はない。

以下の情報は、ルクセンブルグで現在有効な法律および実務の特定の側面に関する管理会社の理解に基づくものである。本書の日付時点または投資時点の税務状況が無期限に持続するという保証はない。

ファンドの税金

ファンドは、インカム・ゲインまたはキャピタル・ゲインに課せられるルクセンブルグの税金の適用対象ではない。

しかし、ファンドは、関連四半期末のファンドの純資産価額に基づいて年率0.05%の割合で徴収され、四半期毎に計算および支払が行われる年次税（taxe d'abonnement）の対象である。

短期金融商品への集団投資、信用機関への預金、またはその両方を唯一の目的とするルクセンブルグUCIには、年率0.01%の減額年次税が適用される。2010年法に言及されている複数のコンパートメントを有するルクセンブルグのUCIの個々のコンパートメントおよびUCI内または複数のコンパートメントを有するUCIのコンパートメント内で発行される証券の個々のクラスには、年率0.01%の減額年次税が適用される。ただし、かかるコンパートメントやクラスの証券は、一または複数の機関投資家（2010年法第174条に規定される）によって保有されなければならない。

さらに、2010年法第175条第b項を侵害することなくルクセンブルグ法に従いMMF規則（注）の下でマネー・マーケット・ファンドとして認可されているサブ・ファンドは、同様の年率0.01%の減額年次税が適用される。

（注）MMF規則とは、随時改正および補足されるマネー・マーケット・ファンドに関する2017年6月14日付欧州議会および欧州理事会規則（EU）2017/1131をいう。以下同じ。

年次税の免除は以下の場合に適用される。

- （ ）それ自体に年次税が課されるルクセンブルグのUCIに投資する場合
- （ ）以下のUCIおよび複数のコンパートメントを有するUCIの個々のコンパートメント
 - (a) その証券が機関投資家の保有と限定される場合
 - (b) MMF規則に従い短期金融商品として認可されている場合
 - (c) 公認の格付機関から最高の格付を取得した場合

UCIまたはコンパートメント内に複数のクラスが存在する場合、かかる免除は、その証券が機関投資家のために留保されるクラスにのみ適用される。

- （ ）UCIおよび複数のコンパートメントを有するUCIの個々のコンパートメントで、その証券が以下に対して留保される場合、

- (a) 一または複数の雇用主が自発的に設定した企業年金基金または類似の投資ビークル、(b) 一または複数の雇用主である企業で、その従業員に対して退職給付を提供するために保有する資金を投資する企業、および(c) 汎欧州個人年金商品（PEPP）に関する2019年6月20日付欧州議会および欧州理事会規則（EU）2019/1238に基づき設立された汎欧州個人年金商品の文脈における貯蓄者。UCIまたはコンパートメント内に複数の証券クラスがある場合、かかる免税は、その証券が本項の(a)、(b)および(c)に言及される投資家のために留保されているクラスにのみ適用される。
- () 主な目的が小規模金融マイクロ・ファイナンス機関への投資であるUCIおよび複数のコンパートメントを有するUCIの個々のコンパートメント
- () 以下のUCIおよび複数のコンパートメントを有するUCIの個々のコンパートメント
- (i) その証券が定期的に営業し、公認され、かつ公開されている一つ以上の証券取引所もしくは別の規制市場において上場または取引されており、かつ、
- () 一または複数の指数の運用実績を複製することを唯一の目的とするもの。
- UCIまたはコンパートメント内に複数のクラスが存在する場合、かかる免除は、(i)の条件を満たすクラスにのみ適用される。
- () 欧州長期投資ファンドに関する2015年4月29日付欧州議会および欧州理事会規則（EU）2015/760に規定される欧州長期投資ファンドとして認可されたUCIおよび複数のコンパートメントを有するUCI
- かかる免除による恩恵を得るため、UCIは、登録税、不動産およびVAT当局に対して提出する定期的な申告書において、個別に適切な純資産額を示さなければならない。

源泉徴収税

ファンドが受け取る利息および配当収入は、源泉国において回収不能な源泉徴収税を課せられる可能性がある。ファンドは、さらに、源泉国における自らの資産の実現済または未実現の元本の成長部分に課せられる税金の適用対象となる可能性がある。

ルクセンブルグでは、投資家が居住者である場合、ファンドから投資家へ支払われるインカム・ゲインまたはキャピタル・ゲインに源泉徴収税は課せられない。

受益者の税金

ファンドの投資家は、自らの居住国で有効な法律に従い、投資から得たインカム・ゲインおよびキャピタル・ゲインに課せられる税金の適用対象となる。

現行法下では、投資家は、ルクセンブルグのキャピタル・ゲイン、インカム・ゲインまたは源泉徴収税の適用対象ではない。ただし、()ルクセンブルグに本籍を有する、住所を有するもしくは恒久的施設を有する者、または、()租税条約により保護されないルクセンブルグ非居住者で、ファンドを通じてルクセンブルグの会社の10%以上を保有し、かつ、ファンドの受益証券の申込み後6か月未満でファンドの受益証券の買戻しをする者はこの限りではない。

ファンドは、関連国における源泉徴収税の控除後、自らのポートフォリオの資産により創出された収入を回収する。ファンドには法人格がないため、適用される源泉徴収税率の減税を受けられる可能性は、ファンドの投資家の地位による。投資家は、自らの居住国で免税されている場合または自らの居住国と証券所在国との間で締結された二重課税条約に基づく条約上の減免措置を受けられる場合、ファンドが被る源泉徴収税のうち自らの持分に依じて完全または部分的な還付を受けられる可能性がある。

米国外国口座税務コンプライアンス法（FATCA）および2016年OECD共通報告基準（以下「CRS」という。）

アメリカ合衆国において、追加雇用対策法案の一環として、2010年3月18日に、FATCAが制定された。FATCAには、外国金融機関（以下「FFI」という。）であるファンドが、これに基づき、米国納税者またはFATCAの対象となる他の外国事業体により保有される受益証券に関する一定の情報を、米国内国歳入庁（以下「内国歳入庁」という。）に直接報告し、当該目的において追加

の識別情報を集めるよう義務付ける規定が含まれる。内国歳入庁と契約を締結せず、かつ、FATCA制度を遵守する金融機関は、米国を源泉とする収益の支払およびファンドが米国を源泉とする収益を生み出す有価証券の販売を行うことによりもたらされる総手取金額に関し、30%の源泉徴収税の対象となることがある。2014年3月28日、ルクセンブルグ大公国はアメリカ合衆国との間にモデル1政府間協定(以下「IGA」という。)を締結し、2015年7月にルクセンブルグ法にIGAを導入した。

CRSは、2014年12月9日に採択された税務情報の強制的自動交換に関する理事会指令2014/107/EUにより実施され、課税分野における金融口座情報の自動的交換に関する2015年12月18日法(以下「CRS法」という。)によりルクセンブルグ法に導入された。CRSは2016年1月1日に多くのEU加盟国で効力が発生した。CRSに基づき、ファンドは、ルクセンブルグ税務当局に対して、CRS参加国における租税上の居住者である投資家が保有する受益証券に関する一定の情報を報告し、当該目的のために追加の識別情報を収集しなければならない。CRS法に基づき、最初の情報交換は、2016年(暦年)に関する情報につき、2017年9月30日までに適用された。FATCA上およびCRS上の義務を遵守する目的において、ファンドは、自らの投資家の税務上の立場を確認するため、一定の情報を当該投資家から取得するよう義務付けられることがある。上述のようにFATCA IGAに基づき、かかる投資家が、米国人所有の非米国事業体等の特定の者、もしくは非参加FFIであるか、または必要書類を提供しない場合、ファンドは、適用ある法令に従い、当該投資家に関する情報をルクセンブルグの税務当局に報告する必要がある。これにより、結果として、内国歳入庁への報告となる。CRSに基づき、投資家がCRS参加国における租税上の居住者であり、かつ必要書類を提供しない場合、適用ある法令に従い、ファンドはかかる投資家に関する情報をルクセンブルグの税務当局に対して報告する必要がある。ただし、ファンドが、FATCAの規定に従い行為する場合、FATCAに基づく源泉徴収税の対象とはならない。

受益者および仲介業者は、ファンドの既存の方針により、受益証券が米国人または適切なCRS情報を提供しない投資家向けの募集または販売を行っていないことに留意すべきである。米国人に対して後日受益証券を譲渡することは禁止されている。受益証券が実質的に米国人または適切なCRS情報を提供しない投資家により所有されている場合、ファンドはその裁量により強制的に当該受益証券を買戻すことができる。受益者はさらに、FATCAの法規において、特定の者の定義には、他の法規と比べて幅広い投資家を含みうることに留意すべきである。

DAC6

2018年5月25日、欧州理事会は、アグレッシブなタックス・プランニングに関連し得る取引に係る当事者に報告義務を課す指令(税務分野における強制的な自動情報交換に関する指令2011/16/EUを改正する指令2018/822)(以下「DAC6」という。)を採択した。DAC6は、2020年3月25日の法律(以下「DAC6法」という。)によりルクセンブルグにおいて施行されている。

具体的には、報告義務は、特にDAC6法に規定され、一定の場合に主要ベネフィット・テストと併用される一または複数の「ホールマーク」に該当するクロスボーダー・アレンジメント(以下「報告対象アレンジメント」という。)に対し適用される。報告対象アレンジメントの場合、報告すべき情報には、すべての関連納税義務者および仲介者の名称、報告対象アレンジメントの概要、報告対象アレンジメントの金額ならびに報告対象アレンジメントに係る得る加盟国の特定等が含まれる。

報告義務は、原則として、報告対象アレンジメントの設計、マーケティング、組成、実行もしくは実行に当たっての管理を行う者、また、それに関連し支援または助言を提供する者(いわゆる「仲介者」)にある。しかしながら、一定の場合、納税義務者自身が報告義務対象となる場合がある。

2021年1月1日以降、報告対象アレンジメントは、()報告対象アレンジメントの実行が可能となった日、()報告対象アレンジメントの実行準備ができた日、または()報告対象アレンジメントの実行における最初のステップが実行された日のいずれか早い日から30日以内に報告することが義務付けられている。報告された情報は、全加盟国の税務当局間で自動的に交換される。

DAC6法の幅広い適用範囲に鑑みると、ファンドが行う取引がDAC6法の適用範囲に該当し、報告対象となる場合がある。

5【運用状況】

ユーロ・シリーズ ユーロ・ボンド、ユーロ・シリーズ ユーロ・バランスおよびユーロ・シリーズ ユーロ・エクイティは、2002年12月20日に運用を開始した。

ユーロ・シリーズ ヨーロピアン・サステナブルは、2016年4月12日に運用を開始した。

ニューマーケット・シリーズ アジア・ボンド、ニューマーケット・シリーズ エマージング・ボンドおよびニューマーケット・シリーズ グレーター・チャイナ・エクイティは、2004年4月30日に運用を開始した。(ただし、ニューマーケット・シリーズ アジア・ボンドのクラスA毎月分配型(米ドル)およびクラスA毎月分配型(円 ヘッジなし)受益証券の運用は、2004年11月30日に開始された。)

ニューマーケット・シリーズ B I C・エクイティは、2006年7月31日に運用を開始した。

グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールドは、2009年5月28日に運用を開始した。(ただし、グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールドの毎月分配型受益証券の運用は、2010年3月31日に開始された。)

グローバル・シリーズ イールド・エクイティは、2006年7月31日に運用を開始した。(ただし、グローバル・シリーズ イールド・エクイティのクラスA(ユーロ ヘッジなし)受益証券、クラスA(豪ドル ヘッジなし)受益証券、クラスA毎月分配型(ユーロ ヘッジなし)受益証券およびクラスA毎月分配型(豪ドル ヘッジなし)受益証券の運用は、2010年3月31日に開始された。)

グローバル・シリーズ コモディティは、2010年3月31日に運用を開始した。

グローバル・シリーズ ウェルス・プリザベーションは、2005年9月30日から運用を開始した。(ただし、クラスA(米ドル)受益証券およびクラスA(豪ドル)受益証券の運用は、2013年7月1日に開始された。)

(注1) グローバル・シリーズ ウェルス・プリザベーションは、2013年7月1日付で運用方針が変更されている。下記の

「(3)運用実績」および「(4)販売及び買戻しの実績」のうち、2013年6月末日までの実績は、変更前の旧「ニューマーケット・シリーズ コンバージング・ヨーロッパ・ボンド」の実績を記載している。

(注2) 2016年6月30日をもって、すべてのクラスB受益証券は、同一サブ・ファンドのクラスA受益証券に自動転換された。

(注3) ユーロ・シリーズ ヨーロピアン・サステナブルは、2021年3月31日付で投資対象の吸収合併に際して名称が変更されている。下記の「(3)運用実績」および「(4)販売及び買戻しの実績」のうち、2021年3月末日までの実績は、変更前の旧「ユーロ・シリーズ ヨーロピアン・オポチュニティ」の実績を記載している。

(注4) 2021年7月30日付で、グローバル・シリーズ コモディティのマスター・ファンドは、シュローダー・オルタナティブ・ソリューションズ・コモディティ・ファンドからシュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・コモディティに変更されている。

(注5) ニューマーケット・シリーズ B I C・エクイティは2023年6月30日付で投資対象の投資目的および投資方針の変更に際して名称が変更されている。下記の「(3)運用実績」および「(4)販売及び買戻しの実績」のうち、2023年6月末日までの実績は、変更前の旧「ニューマーケット・シリーズ B R I C・エクイティ」の実績を記載している。

（１）【投資状況】

資産別および地域別の投資状況（2025年12月末日現在）

<ユーロ・シリーズ ユーロ・ボンド>

資産の種類	国名	時価合計（ユーロ）	投資比率（％）
外国投資信託	ルクセンブルグ	19,960,646	99.43
現金・その他の資産 （負債控除後）		113,532	0.57
合計（純資産総額）		20,074,179 （約3,700百万円）	100.00

（注）投資比率とは、各サブ・ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいう。以下同じ。

<ユーロ・シリーズ ユーロ・バランス>

資産の種類	国名	時価合計（ユーロ）	投資比率（％）
外国投資信託	ルクセンブルグ	24,892,999	99.53
現金・その他の資産 （負債控除後）		117,748	0.47
合計（純資産総額）		25,010,747 （約4,610百万円）	100.00

<ユーロ・シリーズ ユーロ・エクイティ>

資産の種類	国名	時価合計（ユーロ）	投資比率（％）
外国投資信託	ルクセンブルグ	29,386,164	95.98
現金・その他の資産 （負債控除後）		1,232,068	4.02
合計（純資産総額）		30,618,232 （約5,644百万円）	100.00

<ユーロ・シリーズ ヨーロピアン・サステナブル>

資産の種類	国名	時価合計（ユーロ）	投資比率（％）
外国投資信託	ルクセンブルグ	9,710,966	99.25
現金・その他の資産 （負債控除後）		72,937	0.75
合計（純資産総額）		9,783,903 （約1,803百万円）	100.00

<ニューマーケット・シリーズ アジア・ボンド>

資産の種類	国名	時価合計（米ドル）	投資比率（％）
外国投資信託	ルクセンブルグ	13,976,360	99.57
現金・その他の資産 （負債控除後）		59,699	0.43
合計（純資産総額）		14,036,059 (約2,197百万円)	100.00

<ニューマーケット・シリーズ エマージング・ボンド>

資産の種類	国名	時価合計（米ドル）	投資比率（％）
外国投資信託	ルクセンブルグ	3,681,569	99.07
現金・その他の資産 （負債控除後）		34,654	0.93
合計（純資産総額）		3,716,224 (約582百万円)	100.00

<ニューマーケット・シリーズ グレーター・チャイナ・エクイティ>

資産の種類	国名	時価合計（米ドル）	投資比率（％）
外国投資信託	ルクセンブルグ	27,173,754	99.62
現金・その他の資産 （負債控除後）		104,154	0.38
合計（純資産総額）		27,277,909 (約4,271百万円)	100.00

<ニューマーケット・シリーズ B I C ・エクイティ>

資産の種類	国名	時価合計（米ドル）	投資比率（％）
外国投資信託	ルクセンブルグ	12,413,302	99.31
現金・その他の資産 （負債控除後）		86,151	0.69
合計（純資産総額）		12,499,453 (約1,957百万円)	100.00

<グローバル・シリーズ グローバル・ハイールド>

資産の種類	国名	時価合計（米ドル）	投資比率（％）
外国投資信託	ルクセンブルグ	76,207,433	98.82
現金・その他の資産 （負債控除後）		910,758	1.18
合計（純資産総額）		77,118,191 （約12,074百万円）	100.00

<グローバル・シリーズ イールド・エクイティ>

資産の種類	国名	時価合計（米ドル）	投資比率（％）
外国投資信託	ルクセンブルグ	53,215,609	99.19
現金・その他の資産 （負債控除後）		436,694	0.81
合計（純資産総額）		53,652,303 （約8,400百万円）	100.00

<グローバル・シリーズ コモディティ>

資産の種類	国名	時価合計（米ドル）	投資比率（％）
外国投資信託	ルクセンブルグ	6,260,431	99.37
現金・その他の資産 （負債控除後）		39,404	0.63
合計（純資産総額）		6,299,835 （約986百万円）	100.00

<グローバル・シリーズ ウェルス・プリザベーション>

資産の種類	国名	時価合計（ユーロ）	投資比率（％）
外国投資信託	ルクセンブルグ	8,040,741	99.18
現金・その他の資産 （負債控除後）		66,690	0.82
合計（純資産総額）		8,107,431 （約1,494百万円）	100.00

（２）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄（2025年12月末日現在）】

<ユーロ・シリーズ ユーロ・ボンド>

順位	銘柄	種類	国名	業種	口数（口）	取得原価（ユーロ）		時価（ユーロ）		投資比率（％）
						単価	金額	単価	金額	
1	シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・ユーロ・ボンドクラス 受益証券	外国投資信託	ルクセンブルグ	-	795,830.55	21.34	16,981,327	25.08	19,960,646	99.43

種類別投資比率

種類	投資比率（％）
外国投資信託	99.43

< 参考情報 >

投資対象ファンド（シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・ユーロ・ボンドクラスⅠ受益証券）の上位組入銘柄

組入上位5銘柄	クーポン(%)	償還日	組入比率(%)
SCHRODER ISF SECURITISED CREDIT EUR HEDGED	—	—	6.20
SISF EURO SHORT TERM BOND I ACC	—	—	3.25
CREDIT AGRICOLE ITALIA SPA	3.5	2036年3月11日	1.95
AGENCE FRANCAISE DE DEVELOPPEMENT	0.25	2029年6月29日	1.90
OMERS FINANCE TRUST	3.25	2035年1月28日	1.62

（注）組入比率とは、各投資対象ファンドの純資産総額に対する時価の比率をいう。以下同じ。

< ユーロ・シリーズ ユーロ・バランス >

順位	銘柄	種類	国名	業種	口数（口）	取得原価（ユーロ）		時価（ユーロ）		投資比率（％）
						単価	金額	単価	金額	
1	シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・ユーロ・エクイティクラス 受益証券	外国投資信託	ルクセンブルグ	-	138,528.87	51.74	7,167,268	90.88	12,590,186	50.34
2	シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・ユーロ・ボンドクラス 受益証券	外国投資信託	ルクセンブルグ	-	490,512.89	24.01	11,776,186	25.08	12,302,813	49.19

種類別投資比率

種類	投資比率（％）
外国投資信託	99.53

< 参考情報 >

投資対象ファンド（シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・ユーロ・エクイティクラスⅠ受益証券、シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・ユーロ・ボンドクラスⅠ受益証券）の上位組入銘柄については、前記<ユーロ・シリーズ ユーロ・ボンド>および後記<ユーロ・シリーズ ユーロ・エクイティ>の<参考情報>を参照のこと。

< ユーロ・シリーズ ユーロ・エクイティ >

順位	銘柄	種類	国名	業種	口数（口）	取得原価（ユーロ）		時価（ユーロ）		投資比率（％）
						単価	金額	単価	金額	
1	シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・ユーロ・エクイティクラス 受益証券	外国投資信託	ルクセンブルグ	-	323,333.75	51.97	16,802,192	90.88	29,386,164	95.98

種類別投資比率

種類	投資比率（％）
外国投資信託	95.98

<参考情報>

投資対象ファンド（シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・ユーロ・エクイティ クラスI 受益証券）の上位組入銘柄

組入上位5銘柄	業種	国名	組入比率(%)
BNP PARIBAS SA	金融	フランス	4.09
DEUTSCHE BANK AG	金融	ドイツ	3.82
ASML HOLDING NV	情報技術	オランダ	3.45
COMPAGNIE FINANCIERE RICHEMONT SA	一般消費財・サービス	スイス	3.19
AXA SA	金融	フランス	3.04

<ユーロ・シリーズ ヨーロピアン・サステナブル>

順位	銘柄	種類	国名	業種	口数（口）	取得原価（ユーロ）		時価（ユーロ）		投資比率（％）
						単価	金額	単価	金額	
1	シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・ユーロピアン・サステナブル・エクイティ クラス 受益証券	外国投資信託	ルクセンブルグ	-	52,258.27	149.48	7,811,605	185.83	9,710,966	99.25

種類別投資比率

種類	投資比率（％）
外国投資信託	99.25

<参考情報>

投資対象ファンド（シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・ユーロピアン・サステナブル・エクイティ クラスI 受益証券）の上位組入銘柄

組入上位5銘柄	業種	国名	組入比率(%)
ASML HOLDING NV	情報技術	オランダ	4.13
INTESA SANPAOLO SPA	金融	イタリア	3.34
HSBC HOLDINGS PLC	金融	イギリス	3.21
SAP SE	情報技術	ドイツ	3.14
AXA SA	金融	フランス	2.65

<ニューマーケット・シリーズ アジア・ボンド>

順位	銘柄	種類	国名	業種	口数（口）	取得原価（米ドル）		時価（米ドル）		投資比率（％）
						単価	金額	単価	金額	
1	シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・アジア・ボンド・トータル・リターン クラス 受益証券	外国投資信託	ルクセンブルグ	-	572,078.82	14.62	8,360,949	24.43	13,976,360	99.57

種類別投資比率

種類	投資比率（％）
外国投資信託	99.57

< 参考情報 >

投資対象ファンド（シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・アジア・ボンド・トータル・リターン クラスⅠ受益証券）の上位組入銘柄

組入上位5銘柄	国	通貨	組入比率(%)
INDONESIA (REPUBLIC OF) 6.875% 2029/4/15	インドネシア	インドネシア・ルピア	7.03
INDONESIA (REPUBLIC OF) 6.5% 2030/7/15	インドネシア	インドネシア・ルピア	5.18
KOREA (REPUBLIC OF) 2.375% 2028/12/10	韓国	韓国ウォン	4.85
SDR CHINA FI FLND RMB I ACC	中国	人民元	4.81
INDIA (REPUBLIC OF) 6.33% 2035/5/5	インド	インド・ルピー	3.98

< ニューマーケット・シリーズ エマージング・ボンド >

順位	銘柄	種類	国名	業種	口数（口）	取得原価（米ドル）		時価（米ドル）		投資比率（％）
						単価	金額	単価	金額	
1	シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・エマージング・マーケット・デット・トータル・リターンクラス 受益証券	外国投資信託	ルクセンブルグ	-	75,187.44	36.53	2,746,714	48.97	3,681,569	99.07

種類別投資比率

種類	投資比率（％）
外国投資信託	99.07

< ニューマーケット・シリーズ グレーター・チャイナ・エクイティ >

順位	銘柄	種類	国名	業種	口数（口）	取得原価（米ドル）		時価（米ドル）		投資比率（％）
						単価	金額	単価	金額	
1	シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・グレーター・チャイナクラス 受益証券	外国投資信託	ルクセンブルグ	-	191,789.51	104.09	19,962,679	141.69	27,173,754	99.62

種類別投資比率

種類	投資比率（％）
外国投資信託	99.62

<参考情報>

投資対象ファンド(シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・グレーター・チャイナ クラスI 受益証券)の上位組入銘柄

組入上位5銘柄	業種	国・地域	組入比率(%)
TAIWAN SEMICONDUCTOR MANUFACTURING	情報技術	台湾	10.07
TENCENT HOLDINGS LTD	コミュニケーション・サービス	中国	9.02
ALIBABA GROUP HOLDING LTD	一般消費財・サービス	中国	7.61
AIA GROUP LTD	金融	香港	3.64
DELTA ELECTRONICS INC	情報技術	台湾	2.92

<ニューマーケット・シリーズ B I C ・エクイティ>

順位	銘柄	種類	国名	業種	口数(口)	取得原価(米ドル)		時価(米ドル)		投資比率(%)
						単価	金額	単価	金額	
1	シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・B I C クラス 受益証券	外国投資信託	ルクセンブルグ	-	30,808.71	274.06	8,443,551	402.92	12,413,302	99.31

種類別投資比率

種類	投資比率(%)
外国投資信託	99.31

<参考情報>

投資対象ファンド(シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・B I C クラスI 受益証券)の上位組入銘柄

組入上位5銘柄	業種	国名	組入比率(%)
TENCENT HOLDINGS LTD	コミュニケーション・サービス	中国	9.67
ALIBABA GROUP HOLDING LTD	一般消費財・サービス	中国	4.60
HDFC BANK LTD	金融	インド	4.26
CONTEMPORARY AMPEREX TECHNOLOGY CO LTD	資本財・サービス	中国	3.37
ZUJIN MINING GROUP CO LTD	素材	中国	3.37

<グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールド>

順位	銘柄	種類	国名	業種	口数(口)	取得原価(米ドル)		時価(米ドル)		投資比率(%)
						単価	金額	単価	金額	
1	シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・グローバル・ハイイールド クラス 受益証券	外国投資信託	ルクセンブルグ	-	941,011.21	59.70	56,175,150	80.98	76,207,433	98.82

種類別投資比率

種類	投資比率(%)
外国投資信託	98.82

< 参考情報 >

投資対象ファンド（シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・グローバル・ハイ
イールド クラス I 受益証券）の上位組入銘柄

組入上位5銘柄	業種	クーポン(%)	満期日	格付け*	国名	組入比率(%)
CCO HOLDINGS LLC	ケーブル・衛星	4.50	2030年8月15日	BB	米国	1.77
MILLENNIUM ESCROW CORP	メディア・娯楽	6.625	2026年8月1日	B	米国	1.60
AETHON UNITED BR LP	独立系エネルギー	7.50	2029年10月1日	B	米国	1.52
MC BRAZIL DOWNSTREAM TRADING SARL	石油精製	7.25	2031年6月30日	B	ブラジル	1.20
MAJORDRIVE HOLDINGS IV LLC	消費者製品	6.375	2029年6月1日	CCC	米国	1.18

*複数の格付け機関による格付けがある場合、それを数値化して平均したものである。

< グローバル・シリーズ イールド・エクイティ >

順位	銘柄	種類	国名	業種	口数(口)	取得原価(米ドル)		時価(米ドル)		投資比率(%)
						単価	金額	単価	金額	
1	シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・グローバル・エクイティ・イールドクラス 受益証券	外国投資信託	ルクセンブルグ	-	119,981.89	277.74	33,323,237	443.53	53,215,609	99.19

種類別投資比率

種類	投資比率(%)
外国投資信託	99.19

< 参考情報 >

投資対象ファンド（シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・グローバル・エク
イティ・イールド クラス I 受益証券）の上位組入銘柄

組入上位5銘柄	国名	業種	組入比率(%)
STANDARD CHARTERED PLC	イギリス	金融	3.07
GSK PLC	イギリス	ヘルスケア	2.94
CONTINENTAL AG	ドイツ	一般消費財・サービス	2.62
VODAFONE GROUP PLC	イギリス	コミュニケーション・サービス	2.59
REPSOL SA	スペイン	エネルギー	2.36

< グローバル・シリーズ コモディティ >

順位	銘柄	種類	国名	業種	口数(口)	取得原価(米ドル)		時価(米ドル)		投資比率(%)
						単価	金額	単価	金額	
1	シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・コモディティクラス 受益証券	外国投資信託	ルクセンブルグ	-	41,198.05	125.07	5,152,628	151.96	6,260,431	99.37

種類別投資比率

種類	投資比率(%)
外国投資信託	99.37

<参考情報>

投資対象ファンド（シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・コモディティ クラス 受益証券）の上位組入銘柄

組入上位5コモディティ	セクター	組入比率(%)
金	金属	19.6
原油	エネルギー	15.6
大豆関連	農産物	11.7
銀	金属	9.1
天然ガス	エネルギー	6.9

<グローバル・シリーズ ウェルス・プリザベーション>

順位	銘柄	種類	国名	業種	口数(口)	取得原価(ユーロ)		時価(ユーロ)		投資比率(%)
						単価	金額	単価	金額	
1	シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・インフレーション・プラスクラス 受益証券	外国投資信託	ルクセンブルグ	-	213,725.07	29.13	6,225,892	37.62	8,040,741	99.18

種類別投資比率

種類	投資比率(%)
外国投資信託	99.18

【投資不動産物件（2025年12月末日現在）】

該当事項なし。

【その他投資資産の主要なもの（2025年12月末日現在）】

該当事項なし。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

2025年12月末日および同日前1年以内における各月末ならびに下記会計年度末の純資産の推移は、以下の通りである。

<ユーロ・シリーズ ユーロ・ボンド>

	純資産総額		1口当たり純資産価格		
	ユーロ	千円	クラス	クラスの通貨	円
第14会計年度末 (2016年9月30日)	45,377,887	8,364,506	A(ユーロ)	17.979ユーロ	3,314
			A(円)	1,435円	-
第15会計年度末 (2017年9月30日)	37,284,213	6,872,599	A(ユーロ)	17.525ユーロ	3,230
			A(円)	1,402円	-
第16会計年度末 (2018年9月30日)	34,052,080	6,276,820	A(ユーロ)	17.438ユーロ	3,214
			A(円)	1,399円	-
第17会計年度末 (2019年9月30日)	34,906,335	6,434,285	A(ユーロ)	18.842ユーロ	3,473
			A(円)	1,512円	-
第18会計年度末 (2020年9月30日)	34,848,239	6,423,576	A(ユーロ)	18.913ユーロ	3,486
			A(円)	1,519円	-
第19会計年度末 (2021年9月30日)	30,861,148	5,688,635	A(ユーロ)	18.639ユーロ	3,436
			A(円)	1,502円	-
第20会計年度末 (2022年9月30日)	21,372,605	3,939,612	A(ユーロ)	14.829ユーロ	2,733
			A(円)	1,194円	-
第21会計年度末 (2023年9月30日)	19,473,525	3,589,555	A(ユーロ)	14.485ユーロ	2,670
			A(円)	1,133円	-
第22会計年度末 (2024年9月30日)	20,532,263	3,784,712	A(ユーロ)	15.821ユーロ	2,916
			A(円)	1,186円	-
第23会計年度末 (2025年9月30日)	20,660,018	3,808,261	A(ユーロ)	15.975ユーロ	2,945
			A(円)	1,168円	-

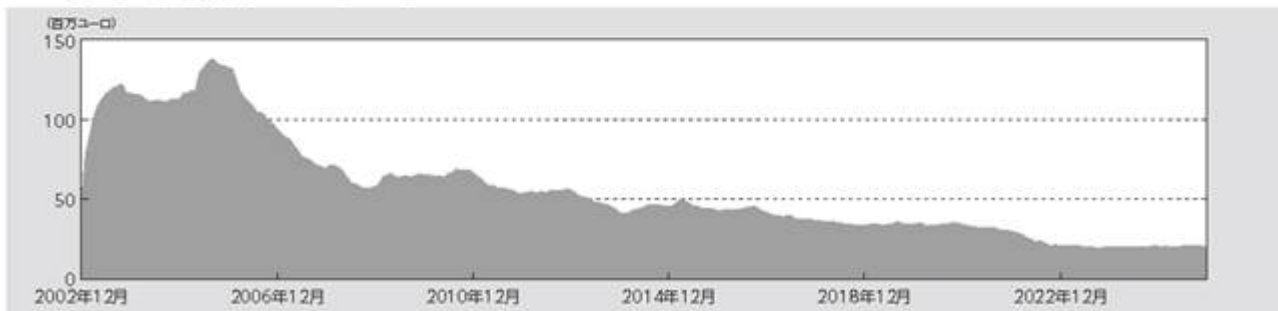
	純資産総額		1口当たり純資産価格		
	ユーロ	千円	クラス	クラスの通貨	円
2025年1月末日	20,506,786	3,780,016	A(ユーロ)	15.800ユーロ	2,912
			A(円)	1,170円	-
2025年2月末日	20,626,347	3,802,055	A(ユーロ)	15.929ユーロ	2,936
			A(円)	1,177円	-
2025年3月末日	20,140,982	3,712,587	A(ユーロ)	15.680ユーロ	2,890
			A(円)	1,156円	-
2025年4月末日	20,343,882	3,749,988	A(ユーロ)	15.865ユーロ	2,924
			A(円)	1,168円	-
2025年5月末日	20,305,007	3,742,822	A(ユーロ)	15.911ユーロ	2,933
			A(円)	1,169円	-
2025年6月末日	20,751,297	3,825,087	A(ユーロ)	15.950ユーロ	2,940
			A(円)	1,171円	-
2025年7月末日	20,734,850	3,822,055	A(ユーロ)	15.951ユーロ	2,940
			A(円)	1,169円	-
2025年8月末日	20,817,852	3,837,355	A(ユーロ)	15.940ユーロ	2,938
			A(円)	1,167円	-
2025年9月末日	20,660,018	3,808,261	A(ユーロ)	15.975ユーロ	2,945
			A(円)	1,168円	-
2025年10月末日	20,698,333	3,815,324	A(ユーロ)	16.104ユーロ	2,968
			A(円)	1,175円	-
2025年11月末日	20,561,760	3,790,149	A(ユーロ)	16.088ユーロ	2,966
			A(円)	1,173円	-
2025年12月末日	20,074,179	3,700,273	A(ユーロ)	15.999ユーロ	2,949
			A(円)	1,164円	-

< 参考情報 >

■ 1口当たり純資産価格の推移



■ 純資産総額の推移 (サブ・ファンド)



(注) サブ・ファンドの運用実績は過去の実績を示したものであり、将来の運用成果を約束、示唆または保証するものではない。以下同じ。

<ユーロ・シリーズ ユーロ・バランス>

	純資産総額		1口当たり純資産価格		
	ユーロ	千円	クラス	クラスの通貨	円
第14会計年度末 (2016年9月30日)	32,465,374	5,984,342	A(ユーロ)	21.563ユーロ	3,975
			A(円)	1,871円	-
第15会計年度末 (2017年9月30日)	30,141,092	5,555,907	A(ユーロ)	23.835ユーロ	4,394
			A(円)	2,077円	-
第16会計年度末 (2018年9月30日)	35,148,347	6,478,895	A(ユーロ)	23.495ユーロ	4,331
			A(円)	2,057円	-
第17会計年度末 (2019年9月30日)	31,562,046	5,817,832	A(ユーロ)	23.858ユーロ	4,398
			A(円)	2,097円	-
第18会計年度末 (2020年9月30日)	28,788,356	5,306,558	A(ユーロ)	23.141ユーロ	4,266
			A(円)	2,049円	-
第19会計年度末 (2021年9月30日)	28,741,601	5,297,939	A(ユーロ)	26.139ユーロ	4,818
			A(円)	2,328円	-
第20会計年度末 (2022年9月30日)	21,778,387	4,014,410	A(ユーロ)	21.004ユーロ	3,872
			A(円)	1,882円	-
第21会計年度末 (2023年9月30日)	20,436,055	3,766,978	A(ユーロ)	21.671ユーロ	3,995
			A(円)	1,891円	-
第22会計年度末 (2024年9月30日)	22,339,014	4,117,750	A(ユーロ)	24.304ユーロ	4,480
			A(円)	2,038円	-
第23会計年度末 (2025年9月30日)	24,045,187	4,432,249	A(ユーロ)	26.664ユーロ	4,915
			A(円)	2,183円	-

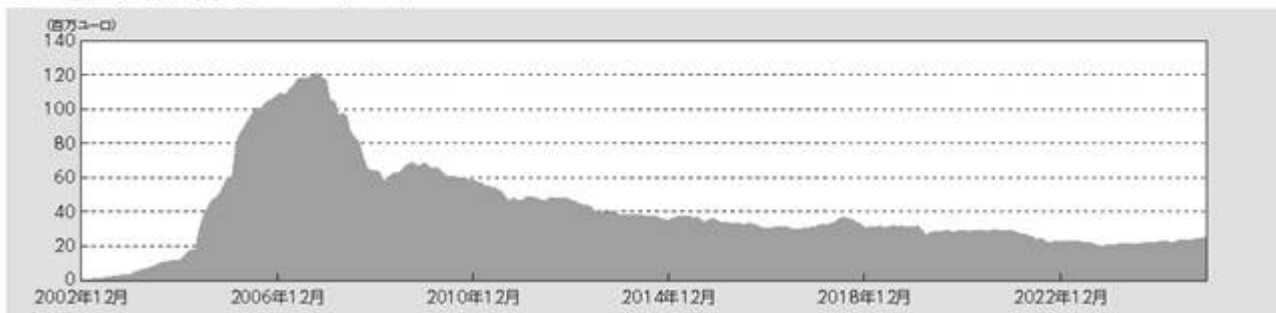
	純資産総額		1口当たり純資産価格		
	ユーロ	千円	クラス	クラスの通貨	円
2025年1月末日	22,875,816	4,216,699	A(ユーロ)	25.350ユーロ	4,673
			A(円)	2,101円	-
2025年2月末日	23,025,409	4,244,274	A(ユーロ)	25.729ユーロ	4,743
			A(円)	2,128円	-
2025年3月末日	22,030,204	4,060,828	A(ユーロ)	25.157ユーロ	4,637
			A(円)	2,077円	-
2025年4月末日	22,075,745	4,069,222	A(ユーロ)	25.355ユーロ	4,674
			A(円)	2,091円	-
2025年5月末日	23,305,539	4,295,910	A(ユーロ)	26.612ユーロ	4,905
			A(円)	2,191円	-
2025年6月末日	23,475,979	4,327,327	A(ユーロ)	26.632ユーロ	4,909
			A(円)	2,190円	-
2025年7月末日	23,530,559	4,337,388	A(ユーロ)	26.691ユーロ	4,920
			A(円)	2,191円	-
2025年8月末日	23,382,608	4,310,116	A(ユーロ)	26.610ユーロ	4,905
			A(円)	2,182円	-
2025年9月末日	24,045,187	4,432,249	A(ユーロ)	26.664ユーロ	4,915
			A(円)	2,183円	-
2025年10月末日	24,171,192	4,455,476	A(ユーロ)	26.970ユーロ	4,971
			A(円)	2,205円	-
2025年11月末日	24,956,752	4,600,278	A(ユーロ)	26.812ユーロ	4,942
			A(円)	2,190円	-
2025年12月末日	25,010,747	4,610,231	A(ユーロ)	27.043ユーロ	4,985
			A(円)	2,205円	-

< 参考情報 >

■ 1口当たり純資産価格の推移



■ 純資産総額の推移 (サブ・ファンド)



<ユーロ・シリーズ ユーロ・エクイティ>

	純資産総額		1口当たり純資産価格		
	ユーロ	千円	クラス	クラスの通貨	円
第14会計年度末 (2016年9月30日)	50,606,844	9,328,360	A(ユーロ)	23.057ユーロ	4,250
			A(円)	2,146円	-
第15会計年度末 (2017年9月30日)	38,252,335	7,051,053	A(ユーロ)	27.880ユーロ	5,139
			A(円)	2,613円	-
第16会計年度末 (2018年9月30日)	36,952,740	6,811,499	A(ユーロ)	27.333ユーロ	5,038
			A(円)	2,575円	-
第17会計年度末 (2019年9月30日)	32,543,071	5,998,664	A(ユーロ)	26.440ユーロ	4,874
			A(円)	2,510円	-
第18会計年度末 (2020年9月30日)	26,983,716	4,973,908	A(ユーロ)	24.993ユーロ	4,607
			A(円)	2,400円	-
第19会計年度末 (2021年9月30日)	32,863,924	6,057,807	A(ユーロ)	31.623ユーロ	5,829
			A(円)	3,060円	-
第20会計年度末 (2022年9月30日)	23,717,783	4,371,899	A(ユーロ)	25.473ユーロ	4,695
			A(円)	2,493円	-
第21会計年度末 (2023年9月30日)	22,494,720	4,146,452	A(ユーロ)	27.878ユーロ	5,139
			A(円)	2,665円	-
第22会計年度末 (2024年9月30日)	22,597,896	4,165,470	A(ユーロ)	32.022ユーロ	5,903
			A(円)	2,947円	-
第23会計年度末 (2025年9月30日)	28,607,712	5,273,260	A(ユーロ)	38.013ユーロ	7,007
			A(円)	3,423円	-

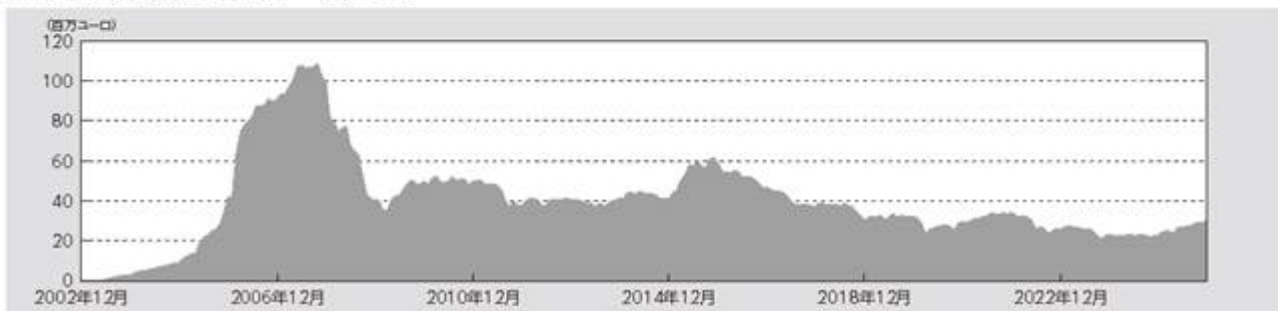
	純資産総額		1口当たり純資産価格		
	ユーロ	千円	クラス	クラスの通貨	円
2025年1月末日	24,397,297	4,497,154	A(ユーロ)	34.867ユーロ	6,427
			A(円)	3,171円	-
2025年2月末日	24,863,092	4,583,014	A(ユーロ)	35.631ユーロ	6,568
			A(円)	3,236円	-
2025年3月末日	24,436,918	4,504,457	A(ユーロ)	34.612ユーロ	6,380
			A(円)	3,141円	-
2025年4月末日	24,283,344	4,476,149	A(ユーロ)	34.595ユーロ	6,377
			A(円)	3,136円	-
2025年5月末日	26,618,702	4,906,625	A(ユーロ)	37.974ユーロ	7,000
			A(円)	3,437円	-
2025年6月末日	26,866,594	4,952,319	A(ユーロ)	37.951ユーロ	6,996
			A(円)	3,430円	-
2025年7月末日	27,185,204	5,011,049	A(ユーロ)	38.121ユーロ	7,027
			A(円)	3,441円	-
2025年8月末日	27,517,846	5,072,365	A(ユーロ)	37.927ユーロ	6,991
			A(円)	3,419円	-
2025年9月末日	28,607,712	5,273,260	A(ユーロ)	38.013ユーロ	7,007
			A(円)	3,423円	-
2025年10月末日	29,202,796	5,382,951	A(ユーロ)	38.575ユーロ	7,111
			A(円)	3,468円	-
2025年11月末日	28,795,971	5,307,961	A(ユーロ)	38.155ユーロ	7,033
			A(円)	3,428円	-
2025年12月末日	30,618,232	5,643,859	A(ユーロ)	39.020ユーロ	7,193
			A(円)	3,499円	-

< 参考情報 >

■ 1口当たり純資産価格の推移



■ 純資産総額の推移 (サブ・ファンド)



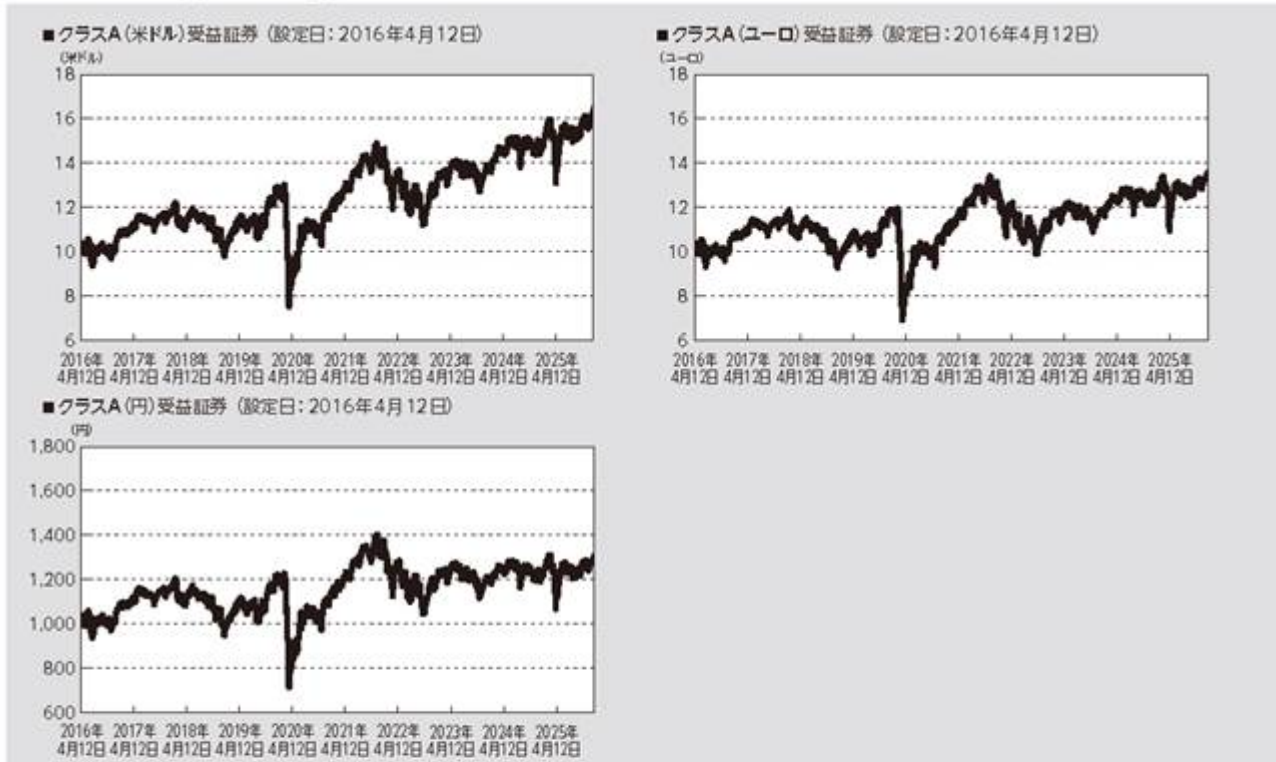
<ユーロ・シリーズ ヨーロピアン・サステナブル>

	純資産総額		1口当たり純資産価格		
	ユーロ	千円	クラス	クラスの通貨	円
第14会計年度末 (2016年9月30日)	7,904,734	1,457,080	A(米ドル)	10.027米ドル	1,570
			A(ユーロ)	9.948ユーロ	1,834
			A(円)	1,004円	-
第15会計年度末 (2017年9月30日)	4,765,987	878,514	A(米ドル)	11.542米ドル	1,807
			A(ユーロ)	11.280ユーロ	2,079
			A(円)	1,144円	-
第16会計年度末 (2018年9月30日)	10,339,508	1,905,882	A(米ドル)	11.402米ドル	1,785
			A(ユーロ)	10.878ユーロ	2,005
			A(円)	1,109円	-
第17会計年度末 (2019年9月30日)	7,174,841	1,322,538	A(米ドル)	11.546米ドル	1,808
			A(ユーロ)	10.694ユーロ	1,971
			A(円)	1,097円	-
第18会計年度末 (2020年9月30日)	5,251,417	967,994	A(米ドル)	10.868米ドル	1,701
			A(ユーロ)	9.885ユーロ	1,822
			A(円)	1,026円	-
第19会計年度末 (2021年9月30日)	18,524,624	3,414,644	A(米ドル)	13.840米ドル	2,167
			A(ユーロ)	12.470ユーロ	2,299
			A(円)	1,304円	-
第20会計年度末 (2022年9月30日)	14,739,768	2,716,981	A(米ドル)	11.348米ドル	1,777
			A(ユーロ)	10.009ユーロ	1,845
			A(円)	1,057円	-
第21会計年度末 (2023年9月30日)	14,827,509	2,733,155	A(米ドル)	13.676米ドル	2,141
			A(ユーロ)	11.732ユーロ	2,163
			A(円)	1,209円	-
第22会計年度末 (2024年9月30日)	11,977,820	2,207,872	A(米ドル)	14.974米ドル	2,344
			A(ユーロ)	12.634ユーロ	2,329
			A(円)	1,252円	-
第23会計年度末 (2025年9月30日)	9,593,021	1,768,282	A(米ドル)	15.403米ドル	2,411
			A(ユーロ)	12.748ユーロ	2,350
			A(円)	1,234円	-
2025年1月末日	11,831,539	2,180,908	A(米ドル)	15.582米ドル	2,440
			A(ユーロ)	13.080ユーロ	2,411
			A(円)	1,281円	-

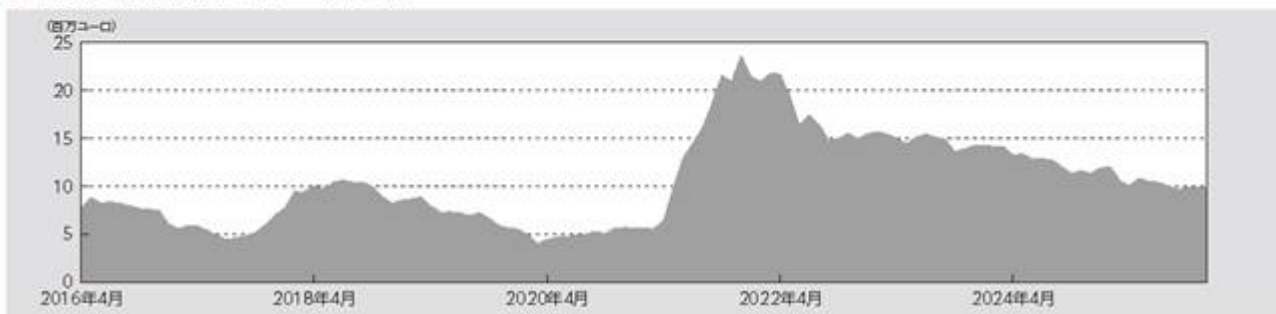
	純資産総額		1口当たり純資産価格		
	ユーロ	千円	クラス	クラスの通貨	円
2025年2月末日	11,975,814	2,207,502	A(米ドル)	15.795米ドル	2,473
			A(ユーロ)	13.243ユーロ	2,441
			A(円)	1,294円	-
2025年3月末日	10,481,389	1,932,034	A(米ドル)	14.865米ドル	2,327
			A(ユーロ)	12.444ユーロ	2,294
			A(円)	1,214円	-
2025年4月末日	9,990,731	1,841,591	A(米ドル)	14.468米ドル	2,265
			A(ユーロ)	12.093ユーロ	2,229
			A(円)	1,178円	-
2025年5月末日	10,759,334	1,983,268	A(米ドル)	15.594米ドル	2,441
			A(ユーロ)	13.014ユーロ	2,399
			A(円)	1,266円	-
2025年6月末日	10,435,297	1,923,538	A(米ドル)	15.404米ドル	2,412
			A(ユーロ)	12.830ユーロ	2,365
			A(円)	1,247円	-
2025年7月末日	10,354,463	1,908,638	A(米ドル)	15.311米ドル	2,397
			A(ユーロ)	12.721ユーロ	2,345
			A(円)	1,234円	-
2025年8月末日	9,968,230	1,837,444	A(米ドル)	15.338米ドル	2,401
			A(ユーロ)	12.720ユーロ	2,345
			A(円)	1,233円	-
2025年9月末日	9,593,021	1,768,282	A(米ドル)	15.403米ドル	2,411
			A(ユーロ)	12.748ユーロ	2,350
			A(円)	1,234円	-
2025年10月末日	9,875,701	1,820,388	A(米ドル)	15.906米ドル	2,490
			A(ユーロ)	13.140ユーロ	2,422
			A(円)	1,270円	-
2025年11月末日	9,840,924	1,813,978	A(米ドル)	15.943米ドル	2,496
			A(ユーロ)	13.149ユーロ	2,424
			A(円)	1,270円	-
2025年12月末日	9,783,903	1,803,467	A(米ドル)	16.473米ドル	2,579
			A(ユーロ)	13.560ユーロ	2,500
			A(円)	1,307円	-

< 参考情報 >

■ 1口当たり純資産価格の推移



■ 純資産総額の推移 (サブ・ファンド)



<ニューマーケット・シリーズ アジア・ボンド>

	純資産総額		1口当たり純資産価格		
	米ドル	千円	クラス	クラスの通貨	円
第14会計年度末 (2016年9月30日)	43,401,235	6,794,897	A(米ドル)	12.861米ドル	2,014
			A(円)	1,034円	-
			A毎月分配型 (米ドル)	5.476米ドル	857
			A毎月分配型 (円 ヘッジなし)	512円	-
第15会計年度末 (2017年9月30日)	34,490,721	5,399,867	A(米ドル)	12.904米ドル	2,020
			A(円)	1,022円	-
			A毎月分配型 (米ドル)	5.009米ドル	784
			A毎月分配型 (円 ヘッジなし)	521円	-
第16会計年度末 (2018年9月30日)	29,165,989	4,566,227	A(米ドル)	12.629米ドル	1,977
			A(円)	978円	-
			A毎月分配型 (米ドル)	4.433米ドル	694
			A毎月分配型 (円 ヘッジなし)	466円	-
第17会計年度末 (2019年9月30日)	28,197,196	4,414,553	A(米ドル)	13.690米ドル	2,143
			A(円)	1,029円	-
			A毎月分配型 (米ドル)	4.307米ドル	674
			A毎月分配型 (円 ヘッジなし)	433円	-
第18会計年度末 (2020年9月30日)	25,789,956	4,037,676	A(米ドル)	14.267米ドル	2,234
			A(円)	1,053円	-
			A毎月分配型 (米ドル)	3.994米ドル	625
			A毎月分配型 (円 ヘッジなし)	393円	-
第19会計年度末 (2021年9月30日)	22,831,217	3,574,455	A(米ドル)	14.455米ドル	2,263
			A(円)	1,062円	-
			A毎月分配型 (米ドル)	3.573米ドル	559
			A毎月分配型 (円 ヘッジなし)	372円	-

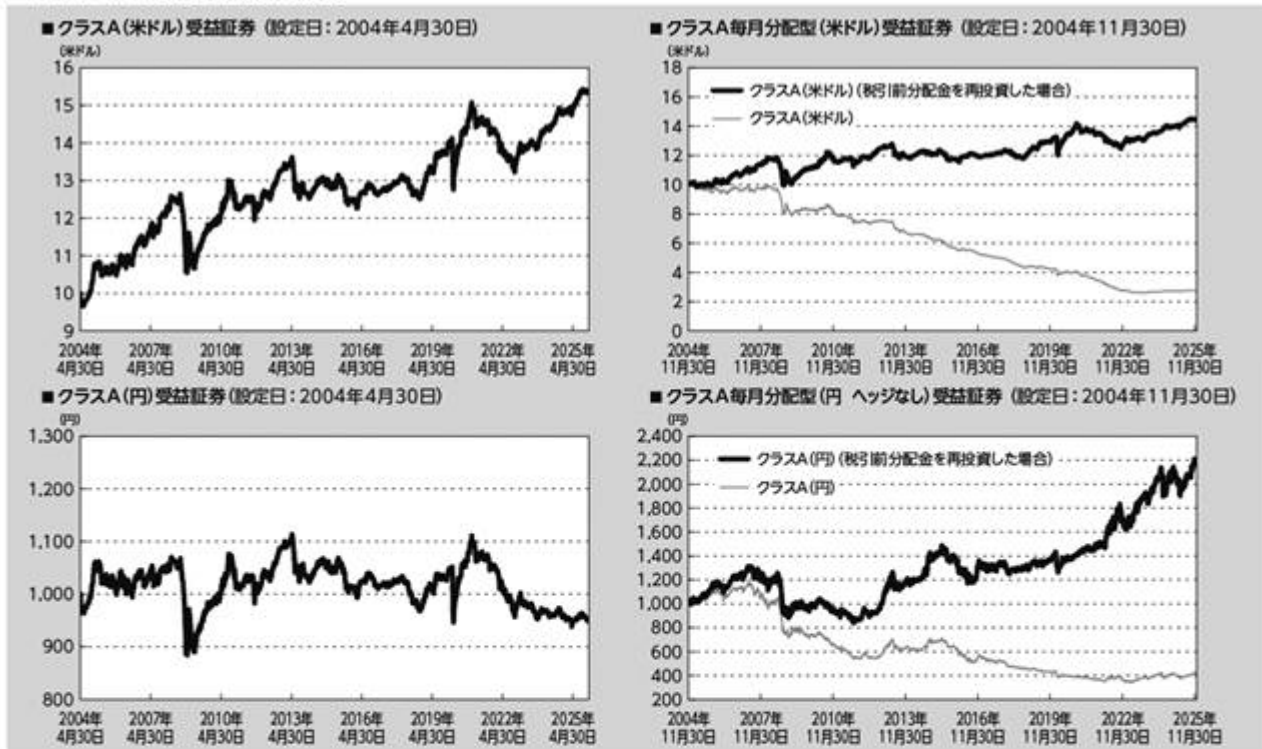
	純資産総額		1口当たり純資産価格		
	米ドル	千円	クラス	クラスの通貨	円
第20会計年度末 (2022年9月30日)	17,364,460	2,718,580	A(米ドル)	13.399米ドル	2,098
			A(円)	973円	-
			A毎月分配型 (米ドル)	2.851米ドル	446
			A毎月分配型 (円 ヘッジなし)	391円	-
第21会計年度末 (2023年9月30日)	15,405,568	2,411,896	A(米ドル)	13.901米ドル	2,176
			A(円)	960円	-
			A毎月分配型 (米ドル)	2.615米ドル	409
			A毎月分配型 (円 ヘッジなし)	381円	-
第22会計年度末 (2024年9月30日)	14,968,221	2,343,425	A(米ドル)	14.911米ドル	2,334
			A(円)	973円	-
			A毎月分配型 (米ドル)	2.750米ドル	431
			A毎月分配型 (円 ヘッジなし)	384円	-
第23会計年度末 (2025年9月30日)	14,311,455	2,240,601	A(米ドル)	15.362米ドル	2,405
			A(円)	959円	-
			A毎月分配型 (米ドル)	2.777米ドル	435
			A毎月分配型 (円 ヘッジなし)	401円	-

	純資産総額		1口当たり純資産価格		
	米ドル	千円	クラス	クラスの通貨	円
2025年1月末日	14,489,288	2,268,443	A（米ドル）	14.857米ドル	2,326
			A（円）	953円	-
			A 毎月分配型（米ドル）	2.722米ドル	426
			A 毎月分配型（円 ヘッジなし）	411円	-
2025年2月末日	14,494,006	2,269,182	A（米ドル）	14.911米ドル	2,334
			A（円）	953円	-
			A 毎月分配型（米ドル）	2.727米ドル	427
			A 毎月分配型（円 ヘッジなし）	401円	-
2025年3月末日	14,418,879	2,257,420	A（米ドル）	14.907米ドル	2,334
			A（円）	950円	-
			A 毎月分配型（米ドル）	2.722米ドル	426
			A 毎月分配型（円 ヘッジなし）	397円	-
2025年4月末日	14,393,973	2,253,520	A（米ドル）	14.942米ドル	2,339
			A（円）	949円	-
			A 毎月分配型（米ドル）	2.724米ドル	426
			A 毎月分配型（円 ヘッジなし）	380円	-
2025年5月末日	14,413,084	2,256,512	A（米ドル）	15.044米ドル	2,355
			A（円）	952円	-
			A 毎月分配型（米ドル）	2.738米ドル	429
			A 毎月分配型（円 ヘッジなし）	384円	-
2025年6月末日	14,480,141	2,267,011	A（米ドル）	15.145米ドル	2,371
			A（円）	956円	-
			A 毎月分配型（米ドル）	2.752米ドル	431
			A 毎月分配型（円 ヘッジなし）	388円	-

	純資産総額		1口当たり純資産価格		
	米ドル	千円	クラス	クラスの通貨	円
2025年7月末日	14,376,470	2,250,780	A(米ドル)	15.178米ドル	2,376
			A(円)	954円	-
			A毎月分配型(米ドル)	2.753米ドル	431
			A毎月分配型(円ヘッジなし)	404円	-
2025年8月末日	14,506,143	2,271,082	A(米ドル)	15.347米ドル	2,403
			A(円)	961円	-
			A毎月分配型(米ドル)	2.779米ドル	435
			A毎月分配型(円ヘッジなし)	399円	-
2025年9月末日	14,311,455	2,240,601	A(米ドル)	15.362米ドル	2,405
			A(円)	959円	-
			A毎月分配型(米ドル)	2.777米ドル	435
			A毎月分配型(円ヘッジなし)	401円	-
2025年10月末日	14,214,176	2,225,371	A(米ドル)	15.402米ドル	2,411
			A(円)	958円	-
			A毎月分配型(米ドル)	2.780米ドル	435
			A毎月分配型(円ヘッジなし)	418円	-
2025年11月末日	14,109,546	2,208,991	A(米ドル)	15.364米ドル	2,405
			A(円)	953円	-
			A毎月分配型(米ドル)	2.768米ドル	433
			A毎月分配型(円ヘッジなし)	421円	-
2025年12月末日	14,036,059	2,197,485	A(米ドル)	15.398米ドル	2,411
			A(円)	952円	-
			A毎月分配型(米ドル)	2.770米ドル	434
			A毎月分配型(円ヘッジなし)	422円	-

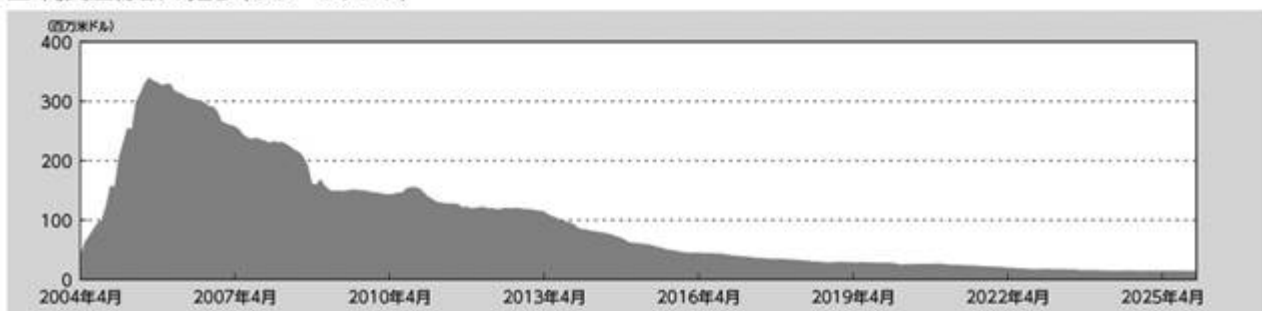
< 参考情報 >

■ 1口当たり純資産価格の推移



(注) 税引前分配金を再投資した場合の1口当たり純資産価格は、課税前分配金を再投資した場合の1口当たり純資産価格である。

■ 純資産総額の推移(サブ・ファンド)



[次へ](#)

<ニューマーケット・シリーズ エマージング・ボンド>

	純資産総額		1口当たり純資産価格		
	米ドル	千円	クラス	クラスの通貨	円
第14会計年度末 (2016年9月30日)	9,331,056	1,460,870	A(米ドル)	14.486米ドル	2,268
			A(円)	1,167円	-
第15会計年度末 (2017年9月30日)	8,440,857	1,321,501	A(米ドル)	14.910米ドル	2,334
			A(円)	1,182円	-
第16会計年度末 (2018年9月30日)	6,789,558	1,062,973	A(米ドル)	14.032米ドル	2,197
			A(円)	1,087円	-
第17会計年度末 (2019年9月30日)	6,501,055	1,017,805	A(米ドル)	14.395米ドル	2,254
			A(円)	1,084円	-
第18会計年度末 (2020年9月30日)	6,771,386	1,060,128	A(米ドル)	14.394米ドル	2,254
			A(円)	1,066円	-
第19会計年度末 (2021年9月30日)	5,056,137	791,589	A(米ドル)	14.480米ドル	2,267
			A(円)	1,066円	-
第20会計年度末 (2022年9月30日)	3,555,337	556,624	A(米ドル)	12.108米ドル	1,896
			A(円)	880円	-
第21会計年度末 (2023年9月30日)	4,143,806	648,754	A(米ドル)	13.051米ドル	2,043
			A(円)	901円	-
第22会計年度末 (2024年9月30日)	3,647,577	571,065	A(米ドル)	14.280米ドル	2,236
			A(円)	930円	-
第23会計年度末 (2025年9月30日)	4,080,550	638,851	A(米ドル)	15.122米ドル	2,368
			A(円)	940円	-

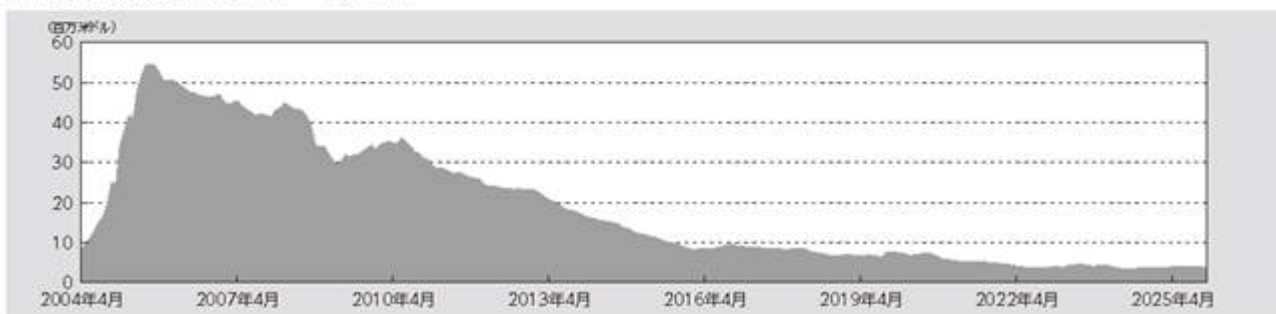
	純資産総額		1口当たり純資産価格		
	米ドル	千円	クラス	クラスの通貨	円
2025年1月末日	3,765,839	589,580	A(米ドル)	13.972米ドル	2,187
			A(円)	893円	-
2025年2月末日	3,806,442	595,937	A(米ドル)	14.068米ドル	2,202
			A(円)	897円	-
2025年3月末日	3,791,388	593,580	A(米ドル)	14.025米ドル	2,196
			A(円)	891円	-
2025年4月末日	3,882,325	607,817	A(米ドル)	14.244米ドル	2,230
			A(円)	902円	-
2025年5月末日	3,924,782	614,464	A(米ドル)	14.423米ドル	2,258
			A(円)	910円	-
2025年6月末日	3,944,652	617,575	A(米ドル)	14.664米ドル	2,296
			A(円)	922円	-
2025年7月末日	3,898,886	610,410	A(米ドル)	14.613米ドル	2,288
			A(円)	915円	-
2025年8月末日	3,989,189	624,547	A(米ドル)	14.838米ドル	2,323
			A(円)	926円	-
2025年9月末日	4,080,550	638,851	A(米ドル)	15.122米ドル	2,368
			A(円)	940円	-
2025年10月末日	4,041,847	632,792	A(米ドル)	15.141米ドル	2,370
			A(円)	938円	-
2025年11月末日	3,755,897	588,023	A(米ドル)	15.316米ドル	2,398
			A(円)	946円	-
2025年12月末日	3,716,224	581,812	A(米ドル)	15.421米ドル	2,414
			A(円)	949円	-

< 参考情報 >

■ 1口当たり純資産価格の推移



■ 純資産総額の推移(サブ・ファンド)



<ニューマーケット・シリーズ グレーター・チャイナ・エクイティ>

	純資産総額		1口当たり純資産価格		
	米ドル	千円	クラス	クラスの通貨	円
第14会計年度末 (2016年9月30日)	26,515,991	4,151,344	A(米ドル)	33.509米ドル	5,246
			A(円)	2,922円	-
第15会計年度末 (2017年9月30日)	27,986,288	4,381,533	A(米ドル)	42.028米ドル	6,580
			A(円)	3,613円	-
第16会計年度末 (2018年9月30日)	31,382,064	4,913,176	A(米ドル)	43.894米ドル	6,872
			A(円)	3,696円	-
第17会計年度末 (2019年9月30日)	28,103,003	4,399,806	A(米ドル)	42.776米ドル	6,697
			A(円)	3,516円	-
第18会計年度末 (2020年9月30日)	35,927,465	5,624,804	A(米ドル)	58.562米ドル	9,168
			A(円)	4,760円	-
第19会計年度末 (2021年9月30日)	55,695,508	8,719,689	A(米ドル)	64.444米ドル	10,089
			A(円)	5,214円	-
第20会計年度末 (2022年9月30日)	30,392,811	4,758,298	A(米ドル)	42.760米ドル	6,695
			A(円)	3,422円	-
第21会計年度末 (2023年9月30日)	27,861,326	4,361,969	A(米ドル)	44.467米ドル	6,962
			A(円)	3,365円	-
第22会計年度末 (2024年9月30日)	26,424,537	4,137,026	A(米ドル)	51.285米ドル	8,029
			A(円)	3,663円	-
第23会計年度末 (2025年9月30日)	28,843,495	4,515,738	A(米ドル)	62.798米ドル	9,832
			A(円)	4,284円	-

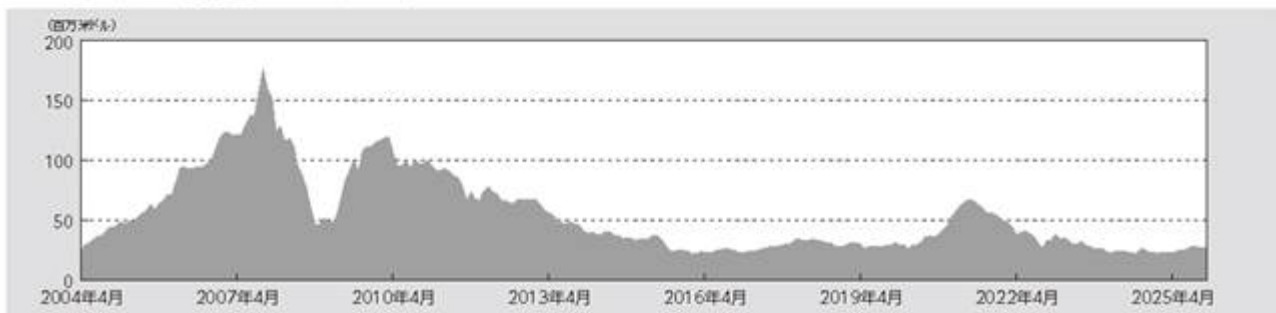
	純資産総額		1口当たり純資産価格		
	米ドル	千円	クラス	クラスの通貨	円
2025年1月末日	22,553,808	3,531,024	A(米ドル)	45.792米ドル	7,169
			A(円)	3,215円	-
2025年2月末日	23,541,868	3,685,715	A(米ドル)	48.705米ドル	7,625
			A(円)	3,405円	-
2025年3月末日	22,826,958	3,573,789	A(米ドル)	47.752米ドル	7,476
			A(円)	3,329円	-
2025年4月末日	22,986,318	3,598,738	A(米ドル)	46.643米ドル	7,302
			A(円)	3,241円	-
2025年5月末日	24,296,159	3,803,807	A(米ドル)	48.985米ドル	7,669
			A(円)	3,392円	-
2025年6月末日	25,135,671	3,935,241	A(米ドル)	51.333米ドル	8,037
			A(円)	3,542円	-
2025年7月末日	25,609,710	4,009,456	A(米ドル)	53.875米ドル	8,435
			A(円)	3,703円	-
2025年8月末日	27,072,265	4,238,434	A(米ドル)	56.884米ドル	8,906
			A(円)	3,896円	-
2025年9月末日	28,843,495	4,515,738	A(米ドル)	62.798米ドル	9,832
			A(円)	4,284円	-
2025年10月末日	27,547,203	4,312,790	A(米ドル)	61.817米ドル	9,678
			A(円)	4,202円	-
2025年11月末日	26,842,391	4,202,445	A(米ドル)	60.302米ドル	9,441
			A(円)	4,088円	-
2025年12月末日	27,277,909	4,270,629	A(米ドル)	60.986米ドル	9,548
			A(円)	4,121円	-

< 参考情報 >

■ 1口当たり純資産価格の推移



■ 純資産総額の推移 (サブ・ファンド)



<ニューマーケット・シリーズ B I C ・エクイティ>

	純資産総額		1口当たり純資産価格		
	米ドル	千円	クラス	クラスの通貨	円
第14会計年度末 (2016年9月30日)	35,170,225	5,506,250	A(米ドル)	13.041米ドル	2,042
			A(円)	1,230円	-
第15会計年度末 (2017年9月30日)	33,193,069	5,196,707	A(米ドル)	16.281米ドル	2,549
			A(円)	1,513円	-
第16会計年度末 (2018年9月30日)	30,052,621	4,705,038	A(米ドル)	16.674米ドル	2,610
			A(円)	1,516円	-
第17会計年度末 (2019年9月30日)	28,629,982	4,482,310	A(米ドル)	17.628米ドル	2,760
			A(円)	1,563円	-
第18会計年度末 (2020年9月30日)	26,067,397	4,081,112	A(米ドル)	19.661米ドル	3,078
			A(円)	1,728円	-
第19会計年度末 (2021年9月30日)	23,258,362	3,641,329	A(米ドル)	21.537米ドル	3,372
			A(円)	1,886円	-
第20会計年度末 (2022年9月30日)	12,810,535	2,005,617	A(米ドル)	13.967米ドル	2,187
			A(円)	1,210円	-
第21会計年度末 (2023年9月30日)	11,655,198	1,824,738	A(米ドル)	14.182米ドル	2,220
			A(円)	1,165円	-
第22会計年度末 (2024年9月30日)	12,718,939	1,991,277	A(米ドル)	16.866米ドル	2,641
			A(円)	1,309円	-
第23会計年度末 (2025年9月30日)	13,097,326	2,050,517	A(米ドル)	19.185米ドル	3,004
			A(円)	1,421円	-

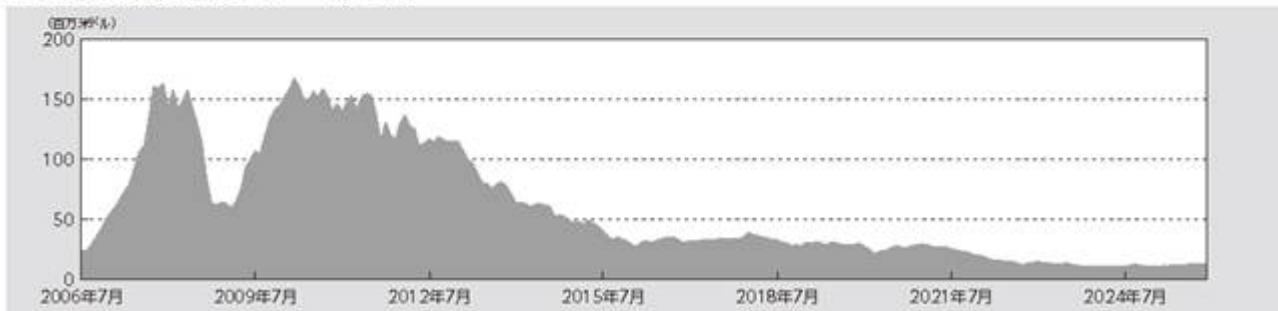
	純資産総額		1口当たり純資産価格		
	米ドル	千円	クラス	クラスの通貨	円
2025年1月末日	10,775,952	1,687,083	A（米ドル）	15.159米ドル	2,373
			A（円）	1,156円	-
2025年2月末日	10,929,192	1,711,074	A（米ドル）	15.313米ドル	2,397
			A（円）	1,163円	-
2025年3月末日	11,373,229	1,780,593	A（米ドル）	16.001米ドル	2,505
			A（円）	1,212円	-
2025年4月末日	11,306,026	1,770,071	A（米ドル）	15.861米ドル	2,483
			A（円）	1,196円	-
2025年5月末日	11,505,543	1,801,308	A（米ドル）	16.264米ドル	2,546
			A（円）	1,223円	-
2025年6月末日	11,717,603	1,834,508	A（米ドル）	16.658米ドル	2,608
			A（円）	1,248円	-
2025年7月末日	11,572,159	1,811,737	A（米ドル）	16.588米ドル	2,597
			A（円）	1,237円	-
2025年8月末日	12,329,237	1,930,265	A（米ドル）	17.754米ドル	2,780
			A（円）	1,320円	-
2025年9月末日	13,097,326	2,050,517	A（米ドル）	19.185米ドル	3,004
			A（円）	1,421円	-
2025年10月末日	12,745,567	1,995,446	A（米ドル）	18.944米ドル	2,966
			A（円）	1,398円	-
2025年11月末日	12,583,913	1,970,137	A（米ドル）	18.840米ドル	2,950
			A（円）	1,386円	-
2025年12月末日	12,499,453	1,956,914	A（米ドル）	18.780米ドル	2,940
			A（円）	1,377円	-

< 参考情報 >

■ 1口当たり純資産価格の推移



■ 純資産総額の推移 (サブ・ファンド)



<グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールド>

	純資産総額		1口当たり純資産価格		
	米ドル	千円	クラス	クラスの通貨	円
第14会計年度末 (2016年9月30日)	174,101,272	27,257,295	A(米ドル)	17.253米ドル	2,701
			A(円)	1,686円	-
			A(豪ドル)	21.086豪ドル	2,210
			A(ユーロ)	16.901ユーロ	3,115
			A毎月分配型 (米ドル)	7.743米ドル	1,212
			A毎月分配型 (円 ヘッジなし)	844円	-
			A毎月分配型 (ユーロ)	7.587ユーロ	1,399
			A毎月分配型 (豪ドル)	7.291豪ドル	764
第15会計年度末 (2017年9月30日)	206,567,540	32,340,214	A(米ドル)	18.663米ドル	2,922
			A(円)	1,795円	-
			A(豪ドル)	22.984豪ドル	2,409
			A(ユーロ)	17.955ユーロ	3,310
			A毎月分配型 (米ドル)	7.503米ドル	1,175
			A毎月分配型 (円 ヘッジなし)	925円	-
			A毎月分配型 (ユーロ)	7.194ユーロ	1,326
			A毎月分配型 (豪ドル)	6.945豪ドル	728
第16会計年度末 (2018年9月30日)	174,180,870	27,269,757	A(米ドル)	18.750米ドル	2,936
			A(円)	1,765円	-
			A(豪ドル)	23.098豪ドル	2,421
			A(ユーロ)	17.605ユーロ	3,245
			A毎月分配型 (米ドル)	6.693米ドル	1,048
			A毎月分配型 (円 ヘッジなし)	852円	-
			A毎月分配型 (ユーロ)	6.221ユーロ	1,147
			A毎月分配型 (豪ドル)	6.013豪ドル	630

	純資産総額		1口当たり純資産価格		
	米ドル	千円	クラス	クラスの通貨	円
第17会計年度末 (2019年9月30日)	164,420,897	25,741,736	A(米ドル)	19.634米ドル	3,074
			A(円)	1,798円	-
			A(豪ドル)	23.984豪ドル	2,514
			A(ユーロ)	17.861ユーロ	3,292
			A毎月分配型 (米ドル)	6.133米ドル	960
			A毎月分配型 (円 ヘッジなし)	764円	-
			A毎月分配型 (ユーロ)	5.451ユーロ	1,005
			A毎月分配型 (豪ドル)	5.247豪ドル	550
第18会計年度末 (2020年9月30日)	145,096,840	22,716,361	A(米ドル)	19.494米ドル	3,052
			A(円)	1,746円	-
			A(豪ドル)	23.382豪ドル	2,451
			A(ユーロ)	17.311ユーロ	3,191
			A毎月分配型 (米ドル)	5.238米ドル	820
			A毎月分配型 (円 ヘッジなし)	659円	-
			A毎月分配型 (ユーロ)	4.441ユーロ	819
			A毎月分配型 (豪ドル)	4.151豪ドル	435
第19会計年度末 (2021年9月30日)	134,883,708	21,117,393	A(米ドル)	21.660米ドル	3,391
			A(円)	1,932円	-
			A(豪ドル)	25.876豪ドル	2,712
			A(ユーロ)	19.051ユーロ	3,512
			A毎月分配型 (米ドル)	4.954米ドル	776
			A毎月分配型 (円 ヘッジなし)	685円	-
			A毎月分配型 (ユーロ)	4.025ユーロ	742
			A毎月分配型 (豪ドル)	3.606豪ドル	378

	純資産総額		1口当たり純資産価格		
	米ドル	千円	クラス	クラスの通貨	円
第20会計年度末 (2022年9月30日)	79,940,960	12,515,557	A（米ドル）	18.178米ドル	2,846
			A（円）	1,601円	-
			A（豪ドル）	21.546豪ドル	2,258
			A（ユーロ）	15.715ユーロ	2,897
			A 毎月分配型 （米ドル）	3.406米ドル	533
			A 毎月分配型 （円 ヘッジなし）	654円	-
			A 毎月分配型 （ユーロ）	2.573ユーロ	474
			A 毎月分配型 （豪ドル）	2.141豪ドル	224
第21会計年度末 (2023年9月30日)	74,665,245	11,689,591	A（米ドル）	20.053米ドル	3,139
			A（円）	1,679円	-
			A（豪ドル）	23.439豪ドル	2,457
			A（ユーロ）	16.916ユーロ	3,118
			A 毎月分配型 （米ドル）	3.139米ドル	491
			A 毎月分配型 （円 ヘッジなし）	674円	-
			A 毎月分配型 （ユーロ）	2.170ユーロ	400
			A 毎月分配型 （豪ドル）	1.646豪ドル	173
第22会計年度末 (2024年9月30日)	78,652,742	12,313,873	A（米ドル）	22.875米ドル	3,581
			A（円）	1,808円	-
			A（豪ドル）	26.412豪ドル	2,769
			A（ユーロ）	18.979ユーロ	3,498
			A 毎月分配型 （米ドル）	3.475米ドル	544
			A 毎月分配型 （円 ヘッジなし）	715円	-
			A 毎月分配型 （ユーロ）	2.362ユーロ	435
			A 毎月分配型 （豪ドル）	1.800豪ドル	189

	純資産総額		1口当たり純資産価格		
	米ドル	千円	クラス	クラスの通貨	円
第23会計年度末 (2025年9月30日)	77,961,647	12,205,675	A(米ドル)	24.324米ドル	3,808
			A(円)	1,841円	-
			A(豪ドル)	27.902豪ドル	2,925
			A(ユーロ)	19.782ユーロ	3,646
			A毎月分配型 (米ドル)	3.586米ドル	561
			A毎月分配型 (円 ヘッジなし)	764円	-
			A毎月分配型 (ユーロ)	2.389ユーロ	440
			A毎月分配型 (豪ドル)	1.845豪ドル	193
2025年1月末日	74,079,472	11,597,882	A(米ドル)	23.145米ドル	3,624
			A(円)	1,798円	-
			A(豪ドル)	26.692豪ドル	2,798
			A(ユーロ)	19.094ユーロ	3,520
			A毎月分配型 (米ドル)	3.481米ドル	545
			A毎月分配型 (円 ヘッジなし)	775円	-
			A毎月分配型 (ユーロ)	2.353ユーロ	434
			A毎月分配型 (豪ドル)	1.801豪ドル	189
2025年2月末日	73,909,819	11,571,321	A(米ドル)	23.247米ドル	3,640
			A(円)	1,801円	-
			A(豪ドル)	26.804豪ドル	2,810
			A(ユーロ)	19.155ユーロ	3,531
			A毎月分配型 (米ドル)	3.488米ドル	546
			A毎月分配型 (円 ヘッジなし)	756円	-
			A毎月分配型 (ユーロ)	2.354ユーロ	434
			A毎月分配型 (豪ドル)	1.804豪ドル	189

	純資産総額		1口当たり純資産価格		
	米ドル	千円	クラス	クラスの通貨	円
2025年3月末日	72,288,565	11,317,498	A（米ドル）	22.961米ドル	3,595
			A（円）	1,773円	-
			A（豪ドル）	26.469豪ドル	2,774
			A（ユーロ）	18.894ユーロ	3,483
			A 毎月分配型（米ドル）	3.436米ドル	538
			A 毎月分配型（円 ヘッジなし）	740円	-
			A 毎月分配型（ユーロ）	2.316ユーロ	427
			A 毎月分配型（豪ドル）	1.777豪ドル	186
2025年4月末日	72,621,709	11,369,655	A（米ドル）	22.775米ドル	3,566
			A（円）	1,753円	-
			A（豪ドル）	26.197豪ドル	2,746
			A（ユーロ）	18.712ユーロ	3,449
			A 毎月分配型（米ドル）	3.400米ドル	532
			A 毎月分配型（円 ヘッジなし）	699円	-
			A 毎月分配型（ユーロ）	2.288ユーロ	422
			A 毎月分配型（豪ドル）	1.754豪ドル	184
2025年5月末日	73,641,206	11,529,267	A（米ドル）	23.280米ドル	3,645
			A（円）	1,786円	-
			A（豪ドル）	26.769豪ドル	2,806
			A（ユーロ）	19.091ユーロ	3,519
			A 毎月分配型（米ドル）	3.467米ドル	543
			A 毎月分配型（円 ヘッジなし）	717円	-
			A 毎月分配型（ユーロ）	2.329ユーロ	429
			A 毎月分配型（豪ドル）	1.788豪ドル	187

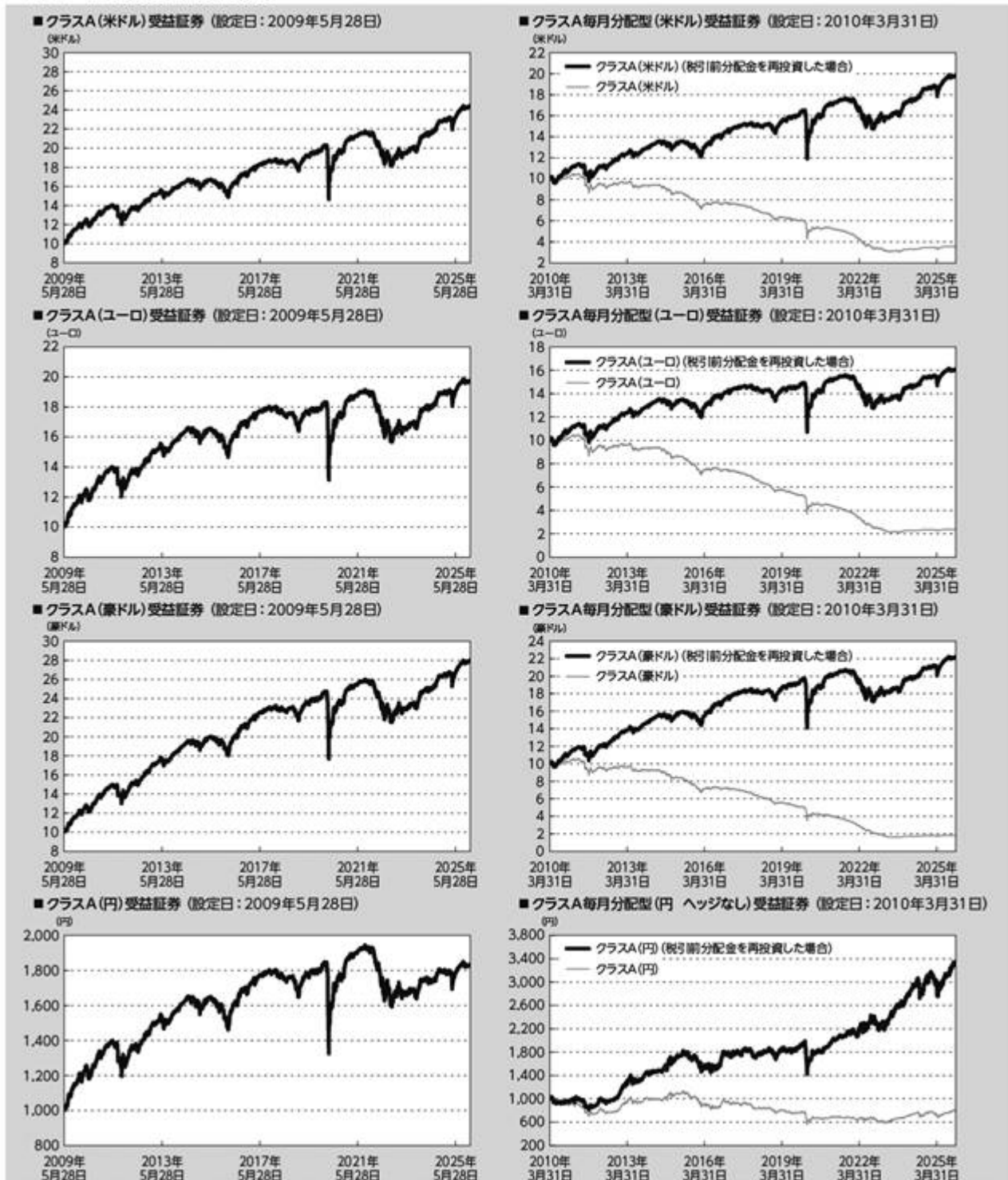
	純資産総額		1口当たり純資産価格		
	米ドル	千円	クラス	クラスの通貨	円
2025年6月末日	75,415,776	11,807,094	A（米ドル）	23.652米ドル	3,703
			A（円）	1,809円	-
			A（豪ドル）	27.185豪ドル	2,850
			A（ユーロ）	19.361ユーロ	3,569
			A 毎月分配型（米ドル）	3.513米ドル	550
			A 毎月分配型（円 ヘッジなし）	730円	-
			A 毎月分配型（ユーロ）	2.356ユーロ	434
			A 毎月分配型（豪ドル）	1.811豪ドル	190
2025年7月末日	75,075,975	11,753,895	A（米ドル）	23.951米ドル	3,750
			A（円）	1,825円	-
			A（豪ドル）	27.510豪ドル	2,884
			A（ユーロ）	19.559ユーロ	3,605
			A 毎月分配型（米ドル）	3.549米ドル	556
			A 毎月分配型（円 ヘッジなし）	767円	-
			A 毎月分配型（ユーロ）	2.374ユーロ	438
			A 毎月分配型（豪ドル）	1.828豪ドル	192
2025年8月末日	76,744,728	12,015,155	A（米ドル）	24.193米ドル	3,788
			A（円）	1,837円	-
			A（豪ドル）	27.770豪ドル	2,911
			A（ユーロ）	19.715ユーロ	3,634
			A 毎月分配型（米ドル）	3.576米ドル	560
			A 毎月分配型（円 ヘッジなし）	758円	-
			A 毎月分配型（ユーロ）	2.387ユーロ	440
			A 毎月分配型（豪ドル）	1.841豪ドル	193

	純資産総額		1口当たり純資産価格		
	米ドル	千円	クラス	クラスの通貨	円
2025年9月末日	77,961,647	12,205,675	A（米ドル）	24.324米ドル	3,808
			A（円）	1,841円	-
			A（豪ドル）	27.902豪ドル	2,925
			A（ユーロ）	19.782ユーロ	3,646
			A 毎月分配型（米ドル）	3.586米ドル	561
			A 毎月分配型（円 ヘッジなし）	764円	-
			A 毎月分配型（ユーロ）	2.389ユーロ	440
			A 毎月分配型（豪ドル）	1.845豪ドル	193
2025年10月末日	76,493,484	11,975,820	A（米ドル）	24.293米ドル	3,803
			A（円）	1,832円	-
			A（豪ドル）	27.843豪ドル	2,919
			A（ユーロ）	19.713ユーロ	3,634
			A 毎月分配型（米ドル）	3.573米ドル	559
			A 毎月分配型（円 ヘッジなし）	792円	-
			A 毎月分配型（ユーロ）	2.375ユーロ	438
			A 毎月分配型（豪ドル）	1.836豪ドル	192
2025年11月末日	75,930,102	11,887,617	A（米ドル）	24.306米ドル	3,805
			A（円）	1,828円	-
			A（豪ドル）	27.846豪ドル	2,919
			A（ユーロ）	19.692ユーロ	3,630
			A 毎月分配型（米ドル）	3.566米ドル	558
			A 毎月分配型（円 ヘッジなし）	800円	-
			A 毎月分配型（ユーロ）	2.366ユーロ	436
			A 毎月分配型（豪ドル）	1.831豪ドル	192

	純資産総額		1口当たり純資産価格		
	米ドル	千円	クラス	クラスの通貨	円
2025年12月末日	77,118,191	12,073,624	A(米ドル)	24.471米ドル	3,831
			A(円)	1,834円	-
			A(豪ドル)	28.025豪ドル	2,938
			A(ユーロ)	19.788ユーロ	3,648
			A 毎月分配型 (米ドル)	3.581米ドル	561
			A 毎月分配型 (円 ヘッジなし)	805円	-
			A 毎月分配型 (ユーロ)	2.372ユーロ	437
			A 毎月分配型 (豪ドル)	1.839豪ドル	193

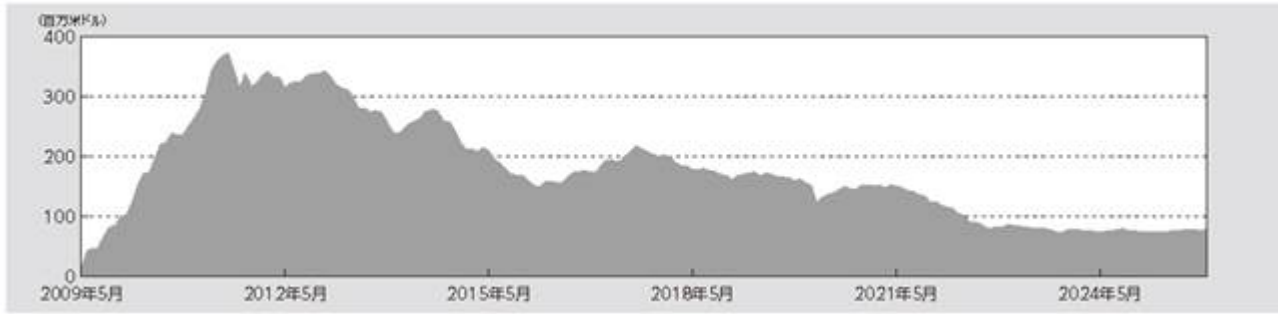
< 参考情報 >

■ 1口当たり純資産価格の推移



(注) 税引前分配金を再投資した場合の1口当たり純資産価格は、課税前分配金を再投資した場合の1口当たり純資産価格である。

■ 純資産総額の推移(サブ・ファンド)



<グローバル・シリーズ イールド・エクイティ>

	純資産総額		1口当たり純資産価格		
	米ドル	千円	クラス	クラスの通貨	円
第14会計年度末 (2016年9月30日)	52,148,452	8,164,362	A(米ドル)	12.528米ドル	1,961
			A(円)	1,151円	-
			A毎月分配型 (米ドル)	8.758米ドル	1,371
			A毎月分配型 (円 ヘッジなし)	709円	-
			A (ユーロ ヘッジなし)	18.068ユーロ	3,330
			A (豪ドル ヘッジなし)	17.903豪ドル	1,877
			A毎月分配型 (ユーロ ヘッジなし)	15.501ユーロ	2,857
			A毎月分配型 (豪ドル ヘッジなし)	15.192豪ドル	1,592
第15会計年度末 (2017年9月30日)	46,584,691	7,293,299	A(米ドル)	15.338米ドル	2,401
			A(円)	1,393円	-
			A毎月分配型 (米ドル)	10.390米ドル	1,627
			A毎月分配型 (円 ヘッジなし)	929円	-
			A (ユーロ ヘッジなし)	20.898ユーロ	3,852
			A (豪ドル ヘッジなし)	21.362豪ドル	2,239
			A毎月分配型 (ユーロ ヘッジなし)	17.618ユーロ	3,248
			A毎月分配型 (豪ドル ヘッジなし)	17.804豪ドル	1,866
第16会計年度末 (2018年9月30日)	57,559,140	9,011,459	A(米ドル)	16.262米ドル	2,546
			A(円)	1,445円	-
			A毎月分配型 (米ドル)	10.713米ドル	1,677
			A毎月分配型 (円 ヘッジなし)	964円	-
			A (ユーロ ヘッジなし)	22.623ユーロ	4,170
			A (豪ドル ヘッジなし)	24.610豪ドル	2,580
			A毎月分配型 (ユーロ ヘッジなし)	18.765ユーロ	3,459
			A毎月分配型 (豪ドル ヘッジなし)	20.193豪ドル	2,117

	純資産総額		1口当たり純資産価格		
	米ドル	千円	クラス	クラスの通貨	円
第17会計年度末 (2019年9月30日)	52,122,415	8,160,285	A(米ドル)	15.295米ドル	2,395
			A(円)	1,325円	-
			A毎月分配型 (米ドル)	9.777米ドル	1,531
			A毎月分配型 (円 ヘッジなし)	834円	-
			A (ユーロ ヘッジなし)	22.619ユーロ	4,169
			A (豪ドル ヘッジなし)	24.755豪ドル	2,595
			A毎月分配型 (ユーロ ヘッジなし)	18.450ユーロ	3,401
			A毎月分配型 (豪ドル ヘッジなし)	19.999豪ドル	2,096
第18会計年度末 (2020年9月30日)	39,911,002	6,248,466	A(米ドル)	12.399米ドル	1,941
			A(円)	1,064円	-
			A毎月分配型 (米ドル)	7.652米ドル	1,198
			A毎月分配型 (円 ヘッジなし)	635円	-
			A (ユーロ ヘッジなし)	17.064ユーロ	3,145
			A (豪ドル ヘッジなし)	18.983豪ドル	1,990
			A毎月分配型 (ユーロ ヘッジなし)	13.659ユーロ	2,518
			A毎月分配型 (豪ドル ヘッジなし)	15.078豪ドル	1,580
第19会計年度末 (2021年9月30日)	48,419,259	7,580,519	A(米ドル)	17.989米ドル	2,816
			A(円)	1,541円	-
			A毎月分配型 (米ドル)	10.771米ドル	1,686
			A毎月分配型 (円 ヘッジなし)	941円	-
			A (ユーロ ヘッジなし)	25.013ユーロ	4,611
			A (豪ドル ヘッジなし)	27.261豪ドル	2,857
			A毎月分配型 (ユーロ ヘッジなし)	19.682ユーロ	3,628
			A毎月分配型 (豪ドル ヘッジなし)	21.310豪ドル	2,234

	純資産総額		1口当たり純資産価格		
	米ドル	千円	クラス	クラスの通貨	円
第20会計年度末 (2022年9月30日)	31,727,450	4,967,250	A(米ドル)	14.181米ドル	2,220
			A(円)	1,199円	-
			A毎月分配型 (米ドル)	8.247米ドル	1,291
			A毎月分配型 (円 ヘッジなし)	929円	-
			A (ユーロ ヘッジなし)	23.431ユーロ	4,319
			A (豪ドル ヘッジなし)	23.911豪ドル	2,506
			A毎月分配型 (ユーロ ヘッジなし)	18.164ユーロ	3,348
			A毎月分配型 (豪ドル ヘッジなし)	18.421豪ドル	1,931
第21会計年度末 (2023年9月30日)	35,489,746	5,556,275	A(米ドル)	18.108米ドル	2,835
			A(円)	1,446円	-
			A毎月分配型 (米ドル)	10.215米ドル	1,599
			A毎月分配型 (円 ヘッジなし)	1,190円	-
			A (ユーロ ヘッジなし)	27.534ユーロ	5,075
			A (豪ドル ヘッジなし)	30.467豪ドル	3,194
			A毎月分配型 (ユーロ ヘッジなし)	20.924ユーロ	3,857
			A毎月分配型 (豪ドル ヘッジなし)	23.020豪ドル	2,413
第22会計年度末 (2024年9月30日)	38,236,122	5,986,247	A(米ドル)	21.158米ドル	3,312
			A(円)	1,595円	-
			A毎月分配型 (米ドル)	11.583米ドル	1,813
			A毎月分配型 (円 ヘッジなし)	1,293円	-
			A (ユーロ ヘッジなし)	30.472ユーロ	5,617
			A (豪ドル ヘッジなし)	33.367豪ドル	3,498
			A毎月分配型 (ユーロ ヘッジなし)	22.470ユーロ	4,142
			A毎月分配型 (豪ドル ヘッジなし)	24.464豪ドル	2,564

	純資産総額		1口当たり純資産価格		
	米ドル	千円	クラス	クラスの通貨	円
第23会計年度末 (2025年9月30日)	46,052,570	7,209,990	A(米ドル)	23.412米ドル	3,665
			A(円)	1,685円	-
			A毎月分配型 (米ドル)	12.439米ドル	1,947
			A毎月分配型 (円 ヘッジなし)	1,437円	-
			A (ユーロ ヘッジなし)	32.146ユーロ	5,925
			A (豪ドル ヘッジなし)	38.684豪ドル	4,055
			A毎月分配型 (ユーロ ヘッジなし)	23.006ユーロ	4,241
			A毎月分配型 (豪ドル ヘッジなし)	27.526豪ドル	2,885
2025年1月末日	36,064,728	5,646,294	A(米ドル)	20.248米ドル	3,170
			A(円)	1,499円	-
			A毎月分配型 (米ドル)	10.974米ドル	1,718
			A毎月分配型 (円 ヘッジなし)	1,326円	-
			A (ユーロ ヘッジなし)	31.431ユーロ	5,794
			A (豪ドル ヘッジなし)	35.564豪ドル	3,728
			A毎月分配型 (ユーロ ヘッジなし)	22.947ユーロ	4,230
			A毎月分配型 (豪ドル ヘッジなし)	25.815豪ドル	2,706
2025年2月末日	37,252,957	5,832,323	A(米ドル)	20.923米ドル	3,276
			A(円)	1,543円	-
			A毎月分配型 (米ドル)	11.312米ドル	1,771
			A毎月分配型 (円 ヘッジなし)	1,330円	-
			A (ユーロ ヘッジなし)	32.399ユーロ	5,972
			A (豪ドル ヘッジなし)	36.790豪ドル	3,856
			A毎月分配型 (ユーロ ヘッジなし)	23.595ユーロ	4,349
			A毎月分配型 (豪ドル ヘッジなし)	26.639豪ドル	2,792

	純資産総額		1口当たり純資産価格		
	米ドル	千円	クラス	クラスの通貨	円
2025年3月末日	37,805,662	5,918,854	A(米ドル)	21.057米ドル	3,297
			A(円)	1,548円	-
			A毎月分配型 (米ドル)	11.356米ドル	1,778
			A毎月分配型 (円 ヘッジなし)	1,327円	-
			A (ユーロ ヘッジなし)	31.409ユーロ	5,790
			A (豪ドル ヘッジなし)	36.883豪ドル	3,866
			A毎月分配型 (ユーロ ヘッジなし)	22.817ユーロ	4,206
			A毎月分配型 (豪ドル ヘッジなし)	26.641豪ドル	2,793
2025年4月末日	37,126,906	5,812,588	A(米ドル)	20.846米ドル	3,264
			A(円)	1,527円	-
			A毎月分配型 (米ドル)	11.215米ドル	1,756
			A毎月分配型 (円 ヘッジなし)	1,250円	-
			A (ユーロ ヘッジなし)	29.538ユーロ	5,445
			A (豪ドル ヘッジなし)	35.734豪ドル	3,746
			A毎月分配型 (ユーロ ヘッジなし)	21.405ユーロ	3,946
			A毎月分配型 (豪ドル ヘッジなし)	25.747豪ドル	2,699
2025年5月末日	38,575,752	6,039,420	A(米ドル)	21.578米ドル	3,378
			A(円)	1,576円	-
			A毎月分配型 (米ドル)	11.580米ドル	1,813
			A毎月分配型 (円 ヘッジなし)	1,300円	-
			A (ユーロ ヘッジなし)	30.649ユーロ	5,650
			A (豪ドル ヘッジなし)	36.710豪ドル	3,848
			A毎月分配型 (ユーロ ヘッジなし)	22.154ユーロ	4,084
			A毎月分配型 (豪ドル ヘッジなし)	26.385豪ドル	2,766

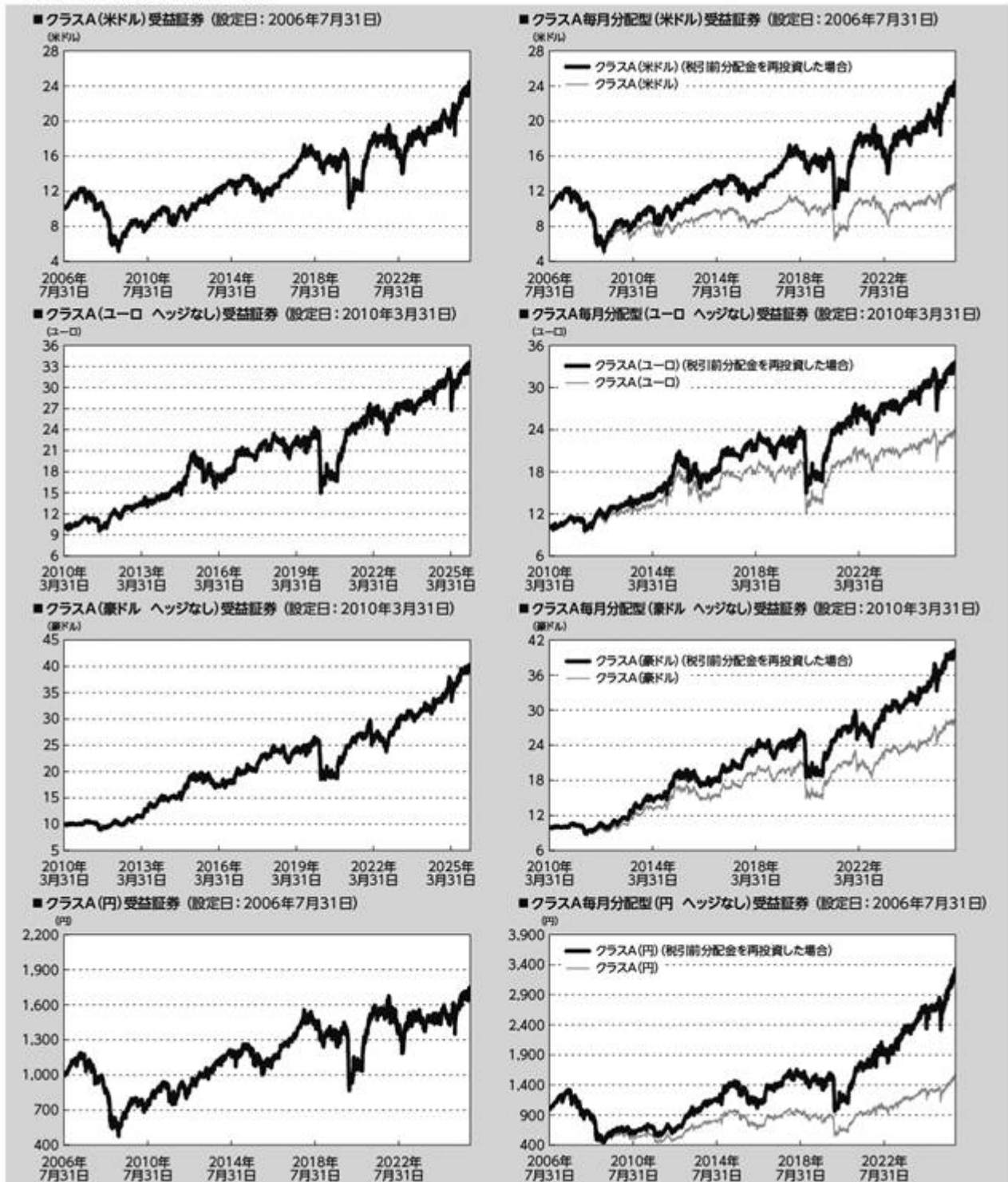
	純資産総額		1口当たり純資産価格		
	米ドル	千円	クラス	クラスの通貨	円
2025年6月末日	40,273,850	6,305,274	A(米ドル)	22.161米ドル	3,470
			A(円)	1,613円	-
			A毎月分配型(米ドル)	11.862米ドル	1,857
			A毎月分配型(円ヘッジなし)	1,338円	-
			A(ユーロヘッジなし)	30.490ユーロ	5,620
			A(豪ドルヘッジなし)	37.070豪ドル	3,886
			A毎月分配型(ユーロヘッジなし)	21.985ユーロ	4,052
			A毎月分配型(豪ドルヘッジなし)	26.576豪ドル	2,786
2025年7月末日	41,101,150	6,434,796	A(米ドル)	22.243米ドル	3,482
			A(円)	1,612円	-
			A毎月分配型(米ドル)	11.877米ドル	1,859
			A毎月分配型(円ヘッジなし)	1,393円	-
			A(ユーロヘッジなし)	31.366ユーロ	5,782
			A(豪ドルヘッジなし)	37.739豪ドル	3,956
			A毎月分配型(ユーロヘッジなし)	22.560ユーロ	4,158
			A毎月分配型(豪ドルヘッジなし)	26.988豪ドル	2,829
2025年8月末日	43,756,762	6,850,559	A(米ドル)	23.261米ドル	3,642
			A(円)	1,680円	-
			A毎月分配型(米ドル)	12.389米ドル	1,940
			A毎月分配型(円ヘッジなし)	1,425円	-
			A(ユーロヘッジなし)	32.152ユーロ	5,927
			A(豪ドルヘッジなし)	38.922豪ドル	4,080
			A毎月分配型(ユーロヘッジなし)	23.067ユーロ	4,252
			A毎月分配型(豪ドルヘッジなし)	27.765豪ドル	2,910

	純資産総額		1口当たり純資産価格		
	米ドル	千円	クラス	クラスの通貨	円
2025年9月末日	46,052,570	7,209,990	A(米ドル)	23.412米ドル	3,665
			A(円)	1,685円	-
			A毎月分配型 (米ドル)	12.439米ドル	1,947
			A毎月分配型 (円 ヘッジなし)	1,437円	-
			A (ユーロ ヘッジなし)	32.146ユーロ	5,925
			A (豪ドル ヘッジなし)	38.684豪ドル	4,055
			A毎月分配型 (ユーロ ヘッジなし)	23.006ユーロ	4,241
			A毎月分配型 (豪ドル ヘッジなし)	27.526豪ドル	2,885
2025年10月末日	46,948,470	7,350,252	A(米ドル)	23.466米ドル	3,674
			A(円)	1,683円	-
			A毎月分配型 (米ドル)	12.436米ドル	1,947
			A毎月分配型 (円 ヘッジなし)	1,496円	-
			A (ユーロ ヘッジなし)	32.769ユーロ	6,040
			A (豪ドル ヘッジなし)	39.163豪ドル	4,105
			A毎月分配型 (ユーロ ヘッジなし)	23.392ユーロ	4,312
			A毎月分配型 (豪ドル ヘッジなし)	27.797豪ドル	2,914
2025年11月末日	48,279,777	7,558,682	A(米ドル)	23.812米ドル	3,728
			A(円)	1,703円	-
			A毎月分配型 (米ドル)	12.588米ドル	1,971
			A毎月分配型 (円 ヘッジなし)	1,533円	-
			A (ユーロ ヘッジなし)	33.147ユーロ	6,110
			A (豪ドル ヘッジなし)	39.811豪ドル	4,173
			A毎月分配型 (ユーロ ヘッジなし)	23.604ユーロ	4,351
			A毎月分配型 (豪ドル ヘッジなし)	28.187豪ドル	2,955

	純資産総額		1口当たり純資産価格		
	米ドル	千円	クラス	クラスの通貨	円
2025年12月末日	53,652,303	8,399,805	A(米ドル)	24.521米ドル	3,839
			A(円)	1,747円	-
			A 毎月分配型 (米ドル)	12.930米ドル	2,024
			A 毎月分配型 (円 ヘッジなし)	1,577円	-
			A (ユーロ ヘッジなし)	33.594ユーロ	6,192
			A (豪ドル ヘッジなし)	40.025豪ドル	4,195
			A 毎月分配型 (ユーロ ヘッジなし)	23.862ユーロ	4,398
			A 毎月分配型 (豪ドル ヘッジなし)	28.267豪ドル	2,963

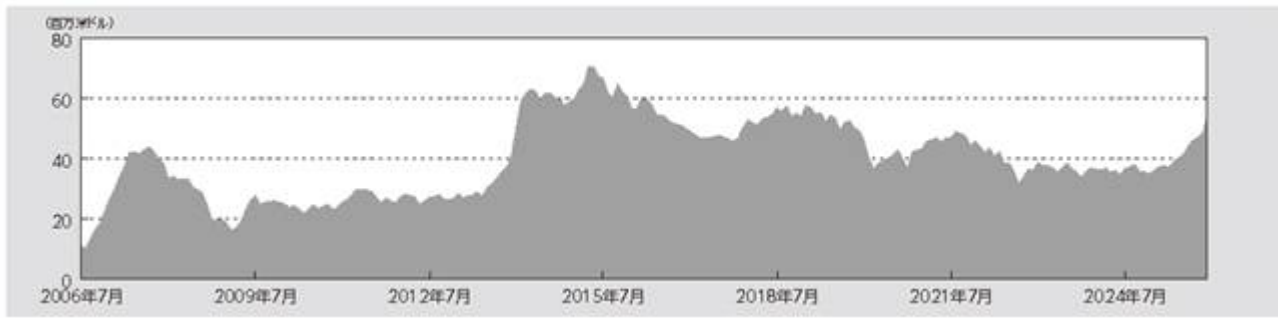
< 参考情報 >

■ 1口当たり純資産価格の推移



(注) 税引前分配金を再投資した場合の1口当たり純資産価格は、課税前分配金を再投資した場合の1口当たり純資産価格である。

■ 純資産総額の推移(サブ・ファンド)

[次へ](#)

<グローバル・シリーズ コモディティ>

	純資産総額		1口当たり純資産価格		
	米ドル	千円	クラス	クラスの通貨	円
第14会計年度末 (2016年9月30日)	18,853,703	2,951,736	A(米ドル)	5.306米ドル	831
			A(円)	521円	-
			A(豪ドル)	6.078豪ドル	637
			A(ユーロ)	5.040ユーロ	929
第15会計年度末 (2017年9月30日)	17,114,078	2,679,380	A(米ドル)	5.034米ドル	788
			A(円)	486円	-
			A(豪ドル)	5.795豪ドル	607
			A(ユーロ)	4.691ユーロ	865
第16会計年度末 (2018年9月30日)	13,896,754	2,175,676	A(米ドル)	5.010米ドル	784
			A(円)	473円	-
			A(豪ドル)	5.748豪ドル	603
			A(ユーロ)	4.541ユーロ	837
第17会計年度末 (2019年9月30日)	10,697,994	1,674,878	A(米ドル)	4.541米ドル	711
			A(円)	417円	-
			A(豪ドル)	5.153豪ドル	540
			A(ユーロ)	3.981ユーロ	734
第18会計年度末 (2020年9月30日)	9,152,735	1,432,952	A(米ドル)	4.356米ドル	682
			A(円)	395円	-
			A(豪ドル)	4.858豪ドル	509
			A(ユーロ)	3.741ユーロ	690
第19会計年度末 (2021年9月30日)	11,669,877	1,827,036	A(米ドル)	5.768米ドル	903
			A(円)	520円	-
			A(豪ドル)	6.379豪ドル	669
			A(ユーロ)	4.895ユーロ	902
第20会計年度末 (2022年9月30日)	9,892,389	1,548,752	A(米ドル)	6.471米ドル	1,013
			A(円)	578円	-
			A(豪ドル)	7.090豪ドル	743
			A(ユーロ)	5.398ユーロ	995
第21会計年度末 (2023年9月30日)	7,982,823	1,249,791	A(米ドル)	6.101米ドル	955
			A(円)	517円	-
			A(豪ドル)	6.551豪ドル	687
			A(ユーロ)	4.954ユーロ	913
第22会計年度末 (2024年9月30日)	7,073,218	1,107,383	A(米ドル)	5.948米ドル	931
			A(円)	476円	-
			A(豪ドル)	6.287豪ドル	659
			A(ユーロ)	4.746ユーロ	875

	純資産総額		1口当たり純資産価格		
	米ドル	千円	クラス	クラスの通貨	円
第23会計年度末 (2025年9月30日)	6,796,329	1,064,033	A(米ドル)	6.418米ドル	1,005
			A(円)	491円	-
			A(豪ドル)	6.702豪ドル	703
			A(ユーロ)	5.008ユーロ	923
2025年1月末日	6,624,282	1,037,098	A(米ドル)	6.018米ドル	942
			A(円)	473円	-
			A(豪ドル)	6.345豪ドル	665
			A(ユーロ)	4.772ユーロ	880
2025年2月末日	6,772,693	1,060,333	A(米ドル)	6.124米ドル	959
			A(円)	480円	-
			A(豪ドル)	6.450豪ドル	676
			A(ユーロ)	4.848ユーロ	894
2025年3月末日	6,959,440	1,089,570	A(米ドル)	6.315米ドル	989
			A(円)	493円	-
			A(豪ドル)	6.648豪ドル	697
			A(ユーロ)	4.990ユーロ	920
2025年4月末日	6,619,674	1,036,376	A(米ドル)	6.071米ドル	950
			A(円)	473円	-
			A(豪ドル)	6.363豪ドル	667
			A(ユーロ)	4.786ユーロ	882
2025年5月末日	6,533,946	1,022,955	A(米ドル)	6.022米ドル	943
			A(円)	467円	-
			A(豪ドル)	6.309豪ドル	661
			A(ユーロ)	4.738ユーロ	873
2025年6月末日	6,609,619	1,034,802	A(米ドル)	6.095米ドル	954
			A(円)	472円	-
			A(豪ドル)	6.385豪ドル	669
			A(ユーロ)	4.790ユーロ	883
2025年7月末日	6,459,732	1,011,336	A(米ドル)	6.062米ドル	949
			A(円)	467円	-
			A(豪ドル)	6.343豪ドル	665
			A(ユーロ)	4.751ユーロ	876
2025年8月末日	6,581,042	1,030,328	A(米ドル)	6.171米ドル	966
			A(円)	474円	-
			A(豪ドル)	6.451豪ドル	676
			A(ユーロ)	4.826ユーロ	890

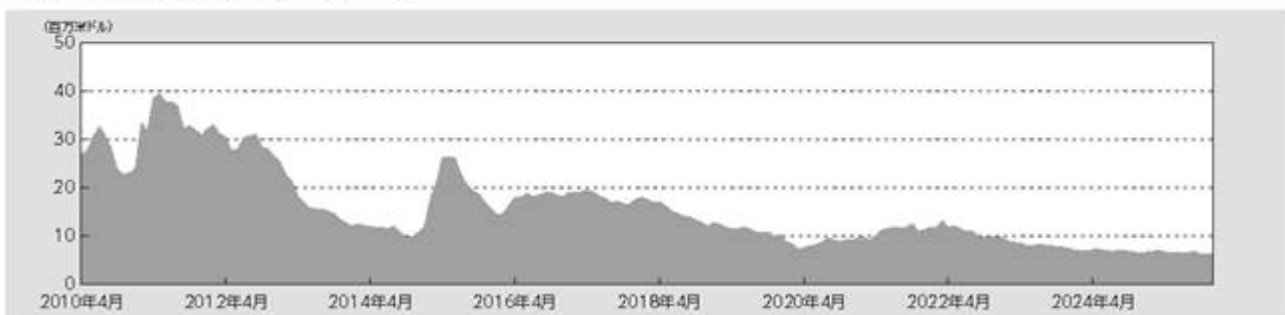
	純資産総額		1口当たり純資産価格		
	米ドル	千円	クラス	クラスの通貨	円
2025年9月末日	6,796,329	1,064,033	A(米ドル)	6.418米ドル	1,005
			A(円)	491円	-
			A(豪ドル)	6.702豪ドル	703
			A(ユーロ)	5.008ユーロ	923
2025年10月末日	6,106,686	956,063	A(米ドル)	6.592米ドル	1,032
			A(円)	503円	-
			A(豪ドル)	6.879豪ドル	721
			A(ユーロ)	5.134ユーロ	946
2025年11月末日	6,169,518	965,900	A(米ドル)	6.717米ドル	1,052
			A(円)	511円	-
			A(豪ドル)	7.005豪ドル	734
			A(ユーロ)	5.222ユーロ	963
2025年12月末日	6,299,835	986,302	A(米ドル)	6.930米ドル	1,085
			A(円)	526円	-
			A(豪ドル)	7.224豪ドル	757
			A(ユーロ)	5.378ユーロ	991

< 参考情報 >

■ 1口当たり純資産価格の推移



■ 純資産総額の推移(サブ・ファンド)



<グローバル・シリーズ ウェルス・プリザベーション>

	純資産総額		1口当たり純資産価格		
	ユーロ	千円	クラス	クラスの通貨	円
第14会計年度末 (2016年9月30日)	12,305,214	2,268,220	A(ユーロ)	12.103ユーロ	2,231
			A(円)	1,072円	-
			A(米ドル)	10.069米ドル	1,576
			A(豪ドル)	10.722豪ドル	1,124
			A毎月分配型 (ユーロ)	7.079ユーロ	1,305
			A毎月分配型 (円 ヘッジなし)	568円	-
第15会計年度末 (2017年9月30日)	9,900,172	1,824,899	A(ユーロ)	11.892ユーロ	2,192
			A(円)	1,056円	-
			A(米ドル)	10.060米ドル	1,575
			A(豪ドル)	10.784豪ドル	1,130
			A毎月分配型 (ユーロ)	6.600ユーロ	1,217
			A毎月分配型 (円 ヘッジなし)	617円	-
第16会計年度末 (2018年9月30日)	7,860,650	1,448,954	A(ユーロ)	11.042ユーロ	2,035
			A(円)	983円	-
			A(米ドル)	9.575米ドル	1,499
			A(豪ドル)	10.257豪ドル	1,075
			A毎月分配型 (ユーロ)	5.784ユーロ	1,066
			A毎月分配型 (円 ヘッジなし)	532円	-
第17会計年度末 (2019年9月30日)	6,767,565	1,247,465	A(ユーロ)	11.551ユーロ	2,129
			A(円)	1,030円	-
			A(米ドル)	10.326米ドル	1,617
			A(豪ドル)	10.965豪ドル	1,149
			A毎月分配型 (ユーロ)	5.682ユーロ	1,047
			A毎月分配型 (円 ヘッジなし)	464円	-

	純資産総額		1口当たり純資産価格		
	ユーロ	千円	クラス	クラスの通貨	円
第18会計年度末 (2020年9月30日)	6,124,856	1,128,995	A(ユーロ)	11.583ユーロ	2,135
			A(円)	1,037円	-
			A(米ドル)	10.563米ドル	1,654
			A(豪ドル)	11.071豪ドル	1,160
			A毎月分配型 (ユーロ)	5.336ユーロ	984
			A毎月分配型 (円 ヘッジなし)	452円	-
第19会計年度末 (2021年9月30日)	6,217,416	1,146,056	A(ユーロ)	12.620ユーロ	2,326
			A(円)	1,136円	-
			A(米ドル)	11.620米ドル	1,819
			A(豪ドル)	12.106豪ドル	1,269
			A毎月分配型 (ユーロ)	5.445ユーロ	1,004
			A毎月分配型 (円 ヘッジなし)	479円	-
第20会計年度末 (2022年9月30日)	8,238,422	1,518,588	A(ユーロ)	12.350ユーロ	2,276
			A(円)	1,116円	-
			A(米ドル)	11.543米ドル	1,807
			A(豪ドル)	11.922豪ドル	1,250
			A毎月分配型 (ユーロ)	4.988ユーロ	919
			A毎月分配型 (円 ヘッジなし)	473円	-
第21会計年度末 (2023年9月30日)	7,606,661	1,402,136	A(ユーロ)	12.869ユーロ	2,372
			A(円)	1,131円	-
			A(米ドル)	12.312米ドル	1,928
			A(豪ドル)	12.525豪ドル	1,313
			A毎月分配型 (ユーロ)	4.934ユーロ	909
			A毎月分配型 (円 ヘッジなし)	524円	-
第22会計年度末 (2024年9月30日)	7,494,536	1,381,468	A(ユーロ)	13.277ユーロ	2,447
			A(円)	1,120円	-
			A(米ドル)	12.903米ドル	2,020
			A(豪ドル)	12.952豪ドル	1,358
			A毎月分配型 (ユーロ)	5.041ユーロ	929
			A毎月分配型 (円 ヘッジなし)	542円	-

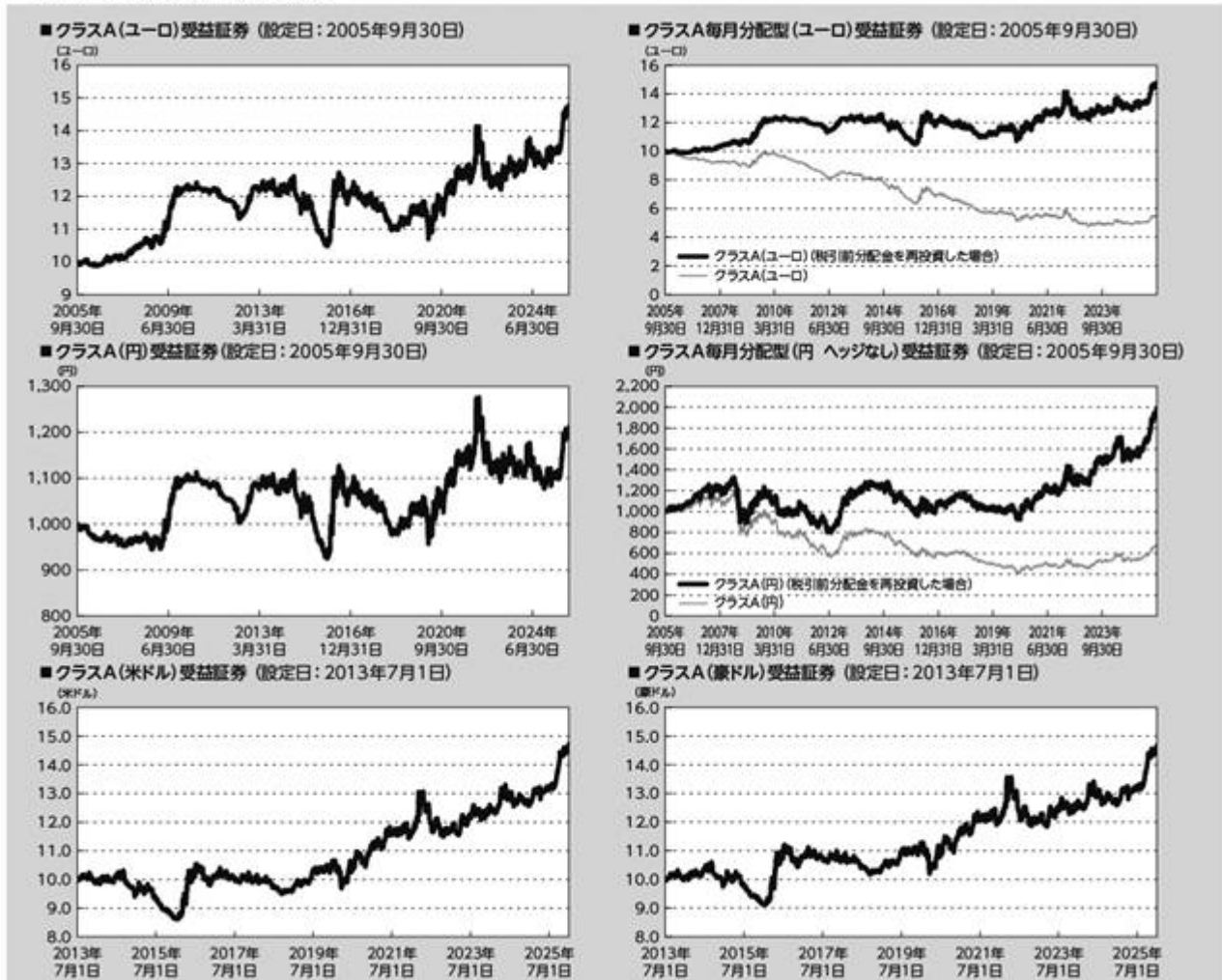
	純資産総額		1口当たり純資産価格		
	ユーロ	千円	クラス	クラスの通貨	円
第23会計年度末 (2025年9月30日)	6,790,492	1,251,691	A(ユーロ)	14.102ユーロ	2,599
			A(円)	1,161円	-
			A(米ドル)	13.978米ドル	2,188
			A(豪ドル)	13.948豪ドル	1,462
			A毎月分配型 (ユーロ)	5.300ユーロ	977
			A毎月分配型 (円 ヘッジなし)	618円	-
2025年1月末日	7,041,930	1,298,039	A(ユーロ)	13.255ユーロ	2,443
			A(円)	1,105円	-
			A(米ドル)	12.952米ドル	2,028
			A(豪ドル)	12.983豪ドル	1,361
			A毎月分配型 (ユーロ)	5.015ユーロ	924
			A毎月分配型 (円 ヘッジなし)	542円	-
2025年2月末日	7,138,292	1,315,801	A(ユーロ)	13.356ユーロ	2,462
			A(円)	1,111円	-
			A(米ドル)	13.066米ドル	2,046
			A(豪ドル)	13.092豪ドル	1,372
			A毎月分配型 (ユーロ)	5.049ユーロ	931
			A毎月分配型 (円 ヘッジなし)	532円	-
2025年3月末日	7,167,322	1,321,152	A(ユーロ)	13.457ユーロ	2,481
			A(円)	1,117円	-
			A(米ドル)	13.182米ドル	2,064
			A(豪ドル)	13.205豪ドル	1,384
			A毎月分配型 (ユーロ)	5.083ユーロ	937
			A毎月分配型 (円 ヘッジなし)	552円	-
2025年4月末日	6,963,357	1,283,556	A(ユーロ)	13.348ユーロ	2,460
			A(円)	1,106円	-
			A(米ドル)	13.097米ドル	2,050
			A(豪ドル)	13.107豪ドル	1,374
			A毎月分配型 (ユーロ)	5.038ユーロ	929
			A毎月分配型 (円 ヘッジなし)	550円	-

	純資産総額		1口当たり純資産価格		
	ユーロ	千円	クラス	クラスの通貨	円
2025年5月末日	6,830,602	1,259,085	A（ユーロ）	13.320ユーロ	2,455
			A（円）	1,102円	-
			A（米ドル）	13.095米ドル	2,050
			A（豪ドル）	13.100豪ドル	1,373
			A 毎月分配型（ユーロ）	5.023ユーロ	926
			A 毎月分配型（円 ヘッジなし）	550円	-
2025年6月末日	6,724,225	1,239,476	A（ユーロ）	13.324ユーロ	2,456
			A（円）	1,101円	-
			A（米ドル）	13.121米ドル	2,054
			A（豪ドル）	13.123豪ドル	1,376
			A 毎月分配型（ユーロ）	5.021ユーロ	926
			A 毎月分配型（円 ヘッジなし）	571円	-
2025年7月末日	6,543,937	1,206,244	A（ユーロ）	13.352ユーロ	2,461
			A（円）	1,102円	-
			A（米ドル）	13.180米ドル	2,063
			A（豪ドル）	13.172豪ドル	1,381
			A 毎月分配型（ユーロ）	5.027ユーロ	927
			A 毎月分配型（円 ヘッジなし）	580円	-
2025年8月末日	6,530,202	1,203,712	A（ユーロ）	13.508ユーロ	2,490
			A（円）	1,113円	-
			A（米ドル）	13.363米ドル	2,092
			A（豪ドル）	13.344豪ドル	1,399
			A 毎月分配型（ユーロ）	5.082ユーロ	937
			A 毎月分配型（円 ヘッジなし）	586円	-
2025年9月末日	6,790,492	1,251,691	A（ユーロ）	14.102ユーロ	2,599
			A（円）	1,161円	-
			A（米ドル）	13.978米ドル	2,188
			A（豪ドル）	13.948豪ドル	1,462
			A 毎月分配型（ユーロ）	5.300ユーロ	977
			A 毎月分配型（円 ヘッジなし）	618円	-

	純資産総額		1口当たり純資産価格		
	ユーロ	千円	クラス	クラスの通貨	円
2025年10月末日	7,114,165	1,311,354	A(ユーロ)	14.416ユーロ	2,657
			A(円)	1,185円	-
			A(米ドル)	14.316米ドル	2,241
			A(豪ドル)	14.277豪ドル	1,497
			A 毎月分配型 (ユーロ)	5.414ユーロ	998
			A 毎月分配型 (円 ヘッジなし)	647円	-
2025年11月末日	7,505,338	1,383,459	A(ユーロ)	14.567ユーロ	2,685
			A(円)	1,196円	-
			A(米ドル)	14.489米ドル	2,268
			A(豪ドル)	14.441豪ドル	1,514
			A 毎月分配型 (ユーロ)	5.466ユーロ	1,008
			A 毎月分配型 (円 ヘッジなし)	663円	-
2025年12月末日	8,107,431	1,494,443	A(ユーロ)	14.773ユーロ	2,723
			A(円)	1,211円	-
			A(米ドル)	14.720米ドル	2,305
			A(豪ドル)	14.667豪ドル	1,537
			A 毎月分配型 (ユーロ)	5.539ユーロ	1,021
			A 毎月分配型 (円 ヘッジなし)	684円	-

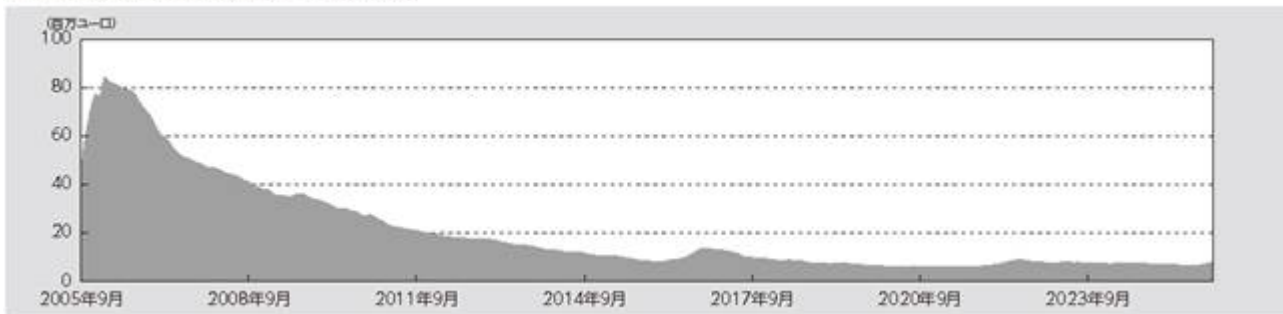
< 参考情報 >

■ 1口当たり純資産価格の推移



(注) 税引前分配金を再投資した場合の1口当たり純資産価格は、課税前分配金を再投資した場合の1口当たり純資産価格である。

■ 純資産総額の推移(サブ・ファンド)



【分配の推移】

会計年度	受益証券1口当たりの分配の額	
第14会計年度 (2015年10月1日 - 2016年9月30日)	ユーロ・シリーズの各サブ・ファンドの各クラス	なし。
	ニューマーケット・シリーズ アジア・ボンド クラスA(米ドル)、クラスB(米ドル)、クラスA (円)およびクラスB(円)	なし。
	ニューマーケット・シリーズ アジア・ボンド クラスA毎月分配型(米ドル)	0.48米ドル
	ニューマーケット・シリーズ アジア・ボンド クラスA毎月分配型(円 ヘッジなし)	48円
	ニューマーケット・シリーズ エマージング・ボンドの各 クラス	なし。
	ニューマーケット・シリーズ グレーター・チャイナ・エ クイティの各クラス	なし。
	ニューマーケット・シリーズ B I C・エクイティの各ク ラス	なし。
	グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールド クラスA(米ドル)、クラスA(円)、クラスA(豪ド ル)およびクラスA(ユーロ)	なし。
	グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールド クラスA毎月分配型(米ドル)	0.84米ドル
	グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールド クラスA毎月分配型(円 ヘッジなし)	84円
	グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールド クラスA毎月分配型(ユーロ)	0.84ユーロ
	グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールド クラスA毎月分配型(豪ドル)	1.02豪ドル
	グローバル・シリーズ イールド・エクイティ クラスA(米ドル)、クラスB(米ドル)、クラスA (円)、クラスB(円)、クラスA(ユーロ ヘッジな し)およびクラスA(豪ドル ヘッジなし)	なし。
	グローバル・シリーズ イールド・エクイティ クラスA毎月分配型(米ドル)	0.30米ドル
	グローバル・シリーズ イールド・エクイティ クラスA毎月分配型(円 ヘッジなし)	30円
	グローバル・シリーズ イールド・エクイティ クラスA毎月分配型(ユーロ ヘッジなし)	0.30ユーロ
	グローバル・シリーズ イールド・エクイティ クラスA毎月分配型(豪ドル ヘッジなし)	0.30豪ドル
	グローバル・シリーズ コモディティの各クラス	なし。
	グローバル・シリーズ ウェルス・プリザベーション クラスA(ユーロ)、クラスB(ユーロ)、クラスA (円)、クラスB(円)、クラスA(米ドル)およびク ラスA(豪ドル)	なし。
	グローバル・シリーズ ウェルス・プリザベーション クラスA毎月分配型(ユーロ)	0.36ユーロ
グローバル・シリーズ ウェルス・プリザベーション クラスA毎月分配型(円 ヘッジなし)	36円	

会計年度	受益証券1口当たりの分配の額	
	ユーロ・シリーズの各サブ・ファンドの各クラス	なし。
	ニューマーケット・シリーズ アジア・ボンド クラスA（米ドル）およびクラスA（円）	なし。
	ニューマーケット・シリーズ アジア・ボンド クラスA 毎月分配型（米ドル）	0.48米ドル
	ニューマーケット・シリーズ アジア・ボンド クラスA 毎月分配型（円 ヘッジなし）	48円
	ニューマーケット・シリーズ エマージング・ボンドの各 クラス	なし。
	ニューマーケット・シリーズ グレーター・チャイナ・エ クイティの各クラス	なし。
	ニューマーケット・シリーズ B I C・エクイティの各ク ラス	なし。
	グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールド クラスA（米ドル）、クラスA（円）、クラスA（豪ド ル）およびクラスA（ユーロ）	なし。
	グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールド クラスA 毎月分配型（米ドル）	0.84米ドル
	グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールド クラスA 毎月分配型（円 ヘッジなし）	84円
	グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールド クラスA 毎月分配型（ユーロ）	0.84ユーロ
	グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールド クラスA 毎月分配型（豪ドル）	0.96豪ドル
	グローバル・シリーズ イールド・エクイティ クラスA（米ドル）、クラスA（円）、クラスA（ユー ロ ヘッジなし）およびクラスA（豪ドル ヘッジな し）	なし。
	グローバル・シリーズ イールド・エクイティ クラスA 毎月分配型（米ドル）	0.30米ドル
	グローバル・シリーズ イールド・エクイティ クラスA 毎月分配型（円 ヘッジなし）	30円
	グローバル・シリーズ イールド・エクイティ クラスA 毎月分配型（ユーロ ヘッジなし）	0.30ユーロ
	グローバル・シリーズ イールド・エクイティ クラスA 毎月分配型（豪ドル ヘッジなし）	0.30豪ドル
	グローバル・シリーズ コモディティの各クラス	なし。
	グローバル・シリーズ ウェルス・プリザベーション クラスA（ユーロ）、クラスA（円）、クラスA（米ド ル）およびクラスA（豪ドル）	なし。
	グローバル・シリーズ ウェルス・プリザベーション クラスA 毎月分配型（ユーロ）	0.36ユーロ
	グローバル・シリーズ ウェルス・プリザベーション クラスA 毎月分配型（円 ヘッジなし）	36円

第15会計年度
（2016年10月1日
- 2017年9月30日）

会計年度	受益証券1口当たりの分配の額	
第16会計年度 (2017年10月1日 - 2018年9月30日)	ユーロ・シリーズの各サブ・ファンドの各クラス	なし。
	ニューマーケット・シリーズ アジア・ボンド クラスA(米ドル)およびクラスA(円)	なし。
	ニューマーケット・シリーズ アジア・ボンド クラスA毎月分配型(米ドル)	0.48米ドル
	ニューマーケット・シリーズ アジア・ボンド クラスA毎月分配型(円 ヘッジなし)	48円
	ニューマーケット・シリーズ エマージング・ボンドの各 クラス	なし。
	ニューマーケット・シリーズ グレーター・チャイナ・エ クイティの各クラス	なし。
	ニューマーケット・シリーズ B I C・エクイティの各ク ラス	なし。
	グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールド クラスA(米ドル)、クラスA(円)、クラスA(豪ド ル)およびクラスA(ユーロ)	なし。
	グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールド クラスA毎月分配型(米ドル)	0.84米ドル
	グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールド クラスA毎月分配型(円 ヘッジなし)	84円
	グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールド クラスA毎月分配型(ユーロ)	0.84ユーロ
	グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールド クラスA毎月分配型(豪ドル)	0.96豪ドル
	グローバル・シリーズ イールド・エクイティ クラスA(米ドル)、クラスA(円)、クラスA(ユー ロ ヘッジなし)およびクラスA(豪ドル ヘッジな し)	なし。
	グローバル・シリーズ イールド・エクイティ クラスA毎月分配型(米ドル)	0.30米ドル
	グローバル・シリーズ イールド・エクイティ クラスA毎月分配型(円 ヘッジなし)	30円
	グローバル・シリーズ イールド・エクイティ クラスA毎月分配型(ユーロ ヘッジなし)	0.30ユーロ
	グローバル・シリーズ イールド・エクイティ クラスA毎月分配型(豪ドル ヘッジなし)	0.30豪ドル
	グローバル・シリーズ コモディティの各クラス	なし。
	グローバル・シリーズ ウェルス・プリザベーション クラスA(ユーロ)、クラスA(円)、クラスA(米ド ル)およびクラスA(豪ドル)	なし。
	グローバル・シリーズ ウェルス・プリザベーション クラスA毎月分配型(ユーロ)	0.36ユーロ
グローバル・シリーズ ウェルス・プリザベーション クラスA毎月分配型(円 ヘッジなし)	36円	

会計年度	受益証券1口当たりの分配の額	
第17会計年度 (2018年10月1日 - 2019年9月30日)	ユーロ・シリーズの各サブ・ファンドの各クラス	なし。
	ニューマーケット・シリーズ アジア・ボンド クラスA(米ドル)およびクラスA(円)	なし。
	ニューマーケット・シリーズ アジア・ボンド クラスA毎月分配型(米ドル)	0.48米ドル
	ニューマーケット・シリーズ アジア・ボンド クラスA毎月分配型(円 ヘッジなし)	48円
	ニューマーケット・シリーズ エマージング・ボンドの各 クラス	なし。
	ニューマーケット・シリーズ グレーター・チャイナ・エ クイティの各クラス	なし。
	ニューマーケット・シリーズ B I C ・エクイティの各ク ラス	なし。
	グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールド クラスA(米ドル)、クラスA(円)、クラスA(豪ド ル)およびクラスA(ユーロ)	なし。
	グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールド クラスA毎月分配型(米ドル)	0.84米ドル
	グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールド クラスA毎月分配型(円 ヘッジなし)	84円
	グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールド クラスA毎月分配型(ユーロ)	0.84ユーロ
	グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールド クラスA毎月分配型(豪ドル)	0.96豪ドル
	グローバル・シリーズ イールド・エクイティ クラスA(米ドル)、クラスA(円)、クラスA(ユー ロ ヘッジなし)およびクラスA(豪ドル ヘッジな し)	なし。
	グローバル・シリーズ イールド・エクイティ クラスA毎月分配型(米ドル)	0.30米ドル
	グローバル・シリーズ イールド・エクイティ クラスA毎月分配型(円 ヘッジなし)	30円
	グローバル・シリーズ イールド・エクイティ クラスA毎月分配型(ユーロ ヘッジなし)	0.30ユーロ
	グローバル・シリーズ イールド・エクイティ クラスA毎月分配型(豪ドル ヘッジなし)	0.30豪ドル
	グローバル・シリーズ コモディティの各クラス	なし。
	グローバル・シリーズ ウェルス・プリザベーション クラスA(ユーロ)、クラスA(円)、クラスA(米ド ル)およびクラスA(豪ドル)	なし。
	グローバル・シリーズ ウェルス・プリザベーション クラスA毎月分配型(ユーロ)	0.36ユーロ
グローバル・シリーズ ウェルス・プリザベーション クラスA毎月分配型(円 ヘッジなし)	36円	

会計年度	受益証券1口当たりの分配の額	
第18会計年度 (2019年10月1日 - 2020年9月30日)	ユーロ・シリーズの各サブ・ファンドの各クラス	なし。
	ニューマーケット・シリーズ アジア・ボンド クラスA(米ドル)およびクラスA(円)	なし。
	ニューマーケット・シリーズ アジア・ボンド クラスA毎月分配型(米ドル)	0.48米ドル
	ニューマーケット・シリーズ アジア・ボンド クラスA毎月分配型(円 ヘッジなし)	48円
	ニューマーケット・シリーズ エマージング・ボンドの各 クラス	なし。
	ニューマーケット・シリーズ グレーター・チャイナ・エ クイティの各クラス	なし。
	ニューマーケット・シリーズ B I C・エクイティの各ク ラス	なし。
	グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールド クラスA(米ドル)、クラスA(円)、クラスA(豪ド ル)およびクラスA(ユーロ)	なし。
	グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールド クラスA毎月分配型(米ドル)	0.84米ドル
	グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールド クラスA毎月分配型(円 ヘッジなし)	84円
	グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールド クラスA毎月分配型(ユーロ)	0.84ユーロ
	グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールド クラスA毎月分配型(豪ドル)	0.96豪ドル
	グローバル・シリーズ イールド・エクイティ クラスA(米ドル)、クラスA(円)、クラスA(ユー ロ ヘッジなし)およびクラスA(豪ドル ヘッジな し)	なし。
	グローバル・シリーズ イールド・エクイティ クラスA毎月分配型(米ドル)	0.30米ドル
	グローバル・シリーズ イールド・エクイティ クラスA毎月分配型(円 ヘッジなし)	30円
	グローバル・シリーズ イールド・エクイティ クラスA毎月分配型(ユーロ ヘッジなし)	0.30ユーロ
	グローバル・シリーズ イールド・エクイティ クラスA毎月分配型(豪ドル ヘッジなし)	0.30豪ドル
	グローバル・シリーズ コモディティの各クラス	なし。
	グローバル・シリーズ ウェルス・プリザベーション クラスA(ユーロ)、クラスA(円)、クラスA(米ド ル)およびクラスA(豪ドル)	なし。
	グローバル・シリーズ ウェルス・プリザベーション クラスA毎月分配型(ユーロ)	0.36ユーロ
グローバル・シリーズ ウェルス・プリザベーション クラスA毎月分配型(円 ヘッジなし)	36円	

会計年度	受益証券1口当たりの分配の額	
第19会計年度 (2020年10月1日 - 2021年9月30日)	ユーロ・シリーズの各サブ・ファンドの各クラス	なし。
	ニューマーケット・シリーズ アジア・ボンド クラスA（米ドル）およびクラスA（円）	なし。
	ニューマーケット・シリーズ アジア・ボンド クラスA毎月分配型（米ドル）	0.48米ドル
	ニューマーケット・シリーズ アジア・ボンド クラスA毎月分配型（円 ヘッジなし）	48円
	ニューマーケット・シリーズ エマージング・ボンドの各 クラス	なし。
	ニューマーケット・シリーズ グレーター・チャイナ・エ クイティの各クラス	なし。
	ニューマーケット・シリーズ B I C・エクイティの各ク ラス	なし。
	グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールド クラスA（米ドル）、クラスA（円）、クラスA（豪ド ル）およびクラスA（ユーロ）	なし。
	グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールド クラスA毎月分配型（米ドル）	0.84米ドル
	グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールド クラスA毎月分配型（円 ヘッジなし）	84円
	グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールド クラスA毎月分配型（ユーロ）	0.84ユーロ
	グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールド クラスA毎月分配型（豪ドル）	0.96豪ドル
	グローバル・シリーズ イールド・エクイティ クラスA（米ドル）、クラスA（円）、クラスA（ユー ロ ヘッジなし）およびクラスA（豪ドル ヘッジな し）	なし。
	グローバル・シリーズ イールド・エクイティ クラスA毎月分配型（米ドル）	0.30米ドル
	グローバル・シリーズ イールド・エクイティ クラスA毎月分配型（円 ヘッジなし）	30円
	グローバル・シリーズ イールド・エクイティ クラスA毎月分配型（ユーロ ヘッジなし）	0.30ユーロ
	グローバル・シリーズ イールド・エクイティ クラスA毎月分配型（豪ドル ヘッジなし）	0.30豪ドル
	グローバル・シリーズ コモディティの各クラス	なし。
	グローバル・シリーズ ウェルス・プリザベーション クラスA（ユーロ）、クラスA（円）、クラスA（米ド ル）およびクラスA（豪ドル）	なし。
	グローバル・シリーズ ウェルス・プリザベーション クラスA毎月分配型（ユーロ）	0.36ユーロ
グローバル・シリーズ ウェルス・プリザベーション クラスA毎月分配型（円 ヘッジなし）	36円	

会計年度	受益証券1口当たりの分配の額	
第20会計年度 (2021年10月1日 - 2022年9月30日)	ユーロ・シリーズの各サブ・ファンドの各クラス	なし。
	ニューマーケット・シリーズ アジア・ボンド クラスA（米ドル）およびクラスA（円）	なし。
	ニューマーケット・シリーズ アジア・ボンド クラスA毎月分配型（米ドル）	0.48米ドル
	ニューマーケット・シリーズ アジア・ボンド クラスA毎月分配型（円 ヘッジなし）	48円
	ニューマーケット・シリーズ エマージング・ボンドの各 クラス	なし。
	ニューマーケット・シリーズ グレーター・チャイナ・エ クイティの各クラス	なし。
	ニューマーケット・シリーズ B I C・エクイティの各ク ラス	なし。
	グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールド クラスA（米ドル）、クラスA（円）、クラスA（豪ド ル）およびクラスA（ユーロ）	なし。
	グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールド クラスA毎月分配型（米ドル）	0.84米ドル
	グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールド クラスA毎月分配型（円 ヘッジなし）	84円
	グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールド クラスA毎月分配型（ユーロ）	0.84ユーロ
	グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールド クラスA毎月分配型（豪ドル）	0.96豪ドル
	グローバル・シリーズ イールド・エクイティ クラスA（米ドル）、クラスA（円）、クラスA（ユー ロ ヘッジなし）およびクラスA（豪ドル ヘッジな し）	なし。
	グローバル・シリーズ イールド・エクイティ クラスA毎月分配型（米ドル）	0.30米ドル
	グローバル・シリーズ イールド・エクイティ クラスA毎月分配型（円 ヘッジなし）	30円
	グローバル・シリーズ イールド・エクイティ クラスA毎月分配型（ユーロ ヘッジなし）	0.30ユーロ
	グローバル・シリーズ イールド・エクイティ クラスA毎月分配型（豪ドル ヘッジなし）	0.30豪ドル
	グローバル・シリーズ コモディティの各クラス	なし。
	グローバル・シリーズ ウェルス・プリザベーション クラスA（ユーロ）、クラスA（円）、クラスA（米ド ル）およびクラスA（豪ドル）	なし。
	グローバル・シリーズ ウェルス・プリザベーション クラスA毎月分配型（ユーロ）	0.36ユーロ
グローバル・シリーズ ウェルス・プリザベーション クラスA毎月分配型（円 ヘッジなし）	36円	

会計年度	受益証券1口当たりの分配の額	
	ユーロ・シリーズの各サブ・ファンドの各クラス	なし。
	ニューマーケット・シリーズ アジア・ボンド クラスA（米ドル）およびクラスA（円）	なし。
	ニューマーケット・シリーズ アジア・ボンド クラスA毎月分配型（米ドル）	0.337602米ドル
	ニューマーケット・シリーズ アジア・ボンド クラスA毎月分配型（円 ヘッジなし）	34.464216円
	ニューマーケット・シリーズ エマージング・ボンドの各 クラス	なし。
	ニューマーケット・シリーズ グレーター・チャイナ・エ クイティの各クラス	なし。
	ニューマーケット・シリーズ B I C・エクイティの各ク ラス	なし。
	グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールド クラスA（米ドル）、クラスA（円）、クラスA（豪ド ル）およびクラスA（ユーロ）	なし。
	グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールド クラスA毎月分配型（米ドル）	0.591284米ドル
	グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールド クラスA毎月分配型（円 ヘッジなし）	62.457799円
	グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールド クラスA毎月分配型（ユーロ）	0.581701ユーロ
	グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールド クラスA毎月分配型（豪ドル）	0.656447豪ドル
	グローバル・シリーズ イールド・エクイティ クラスA（米ドル）、クラスA（円）、クラスA（ユー ロ ヘッジなし）およびクラスA（豪ドル ヘッジな し）	なし。
	グローバル・シリーズ イールド・エクイティ クラスA毎月分配型（米ドル）	0.305249米ドル
	グローバル・シリーズ イールド・エクイティ クラスA毎月分配型（円 ヘッジなし）	31.786138円
	グローバル・シリーズ イールド・エクイティ クラスA毎月分配型（ユーロ ヘッジなし）	0.411002ユーロ
	グローバル・シリーズ イールド・エクイティ クラスA毎月分配型（豪ドル ヘッジなし）	0.434913豪ドル
	グローバル・シリーズ コモディティの各クラス	なし。
	グローバル・シリーズ ウェルス・プリザベーション クラスA（ユーロ）、クラスA（円）、クラスA（米ド ル）およびクラスA（豪ドル）	なし。
	グローバル・シリーズ ウェルス・プリザベーション クラスA毎月分配型（ユーロ）	0.256521ユーロ
	グローバル・シリーズ ウェルス・プリザベーション クラスA毎月分配型（円 ヘッジなし）	25.724805円

第21会計年度
（2022年10月1日
- 2023年9月30日）

会計年度	受益証券1口当たりの分配の額	
	ユーロ・シリーズの各サブ・ファンドの各クラス	なし。
	ニューマーケット・シリーズ アジア・ボンド クラスA（米ドル）およびクラスA（円）	なし。
	ニューマーケット・シリーズ アジア・ボンド クラスA毎月分配型（米ドル）	0.053490米ドル
	ニューマーケット・シリーズ アジア・ボンド クラスA毎月分配型（円 ヘッジなし）	7.813732円
	ニューマーケット・シリーズ エマージング・ボンドの各 クラス	なし。
	ニューマーケット・シリーズ グレーター・チャイナ・エ クイティの各クラス	なし。
	ニューマーケット・シリーズ B I C・エクイティの各ク ラス	なし。
	グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールド クラスA（米ドル）、クラスA（円）、クラスA（豪ド ル）およびクラスA（ユーロ）	なし。
	グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールド クラスA毎月分配型（米ドル）	0.098553米ドル
	グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールド クラスA毎月分配型（円 ヘッジなし）	21.228070円
	グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールド クラスA毎月分配型（ユーロ）	0.067568ユーロ
	グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールド クラスA毎月分配型（豪ドル）	0.051341豪ドル
	グローバル・シリーズ イールド・エクイティ クラスA（米ドル）、クラスA（円）、クラスA（ユー ロ ヘッジなし）およびクラスA（豪ドル ヘッジな し）	なし。
	グローバル・シリーズ イールド・エクイティ クラスA毎月分配型（米ドル）	0.317644米ドル
	グローバル・シリーズ イールド・エクイティ クラスA毎月分配型（円 ヘッジなし）	37.127670円
	グローバル・シリーズ イールド・エクイティ クラスA毎月分配型（ユーロ ヘッジなし）	0.636232ユーロ
	グローバル・シリーズ イールド・エクイティ クラスA毎月分配型（豪ドル ヘッジなし）	0.707073豪ドル
	グローバル・シリーズ コモディティの各クラス	なし。
	グローバル・シリーズ ウェルス・プリザベーション クラスA（ユーロ）、クラスA（円）、クラスA（米ド ル）およびクラスA（豪ドル）	なし。
	グローバル・シリーズ ウェルス・プリザベーション クラスA毎月分配型（ユーロ）	0.049838ユーロ
	グローバル・シリーズ ウェルス・プリザベーション クラスA毎月分配型（円 ヘッジなし）	5.434037円

第22会計年度
（2023年10月1日
- 2024年9月30日）

会計年度	受益証券1口当たりの分配の額	
第23会計年度 (2024年10月1日 - 2025年9月30日)	ユーロ・シリーズの各サブ・ファンドの各クラス	なし。
	ニューマーケット・シリーズ アジア・ボンド クラスA(米ドル)およびクラスA(円)	なし。
	ニューマーケット・シリーズ アジア・ボンド クラスA毎月分配型(米ドル)	0.054735米ドル
	ニューマーケット・シリーズ アジア・ボンド クラスA毎月分配型(円 ヘッジなし)	7.941422円
	ニューマーケット・シリーズ エマージング・ボンドの各 クラス	なし。
	ニューマーケット・シリーズ グレーター・チャイナ・エ クイティの各クラス	なし。
	ニューマーケット・シリーズ B I C・エクイティの各ク ラス	なし。
	グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールド クラスA(米ドル)、クラスA(円)、クラスA(豪ド ル)およびクラスA(ユーロ)	なし。
	グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールド クラスA毎月分配型(米ドル)	0.104201米ドル
	グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールド クラスA毎月分配型(円 ヘッジなし)	22.293457円
	グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールド クラスA毎月分配型(ユーロ)	0.070219ユーロ
	グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールド クラスA毎月分配型(豪ドル)	0.053811豪ドル
	グローバル・シリーズ イールド・エクイティ クラスA(米ドル)、クラスA(円)、クラスA(ユー ロ ヘッジなし)およびクラスA(豪ドル ヘッジな し)	なし。
	グローバル・シリーズ イールド・エクイティ クラスA毎月分配型(米ドル)	0.339944米ドル
	グローバル・シリーズ イールド・エクイティ クラスA毎月分配型(円 ヘッジなし)	39.442438円
	グローバル・シリーズ イールド・エクイティ クラスA毎月分配型(ユーロ ヘッジなし)	0.667235ユーロ
	グローバル・シリーズ イールド・エクイティ クラスA毎月分配型(豪ドル ヘッジなし)	0.771662豪ドル
	グローバル・シリーズ コモディティの各クラス	なし。
	グローバル・シリーズ ウェルス・プリザベーション クラスA(ユーロ)、クラスA(円)、クラスA(米ド ル)およびクラスA(豪ドル)	なし。
	グローバル・シリーズ ウェルス・プリザベーション クラスA毎月分配型(ユーロ)	0.050198ユーロ
グローバル・シリーズ ウェルス・プリザベーション クラスA毎月分配型(円 ヘッジなし)	5.544195円	

< 参考情報 >

分配の推移(1口当たり、課税前)

ニューマーケット・シリーズ アジア・ボンド

	第19会計年度	第20会計年度	第21会計年度	第22会計年度	第23会計年度	直近1年累計
クラスA毎月分配型(米ドル)受益証券	0.48米ドル	0.48米ドル	0.337602米ドル	0.053490米ドル	0.054735米ドル	0.054965米ドル
クラスA毎月分配型(円 ヘッジなし)受益証券	48円	48円	34.464216円	7.813732円	7.941422円	8.013958円
	2025年8月	2025年9月	2025年10月	2025年11月	2025年12月	設定来累計
クラスA毎月分配型(米ドル)受益証券	0.004609米ドル	0.004643米ドル	0.004636米ドル	0.004629米ドル	0.004608米ドル	9.559700米ドル
クラスA毎月分配型(円 ヘッジなし)受益証券	0.664278円	0.669279円	0.677764円	0.695515円	0.699851円	962.292500円

クラスA(米ドル)受益証券およびクラスA(円)受益証券は運用開始後2025年12月末日まで、分配の実績はない。

グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールド

	第19会計年度	第20会計年度	第21会計年度	第22会計年度	第23会計年度	直近1年累計
クラスA毎月分配型(米ドル)受益証券	0.84米ドル	0.84米ドル	0.591284米ドル	0.098553米ドル	0.104201米ドル	0.105059米ドル
クラスA毎月分配型(ユーロ)受益証券	0.84ユーロ	0.84ユーロ	0.581701ユーロ	0.067568ユーロ	0.070219ユーロ	0.070428ユーロ
クラスA毎月分配型(豪ドル)受益証券	0.96豪ドル	0.96豪ドル	0.656447豪ドル	0.051341豪ドル	0.053811豪ドル	0.054159豪ドル
クラスA毎月分配型(円 ヘッジなし)受益証券	84円	84円	62.457799円	21.228070円	22.293457円	22.589737円
	2025年8月	2025年9月	2025年10月	2025年11月	2025年12月	設定来累計
クラスA毎月分配型(米ドル)受益証券	0.008887米ドル	0.008961米ドル	0.008977米ドル	0.008905米ドル	0.008936米ドル	11.250856米ドル
クラスA毎月分配型(ユーロ)受益証券	0.005944ユーロ	0.005978ユーロ	0.005978ユーロ	0.005919ユーロ	0.005927ユーロ	11.167312ユーロ
クラスA毎月分配型(豪ドル)受益証券	0.004578豪ドル	0.004612豪ドル	0.004617豪ドル	0.004577豪ドル	0.004589豪ドル	14.055382豪ドル
クラスA毎月分配型(円 ヘッジなし)受益証券	1.888448円	1.904488円	1.934899円	1.972970円	2.001234円	1,154.888429円

クラスA(米ドル)受益証券、クラスA(ユーロ)受益証券、クラスA(豪ドル)受益証券およびクラスA(円)受益証券は運用開始後2025年12月末日まで、分配の実績はない。

グローバル・シリーズ イールド・エクイティ

	第19会計年度	第20会計年度	第21会計年度	第22会計年度	第23会計年度	直近1年累計
クラスA毎月分配型(米ドル)受益証券	0.30米ドル	0.30米ドル	0.305249米ドル	0.317644米ドル	0.339944米ドル	0.350254米ドル
クラスA毎月分配型(ユーロ ヘッジなし)受益証券	0.30ユーロ	0.30ユーロ	0.411002ユーロ	0.636232ユーロ	0.667235ユーロ	0.675041ユーロ
クラスA毎月分配型(豪ドル ヘッジなし)受益証券	0.30豪ドル	0.30豪ドル	0.434913豪ドル	0.707073豪ドル	0.771662豪ドル	0.795781豪ドル
クラスA毎月分配型(円 ヘッジなし)受益証券	30円	30円	31.786138円	37.127670円	39.442438円	40.864120円
	2025年8月	2025年9月	2025年10月	2025年11月	2025年12月	設定来累計
クラスA毎月分配型(米ドル)受益証券	0.029532米ドル	0.031196米ドル	0.031679米ドル	0.030798米ドル	0.031634米ドル	5.871948米ドル
クラスA毎月分配型(ユーロ ヘッジなし)受益証券	0.055568ユーロ	0.057692ユーロ	0.058831ユーロ	0.058268ユーロ	0.058957ユーロ	5.615525ユーロ
クラスA毎月分配型(豪ドル ヘッジなし)受益証券	0.066839豪ドル	0.069207豪ドル	0.070136豪ドル	0.069489豪ドル	0.069750豪ドル	5.848023豪ドル
クラスA毎月分配型(円 ヘッジなし)受益証券	3.405081円	3.597634円	3.705308円	3.702537円	3.844338円	601.108429円

クラスA(米ドル)受益証券、クラスA(ユーロ ヘッジなし)受益証券、クラスA(豪ドル ヘッジなし)受益証券およびクラスA(円)受益証券は運用開始後2025年12月末日まで、分配の実績はない。

グローバル・シリーズ ウェルス・プリザベーション

	第19会計年度	第20会計年度	第21会計年度	第22会計年度	第23会計年度	直近1年累計
クラスA毎月分配型(ユーロ)受益証券	0.36ユーロ	0.36ユーロ	0.256521ユーロ	0.049838ユーロ	0.050198ユーロ	0.051289ユーロ
クラスA毎月分配型(円 ヘッジなし)受益証券	36円	36円	25.724805円	5.434037円	5.544195円	5.801914円
	2025年8月	2025年9月	2025年10月	2025年11月	2025年12月	設定来累計
クラスA毎月分配型(ユーロ)受益証券	0.004187ユーロ	0.004295ユーロ	0.004480ユーロ	0.004506ユーロ	0.004557ユーロ	7.200100ユーロ
クラスA毎月分配型(円 ヘッジなし)受益証券	0.479356円	0.500369円	0.527140円	0.534919円	0.555139円	721.320235円

クラスA(ユーロ)受益証券、クラスA(円)受益証券、クラスA(米ドル)受益証券およびクラスA(豪ドル)受益証券は運用開始後2025年12月末日まで、分配の実績はない。

【収益率の推移】

<ユーロ・シリーズ ユーロ・ボンド>

会計年度	収益率(注)			
	クラスA (ユーロ)	クラスB (ユーロ)	クラスA (円)	クラスB (円)
第14会計年度 (2015年10月1日 - 2016年9月30日)	5.64%	-	5.75%	-
第15会計年度 (2016年10月1日 - 2017年9月30日)	-2.53%	-	-2.30%	-
第16会計年度 (2017年10月1日 - 2018年9月30日)	-0.50%	-	-0.21%	-
第17会計年度 (2018年10月1日 - 2019年9月30日)	8.05%	-	8.08%	-
第18会計年度 (2019年10月1日 - 2020年9月30日)	0.38%	-	0.46%	-
第19会計年度 (2020年10月1日 - 2021年9月30日)	-1.45%	-	-1.12%	-
第20会計年度 (2021年10月1日 - 2022年9月30日)	-20.44%	-	-20.51%	-
第21会計年度 (2022年10月1日 - 2023年9月30日)	-2.32%	-	-5.11%	-
第22会計年度 (2023年10月1日 - 2024年9月30日)	9.22%	-	4.68%	-
第23会計年度 (2024年10月1日 - 2025年9月30日)	0.97%	-	-1.52%	-

(注) 各クラス受益証券の収益率は、以下の算式により算出されている。以下同じ。

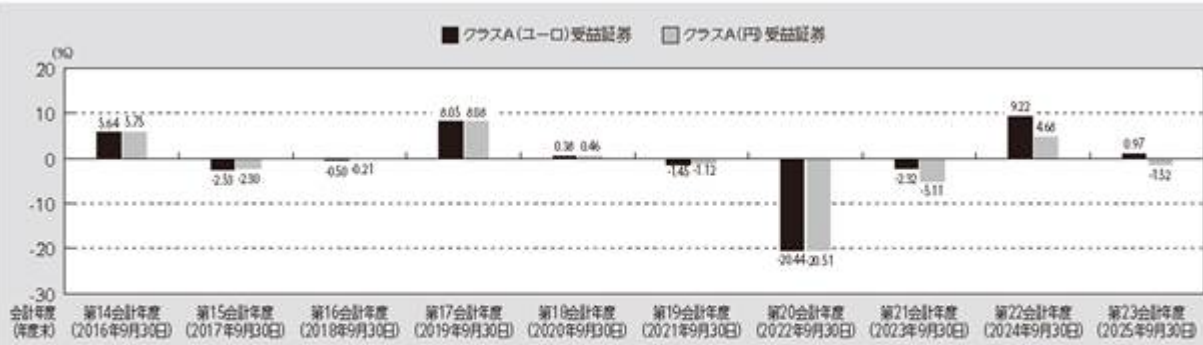
$$\text{収益率}(\%) = 100 \times (a - b) / b$$

a = 上記会計年度末の1口当たり純資産価格(当該会計年度中の分配金の合計額を加えた額)

b = 当該会計年度の直前の会計年度末の1口当たり純資産価格(分配落の額)(または当初発行価格)

< 参考情報 >

年間収益率の推移



(注) 収益率(%)=100×(a-b)÷b

a=上記会計年度末の1口当たり純資産価格(当該各会計年度中の分配金(課税前)の合計額を加えた額)

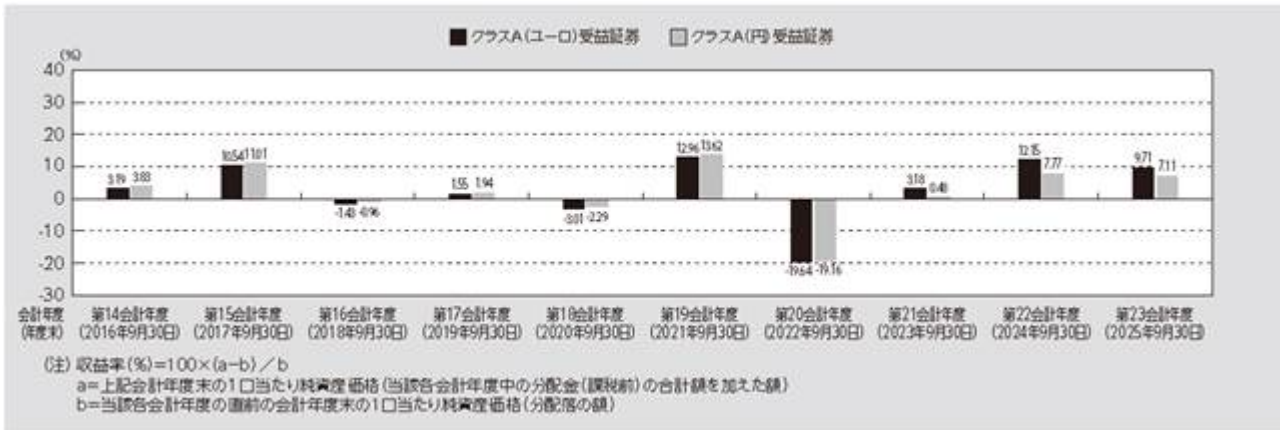
b=当該各会計年度の直前の会計年度末の1口当たり純資産価格(分配前の額)

<ユーロ・シリーズ ユーロ・バランス>

会計年度	収益率(注)			
	クラスA (ユーロ)	クラスB (ユーロ)	クラスA (円)	クラスB (円)
第14会計年度 (2015年10月1日 - 2016年9月30日)	3.19%	-	3.83%	-
第15会計年度 (2016年10月1日 - 2017年9月30日)	10.54%	-	11.01%	-
第16会計年度 (2017年10月1日 - 2018年9月30日)	- 1.43%	-	- 0.96%	-
第17会計年度 (2018年10月1日 - 2019年9月30日)	1.55%	-	1.94%	-
第18会計年度 (2019年10月1日 - 2020年9月30日)	- 3.01%	-	- 2.29%	-
第19会計年度 (2020年10月1日 - 2021年9月30日)	12.96%	-	13.62%	-
第20会計年度 (2021年10月1日 - 2022年9月30日)	- 19.64%	-	- 19.16%	-
第21会計年度 (2022年10月1日 - 2023年9月30日)	3.18%	-	0.48%	-
第22会計年度 (2023年10月1日 - 2024年9月30日)	12.15%	-	7.77%	-
第23会計年度 (2024年10月1日 - 2025年9月30日)	9.71%	-	7.11%	-

< 参考情報 >

年間収益率の推移

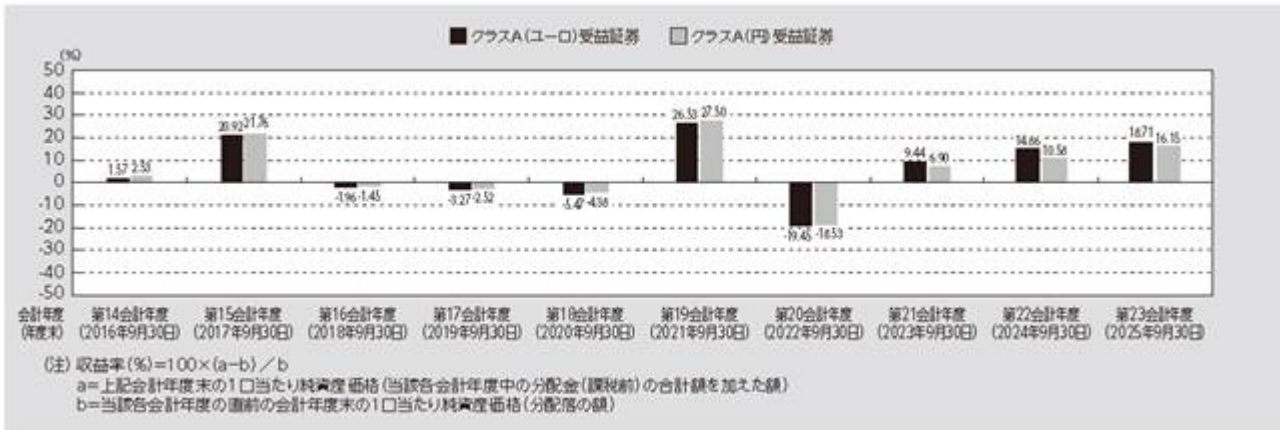


<ユーロ・シリーズ ユーロ・エクイティ>

会計年度	収益率(注)			
	クラスA (ユーロ)	クラスB (ユーロ)	クラスA (円)	クラスB (円)
第14会計年度 (2015年10月1日 - 2016年9月30日)	1.57%	-	2.53%	-
第15会計年度 (2016年10月1日 - 2017年9月30日)	20.92%	-	21.76%	-
第16会計年度 (2017年10月1日 - 2018年9月30日)	- 1.96%	-	- 1.45%	-
第17会計年度 (2018年10月1日 - 2019年9月30日)	- 3.27%	-	- 2.52%	-
第18会計年度 (2019年10月1日 - 2020年9月30日)	- 5.47%	-	- 4.38%	-
第19会計年度 (2020年10月1日 - 2021年9月30日)	26.53%	-	27.50%	-
第20会計年度 (2021年10月1日 - 2022年9月30日)	- 19.45%	-	- 18.53%	-
第21会計年度 (2022年10月1日 - 2023年9月30日)	9.44%	-	6.90%	-
第22会計年度 (2023年10月1日 - 2024年9月30日)	14.86%	-	10.58%	-
第23会計年度 (2024年10月1日 - 2025年9月30日)	18.71%	-	16.15%	-

< 参考情報 >

年間収益率の推移

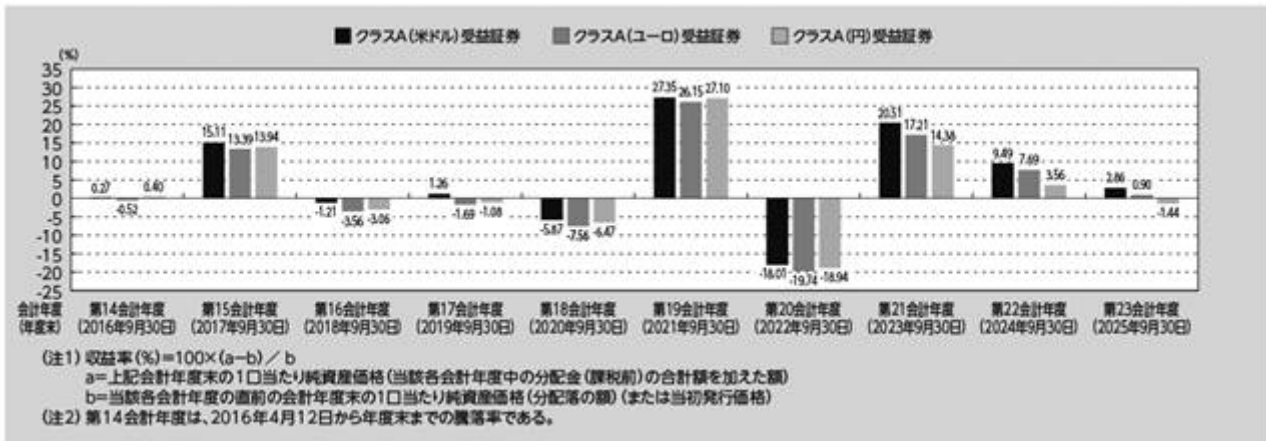


<ユーロ・シリーズ ヨーロピアン・サステナブル>

会計年度	収益率(注)		
	クラスA (米ドル)	クラスA (ユーロ)	クラスA (円)
第14会計年度 (2015年10月1日 - 2016年9月30日)	0.27%	- 0.52%	0.40%
第15会計年度 (2016年10月1日 - 2017年9月30日)	15.11%	13.39%	13.94%
第16会計年度 (2017年10月1日 - 2018年9月30日)	- 1.21%	- 3.56%	- 3.06%
第17会計年度 (2018年10月1日 - 2019年9月30日)	1.26%	- 1.69%	- 1.08%
第18会計年度 (2019年10月1日 - 2020年9月30日)	- 5.87%	- 7.56%	- 6.47%
第19会計年度 (2020年10月1日 - 2021年9月30日)	27.35%	26.15%	27.10%
第20会計年度 (2021年10月1日 - 2022年9月30日)	- 18.01%	- 19.74%	- 18.94%
第21会計年度 (2022年10月1日 - 2023年9月30日)	20.51%	17.21%	14.38%
第22会計年度 (2023年10月1日 - 2024年9月30日)	9.49%	7.69%	3.56%
第23会計年度 (2024年10月1日 - 2025年9月30日)	2.86%	0.90%	- 1.44%

< 参考情報 >

年間収益率の推移

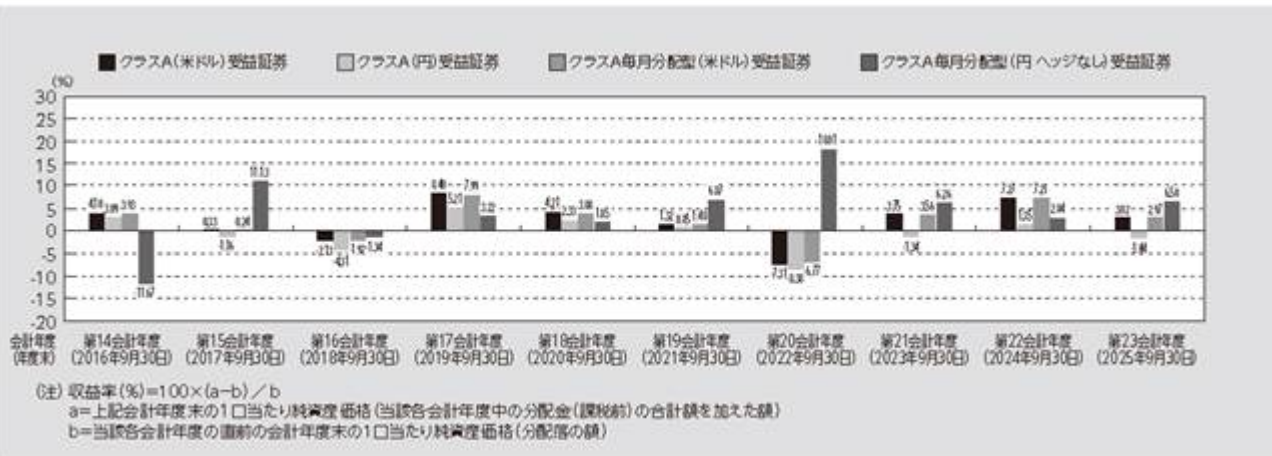


<ニューマーケット・シリーズ アジア・ボンド>

会計年度	収益率(注)					
	クラスA (米ドル)	クラスB (米ドル)	クラスA (円)	クラスB (円)	クラスA 毎月分配型 (米ドル)	クラスA 毎月分配型 (円 ヘッジ なし)
第14会計年度 (2015年10月1日 - 2016年9月30日)	4.10%	-	3.09%	-	3.93%	- 11.67%
第15会計年度 (2016年10月1日 - 2017年9月30日)	0.33%	-	- 1.16%	-	0.24%	11.13%
第16会計年度 (2017年10月1日 - 2018年9月30日)	- 2.13%	-	- 4.31%	-	- 1.92%	- 1.34%
第17会計年度 (2018年10月1日 - 2019年9月30日)	8.40%	-	5.21%	-	7.99%	3.22%
第18会計年度 (2019年10月1日 - 2020年9月30日)	4.21%	-	2.33%	-	3.88%	1.85%
第19会計年度 (2020年10月1日 - 2021年9月30日)	1.32%	-	0.85%	-	1.48%	6.87%
第20会計年度 (2021年10月1日 - 2022年9月30日)	- 7.31%	-	- 8.38%	-	- 6.77%	18.01%
第21会計年度 (2022年10月1日 - 2023年9月30日)	3.75%	-	- 1.34%	-	3.56%	6.26%
第22会計年度 (2023年10月1日 - 2024年9月30日)	7.27%	-	1.35%	-	7.21%	2.84%
第23会計年度 (2024年10月1日 - 2025年9月30日)	3.02%	-	- 1.44%	-	2.97%	6.50%

< 参考情報 >

年間収益率の推移

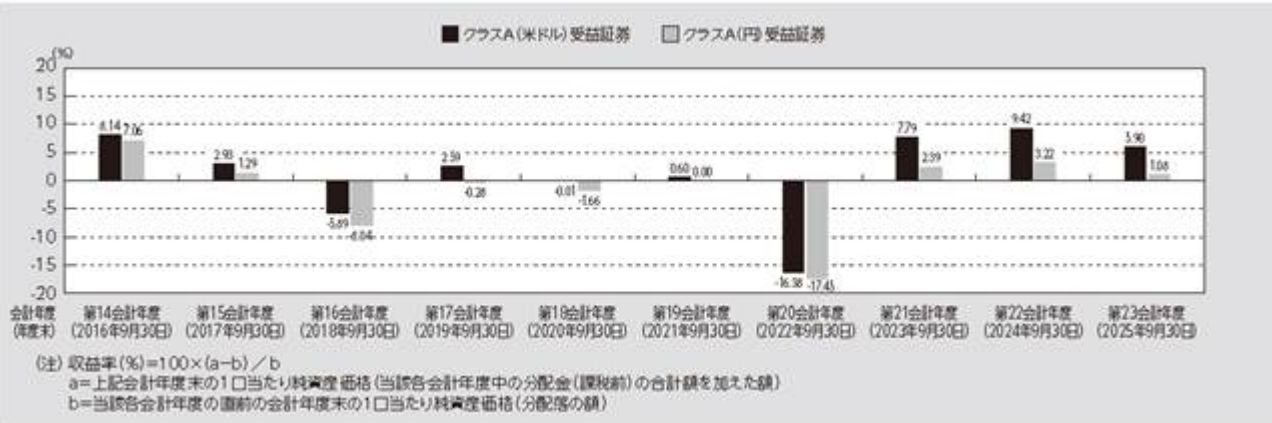


<ニューマーケット・シリーズ エマージング・ボンド>

会計年度	収益率(注)			
	クラスA (米ドル)	クラスB (米ドル)	クラスA (円)	クラスB (円)
第14会計年度 (2015年10月1日 - 2016年9月30日)	8.14%	-	7.06%	-
第15会計年度 (2016年10月1日 - 2017年9月30日)	2.93%	-	1.29%	-
第16会計年度 (2017年10月1日 - 2018年9月30日)	- 5.89%	-	- 8.04%	-
第17会計年度 (2018年10月1日 - 2019年9月30日)	2.59%	-	- 0.28%	-
第18会計年度 (2019年10月1日 - 2020年9月30日)	- 0.01%	-	- 1.66%	-
第19会計年度 (2020年10月1日 - 2021年9月30日)	0.60%	-	0.00%	-
第20会計年度 (2021年10月1日 - 2022年9月30日)	- 16.38%	-	- 17.45%	-
第21会計年度 (2022年10月1日 - 2023年9月30日)	7.79%	-	2.39%	-
第22会計年度 (2023年10月1日 - 2024年9月30日)	9.42%	-	3.22%	-
第23会計年度 (2024年10月1日 - 2025年9月30日)	5.90%	-	1.08%	-

< 参考情報 >

年間収益率の推移

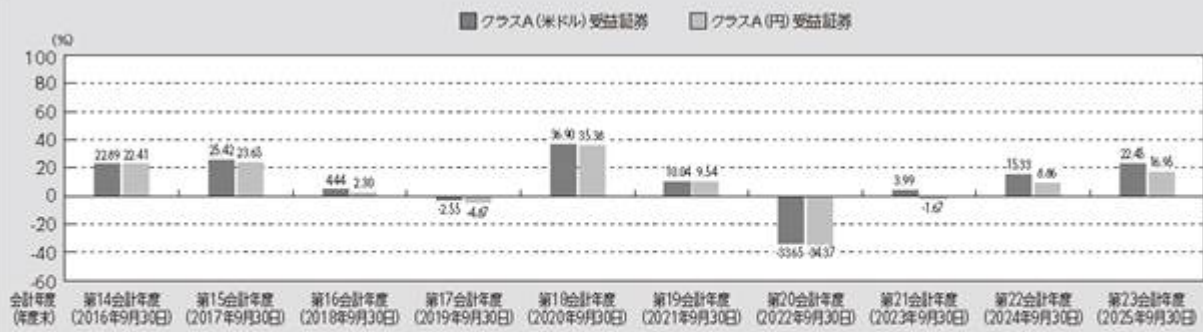


<ニューマーケット・シリーズ グレーター・チャイナ・エクイティ>

会計年度	収益率(注)			
	クラスA (米ドル)	クラスB (米ドル)	クラスA (円)	クラスB (円)
第14会計年度 (2015年10月1日 - 2016年9月30日)	22.89%	-	22.41%	-
第15会計年度 (2016年10月1日 - 2017年9月30日)	25.42%	-	23.65%	-
第16会計年度 (2017年10月1日 - 2018年9月30日)	4.44%	-	2.30%	-
第17会計年度 (2018年10月1日 - 2019年9月30日)	- 2.55%	-	- 4.87%	-
第18会計年度 (2019年10月1日 - 2020年9月30日)	36.90%	-	35.38%	-
第19会計年度 (2020年10月1日 - 2021年9月30日)	10.04%	-	9.54%	-
第20会計年度 (2021年10月1日 - 2022年9月30日)	- 33.65%	-	- 34.37%	-
第21会計年度 (2022年10月1日 - 2023年9月30日)	3.99%	-	- 1.67%	-
第22会計年度 (2023年10月1日 - 2024年9月30日)	15.33%	-	8.86%	-
第23会計年度 (2024年10月1日 - 2025年9月30日)	22.45%	-	16.95%	-

< 参考情報 >

年間収益率の推移



(注) 収益率(%)=100×(a-b)÷b

a=上記会計年度末の1口当たり純資産価格(当該各会計年度中の分配金(課税前)の合計額を加えた額)

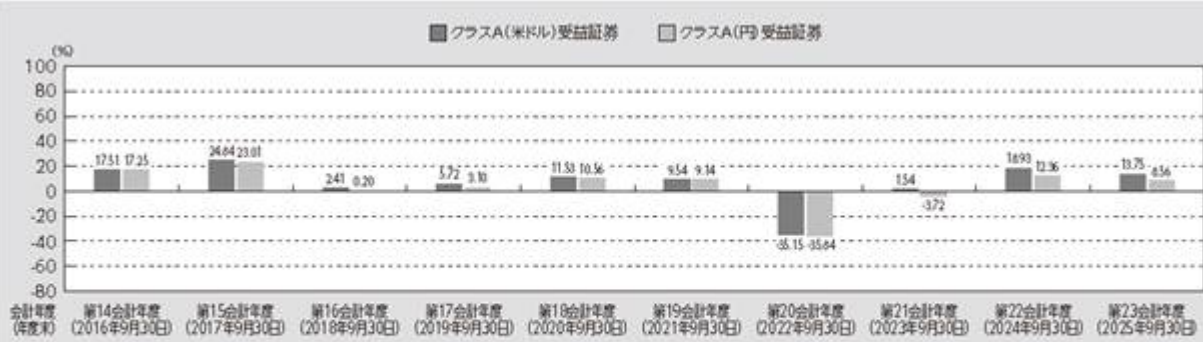
b=当該各会計年度の直前の会計年度末の1口当たり純資産価格(分配前の額)

<ニューマーケット・シリーズ B I C ・エクイティ>

会計年度	収益率(注)			
	クラスA (米ドル)	クラスB (米ドル)	クラスA (円)	クラスB (円)
第14会計年度 (2015年10月1日 - 2016年9月30日)	17.51%	-	17.25%	-
第15会計年度 (2016年10月1日 - 2017年9月30日)	24.84%	-	23.01%	-
第16会計年度 (2017年10月1日 - 2018年9月30日)	2.41%	-	0.20%	-
第17会計年度 (2018年10月1日 - 2019年9月30日)	5.72%	-	3.10%	-
第18会計年度 (2019年10月1日 - 2020年9月30日)	11.53%	-	10.56%	-
第19会計年度 (2020年10月1日 - 2021年9月30日)	9.54%	-	9.14%	-
第20会計年度 (2021年10月1日 - 2022年9月30日)	- 35.15%	-	- 35.84%	-
第21会計年度 (2022年10月1日 - 2023年9月30日)	1.54%	-	- 3.72%	-
第22会計年度 (2023年10月1日 - 2024年9月30日)	18.93%	-	12.36%	-
第23会計年度 (2024年10月1日 - 2025年9月30日)	13.75%	-	8.56%	-

< 参考情報 >

年間収益率の推移



(注) 収益率(%) = $100 \times (a - b) / b$

a = 上記会計年度末の1口当たり純資産価格(当該各会計年度中の分配金(課税前)の合計額を加えた額)

b = 当該各会計年度の直前の会計年度末の1口当たり純資産価格(分配前の額)

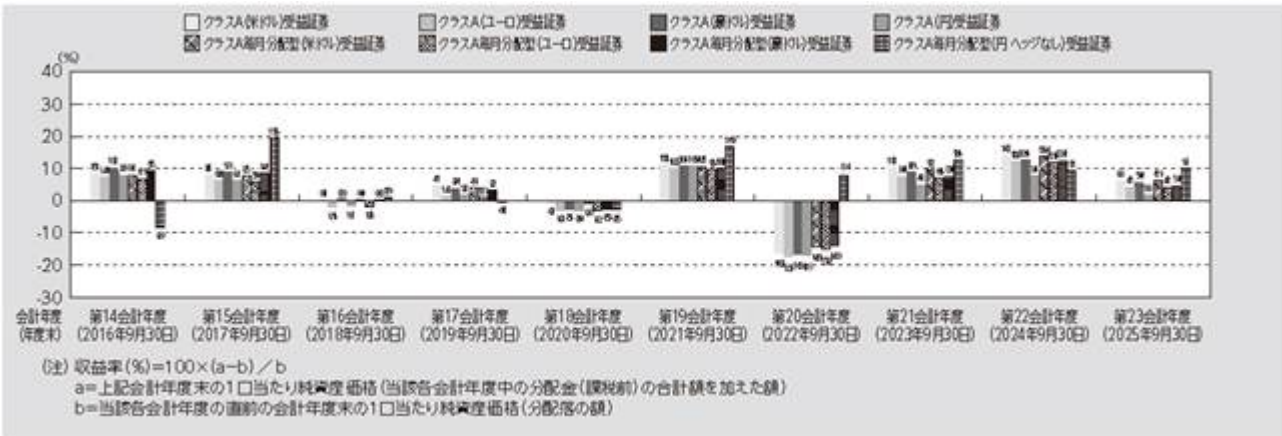
<グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールド>

会計年度	収益率(注)			
	クラスA (米ドル)	クラスA (円)	クラスA (豪ドル)	クラスA (ユーロ)
第14会計年度 (2015年10月1日 - 2016年9月30日)	8.58%	7.80%	10.21%	7.44%
第15会計年度 (2016年10月1日 - 2017年9月30日)	8.17%	6.47%	9.00%	6.24%
第16会計年度 (2017年10月1日 - 2018年9月30日)	0.47%	- 1.67%	0.50%	- 1.95%
第17会計年度 (2018年10月1日 - 2019年9月30日)	4.71%	1.87%	3.84%	1.45%
第18会計年度 (2019年10月1日 - 2020年9月30日)	- 0.71%	- 2.89%	- 2.51%	- 3.08%
第19会計年度 (2020年10月1日 - 2021年9月30日)	11.11%	10.65%	10.67%	10.05%
第20会計年度 (2021年10月1日 - 2022年9月30日)	- 16.08%	- 17.13%	- 16.73%	- 17.51%
第21会計年度 (2022年10月1日 - 2023年9月30日)	10.31%	4.87%	8.79%	7.64%
第22会計年度 (2023年10月1日 - 2024年9月30日)	14.07%	7.68%	12.68%	12.20%
第23会計年度 (2024年10月1日 - 2025年9月30日)	6.33%	1.83%	5.64%	4.23%

会計年度	収益率(注)			
	クラスA 毎月分配型 (米ドル)	クラスA 毎月分配型 (円ヘッジ なし)	クラスA 毎月分配型 (ユーロ)	クラスA 毎月分配型 (豪ドル)
第14会計年度 (2015年10月1日 - 2016年9月30日)	7.87%	- 8.30%	6.79%	9.15%
第15会計年度 (2016年10月1日 - 2017年9月30日)	7.75%	19.55%	5.89%	8.42%
第16会計年度 (2017年10月1日 - 2018年9月30日)	0.40%	1.19%	- 1.85%	0.40%
第17会計年度 (2018年10月1日 - 2019年9月30日)	4.18%	- 0.47%	1.13%	3.23%
第18会計年度 (2019年10月1日 - 2020年9月30日)	- 0.90%	- 2.75%	- 3.12%	- 2.59%
第19会計年度 (2020年10月1日 - 2021年9月30日)	10.61%	16.69%	9.55%	10.00%
第20会計年度 (2021年10月1日 - 2022年9月30日)	- 14.29%	7.74%	- 15.20%	- 14.00%
第21会計年度 (2022年10月1日 - 2023年9月30日)	9.52%	12.61%	6.95%	7.54%
第22会計年度 (2023年10月1日 - 2024年9月30日)	13.84%	9.23%	11.96%	12.48%
第23会計年度 (2024年10月1日 - 2025年9月30日)	6.19%	9.97%	4.12%	5.49%

< 参考情報 >

年間収益率の推移



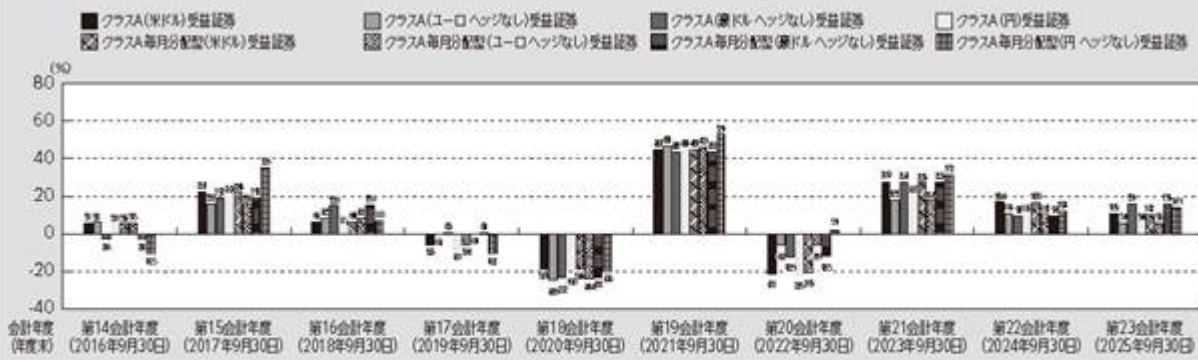
<グローバル・シリーズ イールド・エクイティ>

会計年度	収益率(注)					
	クラスA (米ドル)	クラスB (米ドル)	クラスA (円)	クラスB (円)	クラスA 毎月分配型 (米ドル)	クラスA 毎月分配型 (円 ヘッジ なし)
第14会計年度 (2015年10月1日 - 2016年9月30日)	5.73%	-	5.60%	-	5.60%	- 10.75%
第15会計年度 (2016年10月1日 - 2017年9月30日)	22.43%	-	21.03%	-	22.06%	35.26%
第16会計年度 (2017年10月1日 - 2018年9月30日)	6.02%	-	3.73%	-	6.00%	7.00%
第17会計年度 (2018年10月1日 - 2019年9月30日)	- 5.95%	-	- 8.30%	-	- 5.94%	- 10.37%
第18会計年度 (2019年10月1日 - 2020年9月30日)	- 18.93%	-	- 19.70%	-	- 18.67%	- 20.26%
第19会計年度 (2020年10月1日 - 2021年9月30日)	45.08%	-	44.83%	-	44.68%	52.91%
第20会計年度 (2021年10月1日 - 2022年9月30日)	- 21.17%	-	- 22.19%	-	- 20.65%	1.91%
第21会計年度 (2022年10月1日 - 2023年9月30日)	27.69%	-	20.60%	-	27.56%	31.52%
第22会計年度 (2023年10月1日 - 2024年9月30日)	16.84%	-	10.30%	-	16.50%	11.78%
第23会計年度 (2024年10月1日 - 2025年9月30日)	10.65%	-	5.64%	-	10.32%	14.19%

会計年度	収益率(注)			
	クラスA (ユーロ ヘッジ なし)	クラスA (豪ドル ヘッジ なし)	クラスA 毎月分配型 (ユーロ ヘッジ なし)	クラスA 毎月分配型 (豪ドル ヘッジ なし)
第14会計年度 (2015年10月1日 - 2016年9月30日)	5.91%	- 2.86%	5.85%	- 2.87%
第15会計年度 (2016年10月1日 - 2017年9月30日)	15.66%	19.32%	15.59%	19.17%
第16会計年度 (2017年10月1日 - 2018年9月30日)	8.25%	15.20%	8.21%	15.10%
第17会計年度 (2018年10月1日 - 2019年9月30日)	- 0.02%	0.59%	- 0.08%	0.52%
第18会計年度 (2019年10月1日 - 2020年9月30日)	- 24.56%	- 23.32%	- 24.34%	- 23.11%
第19会計年度 (2020年10月1日 - 2021年9月30日)	46.58%	43.61%	46.29%	43.32%
第20会計年度 (2021年10月1日 - 2022年9月30日)	- 6.32%	- 12.29%	- 6.19%	- 12.15%
第21会計年度 (2022年10月1日 - 2023年9月30日)	17.51%	27.42%	17.46%	27.33%
第22会計年度 (2023年10月1日 - 2024年9月30日)	10.67%	9.52%	10.43%	9.34%
第23会計年度 (2024年10月1日 - 2025年9月30日)	5.49%	15.93%	5.35%	15.67%

< 参考情報 >

年間収益率の推移



(注) 収益率(%)=100×(a-b)／b

a=上記会計年度末の1口当たり純資産価格(当該会計年度中の分配金(課税前)の合計額を加えた額)

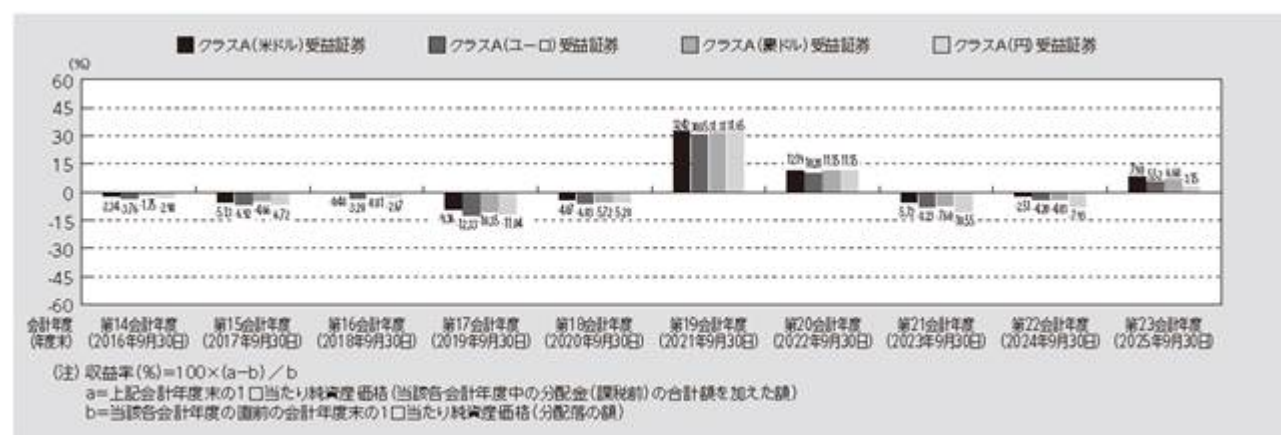
b=当該会計年度の直前の会計年度末の1口当たり純資産価格(分配前の額)

< グローバル・シリーズ コモディティ >

会計年度	収益率（注）			
	クラスA （米ドル）	クラスA （円）	クラスA （豪ドル）	クラスA （ユーロ）
第14会計年度 （2015年10月1日 - 2016年9月30日）	- 2.34%	- 2.98%	- 1.75%	- 3.76%
第15会計年度 （2016年10月1日 - 2017年9月30日）	- 5.13%	- 6.72%	- 4.66%	- 6.92%
第16会計年度 （2017年10月1日 - 2018年9月30日）	- 0.48%	- 2.67%	- 0.81%	- 3.20%
第17会計年度 （2018年10月1日 - 2019年9月30日）	- 9.36%	- 11.84%	- 10.35%	- 12.33%
第18会計年度 （2019年10月1日 - 2020年9月30日）	- 4.07%	- 5.28%	- 5.72%	- 6.03%
第19会計年度 （2020年10月1日 - 2021年9月30日）	32.42%	31.65%	31.31%	30.85%
第20会計年度 （2021年10月1日 - 2022年9月30日）	12.19%	11.15%	11.15%	10.28%
第21会計年度 （2022年10月1日 - 2023年9月30日）	- 5.72%	- 10.55%	- 7.60%	- 8.23%
第22会計年度 （2023年10月1日 - 2024年9月30日）	- 2.51%	- 7.93%	- 4.03%	- 4.20%
第23会計年度 （2024年10月1日 - 2025年9月30日）	7.90%	3.15%	6.60%	5.52%

< 参考情報 >

年間収益率の推移



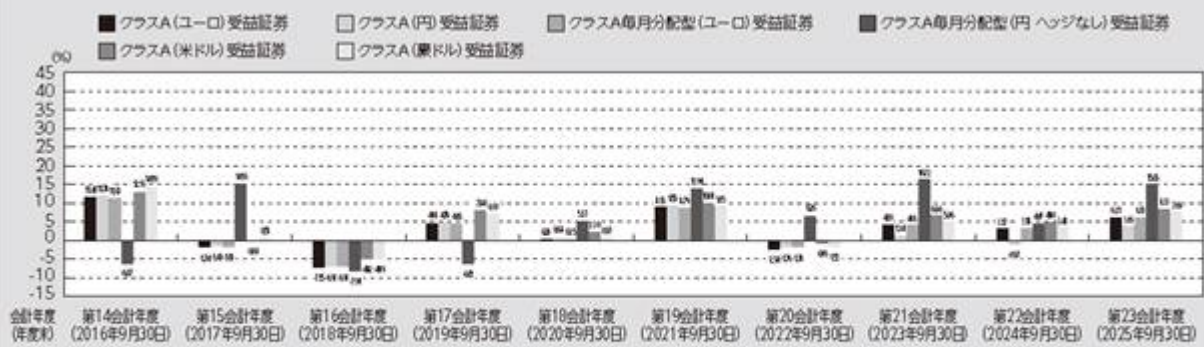
<グローバル・シリーズ ウェルス・プリザベーション>

会計年度	収益率(注)					
	クラスA (ユーロ)	クラスB (ユーロ)	クラスA (円)	クラスB (円)	クラスA 毎月分配型 (ユーロ)	クラスA 毎月分配型 (円 ヘッジ なし)
第14会計年度 (2015年10月1日 - 2016年9月30日)	11.41%	-	11.78%	-	11.08%	-6.07%
第15会計年度 (2016年10月1日 - 2017年9月30日)	-1.74%	-	-1.49%	-	-1.68%	14.96%
第16会計年度 (2017年10月1日 - 2018年9月30日)	-7.15%	-	-6.91%	-	-6.91%	-7.94%
第17会計年度 (2018年10月1日 - 2019年9月30日)	4.61%	-	4.78%	-	4.46%	-6.02%
第18会計年度 (2019年10月1日 - 2020年9月30日)	0.28%	-	0.68%	-	0.25%	5.17%
第19会計年度 (2020年10月1日 - 2021年9月30日)	8.95%	-	9.55%	-	8.79%	13.94%
第20会計年度 (2021年10月1日 - 2022年9月30日)	-2.14%	-	-1.76%	-	-1.78%	6.26%
第21会計年度 (2022年10月1日 - 2023年9月30日)	4.20%	-	1.34%	-	4.06%	16.22%
第22会計年度 (2023年10月1日 - 2024年9月30日)	3.17%	-	-0.97%	-	3.18%	4.47%
第23会計年度 (2024年10月1日 - 2025年9月30日)	6.21%	-	3.66%	-	6.13%	15.05%

会計年度	収益率(注)	
	クラスA (米ドル)	クラスA (豪ドル)
第14会計年度 (2015年10月1日 - 2016年9月30日)	12.96%	14.19%
第15会計年度 (2016年10月1日 - 2017年9月30日)	- 0.09%	0.58%
第16会計年度 (2017年10月1日 - 2018年9月30日)	- 4.82%	- 4.89%
第17会計年度 (2018年10月1日 - 2019年9月30日)	7.84%	6.90%
第18会計年度 (2019年10月1日 - 2020年9月30日)	2.30%	0.97%
第19会計年度 (2020年10月1日 - 2021年9月30日)	10.01%	9.35%
第20会計年度 (2021年10月1日 - 2022年9月30日)	- 0.66%	- 1.52%
第21会計年度 (2022年10月1日 - 2023年9月30日)	6.66%	5.06%
第22会計年度 (2023年10月1日 - 2024年9月30日)	4.80%	3.41%
第23会計年度 (2024年10月1日 - 2025年9月30日)	8.33%	7.69%

< 参考情報 >

年間収益率の推移

(注) 収益率 (%) = $100 \times (a - b) / b$

a = 上記会計年度末の1口当たり純資産価額 (当該会計年度中の分配金 (課税前) の合計額を加えた額)

b = 当該会計年度の直前の会計年度末の1口当たり純資産価額 (分配前の額)

(4)【販売及び買戻しの実績】

下記会計年度中の販売および買戻しの実績ならびに下記会計年度末現在の発行済口数は次のとおりである。

<ユーロ・シリーズ ユーロ・ボンド>

		販売口数	買戻口数	発行済口数
第14会計年度 (2015年10月1日 - 2016年9月30日)	クラスA (ユーロ)	282,708.44 (282,708.44)	189,326.36 (189,326.36)	2,152,980.08 (2,152,980.08)
	クラスB (ユーロ)	0.00 (0.00)	122,929.13 (122,929.13)	0.00 (0.00)
	クラスA(円)	46,327.52 (46,327.52)	234,336.04 (234,336.04)	525,388.94 (525,388.94)
	クラスB(円)	0.00 (0.00)	6,724.97 (6,724.97)	0.00 (0.00)
第15会計年度 (2016年10月1日 - 2017年9月30日)	クラスA (ユーロ)	113,413.20 (113,413.20)	369,035.55 (369,035.55)	1,897,357.73 (1,897,357.73)
	クラスA(円)	18,934.36 (18,934.36)	162,287.93 (162,287.93)	382,035.37 (382,035.37)
第16会計年度 (2017年10月1日 - 2018年9月30日)	クラスA (ユーロ)	40,803.26 (40,803.26)	169,054.13 (169,054.13)	1,769,106.86 (1,769,106.86)
	クラスA(円)	3,942.64 (3,942.64)	85,262.34 (85,262.34)	300,715.67 (300,715.67)
第17会計年度 (2018年10月1日 - 2019年9月30日)	クラスA (ユーロ)	129,606.56 (129,606.56)	243,838.37 (243,838.37)	1,654,875.05 (1,654,875.05)
	クラスA(円)	36,878.54 (36,878.54)	47,653.48 (47,653.48)	289,940.73 (289,940.73)
第18会計年度 (2019年10月1日 - 2020年9月30日)	クラスA (ユーロ)	78,647.21 (78,647.21)	70,289.87 (70,289.87)	1,663,232.39 (1,663,232.39)
	クラスA(円)	14,229.57 (14,229.57)	27,823.82 (27,823.82)	276,346.48 (276,346.48)
第19会計年度 (2020年10月1日 - 2021年9月30日)	クラスA (ユーロ)	42,512.00 (42,512.00)	208,396.58 (208,396.58)	1,497,347.81 (1,497,347.81)
	クラスA(円)	2,580.67 (2,580.67)	24,099.19 (24,099.19)	254,827.96 (254,827.96)
第20会計年度 (2021年10月1日 - 2022年9月30日)	クラスA (ユーロ)	43,553.53 (43,553.53)	230,315.95 (230,315.95)	1,310,585.39 (1,310,585.39)
	クラスA(円)	667.59 (667.59)	26,572.91 (26,572.91)	228,922.64 (228,922.64)

		販売口数	買戻口数	発行済口数
第21会計年度 (2022年10月1日 - 2023年9月30日)	クラスA (ユーロ)	2,800.86 (2,800.86)	78,596.07 (78,596.07)	1,234,790.18 (1,234,790.18)
	クラスA(円)	7,769.35 (7,769.35)	15,149.72 (15,149.72)	221,542.27 (221,542.27)
第22会計年度 (2023年10月1日 - 2024年9月30日)	クラスA (ユーロ)	67,391.24 (67,391.24)	113,297.66 (113,297.66)	1,188,883.76 (1,188,883.76)
	クラスA(円)	26,416.79 (26,416.79)	15,495.19 (15,495.19)	232,463.87 (232,463.87)
第23会計年度 (2024年10月1日 - 2025年9月30日)	クラスA (ユーロ)	72,311.90 (72,311.90)	65,957.86 (65,957.86)	1,195,237.80 (1,195,237.80)
	クラスA(円)	11,570.24 (11,570.24)	11,141.07 (11,141.07)	232,893.04 (232,893.04)

(注) 括弧内の数字は、ルクセンブルグにおける約定日(管理会社の注文受領日)に基づく本邦内における販売口数、買戻口数および発行済口数を表す。以下同じ。

<ユーロ・シリーズ ユーロ・バランス>

		販売口数	買戻口数	発行済口数
第14会計年度 (2015年10月1日 - 2016年9月30日)	クラスA (ユーロ)	50,188.30 (50,188.30)	149,406.51 (149,406.51)	1,166,053.29 (1,166,053.29)
	クラスB (ユーロ)	1,288.17 (1,288.17)	19,362.20 (19,362.20)	0.00 (0.00)
	クラスA(円)	17,687.98 (17,687.98)	105,043.16 (105,043.16)	442,389.39 (442,389.39)
	クラスB(円)	0.00 (0.00)	1.99 (1.99)	0.00 (0.00)
第15会計年度 (2016年10月1日 - 2017年9月30日)	クラスA (ユーロ)	40,920.91 (40,920.91)	176,462.56 (176,462.56)	1,030,511.64 (1,030,511.64)
	クラスA(円)	2,427.64 (2,427.64)	88,040.98 (88,040.98)	356,776.05 (356,776.05)
第16会計年度 (2017年10月1日 - 2018年9月30日)	クラスA (ユーロ)	333,135.44 (333,135.44)	82,718.31 (82,718.31)	1,280,928.77 (1,280,928.77)
	クラスA(円)	20,868.43 (20,868.43)	54,946.70 (54,946.70)	322,697.78 (322,697.78)
第17会計年度 (2018年10月1日 - 2019年9月30日)	クラスA (ユーロ)	30,830.33 (30,830.33)	197,750.88 (197,750.88)	1,114,008.22 (1,114,008.22)
	クラスA(円)	1,071.43 (1,071.43)	44,032.53 (44,032.53)	279,736.68 (279,736.68)
第18会計年度 (2019年10月1日 - 2020年9月30日)	クラスA (ユーロ)	44,375.01 (44,375.01)	86,966.79 (86,966.79)	1,071,416.44 (1,071,416.44)
	クラスA(円)	2,913.83 (2,913.83)	41,432.62 (41,432.62)	241,217.89 (241,217.89)
第19会計年度 (2020年10月1日 - 2021年9月30日)	クラスA (ユーロ)	33,441.80 (33,441.80)	150,014.84 (150,014.84)	954,843.40 (954,843.40)
	クラスA(円)	8,321.55 (8,321.55)	38,799.49 (38,799.49)	210,739.95 (210,739.95)
第20会計年度 (2021年10月1日 - 2022年9月30日)	クラスA (ユーロ)	43,977.53 (43,977.53)	100,978.20 (100,978.20)	897,842.73 (897,842.73)
	クラスA(円)	21,910.73 (21,910.73)	13,894.48 (13,894.48)	218,756.20 (218,756.20)
第21会計年度 (2022年10月1日 - 2023年9月30日)	クラスA (ユーロ)	3,920.75 (3,920.75)	74,172.83 (74,172.83)	827,590.65 (827,590.65)
	クラスA(円)	1,878.67 (1,878.67)	11,468.36 (11,468.36)	209,166.51 (209,166.51)

		販売口数	買戻口数	発行済口数
第22会計年度 (2023年10月1日 - 2024年9月30日)	クラスA (ユーロ)	57,405.90 (57,405.90)	74,673.40 (74,673.40)	810,323.15 (810,323.15)
	クラスA(円)	12,137.80 (12,137.80)	13,684.86 (13,684.86)	207,619.45 (207,619.45)
第23会計年度 (2024年10月1日 - 2025年9月30日)	クラスA (ユーロ)	53,580.30 (53,580.30)	58,685.02 (58,685.02)	805,218.43 (805,218.43)
	クラスA(円)	4,142.07 (4,142.07)	6,939.37 (6,939.37)	204,822.15 (204,822.15)

<ユーロ・シリーズ ユーロ・エクイティ>

		販売口数	買戻口数	発行済口数
第14会計年度 (2015年10月1日 - 2016年9月30日)	クラスA (ユーロ)	94,895.22 (94,895.22)	208,221.93 (208,221.93)	1,270,433.77 (1,270,433.77)
	クラスB (ユーロ)	0.00 (0.00)	16,761.28 (16,761.28)	0.00 (0.00)
	クラスA(円)	116,148.16 (116,148.16)	551,979.29 (551,979.29)	1,122,778.42 (1,122,778.42)
	クラスB(円)	0.00 (0.00)	756.84 (756.84)	0.00 (0.00)
第15会計年度 (2016年10月1日 - 2017年9月30日)	クラスA (ユーロ)	24,515.14 (24,515.14)	288,920.78 (288,920.78)	1,006,028.13 (1,006,028.13)
	クラスA(円)	14,630.82 (14,630.82)	618,625.64 (618,625.64)	518,783.60 (518,783.60)
第16会計年度 (2017年10月1日 - 2018年9月30日)	クラスA (ユーロ)	190,820.38 (190,820.38)	121,208.85 (121,208.85)	1,075,639.66 (1,075,639.66)
	クラスA(円)	15,669.59 (15,669.59)	149,287.97 (149,287.97)	385,165.22 (385,165.22)
第17会計年度 (2018年10月1日 - 2019年9月30日)	クラスA (ユーロ)	32,169.36 (32,169.36)	133,082.27 (133,082.27)	974,726.75 (974,726.75)
	クラスA(円)	285.53 (285.53)	67,902.17 (67,902.17)	317,548.58 (317,548.58)
第18会計年度 (2019年10月1日 - 2020年9月30日)	クラスA (ユーロ)	29,180.15 (29,180.15)	133,623.32 (133,623.32)	870,283.58 (870,283.58)
	クラスA(円)	6,048.41 (6,048.41)	53,780.16 (53,780.16)	269,816.83 (269,816.83)
第19会計年度 (2020年10月1日 - 2021年9月30日)	クラスA (ユーロ)	118,011.29 (118,011.29)	111,661.77 (111,661.77)	876,633.10 (876,633.10)
	クラスA(円)	5,189.76 (5,189.76)	57,083.76 (57,083.76)	217,922.83 (217,922.83)
第20会計年度 (2021年10月1日 - 2022年9月30日)	クラスA (ユーロ)	76,501.63 (76,501.63)	155,313.83 (155,313.83)	797,820.90 (797,820.90)
	クラスA(円)	5,613.43 (5,613.43)	31,525.83 (31,525.83)	192,010.43 (192,010.43)
第21会計年度 (2022年10月1日 - 2023年9月30日)	クラスA (ユーロ)	3,951.25 (3,951.25)	111,583.78 (111,583.78)	690,188.37 (690,188.37)
	クラスA(円)	3,576.96 (3,576.96)	2,531.02 (2,531.02)	193,056.37 (193,056.37)

		販売口数	買戻口数	発行済口数
第22会計年度 (2023年10月1日 - 2024年9月30日)	クラスA (ユーロ)	11,250.60 (11,250.60)	100,375.57 (100,375.57)	601,063.40 (601,063.40)
	クラスA(円)	5,378.09 (5,378.09)	16,577.40 (16,577.40)	181,857.06 (181,857.06)
第23会計年度 (2024年10月1日 - 2025年9月30日)	クラスA (ユーロ)	62,555.22 (62,555.22)	27,731.52 (27,731.52)	635,887.10 (635,887.10)
	クラスA(円)	50,704.39 (50,704.39)	7,473.80 (7,473.80)	225,087.65 (225,087.65)

<ユーロ・シリーズ ヨーロピアン・サステナブル>

		販売口数	買戻口数	発行済口数
第14会計年度 (2015年10月1日 - 2016年9月30日)	クラスA (米ドル)	683,224.24 (683,224.24)	138,365.71 (138,365.71)	544,858.53 (544,858.53)
	クラスA (ユーロ)	135,591.17 (135,591.17)	17,123.08 (17,123.08)	118,468.09 (118,468.09)
	クラスA(円)	237,753.46 (237,753.46)	30,793.09 (30,793.09)	206,960.37 (206,960.37)
第15会計年度 (2016年10月1日 - 2017年9月30日)	クラスA (米ドル)	171,491.69 (171,491.69)	425,818.12 (425,818.12)	290,532.10 (290,532.10)
	クラスA (ユーロ)	31,631.05 (31,631.05)	36,026.58 (36,026.58)	114,072.56 (114,072.56)
	クラスA(円)	35,153.30 (35,153.30)	167,292.41 (167,292.41)	74,821.26 (74,821.26)
第16会計年度 (2017年10月1日 - 2018年9月30日)	クラスA (米ドル)	447,242.88 (447,242.88)	161,314.67 (161,314.67)	576,460.31 (576,460.31)
	クラスA (ユーロ)	272,494.39 (272,494.39)	11,899.62 (11,899.62)	374,667.33 (374,667.33)
	クラスA(円)	11,690.56 (11,690.56)	16,589.39 (16,589.39)	69,922.43 (69,922.43)
第17会計年度 (2018年10月1日 - 2019年9月30日)	クラスA (米ドル)	3,386.53 (3,386.53)	199,610.77 (199,610.77)	380,236.07 (380,236.07)
	クラスA (ユーロ)	17,515.10 (17,515.10)	136,817.76 (136,817.76)	255,364.67 (255,364.67)
	クラスA(円)	10,357.50 (10,357.50)	35,646.59 (35,646.59)	44,633.34 (44,633.34)
第18会計年度 (2019年10月1日 - 2020年9月30日)	クラスA (米ドル)	53,740.33 (53,740.33)	217,888.50 (217,888.50)	216,087.90 (216,087.90)
	クラスA (ユーロ)	86,838.40 (86,838.40)	48,667.16 (48,667.16)	293,535.91 (293,535.91)
	クラスA(円)	11,454.53 (11,454.53)	14,544.92 (14,544.92)	41,542.95 (41,542.95)
第19会計年度 (2020年10月1日 - 2021年9月30日)	クラスA (米ドル)	637,864.75 (637,864.75)	68,477.79 (68,477.79)	785,474.86 (785,474.86)
	クラスA (ユーロ)	284,905.73 (284,905.73)	95,955.77 (95,955.77)	482,485.87 (482,485.87)
	クラスA(円)	276,238.75 (276,238.75)	6,589.89 (6,589.89)	311,191.81 (311,191.81)

		販売口数	買戻口数	発行済口数
第20会計年度 (2021年10月1日 - 2022年9月30日)	クラスA (米ドル)	273,540.89 (273,540.89)	423,103.08 (423,103.08)	635,912.67 (635,912.67)
	クラスA (ユーロ)	192,600.64 (192,600.64)	166,706.79 (166,706.79)	508,379.72 (508,379.72)
	クラスA(円)	194,109.24 (194,109.24)	204,805.37 (204,805.37)	300,495.68 (300,495.68)
第21会計年度 (2022年10月1日 - 2023年9月30日)	クラスA (米ドル)	6,882.80 (6,882.80)	180,422.44 (180,422.44)	462,373.03 (462,373.03)
	クラスA (ユーロ)	14,798.80 (14,798.80)	32,304.54 (32,304.54)	490,873.98 (490,873.98)
	クラスA(円)	208,402.22 (208,402.22)	103,014.53 (103,014.53)	405,883.37 (405,883.37)
第22会計年度 (2023年10月1日 - 2024年9月30日)	クラスA (米ドル)	12,458.31 (12,458.31)	149,169.80 (149,169.80)	325,661.54 (325,661.54)
	クラスA (ユーロ)	3,210.91 (3,210.91)	54,818.44 (54,818.44)	439,266.45 (439,266.45)
	クラスA(円)	12,693.65 (12,693.65)	153,988.95 (153,988.95)	264,588.07 (264,588.07)
第23会計年度 (2024年10月1日 - 2025年9月30日)	クラスA (米ドル)	0.00 (0.00)	67,417.49 (67,417.49)	258,244.05 (258,244.05)
	クラスA (ユーロ)	0.00 (0.00)	34,959.47 (34,959.47)	404,306.98 (404,306.98)
	クラスA(円)	0.00 (0.00)	116,784.09 (116,784.09)	147,803.98 (147,803.98)

<ニューマーケット・シリーズ アジア・ボンド>

		販売口数	買戻口数	発行済口数
第14会計年度 (2015年10月1日 - 2016年9月30日)	クラスA (米ドル)	44,441.64 (44,441.64)	331,657.90 (331,657.90)	1,950,480.39 (1,950,480.39)
	クラスB (米ドル)	0.00 (0.00)	53,411.43 (53,411.43)	0.00 (0.00)
	クラスA(円)	5,579.73 (5,579.73)	99,864.13 (99,864.13)	462,690.30 (462,690.30)
	クラスB(円)	0.00 (0.00)	5,920.12 (5,920.12)	0.00 (0.00)
	クラスA毎月分配 型(米ドル)	3,580.86 (3,580.86)	319,834.16 (319,834.16)	1,799,318.35 (1,799,318.35)
	クラスA毎月分配 型(円 ヘッジな し)	12,094.47 (12,094.47)	177,234.95 (177,234.95)	737,909.40 (737,909.40)
第15会計年度 (2016年10月1日 - 2017年9月30日)	クラスA (米ドル)	2,774.27 (2,774.27)	326,224.32 (326,224.32)	1,627,030.34 (1,627,030.34)
	クラスA(円)	0.00 (0.00)	58,079.48 (58,079.48)	404,610.82 (404,610.82)
	クラスA毎月分配 型(米ドル)	25,951.80 (25,951.80)	424,643.30 (424,643.30)	1,400,626.85 (1,400,626.85)
	クラスA毎月分配 型(円 ヘッジな し)	1,601.05 (1,601.05)	136,620.19 (136,620.19)	602,890.26 (602,890.26)
第16会計年度 (2017年10月1日 - 2018年9月30日)	クラスA (米ドル)	28,499.20 (28,499.20)	205,475.32 (205,475.32)	1,450,054.22 (1,450,054.22)
	クラスA(円)	1,160.54 (1,160.54)	44,722.83 (44,722.83)	361,048.53 (361,048.53)
	クラスA毎月分配 型(米ドル)	6,798.86 (6,798.86)	145,059.39 (145,059.39)	1,262,366.32 (1,262,366.32)
	クラスA毎月分配 型(円 ヘッジな し)	12,247.57 (12,247.57)	93,738.63 (93,738.63)	521,399.20 (521,399.20)

		販売口数	買戻口数	発行済口数
第17会計年度 (2018年10月1日 - 2019年9月30日)	クラスA (米ドル)	9,492.78 (9,492.78)	142,818.67 (142,818.67)	1,316,728.33 (1,316,728.33)
	クラスA(円)	0.00 (0.00)	36,463.42 (36,463.42)	324,585.11 (324,585.11)
	クラスA毎月分配 型(米ドル)	10,022.08 (10,022.08)	76,529.99 (76,529.99)	1,195,858.41 (1,195,858.41)
	クラスA毎月分配 型(円 ヘッジな し)	17,112.23 (17,112.23)	57,408.64 (57,408.64)	481,102.79 (481,102.79)
第18会計年度 (2019年10月1日 - 2020年9月30日)	クラスA (米ドル)	326.99 (326.99)	130,722.82 (130,722.82)	1,186,332.50 (1,186,332.50)
	クラスA(円)	0.00 (0.00)	41,833.11 (41,833.11)	282,752.00 (282,752.00)
	クラスA毎月分配 型(米ドル)	0.00 (0.00)	112,200.83 (112,200.83)	1,083,657.58 (1,083,657.58)
	クラスA毎月分配 型(円 ヘッジな し)	0.00 (0.00)	19,052.36 (19,052.36)	462,050.43 (462,050.43)
第19会計年度 (2020年10月1日 - 2021年9月30日)	クラスA (米ドル)	0.00 (0.00)	103,530.08 (103,530.08)	1,082,802.42 (1,082,802.42)
	クラスA(円)	0.00 (0.00)	43,857.99 (43,857.99)	238,894.01 (238,894.01)
	クラスA毎月分配 型(米ドル)	0.00 (0.00)	94,714.94 (94,714.94)	988,942.64 (988,942.64)
	クラスA毎月分配 型(円 ヘッジな し)	0.00 (0.00)	47,939.48 (47,939.48)	414,110.95 (414,110.95)
第20会計年度 (2021年10月1日 - 2022年9月30日)	クラスA (米ドル)	0.00 (0.00)	163,158.25 (163,158.25)	919,644.17 (919,644.17)
	クラスA(円)	19,426.34 (19,426.34)	42,770.00 (42,770.00)	215,550.35 (215,550.35)
	クラスA毎月分配 型(米ドル)	0.00 (0.00)	84,533.51 (84,533.51)	904,409.13 (904,409.13)
	クラスA毎月分配 型(円 ヘッジな し)	0.00 (0.00)	39,951.84 (39,951.84)	374,159.11 (374,159.11)

		販売口数	買戻口数	発行済口数
第21会計年度 (2022年10月1日 - 2023年9月30日)	クラスA (米ドル)	0.00 (0.00)	76,986.14 (76,986.14)	842,658.03 (842,658.03)
	クラスA(円)	545.13 (545.13)	7,992.43 (7,992.43)	208,103.05 (208,103.05)
	クラスA毎月分配 型(米ドル)	0.00 (0.00)	340,325.79 (340,325.79)	564,083.34 (564,083.34)
	クラスA毎月分配 型(円 ヘッジな し)	0.00 (0.00)	30,336.25 (30,336.25)	343,822.86 (343,822.86)
第22会計年度 (2023年10月1日 - 2024年9月30日)	クラスA (米ドル)	0.00 (0.00)	67,809.00 (67,809.00)	774,849.03 (774,849.03)
	クラスA(円)	0.00 (0.00)	18,516.84 (18,516.84)	189,586.21 (189,586.21)
	クラスA毎月分配 型(米ドル)	0.00 (0.00)	115,813.10 (115,813.10)	448,270.24 (448,270.24)
	クラスA毎月分配 型(円 ヘッジな し)	0.00 (0.00)	11,707.82 (11,707.82)	332,115.04 (332,115.04)
第23会計年度 (2024年10月1日 - 2025年9月30日)	クラスA (米ドル)	0.00 (0.00)	40,126.37 (40,126.37)	734,722.66 (734,722.66)
	クラスA(円)	0.00 (0.00)	32,751.04 (32,751.04)	156,835.17 (156,835.17)
	クラスA毎月分配 型(米ドル)	12,234.65 (12,234.65)	26,925.68 (26,925.68)	433,579.21 (433,579.21)
	クラスA毎月分配 型(円 ヘッジな し)	0.00 (0.00)	35,394.97 (35,394.97)	296,720.07 (296,720.07)

<ニューマーケット・シリーズ エマージング・ボンド>

		販売口数	買戻口数	発行済口数
第14会計年度 (2015年10月1日 - 2016年9月30日)	クラスA (米ドル)	112,454.63 (112,454.63)	142,349.13 (142,349.13)	571,964.07 (571,964.07)
	クラスB (米ドル)	0.00 (0.00)	55,269.74 (55,269.74)	0.00 (0.00)
	クラスA(円)	7,923.97 (7,923.97)	26,806.07 (26,806.07)	90,574.61 (90,574.61)
	クラスB(円)	0.00 (0.00)	4,488.74 (4,488.74)	0.00 (0.00)
第15会計年度 (2016年10月1日 - 2017年9月30日)	クラスA (米ドル)	44,204.86 (44,204.86)	109,155.60 (109,155.60)	507,013.33 (507,013.33)
	クラスA(円)	2,516.91 (2,516.91)	9,360.73 (9,360.73)	83,730.79 (83,730.79)
第16会計年度 (2017年10月1日 - 2018年9月30日)	クラスA (米ドル)	21,545.18 (21,545.18)	95,308.62 (95,308.62)	433,249.89 (433,249.89)
	クラスA(円)	0.00 (0.00)	9,656.37 (9,656.37)	74,074.42 (74,074.42)
第17会計年度 (2018年10月1日 - 2019年9月30日)	クラスA (米ドル)	25,535.63 (25,535.63)	57,496.31 (57,496.31)	401,289.21 (401,289.21)
	クラスA(円)	2,276.87 (2,276.87)	4,159.87 (4,159.87)	72,191.42 (72,191.42)
第18会計年度 (2019年10月1日 - 2020年9月30日)	クラスA (米ドル)	68,635.08 (68,635.08)	42,625.61 (42,625.61)	427,298.68 (427,298.68)
	クラスA(円)	290.54 (290.54)	10,921.67 (10,921.67)	61,560.29 (61,560.29)
第19会計年度 (2020年10月1日 - 2021年9月30日)	クラスA (米ドル)	5,849.44 (5,849.44)	126,294.99 (126,294.99)	306,853.13 (306,853.13)
	クラスA(円)	4,797.23 (4,797.23)	2,045.59 (2,045.59)	64,311.93 (64,311.93)
第20会計年度 (2021年10月1日 - 2022年9月30日)	クラスA (米ドル)	0.00 (0.00)	54,445.38 (54,445.38)	252,407.75 (252,407.75)
	クラスA(円)	27,942.51 (27,942.51)	10,298.10 (10,298.10)	81,956.34 (81,956.34)
第21会計年度 (2022年10月1日 - 2023年9月30日)	クラスA (米ドル)	6,974.89 (6,974.89)	21,894.77 (21,894.77)	237,487.87 (237,487.87)
	クラスA(円)	96,548.58 (96,548.58)	5,658.06 (5,658.06)	172,846.86 (172,846.86)

		販売口数	買戻口数	発行済口数
第22会計年度 (2023年10月1日 - 2024年9月30日)	クラスA (米ドル)	73.51 (73.51)	28,649.46 (28,649.46)	208,911.92 (208,911.92)
	クラスA(円)	3,328.66 (3,328.66)	74,060.49 (74,060.49)	102,115.03 (102,115.03)
第23会計年度 (2024年10月1日 - 2025年9月30日)	クラスA (米ドル)	29,900.52 (29,900.52)	6,739.70 (6,739.70)	232,072.74 (232,072.74)
	クラスA(円)	1,248.04 (1,248.04)	13,474.22 (13,474.22)	89,888.85 (89,888.85)

<ニューマーケット・シリーズ グレーター・チャイナ・エクイティ>

		販売口数	買戻口数	発行済口数
第14会計年度 (2015年10月1日 - 2016年9月30日)	クラスA (米ドル)	13,195.42 (13,195.42)	87,895.23 (87,895.23)	625,352.65 (625,352.65)
	クラスB (米ドル)	0.00 (0.00)	12,914.17 (12,914.17)	0.00 (0.00)
	クラスA(円)	8,019.83 (8,019.83)	25,491.35 (25,491.35)	192,529.35 (192,529.35)
	クラスB(円)	0.00 (0.00)	1,066.80 (1,066.80)	0.00 (0.00)
第15会計年度 (2016年10月1日 - 2017年9月30日)	クラスA (米ドル)	23,350.20 (23,350.20)	101,097.08 (101,097.08)	547,605.77 (547,605.77)
	クラスA(円)	2,232.23 (2,232.23)	40,266.09 (40,266.09)	154,495.49 (154,495.49)
第16会計年度 (2017年10月1日 - 2018年9月30日)	クラスA (米ドル)	94,419.04 (94,419.04)	53,504.35 (53,504.35)	588,520.46 (588,520.46)
	クラスA(円)	27,343.02 (27,343.02)	11,593.41 (11,593.41)	170,245.10 (170,245.10)
第17会計年度 (2018年10月1日 - 2019年9月30日)	クラスA (米ドル)	59,656.30 (59,656.30)	98,640.24 (98,640.24)	549,536.52 (549,536.52)
	クラスA(円)	932.94 (932.94)	30,017.62 (30,017.62)	141,160.42 (141,160.42)
第18会計年度 (2019年10月1日 - 2020年9月30日)	クラスA (米ドル)	31,355.01 (31,355.01)	72,414.84 (72,414.84)	508,476.69 (508,476.69)
	クラスA(円)	5,483.80 (5,483.80)	10,128.79 (10,128.79)	136,515.43 (136,515.43)
第19会計年度 (2020年10月1日 - 2021年9月30日)	クラスA (米ドル)	290,813.01 (290,813.01)	98,071.26 (98,071.26)	701,218.44 (701,218.44)
	クラスA(円)	123,344.16 (123,344.16)	34,406.70 (34,406.70)	225,452.89 (225,452.89)
第20会計年度 (2021年10月1日 - 2022年9月30日)	クラスA (米ドル)	40,373.11 (40,373.11)	141,165.42 (141,165.42)	600,426.13 (600,426.13)
	クラスA(円)	17,579.10 (17,579.10)	43,722.70 (43,722.70)	199,309.29 (199,309.29)
第21会計年度 (2022年10月1日 - 2023年9月30日)	クラスA (米ドル)	22,840.74 (22,840.74)	94,444.11 (94,444.11)	528,822.76 (528,822.76)
	クラスA(円)	14,008.41 (14,008.41)	20,606.80 (20,606.80)	192,710.90 (192,710.90)

		販売口数	買戻口数	発行済口数
第22会計年度 (2023年10月1日 - 2024年9月30日)	クラスA (米ドル)	5,866.57 (5,866.57)	101,114.61 (101,114.61)	433,574.72 (433,574.72)
	クラスA(円)	8,977.35 (8,977.35)	38,253.20 (38,253.20)	163,435.05 (163,435.05)
第23会計年度 (2024年10月1日 - 2025年9月30日)	クラスA (米ドル)	21,348.97 (21,348.97)	65,328.06 (65,328.06)	389,595.63 (389,595.63)
	クラスA(円)	14,654.93 (14,654.93)	26,858.83 (26,858.83)	151,231.15 (151,231.15)

<ニューマーケット・シリーズ B I C ・エクイティ>

		販売口数	買戻口数	発行済口数
第14会計年度 (2015年10月1日 - 2016年9月30日)	クラスA (米ドル)	147,851.97 (147,851.97)	351,694.21 (351,694.21)	1,968,448.98 (1,968,448.98)
	クラスB (米ドル)	0.00 (0.00)	153,284.44 (153,284.44)	0.00 (0.00)
	クラスA(円)	9,112.64 (9,112.64)	74,312.73 (74,312.73)	781,076.11 (781,076.11)
	クラスB(円)	0.00 (0.00)	6,606.80 (6,606.80)	0.00 (0.00)
第15会計年度 (2016年10月1日 - 2017年9月30日)	クラスA (米ドル)	38,818.81 (38,818.81)	492,806.46 (492,806.46)	1,514,461.33 (1,514,461.33)
	クラスA(円)	5,927.86 (5,927.86)	153,579.05 (153,579.05)	633,424.92 (633,424.92)
第16会計年度 (2017年10月1日 - 2018年9月30日)	クラスA (米ドル)	193,644.69 (193,644.69)	345,856.37 (345,856.37)	1,362,249.65 (1,362,249.65)
	クラスA(円)	44,585.15 (44,585.15)	129,255.97 (129,255.97)	548,754.10 (548,754.10)
第17会計年度 (2018年10月1日 - 2019年9月30日)	クラスA (米ドル)	39,664.08 (39,664.08)	193,774.19 (193,774.19)	1,208,139.54 (1,208,139.54)
	クラスA(円)	5,439.89 (5,439.89)	47,614.94 (47,614.94)	506,579.05 (506,579.05)
第18会計年度 (2019年10月1日 - 2020年9月30日)	クラスA (米ドル)	5,659.94 (5,659.94)	231,973.24 (231,973.24)	981,826.24 (981,826.24)
	クラスA(円)	352.24 (352.24)	93,323.95 (93,323.95)	413,607.34 (413,607.34)
第19会計年度 (2020年10月1日 - 2021年9月30日)	クラスA (米ドル)	8,143.21 (8,143.21)	177,434.23 (177,434.23)	812,535.22 (812,535.22)
	クラスA(円)	4,651.32 (4,651.32)	76,613.75 (76,613.75)	341,644.91 (341,644.91)
第20会計年度 (2021年10月1日 - 2022年9月30日)	クラスA (米ドル)	7,120.43 (7,120.43)	92,002.17 (92,002.17)	727,653.48 (727,653.48)
	クラスA(円)	11,488.95 (11,488.95)	36,915.01 (36,915.01)	316,218.85 (316,218.85)
第21会計年度 (2022年10月1日 - 2023年9月30日)	クラスA (米ドル)	4,538.13 (4,538.13)	74,822.30 (74,822.30)	657,369.31 (657,369.31)
	クラスA(円)	3,516.89 (3,516.89)	20,961.25 (20,961.25)	298,774.49 (298,774.49)

		販売口数	買戻口数	発行済口数
第22会計年度 (2023年10月1日 - 2024年9月30日)	クラスA (米ドル)	12,239.16 (12,239.16)	72,690.33 (72,690.33)	596,918.14 (596,918.14)
	クラスA(円)	14,505.32 (14,505.32)	23,674.06 (23,674.06)	289,605.75 (289,605.75)
第23会計年度 (2024年10月1日 - 2025年9月30日)	クラスA (米ドル)	5,589.68 (5,589.68)	60,300.93 (60,300.93)	542,206.89 (542,206.89)
	クラスA(円)	12,186.68 (12,186.68)	21,112.13 (21,112.13)	280,680.30 (280,680.30)

<グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールド>

		販売口数	買戻口数	発行済口数
第14会計年度 (2015年10月1日 - 2016年9月30日)	クラスA (米ドル)	184,251.52 (184,251.52)	1,026,953.62 (1,026,953.62)	2,692,832.41 (2,692,832.41)
	クラスA(円)	72,941.44 (72,941.44)	80,236.15 (80,236.15)	457,672.16 (457,672.16)
	クラスA (豪ドル)	834,930.39 (834,930.39)	682,466.46 (682,466.46)	3,031,901.24 (3,031,901.24)
	クラスA (ユーロ)	44,202.25 (44,202.25)	120,988.59 (120,988.59)	532,194.16 (532,194.16)
	クラスA毎月分配 型(米ドル)	1,299,778.85 (1,299,778.85)	1,022,907.11 (1,022,907.11)	4,585,384.98 (4,585,384.98)
	クラスA毎月分配 型(円 ヘッジな し)	417,712.53 (417,712.53)	289,209.30 (289,209.30)	832,193.80 (832,193.80)
	クラスA毎月分配 型(ユーロ)	74,935.94 (74,935.94)	77,830.96 (77,830.96)	377,018.17 (377,018.17)
	クラスA毎月分配 型(豪ドル)	394,062.39 (394,062.39)	203,164.38 (203,164.38)	2,767,899.37 (2,767,899.37)
第15会計年度 (2016年10月1日 - 2017年9月30日)	クラスA (米ドル)	791,752.41 (791,752.41)	824,198.96 (824,198.96)	2,660,385.86 (2,660,385.86)
	クラスA(円)	467,089.41 (467,089.41)	213,863.31 (213,863.31)	710,898.26 (710,898.26)
	クラスA (豪ドル)	1,309,788.19 (1,309,788.19)	1,212,222.82 (1,212,222.82)	3,129,466.61 (3,129,466.61)
	クラスA (ユーロ)	325,917.26 (325,917.26)	115,773.35 (115,773.35)	742,338.07 (742,338.07)
	クラスA毎月分配 型(米ドル)	2,234,421.04 (2,234,421.04)	1,115,569.50 (1,115,569.50)	5,704,236.52 (5,704,236.52)
	クラスA毎月分配 型(円 ヘッジな し)	1,185,232.89 (1,185,232.89)	529,623.82 (529,623.82)	1,487,802.87 (1,487,802.87)
	クラスA毎月分配 型(ユーロ)	513,941.41 (513,941.41)	487,439.33 (487,439.33)	403,520.25 (403,520.25)
	クラスA毎月分配 型(豪ドル)	519,351.00 (519,351.00)	561,807.31 (561,807.31)	2,725,443.06 (2,725,443.06)

		販売口数	買戻口数	発行済口数
第16会計年度 (2017年10月1日 - 2018年9月30日)	クラスA (米ドル)	280,038.10 (280,038.10)	800,340.85 (800,340.85)	2,140,083.11 (2,140,083.11)
	クラスA(円)	67,014.27 (67,014.27)	211,515.70 (211,515.70)	566,396.83 (566,396.83)
	クラスA (豪ドル)	429,353.56 (429,353.56)	813,300.39 (813,300.39)	2,745,519.78 (2,745,519.78)
	クラスA (ユーロ)	97,832.88 (97,832.88)	129,696.50 (129,696.50)	710,474.45 (710,474.45)
	クラスA毎月分配 型(米ドル)	1,886,523.76 (1,886,523.76)	1,076,095.84 (1,076,095.84)	6,514,664.44 (6,514,664.44)
	クラスA毎月分配 型(円 ヘッジな し)	161,138.62 (161,138.62)	656,383.16 (656,383.16)	992,558.33 (992,558.33)
	クラスA毎月分配 型(ユーロ)	15,418.98 (15,418.98)	52,971.61 (52,971.61)	365,967.62 (365,967.62)
	クラスA毎月分配 型(豪ドル)	401,250.60 (401,250.60)	533,162.26 (533,162.26)	2,593,531.40 (2,593,531.40)
第17会計年度 (2018年10月1日 - 2019年9月30日)	クラスA (米ドル)	184,279.71 (184,279.71)	401,815.77 (401,815.77)	1,922,547.05 (1,922,547.05)
	クラスA(円)	20,626.36 (20,626.36)	72,440.80 (72,440.80)	514,582.39 (514,582.39)
	クラスA (豪ドル)	884,400.30 (884,400.30)	662,568.12 (662,568.12)	2,967,351.96 (2,967,351.96)
	クラスA (ユーロ)	73,878.61 (73,878.61)	71,784.95 (71,784.95)	712,568.11 (712,568.11)
	クラスA毎月分配 型(米ドル)	482,773.40 (482,773.40)	950,251.12 (950,251.12)	6,047,186.72 (6,047,186.72)
	クラスA毎月分配 型(円 ヘッジな し)	193,610.00 (193,610.00)	121,307.09 (121,307.09)	1,064,861.24 (1,064,861.24)
	クラスA毎月分配 型(ユーロ)	25,953.19 (25,953.19)	49,587.96 (49,587.96)	342,332.85 (342,332.85)
	クラスA毎月分配 型(豪ドル)	671,821.81 (671,821.81)	575,796.83 (575,796.83)	2,689,556.38 (2,689,556.38)

		販売口数	買戻口数	発行済口数
第18会計年度 (2019年10月1日 - 2020年9月30日)	クラスA (米ドル)	69,895.33 (69,895.33)	389,301.79 (389,301.79)	1,603,140.59 (1,603,140.59)
	クラスA(円)	6,587.01 (6,587.01)	60,383.04 (60,383.04)	460,786.36 (460,786.36)
	クラスA (豪ドル)	238,509.91 (238,509.91)	685,160.57 (685,160.57)	2,520,701.30 (2,520,701.30)
	クラスA (ユーロ)	46,099.25 (46,099.25)	96,131.43 (96,131.43)	662,535.93 (662,535.93)
	クラスA毎月分配 型(米ドル)	1,460,203.41 (1,460,203.41)	990,746.01 (990,746.01)	6,516,644.12 (6,516,644.12)
	クラスA毎月分配 型(円 ヘッジな し)	194,637.67 (194,637.67)	74,950.20 (74,950.20)	1,184,548.71 (1,184,548.71)
	クラスA毎月分配 型(ユーロ)	36,437.38 (36,437.38)	35,139.68 (35,139.68)	343,630.55 (343,630.55)
	クラスA毎月分配 型(豪ドル)	138,800.17 (138,800.17)	319,090.12 (319,090.12)	2,509,266.43 (2,509,266.43)
第19会計年度 (2020年10月1日 - 2021年9月30日)	クラスA (米ドル)	179,887.11 (179,887.11)	154,259.48 (154,259.48)	1,628,768.22 (1,628,768.22)
	クラスA(円)	56,824.09 (56,824.09)	74,458.53 (74,458.53)	443,151.92 (443,151.92)
	クラスA (豪ドル)	119,332.06 (119,332.06)	786,382.60 (786,382.60)	1,853,650.76 (1,853,650.76)
	クラスA (ユーロ)	34,411.36 (34,411.36)	121,445.93 (121,445.93)	575,501.36 (575,501.36)
	クラスA毎月分配 型(米ドル)	482,195.26 (482,195.26)	1,021,216.49 (1,021,216.49)	5,977,622.89 (5,977,622.89)
	クラスA毎月分配 型(円 ヘッジな し)	357,215.40 (357,215.40)	216,370.47 (216,370.47)	1,325,393.64 (1,325,393.64)
	クラスA毎月分配 型(ユーロ)	4,220.36 (4,220.36)	26,045.38 (26,045.38)	321,805.53 (321,805.53)
	クラスA毎月分配 型(豪ドル)	63,033.52 (63,033.52)	479,105.82 (479,105.82)	2,093,194.13 (2,093,194.13)

		販売口数	買戻口数	発行済口数
第20会計年度 (2021年10月1日 - 2022年9月30日)	クラスA (米ドル)	134,791.61 (134,791.61)	343,515.15 (343,515.15)	1,420,044.68 (1,420,044.68)
	クラスA(円)	25,565.11 (25,565.11)	68,346.23 (68,346.23)	400,370.80 (400,370.80)
	クラスA (豪ドル)	48,309.42 (48,309.42)	371,814.58 (371,814.58)	1,530,145.60 (1,530,145.60)
	クラスA (ユーロ)	5,142.57 (5,142.57)	79,653.86 (79,653.86)	500,990.07 (500,990.07)
	クラスA毎月分配 型(米ドル)	146,492.20 (146,492.20)	3,003,914.71 (3,003,914.71)	3,120,200.38 (3,120,200.38)
	クラスA毎月分配 型(円 ヘッジな し)	227,532.97 (227,532.97)	58,672.14 (58,672.14)	1,494,254.47 (1,494,254.47)
	クラスA毎月分配 型(ユーロ)	4,599.80 (4,599.80)	46,900.37 (46,900.37)	279,504.96 (279,504.96)
	クラスA毎月分配 型(豪ドル)	123,130.56 (123,130.56)	369,161.13 (369,161.13)	1,847,163.56 (1,847,163.56)
第21会計年度 (2022年10月1日 - 2023年9月30日)	クラスA (米ドル)	44,116.08 (44,116.08)	217,985.79 (217,985.79)	1,246,174.97 (1,246,174.97)
	クラスA(円)	72,213.28 (72,213.28)	9,708.54 (9,708.54)	462,875.54 (462,875.54)
	クラスA (豪ドル)	9,971.43 (9,971.43)	184,874.67 (184,874.67)	1,355,242.36 (1,355,242.36)
	クラスA (ユーロ)	13,718.41 (13,718.41)	43,080.19 (43,080.19)	471,628.29 (471,628.29)
	クラスA毎月分配 型(米ドル)	74,454.53 (74,454.53)	678,412.32 (678,412.32)	2,516,242.59 (2,516,242.59)
	クラスA毎月分配 型(円 ヘッジな し)	265,914.42 (265,914.42)	572,638.40 (572,638.40)	1,187,530.49 (1,187,530.49)
	クラスA毎月分配 型(ユーロ)	11,379.60 (11,379.60)	47,493.94 (47,493.94)	243,390.62 (243,390.62)
	クラスA毎月分配 型(豪ドル)	41,520.37 (41,520.37)	428,764.64 (428,764.64)	1,459,919.29 (1,459,919.29)

		販売口数	買戻口数	発行済口数
第22会計年度 (2023年10月1日 - 2024年9月30日)	クラスA (米ドル)	21,119.74 (21,119.74)	80,098.41 (80,098.41)	1,187,196.30 (1,187,196.30)
	クラスA(円)	21,416.56 (21,416.56)	82,726.22 (82,726.22)	401,565.88 (401,565.88)
	クラスA (豪ドル)	21,398.18 (21,398.18)	183,228.40 (183,228.40)	1,193,412.14 (1,193,412.14)
	クラスA (ユーロ)	3,690.66 (3,690.66)	31,190.97 (31,190.97)	444,127.98 (444,127.98)
	クラスA毎月分配 型(米ドル)	154,488.91 (154,488.91)	466,741.24 (466,741.24)	2,203,990.26 (2,203,990.26)
	クラスA毎月分配 型(円 ヘッジな し)	25,732.28 (25,732.28)	115,798.48 (115,798.48)	1,097,464.29 (1,097,464.29)
	クラスA毎月分配 型(ユーロ)	1,862.76 (1,862.76)	33,660.95 (33,660.95)	211,592.43 (211,592.43)
	クラスA毎月分配 型(豪ドル)	5,503.25 (5,503.25)	309,881.25 (309,881.25)	1,155,541.29 (1,155,541.29)
第23会計年度 (2024年10月1日 - 2025年9月30日)	クラスA (米ドル)	130,294.84 (130,294.84)	91,198.08 (91,198.08)	1,226,293.06 (1,226,293.06)
	クラスA(円)	23,429.54 (23,429.54)	132,919.35 (132,919.35)	292,076.07 (292,076.07)
	クラスA (豪ドル)	54,972.62 (54,972.62)	149,339.78 (149,339.78)	1,099,044.98 (1,099,044.98)
	クラスA (ユーロ)	18,616.81 (18,616.81)	7,905.37 (7,905.37)	454,839.42 (454,839.42)
	クラスA毎月分配 型(米ドル)	12,926.02 (12,926.02)	266,883.04 (266,883.04)	1,950,033.24 (1,950,033.24)
	クラスA毎月分配 型(円 ヘッジな し)	33,748.59 (33,748.59)	215,587.54 (215,587.54)	915,625.34 (915,625.34)
	クラスA毎月分配 型(ユーロ)	23,071.94 (23,071.94)	11,833.18 (11,833.18)	222,831.19 (222,831.19)
	クラスA毎月分配 型(豪ドル)	5,907.04 (5,907.04)	80,446.56 (80,446.56)	1,081,001.77 (1,081,001.77)

<グローバル・シリーズ イールド・エクイティ>

		販売口数	買戻口数	発行済口数
第14会計年度 (2015年10月1日 - 2016年9月30日)	クラスA (米ドル)	195,407.05 (195,407.05)	884,654.10 (884,654.10)	2,246,430.51 (2,246,430.51)
	クラスB (米ドル)	0.00 (0.00)	25,787.11 (25,787.11)	0.00 (0.00)
	クラスA(円)	103,755.86 (103,755.86)	156,059.12 (156,059.12)	332,297.89 (332,297.89)
	クラスB(円)	0.00 (0.00)	2,575.61 (2,575.61)	0.00 (0.00)
	クラスA毎月分配 型(米ドル)	59,043.34 (59,043.34)	76,668.74 (76,668.74)	463,954.57 (463,954.57)
	クラスA毎月分配 型(円 ヘッジなし)	2,538.33 (2,538.33)	119,398.03 (119,398.03)	247,949.84 (247,949.84)
	クラスA(ユー ロ ヘッジなし)	34,465.09 (34,465.09)	24,012.15 (24,012.15)	174,959.55 (174,959.55)
	クラスA(豪ド ル ヘッジなし)	110,538.40 (110,538.40)	236,245.13 (236,245.13)	686,486.74 (686,486.74)
	クラスA毎月分配 型(ユーロ ヘッ ジなし)	2,287.51 (2,287.51)	3,021.05 (3,021.05)	38,839.21 (38,839.21)
	クラスA毎月分配 型(豪ドル ヘッ ジなし)	10,160.70 (10,160.70)	13,185.08 (13,185.08)	70,701.61 (70,701.61)

		販売口数	買戻口数	発行済口数
第15会計年度 (2016年10月1日 - 2017年9月30日)	クラスA (米ドル)	236,891.73 (236,891.73)	916,456.21 (916,456.21)	1,566,866.03 (1,566,866.03)
	クラスA(円)	24,826.19 (24,826.19)	125,694.95 (125,694.95)	231,429.13 (231,429.13)
	クラスA毎月分配 型(米ドル)	42,985.55 (42,985.55)	118,592.60 (118,592.60)	388,347.52 (388,347.52)
	クラスA毎月分配 型(円 ヘッジなし)	18,688.94 (18,688.94)	43,073.83 (43,073.83)	223,564.95 (223,564.95)
	クラスA(ユー ロ ヘッジなし)	26,309.64 (26,309.64)	64,400.38 (64,400.38)	136,868.81 (136,868.81)
	クラスA(豪ド ル ヘッジなし)	229,898.48 (229,898.48)	393,294.58 (393,294.58)	523,090.64 (523,090.64)
	クラスA毎月分配 型(ユーロ ヘッ ジなし)	7,070.51 (7,070.51)	9,523.74 (9,523.74)	36,385.98 (36,385.98)
	クラスA毎月分配 型(豪ドル ヘッ ジなし)	8,113.69 (8,113.69)	15,426.77 (15,426.77)	63,388.53 (63,388.53)
第16会計年度 (2017年10月1日 - 2018年9月30日)	クラスA (米ドル)	311,596.99 (311,596.99)	360,651.33 (360,651.33)	1,517,811.69 (1,517,811.69)
	クラスA(円)	72,222.33 (72,222.33)	31,143.38 (31,143.38)	272,508.08 (272,508.08)
	クラスA毎月分配 型(米ドル)	37,119.37 (37,119.37)	58,167.78 (58,167.78)	367,299.11 (367,299.11)
	クラスA毎月分配 型(円 ヘッジなし)	9,058.99 (9,058.99)	14,964.36 (14,964.36)	217,659.58 (217,659.58)
	クラスA(ユー ロ ヘッジなし)	95,741.87 (95,741.87)	27,088.32 (27,088.32)	205,522.36 (205,522.36)
	クラスA(豪ド ル ヘッジなし)	637,797.46 (637,797.46)	233,847.15 (233,847.15)	927,040.95 (927,040.95)
	クラスA毎月分配 型(ユーロ ヘッ ジなし)	15,810.10 (15,810.10)	3,099.05 (3,099.05)	49,097.03 (49,097.03)
	クラスA毎月分配 型(豪ドル ヘッ ジなし)	33,536.45 (33,536.45)	49,493.25 (49,493.25)	47,431.73 (47,431.73)

		販売口数	買戻口数	発行済口数
第17会計年度 (2018年10月1日 - 2019年9月30日)	クラスA (米ドル)	60,426.54 (60,426.54)	242,261.86 (242,261.86)	1,335,976.37 (1,335,976.37)
	クラスA(円)	4,571.56 (4,571.56)	71,156.16 (71,156.16)	205,923.48 (205,923.48)
	クラスA毎月分配 型(米ドル)	73,570.67 (73,570.67)	132,045.94 (132,045.94)	308,823.84 (308,823.84)
	クラスA毎月分配 型(円 ヘッジなし)	38,714.45 (38,714.45)	16,578.36 (16,578.36)	239,795.67 (239,795.67)
	クラスA(ユー ロ ヘッジなし)	48,845.44 (48,845.44)	71,181.34 (71,181.34)	183,186.46 (183,186.46)
	クラスA(豪ド ル ヘッジなし)	584,169.62 (584,169.62)	412,802.75 (412,802.75)	1,098,407.82 (1,098,407.82)
	クラスA毎月分配 型(ユーロ ヘッ ジなし)	1,056.08 (1,056.08)	14,294.09 (14,294.09)	35,859.02 (35,859.02)
	クラスA毎月分配 型(豪ドル ヘッ ジなし)	11,901.03 (11,901.03)	7,820.40 (7,820.40)	51,512.36 (51,512.36)
第18会計年度 (2019年10月1日 - 2020年9月30日)	クラスA (米ドル)	132,672.81 (132,672.81)	253,947.33 (253,947.33)	1,214,701.85 (1,214,701.85)
	クラスA(円)	46,644.78 (46,644.78)	35,726.27 (35,726.27)	216,841.99 (216,841.99)
	クラスA毎月分配 型(米ドル)	24,005.46 (24,005.46)	83,122.66 (83,122.66)	249,706.64 (249,706.64)
	クラスA毎月分配 型(円 ヘッジなし)	17,015.33 (17,015.33)	6,921.86 (6,921.86)	249,889.14 (249,889.14)
	クラスA(ユー ロ ヘッジなし)	70,963.35 (70,963.35)	37,841.13 (37,841.13)	216,308.68 (216,308.68)
	クラスA(豪ド ル ヘッジなし)	470,054.56 (470,054.56)	544,618.54 (544,618.54)	1,023,843.84 (1,023,843.84)
	クラスA毎月分配 型(ユーロ ヘッ ジなし)	3,384.42 (3,384.42)	5,680.47 (5,680.47)	33,562.97 (33,562.97)
	クラスA毎月分配 型(豪ドル ヘッ ジなし)	12,457.84 (12,457.84)	15,096.76 (15,096.76)	48,873.44 (48,873.44)

		販売口数	買戻口数	発行済口数
第19会計年度 (2020年10月1日 - 2021年9月30日)	クラスA (米ドル)	350,884.67 (350,884.67)	338,564.73 (338,564.73)	1,227,021.79 (1,227,021.79)
	クラスA(円)	52,465.24 (52,465.24)	40,351.01 (40,351.01)	228,956.22 (228,956.22)
	クラスA毎月分配 型(米ドル)	13,180.66 (13,180.66)	53,379.33 (53,379.33)	209,507.97 (209,507.97)
	クラスA毎月分配 型(円 ヘッジなし)	32,902.88 (32,902.88)	57,013.72 (57,013.72)	225,778.30 (225,778.30)
	クラスA(ユー ロ ヘッジなし)	42,960.75 (42,960.75)	81,023.35 (81,023.35)	178,246.08 (178,246.08)
	クラスA(豪ド ル ヘッジなし)	155,015.45 (155,015.45)	548,511.04 (548,511.04)	630,348.25 (630,348.25)
	クラスA毎月分配 型(ユーロ ヘッ ジなし)	7,667.03 (7,667.03)	4,424.41 (4,424.41)	36,805.59 (36,805.59)
	クラスA毎月分配 型(豪ドル ヘッ ジなし)	7,260.46 (7,260.46)	14,392.46 (14,392.46)	41,741.44 (41,741.44)
第20会計年度 (2021年10月1日 - 2022年9月30日)	クラスA (米ドル)	133,856.39 (133,856.39)	375,286.37 (375,286.37)	985,591.81 (985,591.81)
	クラスA(円)	78,190.68 (78,190.68)	65,674.82 (65,674.82)	241,472.08 (241,472.08)
	クラスA毎月分配 型(米ドル)	29,442.04 (29,442.04)	36,046.99 (36,046.99)	202,903.02 (202,903.02)
	クラスA毎月分配 型(円 ヘッジなし)	46,184.53 (46,184.53)	33,966.62 (33,966.62)	237,996.21 (237,996.21)
	クラスA(ユー ロ ヘッジなし)	36,995.66 (36,995.66)	26,938.50 (26,938.50)	188,303.24 (188,303.24)
	クラスA(豪ド ル ヘッジなし)	81,373.35 (81,373.35)	260,341.16 (260,341.16)	451,380.44 (451,380.44)
	クラスA毎月分配 型(ユーロ ヘッ ジなし)	3,972.12 (3,972.12)	3,453.14 (3,453.14)	37,324.57 (37,324.57)
	クラスA毎月分配 型(豪ドル ヘッ ジなし)	9,376.53 (9,376.53)	2,161.33 (2,161.33)	48,956.64 (48,956.64)

		販売口数	買戻口数	発行済口数
第21会計年度 (2022年10月1日 - 2023年9月30日)	クラスA (米ドル)	72,110.31 (72,110.31)	211,933.61 (211,933.61)	845,768.51 (845,768.51)
	クラスA(円)	29,667.60 (29,667.60)	21,225.04 (21,225.04)	249,914.64 (249,914.64)
	クラスA毎月分配 型(米ドル)	9,112.92 (9,112.92)	15,889.42 (15,889.42)	196,126.52 (196,126.52)
	クラスA毎月分配 型(円 ヘッジなし)	13,975.09 (13,975.09)	49,872.37 (49,872.37)	202,098.93 (202,098.93)
	クラスA(ユー ロ ヘッジなし)	29,878.88 (29,878.88)	27,849.44 (27,849.44)	190,332.68 (190,332.68)
	クラスA(豪ド ル ヘッジなし)	7,750.23 (7,750.23)	93,100.07 (93,100.07)	366,030.60 (366,030.60)
	クラスA毎月分配 型(ユーロ ヘッ ジなし)	389.29 (389.29)	7,784.01 (7,784.01)	29,929.85 (29,929.85)
	クラスA毎月分配 型(豪ドル ヘッ ジなし)	1,613.12 (1,613.12)	5,223.57 (5,223.57)	45,346.19 (45,346.19)
第22会計年度 (2023年10月1日 - 2024年9月30日)	クラスA (米ドル)	27,390.61 (27,390.61)	105,768.26 (105,768.26)	767,390.86 (767,390.86)
	クラスA(円)	26,087.83 (26,087.83)	56,622.33 (56,622.33)	219,380.14 (219,380.14)
	クラスA毎月分配 型(米ドル)	8,070.45 (8,070.45)	23,676.82 (23,676.82)	180,520.15 (180,520.15)
	クラスA毎月分配 型(円 ヘッジなし)	43,679.42 (43,679.42)	39,169.62 (39,169.62)	206,608.73 (206,608.73)
	クラスA(ユー ロ ヘッジなし)	10,162.92 (10,162.92)	15,899.41 (15,899.41)	184,596.19 (184,596.19)
	クラスA(豪ド ル ヘッジなし)	8,272.89 (8,272.89)	49,934.44 (49,934.44)	324,369.05 (324,369.05)
	クラスA毎月分配 型(ユーロ ヘッ ジなし)	10,864.49 (10,864.49)	466.72 (466.72)	40,327.62 (40,327.62)
	クラスA毎月分配 型(豪ドル ヘッ ジなし)	8,492.73 (8,492.73)	7,461.60 (7,461.60)	46,377.32 (46,377.32)

		販売口数	買戻口数	発行済口数
第23会計年度 (2024年10月1日 - 2025年9月30日)	クラスA (米ドル)	160,398.53 (160,398.53)	81,341.60 (81,341.60)	846,447.79 (846,447.79)
	クラスA(円)	59,021.65 (59,021.65)	28,251.88 (28,251.88)	250,149.91 (250,149.91)
	クラスA毎月分配 型(米ドル)	72,228.28 (72,228.28)	25,406.28 (25,406.28)	227,342.15 (227,342.15)
	クラスA毎月分配 型(円 ヘッジな し)	2,385.14 (2,385.14)	23,526.99 (23,526.99)	185,466.88 (185,466.88)
	クラスA(ユー ロ ヘッジなし)	41,853.07 (41,853.07)	4,851.32 (4,851.32)	221,597.94 (221,597.94)
	クラスA(豪ド ル ヘッジなし)	29,657.60 (29,657.60)	27,330.60 (27,330.60)	326,696.05 (326,696.05)
	クラスA毎月分配 型(ユーロ ヘッ ジなし)	4,929.75 (4,929.75)	1,840.29 (1,840.29)	43,417.08 (43,417.08)
	クラスA毎月分配 型(豪ドル ヘッ ジなし)	3,829.89 (3,829.89)	2,599.36 (2,599.36)	47,607.85 (47,607.85)

<グローバル・シリーズ コモディティ>

		販売口数	買戻口数	発行済口数
第14会計年度 (2015年10月1日 - 2016年9月30日)	クラスA (米ドル)	353,759.69 (353,759.69)	627,738.57 (627,738.57)	1,948,774.48 (1,948,774.48)
	クラスA (円)	169,626.67 (169,626.67)	220,029.10 (220,029.10)	570,913.08 (570,913.08)
	クラスA (豪ドル)	216,052.24 (216,052.24)	94,728.99 (94,728.99)	902,762.16 (902,762.16)
	クラスA (ユーロ)	82,392.69 (82,392.69)	26,140.32 (26,140.32)	244,799.57 (244,799.57)
第15会計年度 (2016年10月1日 - 2017年9月30日)	クラスA (米ドル)	361,034.80 (361,034.80)	445,259.34 (445,259.34)	1,864,549.94 (1,864,549.94)
	クラスA (円)	147,842.76 (147,842.76)	68,142.18 (68,142.18)	650,613.66 (650,613.66)
	クラスA (豪ドル)	286,919.51 (286,919.51)	375,962.58 (375,962.58)	813,719.09 (813,719.09)
	クラスA (ユーロ)	53,094.85 (53,094.85)	79,587.41 (79,587.41)	218,307.01 (218,307.01)
第16会計年度 (2017年10月1日 - 2018年9月30日)	クラスA (米ドル)	226,019.42 (226,019.42)	604,923.94 (604,923.94)	1,485,645.42 (1,485,645.42)
	クラスA (円)	116,642.24 (116,642.24)	177,369.20 (177,369.20)	589,886.70 (589,886.70)
	クラスA (豪ドル)	72,484.64 (72,484.64)	186,131.44 (186,131.44)	700,072.29 (700,072.29)
	クラスA (ユーロ)	6,163.36 (6,163.36)	17,145.35 (17,145.35)	207,325.02 (207,325.02)
第17会計年度 (2018年10月1日 - 2019年9月30日)	クラスA (米ドル)	46,886.47 (46,886.47)	351,234.23 (351,234.23)	1,181,297.66 (1,181,297.66)
	クラスA (円)	17,043.05 (17,043.05)	57,993.58 (57,993.58)	548,936.17 (548,936.17)
	クラスA (豪ドル)	134,421.60 (134,421.60)	160,308.45 (160,308.45)	674,185.44 (674,185.44)
	クラスA (ユーロ)	10,246.20 (10,246.20)	16,893.26 (16,893.26)	200,677.96 (200,677.96)

		販売口数	買戻口数	発行済口数
第18会計年度 (2019年10月1日 - 2020年9月30日)	クラスA (米ドル)	145,894.20 (145,894.20)	214,755.68 (214,755.68)	1,112,436.18 (1,112,436.18)
	クラスA (円)	31,817.29 (31,817.29)	162,936.22 (162,936.22)	417,817.24 (417,817.24)
	クラスA (豪ドル)	36,644.43 (36,644.43)	151,854.31 (151,854.31)	558,975.56 (558,975.56)
	クラスA (ユーロ)	4,415.69 (4,415.69)	20,870.03 (20,870.03)	184,223.62 (184,223.62)
第19会計年度 (2020年10月1日 - 2021年9月30日)	クラスA (米ドル)	356,853.38 (356,853.38)	338,924.91 (338,924.91)	1,130,364.65 (1,130,364.65)
	クラスA (円)	61,559.86 (61,559.86)	88,142.54 (88,142.54)	391,234.56 (391,234.56)
	クラスA (豪ドル)	73,766.28 (73,766.28)	155,777.67 (155,777.67)	476,964.17 (476,964.17)
	クラスA (ユーロ)	21,171.75 (21,171.75)	5,047.08 (5,047.08)	200,348.29 (200,348.29)
第20会計年度 (2021年10月1日 - 2022年9月30日)	クラスA (米ドル)	288,211.26 (288,211.26)	532,881.11 (532,881.11)	885,694.80 (885,694.80)
	クラスA (円)	181,304.37 (181,304.37)	183,038.83 (183,038.83)	389,500.10 (389,500.10)
	クラスA (豪ドル)	39,827.70 (39,827.70)	162,341.21 (162,341.21)	354,450.66 (354,450.66)
	クラスA (ユーロ)	23,338.32 (23,338.32)	38,281.63 (38,281.63)	185,404.98 (185,404.98)
第21会計年度 (2022年10月1日 - 2023年9月30日)	クラスA (米ドル)	15,599.77 (15,599.77)	149,151.03 (149,151.03)	752,143.54 (752,143.54)
	クラスA (円)	105,292.05 (105,292.05)	86,401.98 (86,401.98)	408,390.17 (408,390.17)
	クラスA (豪ドル)	503.43 (503.43)	61,945.99 (61,945.99)	293,008.10 (293,008.10)
	クラスA (ユーロ)	2,478.64 (2,478.64)	48,113.66 (48,113.66)	139,769.96 (139,769.96)

		販売口数	買戻口数	発行済口数
第22会計年度 (2023年10月1日 - 2024年9月30日)	クラスA (米ドル)	19,076.40 (19,076.40)	158,330.93 (158,330.93)	612,889.01 (612,889.01)
	クラスA (円)	178,965.85 (178,965.85)	83,798.88 (83,798.88)	503,557.14 (503,557.14)
	クラスA (豪ドル)	1,756.60 (1,756.60)	45,129.48 (45,129.48)	249,635.22 (249,635.22)
	クラスA (ユーロ)	2,445.31 (2,445.31)	17,332.01 (17,332.01)	124,883.26 (124,883.26)
第23会計年度 (2024年10月1日 - 2025年9月30日)	クラスA (米ドル)	6,929.48 (6,929.48)	59,909.97 (59,909.97)	559,908.52 (559,908.52)
	クラスA (円)	15,391.02 (15,391.02)	48,643.38 (48,643.38)	470,304.78 (470,304.78)
	クラスA (豪ドル)	3,065.12 (3,065.12)	37,407.25 (37,407.25)	215,293.09 (215,293.09)
	クラスA (ユーロ)	11,202.08 (11,202.08)	19,174.68 (19,174.68)	116,910.66 (116,910.66)

<グローバル・シリーズ ウェルス・プリザベーション>

		販売口数	買戻口数	発行済口数
第14会計年度 (2015年10月1日 - 2016年9月30日)	クラスA (ユーロ)	54,946.04 (54,946.04)	51,561.44 (51,561.44)	336,624.87 (336,624.87)
	クラスB (ユーロ)	0.00 (0.00)	3,124.01 (3,124.01)	0.00 (0.00)
	クラスA(円)	58,526.79 (58,526.79)	21,779.45 (21,779.45)	227,625.50 (227,625.50)
	クラスB(円)	0.00 (0.00)	1,237.07 (1,237.07)	0.00 (0.00)
	クラスA (米ドル)	296,742.40 (296,742.40)	34,207.98 (34,207.98)	281,299.14 (281,299.14)
	クラスA (豪ドル)	32,697.15 (32,697.15)	14,480.57 (14,480.57)	48,231.23 (48,231.23)
	クラスA毎月分配 型(ユーロ)	14,453.64 (14,453.64)	29,859.33 (29,859.33)	213,584.09 (213,584.09)
	クラスA毎月分配 型(円 ヘッジな し)	333.33 (333.33)	47,231.22 (47,231.22)	333,155.41 (333,155.41)
第15会計年度 (2016年10月1日 - 2017年9月30日)	クラスA (ユーロ)	40,340.97 (40,340.97)	59,183.10 (59,183.10)	317,782.74 (317,782.74)
	クラスA(円)	38,710.44 (38,710.44)	60,088.49 (60,088.49)	206,247.45 (206,247.45)
	クラスA (米ドル)	63,871.76 (63,871.76)	169,356.72 (169,356.72)	175,814.18 (175,814.18)
	クラスA (豪ドル)	249,612.99 (249,612.99)	219,329.17 (219,329.17)	78,515.05 (78,515.05)
	クラスA毎月分配 型(ユーロ)	72.25 (72.25)	58,909.54 (58,909.54)	154,746.80 (154,746.80)
	クラスA毎月分配 型(円 ヘッジな し)	7,094.97 (7,094.97)	37,935.47 (37,935.47)	302,314.91 (302,314.91)

		販売口数	買戻口数	発行済口数
第16会計年度 (2017年10月1日 - 2018年9月30日)	クラスA (ユーロ)	9,939.50 (9,939.50)	12,404.83 (12,404.83)	315,317.41 (315,317.41)
	クラスA(円)	0.00 (0.00)	45,180.39 (45,180.39)	161,067.06 (161,067.06)
	クラスA (米ドル)	12,519.61 (12,519.61)	80,541.02 (80,541.02)	107,792.77 (107,792.77)
	クラスA (豪ドル)	3,683.57 (3,683.57)	28,616.54 (28,616.54)	53,582.08 (53,582.08)
	クラスA毎月分配 型(ユーロ)	1,774.87 (1,774.87)	12,365.40 (12,365.40)	144,156.27 (144,156.27)
	クラスA毎月分配 型(円 ヘッジな し)	1,685.41 (1,685.41)	30,892.88 (30,892.88)	273,107.44 (273,107.44)
第17会計年度 (2018年10月1日 - 2019年9月30日)	クラスA (ユーロ)	3,131.30 (3,131.30)	68,710.91 (68,710.91)	249,737.80 (249,737.80)
	クラスA(円)	495.05 (495.05)	19,091.72 (19,091.72)	142,470.39 (142,470.39)
	クラスA (米ドル)	47,832.93 (47,832.93)	101,444.00 (101,444.00)	54,181.70 (54,181.70)
	クラスA (豪ドル)	19,137.87 (19,137.87)	15,234.83 (15,234.83)	57,485.12 (57,485.12)
	クラスA毎月分配 型(ユーロ)	175.25 (175.25)	16,704.93 (16,704.93)	127,626.59 (127,626.59)
	クラスA毎月分配 型(円 ヘッジな し)	856.53 (856.53)	18,457.96 (18,457.96)	255,506.01 (255,506.01)
第18会計年度 (2019年10月1日 - 2020年9月30日)	クラスA (ユーロ)	10,841.41 (10,841.41)	22,995.00 (22,995.00)	237,584.21 (237,584.21)
	クラスA(円)	6,595.91 (6,595.91)	7,957.26 (7,957.26)	141,109.04 (141,109.04)
	クラスA (米ドル)	10,999.92 (10,999.92)	11,595.02 (11,595.02)	53,586.60 (53,586.60)
	クラスA (豪ドル)	1,678.94 (1,678.94)	15,258.18 (15,258.18)	43,905.88 (43,905.88)
	クラスA毎月分配 型(ユーロ)	276.75 (276.75)	22,610.87 (22,610.87)	105,292.47 (105,292.47)
	クラスA毎月分配 型(円 ヘッジな し)	1,526.70 (1,526.70)	24,629.67 (24,629.67)	232,403.04 (232,403.04)

		販売口数	買戻口数	発行済口数
第19会計年度 (2020年10月1日 - 2021年9月30日)	クラスA (ユーロ)	4,676.46 (4,676.46)	15,007.25 (15,007.25)	227,253.42 (227,253.42)
	クラスA(円)	461.25 (461.25)	11,527.43 (11,527.43)	130,042.86 (130,042.86)
	クラスA (米ドル)	15,506.64 (15,506.64)	17,840.42 (17,840.42)	51,252.82 (51,252.82)
	クラスA (豪ドル)	3,960.12 (3,960.12)	12,736.20 (12,736.20)	35,129.80 (35,129.80)
	クラスA毎月分配 型(ユーロ)	2,526.18 (2,526.18)	7,796.72 (7,796.72)	100,021.93 (100,021.93)
	クラスA毎月分配 型(円 ヘッジな し)	33,666.36 (33,666.36)	25,808.42 (25,808.42)	240,260.98 (240,260.98)
第20会計年度 (2021年10月1日 - 2022年9月30日)	クラスA (ユーロ)	27,721.86 (27,721.86)	16,365.82 (16,365.82)	238,609.46 (238,609.46)
	クラスA(円)	20,660.26 (20,660.26)	10,854.75 (10,854.75)	139,848.37 (139,848.37)
	クラスA (米ドル)	139,408.96 (139,408.96)	64,882.49 (64,882.49)	125,779.29 (125,779.29)
	クラスA (豪ドル)	87,024.28 (87,024.28)	5,963.85 (5,963.85)	116,190.23 (116,190.23)
	クラスA毎月分配 型(ユーロ)	7,265.16 (7,265.16)	5,522.88 (5,522.88)	101,764.21 (101,764.21)
	クラスA毎月分配 型(円 ヘッジな し)	155,396.84 (155,396.84)	17,812.56 (17,812.56)	377,845.26 (377,845.26)
第21会計年度 (2022年10月1日 - 2023年9月30日)	クラスA (ユーロ)	5,977.35 (5,977.35)	12,895.48 (12,895.48)	231,691.33 (231,691.33)
	クラスA(円)	35,104.14 (35,104.14)	1,905.22 (1,905.22)	173,047.29 (173,047.29)
	クラスA (米ドル)	31,154.56 (31,154.56)	32,886.27 (32,886.27)	124,047.58 (124,047.58)
	クラスA (豪ドル)	676.98 (676.98)	56,383.81 (56,383.81)	60,483.40 (60,483.40)
	クラスA毎月分配 型(ユーロ)	5,240.71 (5,240.71)	5,906.99 (5,906.99)	101,097.93 (101,097.93)
	クラスA毎月分配 型(円 ヘッジな し)	8,711.83 (8,711.83)	89,861.24 (89,861.24)	296,695.85 (296,695.85)

		販売口数	買戻口数	発行済口数
第22会計年度 (2023年10月1日 - 2024年9月30日)	クラスA (ユーロ)	2,833.16 (2,833.16)	11,608.24 (11,608.24)	222,916.25 (222,916.25)
	クラスA(円)	48,254.67 (48,254.67)	42,259.68 (42,259.68)	179,042.28 (179,042.28)
	クラスA (米ドル)	40,478.56 (40,478.56)	32,159.94 (32,159.94)	132,366.20 (132,366.20)
	クラスA (豪ドル)	472.64 (472.64)	6,048.21 (6,048.21)	54,907.83 (54,907.83)
	クラスA毎月分配 型(ユーロ)	1,584.13 (1,584.13)	29,495.52 (29,495.52)	73,186.54 (73,186.54)
	クラスA毎月分配 型(円 ヘッジな し)	54,353.66 (54,353.66)	71,801.43 (71,801.43)	279,248.08 (279,248.08)
第23会計年度 (2024年10月1日 - 2025年9月30日)	クラスA (ユーロ)	952.57 (952.57)	23,745.04 (23,745.04)	200,123.78 (200,123.78)
	クラスA(円)	0.00 (0.00)	6,629.45 (6,629.45)	172,412.83 (172,412.83)
	クラスA (米ドル)	12,017.92 (12,017.92)	27,124.27 (27,124.27)	117,259.85 (117,259.85)
	クラスA (豪ドル)	0.00 (0.00)	28,592.97 (28,592.97)	26,314.86 (26,314.86)
	クラスA毎月分配 型(ユーロ)	1,011.52 (1,011.52)	2,733.96 (2,733.96)	71,464.10 (71,464.10)
	クラスA毎月分配 型(円 ヘッジな し)	14,640.88 (14,640.88)	59,601.47 (59,601.47)	234,287.49 (234,287.49)

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

(A) 海外における販売手続等

管理会社は、各サブ・ファンドに関し、記名式の受益証券のみを発行する。小数第2位までの端数の受益証券が発行される。

受益証券の券面は発行されず、代わりに、勘定明細書の様式で受益証券所有確認書が交付される。

各クラス受益証券のそれぞれは、同等の権利および特権を有する。ただし、元本成長型受益証券に関しての分配は行われず、帰属すべき純利益は受益証券の増加する価格に反映される。分配型受益証券に関して、各サブ・ファンドの管理会社は、当該サブ・ファンドについての分配を宣言することができる。

各サブ・ファンドの受益証券は、当該サブ・ファンドの各取引日に管理会社が発行する。特定の取引日に1口当たり純資産価格により取り扱われる受益証券の購入申込みは、かかる各取引日のルクセンブルグ時間午前10時までに名義書換事務代行会社が受領していることを要し、当該取引日の当該時刻後に受領された申込みは、翌取引日に受領されたものとみなされる。

取引についての十分な明細を記載した勘定明細書が受益者に対し発行され、送付される。

サブ・ファンドの受益証券の当初募集の期間および条件は、各サブ・ファンドについて開示される。

各クラス受益証券の当初募集後において、当該クラス受益証券の1口当たり発行価格は、受益証券の購入申込みが受領されたまたは受領されたとみなされる取引日に当該クラスにつき決定される1口当たり純資産価格に基づき、これに当該サブ・ファンドの販売手数料が加算される。

支払は、受益証券の購入申込みが受領されたまたは受領されたとみなされる各取引日後から関係サブ・ファンドについて特定される日数以内に、名義書換事務代行会社への現金振込により当該受益証券クラスの通貨建てで行われる。

受益者へのまたは受益者からの支払は、通常、関連受益証券クラスの通貨で行わねばならない。ただし、受益者が、ファンドへのまたはファンドからの支払について関連受益証券クラスの通貨以外の通貨を選択する場合、これは、かかる支払に関して受益者に外国為替業務を提供することを求める受益者からファンドのために行為する管理会社への請求とみなされる。外国為替取引に適用される変更の詳細（管理会社により留保される。）は、ファンドのために行為する管理会社からの要求に応じて提供される。通貨転換費用およびその他の関連費用は、関連投資家が負担する。

管理会社は、ファンドおよびその販売会社が、受益証券の発行に関し、当該受益証券が募集される国々の法令を遵守することを確保するように図る。管理会社は、その裁量で、一定の国々または地域に居住する個人または設立された法人に対する受益証券の発行をいつでも一時的に停止し、完全に中止し、または制限することができる。管理会社は、()受益者全体、()ファンド、または()一サブ・ファンドもしくはクラスの受益者の保護のために当該処置が必要である場合、一定の個人または法人が受益証券を取得することを禁止することができる。

管理会社は、

(a) その裁量により、受益証券の購入申込みを拒否することができる。

(b) 受益証券の購入または保有を禁止された受益者が保有する受益証券をいつでも買い戻すことができる（後記「2 買戻し手続等」に詳述される。）。

(c) いつでも一クラスの受益証券の発行を停止し、または新規発行に応じて一サブ・ファンドを終了することができる。

詳細は、以下の通りである。

(a) 管理会社は、EU加盟国内（またはその一部）において公衆に対してファンドの受益証券の販売を行ってはならない。ファンドは、ルクセンブルグの一般投資家に対しては販売されない。

(b) ファンドは、1940年米国投資会社法（改正済）（以下「投資会社法」という。）に基づき登録されておらず、また登録される予定もない。ファンドの受益証券は、1933年米国証券法（改正済）（以下「米国証券法」という。）または米国のいずれかの州の証券法に基づき登録されておらず、登録され

る予定もなく、かかる受益証券は、米国証券法および当該州の証券法またはその他の証券法を遵守する場合にのみ募集、販売、またはその他の方法により譲渡することができる。ファンドの受益証券は、米国人に対してもしくは米国人のために、募集または販売することができない。かかる目的において、米国人とは、米国証券法のレギュレーションSにおいて米国人として定められた者を意味する。

自身の地位について疑義がある場合には、自らの金融アドバイザーまたはその他の専門アドバイザーに相談すべきである。

2010年法に従い、以下の場合には受益証券の発行が禁止されている。

() ファンドに保管受託銀行が存在しない期間

() 保管受託銀行が清算手続きに入った場合または破産宣告を受けた場合または債権者との取り決め、支払いの停止もしくは管理統制を求めている場合または同様の手続きの対象となった場合

ユーロ・シリーズのユーロ・ボンド、ユーロ・バランス、ユーロ・エクイティおよびヨーロッパ・サステナブルの最低購入価格、最低追加購入価格および最低保有額は、1,000米ドル、1,000ユーロまたは100,000円である。ニューマーケット・シリーズのうち、アジア・ボンド、エマージング・ボンド、グレート・チャイナ・エクイティおよびB I C・エクイティについては、3,000米ドルまたは500,000円である。グローバル・シリーズのグローバル・ハイールド、イールド・エクイティ、コモディティおよびウェルス・プリザベーションについては、3,000米ドル、500,000円、3,000豪ドルまたは3,000ユーロである。管理会社は、その裁量においてこれらの最低限度を放棄することができる。

E U一般データ保護規則2016 / 679 (以下「GDPR」という。)の目的上、投資者が提供するすべての個人情報に関するデータ管理者は、管理会社である。

GDPRの下における義務および責任の遵守のため、管理会社は、シュローダー・グループがどのように投資家情報を収集し、使用し、開示し、転送し、保管しているのかを詳述したプライバシー・ポリシーを投資者に提供することが法律で要求されている。プライバシー・ポリシーの写しは www.schroders.com/en/privacy-policyで入手することができる。投資者は、これにより、プライバシー・ポリシーの内容を読み、かつ理解したことを承認するものとする。

投資者は、投資家情報（氏名および住所等）が、管理会社によって、またはそれに代わり、欧州経済領域、スイス、イギリス、香港およびインドの支払代理人またはファシリティ・エージェント等の第三者サービス・プロバイダーに転送されうることに留意すべきである。国のリストは、投資家情報が新たな国に所在する第三者サービス・プロバイダーに転送される前に更新され、投資者へは、ウェブサイト (<https://www.schroders.com/en-lu/lu/professional/funds-and-strategies/notifications/schroder-ssf/>) 上での通知により周知される。

マネー・ロンダリング防止のための手続

国際規則ならびにルクセンブルグの法令（マネー・ロンダリングおよびテロ資金調達防止に関する改正2004年11月12日法（以下「2004年法」という。）、2004年法の特定条項の詳細を規定する2010年2月1日大公国規則および2012年12月14日マネー・ロンダリングおよびテロ資金調達防止に関するC S S F規則20-05により改正された改正C S S F規則12-02（以下「C S S F規則12-02」という。）を含むが、これらに限られない。）に従い、金融セクターのあらゆる専門家に対して、集団投資スキームをマネー・ロンダリングおよびテロ資金調達から防止するための義務が課されている。

かかる規定の制定により、管理会社は、ルクセンブルグの法令に従い、デュー・デリジェンスおよび継続的なデュー・デリジェンスの実施を委任している。かかる要件を満たすために、管理会社に代わり名義書換事務代行会社は、ファンドのすべての投資家の身元確認を行う手続を確立している。管理会社に代わり名義書換事務代行会社は、実質的所有権、資金源およびその入手経路に関する情報を含む管理会社が必要とみなす情報および関係書類を要求することができる。いずれの場合にも、管理会社および/または名義書換事務代行会社は、適用ある法律上および規制上の要件に従うために、随時追加の書類を要求することができる。

投資家/顧客が、要求された文書の提出を遅延した場合またはかかる文書を提出しなかった場合、購入の申込みまたは（適用ある場合）その他の取引の申込みは受諾されないことがあり、買戻しの申込みの場合、買戻代金の支払を留保されることがある。また、管理会社は、関連する十分な情報および/または文書を受領するまで、分配金の支払いを遅延または停止することができる。管理会社または名義書

換事務代行会社のいずれも、投資家が文書を提出しなかったことまたは不完全な情報および/または文書しか提出しなかったことにより、取引の処理が遅延した場合またはかかる取引が処理されなかった場合、一切の責任を負わない。

C S S F 規則12-02第3条に従い、ファンドの国際仲介業者に対し強化されたデュー・デリジェンス措置が適用される。これにより、投資家は、実質的所有者に任命された者に変更があった場合には、遅滞なく名義書換事務代行会社に通知しなければならず、一般的に、名義書換事務代行会社または仲介業者および/またはノミニーに提供される各情報および各書面が正確かつ最新であることを常に確保しなければならない。

管理会社はルクセンブルグの適用法令に従い、リスクベース・アプローチによりファンドの投資対象に対するデュー・デリジェンスを確実に実施しなければならない。

(B) 日本における販売手続等

日本においては、当初申込期間における申込みについては当該当初申込期間中（該当する場合）、また、継続申込期間における申込みについては当該継続申込期間中の取引日に、申込取扱場所である日本における販売会社においてファンド証券の募集の取扱いが行われる。

日本における販売会社または販売取扱会社は、口座約款を投資者に交付し、当該投資者から当該口座約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨の申込書の提出を受ける。投資家はまた日本における販売会社または販売取扱会社と累積投資約款に基づく累積投資契約を締結することがある。詳しくは、日本における各販売会社または販売取扱会社に問い合わせること。販売の単位は、日本における販売会社または販売取扱会社が随時決定し、かつ申込人に申込前に通知する発行最低価額または口数とする。申込単位の詳細については、日本における販売会社または販売取扱会社に照会すること。

購入時の受益証券の口数は、小数第2位まで（小数点以下第3位で切上げまたは切下げの調整を行う。）で割り当てる。

$$A = \frac{B}{C}$$

A：購入したサブ・ファンドの割当予定ファンドの受益証券口数

B：購入したサブ・ファンドの受益証券に対して支払われた申込金額（申込手数料は除く。）

C：購入したサブ・ファンドの受益証券1口当たりの当該計算日における純資産価格

継続申込期間中ファンド証券1口当たりの販売価格は、原則として、名義書換事務代行会社が当該申込みを受領した取引日の1口当たりの純資産価格である。申込みが行われた取引日の翌取引日が国内約定日とみなされ、受渡しは、受益証券買付申込みが受領または受領されたとみなされる取引日（同日を含まない。）から原則として4取引日以内に行われる。ただし、日本における販売会社が投資者との間で別途取り決める場合を除く。なお、日本における販売会社における当該受渡しは、口座約款および購入申込契約書に基づくものとし、販売取扱会社であるS M B C 信託銀行における当該受渡しは、口座約款および累積投資約款に基づくものとする。また、日本における販売会社または販売取扱会社の定めるところにより、上記の払込期日以前に申込金額等の支払を投資者に依頼する場合がある。販売取扱会社であるS M B C 信託銀行は、通常、申込日に申込金額等の引落としを行う。

上記にかかわらず、ファンド証券について当初申込期間が設定されている場合において、当初申込期間中ファンド証券1口当たりの販売価格は、当初の発行価格で行われる。当初申込期間中の取得申込みについては、販売会社および販売取扱会社が定める条件に基づいて取り扱われる。

日本における販売会社または販売取扱会社は、ファンド証券の保管を日本における販売会社または販売取扱会社に委託し投資契約を締結した投資者に対し、取引報告書を交付する。代金の支払は、各販売会社または販売取扱会社が定めるところにより、関連するサブ・ファンドの各クラスの通貨または日本円によるものとし、S M B C 信託銀行に対しては、原則として、関連するサブ・ファンドの各クラスの通貨により行われるものとする。

クラスA 受益証券の購入（申込み）にあたって、上限3.30%（税抜3.00%）の申込手数料が課される。申込手数料の詳細については、日本における販売会社または販売取扱会社に照会すること。

（注1）管理会社、日本における販売会社または販売取扱会社が申込手数料について別途合意する場合には、それに従うものとし、上記と異なる取扱いをすることができる。

（注2）上記申込手数料に関わる「税」とは、消費税および地方消費税を示す。

（注3）申込手数料については、日本における販売会社または販売取扱会社の定める乗換優遇措置または償還乗換優遇措置を適用される場合がある。

（注4）販売取扱会社であるS M B C信託銀行において、米ドル建て受益証券、ユーロ建て受益証券および豪ドル建て受益証券を円資金から該当通貨に交換したうえで申し込む場合、別途、為替手数料が片道1円/往復2円（上限）かかる。各販売会社における取扱いについては各販売会社へ問い合わせること。

クラスB受益証券については、2010年6月30日をもって募集が停止され、2016年6月30日をもって、すべての受益証券が同一サブ・ファンドのクラスA受益証券に自動転換された。

なお、日本証券業協会の協会員である日本における販売会社または販売取扱会社は、ファンドの純資産が1億円未満となる等同協会の定める「外国証券の取引に関する規則」中の「外国投資信託受益証券の選別基準」にファンド証券が適合しなくなったときは、ファンド証券の日本における販売を行うことができない。

前記「(A) 海外における販売手続等」の記載は、適宜、日本における販売にも適用されることがある。

日本における販売会社または販売取扱会社の裁量で、購入の取扱いを一時的に停止する場合がある。

2【買戻し手続等】

(A) 海外における買戻し手続等

受益者は、いずれの関係取引日にも受益証券の買戻しを請求することができる。特定の取引日に1口当たり純資産価格により取り扱われる受益証券の買戻し請求は、当該サブ・ファンドの当該取引日のルクセンブルグ時間午前10時までに名義書換事務代行会社が受領していることを要し、当該日の当該時刻後に受領された申込みは、翌取引日に受領されたものとみなされる。

買戻しは、受益証券の買戻し請求が受領されたまたは受領されたとみなされる取引日に決定される当該クラス受益証券1口当たりの純資産価格に基づき行われる。当該サブ・ファンドについての規定に基づき、買戻し手数料を課すことができる。

当該取引についての十分な明細を記載した勘定明細書が受益者に対し発行され、送付される。

管理会社は、通常の場合にサブ・ファンドの受益証券の買戻しが受益者の請求に応じ速やかに行われるようにサブ・ファンドにおいて適切な流動性が維持されるよう確保する。

ある取引日において、いずれかのサブ・ファンドにつき、当該サブ・ファンドの当該取引日における発行済受益証券総数の10%を超える口数の受益証券に関する買戻し請求を受領した場合、管理会社は、かかる10%を超過しないよう、すべての買戻し請求を按分して繰り延べる権利を有する。また、当該サブ・ファンドの投資先である投資信託受益証券の買戻しが繰り延べられた場合にも、管理会社は、当該サブ・ファンドに関するすべての買戻し請求を按分して繰り延べる権利を有する。当該取引日に上記により削減された買戻し請求は、その後を受領された買戻し請求に優先して、翌取引日に実行される。ただし、常に10%の制限に服する。

買戻し価格の支払は、当該申込みが受領されたまたは受領されたとみなされる取引日後から当該サブ・ファンドについて特定される日数以内に行われる。受渡日が支払通貨の国において銀行営業日でない場合には、翌銀行営業日に受渡しが行われる。買戻し代金は、通常、関連受益証券クラスの通貨で支払われる。ただし、受益者の請求に応じて、買戻しのための為替業務が管理会社のために行為する名義書換事務代行会社から受益者へ提供される。外国為替取引に適用される変更の詳細（管理会社により留保される。）は、ファンドのために行為する管理会社からの要求に応じて提供される。通貨転換費用およびその他の関連費用は、関連投資家が負担する。

管理会社の取締役会（以下「取締役会」という。）は、約款の規定に従い、以下の者により、または以下の者のために、受益証券を取得または保有されないことを確実にするため、受益証券に制限を課すまたは緩和することができ、必要に応じ、受益証券の買戻しを要求することができる。

- () 国、政府または規制当局の法律または要件に違反する者(取締役、ファンド、投資運用会社または取締役会が決定するその他の者のうちいずれかが、当該違反の結果、不利益を被ったと取締役会が決定した場合)
- () 取締役会の見解において、管理会社またはファンド(場合による)に租税上の債務(特に、F A T C A、共通報告義務または類似規定の要件あるいはそれらの違反から発生する、規制上のまたは税務上の債務およびその他の税金債務を含む。)を負わせる状況にある者、または、国または規制当局の証券法、投資法もしくは類似の法律または要請に基づく登録義務を含め、管理会社および/またはファンドにおいて発生または負担しなかったであろう金銭的不利益を負わせる状況にある者、または
- () 取締役会の見解において、当該者が集中して保有することがファンドまたはそのサブ・ファンドのいずれかの流動性を悪化させる可能性のある者。

特に、米国人またはF A T C A上の特定の人物により、受益証券が実質的に所有されていることが取締役会の知るところとなった場合、取締役会は、当該受益証券の強制買戻しを実行する権利を有する。また、取締役会は、最低保有金額以下の保有価額または、受益者が特定の受益証券クラスに関する投資適格基準を満たさない場合、強制的な買戻しまたは転換を決定できる。取締役会はこの場合、受益者が保有する受益証券の実質的所有者であるか否かを判断するために必要と考えられる情報の提供を受益者に対し要求できる。

管理会社は、上記の状況および事態において、受益証券の強制買戻しを進めることを決定することができる。

2010年法に従い、以下の場合には受益証券の買戻しが禁止されている。

- () ファンドに保管受託銀行が存在しない期間
- () 保管受託銀行が清算手続きに入った場合または破産宣告を受けた場合または債権者との取り決め、支払いの停止もしくは管理統制を求めている場合または同様の手続きの対象となった場合

(B) 日本における買戻し手続等

日本における受益者は、いつでも買戻しを請求することができる。買戻し請求は、手数料なしで、各取引日に日本における販売会社または販売取扱会社を通じ、管理会社に対し行うことができる。ただし、日本において買戻し請求を取り扱うことが適当でないと代行協会が判断する日には、例外として買戻し請求の取扱いを行わない。

買戻し請求は、通常、原則として取引日の午後3時30分（日本時間）までに、日本における販売会社または販売取扱会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込み受付分とする。なお、日本における販売会社または販売取扱会社によっては異なる場合があるので、詳細は日本における販売会社または販売取扱会社に確認されたい。当該受付時間を過ぎた場合には、翌営業日の取扱いとする。申込日が取引日でない場合、管理会社に対する買戻し請求は、翌取引日の取扱いとする。

ファンド証券1口当たりの買戻し価格は、原則として、名義書換事務代行会社が買戻し請求を受領した取引日に計算される1口当たり純資産価格である。日本において、買戻し代金（および発生済・未払いの分配金）は、日本における販売会社または販売取扱会社を通じて、買戻し請求が行われ、または行われたとみなされる取引日（同日を含まない。）から原則として4取引日以内に支払われる。ただし、日本における販売会社が投資者との間で別途取り決める場合を除く。なお、日本における販売会社における当該受渡しは、口座約款および購入申込契約書に基づくものとし、販売取扱会社であるS M B C信託銀行における当該受渡しは、口座約款および累積投資約款の定めるところに従うものとする。代金の支払は、各販売会社または販売取扱会社が定めるところにより、関連するサブ・ファンドの各クラスの通貨または日本円によるものとし、S M B C信託銀行からは、原則として、関連するサブ・ファンドの各クラスの通貨により行われるものとする。ファンド証券の買戻しは1口以上100分の1口を単位とする。ただし、日本における販売会社はこれと異なる買戻し単位を定めることができる。買戻し単位の詳細については、日本における販売会社または販売取扱会社に照会すること。

買戻し代金は下記の計算式により算出する。

$$A = B \times C$$

A：買戻し時に支払われる買戻し代金

B：買戻しをするサブ・ファンドの受益証券口数

C：買戻しをするサブ・ファンドの受益証券1口当たりの当該計算日における純資産額

* B × Cによって算出されるAは、外貨の場合、小数第3位を四捨五入し、小数第2位まで求めた額となる。また、円貨の場合、1円未満の端数の取扱いについては、各日本における販売会社、販売取扱会社により適宜切上げ、切捨て等の調整を行う。

取引日における買戻し請求が管理会社の決定する各サブ・ファンドの発行済受益証券の総口数の一定割合を超過する場合には、管理会社により、当該レベルを超過することのないよう買戻し請求の全部または一部の処理が延期されることがある。かかる削減された当該取引日における買戻し請求は、常に上記制限を条件とし、翌取引日に優先的に受領される買戻し請求として取り扱われる。当該制限は、当該取引日に有効な買戻し請求を行ったすべての受益者に対して比例按分して適用され、各受益証券の買戻し請求の割合は、当該全受益者について平等である。

前記「(A) 海外における買戻し手続等」の記載は、適宜、日本における買戻しにも適用されることがある。

日本における販売会社または販売取扱会社の裁量で、換金の取扱いを一時的に停止する場合がある。

3 【ファンド証券の転換（スイッチング）】

(A) 海外における転換（スイッチング）

サブ・ファンドにおいて、以下に定める規定を逸脱することがある。

1つのサブ・ファンドの受益証券から他のサブ・ファンドの同一クラスの受益証券への転換、分配型受益証券から元本成長型受益証券への転換もしくはその逆の転換または同一のサブ・ファンドもしくは他のサブ・ファンドのクラスA受益証券との転換を希望する受益者は、原サブ・ファンドの取引日に、取消不能の転換請求書を名義書換事務代行会社に対し呈示することにより、受益証券の転換を請求することができる。当該請求書には、転換される受益証券の口数を指定するものとする。

転換により発行される口数は、適用ある取引日の当該サブ・ファンドの1口当たり純資産価格に基づき以下の通り決定される。

$$N1 = \frac{NAV2 \times N2}{NAV1}$$

N1： 転換後の受益証券の発行口数

N2： 転換請求される受益証券の口数

NAV1： 転換が請求される取引日の最大5営業日後に転換により発行される受益証券の1口当たり純資産価格。同一の取引日の転換請求により発行される受益証券はすべて同一の純資産価格で取引される。

NAV2： 転換により発行される受益証券の基準通貨にNAV1が計算される取引日の適用ある為替レートにより変換される転換が請求された取引日現在の転換請求される受益証券の1口当たり純資産価格

なお、管理会社は、転換により発行される受益証券の販売会社および販売取扱会社による端数処理等に対応するため、受益証券の発行を含むアレンジを行うことができる。

関係サブ・ファンドについてその旨規定される場合、転換手数料が適用される。

当該取引についての十分な明細を記載した勘定明細書が受益者に対し発行され、送付される。

(B) 日本における転換（スイッチング）

日本における転換とは、受益者が受益証券の買戻請求および購入申込みを以下の方法により一括して行う取引をいう。転換を取り扱うか否かは、日本における各販売会社または販売取扱会社に問い合わせること。

1つのサブ・ファンドの受益証券から他のサブ・ファンドの受益証券への転換を希望する受益者は、原サブ・ファンドの取引日に、受益証券の転換を請求することができる。転換請求は、転換される受益証券の口数を指定して行うものとする。転換は、原則として、各取引日に1口以上100分の1口単位、または、各販売会社または販売取扱会社が別途定める単位で行われる。ただし、保有するサブ・ファンドすべての転換を請求する場合、100分の1口以上100分の1口単位で行うことができる。

転換により発行される口数は、適用ある取引日の純資産価格に基づき以下の通り決定される。なお、管理会社は、転換により発行される受益証券の日本における販売会社および販売取扱会社による端数処理等に対応するため、受益証券の発行を含むアレンジを行うことができる。

（表示通貨が同じ場合）

$$N1 = \frac{(NAV2 \times N2)^{**}}{NAV1}$$

N1： 転換後の受益証券の発行口数

N2： 転換請求される受益証券の口数

NAV2： 転換請求される受益証券1口当たりの適用ある取引日現在の純資産価格

NAV1： 転換が請求される取引日の最大5営業日後に転換により発行される受益証券の1口当たり純資産価格。同一の取引日の転換請求により発行される受益証券はすべて同一の純資産価格で取引される。

* NAV2 × N2の値は外貨の場合小数第3位を四捨五入し、小数第2位まで求めたものを、また、円貨の場合1円未満を日本における販売会社及び販売取扱会社により適宜1円単位に調整した値をその後の計算に使用する。

** 当該受益証券が特定口座において譲渡所得の源泉徴収が行われる場合には、当該源泉徴収税額を控除した後の価格とする。

（表示通貨が異なる場合）

$$N1 = \frac{(NAV2 \times N2)^{****}}{NAV1} \times E$$

N1： 転換後の受益証券の発行口数

N2： 転換請求される受益証券の口数

- NAV2： 転換請求される受益証券1口当たりの適用ある取引日現在の純資産価格
- NAV1： 転換が請求される取引日の最大5営業日後に転換により発行される受益証券の1口当たり純資産価格。同一の取引日の転換請求により発行される受益証券はすべて同一の純資産価格で取引される。
- E： 算出された金額を適用ある取引日の為替レート*により転換後の受益証券の表示通貨額に換算するための換算係数

* 転換する原受益証券と新受益証券の表示通貨が異なる場合の換算レートは、原則として、日本における受渡日（申込日から最大5営業日後の間、通常5営業日目。）の東京外国為替市場の外国為替相場に準拠した販売会社または販売取扱会社が決定するレートとする。かかる為替レートは、転換請求を行った日の為替レートと大きく乖離することがあり、受益者に有利にも不利にも変動することがある。

為替取引における利益相反

日本における販売会社または販売取扱会社は、ファンドの申込みに関する為替取引において、相手方として参加する場合がある。したがって、これらの当事者の利益がファンドまたは投資家の利益と対立する場合が考えられる。各当事者は、常にファンドに対するそれぞれの責任を考慮し、かかる取引が、独立企業間の取引として交渉された通常の条件で公正な取引を行うことを確認するものとする。

** NAV2×N2の値は外貨の場合小数第3位を四捨五入し、小数第2位まで求めたものを、また、円貨の場合1円未満を日本における販売会社および販売取扱会社により適宜1円単位に調整した値をその後の計算に使用する。

*** 日本における販売会社および販売取扱会社は、サブ・ファンドの表示通貨の異なるクラスA受益証券との間における転換について上限1.10%（税抜1.0%）の転換手数料を受領する権利を有する。販売取扱会社であるSMB C信託銀行における転換については、転換手数料は賦課されない。

**** 当該受益証券が特定口座において譲渡所得の源泉徴収が行われる場合には、当該源泉徴収税額を控除した後の価格とする。

当該取引についての十分な明細を記載した取引報告書が受益者に対し発行され、送付される。

受益証券の転換請求後、注文執行中に当該転換請求を取り消すことはできない。

なお、インターネットでは、転換手続は取扱われない。日本における販売会社または販売取扱会社の裁量で、転換の取扱いを一時的に停止する場合がある。

4【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

() 純資産価格の計算

各クラスの受益証券1口当たり純資産価格は、当該サブ・ファンドまたはクラスの通貨建てで表示される。

各クラスの受益証券の1口当たりの純資産価格は、各取引日に、当該クラスの資産から当該クラスに属する負債（管理会社により必要または受当とみなされた一切の引当金を含む。）を控除した額を当該クラスの発行済み受益証券の総数で割ることにより、管理会社により、管理会社の裁量で決定される。可能な限り、投資収益、未払利息、手数料およびその他の負債（管理報酬を含む。）は、日々発生するものとして扱われる。

各サブ・ファンドの資産は、当該サブ・ファンドの受益者の利益のためにのみ投資されるものとし、また、特定のサブ・ファンドの資産は、当該サブ・ファンドの負債、コミットメントおよび債務に対してのみ会計処理されるものとする。

各サブ・ファンドの資産および負債を決定するため、各サブ・ファンドの資産プールは、以下の方法で設定される。

(a) 各サブ・ファンドの受益証券発行からの手取金は、ファンドの帳簿上、当該サブ・ファンドのための資産プールに計上され、各サブ・ファンドに帰属する資産、負債、収益および支出は、本条項に従い当該プールに計上される。

- (b) 一定の資産から他の資産が生じた場合、当該派生資産は、ファンドの帳簿上、派生前の資産プールと同一のプールに計上され、価額の増加または減少は、資産の再評価時に、当該プールに計上される。
- (c) 特定のプールの資産に関連して、ファンドに債務が生じた場合、当該債務は、当該プールに帰属させる。
- (d) ファンドの資産や債務が特定のプールに帰属するものと判断できない場合、かかる資産や債務は、関連するサブ・ファンドの純資産総額の割合に応じてすべてのプール間において配分される。
- (e) 各サブ・ファンドについて宣言される分配金の受領権者の決定のための基準日に、当該サブ・ファンドの受益証券の純資産価格は、当該分配金の金額分だけ減少させる。

管理会社は、各サブ・ファンドについて、当該サブ・ファンドの特定の投資方針に従いその資産が共同投資される一または複数のクラスを設定することを決定できるが、各クラスには特定の特徴を追加することができる。こうした変動要因により異なる別個の受益証券1口当たり純資産価格が、各クラスについて算出される。同一サブ・ファンドについて、一または複数のクラスが設定された場合、当該クラスに関し、(適切な場合)上記の配分規定が適用される。

いずれかの取引日において、クラス受益証券1口当たりの純資産価格が、通信手段の一時的故障またはサブ・ファンドの投資対象の市場相場が一時的に入手不可能となったことにより、決定不可能な場合、管理会社は、発行価格および買戻価格の決定のため、前取引日に決定された各サブ・ファンドの受益証券1口当たりの純資産価格を用いることができるものとする。

以下の2段落は2026年4月16日から効力を有する。

希薄化

サブ・ファンドは単一価格方式であり、投資対象の売買に伴う取引コスト、およびサブ・ファンドの購入、買戻しおよび/または転換に伴う当該投資対象の買値と売値のスプレッドにより、価値が減少する可能性がある。これを「希薄化」という。希薄化に対処し、受益者の利益を保護するため、管理会社は適用法令の範囲内で、日々の評価方針の一環として「スイング・プライシング」を適用する。これは、サブ・ファンドの投資対象の清算または購入により発生する取引費用およびその他の費用の影響が重大であるとみなされる場合に、これらの影響に対処するため、管理会社が特定の状況において1口当たり純資産価格の計算を調整することを意味する。当該調整の計算においては、推定市場スプレッド(投資対象証券の買値と売値の差)、課税(取引税など)、手数料(決済費用または取引手数料など)および投資対象の取得または処分に関連するその他の取引費用の影響に対する引当金が考慮される場合がある。

希薄化調整

通常取引において、希薄化調整の適用は機械的かつ一貫した基準に基づいて行われる。

シュローダー・グループのプライシング・コミティは、管理会社に対してサブ・ファンドの希薄化調整の適切なレベルおよびスイング・プライシングを適用すべき閾値について勧告を行うが、当該価格調整に関する最終的な責任は管理会社が負う。

希薄化調整の必要性は、各取引日にサブ・ファンドが受けた購入申込、転換および買戻しの純額による。したがって、管理会社は、サブ・ファンドの純現金変動が一定の閾値を超えた場合に、希薄化調整を行う権利を留保する。

また、管理会社は、その判断において受益者の利益になると認める場合、裁量による希薄化調整を実施することができる。

希薄化調整は、取引日にあるサブ・ファンドにおける取引の全体水準が上記の閾値を超えた場合、当該取引日の当該サブ・ファンドのすべての購入、買戻し、および/または転換に適用される。

希薄化調整において、サブ・ファンドへの純資金流入がある場合は1口当たり純資産価格は上昇し、純資金流出がある場合は1口当たり純資産価格は下落する。サブ・ファンドの各クラス受益証券の1口当たり純資産価格は個別に算出されるが、希薄化調整による各クラス受益証券の1口当たり純資産価格への影響はパーセンテージで表すと均一である。

希薄化はサブ・ファンドへの資金流入およびサブ・ファンドからの資金流出に関連するため、将来の特定の時点に希薄化が発生するかどうかを正確に予測することはできない。また、管理会社がこうした希薄化調整をどの程度の頻度で行う必要があるかを正確に予測することもできない。

スイング・プライシングはサブ・ファンドごとに異なり、通常の市況では、取引日の当該サブ・ファンドの調整前1口当たり純資産価格の2%を超えることは想定されていない。ただし、異常または例外的な市況(大幅な市場変動、市場混乱もしくは著しい景気後退、テロ攻撃、戦争もしくはその他の戦闘行為、パンデミック、その他の健康危機または自然災害など)においては、管理会社は、受益者の最善の利益にかなうと判断される場合、一時的にサブ・ファンドの純資産価額の2%を超える調整を決定することがある。純資産価額の2%を超える調整が決定された場合は、以下のウェブサイト(www.schroders.com)で公表される。サブ・ファンドが投資するシュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンドのサブ・ファンドのレベルで希薄化調整がすでに適用されているため、現在、ファンドがすべてのサブ・ファンドに希薄化調整を適用することは想定されていない。

当該サブ・ファンドについて別途に定められる場合を除き、各サブ・ファンドの資産は、以下の通り評価される。

- (a) 手元現金または現金預金、為替手形および一覧払い約束手形、売掛金、前払費用、上記の通り宣言または発生したが受領されていない現金配当および利息の評価額は、その全額が支払われないかまたは受領されない場合(かかる場合は、その評価額は、管理会社はその真の価値を反映する適切な割引を行った後の価額とする。)を除き、その全額とみなされる。
- (b) 通常、サブ・ファンドの投資対象は、当該投資対象が取引され、相場が立ちまたは処理されている証券市場における当該証券の最終取引価格または入手可能な最終仲値(最終の買い呼び値および売り呼び値の中間値)を基準として評価される。
- (c) サブ・ファンドの投資対象が証券取引所に上場されており、かつかかる投資対象が上場されている証券取引所以外のマーケット・メーカーにより取引されている場合、管理会社は、当該投資対象の主たる市場を決定し、当該投資対象は、かかる市場における入手可能な最終価格で評価される。
- (d) いずれの証券取引所においても相場が立っておらずまた取引されていないが、その他の規制市場において取引されている有価証券は、第(b)項において記載されている方法にできる限り類似した方法で評価される。
- (e) サブ・ファンドにより保有されているいずれかの有価証券について、相場が入手できない場合、または上記第(b)項および第(d)項に従い決定された評価額が当該有価証券の適正な市場価格を表していない場合、当該有価証券の評価額は、慎重かつ誠実に決定された合理的に予測可能な売却価格を基準とする。
- (f) オープン・エンド型投資信託の受益証券は、最終報告純資産価格を基準として評価される。最終報告純資産価格は、管理会社により決定される調整方法により、報告日以降の相場変動を反映すべく調整されることがある。
- (g) その他のすべての資産および負債は、一般に認められている評価原則および手続に従い、管理会社により誠実に決定される各々の適正価額で評価される。

基準通貨建てではないすべての資産および負債は、評価時点またはその近い時点の当該通貨の外国為替市場の実勢レートを参考に換算されるものとする。

管理会社は、毎日の1口当たり純資産価格を決定するために、J.P.モルガン・エスイー、ルクセンブルグ支店を任命している。

各クラスに関する毎日の1口当たり純資産価格は、各取引日に管理会社および保管受託銀行の事務所において入手することができる。

() 純資産価格の決定の停止

管理会社は、次の場合において各サブ・ファンドの1口当たり純資産価格の決定を一時的に停止することができ、その結果として、サブ・ファンドの受益証券の販売、買戻しおよび転換を一時的に停止することができる。

- 1) 各サブ・ファンドの資産の相当部分の評価の基礎を提供する一もしくは複数の証券取引所もしくは市場、または各サブ・ファンドの資産の相当部分の表示通貨を取引する一もしくは複数の外国為替市場が通常の休日以外の日閉鎖され、または、取引が制限もしくは停止された場合。
- 2) 政治的、経済的、軍事的もしくは通貨上の事由のため、または管理会社の責任および監督が及ばない何らかの状況が生じた結果、受益者の利益に重大な損害を及ぼすことなく、各サブ・ファンドの資産の処分が正当にまたは正常に実行できない場合、または管理会社の取締役会の意見によれば、買戻価格が適正に算出できない場合。
- 3) 各サブ・ファンドの組入証券の評価を行うため通常使用されている通信機能またはコンピューター設備が故障している場合、または何らかの理由で各サブ・ファンドの資産の評価が要求される通り迅速かつ正確に確定できない場合。
- 4) 為替規制または資金の移動に影響を与えるその他の規制の結果、ファンドの組入証券の取引が実行不可能な場合、または各サブ・ファンドの資産の購入および売却が通常の為替レートでは実行できない場合。
- 5) 当該サブ・ファンドの組入証券の重要な部分を形成するオープン・エンド型投資信託の受益証券の価格を決定することが不可能な場合(特に、かかる投資信託の純資産価格の決定が停止された場合)。

かかる停止は、販売、買戻しおよび転換(該当する場合)を行う受益者に通知され、管理会社および保管受託銀行の事務所で公表され、必要とみなされる場合または法律により要求される場合には新聞一紙およびR E S Aに公告される。

() マーケット・タイミングおよび頻繁な取引方針

管理会社は、すべての受益者の利益に悪影響を及ぼす可能性があるため、マーケット・タイミングまたは頻繁な売買に関連する取引行為を故意に許容することはない。

本項の目的上、マーケット・タイミングとは、(当該行為が、いかなる時点においても、一名または複数名によるか、単一または個別に行われるかにかかわらず) 裁定取引またはマーケット・タイミングの機会を通じて利益を求め、または求めていると合理的に考えられる、様々なクラスの受益証券の購入、転換または買戻しを意味する。頻繁な取引とは、(当該行為が、いかなる時点においても、一名または複数名によるか、単一または個別に行われるかにかかわらず) その頻度または規模により、合理的に考えてサブ・ファンドの他の受益者の利益を損なうとみなしうるほどサブ・ファンドの運営費用を増加させる、様々なクラスの受益証券の購入、転換または買戻しを意味する。

したがって、管理会社は、適切とみなす場合はいつでも、以下のいずれかまたは両方の措置を管理会社の実施することを決定することができる。

- 管理会社は、個人または個人のグループがマーケット・タイミングの慣行に関与しているとみなすことができるかどうかを確認する目的で、共通の所有権または管理下にある受益証券をまとめることができる。したがって、管理会社は、名義書換事務代行会社に、管理会社がマーケット・タイマーまたは高頻度トレーダーとみなす投資家からの受益証券の転換および/または購入の申込を拒否させる権利を留保する。
- サブ・ファンドが、当該サブ・ファンドの評価時点で営業時間外である市場に主に投資している場合、管理会社は、市場のボラティリティが高い期間、前記「第二部 ファンド情報、第2 管理及び運営、4 資産管理等の概要、(1) 資産の評価、() 純資産価格の計算」の規定の適用を除外することにより、評価時点でサブ・ファンドの投資の公正価値をより正確に反映するように1口当たり純資産価格を調整することができる。

管理会社は、公正価値評価の分析を行うために独立した代理人を利用している。評価時点におけるポートフォリオの公正価値を反映するためのサブ・ファンドの1口当たり純資産価格の調整は、自動化プロセスで行われる。調整係数は、日々、各資産レベルで、独立した入手先からの市場価格に対して適用される。調整プロセスは、関連する評価時点で取引を終了しているすべての株式市場を対象とし、当該市場にエクスポージャーを有するすべてのサブ・ファンドは公正価値で評価される。公正価値評価を適用するにあたり、管理会社は関連するすべてのサブ・ファンドにおいて確実に一貫した価格が適用されるよう努めている。現在、債券およびその他の資産クラスは公正価値評価の対象ではない。

上記のとおり調整が行われる場合、同じサブ・ファンドのすべてのクラスに一貫して調整が適用される。

(2)【保管】

受益証券または確認書は、受益者の責任において保管される。日本の投資者に販売されるファンド証券については、記名式の券面は発行されず、保管受託銀行は、日本における販売会社を名義人とする確認書を日本における販売会社に交付する。受益者に対しては、日本における販売会社または販売取扱会社から受益証券の取引残高報告書が交付される。ただし、受益者が記名式券面の発行を特に請求する場合は、外国為替管理法上の許可が必要なときはこれを得て、自己の責任においてこれを保管する。

(3)【信託期間】

ファンドおよびサブ・ファンドの存続期間は、無期限である。

(4)【計算期間】

ファンドおよびサブ・ファンドの決算日は、毎年9月30日である。ファンドの財務書類の作成には、ルクセンブルグにおいて一般に認められた会計原則が適用される。

(5)【その他】

(1) 発行限度額

受益証券の発行限度額については特に定めがなく随時発行することができる。

(2) ファンドおよびサブ・ファンドの解散

ファンドは、管理会社および保管受託銀行の合意により、いつでも、解散することができる。さらに、ファンドは、ルクセンブルグ法により要求される場合に解散する。解散通知は、ルクセンブルグのRESAおよび管理会社と保管受託銀行が共同で決定する適切な発行部数をもつ少なくとも3つの新聞に公告されるものとする。ただし、そのうち少なくとも1紙はルクセンブルグの新聞でなければならない。

管理会社は、清算する場合、受益者の最大の利益に資するようファンドの資産を売却し、保管受託銀行は、管理会社の指示に従って、受益者に対しその持分に応じて(清算にかかる全経費を控除後の)純清算手取金を分配する。ルクセンブルグ法に規定されたように、清算手取金の受領のために呈示されなかった受益証券に相当する清算手取金は、消滅時効期間の経過するまでルクセンブルグの預託機関に預託される。ファンドが解散に至るような状況が発生した場合はすみやかに、受益証券の発行は禁止され、発行された場合には無効となる。受益証券の買戻しは、受益者の公平な取扱いが確保される限り、行うことができる。

ファンドまたはサブ・ファンドの解散は、受益者またはその相続人もしくは実質的受益者から請求することができない。

管理会社は、保管受託銀行との合意により、()いつでもサブ・ファンドを解散することができ、当該サブ・ファンドの受益者は、当該サブ・ファンドの資産の売却純手取金の分配を受け、または()いつでもサブ・ファンドを解散することができ、他のサブ・ファンドに、解散されるサブ・ファンドの資産を拠出し、他のサブ・ファンドの受益証券を、解散されるサブ・ファンドの受益者に分配することができる。上記()の解散および拠出しは、当該解散されるサブ・ファンドの規模、サブ・ファンドに影響を与える経済的または政治的状況の変化により正当化される場合または関連受益者の最大の利益を確保するためにのみ行うことができる。

上記()に記載される解散の場合、解散の効力発生日は、郵便で受益者に通知される。上記()のサブ・ファンドの解散および拠出しの場合、当該ファンドの全受益者には解散の1か月前に郵便により通知するものとする。サブ・ファンドの解散の効力発生日まで、受益者は、サブ・ファンドの解散により生ずる費用をカバーする引当金額を反映した適用ある純資産価格で、当該受益証券の買戻しまたは転換を継続することができる。

(3) ワラント、新受益証券引受権またはオプションの発行

管理会社は、ワラント、新受益証券引受権またはオプションを発行して、受益者にファンド証券を買付ける権利を付与しない。

(4) 約款の変更

管理会社は、保管受託銀行の承認を得て、約款の全部または一部をいつでも修正することができる。変更は、約款の変更が商業および法人登記所に預託された旨の公告が R E S A に掲載された時点または約款の変更の規定されたその他の日に発効する。

日本においては、約款の重要事項の変更は、公告され、日本の受益者に通知される。

(5) 関係法人との契約の更改等に関する手続

投資運用契約

本契約各当事者は、別段の合意がない限り、他方当事者に対し3か月前までに書面で通知することにより、本契約をいつでも終了させることができる。

包括的保管契約

各当事者は、相手方当事者に、解約の2か月以上前に、書面による通知により、本契約を解約することができる。

本契約は、ルクセンブルグ法に準拠して、同法に従い解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

ファンド・アカウント契約

本契約は、いずれかの当事者からの90日以上前の書面通知により解約することができる。

本契約は、ルクセンブルグの法律に準拠し、同法に従い解釈されるものとする。

代行協会員契約

本契約は、本契約のいずれかの当事者が3か月前に他の当事者に対し、書面により解約を通知するまで有効に存続する。

本契約は、日本国の法律に準拠し、同法に従い解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

受益証券販売・買戻契約(極東証券以外)

本契約は、一当事者が他の全当事者に対し、書面による通知を3か月前になすことによりこれを解約することができる。

本契約は、日本国の法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

受益証券販売・買戻契約(極東証券)

本契約は、一当事者が他の当事者に対し、書面による通知を30日前になすことによりこれを解約することができる。

本契約は、ルクセンブルグの法律に準拠し、同法により解釈されるものとする。

為替オーバーレイ契約

本契約は、為替オーバーレイ業務提供会社が書面による通知を6か月前になすこと、および管理会社が書面による通知を1営業日前になすことによりこれを解約することができる。管理会社の重大な違反が30日を超えて継続しているか、または支払不能となった場合、為替オーバーレイ業務提供会社は、直ちに業務を停止することができる。

本契約は、英国の法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

ルクセンブルグ現地事務契約

登録・名義書換事務代行業務につき規定する本契約は、便宜上、管理会社による12か月前の書面による通知をなすことで終了されるまで継続する。本契約は、便宜上、名義書換事務代行会社からは終了できない。本契約の一方の当事者が、重大なもしくは継続して違反をしているか、または支払不能である等の特定の場合、他方当事者は、直ちに業務を停止することができる。また、管理会社は、投資者の利益のため必要な場合、直ちに業務を停止することができる。

本契約は、ルクセンブルグの法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

(6) 新サブ・ファンドの設定

管理会社は、随時保管受託銀行の同意を得て、ファンドの英文目論見書にその別紙を追加することにより新しいサブ・ファンドを設定することができる。

5【受益者の権利等】

（１）【受益者の権利等】

受益者に対する優遇措置は、一切存在しない。受益者の権利については、本書および約款に記載される。すべての受益者は、同一の条件に基づきサブ・ファンドの受益証券の申込みを行う。

受益者がファンドに関する受益権を直接行使するためには、ファンド証券の名義人として受益者名簿に登録されていなければならない。

したがって、日本における販売会社または販売取扱会社にファンド証券の保管を委託している日本の受益者は、受益者名簿に登録されていないため、ファンドに関する受益権を直接行使することはできない。これらの日本の受益者は日本における販売会社または販売取扱会社との間の口座約款に基づき日本における販売会社または販売取扱会社をして受益権を自己に代わって行使させることができる。ファンド証券の保管を日本における販売会社または販売取扱会社に委託しない日本の受益者は、自らの手配で、また本人の責任において権利行使を行う。

受益者の有する主な権利は次の通りである。

（ ）分配請求権

受益者は、ファンドのために行為する管理会社の決定した分配金を、持分に応じて管理会社に請求する権利を有する。期日から５年以内に請求されなかった分配金は、失効し、ファンドに返金される。

（ ）買戻請求権

受益者は、いつでも販売会社を通じてファンド証券の買戻しを管理会社に請求することができる。

（ ）残余財産分配請求権

ファンドが解散される場合、受益者はファンドのために行為する管理会社に対し、その持分に応じて残余財産の分配を請求する権利を有する。

（注）受益者は、約款に基づき受益者集会を開催する権利を有していない。なお、受益者の管理会社または保管受託銀行に対する請求権は、かかる請求権を生じさせる事由発生日の５年後に失効する。

仲介者を通じた投資における受益者の権利

管理会社は、投資家に対して、投資家がファンドに直接的に受益者の権利を完全に行使できるのは、投資家自身が登録されており、かつ投資家自身の名前が受益者名簿に記録されている場合に限られるという事実を注意喚起する。投資家が販売会社を通じてファンドに投資している場合、または投資家に代わり自己名義でファンドに投資しているノミニーによる場合、投資家がファンドに対して特定の受益者の権利を直接行使すること、または純資産価額の計算間違いおよびノもしくはサブ・ファンドのレベルでの投資ルールの不遵守およびノもしくはその他の間違いが発生した場合にファンドから直接補償を受けることが、必ずしも可能とは限らない。投資家はその権利について助言を受けることが推奨される。

（２）【為替管理上の取扱い】

受益証券の分配金、買戻代金等の送金に関して、ルクセンブルグにおける外国為替管理上の制限はない。

（３）【本邦における代理人】

東京都千代田区丸の内二丁目６番１号 丸の内パークビルディング

森・濱田松本法律事務所外国法共同事業

上記代理人は、管理会社から日本国内において、

- 1) 管理会社またはファンドに対するルクセンブルグおよび日本の法律上の問題ならびに日本証券業協会の規則上の問題について的一切の通信、請求、訴状、その他の訴訟関係書類を受領する権限、および

2) 日本におけるファンド証券の募集、販売、買戻しおよび転換の取引に関する一切の紛争、見解の相違に関する一切の裁判上、裁判外の行為を行う権限を委任されている。

また、日本国関東財務局長に対するファンド証券の募集に関する届出および継続開示に関する代理人および金融庁長官に対する届出に関する代理人は、

弁護士 大西 信治

東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング

森・濱田松本法律事務所外国法共同事業

である。

(4) 【裁判管轄等】

日本の投資者が取得したファンド証券の取引に関連する訴訟の裁判管轄権を下記の裁判所が有することを管理会社は承認している。

東京地方裁判所 東京都千代田区霞が関一丁目1番4号

確定した判決の執行手続は、関連する法域の適用法律に従って行われる。

第3【ファンドの経理状況】

- a. ファンドの直近2会計年度の日本文の財務書類は、ルクセンブルグにおける諸法令および一般に認められた会計原則に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものである。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第328条第5項ただし書の規定の適用によるものである。
- b. ファンドの原文の財務書類は、外国監査法人等(公認会計士法(昭和23年法律第103号)第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。)であるケーピーエムジー オーディット エス・アー・エル・エルから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの(訳文を含む。)が当該財務書類に添付されている。
- c. ファンドの原文の財務書類は日本円、ユーロ、米ドルおよび豪ドルで表示されている。日本文の財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されている。日本円による金額は、株式会社三菱UFJ銀行の2025年12月30日現在における対顧客電信売買相場の仲値(1ユーロ=184.33円、1米ドル=156.56円、1豪ドル=104.82円)を使用して換算された円換算額が併記されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。

1【財務諸表】

(1)【2025年9月30日終了年度】

【貸借対照表】

シュローダー・セレクション

結合純資産計算書

2025年9月30日現在

	シュローダー・セレクション ユーロ・シリーズ ユーロ・バランス		シュローダー・セレクション ユーロ・シリーズ ユーロ・ボンド	
	ユーロ	千円	ユーロ	千円
資産				
投資有価証券取得原価	18,182,036	3,351,495	17,540,354	3,233,213
未実現利益 / (損失)	5,699,998	1,050,681	2,976,370	548,634
投資有価証券時価	23,882,034	4,402,175	20,516,724	3,781,848
現金預金およびブローカー現金	253,066	46,648	213,173	39,294
担保未収金	10,636	1,961	2,209	407
未収申込金	-	-	57	11
為替予約契約に係る未実現利益	6,186	1,140	3,763	694
その他の資産	-	-	-	-
資産合計	24,151,922	4,451,924	20,735,926	3,822,253
負債				
未払買戻金	28,825	5,313	21,893	4,036
未払管理報酬	25,096	4,626	14,558	2,683
為替予約契約に係る未実現損失	13	2	-	-
その他の負債	52,801	9,733	39,457	7,273
負債合計	106,735	19,674	75,908	13,992
純資産総額	24,045,187	4,432,249	20,660,018	3,808,261

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

シュローダー・セレクション

結合純資産計算書（続き）

2025年9月30日現在

	シュローダー・セレクション ユーロ・シリーズ ユーロ・エクイティ		シュローダー・セレクション ユーロ・シリーズ ヨーロッパ・サステナブル	
	ユーロ	千円	ユーロ	千円
資産				
投資有価証券取得原価	16,491,384	3,039,857	8,186,995	1,509,109
未実現利益 / (損失)	11,770,317	2,169,623	1,347,045	248,301
投資有価証券時価	28,261,701	5,209,479	9,534,040	1,757,410
現金預金およびブローカー現金	322,527	59,451	99,083	18,264
担保未収金	11,182	2,061	2,539	468
未収申込金	101,893	18,782	-	-
為替予約契約に係る未実現利益	10,735	1,979	21,689	3,998
その他の資産	76	14	43	8
資産合計	28,708,114	5,291,767	9,657,394	1,780,147
負債				
未払買戻金	-	-	9,976	1,839
未払管理報酬	35,363	6,518	12,413	2,288
為替予約契約に係る未実現損失	389	72	26	5
その他の負債	64,650	11,917	41,958	7,734
負債合計	100,402	18,507	64,373	11,866
純資産総額	28,607,712	5,273,260	9,593,021	1,768,282

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

シュローダー・セレクション

結合純資産計算書(続き)

2025年9月30日現在

	シュローダー・セレクション グローバル・シリーズ コモディティ		シュローダー・セレクション グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールド	
	米ドル	千円	米ドル	千円
資産				
投資有価証券取得原価	6,002,781	939,795	57,088,653	8,937,800
未実現利益/(損失)	712,738	111,586	19,943,642	3,122,377
投資有価証券時価	6,715,519	1,051,382	77,032,295	12,060,176
現金預金およびブローカー現金	46,281	7,246	1,235,004	193,352
担保未収金	409	64	7,260	1,137
未収申込金	13,731	2,150	100,623	15,754
投資有価証券売却未収金	53,519	8,379	-	-
為替予約契約に係る未実現利益	2,039	319	45,218	7,079
その他の資産	25	4	1,273	199
資産合計	6,831,523	1,069,543	78,421,673	12,277,697
負債				
未払買戻金	-	-	152,517	23,878
未払管理報酬	8,774	1,374	67,940	10,637
為替予約契約に係る未実現損失	9,032	1,414	77,678	12,161
その他の負債	17,388	2,722	161,891	25,346
負債合計	35,194	5,510	460,026	72,022
純資産総額	6,796,329	1,064,033	77,961,647	12,205,675

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

シュローダー・セレクション

結合純資産計算書(続き)

2025年9月30日現在

	シュローダー・セレクション グローバル・シリーズ ウェルス・プリザベーション		シュローダー・セレクション グローバル・シリーズ イールド・エクイティ	
	ユーロ	千円	米ドル	千円
資産				
投資有価証券取得原価	5,298,228	976,622	28,241,009	4,421,412
未実現利益/(損失)	1,445,198	266,393	17,344,572	2,715,466
投資有価証券時価	6,743,426	1,243,016	45,585,581	7,136,879
現金預金およびブローカー現金	64,091	11,814	525,503	82,273
担保未収金	8,613	1,588	379	59
未収申込金	-	-	118,858	18,608
投資有価証券売却未収金	-	-	-	-
為替予約契約に係る未実現利益	12,145	2,239	32	5
その他の資産	-	-	564	88
資産合計	6,828,275	1,258,656	46,230,917	7,237,912
負債				
未払買戻金	-	-	17,426	2,728
未払管理報酬	8,164	1,505	47,713	7,470
為替予約契約に係る未実現損失	4	1	9,608	1,504
その他の負債	29,615	5,459	103,600	16,220
負債合計	37,783	6,965	178,347	27,922
純資産総額	6,790,492	1,251,691	46,052,570	7,209,990

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

シュローダー・セレクション

結合純資産計算書(続き)

2025年9月30日現在

	シュローダー・セレクション ニューマーケット・シリーズ アジア・ボンド		シュローダー・セレクション ニューマーケット・シリーズ BIC・エクイティ	
	米ドル	千円	米ドル	千円
資産				
投資有価証券取得原価	8,550,324	1,338,639	8,690,351	1,360,561
未実現利益/(損失)	5,634,308	882,107	4,280,012	670,079
投資有価証券時価	14,184,632	2,220,746	12,970,363	2,030,640
現金預金およびブローカー現金	182,852	28,627	182,461	28,566
担保未収金	-	-	-	-
未収申込金	-	-	3,000	470
投資有価証券売却未収金	-	-	84,501	13,229
為替予約契約に係る未実現利益	16	3	1	0
その他の資産	-	-	301	47
資産合計	14,367,500	2,249,376	13,240,627	2,072,953
負債				
担保未払金	5,369	841	1,978	310
未払買戻金	-	-	85,264	13,349
未払管理報酬	15,153	2,372	16,133	2,526
為替予約契約に係る未実現損失	3,389	531	9,449	1,479
その他の負債	32,134	5,031	30,477	4,771
負債合計	56,045	8,774	143,301	22,435
純資産総額	14,311,455	2,240,601	13,097,326	2,050,517

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

シュローダー・セレクション

結合純資産計算書(続き)

2025年9月30日現在

	シュローダー・セレクション ニューマーケット・シリーズ エマージング・ボンド		シュローダー・セレクション ニューマーケット・シリーズ グレーター・チャイナ・ エクイティ	
	米ドル	千円	米ドル	千円
資産				
投資有価証券取得原価	3,081,213	482,395	20,528,342	3,213,917
未実現利益/(損失)	961,352	150,509	8,211,671	1,285,619
投資有価証券時価	4,042,565	632,904	28,740,013	4,499,536
現金預金およびブローカー現金	66,530	10,416	256,971	40,231
担保未収金	-	-	1,899	297
未収申込金	67	10	44,188	6,918
投資有価証券売却未収金	-	-	-	-
為替予約契約に係る未実現利益	1	0	555	87
その他の資産	-	-	2	0
資産合計	4,109,163	643,331	29,043,628	4,547,070
負債				
担保未払金	7,670	1,201	-	-
未払買戻金	-	-	18,435	2,886
未払管理報酬	4,956	776	35,093	5,494
為替予約契約に係る未実現損失	1,930	302	14,895	2,332
その他の負債	14,057	2,201	131,710	20,621
負債合計	28,613	4,480	200,133	31,333
純資産総額	4,080,550	638,851	28,843,495	4,515,738

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

シュローダー・セレクション

結合純資産計算書(続き)

2025年9月30日現在

	結合 [†]	
	ユーロ	千円
資産		
投資有価証券取得原価	178,314,693	32,868,747
未実現利益/(損失)	71,876,453	13,248,987
投資有価証券時価	250,191,146	46,117,734
現金預金およびブローカー現金	3,078,118	567,389
担保未収金	43,654	8,047
未収申込金	340,900	62,838
投資有価証券売却未収金	117,589	21,675
為替予約契約に係る未実現利益	95,295	17,566
その他の資産	1,963	362
資産合計	253,868,665	46,795,611
負債		
担保未払金	12,793	2,358
未払買戻金	293,829	54,161
未払管理報酬	262,376	48,364
為替予約契約に係る未実現損失	107,762	19,864
その他の負債	647,022	119,266
負債合計	1,323,782	244,013
純資産総額	252,544,883	46,551,598

† ユーロで表示されている結合純資産計算書の合計に関して、ユーロ以外の通貨で表示された資産および負債は、2025年9月30日における下記の為替レートで換算されている。

1ユーロ = 1.1738米ドル

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

【損益計算書】

シュローダー・セレクション
 結合運用計算書および純資産変動計算書
 2025年9月30日終了年度

	シュローダー・セレクション ユーロ・シリーズ ユーロ・バランス		シュローダー・セレクション ユーロ・シリーズ ユーロ・ボンド	
	ユーロ	千円	ユーロ	千円
期首現在純資産	22,339,014	4,117,750	20,532,263	3,784,712
収益				
銀行利息	2,543	469	2,889	533
収益合計	2,543	469	2,889	533
費用				
管理報酬	272,768	50,279	163,920	30,215
管理事務報酬	4,895	902	4,761	878
年次税	54	10	85	16
保管報酬	2,780	512	1,994	368
受益者サービス報酬	181,845	33,519	92,207	16,997
運用費用	20,458	3,771	18,441	3,399
費用合計	482,800	88,995	281,408	51,872
投資純利益 / (損失)	(480,257)	(88,526)	(278,519)	(51,339)
以下に係る実現純利益 / (損失) :				
投資有価証券売却 #	1,084,197	199,850	136,990	25,251
為替予約契約 #	(299,180)	(55,148)	(188,199)	(34,691)
外国為替	(192)	(35)	(42)	(8)
当期実現純利益 / (損失)	784,825	144,667	(51,251)	(9,447)
以下に係る未実現利益 / (損失) の純変動 :				
投資有価証券 #	1,496,743	275,895	338,282	62,356
為替予約契約 #	19,056	3,513	12,007	2,213
外国為替	-	-	-	-
期中未実現利益 / (損失) の純変動	1,515,799	279,407	350,289	64,569
運用による純資産増加 / (減少) 額	1,820,367	335,548	20,519	3,782
申込み	1,465,298	270,098	1,229,358	226,608
買戻し	(1,579,492)	(291,148)	(1,122,122)	(206,841)
資本金の変動による純資産増加 / (減少) 額	(114,194)	(21,049)	107,236	19,767
期末現在純資産	24,045,187	4,432,249	20,660,018	3,808,261

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

シュロダー・セレクション

結合運用計算書および純資産変動計算書（続き）

2025年9月30日終了年度

	シュロダー・セレクション ユーロ・シリーズ ユーロ・エクイティ		シュロダー・セレクション ユーロ・シリーズ ヨーロッパ・サステナブル	
	ユーロ	千円	ユーロ	千円
期首現在純資産	22,597,896	4,165,470	11,977,820	2,207,872
収益				
銀行利息	3,681	679	3,295	607
収益合計	3,681	679	3,295	607
費用				
管理報酬	360,750	66,497	157,423	29,018
管理事務報酬	4,993	920	22,768	4,197
年次税	76	14	46	8
保管報酬	2,022	373	868	160
受益者サービス報酬	223,914	41,274	97,711	18,011
運用費用	22,392	4,128	9,771	1,801
費用合計	614,147	113,206	288,587	53,195
投資純利益 / (損失)	(610,466)	(112,527)	(285,292)	(52,588)
以下に係る実現純利益 / (損失) :				
投資有価証券売却 #	397,098	73,197	420,110	77,439
為替予約契約 #	(442,221)	(81,515)	(301,470)	(55,570)
外国為替	(3,283)	(605)	1,171	216
当期実現純利益 / (損失)	(48,406)	(8,923)	119,811	22,085
以下に係る未実現利益 / (損失) の純変動 :				
投資有価証券 #	4,409,324	812,771	(29,465)	(5,431)
為替予約契約 #	25,904	4,775	71,210	13,126
外国為替	(2)	(0)	-	-
期中未実現利益 / (損失) の純変動	4,435,226	817,545	41,745	7,695
運用による純資産増加 / (減少) 額	3,776,354	696,095	(123,736)	(22,808)
申込み	3,346,695	616,896	-	-
買戻し	(1,113,233)	(205,202)	(2,261,063)	(416,782)
資本金の変動による純資産増加 / (減少) 額	2,233,462	411,694	(2,261,063)	(416,782)
期末現在純資産	28,607,712	5,273,260	9,593,021	1,768,282

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

シュローダー・セレクション

結合運用計算書および純資産変動計算書(続き)

2025年9月30日終了年度

	シュローダー・セレクション グローバル・シリーズ コモディティ		シュローダー・セレクション グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールド	
	米ドル	千円	米ドル	千円
期首現在純資産	7,073,218	1,107,383	78,652,742	12,313,873
収益				
銀行利息	2,542	398	28,552	4,470
収益合計	2,542	398	28,552	4,470
費用				
管理報酬	100,118	15,674	745,893	116,777
管理事務報酬	4,129	646	15,104	2,365
年次税	26	4	358	56
保管報酬	(1,566)	(245)	(7,799)	(1,221)
受益者サービス報酬	60,070	9,405	447,536	70,066
運用費用	6,007	940	67,131	10,510
費用合計	168,784	26,425	1,268,223	198,553
投資純利益/(損失)	(166,242)	(26,027)	(1,239,671)	(194,083)
以下に係る実現純利益/(損失)：				
投資有価証券売却#	56,625	8,865	2,773,973	434,293
為替予約契約#	(131,750)	(20,627)	(798,211)	(124,968)
外国為替	(3,948)	(618)	1,261	197
当期実現純利益/(損失)	(79,073)	(12,380)	1,977,023	309,523
以下に係る未実現利益/(損失)の純変動：				
投資有価証券#	602,357	94,305	3,083,907	482,816
為替予約契約#	(36,943)	(5,784)	(527,918)	(82,651)
外国為替	-	-	24	4
期中未実現利益/(損失)の純変動	565,414	88,521	2,556,013	400,169
運用による純資産増加/(減少)額	320,099	50,115	3,293,365	515,609
申込み	163,822	25,648	5,021,454	786,159
買戻し	(760,810)	(119,112)	(8,585,356)	(1,344,123)
資本金の変動による純資産増加/(減少)額	(596,988)	(93,464)	(3,563,902)	(557,964)
分配金支払	-	-	(420,558)	(65,843)
期末現在純資産	6,796,329	1,064,033	77,961,647	12,205,675

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

シュロダー・セレクション

結合運用計算書および純資産変動計算書（続き）

2025年9月30日終了年度

	シュロダー・セレクション グローバル・シリーズ ウェルス・プリザベーション		シュロダー・セレクション グローバル・シリーズ イールド・エクイティ	
	ユーロ	千円	米ドル	千円
期首現在純資産	7,494,536	1,381,468	38,236,122	5,986,247
収益				
銀行利息	2,445	451	11,788	1,846
収益合計	2,445	451	11,788	1,846
費用				
管理報酬	97,940	18,053	459,807	71,987
管理事務報酬	16,947	3,124	9,156	1,433
年次税	22	4	195	31
保管報酬	1,817	335	(4,257)	(666)
受益者サービス報酬	62,962	11,606	306,538	47,992
運用費用	6,296	1,161	34,486	5,399
費用合計	185,984	34,282	805,925	126,176
投資純利益 / (損失)	(183,539)	(33,832)	(794,137)	(124,330)
以下に係る実現純利益 / (損失) :				
投資有価証券売却 #	247,725	45,663	656,544	102,789
為替予約契約 #	(220,112)	(40,573)	(169,791)	(26,582)
外国為替	(2,801)	(516)	(11,833)	(1,853)
当期実現純利益 / (損失)	24,812	4,574	474,920	74,353
以下に係る未実現利益 / (損失) の純変動 :				
投資有価証券 #	327,735	60,411	4,237,271	663,387
為替予約契約 #	27,700	5,106	(18,573)	(2,908)
外国為替	-	-	(49)	(8)
期中未実現利益 / (損失) の純変動	355,435	65,517	4,218,649	660,472
運用による純資産増加 / (減少) 額	196,708	36,259	3,899,432	610,495
申込み	212,334	39,140	7,447,087	1,165,916
買戻し	(1,100,482)	(202,852)	(3,358,811)	(525,855)
資本金の変動による純資産増加 / (減少) 額	(888,148)	(163,712)	4,088,276	640,060
分配金支払	(12,604)	(2,323)	(171,260)	(26,812)
期末現在純資産	6,790,492	1,251,691	46,052,570	7,209,990

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

シュローダー・セレクション

結合運用計算書および純資産変動計算書(続き)

2025年9月30日終了年度

	シュローダー・セレクション ニューマーケット・シリーズ アジア・ボンド		シュローダー・セレクション ニューマーケット・シリーズ BIC・エクイティ	
	米ドル	千円	米ドル	千円
期首現在純資産	14,968,221	2,343,425	12,718,939	1,991,277
収益				
銀行利息	4,121	645	3,851	603
収益合計	4,121	645	3,851	603
費用				
管理報酬	173,603	27,179	167,556	26,233
管理事務報酬	4,567	715	4,392	688
年次税	56	9	34	5
保管報酬	(108)	(17)	(946)	(148)
受益者サービス報酬	115,736	18,120	104,000	16,282
運用費用	13,020	2,038	10,400	1,628
費用合計	306,874	48,044	285,436	44,688
投資純利益/(損失)	(302,753)	(47,399)	(281,585)	(44,085)
以下に係る実現純利益/(損失)：				
投資有価証券売却#	540,308	84,591	364,987	57,142
為替予約契約#	(89,778)	(14,056)	(196,610)	(30,781)
外国為替	39	6	297	46
当期実現純利益/(損失)	450,569	70,541	168,674	26,408
以下に係る未実現利益/(損失)の純変動：				
投資有価証券#	191,065	29,913	1,489,538	233,202
為替予約契約#	(8,262)	(1,293)	(20,234)	(3,168)
外国為替	-	-	14	2
期中未実現利益/(損失)の純変動	182,803	28,620	1,469,318	230,036
運用による純資産増加/(減少)額	330,619	51,762	1,356,407	212,359
申込み	33,804	5,292	202,444	31,695
買戻し	(980,371)	(153,487)	(1,180,464)	(184,813)
資本金の変動による純資産増加/(減少)額	(946,567)	(148,195)	(978,020)	(153,119)
分配金支払	(40,818)	(6,390)	-	-
期末現在純資産	14,311,455	2,240,601	13,097,326	2,050,517

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

シュローダー・セレクション

結合運用計算書および純資産変動計算書（続き）

2025年9月30日終了年度

	シュローダー・セレクション ニューマーケット・シリーズ エマージング・ボンド		シュローダー・セレクション ニューマーケット・シリーズ グレーター・チャイナ・ エクイティ	
	米ドル	千円	米ドル	千円
期首現在純資産	3,647,577	571,065	26,424,537	4,137,026
収益				
銀行利息	1,424	223	7,611	1,192
収益合計	1,424	223	7,611	1,192
費用				
管理報酬	53,968	8,449	355,233	55,615
管理事務報酬	7,524	1,178	72,396	11,334
年次税	15	2	87	14
保管報酬	(65)	(10)	10,554	1,652
受益者サービス報酬	34,693	5,432	220,489	34,520
運用費用	3,469	543	22,049	3,452
費用合計	99,604	15,594	680,808	106,587
投資純利益 / (損失)	(98,180)	(15,371)	(673,197)	(105,396)
以下に係る実現純利益 / (損失) :				
投資有価証券売却 #	79,161	12,393	554,398	86,797
為替予約契約 #	(46,483)	(7,277)	(317,859)	(49,764)
外国為替	143	22	7,917	1,239
当期実現純利益 / (損失)	32,821	5,138	244,456	38,272
以下に係る未実現利益 / (損失) の純変動 :				
投資有価証券 #	244,676	38,306	5,533,416	866,312
為替予約契約 #	(4,436)	(695)	(31,536)	(4,937)
外国為替	(1)	(0)	(10)	(2)
期中未実現利益 / (損失) の純変動	240,239	37,612	5,501,870	861,373
運用による純資産増加 / (減少) 額	174,880	27,379	5,073,129	794,249
申込み	437,236	68,454	1,370,292	214,533
買戻し	(179,143)	(28,047)	(4,024,463)	(630,070)
資本金の変動による純資産増加 / (減少) 額	258,093	40,407	(2,654,171)	(415,537)
分配金支払	-	-	-	-
期末現在純資産	4,080,550	638,851	28,843,495	4,515,738

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

シュローダー・セレクション
結合運用計算書および純資産変動計算書（続き）

2025年9月30日終了年度

	結合 †	
	ユーロ	千円
期首現在純資産 \$	239,762,706	44,195,460
収益		
銀行利息	65,877	12,143
収益合計	65,877	12,143
費用		
管理報酬	2,804,603	516,972
管理事務報酬	154,273	28,437
年次税	940	173
保管報酬	5,914	1,090
受益者サービス報酬	1,756,881	323,846
運用費用	210,744	38,846
費用合計	4,933,355	909,365
投資純利益 / (損失)	(4,867,478)	(897,222)
以下に係る実現純利益 / (損失) :		
投資有価証券売却 #	6,568,119	1,210,701
為替予約契約 #	(2,942,540)	(542,398)
外国為替	(10,368)	(1,911)
当期実現純利益 / (損失)	3,615,211	666,392
以下に係る未実現利益 / (損失) の純変動 :		
投資有価証券 #	19,647,820	3,621,683
為替予約契約 #	(396,116)	(73,016)
外国為替	(19)	(4)
期中未実現利益 / (損失) の純変動	19,251,685	3,548,663
運用による純資産増加 / (減少) 額	17,999,418	3,317,833
申込み	18,757,318	3,457,536
買戻し	(23,422,968)	(4,317,556)
資本金の変動による純資産増加 / (減少) 額	(4,665,650)	(860,019)
分配金支払	(551,591)	(101,675)
期末現在純資産	252,544,883	46,551,598

† ユーロで表示されている結合運用計算書および純資産変動計算書の合計に関して、ユーロ以外の通貨で表示された収益および費用は、2025年9月30日における下記の為替レートで換算されている。

1ユーロ = 1.1738米ドル

\$ 期首現在残高は、2025年9月30日付の為替レートを用いて合算されたものである。2024年9月30日付の為替レートを用いて合算された同純資産は、247,337,735ユーロの数字として反映された。

計算の詳細については、実現利益 / (損失) および未実現利益 / (損失) の変動の表を参照のこと。

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

シュローダー・セレクション
結合運用計算書および純資産変動計算書(続き)

2025年9月30日終了年度

	シュローダー・セレクション ユーロ・シリーズ ユーロ・バランス		シュローダー・セレクション ユーロ・シリーズ ユーロ・ボンド	
	ユーロ	千円	ユーロ	千円
実現利益/(損失)の内訳				
以下に係る実現利益:				
投資有価証券売却	1,125,901	207,537	151,233	27,877
為替予約契約	295,119	54,399	185,684	34,227
以下に係る実現損失:				
投資有価証券売却	(41,704)	(7,687)	(14,243)	(2,625)
為替予約契約	(594,299)	(109,547)	(373,883)	(68,918)
当期実現純利益/(損失) ^	785,017	144,702	(51,209)	(9,439)
未実現利益/(損失)の変動の内訳				
以下に係る未実現利益の変動:				
投資有価証券	1,496,743	275,895	338,282	62,356
為替予約契約	6,186	1,140	3,759	693
以下に係る未実現損失の変動:				
為替予約契約	12,870	2,372	8,248	1,520
期中未実現利益/(損失)の純変動 †	1,515,799	279,407	350,289	64,569

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

シュローダー・セレクション
 結合運用計算書および純資産変動計算書(続き)
 2025年9月30日終了年度

	シュローダー・セレクション ユーロ・シリーズ ユーロ・エクイティ		シュローダー・セレクション ユーロ・シリーズ ヨーロッパ・サステナブル	
	ユーロ	千円	ユーロ	千円
実現利益/(損失)の内訳				
以下に係る実現利益:				
投資有価証券売却	397,129	73,203	421,462	77,688
為替予約契約	419,375	77,303	850,209	156,719
以下に係る実現損失:				
投資有価証券売却	(31)	(6)	(1,352)	(249)
為替予約契約	(861,596)	(158,818)	(1,151,679)	(212,289)
当期実現純利益/(損失) ^	(45,123)	(8,318)	118,640	21,869
未実現利益/(損失)の変動の内訳				
以下に係る未実現利益の変動:				
投資有価証券	4,409,324	812,771	(29,465)	(5,431)
為替予約契約	10,171	1,875	20,819	3,838
以下に係る未実現損失の変動:				
為替予約契約	15,733	2,900	50,391	9,289
期中未実現利益/(損失)の純変動 †	4,435,228	817,546	41,745	7,695

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

シュロダー・セレクション

結合運用計算書および純資産変動計算書(続き)

2025年9月30日終了年度

	シュロダー・セレクション グローバル・シリーズ コモディティ		シュロダー・セレクション グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールド	
	米ドル	千円	米ドル	千円
実現利益/(損失)の内訳				
以下に係る実現利益:				
投資有価証券売却	60,869	9,530	2,773,973	434,293
為替予約契約	538,876	84,366	5,933,329	928,922
以下に係る実現損失:				
投資有価証券売却	(4,244)	(664)	-	-
為替予約契約	(670,626)	(104,993)	(6,731,540)	(1,053,890)
当期実現純利益/(損失) ^	(75,125)	(11,762)	1,975,762	309,325
未実現利益/(損失)の変動の内訳				
以下に係る未実現利益の変動:				
投資有価証券	602,357	94,305	3,083,907	482,816
為替予約契約	(27,912)	(4,370)	(450,388)	(70,513)
以下に係る未実現損失の変動:				
為替予約契約	(9,031)	(1,414)	(77,530)	(12,138)
期中未実現利益/(損失)の純変動 †	565,414	88,521	2,555,989	400,166

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

シュローダー・セレクション

結合運用計算書および純資産変動計算書(続き)

2025年9月30日終了年度

	シュローダー・セレクション グローバル・シリーズ ウェルス・プリザベーション		シュローダー・セレクション グローバル・シリーズ イールド・エクイティ	
	ユーロ	千円	米ドル	千円
実現利益/(損失)の内訳				
以下に係る実現利益:				
投資有価証券売却	247,725	45,663	656,544	102,789
為替予約契約	386,579	71,258	376,107	58,883
以下に係る実現損失:				
投資有価証券売却	-	-	-	-
為替予約契約	(606,691)	(111,831)	(545,898)	(85,466)
当期実現純利益/(損失) ^	27,613	5,090	486,753	76,206
未実現利益/(損失)の変動の内訳				
以下に係る未実現利益の変動:				
投資有価証券	327,735	60,411	4,237,271	663,387
為替予約契約	8,662	1,597	(9,125)	(1,429)
以下に係る未実現損失の変動:				
為替予約契約	19,038	3,509	(9,448)	(1,479)
期中未実現利益/(損失)の純変動 †	355,435	65,517	4,218,698	660,479

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

シュローダー・セレクション

結合運用計算書および純資産変動計算書(続き)

2025年9月30日終了年度

	シュローダー・セレクション ニューマーケット・シリーズ アジア・ボンド		シュローダー・セレクション ニューマーケット・シリーズ BIC・エクイティ	
	米ドル	千円	米ドル	千円
実現利益/(損失)の内訳				
以下に係る実現利益:				
投資有価証券売却	540,308	84,591	364,987	57,142
為替予約契約	171,091	26,786	365,505	57,223
以下に係る実現損失:				
投資有価証券売却	-	-	-	-
為替予約契約	(260,869)	(40,842)	(562,115)	(88,005)
当期実現純利益/(損失) ^	450,530	70,535	168,377	26,361
未実現利益/(損失)の変動の内訳				
以下に係る未実現利益の変動:				
投資有価証券	191,065	29,913	1,489,538	233,202
為替予約契約	(4,873)	(763)	(10,485)	(1,642)
以下に係る未実現損失の変動:				
為替予約契約	(3,389)	(531)	(9,749)	(1,526)
期中未実現利益/(損失)の純変動 †	182,803	28,620	1,469,304	230,034

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

シュローダー・セレクション

結合運用計算書および純資産変動計算書（続き）

2025年9月30日終了年度

	シュローダー・セレクション ニューマーケット・シリーズ エマージング・ボンド		シュローダー・セレクション ニューマーケット・シリーズ グレーター・チャイナ・ エクイティ	
	米ドル	千円	米ドル	千円
実現利益 / (損失) の内訳				
以下に係る実現利益：				
投資有価証券売却	79,161	12,393	557,497	87,282
為替予約契約	88,762	13,897	604,690	94,670
以下に係る実現損失：				
投資有価証券売却	-	-	(3,099)	(485)
為替予約契約	(135,245)	(21,174)	(922,549)	(144,434)
当期実現純利益 / (損失) ^	32,678	5,116	236,539	37,033
未実現利益 / (損失) の変動の内訳				
以下に係る未実現利益の変動：				
投資有価証券	244,676	38,306	5,533,416	866,312
為替予約契約	(2,505)	(392)	(17,134)	(2,682)
以下に係る未実現損失の変動：				
為替予約契約	(1,931)	(302)	(14,402)	(2,255)
期中未実現利益 / (損失) の純変動 †	240,240	37,612	5,501,880	861,374

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

シュローダー・セレクション
 結合運用計算書および純資産変動計算書(続き)
 2025年9月30日終了年度

	結合 [‡]	
	ユーロ	千円
実現利益/(損失)の内訳		
以下に係る実現利益:		
投資有価証券売却	6,631,704	1,222,422
為替予約契約	9,019,488	1,662,562
以下に係る実現損失:		
投資有価証券売却	(63,585)	(11,721)
為替予約契約	(11,962,028)	(2,204,961)
当期実現純利益/(損失) [^]	3,625,579	668,303
未実現利益/(損失)の変動の内訳		
以下に係る未実現利益の変動:		
投資有価証券	19,647,820	3,621,683
為替予約契約	(395,488)	(72,900)
以下に係る未実現損失の変動:		
為替予約契約	(628)	(116)
期中未実現利益/(損失)の純変動 [‡]	19,251,704	3,548,667

‡ ユーロで表示されている結合運用計算書および純資産変動計算書の合計に関して、ユーロ以外の通貨で表示された収益および費用は、2025年9月30日における下記の為替レートで換算されている。

1ユーロ = 1.1738米ドル

[^] 本項に示されている実現金額は、当期の投資水準における実現純損益の合計を表したものである。

[‡] 本項に示されている未実現金額の変動は、当期の投資水準における未実現(損)益の純変動の合計を表したものである。

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

[次へ](#)

シュローダー・セレクション

統計情報

	2025年9月30日 現在の発行済受 益証券口数		2025年9月30日現在の 受益証券1口当たり 純資産価格		2024年9月30日現在の 受益証券1口当たり 純資産価格		2023年9月30日現在の 受益証券1口当たり 純資産価格							
シュローダー・セレクシ ョン ユーロ・シリーズ ユーロ・バランス クラスA（ユーロ）受益証 券	805,218	□	26.6643	ユー ロ	4,915	円	24.3041	ユー ロ	4,480	円	21.6715	ユー ロ	3,995	円
クラスA（円）受益証券	204,822	□	2,183.1938	円			2,037.5757	円			1,890.5805	円		
純資産合計（ユーロ）			24,045,187	ユー ロ	4,432,249	千 円	22,339,014	ユー ロ	4,117,750	千 円	20,436,055	ユー ロ	3,766,978	千 円
シュローダー・セレクシ ョン ユーロ・シリーズ ユーロ・ボンド クラスA（ユーロ）受益証 券	1,195,238	□	15.9753	ユー ロ	2,945	円	15.8207	ユー ロ	2,916	円	14.4851	ユー ロ	2,670	円
クラスA（円）受益証券	232,893	□	1,167.6815	円			1,185.7637	円			1,132.9965	円		
純資産合計（ユーロ）			20,660,018	ユー ロ	3,808,261	千 円	20,532,263	ユー ロ	3,784,712	千 円	19,473,525	ユー ロ	3,589,555	千 円
シュローダー・セレクシ ョン ユーロ・シリーズ ユーロ・エクイティ クラスA（ユーロ）受益証 券	635,887	□	38.0133	ユー ロ	7,007	円	32.0218	ユー ロ	5,903	円	27.8781	ユー ロ	5,139	円
クラスA（円）受益証券	225,088	□	3,422.6250	円			2,947.1413	円			2,664.7615	円		
純資産合計（ユーロ）			28,607,712	ユー ロ	5,273,260	千 円	22,597,896	ユー ロ	4,165,470	千 円	22,494,720	ユー ロ	4,146,452	千 円
シュローダー・セレクシ ョン ユーロ・シリーズ ヨーロッパ・サステナブ ル クラスA（ユーロ）受益証 券	404,307	□	12.7483	ユー ロ	2,350	円	12.6336	ユー ロ	2,329	円	11.7324	ユー ロ	2,163	円
クラスA（円）受益証券	147,804	□	1,233.8300	円			1,251.6720	円			1,208.5278	円		
クラスA（米ドル）受益証 券	258,244	□	15.4027	米ド ル	2,411	円	14.9737	米ド ル	2,344	円	13.6756	米ド ル	2,141	円
純資産合計（ユーロ）			9,593,021	ユー ロ	1,768,282	千 円	11,977,820	ユー ロ	2,207,872	千 円	14,827,509	ユー ロ	2,733,155	千 円
シュローダー・セレクシ ョン グローバル・シリーズ コモディティ クラスA（米ドル）受益証 券	559,909	□	6.4175	米ド ル	1,005	円	5.9479	米ド ル	931	円	6.1008	米ド ル	955	円
クラスA（豪ドル）受益証 券	215,293	□	6.7019	豪ド ル	702	円	6.2865	豪ド ル	659	円	6.5512	豪ド ル	687	円
クラスA（ユーロ）受益証 券	116,911	□	5.0079	ユー ロ	923	円	4.7459	ユー ロ	875	円	4.9540	ユー ロ	913	円
クラスA（円）受益証券	470,305	□	491.3946	円			476.1310	円			516.5010	円		
純資産合計（米ドル）			6,796,329	米ド ル	1,064,033	千 円	7,073,218	米ド ル	1,107,383	千 円	7,982,823	米ド ル	1,249,791	千 円
シュローダー・セレクシ ョン グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールド クラスA（米ドル）受益証 券	1,226,293	□	24.3237	米ド ル	3,808	円	22.8750	米ド ル	3,581	円	20.0529	米ド ル	3,139	円
クラスA（豪ドル）受益証 券	1,099,045	□	27.9024	豪ド ル	2,925	円	26.4119	豪ド ル	2,768	円	23.4388	豪ド ル	2,457	円
クラスA（ユーロ）受益証 券	454,839	□	19.7817	ユー ロ	3,646	円	18.9786	ユー ロ	3,498	円	16.9162	ユー ロ	3,118	円
クラスA（円）受益証券	292,076	□	1,841.0553	円			1,807.9728	円			1,679.0357	円		
クラスA毎月分配型（米ド ル）受益証券	1,950,033	□	3.5861	米ド ル	561	円	3.4753	米ド ル	544	円	3.1394	米ド ル	492	円
クラスA毎月分配型（豪ド ル）受益証券	1,081,002	□	1.8449	豪ド ル	193	円	1.7997	豪ド ル	189	円	1.6464	豪ド ル	173	円
クラスA毎月分配型（ユー ロ）受益証券	222,831	□	2.3892	ユー ロ	440	円	2.3622	ユー ロ	435	円	2.1696	ユー ロ	400	円
クラスA毎月分配型（円 ヘッジなし）受益証券	915,625	□	763.5013	円			714.7306	円			673.8959	円		
純資産合計（米ドル）			77,961,647	米ド ル	12,205,675	千 円	78,652,742	米ド ル	12,313,873	千 円	74,665,245	米ド ル	11,689,591	千 円

各クラス受益証券の1口当たり純資産価格は、当該クラス受益証券の通貨で表示される。

本統計情報は、財務書類に対する注記の一部である。

シュローダー・セレクション

統計情報（続き）

	2025年9月30日 現在の発行済受 益証券口数	2025年9月30日現在の 受益証券1口当たり 純資産価格	2024年9月30日現在の 受益証券1口当たり 純資産価格	2023年9月30日現在の 受益証券1口当たり 純資産価格
シュローダー・セレクシ ョン グローバル・シリー ズ ウェルス・プリザベー ション				
クラスA（ユーロ）受益証 券	200,124 口	14.1017 ユー ロ	2,599 円	13.2772 ユー ロ
クラスA（豪ドル）受益証 券	26,315 口	13.9476 ユー ロ	1,462 円	12.9522 ユー ロ
クラスA（円）受益証券 クラスA毎月分配型（ユー ロ）受益証券	172,413 口	1,160.6760 ユー ロ	1,119.8942 円	1,130.7685 ユー ロ
クラスA毎月分配型（円 ヘッジなし）受益証券	71,464 口	5.3005 ユー ロ	977 円	5.0408 ユー ロ
クラスA（米ドル）受益証 券	234,287 口	618.4741 円	541.6840 円	524.2062 円
純資産合計（ユーロ）		6,790,492 ユー ロ	1,251,691 千 円	7,494,536 ユー ロ
シュローダー・セレクシ ョン グローバル・シリー ズ イールド・エクイティ				
クラスA（米ドル）受益証 券	846,448 口	23.4124 ユー ロ	3,665 円	21.1580 ユー ロ
クラスA（豪ドル ヘッジ なし）受益証券	326,696 口	38.6835 ユー ロ	4,055 円	33.3667 ユー ロ
クラスA（ユーロ ヘッジ なし）受益証券	221,598 口	32.1462 ユー ロ	5,926 円	30.4722 ユー ロ
クラスA（円）受益証券 クラスA毎月分配型（米ド ル）受益証券	250,150 口	1,685.4179 ユー ロ	1,594.7194 円	1,594.7194 円
クラスA毎月分配型（豪ド ル ヘッジなし）受益証券	227,342 口	12.4388 ユー ロ	1,947 円	11.5827 ユー ロ
クラスA毎月分配型（ユー ロ ヘッジなし）受益証券	47,608 口	27.5261 ユー ロ	2,885 円	24.4643 ユー ロ
クラスA毎月分配型（ユー ロ ヘッジなし）受益証券	43,417 口	23.0056 ユー ロ	4,241 円	22.4704 ユー ロ
クラスA毎月分配型（円 ヘッジなし）受益証券	185,467 口	1,437.0992 円	1,292.6617 円	1,189.8905 円
純資産合計（米ドル）		46,052,570 ユー ロ	7,209,990 千 円	38,236,122 ユー ロ
シュローダー・セレクシ ョン ニューマー ケット・シリーズ				
アジア・ボンド				
クラスA（米ドル）受益証 券	734,723 口	15.3619 ユー ロ	2,405 円	14.9109 ユー ロ
クラスA（円）受益証券	156,835 口	959.3166 ユー ロ	973.1121 円	973.1121 円
クラスA毎月分配型（米ド ル）受益証券	433,579 口	2.7769 ユー ロ	435 円	2.7499 ユー ロ
クラスA毎月分配型（円 ヘッジなし）受益証券	296,720 口	400.9462 円	383.5492 円	380.7444 円
純資産合計（米ドル）		14,311,455 ユー ロ	2,240,601 千 円	14,968,221 ユー ロ
シュローダー・セレクシ ョン ニューマー ケット・シリーズ				
B I C・エクイティ				
クラスA（米ドル）受益証 券	542,207 口	19.1853 ユー ロ	3,004 円	16.8655 ユー ロ
クラスA（円）受益証券	280,680 口	1,420.7697 ユー ロ	1,308.7428 円	1,308.7428 円
純資産合計（米ドル）		13,097,326 ユー ロ	2,050,517 千 円	12,718,939 ユー ロ
シュローダー・セレクシ ョン ニューマー ケット・シリーズ				
エマーシング・ボンド				
クラスA（米ドル）受益証 券	232,073 口	15.1219 ユー ロ	2,367 円	14.2804 ユー ロ
クラスA（円）受益証券	89,889 口	940.2456 ユー ロ	929.7828 円	929.7828 円
純資産合計（米ドル）		4,080,550 ユー ロ	638,851 千 円	3,647,577 ユー ロ

各クラス受益証券の1口当たり純資産価格は、当該クラス受益証券の通貨で表示される。
本統計情報は、財務書類に対する注記の一部である。

シュローダー・セレクション

統計情報(続き)

	2025年9月30日 現在の発行済受 益証券口数	2025年9月30日現在の 受益証券1口当たり 純資産価格	2024年9月30日現在の 受益証券1口当たり 純資産価格	2023年9月30日現在の 受益証券1口当たり 純資産価格
シュローダー・セレクション ニューマー ケット・シリーズ グレーター・チャイナ・エクイティ				
クラスA(米ドル)受益証券	389,596 口	62.7977 米ドル	9,832 円	51.2847 米ドル
クラスA(円)受益証券	151,231 口	4,283.5283 円		3,663.4954 円
純資産合計(米ドル)		28,843,495 米ドル	4,515,738 千円	26,424,537 米ドル
				4,137,026 千円
				27,861,326 米ドル
				4,361,969 千円

各クラス受益証券の1口当たり純資産価格は、当該クラス受益証券の通貨で表示される。
本統計情報は、財務書類に対する注記の一部である。

[次へ](#)

シュローダー・セレクション

運用成績一覧表

2025年9月30日現在

（未監査）

サブ・ファンド/クラス受益証券*	設定日	1年間 (%)	2年間 (%)	3年間 (%)	設定来 (%)
シュローダー・セレクション ユーロ・シリーズ ユーロ・バランス					
クラスA（ユーロ）受益証券	2002年12月20日	9.71	23.03	26.95	166.64
クラスA（円）受益証券	2002年12月20日	7.15	15.48	16.00	118.32
シュローダー・セレクション ユーロ・シリーズ ユーロ・ボンド					
クラスA（ユーロ）受益証券	2002年12月20日	0.97	10.29	7.73	59.75
クラスA（円）受益証券	2002年12月20日	(1.52)	3.06	(2.19)	16.77
シュローダー・セレクション ユーロ・シリーズ ユーロ・エクイティ					
クラスA（ユーロ）受益証券	2002年12月20日	18.71	36.35	49.23	280.13
クラスA（円）受益証券	2002年12月20日	16.13	28.44	37.31	242.26
シュローダー・セレクション ユーロ・シリーズ ヨーロピアン・サステナブル					
クラスA（ユーロ）受益証券	2016年4月12日	0.90	8.66	27.37	27.48
クラスA（円）受益証券	2016年4月12日	(1.43)	2.09	16.70	23.38
クラスA（米ドル）受益証券	2016年4月12日	2.87	12.63	35.73	54.03
シュローダー・セレクション グローバル・シリーズ コモディティ					
クラスA（米ドル）受益証券	2010年3月31日	7.90	5.20	(0.81)	(35.82)
クラスA（豪ドル）受益証券	2010年3月31日	6.60	2.31	(5.48)	(32.98)
クラスA（ユーロ）受益証券	2010年3月31日	5.52	1.09	(7.22)	(49.92)
クラスA（円）受益証券	2010年3月31日	3.21	(4.86)	(14.93)	(50.86)
シュローダー・セレクション グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールド					
クラスA（米ドル）受益証券	2009年5月28日	6.33	21.30	33.81	143.24
クラスA（豪ドル）受益証券	2009年5月28日	5.64	19.04	29.50	179.02
クラスA（ユーロ）受益証券	2009年5月28日	4.23	16.94	25.88	97.82
クラスA（円）受益証券	2009年5月28日	1.83	9.65	15.02	84.11
クラスA毎月分配型（米ドル）受益証券	2010年3月31日	6.34	21.31	33.81	97.71
クラスA毎月分配型（豪ドル）受益証券	2010年3月31日	5.62	19.03	29.25	121.54
クラスA毎月分配型（ユーロ）受益証券	2010年3月31日	4.23	16.91	25.77	60.93
クラスA毎月分配型（円 ヘッジなし）受益証券	2010年3月31日	10.08	20.29	36.97	214.28

サブ・ファンド/クラス受益証券*	設定日	1年間 (%)	2年間 (%)	3年間 (%)	設定来 (%)
シュロダー・セレクション グローバル・シリーズ ウェルス・プリザベーション					
クラスA(ユーロ) 受益証券	2005年9月30日	6.21	9.58	14.19	41.02
クラスA(豪ドル) 受益証券	2013年7月1日	7.69	11.36	16.99	39.48
クラスA(円) 受益証券	2005年9月30日	3.64	2.64	4.02	16.07
クラスA毎月分配型(ユーロ) 受益証券	2005年9月30日	6.20	9.59	14.19	41.01
クラスA毎月分配型(円 ヘッジなし) 受益証券	2005年9月30日	15.32	20.36	40.65	79.31
クラスA(米ドル) 受益証券	2013年7月1日	8.33	13.53	21.10	39.78
シュロダー・セレクション グローバル・シリーズ イールド・エクイティ					
クラスA(米ドル) 受益証券	2006年7月31日	10.65	29.29	65.09	134.12
クラスA(豪ドル ヘッジなし) 受益証券	2010年3月31日	15.93	26.97	61.79	286.84
クラスA(ユーロ ヘッジなし) 受益証券	2010年3月31日	5.49	16.75	37.20	221.46
クラスA(円) 受益証券	2006年7月31日	5.69	16.55	40.57	68.54
クラスA毎月分配型(米ドル) 受益証券	2006年7月31日	10.65	29.30	65.09	134.08
クラスA毎月分配型(豪ドル ヘッジなし) 受益証券	2010年3月31日	15.93	26.96	61.76	286.87
クラスA毎月分配型(ユーロ ヘッジなし) 受益証券	2010年3月31日	5.49	16.74	37.19	221.47
クラスA毎月分配型(円 ヘッジなし) 受益証券	2006年7月31日	14.55	28.23	69.00	202.02
シュロダー・セレクション ニューマーケット・シリーズ アジア・ボンド					
クラスA(米ドル) 受益証券	2004年4月30日	3.02	10.51	14.65	53.62
クラスA(円) 受益証券	2004年4月30日	(1.42)	(0.09)	(1.42)	(4.07)
クラスA毎月分配型(米ドル) 受益証券	2004年11月30日	3.02	10.53	14.67	44.64
クラスA毎月分配型(円 ヘッジなし) 受益証券	2004年11月30日	6.65	9.60	17.36	107.25
シュロダー・セレクション ニューマーケット・シリーズ B I C・エクイティ					
クラスA(米ドル) 受益証券	2006年7月31日	13.75	35.28	37.36	91.85
クラスA(円) 受益証券	2006年7月31日	8.56	21.99	17.42	42.08
シュロダー・セレクション ニューマーケット・シリーズ エマージング・ボンド					
クラスA(米ドル) 受益証券	2004年4月30日	5.90	15.87	24.89	51.22
クラスA(円) 受益証券	2004年4月30日	1.13	4.31	6.81	(5.98)
シュロダー・セレクション ニューマーケット・シリーズ グレーター・チャイナ・エクイティ					
クラスA(米ドル) 受益証券	2004年4月30日	22.45	41.22	46.86	527.98
クラスA(円) 受益証券	2004年4月30日	16.92	27.31	25.19	328.35

* 運用成績一覧表にあるすべてのデータは、純資産価額ベース(Bid to Bidベース)で算出されており、分配金調整後、費用控除後・税引前のものである。過去の運用成績は、将来の運用成果を保証するものではない。受益証券の価格およびそれから得られる収益は、変動する場合もあり、投資家は投資元本を下回る金額しか回収できないことがある。

[次へ](#)

財務書類に対する注記

2025年9月30日現在

ファンド

ファンドは、ルクセンブルグの2010年12月17日法(「2010年法」)のパートの規定により規制される投資信託としての要件を充足する。ファンドは、設定日である2002年12月20日から無期限で設立されており、各サブ・ファンドについて、複数のクラス受益証券の追加発行が可能である。

クラス受益証券

サブ・ファンドごとに入手可能な受益証券クラスは、現行の英文目論見書に記載されており、各受益証券クラスの最低購入価格、最低追加購入価格、最低保有額および当初手数料(該当する場合)の詳細も記載されている。

会計方針重要な会計方針の要約

本財務書類は、継続企業の前提に基づき、集団投資スキームに関するルクセンブルグで一般に公正妥当と認められた会計原則に従って作成および表示されている。

純資産価額1口当たり純資産価格の決定

各クラスの受益証券の1口当たりの純資産価格(「純資産価格」)は、各取引日に、当該クラスの資産から当該クラスに属する負債(管理会社により必要または受当とみなされた一切の引当金を含む。)を控除した額を当該クラスの発行済み受益証券の総数で割ることにより、管理会社により、管理会社の裁量で決定される。

資産総額の評価に適用される規則に係るさらなる詳細は、現行の英文目論見書に記載されている。

各サブ・ファンドの資産は、当該サブ・ファンドの受益者の利益のためにのみ投資されるものとし、また、特定のサブ・ファンドの資産は、当該サブ・ファンドの負債、コミットメントおよび債務に対してのみ会計処理されるものとする。

本財務書類は、当期中に計算された最新の純資産価額(すべてのサブ・ファンドについて2025年9月30日)に基づき作成されている。

ファンド資産の評価

手元現金または現金預金、為替手形および一覧払い約束手形、売掛金、前払費用、上記の通り宣言または発生したが受領されていない現金配当および利息の評価額は、その全額が支払われないかまたは受領されない場合(かかる場合は、その評価額は、管理会社はその真の価値を反映する適切な割引を行った後の価額となる。)を除き、その全額とみなされる。

通常、サブ・ファンドの投資対象は、当該投資対象が取引され、相場が立ちまたは処理されている証券市場における当該証券の最終取引価格または入手可能な最終仲値(最終の買い呼び値および売り呼び値の中間値)を基準として評価される。サブ・ファンドの投資対象が証券取引所に上場されており、かつかかる投資対象が上場されている証券取引所以外のマーケット・メーカーにより取引されている場合、管理会社は、当該投資対象の主たる市場を決定し、当該投資対象は、かかる市場における入手可能な最終価格で評価される。いずれの証券取引所においても取引されていないが、その他の規制市場において取引されている有価証券は、前述において記載されている方法にできる限り類似した方法で評価される。サブ・ファンドにより保有されているいずれかの有価証券について、相場が入手できない場合、または上記に従い決定された評価額が当該有価証券の適正な市場価格を表象していない場合、当該有価証券の評価額は、慎重かつ誠実に決定された合理的に予測可能な売却価格を基準とする。

オープン・エンド型投資信託の受益証券または投資証券は、最終報告純資産価格を基準として評価される。最終報告純資産価格は、管理会社により決定される調整方法により、報告日以降の相場変動を反映すべく調整されることがある。

その他のすべての資産および負債は、一般に認められている評価原則および手続に従い、管理会社により誠実に決定される各々の適正価額で評価される。

基準通貨建てではないすべての資産および負債は、評価時点またはその近い時点の当該通貨の外国為替市場の実勢レートを参考に換算されるものとする。

各サブ・ファンドの財務書類は、サブ・ファンドの基準通貨で開示される。ユーロ建ての結合総額は、対象年度の最終営業日の為替レートをを用いて計算される。

投資有価証券売却に係る実現損益

投資有価証券売却に係る実現損益は、平均原価ベースで決定され、取引費用を含む。

収益

銀行利息は受取時にサブ・ファンドに計上される。

為替予約契約

未決済の為替予約契約は、当該契約の満期に適用される先渡交換レートを参照し、純資産額計算日付の最終入手可能価格で評価される。未実現利益 / (損失) は、結合純資産計算書の「為替予約契約に係る未実現利益 / (損失)」において表示されている。

報酬および費用

管理報酬

管理会社は、当該月中の各サブ・ファンドに帰属する平均純資産総額に基づき計算される年率の報酬を各サブ・ファンドの資産から毎月受領する権利を有する。2025年9月30日現在、実際に支払われる料率は、サブ・ファンドおよび受益証券クラスごとに異なり、後述の管理報酬の表に記載されている。管理報酬は、管理会社の裁量で一部を放棄することができる。

代行協会員報酬は、年率0.05%で管理報酬から代行協会員に支払われるものとし、報酬は日々計算され発生し、管理会社と代行協会員が個別に合意する頻度で後払いされる。

シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンドにかかるすべての原資産は、管理報酬が発生しないIクラスであることに留意のこと。

受益者サービス報酬

受益証券の販売促進において提供した業務および発生した費用に対し、下記の料率の受益者サービス報酬が支払われる。受益者サービス報酬は、当該期間中の各サブ・ファンドに帰属する平均純資産総額について日々計算され発生し、管理会社に支払われる。詳細については、現行の英文目論見書を参照のこと。受益者サービス報酬は、管理会社の裁量で一部を放棄することができる。

サブ・ファンド	受益者サービス報酬
シュローダー・セレクション ユーロ・シリーズ ユーロ・バランス	0.80%
シュローダー・セレクション ユーロ・シリーズ ユーロ・ボンド	0.65%
シュローダー・セレクション ユーロ・シリーズ ユーロ・エクイティ	0.90%
シュローダー・セレクション ユーロ・シリーズ ユーロピアン・サステナブル	0.90%
シュローダー・セレクション グローバル・シリーズ コモディティ	0.90%
シュローダー・セレクション グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールド	0.75%

シュローダー・セレクション ウェルス・プリザベーション	グローバル・シリーズ	0.90%
シュローダー・セレクション	グローバル・シリーズ イールド・エクイティ	0.80%
シュローダー・セレクション	ニューマーケット・シリーズ アジア・ボンド	0.80%
シュローダー・セレクション B I C・エクイティ	ニューマーケット・シリーズ	0.90%
シュローダー・セレクション エマージング・ボンド	ニューマーケット・シリーズ	0.90%
シュローダー・セレクション グレーター・チャイナ・エクイティ	ニューマーケット・シリーズ	0.90%

シュローダー・セレクション ユーロ・シリーズ ユーロ・ボンドについては、当分の間、管理報酬と受益者サービス報酬を合計で平均純資産総額の年率1.25%とするべく、管理会社は各報酬の一部を放棄する。

シュローダー・セレクション グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールドについては、当分の間、管理報酬と受益者サービス報酬を合計で平均純資産総額の年率1.60%とするべく、管理会社は各報酬の一部を放棄する。

保管報酬および管理事務報酬

保管受託銀行およびファンド事務代行会社は、ルクセンブルグの通常の慣行に従い、サブ・ファンドの純資産から、提供された関連サービスに対する報酬を毎月受領する権利を有する。

運用費用

サブ・ファンドは、ファンドの運営にかかるその他の運用費用を支払っており、これらは法定費用で構成され、主に監査費用、弁護士費用、出版費用である。結合運用計算書および純資産変動計算書の「運用費用」を参照のこと。

税制

ファンドは、インカム・ゲインまたはキャピタル・ゲインに課せられるルクセンブルグの税金の適用対象ではない。

しかし、ファンドは、関連四半期末のファンドの純資産価額に基づいて年率0.05%の割合で徴収され、四半期毎に計算および支払が行われる年次税 (tax d'abonnement) の対象である。短期金融商品への集団投資、信用機関への預金、またはその両方を唯一の目的とするルクセンブルグUCIには、年率0.01%の減額年次税が適用される。2010年法に言及されている複数のコンパートメントを有するUCIの個々のコンパートメントおよびUCI内または複数のコンパートメントを有するUCIのコンパートメント内で発行される証券の個々のクラスには、年率0.01%の減額年次税が適用される。ただし、かかるコンパートメントやクラスの証券は、1人または複数の機関投資家によって保有されなければならない。年次税の免除は、() それ自体が年次税の対象であるルクセンブルグUCIへの投資、() 退職年金スキームにより保有されるUCI、そのコンパートメントまたは専用クラス、() 短期金融市場UCI、ならびに() 取引所取引ファンドである2010年法パート に服するUCITSおよびUCIに適用される。

現金担保の再投資

取引相手方リスク軽減目的において、ヘッジクラス受益証券に関連した通貨ヘッジ取引を行うサブ・ファンドは、取引相手方から日次ベースで現金担保を支払うかまたは受領することにより、為替予約取引の残存期間にわたってエクスポージャーを軽減する。

投資運用会社は、ファンドの投資目的に沿った通貨ヘッジに関連し、取引相手方から受領した現金担保を再投資することができる。為替予約契約の満期日に受領したまたは支払った担保は、純資産計算書の「担保未収金/未払金」において表示されている。

取引費用の開示

取引費用としては、ブローカーへの手数料および譲渡性のある有価証券の売買に関する税金がある。サブ・ファンドは、その純資産を譲渡性のある有価証券を投資対象とする投資信託であるシュローダー・インターナショナル・セクション・ファンドに投資するため、保管報酬は常にゼロで表示される。したがって、ブローカー手数料は、いずれのサブ・ファンドに対しても課せられていない。

為替レート

2025年9月30日現在の財務書類において、ユーロで合算された合計の計算に使用された為替レートは、以下のとおりである。

通貨	料率
ユーロ = 1	
米ドル	1.1738

サブ・ファンドに関する変更

対象年度中の各サブ・ファンドの購入および販売の総額を明記したリストは、管理会社の登記上の事務所において、請求することにより無償で入手できる。

後発事象

本財務書類の承認日現在、重要な後発事象はなかった。

管理報酬

サブ・ファンドおよびクラス受益証券	管理報酬 (%)
シュロダー・セレクション ユーロ・シリーズ ユーロ・バランス クラスA（ユーロ）受益証券	1.20
クラスA（円）受益証券	1.20
シュロダー・セレクション ユーロ・シリーズ ユーロ・ボンド クラスA（ユーロ）受益証券	0.95
クラスA（円）受益証券	0.95
シュロダー・セレクション ユーロ・シリーズ ユーロ・エクイティ クラスA（ユーロ）受益証券	1.45
クラスA（円）受益証券	1.45
シュロダー・セレクション ユーロ・シリーズ ヨーロピアン・サステナブル クラスA（ユーロ）受益証券	1.45
クラスA（円）受益証券	1.45
クラスA（米ドル）受益証券	1.45
シュロダー・セレクション グローバル・シリーズ コモディティ クラスA（米ドル）受益証券	1.50
クラスA（豪ドル）受益証券	1.50
クラスA（ユーロ）受益証券	1.50
クラスA（円）受益証券	1.50
シュロダー・セレクション グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールド クラスA（米ドル）受益証券	1.15
クラスA（豪ドル）受益証券	1.15
クラスA（ユーロ）受益証券	1.15
クラスA（円）受益証券	1.15
クラスA毎月分配型（米ドル）受益証券	1.15
クラスA毎月分配型（豪ドル）受益証券	1.15
クラスA毎月分配型（ユーロ）受益証券	1.15
クラスA毎月分配型（円 ヘッジなし）受益証券	1.15
シュロダー・セレクション グローバル・シリーズ ウェルス・プリザベーション クラスA（ユーロ）受益証券	1.40
クラスA（豪ドル）受益証券	1.40
クラスA（円）受益証券	1.40
クラスA毎月分配型（ユーロ）受益証券	1.40
クラスA毎月分配型（円 ヘッジなし）受益証券	1.40
クラスA（米ドル）受益証券	1.40
シュロダー・セレクション グローバル・シリーズ イールド・エクイティ クラスA（米ドル）受益証券	1.20
クラスA（豪ドル ヘッジなし）受益証券	1.20
クラスA（ユーロ ヘッジなし）受益証券	1.20
クラスA（円）受益証券	1.20

クラスA毎月分配型(米ドル) 受益証券	1.20
クラスA毎月分配型(豪ドル ヘッジなし) 受益証券	1.20
クラスA毎月分配型(ユーロ ヘッジなし) 受益証券	1.20
クラスA毎月分配型(円 ヘッジなし) 受益証券	1.20
<hr/>	
シュロダー・セレクション ニューマーケット・シリーズ アジア・ボンド	
クラスA(米ドル) 受益証券	1.20
クラスA(円) 受益証券	1.20
クラスA毎月分配型(米ドル) 受益証券	1.20
クラスA毎月分配型(円 ヘッジなし) 受益証券	1.20
<hr/>	
シュロダー・セレクション ニューマーケット・シリーズ B I C・エクイティ	
クラスA(米ドル) 受益証券	1.45
クラスA(円) 受益証券	1.45
<hr/>	
シュロダー・セレクション ニューマーケット・シリーズ エマージング・ボンド	
クラスA(米ドル) 受益証券	1.40
クラスA(円) 受益証券	1.40
<hr/>	
シュロダー・セレクション ニューマーケット・シリーズ グレーター・チャイ ナ・エクイティ	
クラスA(米ドル) 受益証券	1.45
クラスA(円) 受益証券	1.45

総経費率(「TER」)^

サブ・ファンドおよびクラス受益証券	TER (%)
シュローダー・セレクション ユーロ・シリーズ ユーロ・バランス	
クラスA(ユーロ)受益証券	2.12
クラスA(円)受益証券	2.12
シュローダー・セレクション ユーロ・シリーズ ユーロ・ボンド	
クラスA(ユーロ)受益証券	1.37
クラスA(円)受益証券	1.37
シュローダー・セレクション ユーロ・シリーズ ユーロ・エクイティ	
クラスA(ユーロ)受益証券	2.47
クラスA(円)受益証券	2.47
シュローダー・セレクション ユーロ・シリーズ ヨーロピアン・サステナブル	
クラスA(ユーロ)受益証券	2.67
クラスA(円)受益証券	2.64
クラスA(米ドル)受益証券	2.66
シュローダー・セレクション グローバル・シリーズ コモディティ	
クラスA(米ドル)受益証券	2.53
クラスA(豪ドル)受益証券	2.53
クラスA(ユーロ)受益証券	2.53
クラスA(円)受益証券	2.53
シュローダー・セレクション グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールド	
クラスA(米ドル)受益証券	1.70
クラスA(豪ドル)受益証券	1.70
クラスA(ユーロ)受益証券	1.70
クラスA(円)受益証券	1.70
クラスA毎月分配型(米ドル)受益証券	1.70
クラスA毎月分配型(豪ドル)受益証券	1.70
クラスA毎月分配型(ユーロ)受益証券	1.70
クラスA毎月分配型(円 ヘッジなし)受益証券	1.70
シュローダー・セレクション グローバル・シリーズ ウェルス・プリザベーション	
クラスA(ユーロ)受益証券	2.67
クラスA(豪ドル)受益証券	2.59
クラスA(円)受益証券	2.67
クラスA毎月分配型(ユーロ)受益証券	2.67
クラスA毎月分配型(円 ヘッジなし)受益証券	2.67
クラスA(米ドル)受益証券	2.66

シュロダー・セレクション グローバル・シリーズ イールド・エクイティ	
クラスA(米ドル) 受益証券	2.10
クラスA(豪ドル ヘッジなし) 受益証券	2.10
クラスA(ユーロ ヘッジなし) 受益証券	2.10
クラスA(円) 受益証券	2.10
クラスA毎月分配型(米ドル) 受益証券	2.10
クラスA毎月分配型(豪ドル ヘッジなし) 受益証券	2.10
クラスA毎月分配型(ユーロ ヘッジなし) 受益証券	2.10
クラスA毎月分配型(円 ヘッジなし) 受益証券	2.11
シュロダー・セレクション ニューマーケット・シリーズ アジア・ボンド	
クラスA(米ドル) 受益証券	2.12
クラスA(円) 受益証券	2.12
クラスA毎月分配型(米ドル) 受益証券	2.12
クラスA毎月分配型(円 ヘッジなし) 受益証券	2.12
シュロダー・セレクション ニューマーケット・シリーズ BIC・エクイティ	
クラスA(米ドル) 受益証券	2.48
クラスA(円) 受益証券	2.48
シュロダー・セレクション ニューマーケット・シリーズ エマージング・ボンド	
クラスA(米ドル) 受益証券	2.59
クラスA(円) 受益証券	2.58
シュロダー・セレクション ニューマーケット・シリーズ グレーター・チャイナ・エクイティ	
クラスA(米ドル) 受益証券	2.78
クラスA(円) 受益証券	2.77

^ 総経費率とは、集団投資スキームの資産に対して継続的に課されるすべての報酬および付随費用(運営費用)の合計額を、純資産額に対する割合として遡及的に算定したものをいう。

【投資有価証券明細表等】

シュローダー・セレクション

投資有価証券明細表

2025年9月30日現在

シュローダー・セレクション ユーロ・シリーズ ユーロ・バランス

投資明細表

投資有価証券	通貨	口数/額面	時価 (ユーロ)	対純資産 比率 (%)
承認されたUCITSまたはその他の投資信託				
集団投資スキーム - UCITS				
投資信託				
シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・ユーロ・ボンド クラスI Accumulation EUR†	ユーロ	475,192	11,860,134	49.32
シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・ユーロ・エクイティ クラスI Accumulation EUR†	ユーロ	136,713	12,021,900	50.00
			23,882,034	99.32
集団投資スキーム - UCITS 合計			23,882,034	99.32
承認されたUCITSまたはその他の投資信託の合計			23,882,034	99.32
投資有価証券合計			23,882,034	99.32
現金			253,066	1.05
その他の資産 / (負債)			(89,913)	(0.37)
純資産合計			24,045,187	100.00

為替予約契約

購入通貨	購入額	売却通貨	売却額	満期日	取引相手方	未実現利益/ (損失) (ユーロ)	対純資産 比率 (%)
受益証券クラスヘッジ							
日本円	446,403,374	ユーロ	2,567,774	2025年10月31日	H S B C	6,186	0.03
NAVヘッジあり受益証券クラス為替予約契約に係る未実現利益 - 資産						6,186	0.03
為替予約契約に係る未実現利益 - 資産合計						6,186	0.03
受益証券クラスヘッジ							
ユーロ	2,637	日本円	459,635	2025年10月31日	H S B C	(13)	-
NAVヘッジあり受益証券クラス為替予約契約に係る未実現損失 - 負債						(13)	-
為替予約契約に係る未実現損失 - 負債合計						(13)	-
為替予約契約に係る未実現純利益 - 資産						6,173	0.03

† 2025年9月30日現在の投資対象ファンドの投資明細表は、管理会社の登録事務所に於いて請求に応じて入手可能である。

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

シュロダー・セレクション

投資有価証券明細表（続き）

2025年9月30日現在

シュロダー・セレクション ユーロ・シリーズ ユーロ・ボンド

投資明細表

投資有価証券	通貨	口数 / 額面	時価 (ユーロ)	対純資産 比率 (%)
承認されたUCITSまたはその他の投資信託				
集団投資スキーム - UCITS				
投資信託				
シュロダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・ ユーロ・ボンド クラスI Accumulation EUR [†]	ユーロ	822,029	20,516,724	99.31
			20,516,724	99.31
集団投資スキーム - UCITS 合計			20,516,724	99.31
承認されたUCITSまたはその他の投資信託の合計			20,516,724	99.31
投資有価証券合計			20,516,724	99.31
現金			213,173	1.03
その他の資産 / (負債)			(69,879)	(0.34)
純資産合計			20,660,018	100.00

為替予約契約

購入通貨	購入額	売却通貨	売却額	満期日	取引相手方	未実現利益 / (損失) (ユーロ)	対純資産 比率 (%)
受益証券クラスヘッジ							
日本円	271,523,764	ユーロ	1,561,842	2025年10月31日	H S B C	3,763	0.02
NAVヘッジあり受益証券クラス為替予約契約に係る未実現利益 - 資産						3,763	0.02
為替予約契約に係る未実現利益 - 資産合計						3,763	0.02
為替予約契約に係る未実現純利益 - 資産						3,763	0.02

† 2025年9月30日現在の投資対象ファンドの投資明細表は、管理会社の登録事務所において請求に応じて入手可能である。

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

シュロダー・セレクション

投資有価証券明細表（続き）

2025年9月30日現在

シュロダー・セレクション ユーロ・シリーズ ユーロ・エクイティ

投資明細表

投資有価証券	通貨	口数 / 額面	時価 (ユーロ)	対純資産 比率 (%)
承認されたUCITSまたはその他の投資信託				
集団投資スキーム - UCITS				
投資信託				
シュロダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・ ユーロ・エクイティ クラスI Accumulation EUR [†]	ユーロ	321,391	28,261,701	98.79
			28,261,701	98.79
集団投資スキーム - UCITS 合計			28,261,701	98.79
承認されたUCITSまたはその他の投資信託の合計			28,261,701	98.79
投資有価証券合計			28,261,701	98.79
現金			322,527	1.13
その他の資産 / (負債)			23,484	0.08
純資産合計			28,607,712	100.00

為替予約契約

購入通貨	購入額	売却通貨	売却額	満期日	取引相手方	未実現利益 / (損失) (ユーロ)	対純資産 比率 (%)
受益証券クラスヘッジ							
日本円	771,387,471	ユーロ	4,437,082	2025年10月31日	H S B C	10,735	0.04
NAVヘッジあり受益証券クラス為替予約契約に係る未実現利益 - 資産						10,735	0.04
為替予約契約に係る未実現利益 - 資産合計						10,735	0.04
受益証券クラスヘッジ							
ユーロ	71,553	日本円	12,476,899	2025年10月31日	H S B C	(389)	-
NAVヘッジあり受益証券クラス為替予約契約に係る未実現損失 - 負債						(389)	-
為替予約契約に係る未実現損失 - 負債合計						(389)	-
為替予約契約に係る未実現純利益 - 資産						10,346	0.04

† 2025年9月30日現在の投資対象ファンドの投資明細表は、管理会社の登録事務所において請求に応じて入手可能である。

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

シュロダー・セレクション

投資有価証券明細表（続き）

2025年9月30日現在

シュロダー・セレクション ユーロ・シリーズ ヨーロピアン・サステナブル

投資明細表

投資有価証券	通貨	口数 / 額面	時価 (ユーロ)	対純資産 比率 (%)
承認されたUCITSまたはその他の投資信託				
集団投資スキーム - UCITS				
投資信託				
シュロダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・ ヨーロピアン・サステナブル・エクイティ クラスI Accumulation EUR [†]	ユーロ	54,830	9,534,040	99.39
			9,534,040	99.39
集団投資スキーム - UCITS 合計			9,534,040	99.39
承認されたUCITSまたはその他の投資信託の合計			9,534,040	99.39
投資有価証券合計			9,534,040	99.39
現金			99,083	1.03
その他の資産 / (負債)			(40,102)	(0.42)
純資産合計			9,593,021	100.00

為替予約契約

購入通貨	購入額	売却通貨	売却額	満期日	取引相手方	未実現利益 / (損失) (ユーロ)	対純資産 比率 (%)
受益証券クラスヘッジ							
ユーロ	6,546	米ドル	7,671	2025年10月31日	H S B C	23	-
日本円	182,352,052	ユーロ	1,048,903	2025年10月31日	H S B C	2,538	0.03
米ドル	3,947,958	ユーロ	3,338,104	2025年10月31日	H S B C	19,128	0.20
NAVヘッジあり受益証券クラス為替予約契約に係る未実現利益 - 資産						21,689	0.23
為替予約契約に係る未実現利益 - 資産合計						21,689	0.23
受益証券クラスヘッジ							
ユーロ	3,483	日本円	607,411	2025年10月31日	H S B C	(19)	-
米ドル	21,861	ユーロ	18,597	2025年10月31日	H S B C	(7)	-
NAVヘッジあり受益証券クラス為替予約契約に係る未実現損失 - 負債						(26)	-
為替予約契約に係る未実現損失 - 負債合計						(26)	-
為替予約契約に係る未実現純利益 - 資産						21,663	0.23

† 2025年9月30日現在の投資対象ファンドの投資明細表は、管理会社の登録事務所において請求に応じて入手可能である。

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

シュロダー・セレクション

投資有価証券明細表（続き）

2025年9月30日現在

シュロダー・セレクション グローバル・シリーズ コモディティ

投資明細表

投資有価証券	通貨	口数 / 額面	時価 (米ドル)	対純資産 比率 (%)
承認されたUCITSまたはその他の投資信託				
集団投資スキーム - UCITS				
投資信託				
シュロダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・ コモディティ クラスI Accumulation USD [†]	米ドル	48,054	6,715,519	98.81
			6,715,519	98.81
集団投資スキーム - UCITS合計			6,715,519	98.81
承認されたUCITSまたはその他の投資信託の合計			6,715,519	98.81
投資有価証券合計			6,715,519	98.81
現金			46,281	0.68
その他の資産 / (負債)			34,529	0.51
純資産合計			6,796,329	100.00

為替予約契約

購入通貨	購入額	売却通貨	売却額	満期日	取引相手方	未実現利益 / (損失) (米ドル)	対純資産 比率 (%)
受益証券クラスヘッジ							
豪ドル	1,432,206	米ドル	945,494	2025年10月31日	H S B C	1,974	0.03
ユーロ	9,087	米ドル	10,661	2025年10月31日	H S B C	25	-
日本円	1,201,487	米ドル	8,107	2025年10月31日	H S B C	40	-
NAVヘッジあり受益証券クラス為替予約契約に係る未実現利益 - 資産						2,039	0.03
為替予約契約に係る未実現利益 - 資産合計						2,039	0.03
受益証券クラスヘッジ							
ユーロ	572,178	米ドル	676,744	2025年10月31日	H S B C	(3,888)	(0.06)
日本円	228,277,913	米ドル	1,552,997	2025年10月31日	H S B C	(5,144)	(0.07)
NAVヘッジあり受益証券クラス為替予約契約に係る未実現損失 - 負債						(9,032)	(0.13)
為替予約契約に係る未実現損失 - 負債合計						(9,032)	(0.13)
為替予約契約に係る未実現純損失 - 負債						(6,993)	(0.10)

† 2025年9月30日現在の投資対象ファンドの投資明細表は、管理会社の登録事務所において請求に応じて入手可能である。

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

シュロダー・セレクション

投資有価証券明細表（続き）

2025年9月30日現在

シュロダー・セレクション グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールド

投資明細表

投資有価証券	通貨	口数 / 額面	時価 (米ドル)	対純資産 比率 (%)
承認されたUCITSまたはその他の投資信託				
集団投資スキーム - UCITS				
投資信託				
シュロダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・ グローバル・ハイイールド クラスI Accumulation USD [†]	米ドル	960,995	77,032,295	98.81
			77,032,295	98.81
集団投資スキーム - UCITS 合計			77,032,295	98.81
承認されたUCITSまたはその他の投資信託の合計			77,032,295	98.81
投資有価証券合計			77,032,295	98.81
現金			1,235,004	1.58
その他の資産 / (負債)			(305,652)	(0.39)
純資産合計			77,961,647	100.00

為替予約契約

購入通貨	購入額	売却通貨	売却額	満期日	取引相手方	未実現利益 / (損失) (米ドル)	対純資産 比率 (%)
受益証券クラスヘッジ							
豪ドル	32,812,156	米ドル	21,661,579	2025年10月31日	H S B C	45,130	0.06
ユーロ	13,339	米ドル	15,684	2025年10月31日	H S B C	2	-
日本円	2,666,485	米ドル	17,994	2025年10月31日	H S B C	86	-
NAVヘッジあり受益証券クラス為替予約契約に係る未実現利益 - 資産						45,218	0.06
為替予約契約に係る未実現利益 - 資産合計						45,218	0.06
受益証券クラスヘッジ							
ユーロ	9,551,150	米ドル	11,296,632	2025年10月31日	H S B C	(64,894)	(0.08)
日本円	542,731,997	米ドル	3,692,258	2025年10月31日	H S B C	(12,230)	(0.02)
米ドル	28,600	豪ドル	43,556	2025年10月31日	H S B C	(214)	-
米ドル	812	ユーロ	691	2025年10月31日	H S B C	-	-
米ドル	38,204	日本円	5,684,466	2025年10月31日	H S B C	(340)	-
NAVヘッジあり受益証券クラス為替予約契約に係る未実現損失 - 負債						(77,678)	(0.10)
為替予約契約に係る未実現損失 - 負債合計						(77,678)	(0.10)
為替予約契約に係る未実現純損失 - 負債						(32,460)	(0.04)

† 2025年9月30日現在の投資対象ファンドの投資明細表は、管理会社の登録事務所において請求に応じて入手可能である。

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

シュロダー・セレクション

投資有価証券明細表（続き）

2025年9月30日現在

シュロダー・セレクション グローバル・シリーズ ウェルス・プリザベーション

投資明細表

投資有価証券	通貨	口数 / 額面	時価 (ユーロ)	対純資産 比率 (%)
承認されたUCITSまたはその他の投資信託				
集団投資スキーム - UCITS				
投資信託				
シュロダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・ インフレーション・プラス クラスI Accumulation EUR [†]	ユーロ	188,619	6,743,426	99.31
			6,743,426	99.31
集団投資スキーム - UCITS 合計			6,743,426	99.31
承認されたUCITSまたはその他の投資信託の合計			6,743,426	99.31
投資有価証券合計			6,743,426	99.31
現金			64,091	0.94
その他の資産 / (負債)			(17,025)	(0.25)
純資産合計			6,790,492	100.00

為替予約契約

購入通貨	購入額	売却通貨	売却額	満期日	取引相手方	未実現利益 / (損失) (ユーロ)	対純資産 比率 (%)
受益証券クラスヘッジ							
豪ドル	365,150	ユーロ	203,912	2025年10月31日	H S B C	1,506	0.02
日本円	199,163,489	ユーロ	1,145,575	2025年10月31日	H S B C	2,801	0.04
米ドル	1,617,817	ユーロ	1,367,907	2025年10月31日	H S B C	7,838	0.12
NAVヘッジあり受益証券クラス為替予約契約に係る未実現利益 - 資産						12,145	0.18
為替予約契約に係る未実現利益 - 資産合計						12,145	0.18
受益証券クラスヘッジ							
米ドル	12,587	ユーロ	10,708	2025年10月31日	H S B C	(4)	-
NAVヘッジあり受益証券クラス為替予約契約に係る未実現損失 - 負債						(4)	-
為替予約契約に係る未実現損失 - 負債合計						(4)	-
為替予約契約に係る未実現純利益 - 資産						12,141	0.18

† 2025年9月30日現在の投資対象ファンドの投資明細表は、管理会社の登録事務所において請求に応じて入手可能である。

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

シュローダー・セレクション

投資有価証券明細表（続き）

2025年9月30日現在

シュローダー・セレクション グローバル・シリーズ イールド・エクイティ

投資明細表

投資有価証券	通貨	口数 / 額面	時価 (米ドル)	対純資産 比率 (%)
承認されたUCITSまたはその他の投資信託				
集団投資スキーム - UCITS				
投資信託				
シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・ グローバル・エクイティ・イールド クラスI Accumulation USD [†]	米ドル	108,262	45,585,581	98.99
			45,585,581	98.99
集団投資スキーム - UCITS 合計			45,585,581	98.99
承認されたUCITSまたはその他の投資信託の合計			45,585,581	98.99
投資有価証券合計			45,585,581	98.99
現金			525,503	1.14
その他の資産 / (負債)			(58,514)	(0.13)
純資産合計			46,052,570	100.00

為替予約契約

購入通貨	購入額	売却通貨	売却額	満期日	取引相手方	未実現利益 / (損失) (米ドル)	対純資産 比率 (%)
受益証券クラスヘッジ							
日本円	1,008,103	米ドル	6,804	2025年10月31日	H S B C	32	-
NAVヘッジあり受益証券クラス為替予約契約に係る未実現利益 - 資産						32	-
為替予約契約に係る未実現利益 - 資産合計						32	-
受益証券クラスヘッジ							
日本円	423,453,336	米ドル	2,880,794	2025年10月31日	H S B C	(9,543)	(0.02)
米ドル	13,262	日本円	1,965,529	2025年10月31日	H S B C	(65)	-
NAVヘッジあり受益証券クラス為替予約契約に係る未実現損失 - 負債						(9,608)	(0.02)
為替予約契約に係る未実現損失 - 負債合計						(9,608)	(0.02)
為替予約契約に係る未実現純損失 - 負債						(9,576)	(0.02)

† 2025年9月30日現在の投資対象ファンドの投資明細表は、管理会社の登録事務所において請求に応じて入手可能である。

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

シュロダー・セレクション

投資有価証券明細表（続き）

2025年9月30日現在

シュロダー・セレクション ニューマーケット・シリーズ アジア・ボンド

投資明細表

投資有価証券	通貨	口数 / 額面	時価 (米ドル)	対純資産 比率 (%)
承認されたUCITSまたはその他の投資信託				
集団投資スキーム - UCITS				
投資信託				
シュロダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・ アジア・ボンド・トータル・リターン クラスI Accumulation USD [†]	米ドル	585,036	14,184,632	99.11
			14,184,632	99.11
集団投資スキーム - UCITS 合計			14,184,632	99.11
承認されたUCITSまたはその他の投資信託の合計			14,184,632	99.11
投資有価証券合計			14,184,632	99.11
現金			182,852	1.28
その他の資産 / (負債)			(56,029)	(0.39)
純資産合計			14,311,455	100.00

為替予約契約

購入通貨	購入額	売却通貨	売却額	満期日	取引相手方	未実現利益 / (損失) (米ドル)	対純資産 比率 (%)
受益証券クラスヘッジ							
日本円	470,403	米ドル	3,174	2025年10月31日	H S B C	16	-
NAVヘッジあり受益証券クラス為替予約契約に係る未実現利益 - 資産						16	-
為替予約契約に係る未実現利益 - 資産合計						16	-
受益証券クラスヘッジ							
日本円	150,391,711	米ドル	1,023,129	2025年10月31日	H S B C	(3,389)	(0.02)
NAVヘッジあり受益証券クラス為替予約契約に係る未実現損失 - 負債						(3,389)	(0.02)
為替予約契約に係る未実現損失 - 負債合計						(3,389)	(0.02)
為替予約契約に係る未実現純損失 - 負債						(3,373)	(0.02)

† 2025年9月30日現在の投資対象ファンドの投資明細表は、管理会社の登録事務所において請求に応じて入手可能である。

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

シュローダー・セレクション

投資有価証券明細表(続き)

2025年9月30日現在

シュローダー・セレクション ニューマーケット・シリーズ B I C ・エクイティ

投資明細表

投資有価証券	通貨	口数/額面	時価 (米ドル)	対純資産 比率 (%)
承認されたUCITSまたはその他の投資信託				
集団投資スキーム - UCITS				
投資信託				
シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・ B I C (ブラジル・インド・中国) クラスI Accumulation USD [†]	米ドル	31,709	12,970,363	99.03
			12,970,363	99.03
集団投資スキーム - UCITS 合計			12,970,363	99.03
承認されたUCITSまたはその他の投資信託の合計			12,970,363	99.03
投資有価証券合計			12,970,363	99.03
現金			182,461	1.39
その他の資産/(負債)			(55,498)	(0.42)
純資産合計			13,097,326	100.00

為替予約契約

購入通貨	購入額	売却通貨	売却額	満期日	取引相手方	未実現利益/ (損失) (米ドル)	対純資産 比率 (%)
受益証券クラスヘッジ							
日本円	13,405	米ドル	90	2025年10月31日	H S B C	1	-
NAVヘッジあり受益証券クラス為替予約契約に係る未実現利益 - 資産						1	-
為替予約契約に係る未実現利益 - 資産合計						1	-
受益証券クラスヘッジ							
日本円	401,774,831	米ドル	2,733,313	2025年10月31日	H S B C	(9,054)	(0.07)
米ドル	61,016	日本円	9,056,875	2025年10月31日	H S B C	(395)	-
NAVヘッジあり受益証券クラス為替予約契約に係る未実現損失 - 負債						(9,449)	(0.07)
為替予約契約に係る未実現損失 - 負債合計						(9,449)	(0.07)
為替予約契約に係る未実現純損失 - 負債						(9,448)	(0.07)

† 2025年9月30日現在の投資対象ファンドの投資明細表は、管理会社の登録事務所において請求に応じて入手可能である。

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

シュロダー・セレクション

投資有価証券明細表（続き）

2025年9月30日現在

シュロダー・セレクション ニューマーケット・シリーズ エマージング・ボンド

投資明細表

投資有価証券	通貨	口数 / 額面	時価 (米ドル)	対純資産 比率 (%)
承認されたUCITSまたはその他の投資信託				
集団投資スキーム - UCITS				
投資信託				
シュロダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・ エマージング・マーケット・デット・トータル・リターン クラスI Accumulation USD [‡]	米ドル	84,638	4,042,565	99.07
			4,042,565	99.07
集団投資スキーム - UCITS 合計			4,042,565	99.07
承認されたUCITSまたはその他の投資信託の合計			4,042,565	99.07
投資有価証券合計			4,042,565	99.07
現金			66,530	1.63
その他の資産 / (負債)			(28,545)	(0.70)
純資産合計			4,080,550	100.00

為替予約契約

購入通貨	購入額	売却通貨	売却額	満期日	取引相手方	未実現利益 / (損失) (米ドル)	対純資産 比率 (%)
受益証券クラスヘッジ							
日本円	10,000	米ドル	67	2025年10月31日	H S B C	1	-
NAVヘッジあり受益証券クラス為替予約契約に係る未実現利益 - 資産						1	-
為替予約契約に係る未実現利益 - 資産合計						1	-
受益証券クラスヘッジ							
日本円	84,983,837	米ドル	578,153	2025年10月31日	H S B C	(1,915)	(0.05)
米ドル	3,083	日本円	456,897	2025年10月31日	H S B C	(15)	-
NAVヘッジあり受益証券クラス為替予約契約に係る未実現損失 - 負債						(1,930)	(0.05)
為替予約契約に係る未実現損失 - 負債合計						(1,930)	(0.05)
為替予約契約に係る未実現純損失 - 負債						(1,929)	(0.05)

‡ 2025年9月30日現在の投資対象ファンドの投資明細表は、管理会社の登録事務所において請求に応じて入手可能である。

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

シュロダー・セレクション

投資有価証券明細表（続き）

2025年9月30日現在

シュロダー・セレクション ニューマーケット・シリーズ グレーター・チャイナ・エクイティ

投資明細表

投資有価証券	通貨	口数 / 額面	時価 (米ドル)	対純資産 比率 (%)
承認されたUCITSまたはその他の投資信託				
集団投資スキーム - UCITS				
投資信託				
シュロダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・ グレーター・チャイナ クラスI Accumulation USD [†]	米ドル	197,713	28,740,013	99.64
			28,740,013	99.64
集団投資スキーム - UCITS 合計			28,740,013	99.64
承認されたUCITSまたはその他の投資信託の合計			28,740,013	99.64
投資有価証券合計			28,740,013	99.64
現金			256,971	0.89
その他の資産 / (負債)			(153,489)	(0.53)
純資産合計			28,843,495	100.00

為替予約契約

購入通貨	購入額	売却通貨	売却額	満期日	取引相手方	未実現利益 / (損失) (米ドル)	対純資産 比率 (%)
受益証券クラスヘッジ							
日本円	18,914,766	米ドル	127,698	2025年10月31日	H S B C	555	-
NAVヘッジあり受益証券クラス為替予約契約に係る未実現利益 - 資産						555	-
為替予約契約に係る未実現利益 - 資産合計						555	-
受益証券クラスヘッジ							
日本円	630,857,893	米ドル	4,291,787	2025年10月31日	H S B C	(14,216)	(0.05)
米ドル	62,719	日本円	9,349,857	2025年10月31日	H S B C	(679)	-
NAVヘッジあり受益証券クラス為替予約契約に係る未実現損失 - 負債						(14,895)	(0.05)
為替予約契約に係る未実現損失 - 負債合計						(14,895)	(0.05)
為替予約契約に係る未実現純損失 - 負債						(14,340)	(0.05)

† 2025年9月30日現在の投資対象ファンドの投資明細表は、管理会社の登録事務所において請求に応じて入手可能である。

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

[次へ](#)

Combined Statement of Net Assets as at 30 September 2025

	Schroder Selection EURO Series - EURO Balanced EUR	Schroder Selection EURO Series - EURO Bond EUR	Schroder Selection EURO Series - EURO Equity EUR	Schroder Selection EURO Series - European Sustainable EUR
ASSETS				
Investments in securities at cost	18,182,036	17,540,354	16,491,384	8,186,995
Unrealised gain/(loss)	5,699,998	2,976,370	11,770,317	1,347,045
Investments in securities at market value	23,882,034	20,516,724	28,261,701	9,534,040
Cash at bank and at brokers	253,066	213,173	322,527	99,083
Collateral receivable	10,636	2,209	11,182	2,539
Receivables on subscriptions	-	57	101,893	-
Unrealised gain on forward currency exchange contracts	6,186	3,763	10,735	21,689
Other assets	-	-	76	43
TOTAL ASSETS	24,151,922	20,735,926	28,708,114	9,657,394
LIABILITIES				
Payables on redemptions	28,825	21,893	-	9,976
Management fees payable	25,096	14,558	35,363	12,413
Unrealised loss on forward currency exchange contracts	13	-	389	26
Other liabilities	52,801	39,457	64,650	41,958
TOTAL LIABILITIES	106,735	75,908	100,402	64,373
TOTAL NET ASSETS	24,045,187	20,660,018	28,607,712	9,593,021

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.



Combined Statement of Net Assets as at 30 September 2025 (continued)

	Schroder Selection Global Series - Commodity USD	Schroder Selection Global Series - Global High Yield USD	Schroder Selection Global Series - Wealth Preservation EUR EUR	Schroder Selection Global Series - Yield Equity USD
ASSETS				
Investments in securities at cost	6,002,781	57,088,653	5,298,228	28,241,009
Unrealised gain/(loss)	712,738	19,943,642	1,445,198	17,344,572
Investments in securities at market value	6,715,519	77,032,295	6,743,426	45,585,581
Cash at bank and at brokers	46,281	1,235,004	64,091	525,503
Collateral receivable	409	7,260	8,613	379
Receivables on subscriptions	13,731	100,623	-	118,858
Receivables on investments sold	53,519	-	-	-
Unrealised gain on forward currency exchange contracts	2,039	45,218	12,145	32
Other assets	25	1,273	-	564
TOTAL ASSETS	6,831,523	78,421,673	6,828,275	46,230,917
LIABILITIES				
Payables on redemptions	-	152,517	-	17,426
Management fees payable	8,774	67,940	8,164	47,713
Unrealised loss on forward currency exchange contracts	9,032	77,678	4	9,608
Other liabilities	17,388	161,891	29,615	103,600
TOTAL LIABILITIES	35,194	460,026	37,783	178,347
TOTAL NET ASSETS	6,796,329	77,961,647	6,790,492	46,052,570

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Combined Statement of Net Assets as at 30 September 2025 (continued)

	Schroder Selection New Market Series - Asian Bond USD	Schroder Selection New Market Series - BIC Equity USD	Schroder Selection New Market Series - Emerging Bond USD	Schroder Selection New Market Series - Greater China Equity USD
ASSETS				
Investments in securities at cost	8,550,324	8,690,351	3,081,213	20,528,342
Unrealised gain/(loss)	5,634,308	4,280,012	961,352	8,211,671
Investments in securities at market value	14,184,632	12,970,363	4,042,565	28,740,013
Cash at bank and at brokers	182,852	182,461	66,530	256,971
Collateral receivable	-	-	-	1,899
Receivables on subscriptions	-	3,000	67	44,188
Receivables on investments sold	-	84,501	-	-
Unrealised gain on forward currency exchange contracts	16	1	1	555
Other assets	-	301	-	2
TOTAL ASSETS	14,367,500	13,240,627	4,109,163	29,043,628
LIABILITIES				
Collateral payable	5,369	1,978	7,670	-
Payables on redemptions	-	85,264	-	18,435
Management fees payable	15,153	16,133	4,956	35,093
Unrealised loss on forward currency exchange contracts	3,389	9,449	1,930	14,895
Other liabilities	32,134	30,477	14,057	131,710
TOTAL LIABILITIES	56,045	143,301	28,613	200,133
TOTAL NET ASSETS	14,311,455	13,097,326	4,080,550	28,843,495

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.



Combined Statement of Net Assets as at 30 September 2025 (continued)

	Combined [†] EUR
ASSETS	
Investments in securities at cost	178,314,693
Unrealised gain/(loss)	71,876,453
Investments in securities at market value	250,191,146
Cash at bank and at brokers	3,078,118
Collateral receivable	43,654
Receivables on subscriptions	340,900
Receivables on investments sold	117,589
Unrealised gain on forward currency exchange contracts	95,295
Other assets	1,963
TOTAL ASSETS	253,868,665
LIABILITIES	
Collateral payable	12,793
Payables on redemptions	293,829
Management fees payable	262,376
Unrealised loss on forward currency exchange contracts	107,762
Other liabilities	647,022
TOTAL LIABILITIES	1,323,782
TOTAL NET ASSETS	252,544,883

† For the total of the Combined Statement of Net Assets, which has been presented in EUR, assets and liabilities stated in currencies other than EUR have been converted at the following exchange rates ruling as at 30 September 2025: 1 Euro = 1.1738 US Dollar.

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Combined Statement of Operations and Changes in Net Assets for the Year Ended 30 September 2025

	Schroder Selection EURO Series - EURO Balanced EUR	Schroder Selection EURO Series - EURO Bond EUR	Schroder Selection EURO Series - EURO Equity EUR	Schroder Selection EURO Series - European Sustainable EUR
NET ASSETS AT THE BEGINNING OF THE YEAR	22,339,014	20,532,263	22,597,896	11,977,820
INCOME				
Bank interest	2,543	2,889	3,681	3,295
TOTAL INCOME	2,543	2,889	3,681	3,295
EXPENSES				
Management fees	272,768	163,920	350,750	157,423
Administration fees	4,895	4,761	4,993	22,768
Taxe d'abonnement	54	85	76	46
Depository fees	2,780	1,994	2,022	868
Unit holder service fees	181,845	92,207	223,914	97,711
Operating expenses	20,458	18,441	22,392	9,771
TOTAL EXPENSES	482,800	281,408	614,147	288,587
NET INVESTMENT INCOME/(LOSS)	(480,257)	(278,519)	(610,466)	(285,292)
Net realised gain/(loss) on:				
Sale of investments*	1,084,197	126,990	397,098	420,110
Forward currency exchange contracts*	(299,180)	(188,199)	(442,221)	(301,470)
Currency exchange	(192)	(42)	(3,283)	1,171
NET REALISED GAIN/(LOSS) FOR THE YEAR	784,825	(51,251)	(48,406)	119,811
Net change in unrealised appreciation/ (depreciation) on:				
Investments*	1,496,743	338,282	4,409,324	(29,465)
Forward currency exchange contracts*	19,056	12,007	25,904	71,210
Currency exchange	-	-	(2)	-
NET CHANGE IN UNREALISED APPRECIATION/ (DEPRECIATION) FOR THE YEAR	1,515,799	350,289	4,435,226	41,745
INCREASE/(DECREASE) IN NET ASSETS AS A RESULT OF OPERATIONS	1,820,367	20,519	3,776,354	(123,736)
Subscriptions	1,465,298	1,229,358	3,346,695	-
Redemptions	(1,579,492)	(1,122,122)	(1,113,233)	(2,261,063)
INCREASE/(DECREASE) IN NET ASSETS AS A RESULT OF MOVEMENTS IN UNIT CAPITAL	(114,194)	107,236	2,233,462	(2,261,063)
NET ASSETS AT THE END OF THE YEAR	24,045,187	20,660,018	28,607,712	9,593,021

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.



Schroder Selection Audited Annual Report
30 September 2025

Combined Statement of Operations and Changes in Net Assets for the Year Ended 30 September 2025 (continued)

	Schroder Selection Global Series - Commodity USD	Schroder Selection Global Series - Global High Yield USD	Schroder Selection Global Series - Wealth Preservation EUR EUR	Schroder Selection Global Series - Yield Equity USD
NET ASSETS AT THE BEGINNING OF THE YEAR	7,073,218	78,652,742	7,494,536	38,236,122
INCOME				
Bank interest	2,542	28,552	2,445	11,788
TOTAL INCOME	2,542	28,552	2,445	11,788
EXPENSES				
Management fees	100,118	745,893	97,940	459,807
Administration fees	4,129	15,104	16,947	9,156
Taxe d'abonnement	26	358	22	195
Depository fees	(1,566)	(7,799)	1,817	(4,257)
Unitholder service fees	60,070	447,536	62,962	306,538
Operating expenses	6,007	67,131	6,296	34,486
TOTAL EXPENSES	168,784	1,268,223	185,984	805,925
NET INVESTMENT INCOME/(LOSS)	(166,242)	(1,239,671)	(183,539)	(794,137)
Net realised gain/(loss) on:				
Sale of investments*	56,625	2,773,973	247,725	656,544
Forward currency exchange contracts*	(131,750)	(798,211)	(220,112)	(169,791)
Currency exchange	(3,948)	1,261	(2,801)	(11,833)
NET REALISED GAIN/(LOSS) FOR THE YEAR	(79,073)	1,977,023	24,812	474,920
Net change in unrealised appreciation/ (depreciation) on:				
Investments*	602,357	3,083,907	327,735	4,237,271
Forward currency exchange contracts*	(36,943)	(527,918)	27,700	(18,573)
Currency exchange	-	24	-	(49)
NET CHANGE IN UNREALISED APPRECIATION/ (DEPRECIATION) FOR THE YEAR	565,414	2,556,013	355,435	4,218,649
INCREASE/(DECREASE) IN NET ASSETS AS A RESULT OF OPERATIONS	320,099	3,293,365	196,708	3,899,432
Subscriptions	163,822	5,021,454	212,334	7,447,087
Redemptions	(760,810)	(8,585,356)	(1,100,482)	(3,358,811)
INCREASE/(DECREASE) IN NET ASSETS AS A RESULT OF MOVEMENTS IN UNIT CAPITAL	(596,988)	(3,563,902)	(888,148)	4,088,276
Dividend distributions	-	(420,558)	(12,604)	(171,260)
NET ASSETS AT THE END OF THE YEAR	6,796,329	77,961,647	6,790,492	46,052,570

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Combined Statement of Operations and Changes in Net Assets for the Year Ended 30 September 2025 (continued)

	Schroder Selection New Market Series - Asian Bond USD	Schroder Selection New Market Series - BIC Equity USD	Schroder Selection New Market Series - Emerging Bond USD	Schroder Selection New Market Series - Greater China Equity USD
NET ASSETS AT THE BEGINNING OF THE YEAR	14,968,221	12,718,939	3,647,577	26,424,537
INCOME				
Bank interest	4,121	3,851	1,424	7,611
TOTAL INCOME	4,121	3,851	1,424	7,611
EXPENSES				
Management fees	173,603	167,556	53,968	355,233
Administration fees	4,567	4,392	7,524	72,396
Taxe d'abonnement	56	34	15	87
Depository fees	(108)	(946)	(65)	10,554
Unitholder service fees	115,736	104,000	34,693	220,489
Operating expenses	13,020	10,400	3,469	22,049
TOTAL EXPENSES	306,874	285,436	99,604	680,808
NET INVESTMENT INCOME/(LOSS)	(302,753)	(281,585)	(98,180)	(673,197)
Net realised gain/(loss) on:				
Sale of investments*	540,308	364,967	79,161	554,398
Forward currency exchange contracts*	(89,778)	(196,610)	(46,483)	(317,859)
Currency exchange	39	297	143	7,917
NET REALISED GAIN/(LOSS) FOR THE YEAR	450,569	168,674	32,821	244,456
Net change in unrealised appreciation/ (depreciation) on:				
Investments*	191,065	1,489,538	244,676	5,533,416
Forward currency exchange contracts*	(8,262)	(20,234)	(4,436)	(31,536)
Currency exchange	-	14	(1)	(10)
NET CHANGE IN UNREALISED APPRECIATION/ (DEPRECIATION) FOR THE YEAR	182,803	1,469,318	240,239	5,501,870
INCREASE/(DECREASE) IN NET ASSETS AS A RESULT OF OPERATIONS	330,619	1,356,407	174,880	5,073,129
Subscriptions	33,804	202,444	437,236	1,370,292
Redemptions	(980,371)	(1,180,464)	(179,143)	(4,024,463)
INCREASE/(DECREASE) IN NET ASSETS AS A RESULT OF MOVEMENTS IN UNIT CAPITAL	(946,567)	(978,020)	258,093	(2,654,171)
Dividend distributions	(40,818)	-	-	-
NET ASSETS AT THE END OF THE YEAR	14,311,455	13,097,326	4,080,550	28,843,495

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.



Combined Statement of Operations and Changes in Net Assets for the Year Ended 30 September 2025 (continued)

	Combined [†] EUR
NET ASSETS AT THE BEGINNING OF THE YEAR[‡]	239,762,706
INCOME	
Bank interest	65,877
TOTAL INCOME	65,877
EXPENSES	
Management fees	2,804,603
Administration fees	154,273
Taxe d'abonnement	940
Depository fees	5,914
Unitholder service fees	1,756,881
Operating expenses	210,744
TOTAL EXPENSES	4,933,355
NET INVESTMENT INCOME/(LOSS)	(4,867,478)
Net realised gain/(loss) on:	
Sale of investments*	6,568,119
Forward currency exchange contracts*	(2,942,540)
Currency exchange	(10,368)
NET REALISED GAIN/(LOSS) FOR THE YEAR	3,615,211
Net change in unrealised appreciation/ (depreciation) on:	
Investments*	19,647,820
Forward currency exchange contracts*	(395,116)
Currency exchange	(19)
NET CHANGE IN UNREALISED APPRECIATION/ (DEPRECIATION) FOR THE YEAR	19,251,685
INCREASE/(DECREASE) IN NET ASSETS AS A RESULT OF OPERATIONS	17,999,418
Subscriptions	18,757,318
Redemptions	(23,422,968)
INCREASE/(DECREASE) IN NET ASSETS AS A RESULT OF MOVEMENTS IN UNIT CAPITAL	(4,665,650)
Dividend distributions	(551,591)
NET ASSETS AT THE END OF THE YEAR	252,544,883

† For the total of the Combined Statement of Operations and Changes in Net Assets, which has been presented in EUR, income and expenses stated in currencies other than EUR have been converted at the following exchange rates ruling as at 30 September 2025: 1 Euro = 1.1738 US Dollar.

‡ The opening balance was combined using the foreign exchange rates as at 30 September 2025. The same net assets combined using the foreign exchange rates as at 30 September 2024 reflected a figure of EUR 247,337,735.

* Please refer to the table realised gains/(losses) and change in unrealised appreciation/(depreciation) for the calculation split.

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Combined Statement of Operations and Changes in Net Assets for the Year Ended 30 September 2025 (continued)

	Schroder Selection EURO Series - EURO Balanced EUR	Schroder Selection EURO Series - EURO Bond EUR	Schroder Selection EURO Series - EURO Equity EUR	Schroder Selection EURO Series - European Sustainable EUR
REALISED GAINS/(LOSSES) SPLIT				
Realised gain on:				
Sale of investments	1,125,901	151,233	397,129	421,462
Forward currency exchange contracts	295,119	185,684	419,375	850,209
Realised loss on:				
Sale of investments	(41,704)	(14,243)	(31)	(1,352)
Forward currency exchange contracts	(594,299)	(373,883)	(861,596)	(1,151,679)
Net realised gain/(loss) for the year*	785,017	(51,209)	(45,123)	118,640
CHANGE IN UNREALISED APPRECIATION/(DEPRECIATION) SPLIT				
Change in unrealised appreciation on:				
Investments	1,496,743	338,282	4,409,324	(29,465)
Forward currency exchange contracts	6,186	3,759	10,171	20,819
Change in unrealised depreciation on:				
Forward currency exchange contracts	12,870	8,248	15,733	50,391
Net change in unrealised appreciation/ (depreciation) for the year*	1,515,799	350,289	4,435,228	41,745

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Combined Statement of Operations and Changes in Net Assets for the Year Ended 30 September 2025 (continued)

	Schroder Selection Global Series - Commodity USD	Schroder Selection Global Series - Global High Yield USD	Schroder Selection Global Series - Wealth Preservation EUR EUR	Schroder Selection Global Series - Yield Equity USD
REALISED GAINS/(LOSSES) SPLIT				
Realised gain on:				
Sale of investments	60,869	2,773,973	247,725	656,544
Forward currency exchange contracts	538,876	5,933,329	386,579	376,107
Realised loss on:				
Sale of investments	(4,244)	-	-	-
Forward currency exchange contracts	(670,626)	(6,731,540)	(606,691)	(545,898)
Net realised gain/(loss) for the year*	(75,125)	1,975,762	27,613	486,753
CHANGE IN UNREALISED APPRECIATION/(DEPRECIATION) SPLIT				
Change in unrealised appreciation on:				
Investments	602,357	3,083,907	327,735	4,237,271
Forward currency exchange contracts	(27,912)	(450,388)	8,662	(9,125)
Change in unrealised depreciation on:				
Forward currency exchange contracts	(9,031)	(77,530)	19,038	(9,448)
Net change in unrealised appreciation/ (depreciation) for the year*	565,414	2,555,989	355,435	4,218,698

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Combined Statement of Operations and Changes in Net Assets for the Year Ended 30 September 2025 (continued)

	Schroder Selection New Market Series - Asian Bond USD	Schroder Selection New Market Series - BIC Equity USD	Schroder Selection New Market Series - Emerging Bond USD	Schroder Selection New Market Series - Greater China Equity USD
REALISED GAINS/(LOSSES) SPLIT				
Realised gain on:				
Sale of investments	540,308	364,987	79,161	557,497
Forward currency exchange contracts	171,091	365,505	88,762	604,690
Realised loss on:				
Sale of investments	-	-	-	(3,099)
Forward currency exchange contracts	(260,869)	(562,115)	(135,245)	(922,549)
Net realised gain/(loss) for the year*	450,530	168,377	32,678	236,539
CHANGE IN UNREALISED APPRECIATION/(DEPRECIATION) SPLIT				
Change in unrealised appreciation on:				
Investments	191,065	1,489,538	244,676	5,533,416
Forward currency exchange contracts	(4,873)	(10,485)	(2,505)	(17,134)
Change in unrealised depreciation on:				
Forward currency exchange contracts	(3,389)	(9,749)	(1,931)	(14,402)
Net change in unrealised appreciation/ (depreciation) for the year*	182,803	1,469,304	240,240	5,501,880

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Combined Statement of Operations and Changes in Net Assets for the Year Ended 30 September 2025 (continued)

	Combined ¹ EUR
REALISED GAINS/(LOSSES) SPLIT	
Realised gain on:	
Sale of investments	6,631,704
Forward currency exchange contracts	9,019,488
Realised loss on:	
Sale of investments	(63,585)
Forward currency exchange contracts	(11,962,028)
Net realised gain/(loss) for the year²	3,625,579
CHANGE IN UNREALISED APPRECIATION/(DEPRECIATION) SPLIT	
Change in unrealised appreciation on:	
Investments	19,647,820
Forward currency exchange contracts	(395,488)
Change in unrealised depreciation on:	
Forward currency exchange contracts	(628)
Net change in unrealised appreciation/ (depreciation) for the year³	19,251,704

‡ For the total of the Combined Statement of Operations and Changes in Net Assets, which has been presented in EUR, income and expenses stated in currencies other than EUR have been converted at the following exchange rates ruling as at 30 September 2025: 1 Euro = 1.1738 US Dollar.

^ The realised amounts shown in this table represent the sum of the net realised gains and losses at investment level for the year under review.

+ The change in unrealised amounts shown in this table represent the sum of the net change in unrealised appreciation/(depreciation) at investment level for the year under review.

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Statistical Information as at 30 September 2025

	Units outstanding as at 30 September 2025	NAV per Unit as at 30 September 2025	NAV per Unit as at 30 September 2024	NAV per Unit as at 30 September 2023
Schroder Selection EURO Series - EURO Balanced				
Class A Dis	805,218	26.6643	24.3041	21.6715
Class A Dis JPY	204,822	2,183.1938	2,037.5757	1,890.5805
Total Net Assets in EUR		24,045,187	22,339,014	20,436,055
Schroder Selection EURO Series - EURO Bond				
Class A Dis	1,195,238	15.9753	15.8207	14.4851
Class A Dis JPY	232,893	1,167.6815	1,185.7637	1,132.9965
Total Net Assets in EUR		20,660,018	20,532,263	19,473,525
Schroder Selection EURO Series - EURO Equity				
Class A Dis	635,887	38.0133	32.0218	27.8781
Class A Dis JPY	225,088	3,422.6250	2,947.1413	2,664.7615
Total Net Assets in EUR		28,607,712	22,597,896	22,494,720
Schroder Selection EURO Series - European Sustainable				
Class A Dis	404,307	12.7483	12.6336	11.7324
Class A Dis JPY	147,804	1,233.8300	1,251.6720	1,208.5278
Class A Dis USD	258,244	15.4027	14.9737	13.6756
Total Net Assets in EUR		9,593,021	11,977,820	14,827,509
Schroder Selection Global Series - Commodity				
Class A Dis	559,909	6.4175	5.9479	6.1008
Class A Dis AUD	215,293	6.7019	6.2865	6.5512
Class A Dis EUR	116,911	5.0079	4.7459	4.9540
Class A Dis JPY	470,305	491.3946	476.1310	516.5010
Total Net Assets in USD		6,796,329	7,073,218	7,982,823
Schroder Selection Global Series - Global High Yield				
Class A Dis	1,226,293	24.3237	22.8750	20.0529
Class A Dis AUD	1,099,045	27.9024	26.4119	23.4388
Class A Dis EUR	454,839	19.7817	18.9786	16.9162
Class A Dis JPY	292,076	1,841.0553	1,807.9728	1,679.0357
Class A Dis Monthly Income	1,950,033	3.5861	3.4753	3.1394
Class A Dis Monthly Income AUD	1,081,002	1.8449	1.7997	1.6464
Class A Dis Monthly Income EUR	222,831	2.3892	2.3622	2.1696
Class A Dis Monthly Income JPY Unhedged	915,625	763.5013	714.7306	673.8959
Total Net Assets in USD		77,961,647	78,652,742	74,665,245
Schroder Selection Global Series - Wealth Preservation EUR				
Class A Dis	200,124	14.1017	13.2772	12.8685
Class A Dis AUD	26,315	13.9476	12.9522	12.5250
Class A Dis JPY	172,413	1,160.6760	1,119.8942	1,130.7685
Class A Dis Monthly Income	71,464	5.3005	5.0408	4.9344
Class A Dis Monthly Income JPY Unhedged	234,287	618.4741	541.6840	524.2062
Class A Dis USD	117,260	13.9777	12.9034	12.3116
Total Net Assets in EUR		6,790,492	7,494,536	7,606,661

The NAV per unit of each unit class is stated in the currency of the unit class.

The Statistical Information forms a part of the Notes to the Financial Statements.

Statistical Information as at 30 September 2025 (continued)

	Units outstanding as at 30 September 2025	NAV per Unit as at 30 September 2025	NAV per Unit as at 30 September 2024	NAV per Unit as at 30 September 2023
Schroder Selection Global Series - Yield Equity				
Class A Dis	846,448	23.4124	21.1580	18.1075
Class A Dis AUD Unhedged	326,696	38.6835	33.3667	30.4666
Class A Dis EUR Unhedged	221,598	32.1462	30.4722	27.5343
Class A Dis JPY	250,150	1,685.4179	1,594.7194	1,446.0495
Class A Dis Monthly Income	227,342	12.4388	11.5827	10.2153
Class A Dis Monthly Income AUD Unhedged	47,608	27.5261	24.4643	23.0201
Class A Dis Monthly Income EUR Unhedged	43,417	23.0056	22.4704	20.9239
Class A Dis Monthly Income JPY Unhedged	185,467	1,437.0992	1,292.6617	1,189.8905
Total Net Assets in USD		46,052,570	38,236,122	35,489,746
Schroder Selection New Market Series - Asian Bond				
Class A Dis	734,723	15.3619	14.9109	13.9006
Class A Dis JPY	156,835	959.3166	973.1121	960.1718
Class A Dis Monthly Income	433,579	2.7769	2.7499	2.6154
Class A Dis Monthly Income JPY Unhedged	296,720	400.9462	383.5492	380.7444
Total Net Assets in USD		14,311,455	14,968,221	15,405,568
Schroder Selection New Market Series - BIC Equity				
Class A Dis	542,207	19.1853	16.8655	14.1820
Class A Dis JPY	280,680	1,420.7697	1,308.7428	1,164.6406
Total Net Assets in USD		13,097,326	12,718,939	11,655,198
Schroder Selection New Market Series - Emerging Bond				
Class A Dis	232,073	15.1219	14.2804	13.0510
Class A Dis JPY	89,889	940.2456	929.7828	901.4067
Total Net Assets in USD		4,080,550	3,647,577	4,143,806
Schroder Selection New Market Series - Greater China Equity				
Class A Dis	389,596	62.7977	51.2847	44.4667
Class A Dis JPY	151,231	4,283.5283	3,663.4954	3,364.7640
Total Net Assets in USD		28,843,495	26,424,537	27,861,326

The NAV per unit of each unit class is stated in the currency of the unit class.

The Statistical Information forms a part of the Notes to the Financial Statements.

Appendix II - Fund Performance as at 30 September 2025 (Unaudited)

Sub-Funds and Unit Classes*	Launch Date	1 Year %	2 Years %	3 Years %	Since Launch %
Schroder Selection EURO Series - EURO Balanced					
Class A Dis	20 December 2002	9.71	23.03	26.95	166.64
Class A Dis JPY	20 December 2002	7.15	15.48	16.00	118.32
Schroder Selection EURO Series - EURO Bond					
Class A Dis	20 December 2002	0.97	10.29	7.73	59.75
Class A Dis JPY	20 December 2002	(1.52)	3.06	(2.19)	16.77
Schroder Selection EURO Series - EURO Equity					
Class A Dis	20 December 2002	18.71	36.35	49.23	280.13
Class A Dis JPY	20 December 2002	16.13	28.44	37.31	242.26
Schroder Selection EURO Series - European Sustainable					
Class A Dis	12 April 2016	0.90	8.66	27.37	27.48
Class A Dis JPY	12 April 2016	(1.43)	2.09	16.70	23.38
Class A Dis USD	12 April 2016	2.87	12.63	35.73	54.03
Schroder Selection Global Series - Commodity					
Class A Dis	31 March 2010	7.90	5.20	(0.81)	(35.82)
Class A Dis AUD	31 March 2010	6.60	2.31	(5.48)	(32.98)
Class A Dis EUR	31 March 2010	5.52	1.09	(7.22)	(48.92)
Class A Dis JPY	31 March 2010	3.21	(4.86)	(14.93)	(50.86)
Schroder Selection Global Series - Global High Yield					
Class A Dis	28 May 2009	6.33	21.30	33.81	143.24
Class A Dis AUD	28 May 2009	5.64	19.04	29.50	179.02
Class A Dis EUR	28 May 2009	4.23	16.94	25.88	97.82
Class A Dis JPY	28 May 2009	1.83	9.65	15.02	84.11
Class A Dis Monthly Income	31 March 2010	6.34	21.31	33.81	97.71
Class A Dis Monthly Income AUD	31 March 2010	5.62	19.03	29.25	121.54
Class A Dis Monthly Income EUR	31 March 2010	4.23	16.91	25.77	60.93
Class A Dis Monthly Income JPY Unhedged	31 March 2010	10.08	20.29	36.97	214.28
Schroder Selection Global Series - Wealth Preservation EUR					
Class A Dis	30 September 2005	6.21	9.58	14.19	41.02
Class A Dis AUD	1 July 2013	7.69	11.36	16.99	39.48
Class A Dis JPY	30 September 2005	3.64	2.64	4.02	16.07
Class A Dis Monthly Income	30 September 2005	6.20	9.59	14.19	41.01
Class A Dis Monthly Income JPY Unhedged	30 September 2005	15.32	20.36	40.65	79.31
Class A Dis USD	1 July 2013	8.33	13.53	21.10	39.78
Schroder Selection Global Series - Yield Equity					
Class A Dis	31 July 2006	10.65	29.29	65.09	134.12
Class A Dis AUD Unhedged	31 March 2010	15.93	26.97	61.79	286.84
Class A Dis EUR Unhedged	31 March 2010	5.49	16.75	37.20	221.46
Class A Dis JPY	31 July 2006	5.69	16.55	40.57	68.54
Class A Dis Monthly Income	31 July 2006	10.65	29.30	65.09	134.08
Class A Dis Monthly Income AUD Unhedged	31 March 2010	15.93	26.96	61.76	286.87
Class A Dis Monthly Income EUR Unhedged	31 March 2010	5.49	16.74	37.19	221.47
Class A Dis Monthly Income JPY Unhedged	31 July 2006	14.55	28.23	69.00	202.02
Schroder Selection New Market Series - Asian Bond					
Class A Dis	30 April 2004	3.02	10.51	14.65	53.62

Appendix II - Fund Performance as at 30 September 2025 (Unaudited) (continued)

Sub-Funds and Unit Classes*	Launch Date	1 Year %	2 Years %	3 Years %	Since Launch %
Schroder Selection New Market Series - Asian Bond (continued)					
Class A Dis JPY	30 April 2004	(1.42)	(0.09)	(1.42)	(4.07)
Class A Dis Monthly Income	30 November 2004	3.02	10.53	14.67	44.64
Class A Dis Monthly Income JPY Unhedged	30 November 2004	6.65	9.60	17.36	107.25
Schroder Selection New Market Series - BIC Equity					
Class A Dis	31 July 2006	13.75	35.28	37.36	91.85
Class A Dis JPY	31 July 2006	8.56	21.99	17.42	42.08
Schroder Selection New Market Series - Emerging Bond					
Class A Dis	30 April 2004	5.90	15.87	24.89	51.22
Class A Dis JPY	30 April 2004	1.13	4.31	6.81	(5.98)
Schroder Selection New Market Series - Greater China Equity					
Class A Dis	30 April 2004	22.45	41.22	46.86	527.98
Class A Dis JPY	30 April 2004	16.92	27.31	25.19	328.35

* All fund performance data are on a NAV to NAV basis (Bid to Bid), adjusted for dividends, net of expenses and gross of taxes. Past performance is not a reliable indicator of future results, prices of units and the income from them may fall as well as rise and investors may not get back the amount originally invested.

Notes to the Financial Statements as at 30 September 2025

The Fund

The Fund qualifies as an undertaking for collective investment (UCI) regulated by the provisions of Part II of the Luxembourg law of 17 December 2010, as amended, regarding undertaking for collective investment (the '2010 law'). The Fund has been established for an undetermined period from the date of inception 20 December 2002, and may further issue several classes of units in each Sub-Fund.

Classes of Units

The Unit Classes available for each Sub-Fund are set out in the current prospectus, along with details of any minimum subscription, minimum additional subscription and minimum holding amounts and details of initial charges (where applicable) for each Unit Class.

Accounting Policies

Summary of Significant Accounting Policies

The financial statements are prepared and presented in accordance with generally accepted accounting principles in Luxembourg for collective investment schemes on a going concern basis.

Net Asset Value

Determination of the Net Asset Value per Unit

The Net Asset Value ('NAV') per unit of each class will be determined by or at the direction of the Management Company on each Dealing Day by dividing the value of the assets of the relevant Class less the liabilities (including any provisions considered by the Management Company to be necessary or prudent) attributable to such Class by the total number of units of the relevant Class.

Further details on rules that apply in valuing total assets can be found in the current prospectus.

The assets of each Sub-Fund are invested for the exclusive benefit of the unitholders of the corresponding Sub-Fund and the assets of a specific Sub-Fund are solely accountable for the liabilities, commitments and obligations of that Sub-Fund.

The financial statements are prepared on the basis of the last NAV calculated during the year (30 September 2025 for all Sub-Funds).

Valuation of the Assets of the Fund

The value of any cash in hand or on deposit, bills and demand notes and accounts receivable, prepaid expenses, cash dividends and interest declared or accrued as aforesaid and not yet received shall be deemed to be the full amount thereof, unless in any case the same is unlikely to be paid or received in full, in which case the value thereof shall be arrived at after making such discount as the Management Company may consider appropriate in such case to reflect the true value thereof.

Normally investments will be valued on the basis of the latest dealing price or the latest available mid-market quotation (the midpoint between the latest quoted bid and offer prices) of the securities on the relevant securities market on which the investments of the Sub-Fund are traded, quoted or dealt. Where the investments of a Sub-Fund are both listed on a stock exchange and dealt in by market makers outside the stock exchange on which the investments are listed, then the Management Company determines the principal market for the investments in question and they are valued at the latest available price in that market. Securities which are not quoted or dealt in on any stock exchange but which are dealt in on any other regulated market are valued in such a manner as near as possible to that described previously. If no price quotation is available for any of the securities held by a Sub-Fund or if the value as determined above is not representative of the fair market value of the relevant securities, the value of such securities will be based on the reasonably foreseeable sales price determined prudently and in good faith.

Units or shares in open-ended undertakings for collective investment are valued on the basis of the latest reported NAV. The latest reported NAV may be adjusted in order to reflect market movements since the report date in accordance with adjustment methods as determined by the Management Company.

All other assets and liabilities are valued at their respective fair values as determined in good faith by the Management Company in accordance with generally accepted valuation principles and procedures.

All assets and liabilities not expressed in the currency of denomination are translated therein by reference to the market rates prevailing in the foreign exchange market for the relevant currency at or about the time of the valuation.

The financial statements for each Sub-Fund are disclosed in the base currency of the Sub-Fund. The combined total in EUR is calculated using the relevant exchange rate on the last working day of the year under review.

Realised Gains and Losses on Sales of Investments in Securities

Realised gains and losses on sales of investments in securities are determined on the average cost basis and include transaction costs.

Income

Bank interest is credited to the Sub-Funds upon receipt.

Forward Currency Exchange Contracts

Outstanding forward currency exchange contracts are valued at the last available price at NAV calculation day by reference to the forward rate of exchange applicable to the maturity of the contracts. The unrealised gain/(loss) is shown in the Combined Statement of Net Assets under 'Unrealised gain/(loss) on forward currency exchange contracts'.

Fees and Expenses

Management Fees

The Management Company is entitled to a fee payable monthly, out of the assets of each Sub-Fund, at an annual rate calculated on the basis of the total average net assets attributable to each Sub-Fund during the relevant month. The actual rates payable as at 30 September 2025, which vary from Sub-Fund to Sub-Fund and from unit class to unit class are set out in the table on page 43. The Management Fee may be partially waived at the discretion of the Management Company.

The Agent Company Fee at the annual rate of 0.05% shall be paid, out of the Management Fee, to the Agent Company, which is a fee payable in arrears at intervals separately agreed by the Management Company and the Agent Company and calculated and accrued daily.

Please note that all underlying investments into Schroder ISF are in I class which bears no management fee.



Notes to the Financial Statements as at 30 September 2025 (continued)

Unitholder Service Fees

A Unitholder Service Fee at the rates set out below is payable for services provided and expenses incurred in promoting the sale of the units. The Unitholder Service Fee is calculated and accrued daily by reference to the total average net assets attributable to each Sub-Fund during the relevant period and is payable to the Management Company. Please refer to the current prospectus for further details. The Unitholder Service Fee may be partially waived at the discretion of the Management Company.

Sub-Funds	Unitholder Service Fee
Schroder Selection EURO Series - EURO Balanced	0.80%
Schroder Selection EURO Series - EURO Bond	0.65%
Schroder Selection EURO Series - EURO Equity	0.90%
Schroder Selection EURO Series - European Sustainable	0.90%
Schroder Selection Global Series - Commodity	0.90%
Schroder Selection Global Series - Global High Yield	0.75%
Schroder Selection Global Series - Wealth Preservation EUR	0.90%
Schroder Selection Global Series - Yield Equity	0.80%
Schroder Selection New Market Series - Asian Bond	0.80%
Schroder Selection New Market Series - BIC Equity	0.90%
Schroder Selection New Market Series - Emerging Bond	0.90%
Schroder Selection New Market Series - Greater China Equity	0.90%

In respect of Schroder Selection EURO Series – EURO Bond, the Management Company waives a portion of the Management Fee and the Unitholder Service Fee, so that the total annual rate of these fees shall be 1.25% p.a. for the time being.

In respect of Schroder Selection Global Series – Global High Yield, the Management Company waives a portion of the Management Fee and the Unitholder Service Fee, so that the total annual rate of these fees shall be 1.60% p.a. for the time being.

Depositary and Administration Fees

The Custodian and Fund Administrator are entitled to fees for related services rendered in accordance with common practice in Luxembourg, payable monthly, out of the net assets of the Sub-Fund.

Operating Expenses

The Sub-Funds pay other operating expenses incurred in the operation of the Fund which are composed of statutory fees and are mainly audit, legal and publication fees, please refer to the 'Operating Expenses' shown in the Combined Statement of Operations and Change in Net Assets.

Taxation

The Fund is not subject to any taxes in Luxembourg on income or capital gains.

The Fund is however subject to a subscription tax (taxe d'abonnement) levied at the rate of 0.05% per annum based on its Net Asset Value at the end of the relevant quarter, calculated and paid quarterly. A reduced subscription tax of 0.01% per annum is applicable to Luxembourg UCIs whose exclusive object is the collective investment in money market investments, the placing of deposits with credit institutions, or both. A reduced subscription tax of 0.01% per annum is applicable to individual compartments of UCIs with multiple compartments referred to in the 2010 Law, as well as for individual classes of securities issued within a UCI or within a compartment of a UCI with multiple compartments, provided that the securities of such compartments or classes are reserved to one or more institutional investors. Subscription tax exemption applies to (i) investments in a Luxembourg UCI subject itself to the subscription tax, (ii) UCI compartments thereof or dedicated classes reserved to retirement pension schemes, (iii) money market UCIs, and, (iv) UCITS and UCIs subject to the part II of the 2010 Law qualifying as exchange traded funds.

Cash Collateral Reinvestment

For the purpose of counterparty risk mitigation, Sub-Funds with currency hedging transactions related to hedged unit classes will pay or receive cash collateral on a daily basis from the counterparty, thus reducing their exposure over the duration of the forward contract.

Investment Manager may reinvest the cash collateral received from the counterparty in connection with currency hedging, in line with the investment objectives of the Fund. Collateral receivable or payable at the maturity date of the forward contracts are shown in the Statement of Net Assets as 'Collateral Receivable/Payable'.

Disclosure of Transactions Costs

The transaction costs are broker commission fees and taxes related to the purchase and sale of transferable securities. They will always show the figure of zero as the Sub-Funds invest their net assets in Schroder ISF, an undertaking for collective investment in transferable securities. Therefore no broker fees are charged for any Sub-Funds.

Exchange Rate

The exchange rate used for the calculation of the combined total in EUR of the Financial Statements as at the 30 September 2025 is:

Currency	Rate
EUR = 1	
USD	1.1738

Notes to the Financial Statements as at 30 September 2025 (continued)

Changes in the Sub-Funds

A list, specifying the total purchases and sales for each Sub-Fund, which took place during the year under review may be obtained free of charge upon request at the registered office of the Management Company.

Subsequent Events

As at the date of the approval of the Financial Statements, there were no significant subsequent events.

Notes to the Financial Statements as at 30 September 2025 (continued)

Management Fees

Sub-Funds and Unit Classes	Management Fee Rate	Sub-Funds and Unit Classes	Management Fee Rate
Schroder Selection EURO Series - EURO Balanced		Schroder Selection Global Series - Wealth Preservation EUR	
Class A Dis	1.20%	Class A Dis	1.40%
Class A Dis JPY	1.20%	Class A Dis AUD	1.40%
Schroder Selection EURO Series - EURO Bond		Class A Dis JPY	1.40%
Class A Dis	0.95%	Class A Dis Monthly Income	1.40%
Class A Dis JPY	0.95%	Class A Dis Monthly Income JPY Unhedged	1.40%
Schroder Selection EURO Series - EURO Equity		Class A Dis USD	1.40%
Class A Dis	1.45%	Schroder Selection Global Series - Yield Equity	
Class A Dis JPY	1.45%	Class A Dis	1.20%
Schroder Selection EURO Series - European Sustainable		Class A Dis AUD Unhedged	1.20%
Class A Dis	1.45%	Class A Dis EUR Unhedged	1.20%
Class A Dis JPY	1.45%	Class A Dis JPY	1.20%
Class A Dis USD	1.45%	Class A Dis Monthly Income	1.20%
Schroder Selection Global Series - Commodity		Class A Dis Monthly Income AUD Unhedged	1.20%
Class A Dis	1.50%	Class A Dis Monthly Income EUR Unhedged	1.20%
Class A Dis AUD	1.50%	Class A Dis Monthly Income JPY Unhedged	1.20%
Class A Dis EUR	1.50%	Schroder Selection New Market Series - Asian Bond	
Class A Dis JPY	1.50%	Class A Dis	1.20%
Schroder Selection Global Series - Global High Yield		Class A Dis JPY	1.20%
Class A Dis	1.15%	Class A Dis Monthly Income	1.20%
Class A Dis AUD	1.15%	Class A Dis Monthly Income JPY Unhedged	1.20%
Class A Dis EUR	1.15%	Schroder Selection New Market Series - BIC Equity	
Class A Dis JPY	1.15%	Class A Dis	1.45%
Class A Dis Monthly Income	1.15%	Class A Dis JPY	1.45%
Class A Dis Monthly Income AUD	1.15%	Schroder Selection New Market Series - Emerging Bond	
Class A Dis Monthly Income EUR	1.15%	Class A Dis	1.40%
Class A Dis Monthly Income JPY Unhedged	1.15%	Class A Dis JPY	1.40%
		Schroder Selection New Market Series - Greater China Equity	
		Class A Dis	1.45%
		Class A Dis JPY	1.45%

Notes to the Financial Statements as at 30 September 2025 (continued)

Total Expense Ratio (the “TER”)[^]

Sub-Funds and Unit Classes	TER	Sub-Funds and Unit Classes	TER
Schroder Selection EURO Series - EURO Balanced		Schroder Selection Global Series - Wealth Preservation EUR	
Class A Dis	2.12%	Class A Dis	2.67%
Class A Dis JPY	2.12%	Class A Dis AUD	2.59%
Schroder Selection EURO Series - EURO Bond		Class A Dis JPY	2.67%
Class A Dis	1.37%	Class A Dis Monthly Income	2.67%
Class A Dis JPY	1.37%	Class A Dis Monthly Income JPY Unhedged	2.67%
Schroder Selection EURO Series - EURO Equity		Class A Dis USD	2.66%
Class A Dis	2.47%	Schroder Selection Global Series - Yield Equity	
Class A Dis JPY	2.47%	Class A Dis	2.10%
Schroder Selection EURO Series - European Sustainable		Class A Dis AUD Unhedged	2.10%
Class A Dis	2.67%	Class A Dis EUR Unhedged	2.10%
Class A Dis JPY	2.64%	Class A Dis JPY	2.10%
Class A Dis USD	2.66%	Class A Dis Monthly Income	2.10%
Schroder Selection Global Series - Commodity		Class A Dis Monthly Income AUD Unhedged	2.10%
Class A Dis	2.53%	Class A Dis Monthly Income EUR Unhedged	2.10%
Class A Dis AUD	2.53%	Class A Dis Monthly Income JPY Unhedged	2.11%
Class A Dis EUR	2.53%	Schroder Selection New Market Series - Asian Bond	
Class A Dis JPY	2.53%	Class A Dis	2.12%
Schroder Selection Global Series - Global High Yield		Class A Dis JPY	2.12%
Class A Dis	1.70%	Class A Dis Monthly Income	2.12%
Class A Dis AUD	1.70%	Class A Dis Monthly Income JPY Unhedged	2.12%
Class A Dis EUR	1.70%	Schroder Selection New Market Series - BIC Equity	
Class A Dis JPY	1.70%	Class A Dis	2.48%
Class A Dis Monthly Income	1.70%	Class A Dis JPY	2.48%
Class A Dis Monthly Income AUD	1.70%	Schroder Selection New Market Series - Emerging Bond	
Class A Dis Monthly Income EUR	1.70%	Class A Dis	2.59%
Class A Dis Monthly Income JPY Unhedged	1.70%	Class A Dis JPY	2.58%
		Schroder Selection New Market Series - Greater China Equity	
		Class A Dis	2.78%
		Class A Dis JPY	2.77%

[^] The total expense ratio expresses the sum of all fees and incidental costs charged on an ongoing basis to the collective investment scheme's assets (operating expenses) taken retrospectively as a percentage of the net assets.



Schedule of Investments as at 30 September 2025

Schroder Selection EURO Series - EURO Balanced

Portfolio of Investments

Investments	Currency	Quantity/ Nominal Value	Market Value EUR	% of Net Assets
Authorised UCITS or other collective investment undertakings				
Collective Investment Schemes - UCITS				
Investment Funds				
Schroder ISF EURO Bond - Class I Accumulation EUR*				
	EUR	475,192	11,860,134	49.32
Schroder ISF EURO Equity - Class I Accumulation EUR*				
	EUR	136,713	12,021,900	50.00
			23,882,034	99.32
Total Collective Investment Schemes - UCITS			23,882,034	99.32
Total Authorised UCITS or other collective investment undertakings			23,882,034	99.32
Total Investments			23,882,034	99.32
Cash			253,066	1.05
Other assets/(liabilities)			(89,913)	(0.37)
Total Net Assets			24,045,187	100.00

Forward Currency Exchange Contracts

Currency Purchased	Amount Purchased	Currency Sold	Amount Sold	Maturity Date	Counterparty	Unrealised Gain/(Loss) EUR	% of Net Assets
Unit Class Hedging							
JPY	446,403,374	EUR	2,567,774	31/10/2025	HSBC	6,186	0.03
Unrealised Gain on NAV Hedged Unit Classes Forward Currency Exchange Contracts - Assets						6,186	0.03
Total Unrealised Gain on Forward Currency Exchange Contracts - Assets						6,186	0.03
Unit Class Hedging							
EUR	2,637	JPY	459,635	31/10/2025	HSBC	(13)	-
Unrealised Loss on NAV Hedged Unit Classes Forward Currency Exchange Contracts - Liabilities						(13)	-
Total Unrealised Loss on Forward Currency Exchange Contracts - Liabilities						(13)	-
Net Unrealised Gain on Forward Currency Exchange Contracts - Assets						6,173	0.03

† The portfolio of investments of these underlying funds as at 30 September 2025 can be obtained upon request at the registered office of the Management Company.

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.



Schroder Selection Audited Annual Report
30 September 2025

Schedule of Investments as at 30 September 2025

Schroder Selection EURO Series - EURO Bond

Portfolio of Investments

Investments	Currency	Quantity/ Nominal Value	Market Value EUR	% of Net Assets
Authorised UCITS or other collective investment undertakings				
Collective Investment Schemes - UCITS				
Investment Funds				
Schroder ISF EURO Bond - Class I Accumulation EUR*				
	EUR	822,029	20,516,724	99.31
			20,516,724	99.31
Total Collective Investment Schemes - UCITS			20,516,724	99.31
Total Authorised UCITS or other collective investment undertakings			20,516,724	99.31
Total Investments			20,516,724	99.31
Cash			213,173	1.03
Other assets/(liabilities)			(69,879)	(0.34)
Total Net Assets			20,660,018	100.00

Forward Currency Exchange Contracts

Currency Purchased	Amount Purchased	Currency Sold	Amount Sold	Maturity Date	Counterparty	Unrealised Gain/(Loss) EUR	% of Net Assets
Unit Class Hedging							
JPY	271,523,764	EUR	1,561,842	31/10/2025	HSBC	3,763	0.02
Unrealised Gain on NAV Hedged Unit Classes Forward Currency Exchange Contracts - Assets						3,763	0.02
Total Unrealised Gain on Forward Currency Exchange Contracts - Assets						3,763	0.02
Net Unrealised Gain on Forward Currency Exchange Contracts - Assets						3,763	0.02

‡ The portfolio of investments of these underlying funds as at 30 September 2025 can be obtained upon request at the registered office of the Management Company.

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Schedule of Investments as at 30 September 2025

Schroder Selection EURO Series - EURO Equity

Portfolio of Investments

Investments	Currency	Quantity/ Nominal Value	Market Value EUR	% of Net Assets
Authorised UCITS or other collective investment undertakings				
Collective Investment Schemes - UCITS				
Investment Funds				
Schroder ISF EURO Equity - Class I Accumulation EUR*				
	EUR	321,391	28,261,701	98.79
			28,261,701	98.79
Total Collective Investment Schemes - UCITS			28,261,701	98.79
Total Authorised UCITS or other collective investment undertakings			28,261,701	98.79
Total Investments			28,261,701	98.79
Cash			322,527	1.13
Other assets/(liabilities)			23,484	0.08
Total Net Assets			28,607,712	100.00

Forward Currency Exchange Contracts

Currency Purchased	Amount Purchased	Currency Sold	Amount Sold	Maturity Date	Counterparty	Unrealised Gain/(Loss) EUR	% of Net Assets
Unit Class Hedging							
JPY	771,387,471	EUR	4,437,062	31/10/2025	HSBC	10,735	0.04
Unrealised Gain on NAV Hedged Unit Classes Forward Currency Exchange Contracts - Assets						10,735	0.04
Total Unrealised Gain on Forward Currency Exchange Contracts - Assets						10,735	0.04
Unit Class Hedging							
EUR	71,553	JPY	12,476,899	31/10/2025	HSBC	(389)	-
Unrealised Loss on NAV Hedged Unit Classes Forward Currency Exchange Contracts - Liabilities						(389)	-
Total Unrealised Loss on Forward Currency Exchange Contracts - Liabilities						(389)	-
Net Unrealised Gain on Forward Currency Exchange Contracts - Assets						10,346	0.04

‡ The portfolio of investments of these underlying funds as at 30 September 2025 can be obtained upon request at the registered office of the Management Company.

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.



Schroder Selection Audited Annual Report
30 September 2025

Schedule of Investments as at 30 September 2025

Schroder Selection EURO Series - European Sustainable

Portfolio of Investments

Investments	Currency	Quantity/ Nominal Value	Market Value EUR	% of Net Assets
Authorised UCITS or other collective investment undertakings				
Collective Investment Schemes - UCITS				
Investment Funds				
Schroder ISF				
European Sustainable Equity - Class I Accumulation EUR†				
	EUR	54,830	9,534,040	99.39
			9,534,040	99.39
Total Collective Investment Schemes - UCITS			9,534,040	99.39
Total Authorised UCITS or other collective investment undertakings			9,534,040	99.39
Total Investments			9,534,040	99.39
Cash			99,083	1.03
Other assets/(liabilities)			(40,102)	(0.42)
Total Net Assets			9,593,021	100.00

Forward Currency Exchange Contracts

Currency Purchased	Amount Purchased	Currency Sold	Amount Sold	Maturity Date	Counterparty	Unrealised Gain/(Loss) EUR	% of Net Assets
Unit Class Hedging							
EUR	6,546	USD	7,671	31/10/2025	HSBC	23	-
JPY	182,352,052	EUR	1,048,903	31/10/2025	HSBC	2,538	0.03
USD	3,947,958	EUR	3,338,104	31/10/2025	HSBC	19,128	0.20
Unrealised Gain on NAV Hedged Unit Classes Forward Currency Exchange Contracts - Assets						21,689	0.23
Total Unrealised Gain on Forward Currency Exchange Contracts - Assets						21,689	0.23
Unit Class Hedging							
EUR	3,483	JPY	607,411	31/10/2025	HSBC	(19)	-
USD	21,861	EUR	18,597	31/10/2025	HSBC	(7)	-
Unrealised Loss on NAV Hedged Unit Classes Forward Currency Exchange Contracts - Liabilities						(26)	-
Total Unrealised Loss on Forward Currency Exchange Contracts - Liabilities						(26)	-
Net Unrealised Gain on Forward Currency Exchange Contracts - Assets						21,663	0.23

† The portfolio of investments of these underlying funds as at 30 September 2025 can be obtained upon request at the registered office of the Management Company.

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Schedule of Investments as at 30 September 2025

Schroder Selection Global Series - Commodity

Portfolio of Investments

Investments	Currency	Quantity/ Nominal Value	Market Value USD	% of Net Assets
Authorised UCITS or other collective investment undertakings				
Collective Investment Schemes - UCITS				
Investment Funds				
Schroder ISF				
Commodity - Class I				
Accumulation USD [†]	USD	48,064	6,715,519	98.81
			6,715,519	98.81
Total Collective Investment Schemes - UCITS			6,715,519	98.81
Total Authorised UCITS or other collective investment undertakings			6,715,519	98.81
Total Investments			6,715,519	98.81
Cash			46,281	0.68
Other assets/(liabilities)			34,529	0.51
Total Net Assets			6,796,329	100.00

Forward Currency Exchange Contracts

Currency Purchased	Amount Purchased	Currency Sold	Amount Sold	Maturity Date	Counterparty	Unrealised Gain/(Loss) USD	% of Net Assets
Unit Class Hedging							
AUD	1,432,206	USD	945,494	31/10/2025	HSBC	1,974	0.03
EUR	9,087	USD	10,661	31/10/2025	HSBC	25	-
JPY	1,201,487	USD	8,107	31/10/2025	HSBC	40	-
Unrealised Gain on NAV Hedged Unit Classes Forward Currency Exchange Contracts - Assets						2,039	0.03
Total Unrealised Gain on Forward Currency Exchange Contracts - Assets						2,039	0.03
Unit Class Hedging							
EUR	572,178	USD	676,744	31/10/2025	HSBC	(3,888)	(0.06)
JPY	228,277,913	USD	1,552,997	31/10/2025	HSBC	(5,144)	(0.07)
Unrealised Loss on NAV Hedged Unit Classes Forward Currency Exchange Contracts - Liabilities						(9,032)	(0.13)
Total Unrealised Loss on Forward Currency Exchange Contracts - Liabilities						(9,032)	(0.13)
Net Unrealised Loss on Forward Currency Exchange Contracts - Liabilities						(6,993)	(0.10)

† The portfolio of investments of these underlying funds as at 30 September 2025 can be obtained upon request at the registered office of the Management Company.

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.



Schroder Selection Audited Annual Report
30 September 2025

Schedule of Investments as at 30 September 2025

Schroder Selection Global Series - Global High Yield

Portfolio of Investments

Investments	Currency	Quantity/ Nominal Value	Market Value USD	% of Net Assets
Authorised UCITS or other collective investment undertakings				
Collective Investment Schemes - UCITS				
Investment Funds				
Schroder ISF Global High Yield - Class I Accumulation USD [†]				
	USD	960,995	77,032,295	98.81
			77,032,295	98.81
Total Collective Investment Schemes - UCITS				
			77,032,295	98.81
Total Authorised UCITS or other collective investment undertakings				
			77,032,295	98.81
Total Investments				
			77,032,295	98.81
Cash				
			1,235,004	1.58
Other assets/(liabilities)				
			(305,652)	(0.39)
Total Net Assets				
			77,961,647	100.00

Forward Currency Exchange Contracts

Currency Purchased	Amount Purchased	Currency Sold	Amount Sold	Maturity Date	Counterparty	Unrealised Gain/(Loss) USD	% of Net Assets
Unit Class Hedging							
AUD	32,812,156	USD	21,661,579	31/10/2025	HSBC	45,130	0.06
EUR	13,339	USD	15,684	31/10/2025	HSBC	2	-
JPY	2,666,485	USD	17,994	31/10/2025	HSBC	96	-
Unrealised Gain on NAV Hedged Unit Classes Forward Currency Exchange Contracts - Assets						45,218	0.06
Total Unrealised Gain on Forward Currency Exchange Contracts - Assets						45,218	0.06
Unit Class Hedging							
EUR	9,551,150	USD	11,296,632	31/10/2025	HSBC	(64,894)	(0.08)
JPY	542,731,997	USD	3,692,258	31/10/2025	HSBC	(12,230)	(0.02)
USD	28,600	AUD	43,556	31/10/2025	HSBC	(214)	-
USD	812	EUR	691	31/10/2025	HSBC	-	-
USD	38,204	JPY	5,684,466	31/10/2025	HSBC	(340)	-
Unrealised Loss on NAV Hedged Unit Classes Forward Currency Exchange Contracts - Liabilities						(77,678)	(0.10)
Total Unrealised Loss on Forward Currency Exchange Contracts - Liabilities						(77,678)	(0.10)
Net Unrealised Loss on Forward Currency Exchange Contracts - Liabilities						(32,460)	(0.04)

[†] The portfolio of investments of these underlying funds as at 30 September 2025 can be obtained upon request at the registered office of the Management Company.

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Schedule of Investments as at 30 September 2025

Schroder Selection Global Series - Wealth Preservation EUR

Portfolio of Investments

Investments	Currency	Quantity/ Nominal Value	Market Value EUR	% of Net Assets
Authorised UCITS or other collective investment undertakings				
Collective Investment Schemes - UCITS				
Investment Funds				
Schroder ISF				
Inflation Plus - Class				
I Accumulation EUR [†]	EUR	188,619	6,743,426	99.31
			6,743,426	99.31
Total Collective Investment Schemes - UCITS			6,743,426	99.31
Total Authorised UCITS or other collective investment undertakings			6,743,426	99.31
Total Investments			6,743,426	99.31
Cash			64,091	0.94
Other assets/(liabilities)			(17,025)	(0.25)
Total Net Assets			6,790,492	100.00

Forward Currency Exchange Contracts

Currency Purchased	Amount Purchased	Currency Sold	Amount Sold	Maturity Date	Counterparty	Unrealised Gain/(Loss) EUR	% of Net Assets
Unit Class Hedging							
AUD	365,150	EUR	203,912	31/10/2025	HSBC	1,506	0.02
JPY	199,163,489	EUR	1,145,575	31/10/2025	HSBC	2,801	0.04
USD	1,617,817	EUR	1,367,907	31/10/2025	HSBC	7,838	0.12
Unrealised Gain on NAV Hedged Unit Classes Forward Currency Exchange Contracts - Assets						12,145	0.18
Total Unrealised Gain on Forward Currency Exchange Contracts - Assets						12,145	0.18
Unit Class Hedging							
USD	12,587	EUR	10,708	31/10/2025	HSBC	(4)	-
Unrealised Loss on NAV Hedged Unit Classes Forward Currency Exchange Contracts - Liabilities						(4)	-
Total Unrealised Loss on Forward Currency Exchange Contracts - Liabilities						(4)	-
Net Unrealised Gain on Forward Currency Exchange Contracts - Assets						12,141	0.18

† The portfolio of investments of these underlying funds as at 30 September 2025 can be obtained upon request at the registered office of the Management Company.

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.



Schroder Selection Audited Annual Report
30 September 2025

Schedule of Investments as at 30 September 2025

Schroder Selection Global Series - Yield Equity

Portfolio of Investments

Investments	Currency	Quantity/ Nominal Value	Market Value USD	% of Net Assets
Authorised UCITS or other collective investment undertakings				
Collective Investment Schemes - UCITS				
Investment Funds				
Schroder ISF Global Equity Yield - Class I Accumulation USD†	USD	108,262	45,585,581	98.99
			45,585,581	98.99
Total Collective Investment Schemes - UCITS			45,585,581	98.99
Total Authorised UCITS or other collective investment undertakings			45,585,581	98.99
Total Investments			45,585,581	98.99
Cash			525,503	1.14
Other assets/(liabilities)			(58,514)	(0.13)
Total Net Assets			46,052,570	100.00

Forward Currency Exchange Contracts

Currency Purchased	Amount Purchased	Currency Sold	Amount Sold	Maturity Date	Counterparty	Unrealised Gain/(Loss) USD	% of Net Assets
Unit Class Hedging							
JPY	1,008,103	USD	6,804	31/10/2025	HSBC	32	-
Unrealised Gain on NAV Hedged Unit Classes Forward Currency Exchange Contracts - Assets						32	-
Total Unrealised Gain on Forward Currency Exchange Contracts - Assets						32	-
Unit Class Hedging							
JPY	423,453,336	USD	2,880,794	31/10/2025	HSBC	(9,543)	(0.02)
USD	13,262	JPY	1,965,529	31/10/2025	HSBC	(65)	-
Unrealised Loss on NAV Hedged Unit Classes Forward Currency Exchange Contracts - Liabilities						(9,608)	(0.02)
Total Unrealised Loss on Forward Currency Exchange Contracts - Liabilities						(9,608)	(0.02)
Net Unrealised Loss on Forward Currency Exchange Contracts - Liabilities						(9,576)	(0.02)

† The portfolio of investments of these underlying funds as at 30 September 2025 can be obtained upon request at the registered office of the Management Company.

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Schedule of Investments as at 30 September 2025

Schroder Selection New Market Series - Asian Bond

Portfolio of Investments

Investments	Currency	Quantity/ Nominal Value	Market Value USD	% of Net Assets
Authorised UCITS or other collective investment undertakings				
Collective Investment Schemes - UCITS				
Investment Funds				
Schroder ISF				
Asian Bond Total				
Return - Class I				
Accumulation USD [†]	USD	585,036	14,184,632	99.11
			14,184,632	99.11
Total Collective Investment Schemes - UCITS			14,184,632	99.11
Total Authorised UCITS or other collective investment undertakings			14,184,632	99.11
Total Investments			14,184,632	99.11
Cash			182,852	1.28
Other assets/(liabilities)			(56,029)	(0.39)
Total Net Assets			14,311,455	100.00

Forward Currency Exchange Contracts

Currency Purchased	Amount Purchased	Currency Sold	Amount Sold	Maturity Date	Counterparty	Unrealised Gain/(Loss) USD	% of Net Assets
Unit Class Hedging							
JPY	470,403	USD	3,174	31/10/2025	HSBC	16	-
Unrealised Gain on NAV Hedged Unit Classes Forward Currency Exchange Contracts - Assets						16	-
Total Unrealised Gain on Forward Currency Exchange Contracts - Assets						16	-
Unit Class Hedging							
JPY	150,391,711	USD	1,023,129	31/10/2025	HSBC	(3,389)	(0.02)
Unrealised Loss on NAV Hedged Unit Classes Forward Currency Exchange Contracts - Liabilities						(3,389)	(0.02)
Total Unrealised Loss on Forward Currency Exchange Contracts - Liabilities						(3,389)	(0.02)
Net Unrealised Loss on Forward Currency Exchange Contracts - Liabilities						(3,373)	(0.02)

† The portfolio of investments of these underlying funds as at 30 September 2025 can be obtained upon request at the registered office of the Management Company.

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.



Schroder Selection Audited Annual Report
30 September 2025

Schedule of Investments as at 30 September 2025

Schroder Selection New Market Series - BIC Equity

Portfolio of Investments

Investments	Currency	Quantity/ Nominal Value	Market Value USD	% of Net Assets
Authorised UCITS or other collective investment undertakings				
Collective Investment Schemes - UCITS				
Investment Funds				
Schroder ISF BIC (Brazil, India, China) - Class I Accumulation USD†				
	USD	31,709	12,970,363	99.03
			12,970,363	99.03
Total Collective Investment Schemes - UCITS			12,970,363	99.03
Total Authorised UCITS or other collective investment undertakings			12,970,363	99.03
Total Investments			12,970,363	99.03
Cash			182,461	1.39
Other assets/(liabilities)			(55,498)	(0.42)
Total Net Assets			13,097,326	100.00

Forward Currency Exchange Contracts

Currency Purchased	Amount Purchased	Currency Sold	Amount Sold	Maturity Date	Counterparty	Unrealised Gain/(Loss) USD	% of Net Assets
Unit Class Hedging							
JPY	13,405	USD	90	31/10/2025	HSBC	1	-
Unrealised Gain on NAV Hedged Unit Classes Forward Currency Exchange Contracts - Assets						1	-
Total Unrealised Gain on Forward Currency Exchange Contracts - Assets						1	-
Unit Class Hedging							
JPY	401,774,831	USD	2,733,313	31/10/2025	HSBC	(9,054)	(0.07)
USD	61,016	JPY	9,056,875	31/10/2025	HSBC	(395)	-
Unrealised Loss on NAV Hedged Unit Classes Forward Currency Exchange Contracts - Liabilities						(9,449)	(0.07)
Total Unrealised Loss on Forward Currency Exchange Contracts - Liabilities						(9,449)	(0.07)
Net Unrealised Loss on Forward Currency Exchange Contracts - Liabilities						(9,448)	(0.07)

† The portfolio of investments of these underlying funds as at 30 September 2025 can be obtained upon request at the registered office of the Management Company.

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Schedule of Investments as at 30 September 2025

Schroder Selection New Market Series - Emerging Bond

Portfolio of Investments

Investments	Currency	Quantity/ Nominal Value	Market Value USD	% of Net Assets
Authorised UCITS or other collective investment undertakings				
Collective Investment Schemes - UCITS				
Investment Funds				
Schroder ISF				
Emerging Markets				
Debt Total				
Return - Class I				
Accumulation USD†	USD	84,638	4,042,565	99.07
			4,042,565	99.07
Total Collective Investment Schemes - UCITS			4,042,565	99.07
Total Authorised UCITS or other collective investment undertakings			4,042,565	99.07
Total Investments			4,042,565	99.07
Cash			66,530	1.63
Other assets/(liabilities)			(28,545)	(0.70)
Total Net Assets			4,080,550	100.00

Forward Currency Exchange Contracts

Currency Purchased	Amount Purchased	Currency Sold	Amount Sold	Maturity Date	Counterparty	Unrealised Gain/(Loss) USD	% of Net Assets
Unit Class Hedging							
JPY	10,000	USD	67	31/10/2025	HSBC	1	-
Unrealised Gain on NAV Hedged Unit Classes Forward Currency Exchange Contracts - Assets						1	-
Total Unrealised Gain on Forward Currency Exchange Contracts - Assets						1	-
Unit Class Hedging							
JPY	84,983,837	USD	578,153	31/10/2025	HSBC	(1,915)	(0.05)
USD	3,083	JPY	456,897	31/10/2025	HSBC	(15)	-
Unrealised Loss on NAV Hedged Unit Classes Forward Currency Exchange Contracts - Liabilities						(1,930)	(0.05)
Total Unrealised Loss on Forward Currency Exchange Contracts - Liabilities						(1,930)	(0.05)
Net Unrealised Loss on Forward Currency Exchange Contracts - Liabilities						(1,929)	(0.05)

† The portfolio of investments of these underlying funds as at 30 September 2025 can be obtained upon request at the registered office of the Management Company.

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.



Schroder Selection Audited Annual Report
30 September 2025

Schedule of Investments as at 30 September 2025

Schroder Selection New Market Series - Greater China Equity

Portfolio of Investments

Investments	Currency	Quantity/ Nominal Value	Market Value USD	% of Net Assets
Authorised UCITS or other collective investment undertakings				
Collective Investment Schemes - UCITS				
Investment Funds				
Schroder ISF				
Greater China -				
Class I Accumulation				
USD [†]	USD	197,713	28,740,013	99.64
			28,740,013	99.64
Total Collective Investment Schemes - UCITS			28,740,013	99.64
Total Authorised UCITS or other collective investment undertakings			28,740,013	99.64
Total Investments			28,740,013	99.64
Cash			256,971	0.89
Other assets/(liabilities)			(153,489)	(0.53)
Total Net Assets			28,843,495	100.00

Forward Currency Exchange Contracts

Currency Purchased	Amount Purchased	Currency Sold	Amount Sold	Maturity Date	Counterparty	Unrealised Gain/(Loss) USD	% of Net Assets
Unit Class Hedging							
JPY	18,914,766	USD	127,698	31/10/2025	HSBC	555	-
Unrealised Gain on NAV Hedged Unit Classes Forward Currency Exchange Contracts - Assets						555	-
Total Unrealised Gain on Forward Currency Exchange Contracts - Assets						555	-
Unit Class Hedging							
JPY	630,857,893	USD	4,291,787	31/10/2025	HSBC	(14,216)	(0.05)
USD	62,719	JPY	9,349,857	31/10/2025	HSBC	(679)	-
Unrealised Loss on NAV Hedged Unit Classes Forward Currency Exchange Contracts - Liabilities						(14,895)	(0.05)
Total Unrealised Loss on Forward Currency Exchange Contracts - Liabilities						(14,895)	(0.05)
Net Unrealised Loss on Forward Currency Exchange Contracts - Liabilities						(14,340)	(0.05)

† The portfolio of investments of these underlying funds as at 30 September 2025 can be obtained upon request at the registered office of the Management Company.

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

(2) 【2024年9月30日終了年度】

【貸借対照表】

シュローダー・セレクション

結合純資産計算書

2024年9月30日現在

	シュローダー・セレクション ユーロ・シリーズ ユーロ・バランス		シュローダー・セレクション ユーロ・シリーズ ユーロ・ボンド	
	ユーロ	千円	ユーロ	千円
資産				
投資有価証券取得原価	18,041,384	3,325,568	17,748,592	3,271,598
未実現利益	4,203,255	774,786	2,638,088	486,279
投資有価証券時価	22,244,639	4,100,354	20,386,680	3,757,877
現金預金およびブローカー現金	176,605	32,554	209,813	38,675
担保未収金	12,642	2,330	7,743	1,427
未収申込金	-	-	-	-
投資有価証券売却未収金	-	-	-	-
為替予約契約に係る未実現利益	-	-	4	1
その他の資産	-	-	-	-
資産合計	22,433,886	4,135,238	20,604,240	3,797,980
負債				
未払買戻金	-	-	-	-
未払管理報酬	22,118	4,077	13,887	2,560
為替予約契約に係る未実現損失	12,883	2,375	8,248	1,520
その他の負債	59,871	11,036	49,842	9,187
負債合計	94,872	17,488	71,977	13,268
純資産総額	22,339,014	4,117,750	20,532,263	3,784,712

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

シュローダー・セレクション

結合純資産計算書（続き）

2024年9月30日現在

	シュローダー・セレクション ユーロ・シリーズ ユーロ・エクイティ		シュローダー・セレクション ユーロ・シリーズ ヨーロッパ・サステナブル	
	ユーロ	千円	ユーロ	千円
資産				
投資有価証券取得原価	15,162,069	2,794,824	10,512,813	1,937,827
未実現利益	7,360,993	1,356,852	1,376,510	253,732
投資有価証券時価	22,523,062	4,151,676	11,889,323	2,191,559
現金預金およびブローカー現金	266,062	49,043	139,653	25,742
担保未収金	13,513	2,491	30,701	5,659
未収申込金	6,000	1,106	-	-
投資有価証券売却未収金	-	-	157,873	29,101
為替予約契約に係る未実現利益	565	104	870	160
その他の資産	18	3	475	88
資産合計	22,809,220	4,204,424	12,218,895	2,252,309
負債				
未払買戻金	103,279	19,037	138,174	25,470
未払管理報酬	27,619	5,091	15,146	2,792
為替予約契約に係る未実現損失	16,123	2,972	50,417	9,293
その他の負債	64,303	11,853	37,338	6,883
負債合計	211,324	38,953	241,075	44,437
純資産総額	22,597,896	4,165,470	11,977,820	2,207,872

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

シュローダー・セレクション

結合純資産計算書(続き)

2024年9月30日現在

	シュローダー・セレクション グローバル・シリーズ コモディティ		シュローダー・セレクション グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールド	
	米ドル	千円	米ドル	千円
資産				
投資有価証券取得原価	6,881,489	1,077,366	60,571,770	9,483,116
未実現利益	110,381	17,281	16,859,735	2,639,560
投資有価証券時価	6,991,870	1,094,647	77,431,505	12,122,676
現金預金およびブローカー現金	91,754	14,365	1,149,585	179,979
担保未収金	-	-	-	-
未収申込金	3,463	542	69	11
投資有価証券売却未収金	-	-	-	-
為替予約契約に係る未実現利益	29,950	4,689	495,606	77,592
その他の資産	-	-	34	5
資産合計	7,117,037	1,114,243	79,076,799	12,380,264
負債				
担保未払金	10,990	1,721	141,986	22,229
未払買戻金	-	-	5,774	904
未払管理報酬	8,723	1,366	65,526	10,259
為替予約契約に係る未実現損失	-	-	148	23
その他の負債	24,106	3,774	210,623	32,975
負債合計	43,819	6,860	424,057	66,390
純資産総額	7,073,218	1,107,383	78,652,742	12,313,873

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

シュローダー・セレクション

結合純資産計算書（続き）

2024年9月30日現在

	シュローダー・セレクション グローバル・シリーズ ウェルス・プリザベーション		シュローダー・セレクション グローバル・シリーズ イールド・エクイティ	
	ユーロ	千円	米ドル	千円
資産				
投資有価証券取得原価	6,342,320	1,169,080	24,815,668	3,885,141
未実現利益	1,117,463	205,982	13,107,301	2,052,079
投資有価証券時価	7,459,783	1,375,062	37,922,969	5,937,220
現金預金およびブローカー現金	74,951	13,816	257,616	40,332
担保未収金	7,019	1,294	-	-
未収申込金	100	18	10,841	1,697
投資有価証券売却未収金	-	-	198,975	31,152
為替予約契約に係る未実現利益	3,482	642	9,156	1,433
その他の資産	-	-	-	-
資産合計	7,545,335	1,390,832	38,399,557	6,011,835
負債				
担保未払金	-	-	1,481	232
未払買戻金	-	-	11,458	1,794
未払管理報酬	8,818	1,625	37,985	5,947
為替予約契約に係る未実現損失	19,041	3,510	159	25
その他の負債	22,940	4,229	112,352	17,590
負債合計	50,799	9,364	163,435	25,587
純資産総額	7,494,536	1,381,468	38,236,122	5,986,247

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

シュローダー・セレクション

結合純資産計算書（続き）

2024年9月30日現在

	シュローダー・セレクション ニューマーケット・シリーズ アジア・ボンド		シュローダー・セレクション ニューマーケット・シリーズ BIC・エクイティ	
	米ドル	千円	米ドル	千円
資産				
投資有価証券取得原価	9,446,388	1,478,927	9,863,256	1,544,191
未実現利益	5,443,243	852,194	2,790,474	436,877
投資有価証券時価	14,889,631	2,331,121	12,653,730	1,981,068
現金預金およびブローカー現金	136,614	21,388	107,116	16,770
担保未収金	-	-	-	-
未収申込金	-	-	70	11
為替予約契約に係る未実現利益	4,889	765	10,786	1,689
その他の資産	-	-	-	-
資産合計	15,031,134	2,353,274	12,771,702	1,999,538
負債				
担保未払金	4,433	694	1,132	177
未払買戻金	851	133	-	-
未払管理報酬	15,145	2,371	14,255	2,232
為替予約契約に係る未実現損失	-	-	-	-
その他の負債	42,484	6,651	37,376	5,852
負債合計	62,913	9,850	52,763	8,261
純資産総額	14,968,221	2,343,425	12,718,939	1,991,277

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

シュロダー・セレクション

結合純資産計算書（続き）

2024年9月30日現在

	シュロダー・セレクション ニューマーケット・シリーズ エマージング・ボンド		シュロダー・セレクション ニューマーケット・シリーズ グレーター・チャイナ・ エクイティ	
	米ドル	千円	米ドル	千円
資産				
投資有価証券取得原価	2,917,392	456,747	23,582,770	3,692,118
未実現利益	716,676	112,203	2,678,255	419,308
投資有価証券時価	3,634,068	568,950	26,261,025	4,111,426
現金預金およびブローカー現金	32,926	5,155	283,308	44,355
担保未収金	-	-	3,235	506
未収申込金	69	11	26,348	4,125
為替予約契約に係る未実現利益	2,507	392	17,608	2,757
その他の資産	-	-	226	35
資産合計	3,669,570	574,508	26,591,750	4,163,204
負債				
担保未払金	2,155	337	-	-
未払買戻金	3,843	602	63,695	9,972
未払管理報酬	4,271	669	28,126	4,403
為替予約契約に係る未実現損失	-	-	412	65
その他の負債	11,724	1,836	74,980	11,739
負債合計	21,993	3,443	167,213	26,179
純資産総額	3,647,577	571,065	26,424,537	4,137,026

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

シュローダー・セレクション

結合純資産計算書(続き)

2024年9月30日現在

	結合 [†]	
	ユーロ	千円
資産		
投資有価証券取得原価	191,201,934	35,244,252
未実現利益	53,967,144	9,947,764
投資有価証券時価	245,169,078	45,192,016
現金預金およびブローカー現金	2,707,047	498,990
担保未収金	74,510	13,734
未収申込金	42,614	7,855
投資有価証券売却未収金	335,688	61,877
為替予約契約に係る未実現利益	514,754	94,885
その他の資産	728	134
資産合計	248,844,419	45,869,492
負債		
担保未払金	144,930	26,715
未払買戻金	317,969	58,611
未払管理報酬	243,112	44,813
為替予約契約に係る未実現損失	107,357	19,789
その他の負債	693,316	127,799
負債合計	1,506,684	277,727
純資産総額	247,337,735	45,591,765

† ユーロで表示されている結合純資産計算書の合計に関して、ユーロ以外の通貨で表示された資産および負債は、2024年9月30日における下記の為替レートで換算されている。

1ユーロ = 1.1190米ドル

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

【損益計算書】

シュローダー・セレクション
 結合運用計算書および純資産変動計算書
 2024年9月30日終了年度

	シュローダー・セレクション ユーロ・シリーズ ユーロ・バランス		シュローダー・セレクション ユーロ・シリーズ ユーロ・ボンド	
	ユーロ	千円	ユーロ	千円
期首現在純資産	20,436,055	3,766,978	19,473,525	3,589,555
収益				
銀行利息	3,870	713	4,281	789
収益合計	3,870	713	4,281	789
費用				
管理報酬	251,702	46,396	160,551	29,594
管理事務報酬	2,086	385	2,003	369
年次税	(263)	(48)	(131)	(24)
保管報酬	948	175	1,325	244
受益者サービス報酬	167,801	30,931	90,310	16,647
運用費用	19,676	3,627	18,834	3,472
費用合計	441,950	81,465	272,892	50,302
投資純利益 / (損失)	(438,080)	(80,751)	(268,611)	(49,513)
以下に係る実現純利益 / (損失) :				
投資有価証券売却 #	828,290	152,679	134,258	24,748
為替予約契約 #	(121,282)	(22,356)	(73,778)	(13,599)
外国為替	(710)	(131)	(1,325)	(244)
当期実現純利益 / (損失)	706,298	130,192	59,155	10,904
以下に係る未実現利益 / (損失) の純変動 :				
投資有価証券 #	2,000,265	368,709	1,886,511	347,741
為替予約契約 #	(7,897)	(1,456)	(5,031)	(927)
外国為替	-	-	-	-
期中未実現利益 / (損失) の純変動	1,992,368	367,253	1,881,480	346,813
運用による純資産増加 / (減少) 額	2,260,586	416,694	1,672,024	308,204
申込み	1,508,506	278,063	1,216,182	224,179
買戻し	(1,866,133)	(343,984)	(1,829,468)	(337,226)
資本金の変動による純資産増加 / (減少) 額	(357,627)	(65,921)	(613,286)	(113,047)
期末現在純資産	22,339,014	4,117,750	20,532,263	3,784,712

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

シュロダー・セレクション

結合運用計算書および純資産変動計算書（続き）

2024年9月30日終了年度

	シュロダー・セレクション ユーロ・シリーズ ユーロ・エクイティ		シュロダー・セレクション ユーロ・シリーズ ヨーロッパ・サステナブル	
	ユーロ	千円	ユーロ	千円
期首現在純資産	22,494,720	4,146,452	14,827,509	2,733,155
収益				
銀行利息	5,043	930	5,092	939
収益合計	5,043	930	5,092	939
費用				
管理報酬	326,885	60,255	195,635	36,061
管理事務報酬	2,305	425	1,507	278
年次税	(330)	(61)	(1,787)	(329)
保管報酬	3,016	556	5,464	1,007
受益者サービス報酬	202,894	37,399	121,429	22,383
運用費用	21,172	3,903	12,692	2,340
費用合計	555,942	102,477	334,940	61,739
投資純利益 / (損失)	(550,899)	(101,547)	(329,848)	(60,801)
以下に係る実現純利益 / (損失) :				
投資有価証券売却 #	989,464	182,388	354,340	65,315
為替予約契約 #	(150,599)	(27,760)	(271,100)	(49,972)
外国為替	821	151	7,354	1,356
当期実現純利益 / (損失)	839,686	154,779	90,594	16,699
以下に係る未実現利益 / (損失) の純変動 :				
投資有価証券 #	2,665,771	491,382	972,349	179,233
為替予約契約 #	(9,069)	(1,672)	(71,003)	(13,088)
外国為替	2	0	-	-
期中未実現利益 / (損失) の純変動	2,656,704	489,710	901,346	166,145
運用による純資産増加 / (減少) 額	2,945,491	542,942	662,092	122,043
申込み	446,406	82,286	300,056	55,309
買戻し	(3,288,721)	(606,210)	(3,811,837)	(702,636)
資本金の変動による純資産増加 / (減少) 額	(2,842,315)	(523,924)	(3,511,781)	(647,327)
期末現在純資産	22,597,896	4,165,470	11,977,820	2,207,872

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

シュロダー・セレクション

結合運用計算書および純資産変動計算書(続き)

2024年9月30日終了年度

	シュロダー・セレクション グローバル・シリーズ コモディティ		シュロダー・セレクション グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールド	
	米ドル	千円	米ドル	千円
期首現在純資産	7,982,823	1,249,791	74,665,245	11,689,591
収益				
銀行利息	3,004	470	29,393	4,602
収益合計	3,004	470	29,393	4,602
費用				
管理報酬	107,620	16,849	753,977	118,043
管理事務報酬	886	139	7,187	1,125
年次税	(964)	(151)	(8,915)	(1,396)
保管報酬	2,690	421	29,313	4,589
受益者サービス報酬	64,572	10,109	452,385	70,825
銀行費用およびその他の利子費用	-	-	6	1
運用費用	6,747	1,056	70,789	11,083
費用合計	181,551	28,424	1,304,742	204,270
投資純利益/(損失)	(178,547)	(27,953)	(1,275,349)	(199,669)
以下に係る実現純利益/(損失)：				
投資有価証券売却#	(10,930)	(1,711)	1,638,469	256,519
為替予約契約#	46,977	7,355	1,024,619	160,414
外国為替	870	136	1,179	185
当期実現純利益/(損失)	36,917	5,780	2,664,267	417,118
以下に係る未実現利益/(損失)の純変動：				
投資有価証券#	(26,607)	(4,166)	9,579,510	1,499,768
為替予約契約#	32,531	5,093	383,606	60,057
外国為替	-	-	1	0
期中未実現利益/(損失)の純変動	5,924	927	9,963,117	1,559,826
運用による純資産増加/(減少)額	(135,706)	(21,246)	11,352,035	1,777,275
申込み	706,010	110,533	1,801,219	281,999
買戻し	(1,479,909)	(231,695)	(8,719,285)	(1,365,091)
資本金の変動による純資産増加/(減少)額	(773,899)	(121,162)	(6,918,066)	(1,083,092)
分配金支払	-	-	(446,472)	(69,900)
期末現在純資産	7,073,218	1,107,383	78,652,742	12,313,873

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

シュロダー・セレクション

結合運用計算書および純資産変動計算書（続き）

2024年9月30日終了年度

	シュロダー・セレクション グローバル・シリーズ ウェルス・プリザベーション		シュロダー・セレクション グローバル・シリーズ イールド・エクイティ	
	ユーロ	千円	米ドル	千円
期首現在純資産	7,606,661	1,402,136	35,489,746	5,556,275
収益				
銀行利息	3,703	683	13,012	2,037
収益合計	3,703	683	13,012	2,037
費用				
管理報酬	106,070	19,552	432,083	67,647
管理事務報酬	911	168	3,690	578
年次税	(922)	(170)	(4,249)	(665)
保管報酬	2,284	421	17,529	2,744
受益者サービス報酬	68,188	12,569	288,055	45,098
銀行費用およびその他の利子費用	2	0	-	-
運用費用	7,115	1,312	33,799	5,292
費用合計	183,648	33,852	770,907	120,693
投資純利益 / (損失)	(179,945)	(33,169)	(757,895)	(118,656)
以下に係る実現純利益 / (損失) :				
投資有価証券売却 #	193,158	35,605	1,094,814	171,404
為替予約契約 #	(77,883)	(14,356)	(52,431)	(8,209)
外国為替	(7,263)	(1,339)	(2,397)	(375)
当期実現純利益 / (損失)	108,012	19,910	1,039,986	162,820
以下に係る未実現利益 / (損失) の純変動 :				
投資有価証券 #	227,051	41,852	5,325,804	833,808
為替予約契約 #	(25,763)	(4,749)	25,504	3,993
外国為替	(12)	(2)	139	22
期中未実現利益 / (損失) の純変動	201,276	37,101	5,351,447	837,823
運用による純資産増加 / (減少) 額	129,343	23,842	5,633,538	881,987
申込み	1,037,943	191,324	2,101,480	329,008
買戻し	(1,265,745)	(233,315)	(4,832,137)	(756,519)
資本金の変動による純資産増加 / (減少) 額	(227,802)	(41,991)	(2,730,657)	(427,512)
分配金支払	(13,666)	(2,519)	(156,505)	(24,502)
期末現在純資産	7,494,536	1,381,468	38,236,122	5,986,247

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

シュローダー・セレクション

結合運用計算書および純資産変動計算書(続き)

2024年9月30日終了年度

	シュローダー・セレクション ニューマーケット・シリーズ アジア・ボンド		シュローダー・セレクション ニューマーケット・シリーズ BIC・エクイティ	
	米ドル	千円	米ドル	千円
期首現在純資産	15,405,568	2,411,896	11,655,198	1,824,738
収益				
銀行利息	5,439	852	4,168	653
収益合計	5,439	852	4,168	653
費用				
管理報酬	180,225	28,216	162,418	25,428
管理事務報酬	1,672	262	1,306	204
年次税	(1,876)	(294)	(1,389)	(217)
保管報酬	3,725	583	5,039	789
受益者サービス報酬	120,150	18,811	100,811	15,783
運用費用	14,115	2,210	10,517	1,647
費用合計	318,011	49,788	278,702	43,634
投資純利益/(損失)	(312,572)	(48,936)	(274,534)	(42,981)
以下に係る実現純利益/(損失)：				
投資有価証券売却#	592,943	92,831	94,405	14,780
為替予約契約#	(33,147)	(5,189)	(47,172)	(7,385)
外国為替	(80)	(13)	(791)	(124)
当期実現純利益/(損失)	559,716	87,629	46,442	7,271
以下に係る未実現利益/(損失)の純変動：				
投資有価証券#	771,589	120,800	2,190,306	342,914
為替予約契約#	13,949	2,184	26,688	4,178
外国為替	-	-	-	-
期中未実現利益/(損失)の純変動	785,538	122,984	2,216,994	347,093
運用による純資産増加/(減少)額	1,032,682	161,677	1,988,902	311,382
申込み	-	-	291,979	45,712
買戻し	(1,426,468)	(223,328)	(1,217,140)	(190,555)
資本金の変動による純資産増加/(減少)額	(1,426,468)	(223,328)	(925,161)	(144,843)
分配金支払	(43,561)	(6,820)	-	-
期末現在純資産	14,968,221	2,343,425	12,718,939	1,991,277

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

シュローダー・セレクション

結合運用計算書および純資産変動計算書（続き）

2024年9月30日終了年度

	シュローダー・セレクション ニューマーケット・シリーズ エマージング・ボンド		シュローダー・セレクション ニューマーケット・シリーズ グレーター・チャイナ・ エクイティ	
	米ドル	千円	米ドル	千円
期首現在純資産	4,143,806	648,754	27,861,326	4,361,969
収益				
銀行利息	1,767	277	9,926	1,554
収益合計	1,767	277	9,926	1,554
費用				
管理報酬	53,224	8,333	355,536	55,663
管理事務報酬	706	111	2,673	418
年次税	(502)	(79)	(3,322)	(520)
保管報酬	1,959	307	10,785	1,688
受益者サービス報酬	34,216	5,357	220,678	34,549
運用費用	3,584	561	23,071	3,612
費用合計	93,187	14,589	609,421	95,411
投資純利益 / (損失)	(91,420)	(14,313)	(599,495)	(93,857)
以下に係る実現純利益 / (損失) :				
投資有価証券売却 #	181,302	28,385	(474,739)	(74,325)
為替予約契約 #	(19,417)	(3,040)	(115,622)	(18,102)
外国為替	(6,237)	(976)	1,138	178
当期実現純利益 / (損失)	155,648	24,368	(589,223)	(92,249)
以下に係る未実現利益 / (損失) の純変動 :				
投資有価証券 #	267,862	41,936	4,433,154	694,055
為替予約契約 #	9,665	1,513	46,581	7,293
外国為替	-	-	10	2
期中未実現利益 / (損失) の純変動	277,527	43,450	4,479,745	701,349
運用による純資産増加 / (減少) 額	341,755	53,505	3,291,027	515,243
申込み	22,313	3,493	446,582	69,917
買戻し	(860,297)	(134,688)	(5,174,398)	(810,104)
資本金の変動による純資産増加 / (減少) 額	(837,984)	(131,195)	(4,727,816)	(740,187)
分配金支払	-	-	-	-
期末現在純資産	3,647,577	571,065	26,424,537	4,137,026

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

シュローダー・セレクション

結合運用計算書および純資産変動計算書（続き）

2024年9月30日終了年度

	結合 †	
	ユーロ	千円
期首現在純資産 \$	243,197,460	44,828,588
収益		
銀行利息	81,604	15,042
収益合計	81,604	15,042
費用		
管理報酬	2,868,442	528,740
管理事務報酬	25,005	4,609
年次税	(22,394)	(4,128)
保管報酬	76,522	14,105
受益者サービス報酬	1,795,275	330,923
銀行費用およびその他の利子費用	7	1
運用費用	224,817	41,441
費用合計	4,967,674	915,691
投資純利益 / (損失)	(4,886,070)	(900,649)
以下に係る実現純利益 / (損失) :		
投資有価証券売却 #	5,284,376	974,069
為替予約契約 #	23,683	4,365
外国為替	(6,772)	(1,248)
当期実現純利益 / (損失)	5,301,287	977,186
以下に係る未実現利益 / (損失) の純変動 :		
投資有価証券 #	27,896,377	5,142,139
為替予約契約 #	362,487	66,817
外国為替	130	24
期中未実現利益 / (損失) の純変動	28,258,994	5,208,980
運用による純資産増加 / (減少) 額	28,674,211	5,285,517
申込み	9,307,648	1,715,679
買戻し	(33,250,137)	(6,128,998)
資本金の変動による純資産増加 / (減少) 額	(23,942,489)	(4,413,319)
分配金支払	(591,447)	(109,021)
期末現在純資産	247,337,735	45,591,765

† ユーロで表示されている結合運用計算書および純資産変動計算書の合計に関して、ユーロ以外の通貨で表示された収益および費用は、2024年9月30日における下記の為替レートで換算されている。

1ユーロ = 1.1190米ドル

\$ 期首現在残高は、2024年9月30日付の為替レートを用いて合算されたものである。2023年9月29日付の為替レートを用いて合算された同純資産は、252,035,442ユーロの数字として反映された。

計算の詳細については、実現利益 / (損失) および未実現利益 / (損失) の変動の表を参照のこと。

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

シュローダー・セレクション

結合運用計算書および純資産変動計算書（続き）

2024年9月30日終了年度

	シュローダー・セレクション ユーロ・シリーズ ユーロ・バランス		シュローダー・セレクション ユーロ・シリーズ ユーロ・ボンド	
	ユーロ	千円	ユーロ	千円
実現利益 / (損失) の内訳				
以下に係る実現利益：				
投資有価証券	957,890	176,568	180,291	33,233
為替予約契約	437,352	80,617	274,477	50,594
以下に係る実現損失：				
投資有価証券	(129,600)	(23,889)	(46,033)	(8,485)
為替予約契約	(558,634)	(102,973)	(348,255)	(64,194)
当期実現純利益 / (損失) [^]	707,008	130,323	60,480	11,148
未実現利益 / (損失) の変動の内訳				
以下に係る未実現利益の変動：				
投資有価証券	1,147,019	211,430	1,886,511	347,741
為替予約契約	(145)	(27)	(76)	(14)
以下に係る未実現損失の変動：				
投資有価証券	853,246	157,279	-	-
為替予約契約	(7,752)	(1,429)	(4,955)	(913)
期中未実現利益 / (損失) の純変動 [†]	1,992,368	367,253	1,881,480	346,813

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

シュロダー・セレクション

結合運用計算書および純資産変動計算書（続き）

2024年9月30日終了年度

	シュロダー・セレクション ユーロ・シリーズ ユーロ・エクイティ		シュロダー・セレクション ユーロ・シリーズ ヨーロッパ・サステナブル	
	ユーロ	千円	ユーロ	千円
実現利益 / (損失) の内訳				
以下に係る実現利益：				
投資有価証券	1,007,119	185,642	385,718	71,099
為替予約契約	563,869	103,938	946,706	174,506
以下に係る実現損失：				
投資有価証券	(17,655)	(3,254)	(31,378)	(5,784)
為替予約契約	(714,468)	(131,698)	(1,217,806)	(224,478)
当期実現純利益 / (損失) ^	838,865	154,628	83,240	15,344
未実現利益 / (損失) の変動の内訳				
以下に係る未実現利益の変動：				
投資有価証券	2,665,771	491,382	972,349	179,233
為替予約契約	350	65	(27,356)	(5,043)
以下に係る未実現損失の変動：				
投資有価証券	-	-	-	-
為替予約契約	(9,419)	(1,736)	(43,647)	(8,045)
期中未実現利益 / (損失) の純変動 †	2,656,702	489,710	901,346	166,145

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

シュローダー・セレクション

結合運用計算書および純資産変動計算書（続き）

2024年9月30日終了年度

	シュローダー・セレクション グローバル・シリーズ コモディティ		シュローダー・セレクション グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールド	
	米ドル	千円	米ドル	千円
実現利益 / (損失) の内訳				
以下に係る実現利益：				
投資有価証券	22,823	3,573	1,638,469	256,519
為替予約契約	673,493	105,442	6,698,594	1,048,732
以下に係る実現損失：				
投資有価証券	(33,753)	(5,284)	-	-
為替予約契約	(626,516)	(98,087)	(5,673,975)	(888,318)
当期実現純利益 / (損失) ^	36,047	5,644	2,663,088	416,933
未実現利益 / (損失) の変動の内訳				
以下に係る未実現利益の変動：				
投資有価証券	(26,607)	(4,166)	9,579,510	1,499,768
為替予約契約	19,180	3,003	304,881	47,732
以下に係る未実現損失の変動：				
為替予約契約	13,351	2,090	78,725	12,325
期中未実現利益 / (損失) の純変動 †	5,924	927	9,963,116	1,559,825

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

シュローダー・セレクション

結合運用計算書および純資産変動計算書(続き)

2024年9月30日終了年度

	シュローダー・セレクション グローバル・シリーズ ウェルス・プリザベーション		シュローダー・セレクション グローバル・シリーズ イールド・エクイティ	
	ユーロ	千円	米ドル	千円
実現利益/(損失)の内訳				
以下に係る実現利益:				
投資有価証券	193,158	35,605	1,094,814	171,404
為替予約契約	409,082	75,406	541,146	84,722
以下に係る実現損失:				
投資有価証券	-	-	-	-
為替予約契約	(486,965)	(89,762)	(593,577)	(92,930)
当期実現純利益/(損失) ^	115,275	21,249	1,042,383	163,195
未実現利益/(損失)の変動の内訳				
以下に係る未実現利益の変動:				
投資有価証券	227,051	41,852	5,325,804	833,808
為替予約契約	(9,440)	(1,740)	9,079	1,421
以下に係る未実現損失の変動:				
為替予約契約	(16,323)	(3,009)	16,425	2,571
期中未実現利益/(損失)の純変動 †	201,288	37,103	5,351,308	837,801

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

シュローダー・セレクション

結合運用計算書および純資産変動計算書(続き)

2024年9月30日終了年度

	シュローダー・セレクション ニューマーケット・シリーズ アジア・ボンド		シュローダー・セレクション ニューマーケット・シリーズ BIC・エクイティ	
	米ドル	千円	米ドル	千円
実現利益/(損失)の内訳				
以下に係る実現利益:				
投資有価証券	592,943	92,831	94,593	14,809
為替予約契約	265,508	41,568	504,409	78,970
以下に係る実現損失:				
投資有価証券	-	-	(188)	(29)
為替予約契約	(298,655)	(46,757)	(551,581)	(86,356)
当期実現純利益/(損失) ^	559,796	87,642	47,233	7,395
未実現利益/(損失)の変動の内訳				
以下に係る未実現利益の変動:				
投資有価証券	771,589	120,800	2,190,306	342,914
為替予約契約	4,816	754	10,676	1,671
以下に係る未実現損失の変動:				
投資有価証券	-	-	-	-
為替予約契約	9,133	1,430	16,012	2,507
期中未実現利益/(損失)の純変動 †	785,538	122,984	2,216,994	347,093

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

シュローダー・セレクション

結合運用計算書および純資産変動計算書（続き）

2024年9月30日終了年度

	シュローダー・セレクション ニューマーケット・シリーズ エマージング・ボンド		シュローダー・セレクション ニューマーケット・シリーズ グレーター・チャイナ・ エクイティ	
	米ドル	千円	米ドル	千円
実現利益 / (損失) の内訳				
以下に係る実現利益：				
投資有価証券	181,302	28,385	2,896	453
為替予約契約	174,316	27,291	863,255	135,151
以下に係る実現損失：				
投資有価証券	-	-	(477,635)	(74,779)
為替予約契約	(193,733)	(30,331)	(978,877)	(153,253)
当期実現純利益 / (損失) ^	161,885	25,345	(590,361)	(92,427)
未実現利益 / (損失) の変動の内訳				
以下に係る未実現利益の変動：				
投資有価証券	267,862	41,936	2,678,255	419,308
為替予約契約	2,479	388	17,477	2,736
以下に係る未実現損失の変動：				
投資有価証券	-	-	1,754,899	274,747
為替予約契約	7,186	1,125	29,104	4,557
期中未実現利益 / (損失) の純変動 †	277,527	43,450	4,479,735	701,347

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

シュローダー・セレクション
結合運用計算書および純資産変動計算書(続き)

2024年9月30日終了年度

	結合 [‡]	
	ユーロ	千円
実現利益/(損失)の内訳		
以下に係る実現利益:		
投資有価証券	5,966,214	1,099,752
為替予約契約	11,318,456	2,086,331
以下に係る実現損失:		
投資有価証券	(681,838)	(125,683)
為替予約契約	(11,294,773)	(2,081,966)
当期実現純利益/(損失) [^]	5,308,059	978,435
未実現利益/(損失)の変動の内訳		
以下に係る未実現利益の変動:		
投資有価証券	25,474,858	4,695,781
為替予約契約	292,720	53,957
以下に係る未実現損失の変動:		
投資有価証券	2,421,519	446,359
為替予約契約	69,767	12,860
期中未実現利益/(損失)の純変動 [†]	28,258,864	5,208,956

‡ ユーロで表示されている結合運用計算書および純資産変動計算書の合計に関して、ユーロ以外の通貨で表示された収益および費用は、2024年9月30日における下記の為替レートで換算されている。

1ユーロ = 1.1190米ドル

[^] 本項に示されている実現金額は、当期の投資水準における実現純損益の合計を表したものである。

[†] 本項に示されている未実現金額の変動は、当期の投資水準における未実現(損)益の純変動の合計を表したものである。

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

[次へ](#)

シュローダー・セレクション

統計情報

	2024年9月30日 現在の発行済受 益証券口数		2024年9月30日現在の 受益証券1口当たり 純資産価格		2023年9月30日現在の 受益証券1口当たり 純資産価格		2022年9月30日現在の 受益証券1口当たり 純資産価格							
シュローダー・セレクシ ョン ユーロ・シリーズ ユーロ・バランス														
クラスA（ユーロ）受益証 券	810,323	□	24.3041	ユー ロ	4,480	円	21.6715	ユー ロ	3,995	円	21.0038	ユー ロ	3,872	円
クラスA（円）受益証券	207,619	□	2,037.5757	円			1,890.5805	円			1,882.0268	円		
純資産合計（ユーロ）			22,339,014	ユー ロ	4,117,750	千 円	20,436,055	ユー ロ	3,766,978	千 円	21,778,387	ユー ロ	4,014,410	千 円
シュローダー・セレクシ ョン ユーロ・シリーズ ユーロ・ボンド														
クラスA（ユーロ）受益証 券	1,188,884	□	15.8207	ユー ロ	2,916	円	14.4851	ユー ロ	2,670	円	14.8286	ユー ロ	2,733	円
クラスA（円）受益証券	232,464	□	1,185.7637	円			1,132.9965	円			1,193.7738	円		
純資産合計（ユーロ）			20,532,263	ユー ロ	3,784,712	千 円	19,473,525	ユー ロ	3,589,555	千 円	21,372,605	ユー ロ	3,939,612	千 円
シュローダー・セレクシ ョン ユーロ・シリーズ ユーロ・エクイティ														
クラスA（ユーロ）受益証 券	601,063	□	32.0218	ユー ロ	5,903	円	27.8781	ユー ロ	5,139	円	25.4730	ユー ロ	4,695	円
クラスA（円）受益証券	181,857	□	2,947.1413	円			2,664.7615	円			2,492.6788	円		
純資産合計（ユーロ）			22,597,896	ユー ロ	4,165,470	千 円	22,494,720	ユー ロ	4,146,452	千 円	23,717,783	ユー ロ	4,371,899	千 円
シュローダー・セレクシ ョン ユーロ・シリーズ ヨーロッパ・サステナブ ル														
クラスA（ユーロ）受益証 券	439,266	□	12.6336	ユー ロ	2,329	円	11.7324	ユー ロ	2,163	円	10.0087	ユー ロ	1,845	円
クラスA（円）受益証券	264,588	□	1,251.6720	円			1,208.5278	円			1,057.2896	円		
クラスA（米ドル）受益証 券	325,662	□	14.9737	米ド ル	2,344	円	13.6756	米ド ル	2,141	円	11.3481	米ド ル	1,777	円
純資産合計（ユーロ）			11,977,820	ユー ロ	2,207,872	千 円	14,827,509	ユー ロ	2,733,155	千 円	14,739,768	ユー ロ	2,716,981	千 円
シュローダー・セレクシ ョン グローバル・シリーズ コモディティ														
クラスA（米ドル）受益証 券	612,889	□	5.9479	米ド ル	931	円	6.1008	米ド ル	955	円	6.4707	米ド ル	1,013	円
クラスA（豪ドル）受益証 券	249,635	□	6.2865	豪ド ル	659	円	6.5512	豪ド ル	687	円	7.0902	豪ド ル	743	円
クラスA（ユーロ）受益証 券	124,883	□	4.7459	ユー ロ	875	円	4.9540	ユー ロ	913	円	5.3979	ユー ロ	995	円
クラスA（円）受益証券	503,557	□	476.1310	円			516.5010	円			577.6086	円		
純資産合計（米ドル）			7,073,218	米ド ル	1,107,383	千 円	7,982,823	米ド ル	1,249,791	千 円	9,892,389	米ド ル	1,548,752	千 円
シュローダー・セレクシ ョン グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールド														
クラスA（米ドル）受益証 券	1,187,196	□	22.8750	米ド ル	3,581	円	20.0529	米ド ル	3,139	円	18.1780	米ド ル	2,846	円
クラスA（豪ドル）受益証 券	1,193,412	□	26.4119	豪ド ル	2,768	円	23.4388	豪ド ル	2,457	円	21.5460	豪ド ル	2,258	円
クラスA（ユーロ）受益証 券	444,128	□	18.9786	ユー ロ	3,498	円	16.9162	ユー ロ	3,118	円	15.7151	ユー ロ	2,897	円
クラスA（円）受益証券	401,566	□	1,807.9728	円			1,679.0357	円			1,600.6931	円		
クラスA毎月分配型（米ド ル）受益証券	2,203,990	□	3.4753	米ド ル	544	円	3.1394	米ド ル	492	円	3.4055	米ド ル	533	円
クラスA毎月分配型（豪ド ル）受益証券	1,155,541	□	1.7997	豪ド ル	189	円	1.6464	豪ド ル	173	円	2.1407	豪ド ル	224	円
クラスA毎月分配型（ユー ロ）受益証券	211,592	□	2.3622	ユー ロ	435	円	2.1696	ユー ロ	400	円	2.5732	ユー ロ	474	円
クラスA毎月分配型（円 ヘッジなし）受益証券	1,097,464	□	714.7306	円			673.8959	円			653.8563	円		
純資産合計（米ドル）			78,652,742	米ド ル	12,313,873	千 円	74,665,245	米ド ル	11,689,591	千 円	79,940,960	米ド ル	12,515,557	千 円

各クラス受益証券の1口当たり純資産価格は、当該クラス受益証券の通貨で表示される。

シュローダー・セレクション

統計情報（続き）

	2024年9月30日 現在の発行済受 益証券口数	2024年9月30日現在の 受益証券1口当たり 純資産価格	2023年9月30日現在の 受益証券1口当たり 純資産価格	2022年9月30日現在の 受益証券1口当たり 純資産価格
シュローダー・セレクシ ョン グローバル・シリー ズ ウェルス・プリザベー ション				
クラスA（ユーロ）受益証 券	222,916 □	13.2772 ユー ロ	2,447 円	12.8685 ユー ロ
クラスA（豪ドル）受益証 券	54,908 □	12.9522 ユー ロ	1,358 円	12.5250 ユー ロ
クラスA（円）受益証券 クラスA 毎月分配型（ユー ロ）受益証券	179,042 □	1,119.8942 ユー ロ	929 円	1,130.7685 ユー ロ
クラスA 毎月分配型（円 ヘッジなし）受益証券	73,187 □	5.0408 ユー ロ		4.9344 ユー ロ
クラスA（米ドル）受益証 券	279,248 □	541.6840 円	2,020 円	524.2062 円
純資産合計（ユーロ）		7,494,536 ユー ロ	1,381,468 千 円	7,606,661 ユー ロ
シュローダー・セレクシ ョン グローバル・シリー ズ イールド・エクイティ				
クラスA（米ドル）受益証 券	767,391 □	21.1580 ユー ロ	3,312 円	18.1075 ユー ロ
クラスA（豪ドル ヘッジ なし）受益証券	324,369 □	33.3667 ユー ロ	3,497 円	30.4666 ユー ロ
クラスA（ユーロ ヘッジ なし）受益証券	184,596 □	30.4722 ユー ロ	5,617 円	27.5343 ユー ロ
クラスA（円）受益証券 クラスA 毎月分配型（米ド ル）受益証券	219,380 □	1,594.7194 ユー ロ	1,813 円	1,446.0495 ユー ロ
クラスA 毎月分配型（豪ド ル ヘッジなし）受益証券	180,520 □	11.5827 ユー ロ	2,564 円	10.2153 ユー ロ
クラスA 毎月分配型（ユー ロ ヘッジなし）受益証券	46,377 □	24.4643 ユー ロ	4,142 円	23.0201 ユー ロ
クラスA 毎月分配型（円 ヘッジなし）受益証券	40,328 □	22.4704 ユー ロ		20.9239 ユー ロ
純資産合計（米ドル）		206,609 □	1,292.6617 千 円	1,189.8905 千 円
シュローダー・セレクシ ョン ニューマー ケット・シリーズ				
アジア・ボンド				
クラスA（米ドル）受益証 券	774,849 □	14.9109 ユー ロ	2,334 円	13.9006 ユー ロ
クラスA（円）受益証券 クラスA 毎月分配型（米ド ル）受益証券	189,586 □	973.1121 ユー ロ	431 円	960.1718 ユー ロ
クラスA 毎月分配型（円 ヘッジなし）受益証券	448,270 □	2.7499 ユー ロ		2.6154 ユー ロ
純資産合計（米ドル）		332,115 □	383.5492 千 円	380.7444 千 円
シュローダー・セレクシ ョン ニューマー ケット・シリーズ				
B I C・エクイティ				
クラスA（米ドル）受益証 券	596,918 □	16.8655 ユー ロ	2,640 円	14.1820 ユー ロ
クラスA（円）受益証券	289,606 □	1,308.7428 ユー ロ	1,991,277 千 円	1,164.6406 ユー ロ
純資産合計（米ドル）		12,718,939 ユー ロ	571,065 千 円	11,655,198 ユー ロ
シュローダー・セレクシ ョン ニューマー ケット・シリーズ				
エマーシング・ボンド				
クラスA（米ドル）受益証 券	208,912 □	14.2804 ユー ロ	2,236 円	13.0510 ユー ロ
クラスA（円）受益証券	102,115 □	929.7828 ユー ロ		901.4067 ユー ロ
純資産合計（米ドル）		3,647,577 ユー ロ	571,065 千 円	4,143,806 ユー ロ

各クラス受益証券の1口当たり純資産価格は、当該クラス受益証券の通貨で表示される。

シュローダー・セレクション

統計情報(続き)

	2024年9月30日 現在の発行済受 益証券口数	2024年9月30日現在の 受益証券1口当たり 純資産価格	2023年9月30日現在の 受益証券1口当たり 純資産価格	2022年9月30日現在の 受益証券1口当たり 純資産価格
シュローダー・セレクション ニューマー ケット・シリーズ グレーター・チャイナ・エクイティ				
クラスA(米ドル)受益証券	433,575 口	51.2847 米ドル	8,029 円	44.4667 米ドル
クラスA(円)受益証券	163,435 口	3,663.4954 円		6,962 円
純資産合計(米ドル)		26,424,537 米ドル	4,137,026 千円	42.7600 米ドル
			27,861,326 米ドル	3,421.6949 円
			4,361,969 千円	6,695 円
				30,392,811 米ドル
				4,758,298 千円

各クラス受益証券の1口当たり純資産価格は、当該クラス受益証券の通貨で表示される。

[次へ](#)

シュローダー・セレクション

運用成績一覧表

2024年9月30日現在

（未監査）

サブ・ファンド/クラス受益証券*	設定日	1年間 (%)	2年間 (%)	3年間 (%)	設定来 (%)
シュローダー・セレクション ユーロ・シリーズ ユーロ・バランス					
クラスA（ユーロ）受益証券	2002年12月20日	12.14	15.71	(7.02)	143.04
クラスA（円）受益証券	2002年12月20日	7.78	8.26	(12.48)	103.76
シュローダー・セレクション ユーロ・シリーズ ユーロ・ボンド					
クラスA（ユーロ）受益証券	2002年12月20日	9.22	6.69	(15.12)	58.21
クラスA（円）受益証券	2002年12月20日	4.66	(0.67)	(21.06)	18.58
シュローダー・セレクション ユーロ・シリーズ ユーロ・エクイティ					
クラスA（ユーロ）受益証券	2002年12月20日	14.86	25.71	1.26	220.22
クラスA（円）受益証券	2002年12月20日	10.60	18.23	(3.69)	194.71
シュローダー・セレクション ユーロ・シリーズ ヨーロピアン・サステナブル					
クラスA（ユーロ）受益証券	2016年4月12日	7.69	26.23	1.32	26.34
クラスA（円）受益証券	2016年4月12日	3.57	18.38	(4.00)	25.17
クラスA（米ドル）受益証券	2016年4月12日	9.49	31.95	8.19	49.74
シュローダー・セレクション グローバル・シリーズ コモディティ					
クラスA（米ドル）受益証券	2010年3月31日	(2.51)	(8.08)	3.12	(40.52)
クラスA（豪ドル）受益証券	2010年3月31日	(4.03)	(11.33)	(1.45)	(37.13)
クラスA（ユーロ）受益証券	2010年3月31日	(4.20)	(12.08)	(3.04)	(52.54)
クラスA（円）受益証券	2010年3月31日	(7.82)	(17.57)	(8.52)	(52.39)
シュローダー・セレクション グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールド					
クラスA（米ドル）受益証券	2009年5月28日	14.07	25.84	5.61	128.75
クラスA（豪ドル）受益証券	2009年5月28日	12.68	22.58	2.07	164.12
クラスA（ユーロ）受益証券	2009年5月28日	12.20	20.77	(0.38)	89.79
クラスA（円）受益証券	2009年5月28日	7.68	12.95	(6.42)	80.80
クラスA毎月分配型（米ドル）受益証券	2010年3月31日	14.08	25.83	5.61	85.93
クラスA毎月分配型（豪ドル）受益証券	2010年3月31日	12.69	22.37	1.65	109.74
クラスA毎月分配型（ユーロ）受益証券	2010年3月31日	12.17	20.67	(0.55)	54.41
クラスA毎月分配型（円 ヘッジなし）受益証券	2010年3月31日	9.28	24.43	34.86	185.51

サブ・ファンド/クラス受益証券*	設定日	1年間 (%)	2年間 (%)	3年間 (%)	設定来 (%)
シュロダー・セレクション グローバル・シリーズ ウェルス・プリザベーション					
クラスA(ユーロ)受益証券	2005年9月30日	3.17	7.51	5.21	32.77
クラスA(豪ドル)受益証券	2013年7月1日	3.41	8.64	6.99	29.52
クラスA(円)受益証券	2005年9月30日	(0.96)	0.36	(1.46)	11.99
クラスA毎月分配型(ユーロ)受益証券	2005年9月30日	3.20	7.52	5.22	32.79
クラスA毎月分配型(円 ヘッジなし)受益証券	2005年9月30日	4.37	21.96	29.76	55.48
クラスA(米ドル)受益証券	2013年7月1日	4.80	11.78	11.04	29.03
シュロダー・セレクション グローバル・シリーズ イールド・エクイティ					
クラスA(米ドル)受益証券	2006年7月31日	16.84	49.20	17.61	111.58
クラスA(豪ドル ヘッジなし)受益証券	2010年3月31日	9.52	39.55	22.40	233.67
クラスA(ユーロ ヘッジなし)受益証券	2010年3月31日	10.67	30.05	21.82	204.72
クラスA(円)受益証券	2006年7月31日	10.28	33.00	3.49	59.47
クラスA毎月分配型(米ドル)受益証券	2006年7月31日	16.85	49.20	17.62	111.55
クラスA毎月分配型(豪ドル ヘッジなし)受益証券	2010年3月31日	9.52	39.54	22.38	233.71
クラスA毎月分配型(ユーロ ヘッジなし)受益証券	2010年3月31日	10.66	30.05	21.81	204.73
クラスA毎月分配型(円 ヘッジなし)受益証券	2006年7月31日	11.94	47.54	50.24	163.66
シュロダー・セレクション ニューマーケット・シリーズ アジア・ボンド					
クラスA(米ドル)受益証券	2004年4月30日	7.27	11.29	3.15	49.11
クラスA(円)受益証券	2004年4月30日	1.35	-	(8.41)	(2.69)
クラスA毎月分配型(米ドル)受益証券	2004年11月30日	7.29	11.31	3.17	40.39
クラスA毎月分配型(円 ヘッジなし)受益証券	2004年11月30日	2.77	10.05	31.72	94.33
シュロダー・セレクション ニューマーケット・シリーズ B I C・エクイティ					
クラスA(米ドル)受益証券	2006年7月31日	18.93	20.76	(21.69)	68.66
クラスA(円)受益証券	2006年7月31日	12.37	8.16	(30.61)	30.87
シュロダー・セレクション ニューマーケット・シリーズ エマージング・ボンド					
クラスA(米ドル)受益証券	2004年4月30日	9.42	17.94	(1.38)	42.80
クラスA(円)受益証券	2004年4月30日	3.15	5.62	(12.81)	(7.02)
シュロダー・セレクション ニューマーケット・シリーズ グレーター・チャイナ・エクイティ					
クラスA(米ドル)受益証券	2004年4月30日	15.33	19.94	(20.42)	412.85
クラスA(円)受益証券	2004年4月30日	8.88	7.07	(29.73)	266.35

* 運用成績一覧表にあるすべてのデータは、費用を控除し税金を加算した分配金が調整された純資産ベース(ビット・トゥ・ビット)である。過去の運用成績は、将来の成績や受益証券の価格に対する信頼性のある指標となるものではなく、そこから生じる収益は増減する可能性があり、また、投資家は投資元本額を取り戻せないことがある。

総経費率（「TER」）[^]

2024年9月30日終了年度

サブ・ファンドおよびクラス受益証券	TER (%)
シュロダー・セレクション ユーロ・シリーズ ユーロ・バランス	
クラスA（ユーロ）受益証券	2.10
クラスA（円）受益証券	2.09
シュロダー・セレクション ユーロ・シリーズ ユーロ・ボンド	
クラスA（ユーロ）受益証券	1.36
クラスA（円）受益証券	1.35
シュロダー・セレクション ユーロ・シリーズ ユーロ・エクイティ	
クラスA（ユーロ）受益証券	2.46
クラスA（円）受益証券	2.45
シュロダー・セレクション ユーロ・シリーズ ヨーロピアン・サステナブル	
クラスA（ユーロ）受益証券	2.48
クラスA（円）受益証券	2.48
クラスA（米ドル）受益証券	2.48
シュロダー・セレクション グローバル・シリーズ コモディティ	
クラスA（米ドル）受益証券	2.53
クラスA（豪ドル）受益証券	2.52
クラスA（ユーロ）受益証券	2.53
クラスA（円）受益証券	2.53
シュロダー・セレクション グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールド	
クラスA（米ドル）受益証券	1.73
クラスA（豪ドル）受益証券	1.73
クラスA（ユーロ）受益証券	1.73
クラスA（円）受益証券	1.73
クラスA毎月分配型（米ドル）受益証券	1.73
クラスA毎月分配型（豪ドル）受益証券	1.73
クラスA毎月分配型（ユーロ）受益証券	1.73
クラスA毎月分配型（円 ヘッジなし）受益証券	1.73
シュロダー・セレクション グローバル・シリーズ ウェルス・プリザベーション	
クラスA（ユーロ）受益証券	2.42
クラスA（豪ドル）受益証券	2.42
クラスA（円）受益証券	2.42
クラスA毎月分配型（ユーロ）受益証券	2.41
クラスA毎月分配型（円 ヘッジなし）受益証券	2.42
クラスA（米ドル）受益証券	2.42

シュロダー・セレクション グローバル・シリーズ イールド・エクイティ	
クラスA(米ドル) 受益証券	2.14
クラスA(豪ドル ヘッジなし) 受益証券	2.14
クラスA(ユーロ ヘッジなし) 受益証券	2.14
クラスA(円) 受益証券	2.14
クラスA毎月分配型(米ドル) 受益証券	2.14
クラスA毎月分配型(豪ドル ヘッジなし) 受益証券	2.14
クラスA毎月分配型(ユーロ ヘッジなし) 受益証券	2.14
クラスA毎月分配型(円 ヘッジなし) 受益証券	2.14
シュロダー・セレクション ニューマーケット・シリーズ アジア・ボンド	
クラスA(米ドル) 受益証券	2.11
クラスA(円) 受益証券	2.11
クラスA毎月分配型(米ドル) 受益証券	2.11
クラスA毎月分配型(円 ヘッジなし) 受益証券	2.11
シュロダー・セレクション ニューマーケット・シリーズ B I C・エクイティ	
クラスA(米ドル) 受益証券	2.49
クラスA(円) 受益証券	2.49
シュロダー・セレクション ニューマーケット・シリーズ エマージング・ボンド	
クラスA(米ドル) 受益証券	2.45
クラスA(円) 受益証券	2.44
シュロダー・セレクション ニューマーケット・シリーズ グレーター・チャイナ・エクイティ	
クラスA(米ドル) 受益証券	2.48
クラスA(円) 受益証券	2.48

^ 総経費率は、すべての報酬(成功報酬を除く)および対純資産比率として遡及的に取られる集団投資スキームの資産に対して継続的に課せられる付随費用(運用費用)の合計で表示される。

[次へ](#)

財務書類に対する注記

2024年9月30日現在

ファンド

ファンドは、ルクセンブルグの2010年12月17日法(「2010年法」)のパートの規定により規制される投資信託としての要件を充足する。ファンドは、設定日である2002年12月20日から無期限で設立されており、各サブ・ファンドについて、複数のクラス受益証券の追加発行が可能である。

クラス受益証券

サブ・ファンドごとに入手可能な受益証券クラスは、現行の英文目論見書に記載されており、各受益証券クラスの最低購入価格、最低追加購入価格、最低保有額および当初手数料(該当する場合)の詳細も記載されている。

会計方針重要な会計方針の要約

本財務書類は、継続企業の前提に基づき、集団投資スキームに関するルクセンブルグで一般に公正妥当と認められた会計原則に従って作成および表示されている。

純資産価額1口当たり純資産価格の決定

各クラスの受益証券の1口当たりの純資産価格(「純資産価格」)は、各取引日に、当該クラスの資産から当該クラスに属する負債(管理会社により必要または受当とみなされた一切の引当金を含む。)を控除した額を当該クラスの発行済み受益証券の総数で割ることにより、管理会社により、管理会社の裁量で決定される。

資産総額の評価に適用される規則に係るさらなる詳細は、現行の英文目論見書に記載されている。

各サブ・ファンドの資産は、当該サブ・ファンドの受益者の利益のためにのみ投資されるものとし、また、特定のサブ・ファンドの資産は、当該サブ・ファンドの負債、コミットメントおよび債務に対してのみ会計処理されるものとする。

ファンド資産の評価

手元現金または現金預金、為替手形および一覧払い約束手形、売掛金、前払費用、上記の通り宣言または発生したが受領されていない現金配当および利息の評価額は、その全額が支払われないかまたは受領されない場合(かかる場合は、その評価額は、管理会社はその真の価値を反映する適切な割引を行った後の価額となる。)を除き、その全額とみなされる。

通常、サブ・ファンドの投資対象は、当該投資対象が取引され、相場が立ちまたは処理されている証券市場における当該証券の最終取引価格または入手可能な最終仲値(最終の買い呼び値および売り呼び値の中間値)を基準として評価される。サブ・ファンドの投資対象が証券取引所に上場されており、かつかかる投資対象が上場されている証券取引所以外のマーケット・メーカーにより取引されている場合、管理会社は、当該投資対象の主たる市場を決定し、当該投資対象は、かかる市場における入手可能な最終価格で評価される。いずれの証券取引所においても取引されていないが、その他の規制市場において取引されている有価証券は、前述において記載されている方法にできる限り類似した方法で評価される。サブ・ファンドにより保有されているいずれかの有価証券について、相場が入手できない場合、または上記に従い決定された評価額が当該有価証券の適正な市場価格を表象していない場合、当該有価証券の評価額は、慎重かつ誠実に決定された合理的に予測可能な売却価格を基準とする。

オープン・エンド型投資信託の受益証券または投資証券は、最終報告純資産価格を基準として評価される。最終報告純資産価格は、管理会社により決定される調整方法により、報告日以降の相場変動を反映すべく調整されることがある。

その他のすべての資産および負債は、一般に認められている評価原則および手続に従い、管理会社により誠実に決定される各々の適正価額で評価される。

基準通貨建てではないすべての資産および負債は、評価時点またはその近い時点の当該通貨の外国為替市場の実勢レートを参考に換算されるものとする。

各サブ・ファンドの財務書類は、サブ・ファンドの基準通貨で開示される。ユーロ建ての結合総額は、対象年度の最終営業日の為替レートをを用いて計算される。

投資有価証券売却に係る実現損益

投資有価証券売却に係る実現損益は、平均原価ベースで決定され、取引費用を含む。

収益

銀行利息は受取時にサブ・ファンドに計上される。

為替予約契約

未決済の為替予約契約は、当該契約の満期に適用される先渡交換レートを参照し、純資産額計算日付の最終入手可能価格で評価される。未実現利益 / (損失) は、結合純資産計算書の「為替予約契約に係る未実現利益 / (損失)」において表示されている。

報酬および費用

管理報酬

管理会社は、当該月中の各サブ・ファンドに帰属する平均純資産総額に基づき計算される年率の報酬を各サブ・ファンドの資産から毎月受領する権利を有する。2024年9月30日現在、実際に支払われる料率は、サブ・ファンドおよび受益証券クラスごとに異なり、後述の管理報酬の表に記載されている。管理報酬は、管理会社の裁量で一部を放棄することができる。

代行協会員報酬は、年率0.05%で管理報酬から代行協会員に支払われるものとし、報酬は日々計算され発生し、管理会社と代行協会員が個別に合意する頻度で後払いされる。

シュロダー・インターナショナル・セレクション・ファンドにかかるすべての原資産は、管理報酬が発生しないEクラスであることに留意のこと。

受益者サービス報酬

受益証券の販売促進において提供した業務および発生した費用に対し、下記の料率の受益者サービス報酬が支払われる。受益者サービス報酬は、当該期間中の各サブ・ファンドに帰属する平均純資産総額について日々計算され発生し、管理会社に支払われる。詳細については、現行の英文目論見書を参照のこと。受益者サービス報酬は、管理会社の裁量で一部を放棄することができる。

サブ・ファンド	受益者サービス報酬
シュロダー・セレクション ユーロ・シリーズ ユーロ・バランス	0.80%
シュロダー・セレクション ユーロ・シリーズ ユーロ・ボンド	0.65%
シュロダー・セレクション ユーロ・シリーズ ユーロ・エクイティ	0.90%
シュロダー・セレクション ユーロ・シリーズ ヨーロピアン・サステナブル	0.90%
シュロダー・セレクション グローバル・シリーズ コモディティ	0.90%
シュロダー・セレクション グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールド	0.75%
シュロダー・セレクション グローバル・シリーズ ウェルス・プリザベーション	0.90%
シュロダー・セレクション グローバル・シリーズ イールド・エクイティ	0.80%
シュロダー・セレクション ニューマーケット・シリーズ アジア・ボンド	0.80%

シュローダー・セレクション B I C・エクイティ	ニューマーケット・シリーズ	0.90%
シュローダー・セレクション エマージング・ボンド	ニューマーケット・シリーズ	0.90%
シュローダー・セレクション グレーター・チャイナ・エクイティ	ニューマーケット・シリーズ	0.90%

シュローダー・セレクション ユーロ・シリーズ ユーロ・ボンドについては、当分の間、管理報酬と受益者サービス報酬を合計で平均純資産総額の年率1.25%とするべく、管理会社は各報酬の一部を放棄する。

シュローダー・セレクション グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールドについては、当分の間、管理報酬と受益者サービス報酬を合計で平均純資産総額の年率1.60%とするべく、管理会社は各報酬の一部を放棄する。

保管報酬および管理事務報酬

保管受託銀行およびファンド事務代行会社は、ルクセンブルグの通常の慣行に従い、サブ・ファンドの純資産から、提供された関連サービスに対する報酬を毎月受領する権利を有する。

運用費用

サブ・ファンドは、ファンドの運営にかかるその他の運用費用を支払っており、これらは法定費用で構成され、主に監査費用、弁護士費用、出版費用である。結合運用計算書および純資産変動計算書の「運用費用」を参照のこと。

税制

ファンドは、インカム・ゲインまたはキャピタル・ゲインに課せられるルクセンブルグの税金の適用対象ではない。

しかし、ファンドは、関連四半期末のファンドの純資産価額に基づいて年率0.05%の割合で徴収され、四半期毎に計算および支払が行われる年次税 (tax d'abonnement) の対象である。短期金融商品への集団投資、信用機関への預金、またはその両方を唯一の目的とするルクセンブルグUCIには、年率0.01%の減額年次税が適用される。2010年法に言及されている複数のコンパートメントを有するUCIの個々のコンパートメントおよびUCI内または複数のコンパートメントを有するUCIのコンパートメント内で発行される証券の個々のクラスには、年率0.01%の減額年次税が適用される。ただし、かかるコンパートメントやクラスの証券は、1人または複数の機関投資家によって保有されなければならない。年次税の免除は、() それ自体が年次税の対象であるルクセンブルグUCIへの投資、() 退職年金スキームにより保有されるUCI、そのコンパートメントまたは専用クラス、() 短期金融市場UCI、ならびに() 取引所取引ファンドである2010年法パート に服するUCITSおよびUCIに適用される。

現金担保の再投資

取引相手方リスク軽減目的において、ヘッジクラス受益証券に関連した通貨ヘッジ取引を行うサブ・ファンドは、取引相手方から日次ベースで現金担保を支払うかまたは受領することにより、為替予約取引の残存期間にわたってエクスポージャーを軽減する。

投資運用会社は、ファンドの投資目的に沿った通貨ヘッジに関連し、取引相手方から受領した現金担保を再投資することができる。為替予約契約の満期日に受領したまたは支払った担保は、純資産計算書の「担保未収金/未払金」において表示されている。

取引費用の開示

取引費用としては、ブローカーへの手数料および譲渡性のある有価証券の売買に関する税金がある。サブ・ファンドは、その純資産を譲渡性のある有価証券を投資対象とする投資信託であるシュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンドに投資するため、保管報酬は常にゼロで表示される。したがって、ブローカー手数料は、いずれのサブ・ファンドに対しても課せられていない。

為替レート

2024年9月30日現在の財務書類において、ユーロで合算された合計の計算に使用された為替レートは、以下のとおりである。

通貨	料率
ユーロ = 1	
米ドル	1.1190

サブ・ファンドに関する変更

対象年度中の各サブ・ファンドの購入および販売の総額を明記したリストは、管理会社の登記上の事務所において、請求することにより無償で入手できる。

後発事象

2024年12月31日付で、ジョン・ヘネシー氏が取締役会から退任した。

2025年2月3日付で、ガス・タルジャード氏が取締役会に任命された。

管理報酬

サブ・ファンドおよびクラス受益証券	管理報酬 (%)
シュローダー・セレクション ユーロ・シリーズ ユーロ・バランス クラスA（ユーロ）受益証券	1.20
クラスA（円）受益証券	1.20
シュローダー・セレクション ユーロ・シリーズ ユーロ・ボンド クラスA（ユーロ）受益証券	0.95
クラスA（円）受益証券	0.95
シュローダー・セレクション ユーロ・シリーズ ユーロ・エクイティ クラスA（ユーロ）受益証券	1.45
クラスA（円）受益証券	1.45
シュローダー・セレクション ユーロ・シリーズ ヨーロピアン・サステナブル クラスA（ユーロ）受益証券	1.45
クラスA（円）受益証券	1.45
クラスA（米ドル）受益証券	1.45

シュロージャー・セレクション	グローバル・シリーズ	コモディティ	
クラスA(米ドル)受益証券			1.50
クラスA(豪ドル)受益証券			1.50
クラスA(ユーロ)受益証券			1.50
クラスA(円)受益証券			1.50
シュロージャー・セレクション	グローバル・シリーズ	グローバル・ハイイールド	
クラスA(米ドル)受益証券			1.15
クラスA(豪ドル)受益証券			1.15
クラスA(ユーロ)受益証券			1.15
クラスA(円)受益証券			1.15
クラスA毎月分配型(米ドル)受益証券			1.15
クラスA毎月分配型(豪ドル)受益証券			1.15
クラスA毎月分配型(ユーロ)受益証券			1.15
クラスA毎月分配型(円 ヘッジなし)受益証券			1.15
シュロージャー・セレクション	グローバル・シリーズ	ウェルス・プリザベーション	
クラスA(ユーロ)受益証券			1.40
クラスA(豪ドル)受益証券			1.40
クラスA(円)受益証券			1.40
クラスA毎月分配型(ユーロ)受益証券			1.40
クラスA毎月分配型(円 ヘッジなし)受益証券			1.40
クラスA(米ドル)受益証券			1.40
シュロージャー・セレクション	グローバル・シリーズ	イールド・エクイティ	
クラスA(米ドル)受益証券			1.20
クラスA(豪ドル ヘッジなし)受益証券			1.20
クラスA(ユーロ ヘッジなし)受益証券			1.20
クラスA(円)受益証券			1.20
クラスA毎月分配型(米ドル)受益証券			1.20
クラスA毎月分配型(豪ドル ヘッジなし)受益証券			1.20
クラスA毎月分配型(ユーロ ヘッジなし)受益証券			1.20
クラスA毎月分配型(円 ヘッジなし)受益証券			1.20
シュロージャー・セレクション	ニューマーケット・シリーズ	アジア・ボンド	
クラスA(米ドル)受益証券			1.20
クラスA(円)受益証券			1.20
クラスA毎月分配型(米ドル)受益証券			1.20
クラスA毎月分配型(円 ヘッジなし)受益証券			1.20
シュロージャー・セレクション	ニューマーケット・シリーズ	B I C・エクイティ	
クラスA(米ドル)受益証券			1.45
クラスA(円)受益証券			1.45
シュロージャー・セレクション	ニューマーケット・シリーズ	エマージング・ボンド	
クラスA(米ドル)受益証券			1.40
クラスA(円)受益証券			1.40
シュロージャー・セレクション	ニューマーケット・シリーズ	グレーター・チャイ ナ・エクイティ	
クラスA(米ドル)受益証券			1.45
クラスA(円)受益証券			1.45

[次へ](#)

Combined Statement of Net Assets as at 30 September 2024

	Schroder Selection EURO Series - EURO Balanced EUR	Schroder Selection EURO Series - EURO Bond EUR	Schroder Selection EURO Series - EURO Equity EUR	Schroder Selection EURO Series - European Sustainable EUR
ASSETS				
Investments in securities at cost	18,041,384	17,748,592	15,162,069	10,512,813
Unrealised gain	4,203,255	2,638,088	7,360,993	1,376,510
Investments in securities at market value	22,244,639	20,386,680	22,523,062	11,889,323
Cash at bank and at brokers	176,606	209,813	266,062	139,653
Collateral receivable	12,642	7,743	13,513	30,701
Receivables on subscriptions	-	-	6,000	-
Receivables on investments sold	-	-	-	157,873
Unrealised gain on forward currency exchange contracts	-	4	565	870
Other assets	-	-	18	475
TOTAL ASSETS	22,433,886	20,604,240	22,809,220	12,218,895
LIABILITIES				
Payables on redemptions	-	-	103,279	138,174
Management fees payable	22,118	13,887	27,619	15,146
Unrealised loss on forward currency exchange contracts	12,883	8,248	16,123	50,417
Other liabilities	59,871	49,842	64,303	37,338
TOTAL LIABILITIES	94,872	71,977	211,324	241,075
TOTAL NET ASSETS	22,339,014	20,532,263	22,597,896	11,977,820

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Combined Statement of Net Assets as at 30 September 2024 (continued)

	Schroder Selection Global Series - Commodity USD	Schroder Selection Global Series - Global High Yield USD	Schroder Selection Global Series - Wealth Preservation EUR EUR	Schroder Selection Global Series - Yield Equity USD
ASSETS				
Investments in securities at cost	6,881,489	60,571,770	6,342,320	24,815,668
Unrealised gain	110,381	16,859,735	1,117,463	13,107,301
Investments in securities at market value	6,991,870	77,431,505	7,459,783	37,922,969
Cash at bank and at brokers	91,754	1,149,585	74,951	257,616
Collateral receivable	-	-	7,019	-
Receivables on subscriptions	3,463	69	100	10,841
Receivables on investments sold	-	-	-	198,975
Unrealised gain on forward currency exchange contracts	29,950	495,606	3,482	9,156
Other assets	-	34	-	-
TOTAL ASSETS	7,117,037	79,076,799	7,545,335	38,399,557
LIABILITIES				
Collateral payable	10,990	141,986	-	1,481
Payables on redemptions	-	5,774	-	11,458
Management fees payable	8,723	65,526	8,818	37,965
Unrealised loss on forward currency exchange contracts	-	148	19,041	159
Other liabilities	24,106	210,623	22,940	112,352
TOTAL LIABILITIES	43,819	424,057	50,799	163,435
TOTAL NET ASSETS	7,073,218	78,652,742	7,494,536	38,236,122

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Combined Statement of Net Assets as at 30 September 2024 (continued)

	Schroder Selection New Market Series - Asian Bond USD	Schroder Selection New Market Series - BIC Equity USD	Schroder Selection New Market Series - Emerging Bond USD	Schroder Selection New Market Series - Greater China Equity USD
ASSETS				
Investments in securities at cost	9,446,388	9,863,256	2,917,392	23,582,770
Unrealised gain	5,443,243	2,790,474	716,676	2,678,255
Investments in securities at market value	14,889,631	12,653,730	3,634,068	26,261,025
Cash at bank and at brokers	136,614	107,116	32,926	283,308
Collateral receivable	-	-	-	3,235
Receivables on subscriptions	-	70	69	26,348
Unrealised gain on forward currency exchange contracts	4,889	10,786	2,507	17,608
Other assets	-	-	-	226
TOTAL ASSETS	15,031,134	12,771,702	3,669,570	26,591,750
LIABILITIES				
Collateral payable	4,433	1,132	2,155	-
Payables on redemptions	851	-	3,843	63,695
Management fees payable	15,145	14,255	4,271	28,126
Unrealised loss on forward currency exchange contracts	-	-	-	412
Other liabilities	42,484	37,376	11,724	74,960
TOTAL LIABILITIES	62,913	52,763	21,993	167,213
TOTAL NET ASSETS	14,968,221	12,718,939	3,647,577	26,424,537

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.



Combined Statement of Net Assets as at 30 September 2024 (continued)

	Combined ¹ EUR
ASSETS	
Investments in securities at cost	191,201,934
Unrealised gain	53,967,144
Investments in securities at market value	245,169,078
Cash at bank and at brokers	2,707,047
Collateral receivable	74,510
Receivables on subscriptions	42,614
Receivables on investments sold	335,688
Unrealised gain on forward currency exchange contracts	514,754
Other assets	728
TOTAL ASSETS	248,844,419
LIABILITIES	
Collateral payable	144,930
Payables on redemptions	317,969
Management fees payable	243,112
Unrealised loss on forward currency exchange contracts	107,357
Other liabilities	693,316
TOTAL LIABILITIES	1,506,684
TOTAL NET ASSETS	247,337,735

¹ For the total of the Combined Statement of Net Assets, which has been presented in EUR, assets and liabilities stated in currencies other than EUR have been converted at the following exchange rates ruling as at 30 September 2024: 1 Euro = 1.1190 US Dollar.

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Combined Statement of Operations and Changes in Net Assets for the Year Ended 30 September 2024

	Schroder Selection EURO Series - EURO Balanced EUR	Schroder Selection EURO Series - EURO Bond EUR	Schroder Selection EURO Series - EURO Equity EUR	Schroder Selection EURO Series - European Sustainable EUR
NET ASSETS AT THE BEGINNING OF THE YEAR	20,436,055	19,473,525	22,494,720	14,827,509
INCOME				
Bank interest	3,870	4,281	5,043	5,092
TOTAL INCOME	3,870	4,281	5,043	5,092
EXPENSES				
Management fees	251,702	160,551	326,885	195,635
Administration fees	2,086	2,003	2,305	1,507
Taxe d'abonnement	(263)	(131)	(330)	(1,787)
Depository fees	948	1,325	3,016	5,464
Unitholder service fees	167,801	90,310	202,894	121,429
Operating expenses	19,676	18,834	21,172	12,692
TOTAL EXPENSES	441,950	272,892	555,942	334,940
NET INVESTMENT INCOME/(LOSS)	(438,080)	(268,611)	(550,899)	(329,848)
Net realised gain/(loss) on:				
Sale of investments*	828,290	134,258	989,464	354,340
Forward currency exchange contracts*	(121,282)	(73,778)	(150,599)	(271,100)
Currency exchange	(710)	(1,325)	821	7,354
NET REALISED GAIN/(LOSS) FOR THE YEAR	706,298	59,155	839,686	90,594
Net change in unrealised appreciation/ (depreciation) on:				
Investments*	2,000,265	1,886,511	2,665,771	972,349
Forward currency exchange contracts*	(7,897)	(5,031)	(9,069)	(71,003)
Currency exchange	-	-	2	-
NET CHANGE IN UNREALISED APPRECIATION/ (DEPRECIATION) FOR THE YEAR	1,992,368	1,881,480	2,656,704	901,346
INCREASE/(DECREASE) IN NET ASSETS AS A RESULT OF OPERATIONS	2,260,586	1,672,024	2,945,491	662,092
Subscriptions	1,508,506	1,216,182	446,406	300,056
Redemptions	(1,866,133)	(1,829,468)	(3,288,721)	(3,811,837)
INCREASE/(DECREASE) IN NET ASSETS AS A RESULT OF MOVEMENTS IN UNIT CAPITAL	(357,627)	(613,286)	(2,842,315)	(3,511,781)
NET ASSETS AT THE END OF THE YEAR	22,339,014	20,532,263	22,597,896	11,977,820

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.



Combined Statement of Operations and Changes in Net Assets for the Year Ended 30 September 2024 (continued)

	Schroder Selection Global Series - Commodity USD	Schroder Selection Global Series - Global High Yield USD	Schroder Selection Global Series - Wealth Preservation EUR EUR	Schroder Selection Global Series - Yield Equity USD
NET ASSETS AT THE BEGINNING OF THE YEAR	7,982,823	74,665,245	7,606,661	35,489,746
INCOME				
Bank interest	3,004	29,393	3,703	13,012
TOTAL INCOME	3,004	29,393	3,703	13,012
EXPENSES				
Management fees	107,620	753,977	106,070	432,083
Administration fees	886	7,187	911	3,690
Taxe d'abonnement	(964)	(8,915)	(922)	(4,249)
Depository fees	2,690	29,313	2,284	17,529
Unitholder service fees	64,572	452,385	68,188	288,055
Bank and other interest expenses	-	6	2	-
Operating expenses	6,747	70,789	7,115	33,799
TOTAL EXPENSES	181,551	1,304,742	183,648	770,907
NET INVESTMENT INCOME/(LOSS)	(178,547)	(1,275,349)	(179,945)	(757,895)
Net realised gain/(loss) on:				
Sale of investments*	(10,930)	1,638,469	193,158	1,094,814
Forward currency exchange contracts*	46,977	1,024,619	(77,883)	(52,431)
Currency exchange	870	1,179	(7,263)	(2,397)
NET REALISED GAIN/(LOSS) FOR THE YEAR	36,917	2,664,267	108,012	1,039,986
Net change in unrealised appreciation/ (depreciation) on:				
Investments*	(26,607)	9,579,510	227,051	5,325,804
Forward currency exchange contracts*	32,531	383,606	(25,763)	25,504
Currency exchange	-	1	(12)	139
NET CHANGE IN UNREALISED APPRECIATION/ (DEPRECIATION) FOR THE YEAR	5,924	9,963,117	201,276	5,351,447
INCREASE/(DECREASE) IN NET ASSETS AS A RESULT OF OPERATIONS	(135,706)	11,352,035	129,343	5,633,538
Subscriptions	706,010	1,801,219	1,037,943	2,101,480
Redemptions	(1,479,909)	(8,719,285)	(1,265,745)	(4,832,137)
INCREASE/(DECREASE) IN NET ASSETS AS A RESULT OF MOVEMENTS IN UNIT CAPITAL	(773,899)	(6,918,066)	(227,802)	(2,730,657)
Dividend distributions	-	(446,472)	(13,666)	(156,505)
NET ASSETS AT THE END OF THE YEAR	7,073,218	78,652,742	7,494,536	38,236,122

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Combined Statement of Operations and Changes in Net Assets for the Year Ended 30 September 2024 (continued)

	Schroder Selection New Market Series - Asian Bond USD	Schroder Selection New Market Series - BIC Equity USD	Schroder Selection New Market Series - Emerging Bond USD	Schroder Selection New Market Series - Greater China Equity USD
NET ASSETS AT THE BEGINNING OF THE YEAR	15,405,568	11,655,198	4,143,806	27,861,326
INCOME				
Bank interest	5,439	4,168	1,767	9,926
TOTAL INCOME	5,439	4,168	1,767	9,926
EXPENSES				
Management fees	180,225	162,418	53,224	355,536
Administration fees	1,672	1,306	706	2,673
Taxe d'abonnement	(1,876)	(1,389)	(502)	(3,322)
Depository fees	3,725	5,039	1,959	10,785
Unitholder service fees	120,150	100,811	34,216	220,678
Operating expenses	14,115	10,517	3,584	23,071
TOTAL EXPENSES	318,011	278,702	93,187	609,421
NET INVESTMENT INCOME/(LOSS)	(312,572)	(274,534)	(91,420)	(599,495)
Net realised gain/(loss) on:				
Sale of investments*	592,943	94,405	181,302	(474,739)
Forward currency exchange contracts*	(33,147)	(47,172)	(19,417)	(115,622)
Currency exchange	(80)	(791)	(6,237)	1,138
NET REALISED GAIN/(LOSS) FOR THE YEAR	559,716	46,442	155,648	(589,223)
Net change in unrealised appreciation/ (depreciation) on:				
Investments*	771,589	2,190,306	267,862	4,433,154
Forward currency exchange contracts*	13,949	26,688	9,665	46,581
Currency exchange	-	-	-	10
NET CHANGE IN UNREALISED APPRECIATION/ (DEPRECIATION) FOR THE YEAR	785,538	2,216,994	277,527	4,479,745
INCREASE/(DECREASE) IN NET ASSETS AS A RESULT OF OPERATIONS	1,032,682	1,988,902	341,755	3,291,027
Subscriptions	-	291,979	22,313	446,582
Redemptions	(1,426,468)	(1,217,140)	(860,297)	(5,174,398)
INCREASE/(DECREASE) IN NET ASSETS AS A RESULT OF MOVEMENTS IN UNIT CAPITAL	(1,426,468)	(925,161)	(837,984)	(4,727,816)
Dividend distributions	(43,561)	-	-	-
NET ASSETS AT THE END OF THE YEAR	14,968,221	12,718,939	3,647,577	26,424,537

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Combined Statement of Operations and Changes in Net Assets for the Year Ended 30 September 2024 (continued)

	Combined ¹ EUR
NET ASSETS AT THE BEGINNING OF THE YEAR²	243,197,460
INCOME	
Bank interest	81,604
TOTAL INCOME	81,604
EXPENSES	
Management fees	2,868,442
Administration fees	25,005
Taxe d'abonnement	(22,394)
Depository fees	76,522
Unitholder service fees	1,795,275
Bank and other interest expenses	7
Operating expenses	224,817
TOTAL EXPENSES	4,967,674
NET INVESTMENT INCOME/(LOSS)	(4,886,070)
Net realised gain/(loss) on:	
Sale of investments*	5,284,376
Forward currency exchange contracts*	23,683
Currency exchange	(6,772)
NET REALISED GAIN/(LOSS) FOR THE YEAR	5,301,287
Net change in unrealised appreciation/ (depreciation) on:	
Investments*	27,896,377
Forward currency exchange contracts*	362,487
Currency exchange	130
NET CHANGE IN UNREALISED APPRECIATION/ (DEPRECIATION) FOR THE YEAR	28,258,994
INCREASE/(DECREASE) IN NET ASSETS AS A RESULT OF OPERATIONS	28,674,211
Subscriptions	9,307,648
Redemptions	(33,250,137)
INCREASE/(DECREASE) IN NET ASSETS AS A RESULT OF MOVEMENTS IN UNIT CAPITAL	(23,942,489)
Dividend distributions	(591,447)
NET ASSETS AT THE END OF THE YEAR	247,337,735

¹ For the total of the Combined Statement of Operations and Changes in Net Assets, which has been presented in EUR, income and expenses stated in currencies other than EUR have been converted at the following exchange rates ruling as at 30 September 2024: 1 Euro = 1.1190 US Dollar.

² The opening balance was combined using the foreign exchange rates as at 30 September 2024. The same net assets combined using the foreign exchange rates as at 29 September 2023 reflected a figure of EUR 252,035,442.

Please refer to the table realised gains/(losses) and change in unrealised appreciation/(depreciation) for the calculation split.

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Combined Statement of Operations and Changes in Net Assets for the Year Ended 30 September 2024 (continued)

	Schroder Selection EURO Series - EURO Balanced EUR	Schroder Selection EURO Series - EURO Bond EUR	Schroder Selection EURO Series - EURO Equity EUR	Schroder Selection EURO Series - European Sustainable EUR
REALISED GAINS/(LOSSES) SPLIT				
Realised gain on:				
Investments	957,890	180,291	1,007,119	385,718
Forward currency exchange contracts	437,352	274,477	563,869	946,706
Realised loss on:				
Investments	(129,600)	(46,033)	(17,655)	(31,378)
Forward currency exchange contracts	(558,634)	(348,255)	(714,468)	(1,217,806)
Net realised gain/(loss) for the year^a	707,008	60,480	838,865	83,240
CHANGE IN UNREALISED APPRECIATION/(DEPRECIATION) SPLIT				
Change in unrealised appreciation on:				
Investments	1,147,019	1,886,511	2,665,771	972,349
Forward currency exchange contracts	(145)	(76)	350	(27,356)
Change in unrealised depreciation on:				
Investments	853,246	-	-	-
Forward currency exchange contracts	(7,752)	(4,955)	(9,419)	(43,647)
Net change in unrealised appreciation/ (depreciation) for the year^a	1,992,368	1,881,480	2,656,702	901,346

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Combined Statement of Operations and Changes in Net Assets for the Year Ended 30 September 2024 (continued)

	Schroder Selection Global Series - Commodity USD	Schroder Selection Global Series - Global High Yield USD	Schroder Selection Global Series - Wealth Preservation EUR EUR	Schroder Selection Global Series - Yield Equity USD
REALISED GAINS/(LOSSES) SPLIT				
Realised gain on:				
Investments	22,823	1,638,469	193,158	1,094,814
Forward currency exchange contracts	673,493	6,698,594	409,082	541,146
Realised loss on:				
Investments	(33,753)	-	-	-
Forward currency exchange contracts	(626,516)	(5,673,975)	(486,965)	(593,577)
Net realised gain/(loss) for the year^a	36,047	2,663,088	115,275	1,042,383
CHANGE IN UNREALISED APPRECIATION/(DEPRECIATION) SPLIT				
Change in unrealised appreciation on:				
Investments	(26,607)	9,579,510	227,051	5,325,804
Forward currency exchange contracts	19,180	304,881	(9,440)	9,079
Change in unrealised depreciation on:				
Forward currency exchange contracts	13,351	78,725	(16,323)	16,425
Net change in unrealised appreciation/ (depreciation) for the year^a	5,924	9,963,116	201,288	5,351,308

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Combined Statement of Operations and Changes in Net Assets for the Year Ended 30 September 2024 (continued)

	Schroder Selection New Market Series - Asian Bond USD	Schroder Selection New Market Series - BIC Equity USD	Schroder Selection New Market Series - Emerging Bond USD	Schroder Selection New Market Series - Greater China Equity USD
REALISED GAINS/(LOSSES) SPLIT				
Realised gain on:				
Investments	592,943	94,593	181,302	2,896
Forward currency exchange contracts	265,508	504,409	174,316	863,255
Realised loss on:				
Investments	-	(188)	-	(477,635)
Forward currency exchange contracts	(298,655)	(551,581)	(193,733)	(978,877)
Net realised gain/(loss) for the year^a	559,796	47,233	161,885	(590,361)
CHANGE IN UNREALISED APPRECIATION/(DEPRECIATION) SPLIT				
Change in unrealised appreciation on:				
Investments	771,589	2,190,306	267,862	2,678,255
Forward currency exchange contracts	4,816	10,676	2,479	17,477
Change in unrealised depreciation on:				
Investments	-	-	-	1,754,899
Forward currency exchange contracts	9,133	16,012	7,186	29,104
Net change in unrealised appreciation/ (depreciation) for the year^a	785,538	2,216,994	277,527	4,479,735

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Combined Statement of Operations and Changes in Net Assets for the Year Ended 30 September 2024 (continued)

	Combined † EUR
REALISED GAINS/(LOSSES) SPLIT	
Realised gain on:	
Investments	5,966,214
Forward currency exchange contracts	11,318,456
Realised loss on:	
Investments	(681,838)
Forward currency exchange contracts	(11,294,773)
Net realised gain/(loss) for the year[^]	5,308,059
CHANGE IN UNREALISED APPRECIATION/(DEPRECIATION) SPLIT	
Change in unrealised appreciation on:	
Investments	25,474,858
Forward currency exchange contracts	292,720
Change in unrealised depreciation on:	
Investments	2,421,519
Forward currency exchange contracts	69,767
Net change in unrealised appreciation/ (depreciation) for the year[•]	28,258,864

† For the total of the Combined Statement of Operations and Changes in Net Assets, which has been presented in EUR, income and expenses stated in currencies other than EUR have been converted at the following exchange rates ruling as at 30 September 2024: 1 Euro = 1.1190 US Dollar.

- [^] The realised amounts shown in this table represent the sum of the net realised gains and losses at investment level for the year under review.
- [•] The change in unrealised amounts shown in this table represent the sum of the net change in unrealised appreciation/(depreciation) at investment level for the year under review.

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Statistical Information as at 30 September 2024

	Units outstanding as at 30 September 2024	NAV per Unit as at 30 September 2024	NAV per Unit as at 30 September 2023	NAV per Unit as at 30 September 2022
Schroder Selection EURO Series - EURO Balanced				
Class A Dis	810,323	24.3041	21.6715	21.0038
Class A Dis JPY	207,619	2,037.5757	1,890.5805	1,882.0268
Total Net Assets in EUR		22,339,014	20,436,055	21,778,387
Schroder Selection EURO Series - EURO Bond				
Class A Dis	1,188,884	15.8207	14.4851	14.8286
Class A Dis JPY	232,464	1,185.7637	1,132.9965	1,193.7738
Total Net Assets in EUR		20,532,263	19,473,525	21,372,605
Schroder Selection EURO Series - EURO Equity				
Class A Dis	601,063	32.0218	27.8781	25.4730
Class A Dis JPY	181,857	2,947.1413	2,664.7615	2,492.6788
Total Net Assets in EUR		22,597,896	22,494,720	23,717,783
Schroder Selection EURO Series - European Sustainable				
Class A Dis	439,266	12.6336	11.7324	10.0087
Class A Dis JPY	264,588	1,251.6720	1,208.5278	1,057.2896
Class A Dis USD	325,662	14.9737	13.6756	11.3481
Total Net Assets in EUR		11,977,820	14,827,509	14,739,768
Schroder Selection Global Series - Commodity				
Class A Dis	612,889	5.9479	6.1008	6.4707
Class A Dis AUD	249,635	6.2865	6.5512	7.0902
Class A Dis EUR	124,883	4.7459	4.9540	5.3979
Class A Dis JPY	503,557	476.1310	516.5010	577.6086
Total Net Assets in USD		7,073,218	7,982,823	9,892,389
Schroder Selection Global Series - Global High Yield				
Class A Dis	1,187,196	22.8750	20.9529	18.1780
Class A Dis AUD	1,193,412	26.4119	23.4388	21.5460
Class A Dis EUR	444,128	18.9786	16.9162	15.7151
Class A Dis JPY	401,566	1,807.9728	1,679.0357	1,600.6931
Class A Dis Monthly Income	2,203,990	3.4753	3.1394	3.4055
Class A Dis Monthly Income AUD	1,155,541	1.7997	1.6464	2.1407
Class A Dis Monthly Income EUR	211,592	2.3622	2.1696	2.5732
Class A Dis Monthly Income JPY Unhedged	1,097,464	714.7306	673.8959	653.8563
Total Net Assets in USD		78,652,742	74,665,245	79,940,960
Schroder Selection Global Series - Wealth Preservation EUR				
Class A Dis	222,916	13.2772	12.8685	12.3498
Class A Dis AUD	54,908	12.9522	12.5250	11.9222
Class A Dis JPY	179,042	1,119.8942	1,130.7685	1,115.8724
Class A Dis Monthly Income	73,187	5.0408	4.9344	4.9678
Class A Dis Monthly Income JPY Unhedged	279,248	541.6840	524.2062	473.3150
Class A Dis USD	132,366	12.9034	12.3116	11.5429
Total Net Assets in EUR		7,494,536	7,606,661	8,238,422

The NAV per unit of each unit class is stated in the currency of the unit class.



Statistical Information as at 30 September 2024 (continued)

	Unit outstanding as at 30 September 2024	NAV per Unit as at 30 September 2024	NAV per Unit as at 30 September 2023	NAV per Unit as at 30 September 2022
Schroder Selection Global Series - Yield Equity				
Class A Dis	767,391	21.1589	18.1075	14.1814
Class A Dis AUD Unhedged	324,369	33.3667	30.4666	23.9107
Class A Dis EUR Unhedged	184,596	30.4722	27.5343	23.4306
Class A Dis JPY	219,380	1,594.7194	1,446.0495	1,199.0130
Class A Dis Monthly Income	180,520	11.5827	10.2153	8.2475
Class A Dis Monthly Income AUD Unhedged	46,377	24.4643	23.0201	18.4212
Class A Dis Monthly Income EUR Unhedged	40,328	22.4704	20.9239	18.1641
Class A Dis Monthly Income JPY Unhedged	206,609	1,292.6617	1,189.8905	929.4209
Total Net Assets in USD		38,236,122	35,489,746	31,727,450
Schroder Selection New Market Series - Asian Bond				
Class A Dis	774,849	14.9109	13.9006	13.3989
Class A Dis JPY	189,586	973.1121	960.1718	973.1580
Class A Dis Monthly Income	448,270	2.7499	2.6154	2.8510
Class A Dis Monthly Income JPY Unhedged	332,115	383.5492	380.7444	391.0507
Total Net Assets in USD		14,968,221	15,405,568	17,364,460
Schroder Selection New Market Series - BIC Equity				
Class A Dis	596,918	16.8655	14.1820	13.9670
Class A Dis JPY	289,606	1,308.7428	1,164.6406	1,210.0196
Total Net Assets in USD		12,718,939	11,655,198	12,810,535
Schroder Selection New Market Series - Emerging Bond				
Class A Dis	208,912	14.2804	13.0510	12.1080
Class A Dis JPY	102,115	929.7828	901.4067	880.2929
Total Net Assets in USD		3,647,577	4,143,806	3,555,337
Schroder Selection New Market Series - Greater China Equity				
Class A Dis	433,575	51.2847	44.4667	42.7600
Class A Dis JPY	163,435	3,663.4954	3,364.7640	3,421.6949
Total Net Assets in USD		26,424,537	27,861,326	30,392,811

The NAV per unit of each unit class is stated in the currency of the unit class.

Appendix II - Fund Performance as at 30 September 2024 (Unaudited)

Sub-Funds and Unit Classes*	Launch Date	1 Year %	2 Years %	3 Years %	Since Launch %
Schroder Selection EURO Series - EURO Balanced					
Class A Dis	20 December 2002	12.14	15.71	(7.02)	143.04
Class A Dis JPY	20 December 2002	7.78	8.26	(12.48)	103.76
Schroder Selection EURO Series - EURO Bond					
Class A Dis	20 December 2002	9.22	6.69	(15.12)	58.21
Class A Dis JPY	20 December 2002	4.66	(0.67)	(21.06)	18.58
Schroder Selection EURO Series - EURO Equity					
Class A Dis	20 December 2002	14.86	25.71	1.26	220.22
Class A Dis JPY	20 December 2002	10.60	18.23	(3.69)	194.71
Schroder Selection EURO Series - European Sustainable					
Class A Dis	12 April 2016	7.69	26.23	1.32	26.34
Class A Dis JPY	12 April 2016	3.57	18.38	(4.00)	25.17
Class A Dis USD	12 April 2016	9.49	31.95	8.19	49.74
Schroder Selection Global Series - Commodity					
Class A Dis	31 March 2010	(2.51)	(8.08)	3.12	(40.52)
Class A Dis AUD	31 March 2010	(4.03)	(11.33)	(1.45)	(37.13)
Class A Dis EUR	31 March 2010	(4.20)	(12.08)	(3.04)	(52.54)
Class A Dis JPY	31 March 2010	(7.82)	(17.57)	(8.52)	(52.39)
Schroder Selection Global Series - Global High Yield					
Class A Dis	28 May 2009	14.07	25.84	5.61	128.75
Class A Dis AUD	28 May 2009	12.68	22.58	2.07	164.12
Class A Dis EUR	28 May 2009	12.20	20.77	(0.38)	89.79
Class A Dis JPY	28 May 2009	7.68	12.95	(6.42)	80.80
Class A Dis Monthly Income	31 March 2010	14.08	25.83	5.61	85.93
Class A Dis Monthly Income AUD	31 March 2010	12.69	22.37	1.65	109.74
Class A Dis Monthly Income EUR	31 March 2010	12.17	20.67	(0.55)	54.41
Class A Dis Monthly Income JPY Unhedged	31 March 2010	9.28	24.43	34.86	185.51
Schroder Selection Global Series - Wealth Preservation EUR					
Class A Dis	30 September 2005	3.17	7.51	5.21	32.77
Class A Dis AUD	1 July 2013	3.41	8.64	6.99	29.52
Class A Dis JPY	30 September 2005	(0.96)	0.36	(1.46)	11.99
Class A Dis Monthly Income	30 September 2005	3.20	7.52	5.22	32.79
Class A Dis Monthly Income JPY Unhedged	30 September 2005	4.37	21.96	29.76	55.48
Class A Dis USD	1 July 2013	4.80	11.78	11.04	29.03
Schroder Selection Global Series - Yield Equity					
Class A Dis	31 July 2006	16.84	49.20	17.61	111.58
Class A Dis AUD Unhedged	31 March 2010	9.52	39.55	22.40	233.67
Class A Dis EUR Unhedged	31 March 2010	10.67	30.05	21.82	204.72
Class A Dis JPY	31 July 2006	10.28	33.00	3.49	59.47
Class A Dis Monthly Income	31 July 2006	16.85	49.20	17.62	111.55
Class A Dis Monthly Income AUD Unhedged	31 March 2010	9.52	39.54	22.38	233.71
Class A Dis Monthly Income EUR Unhedged	31 March 2010	10.66	30.05	21.81	204.73
Class A Dis Monthly Income JPY Unhedged	31 July 2006	11.94	47.54	50.24	163.66
Schroder Selection New Market Series - Asian Bond					
Class A Dis	30 April 2004	7.27	11.29	3.15	49.11

Appendix II - Fund Performance as at 30 September 2024 (Unaudited) (continued)

Sub-Funds and Unit Classes*	Launch Date	1 Year %	2 Years %	3 Years %	Since Launch %
Schroder Selection New Market Series - Asian Bond (continued)					
Class A Dis JPY	30 April 2004	1.35	-	(8.41)	(2.69)
Class A Dis Monthly Income	30 November 2004	7.29	11.31	3.17	40.39
Class A Dis Monthly Income JPY Unhedged	30 November 2004	2.77	10.05	31.72	94.33
Schroder Selection New Market Series - BIC Equity					
Class A Dis	31 July 2006	18.93	20.76	(21.69)	68.66
Class A Dis JPY	31 July 2006	12.37	8.16	(30.61)	30.87
Schroder Selection New Market Series - Emerging Bond					
Class A Dis	30 April 2004	9.42	17.94	(1.38)	42.80
Class A Dis JPY	30 April 2004	3.15	5.62	(12.81)	(7.02)
Schroder Selection New Market Series - Greater China Equity					
Class A Dis	30 April 2004	15.33	19.94	(20.42)	412.85
Class A Dis JPY	30 April 2004	8.88	7.07	(29.73)	266.35

* All fund performance data are on a NAV to NAV basis (Bid to Bid), adjusted for dividends, net of expenses and gross of taxes. Past performance is not a reliable indicator of future results, prices of units and the income from them may fall as well as rise and investors may not get back the amount originally invested.

Total Expense Ratio (the “TER”) ^ for the Year ended 30 September 2024

Sub-Funds and Unit Classes	TER	Sub-Funds and Unit Classes	TER
Schroder Selection EURO Series - EURO Balanced		Schroder Selection Global Series - Wealth Preservation EUR	
Class A Dis	2.10%	Class A Dis	2.42%
Class A Dis JPY	2.09%	Class A Dis AUD	2.42%
Schroder Selection EURO Series - EURO Bond		Class A Dis JPY	2.42%
Class A Dis	1.36%	Class A Dis Monthly Income	2.41%
Class A Dis JPY	1.35%	Class A Dis Monthly Income JPY Unhedged	2.42%
Schroder Selection EURO Series - EURO Equity		Class A Dis USD	2.42%
Class A Dis	2.46%	Schroder Selection Global Series - Yield Equity	
Class A Dis JPY	2.45%	Class A Dis	2.14%
Schroder Selection EURO Series - European Sustainable		Class A Dis AUD Unhedged	2.14%
Class A Dis	2.48%	Class A Dis EUR Unhedged	2.14%
Class A Dis JPY	2.48%	Class A Dis JPY	2.14%
Class A Dis USD	2.48%	Class A Dis Monthly Income	2.14%
Schroder Selection Global Series - Commodity		Class A Dis Monthly Income AUD Unhedged	2.14%
Class A Dis	2.53%	Class A Dis Monthly Income EUR Unhedged	2.14%
Class A Dis AUD	2.52%	Class A Dis Monthly Income JPY Unhedged	2.14%
Class A Dis EUR	2.53%	Schroder Selection New Market Series - Asian Bond	
Class A Dis JPY	2.53%	Class A Dis	2.11%
Schroder Selection Global Series - Global High Yield		Class A Dis JPY	2.11%
Class A Dis	1.73%	Class A Dis Monthly Income	2.11%
Class A Dis AUD	1.73%	Class A Dis Monthly Income JPY Unhedged	2.11%
Class A Dis EUR	1.73%	Schroder Selection New Market Series - BIC Equity	
Class A Dis JPY	1.73%	Class A Dis	2.49%
Class A Dis Monthly Income	1.73%	Class A Dis JPY	2.49%
Class A Dis Monthly Income AUD	1.73%	Schroder Selection New Market Series - Emerging Bond	
Class A Dis Monthly Income EUR	1.73%	Class A Dis	2.45%
Class A Dis Monthly Income JPY Unhedged	1.73%	Class A Dis JPY	2.44%
		Schroder Selection New Market Series - Greater China Equity	
		Class A Dis	2.48%
		Class A Dis JPY	2.48%

^ The total expense ratio expresses the sum of all fees (excluding performance fees) and incidental costs charged on an ongoing basis to the collective investment scheme's assets (operating expenses) taken retrospectively as a percentage of the net assets.

Notes to the Financial Statements as at 30 September 2024

The Fund

The Fund qualifies as an undertaking for collective investment (UCI) regulated by the provisions of Part II of the Luxembourg law of 17 December 2010, as amended, regarding undertaking for collective investment (the '2010 law'). The Fund has been established for an undetermined period from the date of inception 20 December 2002, and may further issue several classes of units in each Sub-Fund.

Classes of Units

The Unit Classes available for each Sub-Fund are set out in the current prospectus, along with details of any minimum subscription, minimum additional subscription and minimum holding amounts and details of initial charges (where applicable) for each Unit Class.

Accounting Policies

Summary of Significant Accounting Policies

The financial statements are prepared and presented in accordance with generally accepted accounting principles in Luxembourg for collective investment schemes on a going concern basis.

Net Asset Value

Determination of the Net Asset Value per Unit

The Net Asset Value ('NAV') per unit of each class will be determined by or at the direction of the Management Company on each Dealing Day by dividing the value of the assets of the relevant Class less the liabilities (including any provisions considered by the Management Company to be necessary or prudent) attributable to such Class by the total number of units of the relevant Class.

Further details on rules that apply in valuing total assets can be found in the current prospectus.

The assets of each Sub-Fund are invested for the exclusive benefit of the unitholders of the corresponding Sub-Fund and the assets of a specific Sub-Fund are solely accountable for the liabilities, commitments and obligations of that Sub-Fund.

Valuation of the Assets of the Fund

The value of any cash in hand or on deposit, bills and demand notes and accounts receivable, prepaid expenses, cash dividends and interest declared or accrued as aforesaid and not yet received shall be deemed to be the full amount thereof, unless in any case the same is unlikely to be paid or received in full, in which case the value thereof shall be arrived at after making such discount as the Management Company may consider appropriate in such case to reflect the true value thereof.

Normally investments will be valued on the basis of the latest dealing price or the latest available mid-market quotation (the midpoint between the latest quoted bid and offer prices) of the securities on the relevant securities market on which the investments of the Sub-Fund are traded, quoted or dealt. Where the investments of a Sub-Fund are both listed on a stock exchange and dealt in by market makers outside the stock exchange on which the investments are listed, then the Management Company determines the principal market for the investments in question and they are valued at the latest available price in that market. Securities which are not quoted or dealt in on any stock exchange but which are dealt in on any other regulated market are valued in such a manner as near as possible to that described previously. If no price quotation is available for any of the securities held by a Sub-Fund or if the value as determined above is not representative of the fair market value of the relevant securities, the value of such securities will be based on the reasonably foreseeable sales price determined prudently and in good faith.

Units or shares in open-ended undertakings for collective investment are valued on the basis of the latest reported NAV. The latest reported NAV may be adjusted in order to reflect market movements since the report date in accordance with adjustment methods as determined by the Management Company.

All other assets and liabilities are valued at their respective fair values as determined in good faith by the Management Company in accordance with generally accepted valuation principles and procedures.

All assets and liabilities not expressed in the currency of denomination are translated therein by reference to the market rates prevailing in the foreign exchange market for the relevant currency at or about the time of the valuation.

The financial statements for each Sub-Fund are disclosed in the base currency of the Sub-Fund. The combined total in EUR is calculated using the relevant exchange rate on the last working day of the year under review.

Realised Gains and Losses on Sales of Investments in Securities

Realised gains and losses on sales of investments in securities are determined on the average cost basis and include transaction costs.

Income

Bank interest is credited to the Sub-Funds upon receipt.

Forward Currency Exchange Contracts

Outstanding forward currency exchange contracts are valued at the last available price at NAV calculation day by reference to the forward rate of exchange applicable to the maturity of the contracts. The unrealised gain/(loss) is shown in the Combined Statement of Net Assets under 'Unrealised gain/(loss) on forward currency exchange contracts'.

Fees and Expenses

Management Fees

The Management Company is entitled to a fee payable monthly, out of the assets of each Sub-Fund, at an annual rate calculated on the basis of the total average net assets attributable to each Sub-Fund during the relevant month. The actual rates payable as at 30 September 2024, which vary from Sub-Fund to Sub-Fund and from unit class to unit class are set out in the table on page 43. The Management Fee may be partially waived at the discretion of the Management Company.

The Agent Company Fee at the annual rate of 0.05% shall be paid, out of the Management Fee, to the Agent Company, which is a fee payable in arrears at intervals separately agreed by the Management Company and the Agent Company and calculated and accrued daily.

Please note that all underlying investments into Schroder ISF are in I class which bears no management fee.

Notes to the Financial Statements as at 30 September 2024 (continued)

Unitholder Service Fees

A Unitholder Service Fee at the rates set out below is payable for services provided and expenses incurred in promoting the sale of the units. The Unitholder Service Fee is calculated and accrued daily by reference to the total average net assets attributable to each Sub-Fund during the relevant period and is payable to the Management Company. Please refer to the current prospectus for further details. The Unitholder Service Fee may be partially waived at the discretion of the Management Company.

Sub-Funds	Unitholder Service Fee
Schroder Selection EURO Series - EURO Balanced	0.80%
Schroder Selection EURO Series - EURO Bond	0.65%
Schroder Selection EURO Series - EURO Equity	0.90%
Schroder Selection EURO Series - European Sustainable	0.90%
Schroder Selection Global Series - Commodity	0.90%
Schroder Selection Global Series - Global High Yield	0.75%
Schroder Selection Global Series - Wealth Preservation EUR	0.90%
Schroder Selection Global Series - Yield Equity	0.80%
Schroder Selection New Market Series - Asian Bond	0.80%
Schroder Selection New Market Series - BIC Equity	0.90%
Schroder Selection New Market Series - Emerging Bond	0.90%
Schroder Selection New Market Series - Greater China Equity	0.90%

In respect of Schroder Selection EURO Series - EURO Bond, the Management Company waives a portion of the Management Fee and the Unitholder Service Fee, so that the total annual rate of these fees shall be 1.25% p.a. for the time being.

In respect of Schroder Selection Global Series - Global High Yield, the Management Company waives a portion of the Management Fee and the Unitholder Service Fee, so that the total annual rate of these fees shall be 1.60% p.a. for the time being.

Depositary and Administration Fees

The Custodian and Fund Administrator are entitled to fees for related services rendered in accordance with common practice in Luxembourg, payable monthly, out of the net assets of the Sub-Fund.

Operating Expenses

The Sub-Funds pay other operating expenses incurred in the operation of the Fund which are composed of statutory fees and are mainly audit, legal and publication fees, please refer to the 'Operating Expenses' shown in the Combined Statement of Operations and Change in Net Assets.

Taxation

The Fund is not subject to any taxes in Luxembourg on income or capital gains.

The Fund is however subject to a subscription tax (taxe d'abonnement) levied at the rate of 0.05% per annum based on its Net Asset Value at the end of the relevant quarter, calculated and paid quarterly. A reduced subscription tax of 0.01% per annum is applicable to Luxembourg UCIs whose exclusive object is the collective investment in money market investments, the placing of deposits with credit institutions, or both. A reduced subscription tax of 0.01% per annum is applicable to individual compartments of UCIs with multiple compartments referred to in the 2010 Law, as well as for individual classes of securities issued within a UCI or within a compartment of a UCI with multiple compartments, provided that the securities of such compartments or classes are reserved to one or more institutional investors. Subscription tax exemption applies to (i) investments in a Luxembourg UCI subject itself to the subscription tax, (ii) UCI compartments thereof or dedicated classes reserved to retirement pension schemes, (iii) money market UCIs, and, (iv) UCITS and UCIs subject to the part II of the 2010 Law qualifying as exchange traded funds.

Cash Collateral Reinvestment

For the purpose of counterparty risk mitigation, Sub-Funds with currency hedging transactions related to hedged unit classes will pay or receive cash collateral on a daily basis from the counterparty, thus reducing their exposure over the duration of the forward contract.

Investment Manager may reinvest the cash collateral received from the counterparty in connection with currency hedging, in line with the investment objectives of the Fund. Collateral receivable or payable at the maturity date of the forward contracts are shown in the Statement of Net Assets as 'Collateral Receivable/Payable'.

Disclosure of Transactions Costs

The transaction costs are broker commission fees and taxes related to the purchase and sale of transferable securities. They will always show the figure of zero as the Sub-Funds invest their net assets in Schroder ISF, an undertaking for collective investment in transferable securities. Therefore no broker fees are charged for any Sub-Funds.

Exchange Rate

The exchange rate used for the calculation of the combined total in EUR of the Financial Statements as at 30 September 2024 is:

Currency	Rate
EUR = 1	
USD	1.1190

Notes to the Financial Statements as at 30 September 2024 (continued)

Changes in the Sub-Funds

A list, specifying the total purchases and sales for each Sub-Fund, which took place during the year under review may be obtained free of charge upon request at the registered office of the Management Company.

Subsequent Events

On 31 December 2024, John Hennessey resigned from the Board of Directors.

On 3 February 2025, Garth Taljard was appointed to the Board of Directors.

Notes to the Financial Statements as at 30 September 2024 (continued)

Management Fees

Sub-Funds and Unit Classes	Management Fee Rate	Sub-Funds and Unit Classes	Management Fee Rate
Schroder Selection EURO Series - EURO Balanced		Schroder Selection Global Series - Wealth Preservation EUR	
Class A Dis	1.20%	Class A Dis	1.40%
Class A Dis JPY	1.20%	Class A Dis AUD	1.40%
Schroder Selection EURO Series - EURO Bond		Class A Dis JPY	1.40%
Class A Dis	0.95%	Class A Dis Monthly Income	1.40%
Class A Dis JPY	0.95%	Class A Dis Monthly Income JPY Unhedged	1.40%
Schroder Selection EURO Series - EURO Equity		Class A Dis USD	1.40%
Class A Dis	1.45%	Schroder Selection Global Series - Yield Equity	
Class A Dis JPY	1.45%	Class A Dis	1.20%
Schroder Selection EURO Series - European Sustainable		Class A Dis AUD Unhedged	1.20%
Class A Dis	1.45%	Class A Dis EUR Unhedged	1.20%
Class A Dis JPY	1.45%	Class A Dis JPY	1.20%
Class A Dis USD	1.45%	Class A Dis Monthly Income	1.20%
Schroder Selection Global Series - Commodity		Class A Dis Monthly Income AUD Unhedged	1.20%
Class A Dis	1.50%	Class A Dis Monthly Income EUR Unhedged	1.20%
Class A Dis AUD	1.50%	Class A Dis Monthly Income JPY Unhedged	1.20%
Class A Dis EUR	1.50%	Schroder Selection New Market Series - Asian Bond	
Class A Dis JPY	1.50%	Class A Dis	1.20%
Schroder Selection Global Series - Global High Yield		Class A Dis JPY	1.20%
Class A Dis	1.15%	Class A Dis Monthly Income	1.20%
Class A Dis AUD	1.15%	Class A Dis Monthly Income JPY Unhedged	1.20%
Class A Dis EUR	1.15%	Schroder Selection New Market Series - BIC Equity	
Class A Dis JPY	1.15%	Class A Dis	1.45%
Class A Dis Monthly Income	1.15%	Class A Dis JPY	1.45%
Class A Dis Monthly Income AUD	1.15%	Schroder Selection New Market Series - Emerging Bond	
Class A Dis Monthly Income EUR	1.15%	Class A Dis	1.40%
Class A Dis Monthly Income JPY Unhedged	1.15%	Class A Dis JPY	1.40%
		Schroder Selection New Market Series - Greater China Equity	
		Class A Dis	1.45%
		Class A Dis JPY	1.45%

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】(2025年12月末日現在)

<ユーロ・シリーズ ユーロ・ボンド>

	ユーロ (およびVを除く。)	千円 (およびVを除く。)
資産総額	21,724,514.56	4,004,480
負債総額	1,650,335.80	304,206
純資産総額 (-)	20,074,178.76	3,700,273
発行済口数		
クラスA (ユーロ)	1,164,720.55口	
クラスA (円)	227,210.55口	
1口当たり純資産価格		
クラスA (ユーロ)	15.999ユーロ	2,949円
クラスA (円)	1,164円	-

<ユーロ・シリーズ ユーロ・バランス>

	ユーロ (およびVを除く。)	千円 (およびVを除く。)
資産総額	28,225,713.38	5,202,846
負債総額	3,214,966.23	592,615
純資産総額 (-)	25,010,747.15	4,610,231
発行済口数		
クラスA (ユーロ)	812,403.18口	
クラスA (円)	253,434.89口	
1口当たり純資産価格		
クラスA (ユーロ)	27.043ユーロ	4,985円
クラスA (円)	2,205円	-

<ユーロ・シリーズ ユーロ・エクイティ>

	ユーロ (およびVを除く。)	千円 (およびVを除く。)
資産総額	34,942,717.60	6,440,991
負債総額	4,324,485.93	797,132
純資産総額 (-)	30,618,231.67	5,643,859
発行済口数		
クラスA (ユーロ)	678,759.14口	
クラスA (円)	217,019.51口	
1口当たり純資産価格		
クラスA (ユーロ)	39.020ユーロ	7,193円
クラスA (円)	3,499円	-

<ユーロ・シリーズ ヨーロピアン・サステナブル>

	ユーロ (およびVを除く。)	千円 (およびVを除く。)
資産総額	14,287,930.24	2,633,694
負債総額	4,504,027.36	830,227
純資産総額 (-)	9,783,902.88	1,803,467
発行済口数		
クラスA (米ドル)	240,696.67口	
クラスA (ユーロ)	395,802.58口	
クラスA (円)	147,042.93口	
1口当たり純資産価格		
クラスA (米ドル)	16.473米ドル	2,579円
クラスA (ユーロ)	13.560ユーロ	2,500円
クラスA (円)	1,307円	-

<ニューマーケット・シリーズ アジア・ボンド>

	米ドル (およびVを除く。)	千円 (およびVを除く。)
資産総額	15,095,917.78	2,363,417
負債総額	1,059,858.69	165,931
純資産総額 (-)	14,036,059.09	2,197,485
発行済口数		
クラスA (米ドル)	725,968.84口	
クラスA (円)	150,375.00口	
クラスA 毎月分配型 (米ドル)	422,525.11口	
クラスA 毎月分配型 (円 ヘッジなし)	285,278.07口	
1口当たり純資産価格		
クラスA (米ドル)	15.398米ドル	2,411円
クラスA (円)	952円	-
クラスA 毎月分配型 (米ドル)	2.770米ドル	434円
クラスA 毎月分配型 (円 ヘッジなし)	422円	-

<ニューマーケット・シリーズ エマージング・ボンド>

	米ドル (およびVを除く。)	千円 (およびVを除く。)
資産総額	4,274,898.46	669,278
負債総額	558,674.74	87,466
純資産総額 (-)	3,716,223.72	581,812
発行済口数		
クラスA (米ドル)	205,724.26口	
クラスA (円)	89,472.24口	
1口当たり純資産価格		
クラスA (米ドル)	15.421米ドル	2,414円
クラスA (円)	949円	-

<ニューマーケット・シリーズ グレーター・チャイナ・エクイティ>

	米ドル (およびVを除く。)	千円 (およびVを除く。)
資産総額	31,754,787.72	4,971,530
負債総額	4,476,878.89	700,900
純資産総額 (-)	27,277,908.83	4,270,629
発行済口数		
クラスA (米ドル)	380,163.61口	
クラスA (円)	155,159.21口	
1口当たり純資産価格		
クラスA (米ドル)	60.986米ドル	9,548円
クラスA (円)	4,121円	-

<ニューマーケット・シリーズ B I C ・エクイティ>

	米ドル (およびVを除く。)	千円 (およびVを除く。)
資産総額	15,078,558.18	2,360,699
負債総額	2,579,105.27	403,785
純資産総額 (-)	12,499,452.91	1,956,914
発行済口数		
クラスA (米ドル)	537,520.88口	
クラスA (円)	272,736.95口	
1口当たり純資産価格		
クラスA (米ドル)	18.780米ドル	2,940円
クラスA (円)	1,377円	-

<グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールド>

	米ドル (およびVを除く。)	千円 (およびVを除く。)
資産総額	113,591,597.98	17,783,901
負債総額	36,473,407.40	5,710,277
純資産総額 (-)	77,118,190.58	12,073,624
発行済口数		
クラスA (米ドル)	1,219,538.85口	
クラスA (円)	290,113.21口	
クラスA (豪ドル)	1,068,508.11口	
クラスA (ユーロ)	457,434.76口	
クラスA 毎月分配型 (米ドル)	1,857,860.97口	
クラスA 毎月分配型 (円 ヘッジなし)	874,765.90口	
クラスA 毎月分配型 (ユーロ)	263,575.86口	
クラスA 毎月分配型 (豪ドル)	1,042,265.93口	
1口当たり純資産価格		
クラスA (米ドル)	24.471米ドル	3,831円
クラスA (円)	1,834円	-
クラスA (豪ドル)	28.025豪ドル	2,938円
クラスA (ユーロ)	19.788ユーロ	3,648円
クラスA 毎月分配型 (米ドル)	3.581米ドル	561円
クラスA 毎月分配型 (円 ヘッジなし)	805円	-
クラスA 毎月分配型 (ユーロ)	2.372ユーロ	437円
クラスA 毎月分配型 (豪ドル)	1.839豪ドル	193円

<グローバル・シリーズ イールド・エクイティ>

	米ドル (およびVを除く。)	千円 (およびVを除く。)
資産総額	58,766,512.17	9,200,485
負債総額	5,114,209.09	800,681
純資産総額 (-)	53,652,303.08	8,399,805
発行済口数		
クラスA (米ドル)	967,359.66口	
クラスA (円)	257,715.14口	
クラスA 毎月分配型 (米ドル)	309,598.71口	
クラスA 毎月分配型 (円 ヘッジなし)	192,399.95口	
クラスA (ユーロ ヘッジなし)	247,602.69口	
クラスA (豪ドル ヘッジなし)	340,218.37口	
クラスA 毎月分配型 (ユーロ ヘッジなし)	46,308.37口	
クラスA 毎月分配型 (豪ドル ヘッジなし)	47,809.75口	
1口当たり純資産価格		
クラスA (米ドル)	24.521米ドル	3,839円
クラスA (円)	1,747円	-
クラスA 毎月分配型 (米ドル)	12.930米ドル	2,024円
クラスA 毎月分配型 (円 ヘッジなし)	1,577円	-
クラスA (ユーロ ヘッジなし)	33.594ユーロ	6,192円
クラスA (豪ドル ヘッジなし)	40.025豪ドル	4,195円
クラスA 毎月分配型 (ユーロ ヘッジなし)	23.862ユーロ	4,398円
クラスA 毎月分配型 (豪ドル ヘッジなし)	28.267豪ドル	2,963円

<グローバル・シリーズ コモディティ>

	米ドル (およびVを除く。)	千円 (およびVを除く。)
資産総額	9,290,078.81	1,454,455
負債総額	2,990,243.95	468,153
純資産総額 (-)	6,299,834.86	986,302
発行済口数		
クラスA (米ドル)	507,318.16口	
クラスA (円)	312,078.86口	
クラスA (豪ドル)	209,896.63口	
クラスA (ユーロ)	113,610.22口	
1口当たり純資産価格		
クラスA (米ドル)	6.930米ドル	1,085円
クラスA (円)	526円	-
クラスA (豪ドル)	7.224豪ドル	757円
クラスA (ユーロ)	5.378ユーロ	991円

<グローバル・シリーズ ウェルス・プリザベーション>

	ユーロ (およびVを除く。)	千円 (およびVを除く。)
資産総額	12,734,208.50	2,347,297
負債総額	4,626,777.52	852,854
純資産総額 (-)	8,107,430.98	1,494,443
発行済口数		
クラスA (ユーロ)	216,845.59口	
クラスA (円)	172,327.40口	
クラスA (米ドル)	172,941.10口	
クラスA (豪ドル)	33,601.45口	
クラスA 毎月分配型 (ユーロ)	72,041.62口	
クラスA 毎月分配型 (円 ヘッジなし)	248,591.73口	
1口当たり純資産価格		
クラスA (ユーロ)	14.773ユーロ	2,723円
クラスA (円)	1,211円	-
クラスA (米ドル)	14.720米ドル	2,305円
クラスA (豪ドル)	14.667豪ドル	1,537円
クラスA 毎月分配型 (ユーロ)	5.539ユーロ	1,021円
クラスA 毎月分配型 (円 ヘッジなし)	684円	-

第4【外国投資信託受益証券事務の概要】

(イ) ファンド証券の名義書換

ファンドの記名式証券の名義書換機関は次の通りである。

取扱機関 H S B Cコンチネンタル・ヨーロッパ、ルクセンブルグ

取扱場所 ルクセンブルグ大公国 ルクセンブルグ L-1821 コッケルシュエール通り18番

日本の受益者については、受益証券の保管を日本における販売会社または販売取扱会社に委託している場合、その日本における販売会社または販売取扱会社の責任で必要な名義書換手続がとられ、それ以外のものについては本人の責任で行う。

名義書換の費用は受益者から徴収されない。

(ロ) 受益者集会

受益者集会は開催されない。

(ハ) 受益者に対する特典、譲渡制限

受益者に対する特典はない。

管理会社は、いかなる者(米国人および(制限付例外がある)ルクセンブルグの居住者または所在地事務代行会社を含む。)による受益証券の取得も制限することができる。

第三部【特別情報】

第1【管理会社の概況】

1【管理会社の概況】

(1) 資本金の額

管理会社の資本金は14,628,830.98ユーロ(約26億9,653万円)で、2025年12月末日現在全額払込済である。なお、記名式無額面株式18,733株を発行済である。

最近5年間における資本金の額の増減はない。

(2) 会社の機構

定款に基づき、3名以上の取締役により構成される取締役会が管理会社を運営する。取締役は管理会社の株主であることを要しない。取締役は年次株主総会において管理会社の株主によって選任され、その任期は、次回の年次株主総会終了時までであり、後任者が選任され就任するまでは、その地位に留まるが、管理会社の株主総会の決議により理由のいかんを問わずいつでも解任および/または更迭される。

死亡、退職その他の事由により取締役に欠員を生じた場合には、残余の取締役は、合議により次回の株主総会までの欠員を補充するための取締役を多数決により選任することができる。

取締役会は、互選により、会長1名を選出し、また副会長1名または数名を選出することができる。取締役会は、さらに、秘書役1名(取締役であることを要しない。)を選任し、取締役会および株主総会の議事録を保管する責に任ずることができる。取締役会は、取締役会長または取締役2名の招集により、招集通知に指定された場所で開催される。

取締役会長は、すべての株主総会および取締役会の議長を務めるものとする。取締役会長不在の場合には、株主総会または取締役会は他の取締役に、また株主総会において取締役不在の場合には、当該株主総会の出席者の多数決でその他の者を、暫定的議長として選任することができる。取締役会は、管理会社の業務運営および経営に必要とみなされる場合にはジェネラル・マネジャー1名、委託取締役、秘書役1名、ジェネラル・マネジャー補佐、秘書役補佐または他の役員数名を随時任命することができる。取締役会の決定によりいつでも解任することができる。役員は管理会社の取締役または株主であることを要しない。選任された役員は、定款に別段の規定がある場合を除き、取締役会により付与された権限を有し、義務を負うものとする。

取締役会の通知は、書面により、緊急の場合を除き、少なくとも会議開催時刻の24時間以上前にすべての取締役にあててなされる。緊急の場合には、当該緊急事由について招集通知に記載する。かかる通知は、書面、ケーブル、電報、テレックス、ファックスまたは省略を明示することができる電子的手段により各取締役の同意が得られた場合には、省略することができる。取締役会の通知は、口頭で行うこともできる。取締役会の決議によりあらかじめ採択された予定表に明記された時間および場所で開催されるものについては、各々について個別の通知をする必要はない。

取締役は、書面(とりわけ、任命を証明することができるEメールおよびファックスまたはその他の電子的手段を含む。)で他の取締役に自らの代理人として任命することにより取締役会において行なうことができる。さらに、取締役は、自らの身元確認を可能にする電話会議またはビデオ会議を利用して取締役会において行なうことができる。かかる手段は、取締役会への効率的な参加を確保する技術特性を満たすものであり、かかる取締役会の審議は中断なくオンラインと扱うものとする。かかる通信手段を用いた遠隔地との取締役会は、当会社の登記上の事務所において開催されたとみなされるものとする。

また、取締役は、議決権を証明することができる書面またはケーブル、電報、テレックス、ファックスもしくはその他の電子的手段により自らの議決権を投じることができる。

取締役会は、少なくとも取締役会の構成員の半数が出席または代理出席した場合のみ適法に審議しまたは行なうことができる。決議は、かかる取締役会に出席または代理出席している取締役の議決

権の多数決で行われる。自らの身元確認を可能にするビデオ会議またはその他のテレコミュニケーションにより取締役会に参加する取締役は、定足数および過半数を計算する目的において出席しているものとみなされる。

取締役全員の合意によって、取締役全員が参加する電話会議は、定款の規定に従い、有効な取締役会であるとみなされる。

取締役会において決議について賛否同数の場合、取締役会の議長がこれを決する。上記にかかわらず、取締役の決議は書面により行うこともでき、また決議を記載各取締役が署名した一または複数の書類で構成されることもできる。当該決議の日付は、最後の署名が行われた日とする。

その全体的責任および管理に従い、管理会社は、2010年法および2013年法に基づき、一定の管理、販売および運用機能を、専門的な業務提供者に委託することができる。そのため、管理会社は、J.P.モルガン・エスイー、ルクセンブルグ支店およびHSBCコンチネンタル・ヨーロッパ、ルクセンブルグに一定の管理機能を委託しており、また、一定の販売促進機能を第三者事業体に委託することができる。特にHSBCコンチネンタル・ヨーロッパ、ルクセンブルグは、登録事務および顧客との通信事務機能を担うものとする。J.P.モルガン・エスイー、ルクセンブルグ支店は、サブ・ファンドの純資産価額の計算および会計機能を担うものとする。管理会社は、サブ・ファンドのポートフォリオ運用を投資運用会社に、ヘッジありクラスについての通貨ヘッジをHSBCバンク・ピーエルシーに委託している。ただし、管理会社は、リスク管理機能について引き続き責任を負う。

管理会社は、名義書換事務、登録事務および主支払事務代行業務をHSBCコンチネンタル・ヨーロッパ、ルクセンブルグに委託している。名義書換事務代行会社が行った業務に関連する報酬、費用および実費は、管理会社が負担する。名義書換事務代行報酬は、名義書換事務代行会社および管理会社間で合意した年間最低報酬額に従う。当該報酬は、名義書換事務代行会社および管理会社により随時見直される。

管理会社は、投資運用会社より投資運用業務の提供を受け、投資運用会社は、その職務の遂行にあたって、常に管理会社の取締役会の指図に従う。

2【事業の内容及び営業の概況】

管理会社の主要目的は、以下のとおりである。

- 1) E U指令2009/65/ECに従い認可を受けたルクセンブルグ籍および外国籍のUCITSの運用ならびに2010年法第101条第(2)項および別紙 に基づくルクセンブルグ籍および外国籍のその他のUCIの更なる運用。
- 2) 2013年法第5条第(2)項および別紙 に基づく、AIFMDの意味の範囲内におけるルクセンブルグ籍および外国籍のAIF向けの運用、管理、販売活動業務およびAIFの資産に係るその他の事業の遂行。

また、管理会社は、(a)顧客毎に一任ベースで行う投資ポートフォリオの運用業務、(b)2010年法第101条第(3)項および2013年法第5条第(4)項の投資助言業務および(c)2013年法第5条第(4)項の金融商品に関する注文の受理および発注業務を提供する。

管理会社は、上記の運用、管理および販売活動業務を、自らが業務（所在地事務および管理支援業務を含む。）提供を行うUCITS、UCIおよびAIFの子会社にも提供することができる。

管理会社は、自由な業務提供および/または支店開設を通じて、ルクセンブルグ国外において許可を受けた事業を遂行することができる。

管理会社は、一般的に、2010年法、2013年法およびその他の適用ある法令により認められる最大限の範囲で、自らがUCITS、UCIおよびAIFに提供する業務に関連するあらゆる行為を行うことならびに顧客毎に一任ベースで行う投資ポートフォリオの運用を行うことができる。

管理会社は、自らの目的の達成に直接もしくは間接的に関連し、ならびに/またはこれに有用および/もしくは必要とみなされるあらゆる行為を遂行することができる。ただし、2010年法および2013年法の定める制限の範囲内かつこれらにより認められる最大限の範囲に限定されるものとする。

管理会社は、投資運用業務を投資運用会社であるシュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッドに委託しており、またファンド資産の保管業務をJ.P.モルガン・エスイー、ルクセンブルグ支店に委託している。さらに、ヘッジありクラスについての通貨ヘッジをHSBCバンク・ピーエルシーに委託している。また、管理会社は、登録・名義書換事務代行業務をHSBCコンチネンタル・ヨーロッパ、ルクセンブルグに委託している。

管理会社は、2025年12月末日現在、以下の合計67本（純資産額の合計：187,398百万ユーロ）の投資信託の管理・運用を行っている。

国別（設立国）	種類別（基本的性格）	本数
ルクセンブルグ	変動資本を有する会社型投資信託	9
	契約型投資信託	4
	株式発行型パートナーシップ法人（SCA）	3
	一般有限責任パートナーシップ/特別有限責任パートナーシップ（SCS/SCSp）	35
ケイマン諸島	有限責任会社（LLC）	1
フランス	契約型投資信託	7
	自由型パートナーシップ（SLP）	3
	単純型株式会社（SAS）	1
アイルランド	アイルランド集団資産運用ビークル（ICAV）	2
	アイルランド公開有限責任会社（PLC）	1
オランダ	非公開有限責任会社（BV）	1

さらに、管理会社は、以下の68本の投資一任契約を投資運用会社として管理・運用、または投資運用会社もしくは投資顧問会社に委託している。

国別	本数	純資産額の合計
ルクセンブルグ	31	17,121百万ユーロ
スウェーデン	3	
フランス	20	
ドイツ	14	

3【管理会社の経理状況】

- a. 管理会社の直近2事業年度の日本語の財務書類は、「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第328条第5項ただし書の規定を適用して管理会社によって作成された財務書類の原文を翻訳したものである(ただし、円換算部分を除く。)。
- b. 管理会社の原文の財務書類は、外国監査法人等(公認会計士法(昭和23年法律第103号)第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。)であるアーンスト・アンド・ヤング・ソシエテ・アノニムから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの(訳文を含む。)が当該財務書類に添付されている。
- c. 管理会社の原文の財務書類はユーロで表示されている。日本語の財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されている。日本円による金額は、株式会社三菱UFJ銀行の2025年12月30日現在における対顧客電信売買相場の仲値(1ユーロ=184.33円)で換算された円換算額が併記されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。

（１）【貸借対照表】

シュローダー・インベストメント・マネージメント（ヨーロッパ）エス・エイ
貸借対照表

2024年12月31日現在

	注記	2024年12月31日		2023年12月31日	
		(ユーロ)	(千円)	(ユーロ)	(千円)
資産					
固定資産					
無形資産	2.2.1,3	653,369	120,436	927,915	171,043
有形資産					
その他付属品、ツール および機器	2.2.1,3	3,276,324	603,925	4,378,925	807,167
使用権資産	2.2.11,5	18,015,806	3,320,854	17,942,923	3,307,419
金融資産					
関係会社の株式	2.2.2,4	6,507,188	1,199,470	-	-
固定資産として保有する 投資有価証券	2.2.1,4	4,903,473	903,857	1,951,920	359,797
流動資産					
債権					
売掛金					
1年以内期限到来	2.2.6,6	106,294,408	19,593,248	91,272,243	16,824,213
その他の債権					
1年以内期限到来	2.2.6,7	47,618,597	8,777,536	78,439,836	14,458,815
関係会社への債権					
1年以内期限到来	2.2.6,8	158,334,525	29,185,803	278,561,873	51,347,310
投資有価証券					
その他の投資有価証券	2.2.7,9	7,667,244	1,413,303	7,559,396	1,393,423
現金預金および手元現金	2.2.5	48,058,738	8,858,667	67,575,916	12,456,269
前払金	2.2.8	2,461,948	453,811	2,079,636	383,339
資産合計		403,791,620	74,430,909	550,690,583	101,508,795

財務書類に対する注記を参照のこと。

シュロダー・インベストメント・マネージメント（ヨーロッパ）エス・エイ

貸借対照表

2024年12月31日現在（続き）

	注記	2024年12月31日		2023年12月31日	
		（ユーロ）	（千円）	（ユーロ）	（千円）
資本金、準備金および負債					
資本金および準備金					
払込資本金	10, 11	14,628,831	2,696,532	14,628,831	2,696,532
資本剰余金	11	7,233,921	1,333,429	7,233,921	1,333,429
再評価積立金	11	514,668	94,869	574,750	105,944
準備金					
法定準備金	11, 12	1,462,883	269,653	1,462,883	269,653
その他の準備金	11, 13	22,558,755	4,158,255	17,960,450	3,310,650
繰越利益	11	13,758,477	2,536,100	181,676,620	33,488,451
当期利益	11	68,812,832	12,684,269	36,680,162	6,761,254
債務					
買掛金					
1年以内期限到来	2.2.9, 14	84,057,540	15,494,326	78,789,929	14,523,348
関係会社に対する債務					
1年以内期限到来	2.2.9, 8	60,332,413	11,121,074	55,959,668	10,315,046
その他の債務					
リース負債					
1年以内期限到来	2.2.11, 5	4,996,993	921,096	4,500,257	829,532
1年を超えて期限到来	2.2.11, 5	15,224,333	2,806,301	14,919,990	2,750,202
税務当局への債務	2.2.9	43,816,348	8,076,667	70,358,986	12,969,272
社会保障当局への債務	2.2.9	7,665,351	1,412,954	6,551,902	1,207,712
その他の債務					
1年以内期限到来	2.2.9, 15	58,728,275	10,825,383	59,392,234	10,947,770
資本金、準備金および負債合計		403,791,620	74,430,909	550,690,583	101,508,795

財務書類に対する注記を参照のこと。

（２）【損益計算書】

シュローダー・インベストメント・マネージメント（ヨーロッパ）エス・エイ

損益計算書

2024年12月31日終了年度

	注記	2024年12月31日		2023年12月31日	
		(ユーロ)	(千円)	(ユーロ)	(千円)
純売上高	16	219,015,761	40,371,175	194,844,254	35,915,641
その他の営業利益		27,923,858	5,147,205	20,272,854	3,736,895
人件費					
賃金および給料	19	(63,803,874)	(11,760,968)	(66,374,065)	(12,234,731)
社会保障費					
年金にかかる社会保障費		(3,112,996)	(573,819)	(2,874,122)	(529,787)
その他の社会保障費		(8,490,264)	(1,565,010)	(7,806,017)	(1,438,883)
その他の人件費		(1,013,723)	(186,860)	(3,355,308)	(618,484)
評価額調整					
創業費ならびに有形 および無形固定資産に かかる評価額調整	3	(1,574,804)	(290,284)	(1,942,540)	(358,068)
流動資産にかかる評価額 調整	9	1,976,314	364,294	929,405	171,317
その他の営業費用	17	(91,965,577)	(16,952,015)	(85,361,833)	(15,734,747)
以下により生じるその他の 未収利息および類似の収益					
関係会社		16,893,520	3,113,983	3,761,247	693,311
その他の利息および類似 の収益		2,708,473	499,253	1,618,308	298,303
予想信用損失	2.2.12, 6,7	81,240	14,975	(52,936)	(9,758)
金融資産および流動資産と して保有する投資有価証券 にかかる評価額調整	4	(4,009,065)	(738,991)	(4,034,923)	(743,757)
未払利息および類似の費用					
その他の利息および類似 の費用		(258,816)	(47,708)	(146,866)	(27,072)
損益に対する課税	18	(25,557,215)	(4,710,961)	(12,797,296)	(2,358,926)
当期利益		68,812,832	12,684,269	36,680,162	6,761,254

財務書類に対する注記を参照のこと。

[次へ](#)

シュローダー・インベストメント・マネージメント（ヨーロッパ）エス・エイ

年次財務書類に対する注記

2024年12月31日現在

1. 概要

シュローダー・インベストメント・マネージメント（ヨーロッパ）エス・エイ（以下「当社」という。）は、無期限の存続期間を持つ公開有限責任会社（Société Anonyme）として、1991年8月23日付のルクセンブルグの法律に基づき、株式会社として設立された。

当社はルクセンブルグに登記上の事務所を有する。当社の会計年度は、各年、1月1日に始まり12月31日に終了し、かつ、当社は2010年12月17日の法律（改正済）第15章に準拠している。

当社は、以下の管理会社、所在地事務代行会社および主支払事務代行会社として従事する。

- 変動資本を有する会社型投資信託としての適格性を有するルクセンブルグ大公国の法律に基づき設立された9本のオープン・エンド型の投資法人
- 契約型投資信託としての適格性を有するルクセンブルグ大公国の法律に基づき設立された2本のアンブレラ型のミューチュアル・ファンド
- 株式発行型パートナーシップ法人としての適格性を有するルクセンブルグ大公国の法律に基づき設立された1本の規制されていないオルタナティブ投資ファンド
- 普通リミテッド・パートナーシップとしての適格性を有するルクセンブルグ大公国の法律に基づき設立された26本の規制されていないオルタナティブ投資信託
- 特別リミテッド・パートナーシップとしての適格性を有するルクセンブルグ大公国の法律に基づき設立された5本の規制されていないオルタナティブ投資信託
- 変動資本を有するアイルランドの集団資産運用ピークルとしての適格性を有する、責任が分離された1本の規制されたアンブレラ型投資信託
- アイルランドの法律に基づき、変動資本を有するオープン・エンド型のアンブレラ型投資会社としての適格性を有する、責任が分離された1本の規制されたオルタナティブ・アンブレラ型投資信託
- 契約型投資信託としての適格性を有するフランスの法律に基づき設立された5本のアンブレラ型のミューチュアル・ファンド
- マスター・フィーダーとして、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法（2021年改訂済）の条項に従いミューチュアル・ファンドとしての適格性を有するケイマン諸島の法律に基づき設立された2本のオープン・エンド型の投資会社

複数の分別管理された機関投資家の投資運用会社および投資顧問会社

シュローダー・サステナブル・ストラテジー・ファンドの委託された投資運用会社

当社は、シュローダー・キャピタル・マネージメント（フランス）エス・エー・エスが管理会社または投資顧問である金融商品の総販売会社として活動する。

当社はまた、その他のシュローダー・グループ会社およびビジネス分野に対して、様々な管理事務、監督、レポートングおよび会計業務を提供する。

当社は、ベルギー、デンマーク、スウェーデン、フィンランド、オランダ、スペイン、フランス、ドイツ、イタリアおよびイスラエルに支店を有している。2023年中、当社はアイルランドに新たな支店を正式に設立したが、2023年と2024年において活動を休止していた。アイルランド支店は2025年に活動を開始した。

これらの支店のスタッフは、販売関連業務（顧客紹介、交渉、商品に関する教育および販売促進支援）を、ルクセンブルグ籍の投資信託に関し当社に対して提供し、また、その他の国籍の投資信託および分別管理された法人勘定に関し個々のその他のシュローダー・グループ会社に対して提供する。また、ドイツ支店、スウェーデン支店およびフィンランド支店には、複数の国籍の投資信託および分別管理された法人勘定に対し投資運用および投資助言業務を提供するスタッフがいる。

当社の年次財務書類は、当社が間接子会社としてその一部を形成する、かつて最大であった最小の組織であるシュローダーズ・ピーエルシーの連結財務書類に含まれている。当該組織は、英国、E C 2 Y 5

A U ロンドン、ロンドン・ウォール・プレイス 1番に登記上の事務所を有し、その連結財務書類は、上記住所において入手可能である。

2. 重要な会計方針の要約

2.1 作成の基礎

本年次財務書類は、簿価純額で測定される譲渡性のある有価証券およびリース資産ならびにリース期間にわたって行われる将来の契約上のキャッシュ・フローの現在価値を反映したリース負債を除き、ルクセンブルグにおける法律および規制の要件に従い、取得原価ベースで作成されている。経営陣は、継続企業の前提に基づき本財務書類を作成している。

本年次財務書類の作成には、特定の重要な会計上の見積りの使用が要求される。また、会計方針を適用する過程において、取締役会が判断を行使することも要求される。仮定の変更は、仮定が変更された期間の本年次財務書類に重要な影響を及ぼす可能性がある。経営陣は、基礎を成す仮定が適切であり、かつ、本年次財務書類が財政状態および経営成績を公正に表示しているものと確信する。

当社は、次会計年度の資産および負債において報告される金額に影響を及ぼす見積りおよび仮定を実施する。見積りおよび判断は、常に評価され、かつ、状況に応じて合理的と思われる将来の事象に関する予測を含む過去の経験およびその他の要因に基づく。

会計方針および評価規則は、2002年12月19日付の法律(改正済)により規定される他、取締役会により決定され適用される。当社の活動の特定の分野に対してより代表的な見識を示すため、また、本年次財務書類とシュローダー・ピーエルシーの連結勘定との比較可能性を高めるため、取締役会は、2002年12月19日付の法律(改正済)の第64条(1)から(5)において認められるとおり、金融商品に対して公正価値オプションを選択的に採用している。

当社は子会社を有するが、それが個別にも全体としても、1915年8月10日付の法律第1711-1条に照らして重要ではないため、1915年8月10日付の法律(改正済)第1711-9条(1)に従い、当社は連結年次財務書類を作成していない。

2.2 重要な会計方針

当社の主要な会計方針は、以下のように要約される。

2.2.1 固定資産

無形および有形資産は、取得に付随する費用とともに取得原価で計上される。減価償却費は、当該資産の想定耐用年数にわたって定額法を用いて無形および有形資産の取得原価から償却されることにより、算定される。

主な年率は以下の通りである。

- 無形資産	25%
- コンピュータ機器	33%
- 通信機器	20%
- 付帯設備	20%

金融資産の取得原価は、当社からシュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンドのU受益証券の投資家に対して支払われた当初の条件付後払申込手数料(以下「C D S C」という。)の資金調達に関するものである。資金調達は、36か月超の期間にわたり償却される。

2.2.2 関係会社の株式

関係会社の株式は、それに付随する費用を含む購入価格で評価される。取締役会の判断により価値の持続的な減価が認められる場合、金融固定資産に関しては、貸借対照表日現在に帰属する、より低い金額で評価されるよう、評価額の調整が行われる。評価額調整が行われた理由が適用されなくなった場合、これらの評価額調整は継続されない。

2.2.3 外国通貨換算

当社は、その会計帳簿をユーロで保持している。ユーロ以外の通貨建てで表示される取引は、取引日現在の実効為替レートでユーロに換算される。ユーロ以外の通貨建てで表示される固定資

産は、取引日現在の実効為替レートでユーロに換算される。貸借対照表日現在、これらの資産は、取得日レートで換算されたものとして扱われる。当座預金は、貸借対照表日現在の実効為替レートで換算される。為替差損益は、該当年度の損益計算書に計上される。

外貨建流動資産および負債は、貸借対照表日現在の実効為替相場でユーロに換算されている。未実現為替差損は、損益計算書に計上される。為替差益は、実現時に損益計算書に計上される。支店の外貨建流動資産および負債は、貸借対照表日現在の実効為替相場でユーロに換算されている。損益計算書の金額は、月次会計期間の期末日レートを用いて換算される。生じる換算差異は資本金および準備金に計上される。

2.2.4 評価額調整

評価額調整は、関連資産から直接控除される。

2.2.5 現金預金および手元現金

現金預金および手元現金は、要求に応じて利用可能な預金残高、手元現金および短期金融商品から構成される。簿価は公正価値を表す。

2.2.6 債権

債権は、額面価格で評価され、その回復額が悪化した場合には評価額調整の対象となる。評価額調整を適用する理由がなくなった場合、これらの計上は継続されない。

2.2.7 投資有価証券

当社は、譲渡性のある有価証券を公正価値（取得時には取得原価）で計上する。これらの譲渡性のある有価証券の大半は、当社がプロモートする投資信託に投資されるシード・キャピタルに関連する。これらは投資信託の投資有価証券の直近の取引市場価格から算出される直近の純資産価額を参照して各報告日に再評価される。直近の純資産価額は、当該譲渡性のある有価証券の公正価値とみなされる。

2.2.8 前払金

かかる資産項目は、次期会計年度に関連する、当期会計年度中に発生した支出を含む。

2.2.9 債務

債務は、返済額で計上される。

2.2.10 純売上高

純売上高は、当社の通常の活動の範囲内に収まるサービスに対する引当金により生じた金額により構成される。

2.2.11 IFRS第16号 リース

当社のリース契約は、主に賃貸オフィス・スペースに関するオペレーティング・リースにより構成される。

当社が借手である場合、IFRS第16号は、オペレーティング・リースを当社の貸借対照表に計上することを要求している。リース負債は、リース期間にわたって行われる先物契約上のキャッシュ・フローの現在価値を反映し、当社の追加借入利率を用いて割引いて計上される。使用権資産は、リースの利益が消費されるに伴い、リース期間にわたって減価償却される。

2.2.12 予想信用損失

IFRS第9号は、減損の評価に予想損失モデルを導入している。予想損失モデルでは、債務不履行事由が発生しない場合であっても、信用損失が発生すると予想される場合に、減損損失が計上される。純資産の減少は、償却原価で測定される金融資産の減損要件によってもたらされる。

3. 無形および有形資産

2024年度の無形および有形資産の変動は以下の通りであった。

リース資産の改良費およびその他の付帯設備 (ユーロ)	コンピュータ、オフィス機器 (ユーロ)	無形資産 (ユーロ)	合計 (ユーロ)
-------------------------------	------------------------	---------------	-------------

簿価総額 - 2024年1月1日	12,748,587	10,498,705	5,641,489	28,888,781
当期追加	205,058	5,898	-	210,956
当期処分	(17,608)	(21,794)	(129)	(39,531)
簿価総額 - 2024年12月31日	12,936,037	10,482,809	5,641,360	29,060,206
累計評価額調整 - 2024年1月1日	(9,360,098)	(9,508,269)	(4,713,574)	(23,581,941)
当期追加	-	-	-	-
当期分配	(912,840)	(387,547)	(274,417)	(1,574,804)
当期戻入れ	17,608	8,624	-	26,232
累計評価額調整 - 2024年12月31日	(10,255,330)	(9,887,192)	(4,987,991)	(25,130,513)
簿価純額 - 2024年1月1日	3,388,489	990,436	927,915	5,306,840
簿価純額 - 2024年12月31日	2,680,707	595,617	653,369	3,929,693

4. 金融資産

2024年の金融資産の変動は、以下の通りであった。

	関係会社の株式	固定資産として 保有する 投資有価証券 (ユーロ)
簿価総額 - 2024年1月1日	-	15,890,965
当期追加	6,507,188	6,960,618
当期処分	-	(1,818,039)
簿価総額 - 2024年12月31日	6,507,188	21,033,544
累計評価額調整 - 2024年1月1日	-	(13,939,045)
当期分配	-	(4,009,065)
当期戻入れ	-	1,818,039
累計評価額調整 - 2024年12月31日	-	(16,130,071)
簿価純額 - 2024年1月1日	-	1,951,920
簿価純額 - 2024年12月31日	6,507,188	4,903,473

当社は、2024年11月29日付でシュローダー・キャピタル・マネージメント（フランス）エス・エー・エスの完全買収を完了した。シュローダー・キャピタル・マネージメント（フランス）エス・エー・エスは清算を伴わない解散を行い、そのすべての資産および負債を当社のフランス支店に移転する（以下「TUP」という。）。TUPの効力発生日は2025年4月1日を予定している。シュローダー・キャピタル・マネージメント（フランス）エス・エー・エスの登録住所はフランス パリ 75008 オイラー通り1番である。

5. IFRS第16号 リース

	使用権資産 (ユーロ)	リース負債 (ユーロ)
2024年1月1日	17,942,923	(19,420,247)
追加	1,125,349	(1,095,783)
処分	(6,555)	5,409
リース債務の再測定	3,990,580	(4,015,821)
リース支払い	-	4,773,346
当期減価償却費	(5,036,491)	-
当期支払利息	-	(468,230)
2024年12月31日	18,015,806	(20,221,326)

リースに関する減価償却費および支払利息は、営業費用に計上される。
当社のリース負債は、以下の期限で分類されている。

	(ユーロ)
1年未満	(4,996,993)
1 - 2年	(4,883,333)
2 - 5年	(10,341,000)

6. 1年以内期限到来の売掛金
売掛金は以下に詳述される。

	2024年 (ユーロ)	2023年 (ユーロ)
管理報酬	87,952,980	77,512,793
管理会社報酬	13,926,643	8,341,973
販売報酬	3,931,074	3,577,040
成功報酬	390,507	-
その他の売掛金	93,204	1,840,437
合計	106,294,408	91,272,243

予想信用損失は、売掛金に関して認識されていない。

7. 1年以内期限到来のその他の債権

その他の債権は以下に詳述される。

	2024年 (ユーロ)	2023年 (ユーロ)
税務当局からの未収金*	42,573,205	74,223,416
その他の債権	5,045,392	4,216,420
合計	47,618,597	78,439,836

* 2023年の税務当局からの未払金 / 未収金の残高は純額で表示されていた。2024年の当該残高は総額で表示されている。この変更を反映させるため、比較数値が調整されている。

8. 1年以内期限到来の関係会社への債権および債務

関係会社への債権および債務は、無担保、無利息（下記に記載されているものを除く。）および要求払いの債務である。

当社は、シュロダー・フィナンシャル・サービシズ・リミテッドが運営する「スイープ」プログラムに参加するため、当該企業に対して現金を貸し付けている。

関係会社への債権

相手方	主な関係	2024年 (ユーロ)	2023年 (ユーロ)
シュロダー・フィナンシャル・サービシズ・リミテッド	シュロダー・グループの「スイープ」プログラムにかかる現金を保有	149,826,556	267,406,493
その他	投資運用業務およびインフラ・サービス	8,606,011	11,334,662
その他	予想信用損失	(98,042)	(179,282)
合計		158,334,525	278,561,873

関係会社への債務は、主に当グループ内の適切な振替価格設定指針に従いグループの会社全体に再分配される、ファンドが受領した管理報酬である。

関係会社への債務

相手方	主な関係	2024年 (ユーロ)	2023年 (ユーロ)
シュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッド	投資運用および販売取扱業務	21,572,513	21,470,798
シュローダー・インベストメント・マネージメント（シンガポール）リミテッド	投資運用および販売取扱業務	11,786,103	7,519,005
シュローダー・チリ・SpA	投資運用および販売取扱業務	5,151,459	924,187
シュローダー・インベストメント・マネージメント（香港）リミテッド	投資運用および販売取扱業務	5,003,189	5,641,005
シュローダー・インベストメント・マネージメント（スイス）エーゲー	投資運用および販売取扱業務	3,613,558	3,085,174
シュローダー・キャピタル・マネージメント（スイス）エーゲー	投資運用および販売取扱業務	3,330,410	-
シュローダー・インベストメント・マネージメント・ノース・アメリカ・インク	投資運用および販売取扱業務	2,797,202	1,391,149
シュローダー・インベストメント・マネージメント（台湾）リミテッド	投資運用および販売取扱業務	2,821,492	5,092,099
その他	投資運用および販売取扱業務	4,256,487	10,836,249
合計		60,332,413	55,959,668

9. 投資有価証券

	2024年 (ユーロ)	2023年 (ユーロ)
期首簿価総額 - 2024年1月1日	5,924,048	5,704,099
当期追加	748,594	616,226
当期処分	(981,712)	(396,277)
期末簿価総額 - 2024年12月31日	5,690,930	5,924,048
損益を通じて公正価値による影響に対する評価額調整	1,976,314	1,635,348
時価 - 期末	7,667,244	7,559,396

投資有価証券は、主に新商品（すなわちシード・キャピタル）の設立目的で行われる投資信託で構成され、商品が一定の規模に達するまで保持される。

10. 払込資本金

2024年12月31日現在、払込資本金は、18,733株の全額払込済無額面株式により表章されていた。

11．準備金および損益項目の当期変動

2024年3月14日に開催された年次株主総会における決定に基づき、2023年の損益が割当られた。取締役会の決定に従い、中間配当金は分配されなかった。2024年の資本勘定の変動は以下の通り表章される。

資本金および準備金 (ユーロ)	株主資本 (ユーロ)	資本剰余金 (ユーロ)	法定準備金 (ユーロ)	再評価積立金 (ユーロ)	外国為替にかかる再評価積立金 (ユーロ)	その他の準備金 (ユーロ)	前期繰越利益 (ユーロ)	当会計年度利益 (ユーロ)	資本金および準備金 (ユーロ)
2023年12月31日 残高	14,628,831	7,233,921	1,462,883	440,800	133,950	17,960,450	181,676,620	36,680,162	260,217,617
利益の割当	-	-	-	-	-	-	36,680,162	(36,680,162)	-
配当金および 中間配当金	-	-	-	-	-	-	(200,000,000)	-	(200,000,000)
その他の追加 準備金割当	-	-	-	-	-	4,598,305	(4,598,305)	-	-
外国為替にかか る再評価積立金	-	-	-	-	(60,082)	-	-	-	(60,082)
2024年度利益	-	-	-	-	-	-	-	68,812,832	68,812,832
2024年12月31日 残高	14,628,831	7,233,921	1,462,883	440,800	73,868	22,558,755	13,758,477	68,812,832	128,970,367

12．法定準備金

ルクセンブルグ会社法に準拠して、当社は各事業期間の純利益の少なくとも5%を法定準備金に繰入れなければならない。この要件は、法定準備金が発行済株主資本金の10%に達した時に不要になる。したがって、当年度において、繰入れを行う必要はない。法定準備金は、株主に対して分配することができない。

13．その他の準備金

税法（§ 8a VStG）に準拠して、当社は、純資産税債務を減額した。かかる目的において、当社は、純資産税納税額の5倍に相当する額を、その他の準備金に割り当てなければならない。割当がなされた年度の翌年より5年間、当該準備金を分配することはできない。

14．買掛金

「買掛金」の項目において表示される、期限到来となっている未払金額は、主に販売会社に対する未払手数料により構成される。

15．その他の債務

「その他の債務」の項目において表示される金額は、主に未払給与項目および税務当局への未払金により構成される。

16．純売上高

純売上高は、以下により構成される。

- 管理報酬、管理会社報酬、販売報酬および成功報酬により構成される、1,204,053,463ユーロ（2023年：1,125,777,267ユーロ）にのぼる総収益、ならびに
- 管理報酬の戻入金、委託された投資運用報酬、顧客管理にかかる手数料および管理会社報酬の譲渡分により構成される、985,037,702ユーロ（2023年：930,933,013ユーロ）にのぼる総費用

17．その他の営業費用

その他の営業費用は、以下により構成される。

2024年
(ユーロ)

2023年
(ユーロ)

一般管理費(*)	34,983,089	29,476,124
名義書換事務代行費用	15,464,346	14,378,795
マーケティング費用(*)	8,941,123	9,386,049
控除対象外の付加価値税	8,714,980	9,270,248
レンタル費用および建築費	7,522,462	7,310,671
情報技術費用(*)	5,875,206	5,467,424
法務および専門家報酬	3,550,370	3,280,404
通信費	1,184,741	1,221,934
保険料	463,147	512,204
ファンド助成金	416,032	407,687
その他の営業費用(*)	4,850,081	4,650,293
合計	91,965,577	85,361,833

(*) 関連当事者費用を含む。

18. 法人所得税

外国口座税務コンプライアンス法（FATCA）の目的上、シュローダー・インベストメント・マネージメント（ヨーロッパ）エス・エイは、ルクセンブルグの報告金融機関としての資格を有しており、9188MH.00064ME.442のグローバル仲介人識別番号（GIIN）を有している。

当社はルクセンブルグにおける一般税法の対象となっている。さらに、当社は、当社が運用するファンドに対し、スポンサー事業体としての役割を果たし、4RIMT7.00000.SP.442のグローバル仲介人識別番号を有している。

2021年12月、経済協力開発機構（「OECD」）は新たなグローバル・ミニマム課税の枠組み（第2の柱）のモデルルールを発表し、世界各国政府は、第2の柱に関連する法律を発布、または発布手続き中である。

これは、グローバル・ミニマム課税率（15%）を導入し、多国籍企業グループの一員である企業に対する公正な課税を確保することで、税源浸食と利益移転に対処することを目的としている。当社は、適用範囲に含まれるグループの一員であり、親会社はグループ全体に対する影響の評価を実施し、当社が含まれる連結財務書類において開示している。

2024年1月1日からOECDの第2の柱グローバル・ミニマム税制と適格国内ミニマム課税（ともに税率15%）を導入する法律が英国において2023年6月20日付およびルクセンブルグにおいて2023年12月20日付で、それぞれ制定された。

経営陣の評価によれば、2024年会計年度の当社の税金費用に重大な影響はないと予想される。

19. 社員

当年度中の平均雇用人数は、従業員が326,323人、取締役が3人であった(2023年度中の平均雇用人数は、従業員が315,312人、取締役が3人であった)。

20. 経営陣および監督機関のメンバーに対する報酬ならびに当該機関の元メンバーに対する退職年金に関するコミットメント

当年度中、当社は、その能力に応じて行動する取締役に対して、19,297ユーロの報酬を付与した(2023年度:8,000ユーロ)。当社は、従業員に対して、確定拠出年金制度を提供している。

21. 経営陣および監督機関のメンバーに対する貸付金

2024年度中、当社は取締役に対して、いかなる貸付金も供与していない(2023年度なし。)。

22. 配当可能準備金

	2024年 (ユーロ)
2023年12月31日現在前期繰越残高	13,758,477
当年度利益	68,812,832
その他の準備金からの戻入れ	1,302,630
2019年の純資産税準備金からの戻入れ	3,454,850
2024年の純資産税準備金の増加	(2,331,550)
2024年12月31日現在合計	84,997,239

取締役会は、2024年度について7,500万ユーロの配当を提案している。これは2025年3月20日頃の年次株主総会に提出され、承認される予定である。承認された場合、配当可能準備金への影響は以下の通りである。

	2024年 (ユーロ)
配当可能準備金	84,997,239
最終配当案	(75,000,000)
繰越利益	9,997,239

23. 監査報酬

当社により費用化され、当会計期間に監査人に対して支払われるべき報酬合計は、以下に表示される。

	2024年 (ユーロ)	2023年 (ユーロ)
監査報酬	222,348	200,514
その他の報酬	218,238	201,900
合計	440,586	402,414

24. 後発事象

当社は、2024年11月29日付でシュローダー・キャピタル・マネージメント（フランス）エス・エー・エスの完全買収を完了した。シュローダー・キャピタル・マネージメント（フランス）エス・エー・エスは清算を伴わない解散を行い、そのすべての資産および負債を当社のフランス支店に移転する（以下「TUP」という。）。TUPの効力発生日は2025年4月1日を予定している。

2025年2月3日付で、ガス・タルジャード氏が管理会社の取締役役に任命された。

アイルランド支店は2025年に活動を開始した。

期末より後に、2024年12月31日現在の年次財務書類に重要な影響を及ぼすようなその他の事象はなかった。

[次へ](#)

Schroder Investment Management (Europe) S.A.**Balance Sheet as at December 31, 2024**

	<u>Notes</u>	31.12.2024 EUR	31.12.2023 EUR
ASSETS			
FIXED ASSETS			
Intangible assets	2.2.1, 3	653,369	927,915
Tangible assets			
Other fixtures and fittings, tools and equipment	2.2.1, 3	3,276,324	4,378,925
Right of use Assets	2.2.11, 5	18,015,806	17,942,923
Financial assets			
Shares in affiliated undertakings	2.2.2, 4	6,507,188	-
Investments held as fixed assets	2.2.1, 4	4,903,473	1,951,920
CURRENT ASSETS			
Debtors			
Trade debtors			
becoming due and payable within one year	2.2.6, 6	106,294,408	91,272,243
Other debtors			
becoming due and payable within one year	2.2.6, 7	47,618,597	78,439,836
Amounts owed by affiliated undertakings			
becoming due and payable within one year	2.2.6, 8	158,334,525	278,561,873
Investments			
Other investments	2.2.7, 9	7,667,244	7,559,396
Cash at bank and in hand	2.2.5	48,058,738	67,575,916
PREPAYMENTS	2.2.8	2,461,948	2,079,636
TOTAL ASSETS		403,791,620	550,690,583

The accompanying notes form an integral part of these annual accounts.

Schroder Investment Management (Europe) S.A.**Balance Sheet as at December 31, 2024 (cont.)**

	<u>Notes</u>	31.12.2024	31.12.2023
		EUR	EUR
CAPITAL, RESERVES AND LIABILITIES			
CAPITAL AND RESERVES			
Subscribed capital	10, 11	14,628,831	14,628,831
Share premium account	11	7,233,921	7,233,921
Revaluation reserve	11	514,668	574,750
Reserves			
Legal reserve	11, 12	1,462,883	1,462,883
Other reserves	11, 13	22,558,755	17,960,450
Profit or loss brought forward	11	13,758,477	181,676,620
Profit or loss for the financial year	11	68,812,832	36,680,162
CREDITORS			
Trade creditors			
becoming due and payable within one year	2.2.9, 14	84,057,540	78,789,929
Amounts owed to affiliated undertakings			
becoming due and payable within one year	2.2.9, 8	60,332,413	55,959,668
Other creditors			
Lease liabilities			
becoming due and payable within one year	2.2.11, 5	4,996,993	4,500,257
becoming due and payable after more than one year	2.2.11, 5	15,224,333	14,919,990
Tax authorities	2.2.9	43,816,348	70,358,986
Social security authorities	2.2.9	7,665,351	6,551,902
Other creditors			
becoming due and payable within one year	2.2.9, 15	58,728,275	59,392,234
TOTAL CAPITAL, RESERVES AND LIABILITIES		403,791,620	550,690,583

The accompanying notes form an integral part of these annual accounts.

Schroder Investment Management (Europe) S.A.**Profit and Loss Account for the year ended December 31, 2024**

	<u>Notes</u>	31.12.2024 EUR	31.12.2023 EUR
Net turnover	16	219,015,761	194,844,254
Other operating income		27,923,858	20,272,854
Staff costs			
Wages and salaries	19	(63,803,874)	(66,374,065)
Social security costs relating to pensions		(3,112,996)	(2,874,122)
other social security costs		(8,490,264)	(7,806,017)
Other staff costs		(1,013,723)	(3,355,308)
Value adjustments			
in respect of formation expenses and of tangible and intangible fixed assets	3	(1,574,804)	(1,942,540)
in respect of current assets	9	1,976,314	929,405
Other operating expenses	17	(91,965,577)	(85,361,833)
Other interest receivable and similar income			
derived from affiliated undertakings		16,893,520	3,761,247
other interest and similar income		2,708,473	1,618,308
Expected credit loss	2.2.12, 6, 7	81,240	(52,936)
Value adjustments in respect of financial assets and of investments held as current assets	4	(4,009,065)	(4,034,923)
Interest payable and similar expenses			
other interest and similar expenses		(258,816)	(146,866)
Tax on profit or loss	18	(25,557,215)	(12,797,296)
Profit for the financial year		68,812,832	36,680,162

The accompanying notes form an integral part of these annual accounts.

Schroder Investment Management (Europe) S.A.

Notes to the Annual Accounts as at December 2024**1 General information**

Schroder Investment Management (Europe) S.A. (the "Company") was incorporated under the laws of Luxembourg on August 23, 1991 as a "Société Anonyme" for an unlimited period.

The Company has its registered office in Luxembourg. Its financial year starts on January 1 and ends on December 31 of each year and it is governed by Chapter 15 of the Law of December 17, 2010, as amended.

The Company acts as the management company, domiciliary agent and principal paying agent for:

- 9 open-ended investment companies organised under the laws of the Grand Duchy of Luxembourg which qualify as a *société d'investissement à capital variable*;
- 2 mutual investment umbrella funds organised under the laws of the Grand Duchy of Luxembourg which qualify as a *fonds commun de placement*;
- 1 non-regulated alternative investment fund organised under the laws of the Grand Duchy of Luxembourg which qualify as *société en commandite par action*;
- 26 non-regulated alternative investment funds organised under the laws of the Grand Duchy of Luxembourg which qualify as *société en commandite simple*;
- 5 non-regulated alternative investment funds organised under the laws of the Grand Duchy of Luxembourg which qualify as *société en commandite spéciale*;
- 1 regulated umbrella fund with segregated liability which qualify as an Irish collective asset-management vehicle with variable capital;
- 1 regulated alternative umbrella fund with segregated liability which qualify as an open-ended umbrella investment company with variable capital under the laws of Ireland;
- 5 mutual investment umbrella funds organised under the laws of France which qualify as a *fonds commun de placement*;
- 2 open ended investment company organised under the laws of Cayman Islands which qualifies as a mutual fund in terms of the Mutual Funds Law (2021 Revision) of the Cayman Islands as a master feeder;

The investment manager and adviser for various segregated accounts for institutional investors;

The delegated investment manager of Schroder Sustainable Strategy Fund;

The Company acts as the global distributor of the financial products whereby Schroders Capital Management (France) S.A.S. is the management company or the advisor;

The Company also provides various administration, supervision, reporting and accounting services to other Schroder Group companies and business areas.

The Company has branches in Belgium, Denmark, Sweden, Finland, Netherlands, Spain, France, Germany, Italy and Israel. During 2023, the Company formally established a new branch in Ireland which remained inactive in 2023 and 2024. The Irish branch became active in 2025.

The staff in these branches provides distribution related services (client introduction, negotiation, product training and promotion support) to the Company for Luxembourg domiciled funds and to various other Schroder Group companies in respect of other fund domiciles and segregated institutional accounts. Some of the staff in German, Swedish and Finnish branch also provide investment management and advice to various fund domiciles and segregated institutional accounts.

The Company's annual accounts are included in the consolidated accounts of Schroders Plc., forming once the largest and the smallest body of undertakings of which the Company forms part as an indirect subsidiary undertaking. The registered office of that company is located 1 London Wall Place, London, England, EC2Y 5AU and the consolidated accounts are available at that address.

Schroder Investment Management (Europe) S.A.**Notes to the Annual Accounts as at December 31, 2024 (cont.)****2 Summary of significant accounting policies****2.1 Basis of preparation**

The annual accounts have been prepared in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements under the historical cost convention except for the transferable securities and lease assets which have been measured at net book value and lease liabilities which are reflecting the present value of the future contractual cash flows to be made over the lease term. Management has prepared these accounts on a going-concern basis.

The preparation of annual accounts requires the use of certain critical accounting estimates. It also requires the Board of Directors to exercise their judgement in the process of applying the accounting policies. Changes in assumptions may have a significant impact on the annual accounts in the period in which assumptions changed. Management believes that the underlying assumptions are appropriate and that the annual accounts therefore present the financial position and results fairly.

The Company makes estimates and assumptions that affect the reported amounts of assets and liabilities in the next financial year. Estimates and judgements are continually evaluated and are based on historical experience and other factors, including expectations of future events that are believed to be reasonable under the circumstances.

Accounting policies and valuation rules are, besides the ones laid down by the law of December 19, 2002 as amended, determined and applied by the Board of Directors. To give a more representative view of certain aspects **of the Company's activity and also** to bring these annual accounts onto a more comparable basis with the consolidated accounts of Schroders Plc., the Directors have chosen to selectively adopt the fair value option for the financial instruments as permitted in art 64bis (1) to (5) of the law of December 19, 2002 as amended.

In accordance with article 1711-9 (1) of the law of 10 August 1915, as amended, the Company does not prepare consolidated annual accounts because the Company has subsidiary undertaking which is not material for the purposes of article 1711-1 of the law of 10 August 1915, both individually and as a whole.

2.2 Significant accounting policies

The principal accounting policies of the Company are summarised below:

2.2.1 Fixed assets

The cost of intangible and tangible assets is their purchase cost, together with any incidental expenses of acquisition. Depreciation is calculated so as to write off the cost of intangible and tangible assets on a straight-line basis over the expected useful economic lives of the assets concerned.

The principal annual rates are:

- Intangible assets	25%
- Computer equipment	33%
- Communication equipment	20%
- Fixtures and fittings	20%

The cost of financial assets relates to the financing of initial contingent deferred sales charges ("CDSC") paid by the Company to investors in Schroder International Selection Fund U Shareclass. Financing is amortised over 36 months.

2.2.2 Shares in affiliated undertakings

Shares in affiliated undertakings are valued at purchase price including the expenses incidental thereto. In the case of durable depreciation in value according to the opinion of the Board of Directors, value adjustments are made in respect of financial fixed assets, so that they are valued at the lower figure to be attributed to them at the balance sheet date. These value adjustments are not continued if the reasons for which the value adjustments were made have ceased to apply.

Schroder Investment Management (Europe) S.A.

Notes to the Annual Accounts as at December 31, 2024 (cont.)**2.2.3 Foreign currency translation**

The Company maintains its books and records in Euro (EUR). Transactions expressed in currencies other than Euro are translated into Euro at the exchange rate effective at the time of the transaction. Long term assets expressed in currencies other than Euro are translated into Euro at the exchange rate effective at the time of the transaction. At the balance sheet date, these assets remain translated at historical exchange rate. Cash at bank is translated at the exchange rate effective at the balance sheet date. Exchange losses and gains are recorded in the profit and loss account of the year.

Current assets and liabilities denominated in foreign currency are translated into Euro at the exchange rate effective at the balance sheet date. The unrealised exchange losses are recorded in the profit and loss account. The exchange gains are recorded in the profit and loss account at the moment of their realisation. The current assets and liabilities of branches denominated in foreign currency are translated into Euro at the exchange rate at the balance sheet date. Amounts in the income statements are translated using the period end rate for the monthly accounting periods. The translation differences arising are reported in capital and reserves.

2.2.4 Value adjustments

Value adjustments are directly deducted from the related assets.

2.2.5 Cash at bank and in hand

Cash at bank and in hand comprise bank balances, cash on hand and Money Market Fund investments which are available on demand. The carrying amount represents fair value.

2.2.6 Debtors

Debtors are valued at their nominal value. They are subject to value adjustment where their recovery is compromised. These value adjustments are not continued if the reasons for which the value adjustments were made have ceased to apply.

2.2.7 Investments

The Company records transferable securities at fair value (initially their cost). Most of these transferable securities are related to seed capital invested into funds promoted by the Company. These are revalued at each reporting date by reference to their **latest Net Asset Value (NAV) derived from the latest quoted market prices of the funds' investments. This last NAV is considered as the transferable securities' fair value.**

2.2.8 Prepayments

This asset item includes expenditure incurred during the financial year but relating to a subsequent financial year.

2.2.9 Creditors

Creditors are recorded at their reimbursement value.

2.2.10 Net turnover

The net turnover **comprises the amounts derived from the provisions of services falling within the Company's ordinary activities.**

Schroder Investment Management (Europe) S.A.**Notes to the Annual Accounts as at December 31, 2024 (cont.)****2.2.11 IFRS 16 Leases**

The Company's lease arrangements primarily consist of operating leases relating to its leased office space.

Where the Company is a lessee, IFRS 16 requires operating leases to be recorded in the Company's balance sheet. A lease liability is recorded, reflecting the present value of the future contractual cash flows to be made over the lease term, discounted using the Company's incremental borrowing rate. The right of use asset is depreciated over the life of the lease as the benefit of the lease is consumed.

2.2.12 Expected credit loss

IFRS 9 introduced an expected loss model for the assessment of impairment. Under the expected loss model, impairment losses are recorded if there is an expectation of credit losses, even in the absence of a default event. The reduction in net assets is driven by the impairment requirements on financial assets measured at amortised cost.

3 Intangible and tangible assets

The 2024 movements in intangible and tangible assets were as follows:

	Leasehold improvements, other furniture and fixtures EUR	Computers and office equipment EUR	Intangible assets EUR	Total EUR
Gross book value – January 1, 2024	12,748,587	10,498,705	5,641,489	28,888,781
Additions for the year	205,058	5,898	-	210,956
Disposals for the year	(17,608)	(21,794)	(129)	(39,531)
Gross book value – December 31, 2024	12,936,037	10,482,809	5,641,360	29,060,206
Accumulated value adjustment – January 1, 2024	(9,360,098)	(9,508,269)	(4,713,574)	(23,581,941)
Additions for the year	-	-	-	-
Allocations for the year	(912,840)	(387,547)	(274,417)	(1,574,804)
Reversal for the year	17,608	8,624	-	26,232
Accumulated value adjustment – December 31, 2024	(10,255,330)	(9,887,192)	(4,987,991)	(25,130,513)
Net book value at January 1, 2024	3,388,489	990,436	927,915	5,306,840
Net book value at December 31, 2024	2,680,707	595,617	653,369	3,929,693

Schroder Investment Management (Europe) S.A.**Notes to the Annual Accounts as at December 31, 2024 (cont.)****4 Financial assets**

The 2024 movements in the financial assets were as follows:

	Shares in affiliated undertakings	Investments held as fixed assets EUR
Gross book value – January 1, 2024	-	15,890,965
Additions for the year	6,507,188	6,960,618
Disposals for the year	-	(1,818,039)
Gross book value – December 31, 2024	6,507,188	21,033,544
Accumulated value adjustment – January 1, 2024	-	(13,939,045)
Allocations for the year	-	(4,009,065)
Reversal for the year	-	1,818,039
Accumulated value adjustment – December 31, 2024	-	(16,130,071)
Net book value at January 1, 2024	-	1,951,920
Net book value at December 31, 2024	6,507,188	4,903,473

On November 29, 2024 the Company completed the full acquisition of Schrodgers Capital Management (France) SAS. SCMF will undergo a dissolution without liquidation, leading to the transfer of all its assets and liabilities to the Company's French branch (the "TUP" or "Transmission Universelle du Patrimoine"). The effective date of the TUP is scheduled for April 1, 2025. The registered address of SCMF is 1 rue Euler, 75008 Paris, France.

5 IFRS 16 Leases

	Right of use assets EUR	Lease liabilities EUR
At January 1, 2024	17,942,923	(19,420,247)
Additions	1,125,349	(1,095,783)
Disposals	(6,555)	5,409
Remeasurement of lease obligations	3,990,580	(4,015,821)
Lease payments	-	4,773,346
Depreciation charge for the year	(5,036,491)	-
Interest expense for the year	-	(468,230)
At December 31, 2024	18,015,806	(20,221,326)

The depreciation charge and interest expense relating to leases are recorded within operating expenses.

The Company's lease liabilities can be categorised into the following time periods:

	EUR
Less than 1 year	(4,996,993)
1-2 years	(4,883,333)
2-5 years	(10,341,000)

Schroder Investment Management (Europe) S.A.**Notes to the Annual Accounts as at December 31, 2024 (cont.)****6 Trade debtors becoming due and receivable within one year**

	2024	2023
	EUR	EUR
Trade debtors are detailed as follows:		
Management fees	87,952,980	77,512,793
Management Company fees	13,926,643	8,341,973
Distribution fees	3,931,074	3,577,040
Performance fees	390,507	-
Other trade receivables	93,204	1,840,437
Total	106,294,408	91,272,243

No expected credit loss has been recognised in respect of trade debtors.

7 Other debtors becoming due and receivable within one year

	2024	2023
	EUR	EUR
Other debtors are detailed as follows:		
Receivable from the tax authorities*	42,573,205	74,223,416
Other debtors	5,045,392	4,216,420
Total	47,618,597	78,439,836

* In 2023, balances due to and from tax authorities were presented net. In 2024 such balances are presented gross. Comparative figures have been adjusted to reflect this change.

8 Amounts owed by and to affiliated undertakings becoming due and payable within one year

Amounts due by and to affiliated companies are unsecured, interest free (except as described below) and repayable upon demand.

The Company has loaned cash balances to Schroder Financial Services Ltd to take part in the "Sweep" programme operated by that company.

Amounts owed by affiliated undertakings

		2024	2023
		EUR	EUR
<u>Counterparty</u>	<u>Main nature of relationship</u>		
Schroder Financial Services Ltd.	Cash amounts held in the Schroder's Group "Sweep" programme	149,826,556	267,406,493
Other	Investment and infrastructure services	8,606,011	11,334,662
Other	Expected credit loss	(98,042)	(179,282)
Total		158,334,525	278,561,873

Schroder Investment Management (Europe) S.A.**Notes to the Annual Accounts as at December 31, 2024 (cont.)****8 Amounts owed by and to affiliated undertakings becoming due and payable within one year (cont.)**

The amounts owed to affiliated companies are mainly management fees received from funds which are to be redistributed across entities of the Group in accordance with the applicable Group Transfer Pricing policy.

Amounts owed to affiliated undertakings

<u>Counterparty</u>	<u>Main nature of relationship</u>	2024	2023
		EUR	EUR
SIM Ltd	Investment and distribution services	21,572,513	21,470,798
SIM (Singapore) Ltd	Investment and distribution services	11,786,103	7,519,005
Schroders Chile SpA	Investment and distribution services	5,151,459	924,187
SIM (Hong Kong) Ltd	Investment and distribution services	5,003,189	5,641,005
SIM (Switzerland) AG	Investment and distribution services	3,613,558	3,085,174
SCM (Switzerland) AG	Investment and distribution services	3,330,410	-
SIM North America Inc	Investment and distribution services	2,797,202	1,391,149
SIM (Taiwan) Ltd	Investment and distribution services	2,821,492	5,092,099
Other	Investment and distribution services	4,256,487	10,836,249
Total		60,332,413	55,959,668

9 Investments

	2024	2023
	EUR	EUR
Opening gross book value at cost - January 1, 2024	5,924,048	5,704,099
Additions of the year	748,594	616,226
Disposal of the year	(981,712)	(396,277)
Closing gross book value at cost - December 31, 2024	5,690,930	5,924,048
Value adjustment for fair value through profit and loss impact	1,976,314	1,635,348
Closing Market value	7,667,244	7,559,396

The investments comprise mainly holdings in investment funds undertaken for the purpose of launching new products (i.e. seed capital) and are maintained until a particular product scale is achieved.

Schroder Investment Management (Europe) S.A.

Notes to the Annual Accounts as at December 31, 2024 (cont.)

10 Subscribed capital

As at December 31, 2024, the subscribed capital was represented by 16,733 shares fully paid without nominal value.

11 Movement for the year on the reserves and profit and loss items

2023 result was allocated based on decision taken at the AGM held on March 14, 2024. In accordance with the Board of Directors' decision there was no interim dividend distributed. The 2024 movements on the equity accounts were as follows:

Capital and reserves EUR	Share Capital EUR	Share premium EUR	Legal Reserve EUR	Revaluation reserve EUR	FX Revaluation reserve EUR	Other reserves EUR	Profit brought forward EUR	Profit for the year EUR	Capital and reserves EUR
Balance as at December 31, 2023	14,626,831	7,233,921	1,462,883	440,800	133,950	17,960,450	181,676,628	36,880,182	260,217,617
Result allocation	-	-	-	-	-	-	36,880,182	(36,880,182)	-
Distribution of dividend and interim dividend	-	-	-	-	-	-	(200,000,000)	-	(200,000,000)
Additional other reserves allocation	-	-	-	-	-	4,598,305	(4,598,305)	-	-
FX Revaluation reserve	-	-	-	-	(60,082)	-	-	-	(60,082)
Profit for the year 2024	-	-	-	-	-	-	-	68,812,832	68,812,832
Balance as at December 31, 2024	14,626,831	7,233,921	1,462,883	440,800	73,868	22,558,755	13,258,477	68,812,832	128,870,367

Schroder Investment Management (Europe) S.A.**Notes to the Annual Accounts as at December 31, 2024 (cont.)****12 Legal reserve**

In accordance with Luxembourg company law, the Company is required to transfer a minimum of 5% of its profit for each financial period to a legal reserve. This requirement ceases to be necessary once the balance on the legal reserve reaches 10% of the issued share capital and therefore no transfer will be required for this year. The legal reserve is not available for distribution to the shareholder.

13 Other reserves

In accordance with the tax law (§ 8a VStG), the Company reduced its net wealth tax liability. For this purpose, the Company has to allocate to other reserves an amount equal to five times the amount of the net wealth tax due, which reserves cannot be distributed for a period of five years from the year following the one during which the allocation was made.

14 Trade creditors

Amounts due and payable for the accounts shown under "Trade Creditors" are mainly composed of commissions payable to distributors.

15 Other creditors

Amounts shown under "Other Creditors" are mainly composed of accrued payroll items and accrued amounts due to tax administration.

16 Net turnover

The Net turnover is composed of:

- gross income amount of EUR 1,204,053,463 (Management fees, Management Company fees, Distribution fees and Performance fees) (2023: EUR 1,125,777,267) and of,
- gross expenses amount of EUR 985,037,702 (Management fees rebates, Delegated Investment Management fees, Client Ownership fees and Management Company fees ceding) (2023: EUR 930,933,013).

17 Other operating expenses

Other operating expenses consist of the following:

	2024	2023
	EUR	EUR
General administration (*)	34,983,089	29,476,124
Transfer Agency cost	15,464,346	14,378,795
Marketing costs (*)	8,941,123	9,386,049
Non recoverable VAT	8,714,980	9,270,248
Rental and building costs	7,522,462	7,310,671
Information technology costs (*)	5,875,206	5,467,424
Legal and professional fees	3,550,370	3,280,404
Communication costs	1,184,741	1,221,934
Insurance	463,147	512,204
Funds subsidy	416,032	407,687
Other operating expenses (*)	4,850,081	4,650,293
Total	91,965,577	85,361,833

(*) Includes related party expenses.

Schroder Investment Management (Europe) S.A.**Notes to the Annual Accounts as at December 31, 2024 (cont.)****18 Income Tax**

For FATCA purposes, Schroder Investment Management (Europe) S.A. qualifies as Reporting Luxembourg Financial Institution and has the following Global Intermediary Identification Number (GIIN): 9I88MH.00064ME.442

The Company is subject to the general tax rules and regulations in Luxembourg. In addition, the Company is acting as Sponsoring Entity for the funds it manages, with the following GIIN: 4RIMT7.00000.SP.442.

In December 2021, the Organisation for Economic Co-operation and Development (OECD) issued model rules for a new global minimum tax framework (Pillar Two), and various Governments around the world have issued, or are in the process of issuing, legislation relating to Pillar Two.

This aims to address base erosion and profit shifting by introducing a global minimum tax rate (15%) and ensuring fair taxation for entities which are part of a multinational group of enterprises. This company is part of a group that is in scope and the parent has performed an impact assessment on the Group as a whole and has disclosed this in its consolidated financial statements in which this entity is included.

On 20 June 2023 and on 20 December 2023, legislation was enacted in the UK and Luxembourg respectively to introduce with effect from 1 January 2024 the OECD's Pillar Two global minimum tax rules and qualified domestic minimum tax, both at a rate of 15 per cent.

No material impact to the Company's tax charge for the 2024 financial year is expected based on Management's assessment.

19 Staff

The average number of persons employed during the year was 326, 323 employees and 3 directors (the average number of persons employed in 2023 was 315, 312 employees and 3 directors).

20 Emoluments granted to the members of the management and supervisory bodies and commitments in respect of retirement pensions for former members of those bodies

During the year the Company has granted emoluments to the Directors acting in that capacity amounting to EUR 19,297 (2023: EUR 8,000). The Company offers its employees a defined contribution plan.

21 Advances and loans granted to the members of the management and supervisory bodies

The Company did not grant any advances or loans to the Directors in 2024 (2023: NIL).

22 Distributable reserves

	2024 EUR
Balance brought forward as at December 31, 2023	13,758,477
Profit for the year	68,812,832
Release from other reserves	1,302,630
Release from 2019 net wealth tax reserves	3,454,850
Increase for 2024 net wealth tax reserves	(2,331,550)
Total as at December 31, 2024	84,997,239

Schroder Investment Management (Europe) S.A.**Notes to the Annual Accounts as at December 31, 2024 (cont.)****22 Distributable reserves (cont.)**

The Board of Directors is proposing a dividend of EUR 75 million for the 2024 year. This will be submitted to the AGM for approval on or around March 20, 2025. If approved, the impact on distributable reserves will be as follows:

	2024 EUR
Distributable reserves	84,997,239
Proposed final dividend	(75,000,000)
Profit to be carried forward	9,997,239

23 Auditor's Fees

The total fees expensed by the Company and due for the current financial period to the auditor are presented as follows:

	2024 EUR	2023 EUR
Audit fees	222,348	200,514
Other fees	218,238	201,900
Total	440,586	402,414

24 Subsequent events

On November 29, 2024 the Company completed the full acquisition of Schrodgers Capital Management (France) SAS. SCMF will undergo a dissolution without liquidation, leading to the transfer of all its assets and liabilities to the Company's French branch (the "TUP" or "Transmission Universelle du Patrimoine"). The effective date of the TUP is scheduled for April 1, 2025.

Garth Taljard was appointed as Director of the Management Company effective February 3, 2025.

The Irish branch became active in 2025.

No other events have occurred subsequent to the year-end which would have a material impact on the annual accounts as at 31 December 2024.

中間財務書類

- a．管理会社の日本文の中間財務書類は、ルクセンブルグにおける諸法令及び一般に認められた会計原則に準拠して作成された原文（英文）の中間財務書類を翻訳したものである（ただし、円換算部分を除く。）。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第328条第5項ただし書の規定の適用によるものである。
- b．管理会社の中間財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）の監査を受けていない。
- c．管理会社の原文の中間財務書類はユーロで表示されている。日本文の中間財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されている。日本円による金額は、株式会社三菱UFJ銀行の2025年12月30日現在における対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝184.33円）を使用して換算された円換算額が併記されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。

シュローダー・インベストメント・マネージメント（ヨーロッパ）エス・エイ

貸借対照表

2025年6月30日現在

	2025年6月30日	
	(ユーロ)	(千円)
資産		
固定資産		
無形資産	311,812	57,476
有形資産		
その他付属品、ツールおよび機器	3,073,374	566,515
使用権資産	15,871,880	2,925,664
金融資産		
固定資産として保有する投資有価証券	8,243,125	1,519,455
流動資産		
債権		
売掛金		
1年以内期限到来	109,179,650	20,125,085
その他の債権		
1年以内期限到来	51,013,511	9,403,320
関係会社への債権		
1年以内期限到来	94,960,634	17,504,094
投資有価証券		
譲渡可能有価証券およびその他の金融商品	7,525,744	1,387,220
現金預金および手元現金	51,722,426	9,533,995
前払金	3,662,700	675,145
資産合計	345,564,856	63,697,970
資本金、準備金および負債		
資本金および準備金		
払込資本金	14,628,831	2,696,532
資本剰余金	7,233,921	1,333,429
再評価積立金	601,283	110,834
準備金		
法定準備金	1,462,883	269,653
その他の準備金	20,132,825	3,711,084
繰越損益	9,997,239	1,842,791
当期損益	27,576,384	5,083,155

2025年6月30日

	(ユーロ)	(千円)
債務		
買掛金		
1年以内期限到来	81,814,275	15,080,825
関係会社に対する債務		
1年以内期限到来	49,631,435	9,148,562
リース負債		
1年以内期限到来	5,189,877	956,650
1年を超えて期限到来	12,880,957	2,374,347
その他の債務		
税務当局への債務	47,521,863	8,759,705
社会保障当局への債務	8,830,091	1,627,651
その他の債務		
1年以内期限到来	58,062,992	10,702,751
資本金、準備金および負債合計	345,564,856	63,697,970

シュロダー・インベストメント・マネージメント（ヨーロッパ）エス・エイ

損益計算書

2025年6月30日終了期間

	2025年6月30日	
	(ユーロ)	(千円)
純売上高	117,390,576	21,638,605
その他の営業利益	14,789,491	2,726,147
人件費		
賃金および給料	(39,772,161)	(7,331,202)
社会保障費		
年金にかかる社会保障費	(1,405,759)	(259,124)
その他の社会保障費	(4,515,801)	(832,398)
その他の人件費	(1,002,733)	(184,834)
評価額調整		
創業費ならびに有形および無形固定資産 にかかる評価額調整	(794,566)	(146,462)
流動資産にかかる評価額調整	55,166	10,169
その他の営業費用	(46,147,355)	(8,506,342)
以下により生じるその他の未収利息 および類似の収益		
関係会社	2,485,503	458,153
その他の利息および類似の収益	830,325	153,054
金融資産および流動資産として保有する 投資有価証券にかかる評価額調整	(3,208,155)	(591,359)
未払利息および類似の費用		
その他の利息および類似の費用	(514,627)	(94,861)
予想信用損失	36,681	6,761
損益に対する課税	(10,650,201)	(1,963,152)
当期損益	27,576,384	5,083,155

4【利害関係人との取引制限】

約款により、管理会社は、サブ・ファンドのために、(a) 管理会社、(b) その関係法人、(c) 管理会社もしくはその関係法人の取締役、または(d) それらの主要株主(自己または他の名義(ノミニー名義を含む。))をもってするを問わず、自己の勘定でこれらの会社の発行済株式総数の10%以上の株式を保有する者をいう。)であって、本人自らまたは自己の勘定で行為する者との間で、有価証券(ファンド証券を除く。)の売買もしくは貸付けをなし、または金銭の貸与を受けてはならない。ただし、当該取引が約款に定められた制限を遵守し、かつ国際的に承認された証券市場または国際的に承認された金融市場における、その時々、() 公に入手可能な相場に基づき決定された価格、または() 適正な価格もしくは実勢利率によって行われる場合を除く。

5【その他】

(1) 定款の変更

管理会社の定款の変更または解散に関しては、ルクセンブルグの法律により規定される要件に従い株主総会の通常決議が必要である。

(2) 事業譲渡または事業譲受

ルクセンブルグ監督当局の事前承認を条件として、管理会社は、ルクセンブルグの一般原則に基づき、ルクセンブルグの法規定に従いUCITSおよびAIFを管理する権限を有する他のルクセンブルグの会社にその業務を譲渡することができる。かかる場合、事業を譲渡した会社は、なお、法人として存続する。管理会社が6か月以上業務を停止した場合、CSSFは、2010年法に基づき管理会社に対して付与した承認を撤回することができる。

(3) 出資の状況

前記「3 管理会社の経理状況」を参照のこと。

(4) 訴訟事件その他の重要事項

訴訟事件その他管理会社に重要な影響を及ぼした事実および重要な影響を及ぼすことが予想される事実はない。

管理会社の会計年度は12月末日に終了する1年である。

管理会社の存続期間は無期限である。ただし、定款の修正に必要とされる方法で採択した株主の決議により当該決議に記載のとおりいつでも解散することができる。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

シュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッド（「投資運用会社」）
（Schroder Investment Management Limited）

（イ）資本金の額

2025年12月末日現在、155百万英ポンド（約328億円）

（注）英ポンドの円貨換算は、2025年12月30日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1英ポンド=211.43円）による。以下同じ。

（ロ）事業の内容

シュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッドは、英国およびウェールズにおいて、1985年3月7日に設立された。シュローダー・グループは、創業以来約200年の歴史と実績を持ち、英国ロンドンを本拠地に、アセット・マネジメント・サービスを提供している。日本でも、明治3年に、政府が初めて起債した外債の主幹事を務め、新橋 - 横浜間の鉄道敷設の資金調達に貢献した。現在は、年金や投資信託運用、プライベート・バンキング、オルタナティブ投資などの資産運用業務に特化しており、グループ全体での預かり資産総額は約8,237億英ポンド（約174兆円）（2025年12月末日現在）である。

J.P. Morgan SE、ルクセンブルグ支店（「保管受託銀行」および「ファンド事務代行会社」）

（J.P. Morgan SE, Luxembourg Branch）

（イ）資本金の額

J.P. Morgan SEのTier 1 資本は、2025年9月末日現在、25,600百万ユーロ（約4兆7,188億円）である。

（ロ）事業の内容

J.P. Morgan SEは、ドイツの法律に基づき設立され、フランクフルト地方裁判所の商業登記簿に登録された欧州会社（Societas Europaea）である。同社は、欧州中央銀行（ECB）、ドイツ連邦金融監督庁（Bundesanstalt für Finanzdienstleistungsaufsicht, BaFin）およびドイツの中央銀行であるドイツ連邦銀行による直接的な健全性監督に服する金融機関である。J.P. Morgan SE、ルクセンブルグ支店は、CS SFから保管受託銀行およびファンド事務代行会社を務める権限を与えられている。

HSBC コンチネンタル・ヨーロッパ、ルクセンブルグ（「主支払事務代行会社」および「名義書換事務代行会社」）

（HSBC Continental Europe, Luxembourg）

（イ）資本金の額

主支払事務代行会社および名義書換事務代行会社は、HSBC コンチネンタル・ヨーロッパ、ルクセンブルグである。HSBC コンチネンタル・ヨーロッパの資本金の額は公開されていない。なお、HSBC コンチネンタル・ヨーロッパを子会社とするHSBC ホールディングス・ピーエルシー（HSBC Holdings plc）の年次報告書に記載された規制上の自己資本は、2025年12月末日現在、1,824億米ドル（約28兆5,565億円）である。

（ロ）事業の内容

HSBC コンチネンタル・ヨーロッパは、HSBC ホールディングス・ピーエルシーの主要な子会社である。HSBC ホールディングス・ピーエルシーの経営モデルは、4つのグローバルな事業（リテール・バンキング&ウェルス・マネジメント事業、商業銀行事業、グローバル・バンキング&マーケッツ事業、グローバル・プライベート・バンキング事業）で構成されている。

S M B C日興証券株式会社(「代行協会員」および「日本における販売会社」)

(イ) 資本金の額

2026年3月1日現在、1,350億円

(ロ) 事業の内容

金融商品取引法に基づき登録を受け、日本において金融商品取引業を営んでいる。なお、S M B C日興証券株式会社は、証券投資信託受益証券を取扱っており、複数の外国投資信託証券について、日本における代行協会員業務および販売等の業務を行っている。

極東証券株式会社(「日本における販売会社」)

(イ) 資本金の額

2025年6月末日現在、52億5,168万円

(ロ) 事業の内容

金融商品取引法に基づき登録を受け、日本において金融商品取引業を営んでいる。

UBS SuMi TRUSTウェルス・マネジメント株式会社(「日本における販売会社」)

(イ) 資本金の額

2025年12月末日現在、5,165百万円

(ロ) 事業の内容

金融商品取引法に基づき登録を受け、日本において金融商品取引業を営んでいる。

H S B Cバンク・ピーエルシー(「為替オーバーレイ業務提供会社」)

(HSBC Bank Plc)

(イ) 資本金の額

為替オーバーレイ業務提供会社の資本金の額は公開されていない。なお、為替オーバーレイ業務提供会社を子会社とするH S B Cホールディングス・ピーエルシーの年次報告書に記載された規制上の自己資本は、2025年12月末日現在、1,824億米ドル(約28兆5,565億円)である。

(ロ) 事業の内容

H S B Cバンク・ピーエルシーは、H S B Cホールディングス・ピーエルシーの主要な子会社である。H S B Cホールディングス・ピーエルシーの経営モデルは、4つのグローバルな事業(リテール・バンキング&ウェルス・マネジメント事業、商業銀行事業、グローバル・バンキング&マーケッツ事業、グローバル・プライベート・バンキング事業)で構成されている。

2【関係業務の概要】

シュロダー・インベストメント・マネージメント・リミテッド(「投資運用会社」)

(Schroder Investment Management Limited)

ファンドに対し、投資顧問業務および投資運用業務を提供する。同社は、管理会社から随時受ける指示に従い、また投資運用契約に規定される表明された投資目的および制限に従い、サブ・ファンドの証券を一任ベースで取得しかつ売却することができる。同社は、自らの責任および管理に基づき、かつ、2013年法の規定に従い、投資運用契約に基づくその機能の一部を委託することができる。

J.P.モルガン・エスイー、ルクセンブルグ支店（「保管受託銀行」および「ファンド事務代行会社」）

（J.P. Morgan SE, Luxembourg Branch）

ファンド資産の保管受託銀行としての業務を行う。

保管受託銀行の主な業務は、以下のとおりである。

- a) 保護預かり可能なファンドの資産（振替決済証券を含む。）の保管および保護預かり不可能な資産の記録保持（かかる場合、保管受託銀行は、当該資産の所有権を確認しなければならない。）
- b) ファンドのキャッシュ・フローの適切な監視を確保すること（特に、ファンドの受益証券の申込みの際し、投資家によりまたは投資家を代理して行われるすべての支払の受領を確保することならびに保管受託銀行が監視および調整可能な現金勘定へのファンドのすべての現金の計上を確保すること。）
- c) ファンドの受益証券の発行、買戻しおよび解約が適用法および約款に従って実行されるよう確保すること
- d) ファンドの受益証券の評価が適用法、約款および評価手続に従って算出されるよう確保すること
- e) 適用法または約款に抵触する場合を除き、管理会社の指示を実行すること
- f) ファンドの資産を伴う取引において通常の期限内に対価がファンドに送金されるよう確保すること
- g) ファンドの収益が適用法および約款に従って充当されるよう確保すること

上記(a)記載の保管受託銀行の職務に関して、保護預かり可能な金融商品に関して、保管受託銀行は、受益者に対し、保管受託銀行または当該金融商品の保管委託先である保管受託銀行の代行者（以下「副保管受託銀行」という。）が保有する当該金融商品の損失に関して責任を負う。ただし、かかる責任は、適用法規により認められ、かつ適用法規の規定に従い、契約上、副保管受託銀行に対して免責される場合を除く。「保有する金融商品の損失」という用語は、適用法規に従い解釈される。

保管受託銀行は、その保管機能のみを委託することができるが、監視機能を委託することはできない。また、かかる機能を委託する場合、保管受託銀行は、副保管受託銀行の選定および継続的監視の点でルクセンブルグ投信法のデュー・デリジェンスおよび監督要件に従うものとする。また、保管受託銀行は、確認された利益相反が管理されかつ監視されることを確保しなければならない。

特定の法域の法律に基づき特定の金融商品が現地の事業体により保護預かりされることが要求され、また、保管受託銀行によりルクセンブルグ投信法または2013年法（該当する場合）の委託要件を充足できるとみなされる副保管受託銀行が存在しなかった場合、管理会社は、受益者が当該金融商品に投資を行う前に、（ ）委託が当該法域の法的制約により要求される旨受益者が適式に報告を受けることを確保し（ ）管理会社の合理的な意見においてかかる状況が当該委託を正当化するものであることを受益者に示すものとする。受益者がファンドに投資を行った後において、副保管受託銀行がルクセンブルグ投信法の委託要件を充足できない場合、管理会社は、関連する法律の法的制約および管理会社の合理的な意見におけるかかる委託を正当化する状況について受益者が報告を受けることも確保するものとする。

副保管受託銀行は、その機能を再委託することが許可される場合に限り、ルクセンブルグ投信法または2013年法（該当する場合）に基づく自らの義務がかかる再委託の影響を受けない範囲で再委託することができる。

選任された副保管受託銀行の一覧は、要求に応じて受益者に提供される。

管理会社または管理会社の任命する代理人からの指示を受けて、保管受託銀行は、ファンド資産のすべての処分を行う。

さらに、J.P.モルガン・エスイー、ルクセンブルグ支店は、ファンド、各サブ・ファンドおよび各クラスの純資産額の計算およびファンドの会計を担当する。

HSBCコンチネンタル・ヨーロッパ、ルクセンブルグ（「主支払事務代行会社」および「名義書換事務代行会社」）

（HSBC Continental Europe, Luxembourg）

ファンドに関する名義書換事務代行会社の主な業務は、以下のとおりである。

- (a) 投資家の登録に関する保守管理
- (b) 販売買戻の受領および処理(取引の指示および決済処理を含む。)
- (c) 投資家オンボーディング業務(マネー・ロンダリング防止/顧客情報確認を含む。)
- (d) 配当および分配、ならびにコーポレート・アクション処理業務
- (e) キャッシュ・マネジメント業務
- (f) 投資家苦情処理業務
- (g) 顧客資金管理および関連する法令順守義務
- (h) 適用規制の法令順守(GDPRおよび適用ある金融犯罪規制を含むがこれらに限定されない。)、ならびに
- (i) 規制上の報告業務

S M B C日興証券株式会社(「代行協会員」および「日本における販売会社」)
日本におけるファンドに関する代行協会員業務および受益証券の販売・買戻し業務を行う。

極東証券株式会社(「日本における販売会社」)
日本における受益証券の販売・買戻し業務を行う。

UBS SuMi TRUSTウェルス・マネジメント株式会社(「日本における販売会社」)
日本における受益証券の買戻し業務を行う。

H S B Cバンク・ピーエルシー(「為替オーバーレイ業務提供会社」)
(HSBC Bank Plc)
ファンドに対して、為替オーバーレイ業務提供会社としての業務を行う。

3【資本関係】

管理会社およびその他の関係法人との資本関係はない。

第3【投資信託制度の概要】

(2025年2月付)

・定義

1915年法	商事会社に関する1915年8月10日法(改正済)
1993年法	金融セクターに関する1993年4月5日法(改正済)
2002年法	2012年7月1日発効の投資信託に関する2002年12月20日法(改正済) (2010年法が継承)
2004年法	リスク資本に投資する投資法人(以下「SICAR」という。)に関する 2004年6月15日法(改正済)
2007年法	専門投資信託に関する2007年2月13日法(改正済)
2010年法	投資信託に関する2010年12月17日法(改正済)
2013年法	オルタナティブ投資ファンド運用会社に関する2013年7月12日法(改正 済)
2016年法	リザーブド・オルタナティブ投資ファンドに関する2016年7月23日法(改 正済)
A I F	2013年法第1条第39項に定めるオルタナティブ投資ファンド
A I F M	2013年法第1条第46項に定めるオルタナティブ投資ファンド運用会社
A I F M D	指令2003/41/ECおよび指令2009/65/ECならびに規則(EC) No.1060/2009および規則(EU)No.1095/2010を改正する、オルタナ ティブ投資ファンド運用会社に関する2011年6月8日付欧州議会および欧 州理事会指令2011/61/EU(改正済)
A I F M R	適用除外、一般的な運用条件、保管受託銀行、レバレッジ、透明性および 監督に関する欧州議会および欧州理事会指令2011/61/EUを補足する 2012年12月19日付委員会委任規則(EU)No.231/2013
ベンチマーク規則	指令2008/48/ECおよび指令2014/17/EUならびに規則(EU) No.596/2014を改正する、金融商品および金融契約のベンチマークとして または投資ファンドのパフォーマンスを測定するために用いられる指数に 関する2016年6月8日付欧州議会および欧州理事会規則(EU)2016/ 1011(改正済)
C E S R	欧州証券市場監督局(ESMA)によって代替された欧州証券規制委員会
第16章管理会社	2010年法第16章に基づき認可を受けた管理会社
C S S F	ルクセンブルグの金融セクター監督当局である金融監督委員会
EC	欧州共同体
EEC	欧州経済共同体
ESMA	欧州証券市場監督局
EU	欧州連合(EECの継承機関であるECを吸収)
F C P	契約型投資信託
K I Dまたは P R I I P s K I D	規則1286/2014において言及される主要情報文書
K I I Dまたは U C I T S K I I D	指令2009/65/EC第78条および2010年法第159条において言及される主 要投資家情報文書
加盟国	欧州連合加盟国ならびに欧州経済地域を形成する契約の当事者である欧州 連合加盟国以外の国で、当該契約および関連の法律に定める制限内で欧州 連合加盟国に相当するとみなされる国

メモリアルB	メモリアル・ベ・ルクイ・アドミニストラティブ・エ・エコノミックという政府の公示が行われる官報の一版
メモリアルC	メモリアル・セ・ルクイ・デ・ソシエテ・エ・アソシアシオンという要求される会社の公告および通知が行われる官報の一版で、2016年6月1日からRESAに切り替えられた
MMF	MMF規則に基づくマネー・マーケット・ファンドとしての資格を有するファンド
MMF規則	随時改正および補足されるマネー・マーケット・ファンドに関する2017年6月14日付欧州議会および欧州理事会規則(EU) 2017 / 1131
非個人向け パート ファンド パート ファンド	その発行文書において、ルクセンブルグの領域内で個人投資者に対して受益証券/投資証券を販売することが認められていないパート ファンド(特にUCITS 指令をルクセンブルグ法において導入する)2010年法パート に基づく譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託。かかるファンドは、一般に「UCITS」と称する。
パート ファンド	2010年法パート に基づく投資信託
PRIP	PRIPs規則の意味における、パッケージ型個人向け投資金融商品
PRIPs規則または 規則1286 / 2014	パッケージ型個人向け投資金融商品(PRIPs)の主要情報文書に関する2014年11月26日付欧州議会および欧州理事会規則(EU) 1286 / 2014(改正済)
RAIF 登録AIFM	2016年法第1条に定めるリザーブド・オルタナティブ投資ファンド 運用資産が2013年法第3条およびAIFMDに規定される最低限度額を下回り、かつ、同条に規定される免除の恩恵を受け、利用する運用会社
個人向け パート ファンド RESA	その発行文書において、ルクセンブルグの領域内で個人投資者に対して受益証券/投資証券を販売することが認められているパート ファンド ルクイ・エレクトロニック・デ・ソシエテ・エ・アソシアシオンという 2016年6月1日付でメモリアルCに代わって公式な発表とみなされる、中央電子プラットフォーム
SFDR	金融サービスセクターにおける持続可能性に関連する開示に関する2019年11月27日付欧州議会および欧州理事会規則(EU) 2019 / 2088(改正済)
SICAF	固定資本を有する投資法人
SICAV	変動資本を有する投資法人
SICAR	2004年法に基づくリスク資本に投資する投資法人
SFT規則	規則(EU) No.648 / 2012を改正する、証券金融取引および再使用の透明性に関する2015年11月25日付欧州議会および欧州理事会規則(EU) 2015 / 2365
SIF	2007年法に基づく専門投資信託
タクソノミー規則	規則(EU) 2019 / 2088を改正する、持続可能な投資を促進するための枠組みの確立に関する2020年6月18日付欧州議会および欧州理事会規則(EU) 2020 / 852
UCI	投資信託
UCITS	譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託
UCITS 指令または 指令2009 / 65 / EC	譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託(UCITS)に関する法律、規則および行政規定の調整に関する2009年7月13日付欧州議会および欧州理事会指令2009 / 65 / EC
UCITS所在加盟国	UCITS 指令第5条に基づきUCITSが認可を受けた加盟国
UCITS受入加盟国	UCITSの受益証券が販売される、UCITS所在加盟国以外の加盟国
UCITS管理会社または 第15章管理会社	2010年法第15章に基づき認可を受けた管理会社

・ルクセンブルグにおける投資信託制度の概要

ルクセンブルグ法に基づき、以下の種類の投資ビークルを創設することができる。

1) 規制を受けるルクセンブルグの投資ビークル

a) 投資信託(UCI)

- UCITS、すなわち、指令2009/65/ECに基づき認可され、2010年法パート に基づく譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託
- パート ファンド、すなわち、2010年法パート に基づく投資信託
- SIF、すなわち、2007年法に基づき専門投資信託

b) UCI以外の投資ビークル

- SICAR、すなわち、2004年法に基づくリスク資本に投資する投資法人
- 変動資本を有する年金貯蓄会社および年金貯蓄組合の形態をとる退職金支給機関に関する改正2005年7月13日法に基づく年金基金
- 証券化に関する改正2004年3月22日法に基づく証券化ビークル(その証券が継続的に一般大衆に対して発行されている場合)

2) 規制を受けないルクセンブルグの投資ビークル

- 証券化に関する改正2004年3月22日法に基づく証券化ビークル(その証券が継続的に一般大衆に対して発行されていない場合)
- RAIF、すなわち、2016年法に基づくリザーブド・オルタナティブ投資ファンド
AIFとしての資格を有するが、ルクセンブルグの商品法の対象とならない、他の規制を受けないルクセンブルグの投資ビークルの創設も可能である。

本概要は、2010年法に基づくUCITSおよびパート ファンドに適用されるルクセンブルグ法の概要であり、ルクセンブルグにおける集団投資スキームに直接または間接的に適用される多数の複雑な法律および規則の網羅的な分析ではない。

UCITSおよびパート ファンドに適用される法律は、CSSFが発行するさまざまな規則、告示およびFAQにより補完されるが、これらは本概要説明の一部を構成するものではない。

ルクセンブルグの規則および規制のほか、すべての加盟国において直接適用されるさまざまな欧州規制およびESMAが発行する指針がUCIに適用される。

重要情報

本概要は、ルクセンブルグで利用可能な投資信託のあらゆる法的形態および構成上の選択肢ならびに当該投資信託の運用に適用される付随的法律を完全かつ網羅的に説明するものとみなされるべきでない。

．規制を受けるルクセンブルグ投資信託の一般的構成

1．一般規定

1.1 2010年法

2010年法はパート のUCITSおよびパート のUCIを個別に取り扱い、全体で以下の5つのパートを含む。

パート	UCITS(以下「パート 」という。)
パート	その他のUCI(以下「パート 」という。)
パート	外国のUCI
パート	管理会社
パート	UCITSおよびその他のUCIに適用される一般規定

1.2 2013年法

2013年法は、主にAIFMの運営および認可制度を扱う。一部の規定は、直接AIFにも適用される。最後に、詳細な規定が販売および第三国規則を扱う。

2．法的形態

2010年法パート およびパート に従う投資信託の主な法的形態は以下のとおりである。

1) 契約型投資信託(fonds commun de placement)(以下「FCP」という。)

2) 投資法人(investment companies)

- 変動資本を有する投資法人(以下「SICAV」という。)

- 固定資本を有する投資法人(以下「SICAF」という。)

契約型UCITSおよび会社型UCITSならびにパート ファンドは、2010年法、1915年法ならびに共有の原則および一般契約法に関する一部の民法の規定に従って設定されている。

3．契約型投資信託および会社型投資信託の主要な特性の概要

3.1 契約型投資信託(FCP)

契約型の投資信託は、FCPそれ自体、その管理会社(以下「管理会社」という。)およびその保管受託銀行(以下「保管受託銀行」という。)の三要素を中心に成り立っている。

3.1.1 FCPの概要

FCPは法人格を持たず、投資家の集団投資を表章する、譲渡性のある証券およびその他の資産の不可分の集合体である。かかる投資家はその投資によって平等に利益および損失の分配に参加する。共同所有者は、出資金額を上限として責任を有する。FCPは会社として設立されていないため、個々の投資家は、定義上は投資主ではなく、「受益者」と称されるのが通常である。当該投資家の権利は、投資家と管理会社との契約関係に基づいた契約上のものであり、この関係は、一般の契約法および2010年法に従っている。

投資家は、FCPに投資することにより、FCPに関連する契約上の関係を結ぶ。かかる契約上の関係は、FCPの約款(以下を参照のこと。)に基づく。FCPへの投資後、投資家は、かかる投資を行ったことにより、FCPの受益証券(以下「受益証券」という。)を保有する。

3.1.2 FCPの受益証券の発行の仕組み

ファンドの受益証券は、通常、発行日の純資産価格(約款にその詳細が規定されることが求められる。)に基づいて継続的に発行される。

管理会社は、保管受託銀行の監督のもとで、記名式、無記名式証券もしくは証書発行を伴わない証券を発行する。管理会社は、証券の分割に関する制限を受けることなく、受益証券または端数の受益証券の登録簿への記帳に関する書面による証明書を約款に規定された条件に従い発行することができる。

受益者の要請に基づき、パート ファンド(すなわちUCITS)の受益証券は、FCPによりいつでも買い戻されるが、約款に買い戻請求の停止に関する詳細な規定がある場合、または、2010年法第12条に基づく場合には買い戻しが停止される。この買い戻請求権は、2010年法第11条第2項および第3項に基づくものである。買い戻しは、原則として月に二度以上許可されなければならない。

パート ファンドについて、C S S F 規則は、2010年法第91条に従い、F C P の受益証券の発行価格および買戻価格の決定の最低頻度を決定することができる。1991年1月21日付 I M L 告示91 / 75 (改正済) は、パート ファンドがその受益証券の発行価格および買戻価格を十分に短い固定された間隔で(原則として月に一度以上) 決定しなければならない旨を定める。ただし、これには例外もあり、クローズド・エンド型ファンドを設立することができる。

約款に規定がある場合に限り、その範囲内で、受益者に議決権が与えられる。

F C P の分配方針は約款の定めに従う。

U C I T S に関する2010年法第9条、第11条および第23条ならびにパート ファンドに関する2010年法第91条は、C S S F 規則によって特定の追加要件を設定しう旨規定している。

(注) 本概要の冒頭記載の日付において、当該規則は制定されていない。

主な要件は以下のとおりである。

- F C P の純資産価額は最低1,250,000ユーロである。この最低額は、U C I T S として資格を有するF C P としての認可が得られてから6か月以内およびパート ファンドとして資格を有するF C P としての認可が得られてから12か月以内に達成されなければならない。ただし、この最低額は、C S S F 規則によって2,500,000ユーロまで引き上げることができる。
 - 管理会社は、F C P の運用管理業務を約款に従って執行する。
 - 発行価格および買戻価格は、U C I T S の場合、少なくとも1か月に2度は計算され、その他のすべてのパート ファンドについては少なくとも1か月に1度(例外がある)は計算されなければならない。
 - 約款には以下の事項が記載される。
 - a) F C P の名称および存続期間、管理会社および保管受託銀行の名称
 - b) 具体的な目的に合致する投資方針およびその基準
 - c) 分配方針
 - d) 管理会社がF C P から受領する権利を有する報酬および諸経費ならびにかかる報酬の計算方法
 - e) 公告に関する規定
 - f) F C P の会計の決算日
 - g) 法令に基づく場合以外のF C P の解散事由
 - h) 約款変更手続
 - i) 受益証券発行手続
 - j) 受益証券買戻しの手続ならびに買戻しの条件および買戻しの停止の条件
- (注) 緊急を要する場合、すなわち、純資産価格の計算の停止ならびに受益証券の発行および買戻しの停止が受益者の全体の利益となる場合、C S S F はこれらの停止を命ずることができる。

3.1.3 2010年法に基づくF C P の保管受託銀行

A . 管理会社は、運用しているF C P それぞれに、2010年法第17条ないし第22条の規定に従って保管受託銀行が任命されるようにする。約款に定められ、C S S F により承認された保管受託銀行は、約款および管理会社との間で締結する保管受託契約に従い、F C P の資産の保管、キャッシュ・フローの監視、監督および随時合意される他の業務につき責任を負う。

保管受託銀行は、ルクセンブルグに登録事務所を有するか、または、その登録事務所が他の加盟国に所在する場合にはルクセンブルグにおいて設立されなければならない。また、1993年法に定められた信用機関でなければならない。

2010年法は、保管受託銀行の取締役は、十分良好な評価および該当するF C P に関する経験を有していなければならない旨規定する。このため、取締役およびその後任者に関する情報はC S S F に直ちに報告されなければならない。「取締役」とは、法律または設立文書に基づき、保管受託銀行を代表するか、または保管受託銀行の活動の遂行を実質的に決定する者をいう。

保管受託銀行の任命は、書面契約をもって証明しなければならない。当該契約には、特に、2010年法およびその他の適用法令または行政規定に定められたとおり、保管受託銀行が保管受託銀行として任命されたFCPのための職務を遂行するのに必要とみなされる情報量が規定される。

B. FCPの形態をとるUCITSおよび個人向けパート ファンドについては、保管受託銀行は、以下の業務を行わなければならない。

- FCPの受益証券の販売、発行、買戻し、償還および消却が法律および約款に従って執行されるようにすること。
- FCPの受益証券の価格が法律および約款に従い計算されるようにすること。
- 法律または約款に抵触しない限り、管理会社の指示を執行すること。
- FCPの資産の取引において、対価が通常の制限時間内に受領されるようにすること。
- FCPの収益が法律または約款に従って使用されるようにすること。

保管受託銀行は、FCPのキャッシュ・フローを適切に監視し、特にFCPの受益証券の申込みにおいてFCPの受益者によりまたはFCPの受益者のために行われるすべての支払が受領されるようにし、FCPのすべての現金がa) FCP名義、FCPを代理する管理会社名義またはFCPを代理する保管受託銀行名義で開設され、b) 指令2006/73/EC¹第18条第1項a)、b) またはc) に言及された組織において開設され、c) 指令2006/73/EC第16条の原則に従って維持される預金口座に記帳されるようにする。

FCPを代理する保管受託銀行名義で預金口座が開設された場合、上記b) に言及された組織の現金および保管受託銀行自身の現金がかかる口座に記帳されることはない。

¹ 「指令2006/73/EC」とは、投資会社の組織要件および運営条件ならびに指令の定義語に関する欧州議会および欧州理事会指令2004/39/ECを実施する2006年8月10日付委員会指令2006/73/ECをいう。

C. FCPの資産は、以下のとおり、保管のために保管受託銀行に委託される。

a) 保管する金融商品に関して、保管受託銀行は、

-) 保管受託銀行の帳簿上に開設された金融商品口座に登録されるすべての金融商品および保管受託銀行に現物が預けられるすべての金融商品を保管し、
-) 保管受託銀行の帳簿上に開設された金融商品口座に登録されるすべての金融商品が、FCPを代理する管理会社名義で開設された指令2006/73/EC第16条の原則に則った形の保管受託銀行の帳簿上の分離口座に登録されるようにし、常に適用法に従ってFCPに属するものであることが明確に確認できるようにする。

b) その他の資産に関して、保管受託銀行は、

-) FCPを代理する管理会社から提供される情報または文書および可能な場合は外部の証拠に基づいてFCPの所有権を確かめることによってかかる資産のFCPによる所有を確認し、
-) FCPが所有権を有することを確認した資産の記録を維持し、かかる記録を最新の状態にする。

D. 保管受託銀行は、定期的に、FCPのすべての資産をまとめた一覧を管理会社に提出する。

保管受託銀行が保管するFCPの資産は、保管受託銀行または保管職務を委任された第三者によってこれらの勘定のために再利用されることはない。再利用とは、譲渡、質権設定、売却および貸与を含むがこれらに限られない保管資産の取引をいう。

保管受託銀行により保管されるFCPの資産は、以下の場合にのみ再利用が認められる。

- a) FCPの勘定のために資産の再利用が行われる場合、
- b) 保管受託銀行がFCPを代理する管理会社の指示を実行する場合、
- c) FCPの利益のため、かつ、受益者の利益のための再利用である場合、および
- d) 権原譲渡契約に基づいてFCPが受領する優良かつ流動性のある担保によって補償される取引である場合

担保の市場価格は、常に、再利用資産の市場価格にプレミアムを加えた額以上でなければならない。

保管受託銀行および／またはF C Pの資産の保管を委託された在ルクセンブルグの第三者が支払不能に陥った場合でも、保管資産は、かかる保管受託銀行および／または第三者の債権者への分配またはかかる債権者の利益のための換金の対象になり得ない。

E．保管受託銀行は、上記Bに言及された職務は第三者に委託しない。

保管受託銀行は、以下の場合にのみ、上記Cに言及された職務を第三者に委託する可能性がある。

- a) 2010年法に定められた要件を回避する意図で業務を委託するのではなく、
- b) 保管受託銀行が、委託について客観的な理由を示すことができ、
- c) 保管受託銀行が、自らの業務の一部を委託する第三者の選定および任命においてあらゆる適切な技能、注意および努力を尽くし、かかる第三者およびかかる第三者に委託した事項に関するかかる第三者の手配についての定期的な検討および継続的な監視において引き続きあらゆる適切な技能、注意および努力を尽くす場合

上記Cに言及された職務が保管受託銀行から第三者へ委託されるのは、当該第三者が委託業務の遂行中常に以下のすべてを行っている場合のみである。

- a) 委託されたF C Pの資産の性質および内容に対して適切および均衡した構造と専門性を有する。
- b) 上記Cのa)に記載する保管業務が以下の対象となる。
 -) 最低資本要件および該当法域における監督を含む有効な健全性規制
 -) 金融商品を所有していることを確保するための定期的な外部監査
- c) 常に特定の保管受託銀行の顧客に属するものであることが明確に確認できる方法で、保管受託銀行の顧客の資産を自らの資産から、および保管受託銀行の資産から分別している。
- d) 第三者が支払不能に陥った場合に、第三者により保管されるF C Pの資産が、第三者の債権者への分配または第三者の債権者の利益のための換金の対象とならないように必要なすべての措置を講じている。
- e) 上記A、C、上記Dの第2段落ないし第4段落および下記Gに定められた義務および禁止事項を全般的に遵守している。

第3段落のb)の)にかかわらず、第三国の法律により一定の金融商品を現地の組織が保管することが義務付けられているが、第3段落のb)の)に定められた委託要件を満たす現地組織が存在しない場合、保管受託銀行は、委託要件を満たす現地組織が存在しない場合かつ以下の場合に限って、第三国の法律により義務付けられた範囲で、その職務を現地組織に委託することができる。

- a) 関連するF C Pに投資する受益者が、投資を行う前に、第三国の法律における法的制約のためにかかる委託が必要であること、委託を正当化する状況および委託に関するリスクを適切に通知され、
- b) F C Pを代理する管理会社が、かかる現地組織にかかる金融商品の保管を委託するよう保管受託銀行に指示した場合。

当該第三者は、その後、同様の要件に従って、これらの職務を再委託する可能性がある。その場合、下記Fの第4段落が関連当事者に準用される。

F．保管受託銀行は、F C PおよびF C Pの受益者に対し、保管受託銀行または上記Cのa)に従って保管される金融商品の保管を委託された第三者による喪失につき責任を負う。

保管されている金融商品を喪失した場合、保管受託銀行は、同種の金融商品または対応する金額を、過度の遅滞なく、F C Pを代理する管理会社に返却するものとする。保管受託銀行は、あらゆる合理的な努力を尽くしたにもかかわらず不可避の状況に帰結することとなった自らの合理的な支配を超えた外的事象により喪失されたことを証明できる場合は責任を負わない。

保管受託銀行は、F C Pおよび受益者に対し、2010年法に基づく自らの義務の適切な履行に関する保管受託銀行の過失または故意の不履行によりF C Pおよび受益者が被ったその他すべての損失についても責任を負う。

上記の保管受託銀行の責任は、上記Eに記載する委託に影響されることはない。

上記第1段落ないし第3段落に言及された保管受託銀行の責任は、合意によって免除または限定されることはない。これと矛盾する合意は無効となる。

F C Pの受益者は、救済が重複したり受益者間に不公平な扱いが生じたりしないならば、直接または間接的に管理会社を通じて保管受託銀行の責任を追及することができる。

G . 2010年法第20条に基づき、いかなる会社も、管理会社と保管受託銀行を兼ねることはできない。これらそれぞれの職務を遂行する際、管理会社および保管受託銀行は、F C Pおよび受益者の利益のために、誠実に、公正に、専門家らしく、独立して、単独で、行為する。

保管受託銀行は、F C PまたはF C Pを代理する管理会社に関して、F C P、受益者、管理会社および保管受託銀行の間の利益相反を創出する活動をしてはならない。ただし、保管受託銀行が、職務的および地位的に自らの保管業務の遂行を自らの他の相反する可能性のある業務から分離し、当該利益相反の可能性が、適切に確認、管理、監視およびF C Pの受益者に開示される場合を除く。

H . 以下の場合、F C Pに関する保管受託銀行の義務は終了する。

- a) 保管受託銀行が自発的に退任するかまたは管理会社に解任される場合（保管受託銀行を任命する契約の条件に基づく。当該契約は、保管受託銀行の交代を認める通知期間を定めなければならない。最後に保管受託銀行を務めた機関は、F C Pの清算が終了するまで、F C Pのさまざまな資産を保管するために必要なすべての口座を維持しまたは開設する義務を含め、受益者の利益を良好に保護するために必要なすべての措置を講じるものとする。）
- b) 管理会社または保管受託銀行が、破産を宣告され、債権者との和議に入り、支払停止処分を受け、裁判所の管理下に入り、類似の手續の対象となり、または清算に入った場合
- c) 管轄当局により保管受託銀行の権限が取り消された場合
- d) 約款に定められたその他の場合

3.1.4 管理会社

F C Pは、管理会社によって運用される。

F C Pに関する管理会社の義務は、以下の場合に停止する。

- a) 管理会社が認可を撤回された場合。ただし、当該管理会社が指令2009 / 65 / E Cに従って認められる別の管理会社に交代されることを条件とする。
- b) 管理会社が破産を宣言され、債権者と取決めを締結し、支払停止を受け、経営が裁判所の管理下におかれ、もしくは類似の手續に服し、または清算した場合。
- c) 管理会社の認可が管轄当局により撤回された場合。
- d) 約款に規定されるその他すべての場合。

ルクセンブルグの管理会社には、指令2009 / 65 / E Cが適用されるU C I T Sを運用する管理会社に関する2010年法第15章、または、「その他の管理会社」に関する2010年法第16章が適用される。また、U C I T Sの管理会社は、A I Fを運用するA I F Mとしても認可を受けることができる。

また、U C I T S管理会社およびA I F Mは、2018年8月23日に発行されたC S S F告示18 / 698に従う。

（さらなる詳細については、以下 . 3 を参照のこと。）

3.1.5 関係法人

() 投資運用会社・投資顧問会社

多くの場合、F C Pの管理会社は他の会社と投資運用契約または助言契約を締結し、かかる契約に従って、投資運用会社・投資顧問会社は、管理会社の取締役会が設定する投資方針の範囲内でかつ約款中の投資制限に従い、ポートフォリオの分散および証券の売買に関する継続的な投資運用業務または助言を管理会社に提供する。

U C I T Sについて、管理会社による投資運用会社の中核的権限の委託はU C I T S規則に定められた追加条件に従う。

パート ファンドについて、管理会社による委託は、別の条件に従う。

() 販売会社および販売代理人

管理会社は、F C Pの受益証券の公募または私募による販売のため、一もしくは複数の販売会社および / または販売代理人と独占的または非独占的な契約を締結することができる。

目論見書には販売手数料および特定の申込方法もしくは募集計画について適切な記載および開示がなければならない。

3.2 会社型投資信託

ルクセンブルグのUCITSおよびパート ファンドは、2010年法に規定される会社形態で設立される場合がある。

会社型の投資信託は、これまでは1915年法に基づき、公開有限責任会社（sociétés anonymes）として設立されていることが多い。

規約に規定される場合、投資法人において保有される投資証券は、一定の範疇に属する者または1人の者が保有し得る投資法人の投資証券の割合に関連して規約中に定められる議決権の制限に従い、投資主に対し投資主総会において1口につき1個の議決権を付与する。

3.2.1 変動資本を有する投資法人（SICAV）

3.2.1.1 2010年法に基づくSICAV

2010年法に従い、UCITSおよびUCIは、SICAVの形態の会社型投資信託として設立することができる。

2010年法パート に従い、SICAVは、投資主の利益をはかるため証券にその資産を分散投資することを固有の目的とし、投資証券を公募または私募によって一般に募集し、その資本金が常に会社の純資産に等しいことを規定した規約を有する公開有限責任会社（société anonyme）として定義されている。

SICAVは、公開有限責任会社の特殊な形態であるため、1915年法の規定は、2010年法によって廃止されない範囲で適用される。

パート SICAVとは、ルクセンブルグ法に準拠する、公開有限責任会社（société anonyme）、株式有限責任事業組合（société en commandite par actions）、普通リミテッド・パートナーシップ（société en commandite simple）、特別リミテッド・パートナーシップ（société en commandite spéciale）、非公開有限責任会社（société à responsabilité limitée）または公開有限責任会社として設立される法人格を有する共同組合（société coopérative organisée sous forme de société anonyme）の形態を採用している会社のうち、以下に該当するものを意味する。

- 投資リスク分散のためにその資金を資産に投資し、その資産の運用結果の恩恵を投資家に提供することを唯一の目的とするもの
- その証券またはパートナーシップ持分が、公募または私募によって一般に募集されることが意図されているもの
- その規約またはパートナーシップ契約において、資本金が常に当該会社の純資産の金額と同額となる旨規定されているもの

株式有限責任事業組合、普通リミテッド・パートナーシップまたは特別リミテッド・パートナーシップの法的形態を採用しているパート SICAVは、2013年法第2章に基づき認可されたルクセンブルグで設立されたAIFMか、AIFMDの第2章に基づき認可された他の加盟国または第三国で設立されたAIFMのいずれか単一のAIFMによって運用されるものとし、当該SICAVが第三国で設立されたAIFMにより運用される場合、AIFMDの第66条第3項の適用を受ける。

パート SICAVは、商事会社に適用される一般規定、特に（2010年法により適用除外されていない限り）1915年法に従うものとする。

3.2.1.2 2010年法に従うSICAVの要件

SICAVに適用される最も重要な要件および仕組みは以下のとおりである。

- 管理会社を指定しない2010年法パート の対象であり、UCITSとしての資格を有するSICAVの最低資本金は、認可時においては30万ユーロを下回ってはならない。管理会社を指定したSICAVを含め、2010年法パート に従うすべてのSICAVの資本金は、認可後6か月以内に125万ユーロに達しなければならない。CSSF規則によりかかる最低資本金は、60万ユーロおよび250万ユーロにそれぞれ引き上げることができる。

パート SICAVは、投資証券払込剰余金またはパートナーシップ持分を構成する金額を加算した投資証券資本を維持しなければならず、当該投資証券資本は、125万ユーロを下回っては

ならない。この最低額は、S I C A Vの認可後12か月以内に達成しなければならない。C S S F規則によりかかる最低額は、250万ユーロに引き上げることができる。

(注)本概要の冒頭記載の日付において、かかる規則は存在しない。

- 取締役の任命および取締役の変更はC S S Fに届け出ることを要し、C S S Fの異議のないことを条件とする。
- 規約またはパートナーシップ契約中にこれに反する規定がない場合、S I C A Vはいつでも証券またはパートナーシップ持分を発行することができる。
- 規約またはパートナーシップ契約に定める範囲で、S I C A Vは、投資主の求めに応じて証券またはパートナーシップ持分を買い戻す。
- U C I T Sおよびパート ファンドに関して、通常の期間内にS I C A Vの資産に純発行価格相当額が払い込まれない限り、S I C A Vの証券またはパートナーシップ持分²を発行しない。

- U C I T Sおよびパート ファンドの規約またはパートナーシップ契約³は、発行および買戻しに関する支払の時間的制限を規定し、S I C A Vの資産評価の原則および方法を特定する。U C I T Sについては、規約に別段の定めがない限り、S I C A Vの資産の評価は、証券取引所への正式な上場が認められている証券の場合、証券取引所における最新の相場に基づくものとする(ただし、当該相場が代表的なものでない場合はこの限りではない。)。かかる証券取引所への上場が認められていない証券およびかかる証券取引所への上場が認められているが最新の相場が代表的なものでない証券については、評価は、推定実現価格に基づくものとし、かかる価格は慎重かつ誠実に見積らなければならない。パート ファンドについては、規約またはパートナーシップ契約に別段の定めがない限り、S I C A Vの資産の評価は、公正価格に基づくものとする。この価格は、規約またはパートナーシップ契約に定める手続に従い決定されるものとする。
- 規約またはパートナーシップ契約は、法律上の原因に基づく場合について影響を与えない範囲で、発行および買戻しが停止される場合の条件を特定する。発行または買戻しが停止された場合、S I C A Vは、遅滞なくC S S F (S I C A Vが他の加盟国においてその受益証券を販売する場合は、当該加盟国の管轄当局)に通知しなければならない。投資家の利益のために必要な場合において、S I C A Vの活動および運用に関する法令、規約またはパートナーシップ契約の規定が遵守されていないときには、C S S Fは、パート ファンドの買戻しを停止することがある。証券またはパートナーシップ持分の発行および買戻しは、以下の期間および場合に、禁止されるものとする。
 - a) S I C A Vの保管受託銀行が不在となる期間中
 - b) 保管受託銀行が清算され、もしくは破産宣告を受け、債権者との取決め、支払停止もしくは管理下の経営を求め、または類似の手續に服する場合 - 規約またはパートナーシップ契約は、発行および買戻し価格の計算を行う頻度を規定する(U C I T Sについては最低1か月に2回、またはC S S Fが許可する場合は1か月に1回とし、パート ファンドについては最低1か月に1回とする。)。
- 規約またはパートナーシップ契約は、S I C A Vが負担する費用の性質を規定する。
- S I C A Vの証券またはパートナーシップ持分は無額面とする。

² 「パートナーシップ契約」および「パートナーシップ持分」に対する言及は、パートナーシップとして組成されたパート ファンドにのみ適用される。

³ 「パートナーシップ契約」および「パートナーシップ持分」に対する言及は、パートナーシップとして組成されたパート ファンドにのみ適用される。

3.2.2 2010年法に基づくS I C A Vの保管受託銀行

A . S I C A Vは、2010年法第33条ないし第37条の規定に従って単一の保管受託銀行が任命されるようにする。C S S Fにより承認された保管受託銀行は、保管受託契約に従い、S I C A Vの資産の保管、キャッシュ・フローの監視、監督および随時合意される他の業務につき責任を負う。

F C Pの保管受託銀行に関して上記 .3.1.3Aに記載される条件は、S I C A Vの保管受託銀行に対しても適用される。

B . S I C A Vの形態をとるU C I T Sおよび個人向けパート ファンドについては、保管受託銀行は、以下の業務を行わなければならない。

- S I C A Vの投資証券の販売、発行、買戻し、償還および消却が法律およびS I C A Vの規約に従って執行されるようにすること。
- S I C A Vの投資証券の価格が法律およびS I C A Vの規約に従い計算されるようにすること。
- 法律またはS I C A Vの規約に抵触しない限り、S I C A VまたはS I C A Vを代理する管理会社の指示を執行すること。
- S I C A Vの資産の取引において、対価が通常の制限時間内に受領されるようにすること。

- S I C A Vの収益が法律または規約に従って使用されるようにすること。

保管受託銀行は、S I C A Vのキャッシュ・フローを適切に監視し、特にS I C A Vの投資証券の申込みにおいて投資主によりまたは投資主のために行われるすべての支払が受領されるようにし、S I C A Vのすべての現金がa) S I C A V名義またはS I C A Vを代理する保管受託銀行名義で開設され、b) 指令2006/73/EC第18条第1項a)、b)またはc)に言及された組織において開設され、c) 指令2006/73/EC第16条の原則に従って維持される預金口座に記帳されるようにする。

S I C A Vを代理する保管受託銀行名義で預金口座が開設された場合、上記b)に言及された組織の現金および保管受託銀行自身の現金がかかる口座に記帳されることはない。

- C. S I C A Vの資産は、以下のとおり、保管のために保管受託銀行に委託される。

- a) 保管する金融商品に関して、保管受託銀行は、

-) 保管受託銀行の帳簿上に開設された金融商品口座に登録されるすべての金融商品および保管受託銀行に現物が預けられるすべての金融商品を保管し、

-) 保管受託銀行の帳簿上に開設された金融商品口座に登録されるすべての金融商品が、S I C A Vを代理する管理会社名義で開設された指令2006/73/EC第16条の原則に則った形の保管受託銀行の帳簿上の分別口座に登録されるようにし、常に適用法に従ってS I C A Vに属するものであることが明確に確認できるようにする。

- b) その他の資産に関して、保管受託銀行は、

-) S I C A Vから提供される情報または文書および可能な場合は外部の証拠に基づいてS I C A Vの所有権を確かめることによってかかる資産のS I C A Vによる所有を確認し、

-) S I C A Vが所有権を有することを確認した資産の記録を維持し、かかる記録を最新の状態にする。

- D. 保管受託銀行は、定期的に、S I C A Vのすべての資産をまとめた一覧をS I C A Vに提出する。

保管受託銀行が保管するS I C A Vの資産は、保管受託銀行または保管職務を委任された第三者によってこれらの勘定のために再利用されることはない。再利用とは、譲渡、質権設定、売却および貸与を含むがこれらに限られない保管資産の取引をいう。

保管受託銀行により保管されるS I C A Vの資産は、以下の場合にのみ再利用が認められる。

- a) S I C A Vの勘定のために資産の再利用が行われる場合、

- b) 保管受託銀行がS I C A VまたはS I C A Vを代理する管理会社の指示を実行する場合、

- c) S I C A Vの利益のため、かつ、投資主の利益のための再利用である場合、および

- d) 権原譲渡契約に基づいてS I C A Vが受領する優良かつ流動性のある担保によって補償される取引である場合

担保の市場価格は、常に、再利用資産の市場価格にプレミアムを加えた額以上でなければならない。

保管受託銀行および/またはS I C A Vの資産の保管を委託された在ルクセンブルグの第三者が支払不能に陥った場合でも、保管資産は、かかる保管受託銀行および/または第三者の債権者への分配またはかかる債権者の利益のための換金の対象になり得ない。

- E. 保管受託銀行は、前記Bに記載された職務は第三者に委託しない。

保管受託銀行は、FCPに関して上記3.1.3Eに記載されているのと同じ条件で、上記Cに言及された職務を第三者に委託する可能性がある。

- F. 保管受託銀行は、S I C A Vおよび投資主に対し、保管受託銀行または前記Cのa)に従って保管される金融商品の保管を委託された第三者による喪失につき、FCPの保管受託銀行がFCPおよびFCPの受益者に対して負う責任に関して上記3.1.3Fに記載されているのと同じ範囲において責任を負う。

- G. 2010年法第37条に基づき、いかなる会社も、S I C A Vと保管受託銀行を兼ねることはできない。いかなる会社も、管理会社と保管受託銀行を兼ねることはできない。これらそれぞれの職務を遂行する際、S I C A V、S I C A Vを代理する管理会社および保管受託銀行は、S I C A Vおよび投資主の利益のために、誠実に、公正に、専門家らしく、独立して、単独で、行為する。

保管受託銀行は、S I C A VまたはS I C A Vを代理する管理会社に関して、S I C A V、投資主、管理会社および保管受託銀行の間の利益相反を創出する活動をしてはならない。ただし、保管受託銀行が、職務的および地位的に自らの保管業務の遂行を自らの他の相反する可能性のある業務から分離し、当該利益相反の可能性が、適切に確認、管理、監視およびS I C A Vの投資主に開示される場合を除く。

H. 以下の場合、S I C A Vに関して保管受託銀行の義務は終了する。

- a) 保管受託銀行が自発的に退任するかまたはS I C A Vに解任される場合(保管受託銀行を任命する契約の条件に基づく。当該契約は、保管受託銀行の交代を認める通知期間を定めなければならない。通知期間の終了時までには新たな保管受託銀行が任命されない場合、C S S Fは、2010年法第130条第1項に定めるリストからS I C A Vを除外するものとする。最後に保管受託銀行を務めた機関は、S I C A Vの清算が終了するまで、S I C A Vのさまざまな資産を保管するために必要なすべての口座を維持しまたは開設する義務を含め、投資主の利益を良好に保護するために必要なすべての措置を講じるものとする。)
- b) S I C A V、保管受託銀行または指定された管理会社が、破産を宣告され、債権者との和議に入り、支払停止処分を受け、裁判所の管理下に入り、類似の対処の対象となり、または清算に入った場合
- c) 管轄当局によりS I C A V、保管受託銀行または指定された管理会社の権限が取り消された場合
- d) 規約に定められたその他の場合

3.2.3 管理会社

会社型の投資信託は、その資格に応じて、2010年法15章(U C I T S)または第16章(例えば、パート ファンド)に従い管理会社によって運営される。

U C I T S S I C A Vが管理会社を指定した場合のS I C A Vに関する管理会社の義務は、以下の場合に停止する。

- a) 指定管理会社が任意に退任し、またはS I C A Vにより解任された場合。
- b) 指定管理会社がS I C A Vにより退任され、S I C A Vが自己運用S I C A Vたる適格性の採用を決定した場合。
- c) S I C A V、保管受託銀行または指定管理会社が破産を宣言され、債権者と取決めを締結し、支払停止を受け、経営が裁判所の管理下におかれ、もしくは類似の対処に服し、または清算した場合。
- d) S I C A V、保管受託銀行または指定管理会社の認可が管轄当局により撤回された場合。
- e) 規約に規定されるその他すべての場合。

また、U C I T S管理会社および第16章管理会社は、下記 3.4に詳述されるC S S F告示18 / 698に従う。

3.2.4 関係法人

前記 3.1.5「関係法人」中の記載事項は、原則として、S I C A Vの投資運用会社・投資顧問会社および販売会社または販売代理人に対しても適用される。

3.2.5 管理会社を指定していない会社型UCITSの追加的要件

以下の要件は、2010年法第27条にS I C A Vに関し定められているが、UCITSとしての資格を有し、かつ、管理会社を指定していない他の形態の会社型投資信託にも適用される。

(1) S I C A Vが、指令2009/65/ECに従い認可された管理会社を指定しない場合

- 認可の申請は、少なくともS I C A Vの組織構造を記載した運営計画を添付しなければならない。
- S I C A Vの取締役は、十分に良好な評価を得ており、当該S I C A Vが遂行する業務の形態に関し十分な経験を有していなければならない。そのために、取締役およびその地位の後継者は、その氏名がC S S Fに直ちに報告されなければならない。S I C A Vの事業の遂行は、これらの条件を充たす少なくとも2名により決定されなければならない。「取締役」とは、法律もしくは設立文書に基づきS I C A Vを代表するか、またはS I C A Vの方針を実質的に決定する者をいう。
- さらに、S I C A Vと他の自然人または法人との間に何らかの親密な関係がある場合、C S S Fは、かかる関係が効果的な監督権限の行使を妨げない場合にのみ認可する。

C S S Fは、また、S I C A Vが親密な関係を有する一もしくは複数の自然人もしくは法人が服する非加盟国の法令もしくは行政規定またはこれらの施行に伴う困難により、その監督権限を効果的に行使することが妨げられる場合は、認可を付与しない。

S I C A Vは、C S S Fに対して、要求される情報を提供しなければならない。

記入済の申請書が提出されてから6か月以内に、申請者に対し、認可が付与されたか否かにつき連絡しなければならない。認可が付与されない場合は、その理由を示さなければならない。

S I C A Vは、認可付与後直ちに業務を開始することができる。

当該認可の付与により、S I C A Vの経営陣、取締役会および監査役会の構成員は、C S S Fが認可申請を検討する際に根拠とした実質的な情報に関する一切の変更について、自発的に、完全に、明確かつ包括的な方法により書面にてC S S Fに通知を行う義務を負うこととなる。

C S S Fは、UCITS S I C A Vが以下のいずれかに該当する場合に限り、当該UCITS S I C A Vに付与した認可を取り消すことができる。

- (a) 12か月以内に認可を利用しない場合、明示的に認可を放棄する場合または6か月以上活動を中止する場合
- (b) 虚偽の申述またはその他の不正な手段により認可を取得した場合
- (c) 認可が付与された条件を満たさなくなった場合
- (d) 2010年法または同法に従って採用された規則の規定に重大かつ/または組織的に違反した場合
- (e) 2010年法が認可の撤回事由として定める場合に該当する場合

(2) 以下の 3.2の(4)から(8)に定める規定は、指令2009/65/ECに従い認可された管理会社を指定していないS I C A Vに適用される。ただし、「管理会社」は「S I C A V」と読み替えられる。

S I C A Vは、自身のポートフォリオ資産のみを運用することができ、いかなる場合も、第三者のために資産を運用する権限を引き受けてはならない。

(3) 指令2009/65/ECに従い認可された管理会社を指定していないS I C A Vは、適用ある慎重なルールを常に遵守しなければならない。

特に、C S S Fは、S I C A Vの性格にも配慮し、当該S I C A Vが健全な運用上および会計上の手続、電子データ処理の制御および保護の整備(金融セクターにおけるデジタル・オペレーショナル・レジリエンスに関する、規則(EC) No 1060/2009、規則(EU) No 648/2012、規則(EU) No 600/2014、規則(EU) No 909/2014および規則(EU) 2016/1011を改正する2022年12月14日付欧州議会および欧州理事会規則(EU) 2022/2554に従い設立および運営されるネット

ワークおよび情報システムに関するものを含む。) ならびに適切な内部運用メカニズム(特に、その従業員の個人取引や、自己勘定による投資のための金融商品の保有または運用に関する規則を含む。) を有すること。少なくとも、当該S I C A Vに係る各取引がその源泉、関係当事者、性質および取引が実行された日時・場所に従って再構築することが可能であること、ならびに管理会社が運用するS I C A Vの資産が設立文書および現行法の規定に従い投資されていることを確保するものとする。

4. ルクセンブルグのU C I T Sおよびパート ファンドに関する追加的な法律上および規制上の規定

4.1 2010年法

4.1.1 複数コンパートメントおよびクラスの仕組み

2010年法は、特に、複数のコンパートメントを有するU C I (いわゆる「アンブレラ・ファンド」) を設立することができる旨を規定している。

かかるU C Iの目論見書には、各コンパートメントの特定の投資方針を記載しなければならない。

この構造により、一つの法主体において、異なる投資運用者によりポートフォリオが運用されるコンパートメントまたは異なる種類の投資家に対して募集されるかもしくは異なる報酬構造を有するコンパートメントなど、それぞれが異なる投資方針またはその他の異なる特徴を有するコンパートメントを設立することが可能となる。

これらのすべての状況において、各コンパートメントは、設立書類に別段の記載がない限り、他のコンパートメントの投資対象のポートフォリオから分離された投資対象の特定のポートフォリオに連動する。この原則に基づき、設立書類に別段の記載がない限り、アンブレラ・ファンドは一つの法主体を構成するが、コンパートメントの資産は、当該コンパートメントの投資家および債権者に対してのみ提供される。

C S S Fは、2010年法(および2007年法)に従う投資信託(以下「U C I」という。)の運用開始前のコンパートメント、休止中のコンパートメントおよび清算中のコンパートメントに関連する告示12/540を発行した。当該告示に従い、C S S Fによる運用されていないコンパートメント(即ち運用開始前のコンパートメントおよび休止中のコンパートメント)に対する認可は、最長18か月間有効である。

さらに、U C I内またはアンブレラ・ファンドの形態により設立されたU C Iのコンパートメント内であっても、異なるクラスの証券を設定することができる。当該クラスは、特に報酬構造、対象投資家の種類またはヘッジもしくは配分方針について異なる特徴を持つことがある。かかる構造において、原投資対象は、すべての投資証券クラス/受益証券クラスについて同一であるが、各クラスの投資証券1口当たり純資産価格は、例えば、一つのクラスのみについての配当の分配の結果として、または、ヘッジの場合には、一つの投資証券クラス/受益証券クラスのみのためのヘッジ取引の締結の結果として、異なることがある。コンパートメントとは違って、異なる投資証券クラス/受益証券クラスの資産および負債の分離は行われないうことに留意するべきである。2017年1月30日付U C I T Sの投資証券クラスに関するE S M A意見には、U C I T Sが投資証券クラスのレベルでデリバティブ商品を用いる可能性がある一方で、この慣行を()共通の投資目的、()連鎖がないこと、()事前決定および()透明性からなる4つの原則の遵守の対象とする旨規定している。かかるさまざまなオプションを用いる主な利益は、単一の事業における異なる商品の効率的な構築である。

4.1.2 2010年法に基づく受益証券の発行および買戻し

規約に反対の規定がない限り、S I C A Vはいつでも投資証券を発行することができる。2010年法に基づき発行されたS I C A Vの投資証券は全額払い込まれなければならない、無額面でなければならない。投資証券は、S I C A Vの純資産総額を発行済投資証券口数により除することにより得られる価格で発行され、買戻される。この価格は、費用および手数料によって、投資証券発行の場合増額し、投資証券買戻しの場合減額することができるが、費用および手数料の最高限度額および手続はC S S F規則により決定することができる。資本は投資証券の発行および買戻しならびにその資産価額の変動の結果自動的に変更される。

4.2 1915年法

商事会社に関する1915年8月10日法（改正済）は、（2010年法により明示的に適用除外されていない限り）FCPの管理会社および投資法人に対して適用される。

4.2.1 設立に関する要件（1915年法第420条の1）

最低1名の投資主が存在すること。

公開有限責任会社の資本金の最低額は30,000ユーロ相当額である。

4.2.2 規約の必要的記載事項（1915年法第420条の15）

規約には、以下の事項の記載が必要とされる。

- () 設立企画人の身元
- () 法人の形態および名称
- () 登録事務所
- () 法人の目的
- () 発行済資本および授權資本（もしあれば）の額
- () 発行時に払込済の額
- () 発行済資本および授權資本を構成する投資証券の種類の記事
- () 投資証券の様式（記名式、無記名式または証券発行を伴わない形式）
- () 現金払込み以外の方法による出資の内容および条件、ならびに出資者の氏名

（注）1915年法は、規制市場で取引されている適格な譲渡性のある有価証券および短期金融商品による出資の場合は、承認された法定監査人の報告書の必要なく現物出資による増資を認めている。しかし、実務上、CS SFは、投資信託については、かかる報告書を依然として要求している。

- () 設立企画人に認められている特定の権利または特権の内容およびその理由
- (x) 資本の一部を構成しない投資証券（もしあれば）に関する記載
- (x) 取締役および承認された法定監査人の選任に関する規則が法を逸脱する場合、その規約およびかかる者の権限の記載
- (x) 法人の存続期間
- (x) 会社が負担する、または会社の設立に際しもしくは設立に伴って支払責任が生じる費用および報酬（その種類を問わない。）の見積り

4.2.3 公募により設立される会社に対する追加要件（1915年法第420条の17）

会社が募集によって設立される場合、以下の追加要件が適用される。

- () 設立規約案を公正証書の形式で作成し、これをRESAに公告すること
- () 応募者は、会社設立のための設立規約案の公告から3か月以内に開催される定時総会に招集されること

4.2.4 設立企画人および取締役の責任（1915年法第420条の19および第420条の23）

設立企画人および増資の場合における取締役は、有効に引き受けられなかった部分または25%に達しなかった部分の法人資本の払込み、および会社が当該法律1915年法の該当条項に記載されたいずれかの理由によって有効に設立されなかった結果として応募者が被る一切の損害につき、それに反する定めがあったとしても、応募者に対し連帯して責任を負う。

・2010年法に基づくルクセンブルグのUCITS

1. ルクセンブルグのUCITSに関する序論

2010年法パート に基づき適格性を有しているすべてのファンドは、他のEU加盟国において、その投資証券または受益証券を自由に販売することができる（簡単な通知手続に服する。）。

2010年法第2条第2項は、第3条に従い、UCITSを、以下のように定義している。

- 公衆から調達した投資元本を譲渡性のある証券または2010年法第41条第1項に記載されるその他の流動性のある金融資産に投資し、かつリスク分散の原則に基づき運営することを唯一の目的とする投資スキーム。

- その受益証券が、所持人の請求に応じて、投資スキームの資産から直接または間接に買い戻される投資スキーム(受益証券の証券取引所での価格がその純資産価格と著しい差異を生じることがないようにするためのUCITSの行為は、かかる買戻しに相当するとみなされる。)。

2. ルクセンブルグのUCITSの投資制限

UCITSに適用される投資規則および制限は、2010年法第5章(第40条ないし第52条)に規定されており、同一の範囲においてFCPおよび会社型投資信託にも適用される。

UCITSが複数の投資コンパートメントを構成する場合、各コンパートメントは、2010年法第5章の目的において、個別のUCITSとしてみなされる。

投資規則および制限は、UCITSの目論見書に詳細に記載される。

2010年法第5章に定める投資規則および制限は、以下の規則および規制によって明確にされ、補足されている。

- (1) CSSFは、とりわけ財務上のリスク、すなわちグローバル・エクスポージャー、カウンターパーティー・リスクおよび集中によるリスクについてのリスク管理要件を詳しく定めた2011年5月30日付告示11/512を制定している。同告示は、これに関連し、CSSFに提供すべき最低限の情報についても概説している。
- (2) 2002年法の一定の定義に関する2008年2月8日付大公規則は、一定の定義の明確化に関する指令およびUCITSの投資対象としての適格資産に関する2007年3月付CESRガイドラインを実施する、2007年3月19日付EU指令2007/16/ECを、ルクセンブルグにおいて施行している。
- (3) 2008年2月19日に、CSSFは、大公規則を参照してかかる2002年法の一定の定義に関する2008年2月8日付大公規則の条文を明確化する告示08/339(以下「告示08/339」という。)を出した。
告示08/339は、2002年法の関連規定(2010年法の対応する規定により代替される。)の意味において、かつ2002年法の一定の定義に関する2008年2月8日付大公規則の規定に従って特定の金融商品を投資適格資産に該当するか否かを評価するに当たり、UCITSがこれらのガイドラインを考慮しなければならない旨を定めている。告示08/339は、2008年11月26日にCSSFにより出された告示08/380により改正された。
- (4) 2008年6月4日に、CSSFは、特定の証券貸借取引においてUCITSが利用することのできる技法と商品の詳細について示したCSSF告示08/356(以下「告示08/356」という。)を出した。
告示08/356は、現金担保を再投資する許容担保や許容資産を取り扱っている。当該告示08/356は、UCITSのカウンターパーティー・リスクが法的制限を超えないようにするために現金担保の再投資によって取得された担保および資産をどのように保管すべきかを定めている。当該告示は、証券貸借取引によってUCITSのポートフォリオ運用業務、償還義務およびコーポレート・ガバナンスの原則の遵守を損なってはならない旨を再言している。さらに、当該告示は目論見書と財務報告書に記載すべき情報について定めている。
- (5) CSSF告示14/592は、ETFおよびETFを扱う他のUCITSの問題に関するESMA指針のルクセンブルグにおける実施、金融デリバティブ商品の使用、UCITSおよび適格金融指数に関する付随的規則を取り扱う。
- (6) 2018年7月21日に発効し、加盟国で直接適用できるようになったMMF規則により、MMF規則の範囲内に該当するすべてのUCIは、MMF規則に基づきMMFとして認可を受けることを要求される。MMF規則の範囲内に該当しないUCIは、マネー・マーケット・ファンドとしての資格を有しない。
MMF規則は、3種類のMMFについて規定しており、) 公的債務固定純資産価額のファンド、) 低ボラティリティ純資産価額のファンド、および) 変動純資産価額のファンド(VNAV)(短期VNAVおよび標準VNAVの形を取り得る。)である。MMFの種類に応じて、MMF規則に基づきMMFとしての資格を有するUCITSに追加的な投資制限が適用される。
- (7) 指令2009/65/ECを実施する2010年法は、マスター/フィーダー構造(B)の設定可能性だけでなくUCITS(A)の合併に関するルクセンブルグ法の特定の規定も導入している。
A. 2010年法は、それぞれの法的形態にかかわらず、UCITS(またはそのコンパートメント)の国境を越える合併または国内の合併に関連して規則を定めている。これらの規定は、UCITSのみに

適用され、その他の種類のUCIには適用されない。2010年法に従い、CSSFは、2010年法の特定の規定を明確化したCSSF規則10-05を採用している。

B. UCITSフィーダー・ファンドとは、その資産の少なくとも85%を別のUCITS(以下「マスター」という。)に投資するUCITSであると定義される。残りの15%は、以下のように保有することができる。

- 補助的な流動資産(2010年法第41条第2項に定義される。)
- 金融デリバティブ商品(ヘッジ目的でのみ利用できる。)
- 事業を行う上で必須の動産または不動産

3. UCITSの管理会社/第15章の管理会社

UCITSを運用するルクセンブルグの管理会社には、2010年法第15章が適用される。

3.1 ルクセンブルグに登録事務所を有するUCITS管理会社が業務を行うための条件

(1) 2010年法第15章の意味においてルクセンブルグに登録事務所を有するUCITS管理会社の業務の開始は、CSSFの事前の認可に服する。2010年法に基づきUCITS管理会社に付与された認可は、すべての加盟国に対し有効であり、ESMAに対して通知される。

管理会社は、公開有限責任会社(société anonyme)、非公開有限会社(société à responsabilité limitée)、共同会社(société coopérative)、公開有限責任会社として設立された共同会社(société coopérative organisée comme une société anonyme)、または株式有限責任事業組合(société en commandite par actions)として設立されなければならない。当該会社の資本は、記名式株式でなければならない。

2010年法が1915年法の規定から逸脱しない限り、1915年法の規定はUCITS管理会社に適用される。

認可を受けた管理会社は、CSSFによってリストに登録される。かかる登録は認可を意味し、CSSFは当該管理会社に対し、かかる登録がなされた旨を通知する。リストへの登録の申請は、管理会社の設立より前にCSSFに対しなされなければならない。管理会社の設立は、CSSFによる認可の通知後のみ実行可能である。かかるリストおよびこれに加えられる修正は、メモリアルにおいて公告される。

(2) 管理会社は、指令2009/65/ECに従い認可されるUCITSの運用以外の活動に従事してはならない。ただし、かかる指令に定められていないその他のUCIの運用であって、そのため管理会社が慎重な監督に服す場合はこの限りでない。ただし、当該受益証券は、指令2009/65/ECの下でその他の加盟国において販売することはできない。

UCITSの運用のための活動は、2010年法別表 に列挙されている業務を含む。

(注) 当該列挙には、投資運用、ファンドの管理事務および販売業務が含まれている。

(3) 上記(2)とは別に、管理会社には、以下の業務を提供することも認められている。

(a) 投資家の権限付与に従い、顧客毎に一任方式で行う投資ポートフォリオの運用(年金基金が保有するものも含む。)

(b) 付随的業務としての、投資顧問業務およびUCIの受益証券に関する保管および管理事務業務

(4) 1993年法第1-1条、第37-1条および第37-3条は、管理会社による上記(3)の業務提供に準用される。

(5) 運用するUCIの資産は、管理会社が支払不能となった場合、管理会社の財産の一部とはならない。かかる資産は、管理会社の債権者による請求の対象とならない。

(6) 上記(2)とは別に、2010年法第15章に従い授權され、ルクセンブルグに登録事務所を有する管理会社は、AIFMDが規定するAIFのAIFMとして任命される。ただし、同管理会社は、2013年法第2章に基づくAIFのAIFMとしてCSSFによる事前の授權も得るものとする。

AIFMとして行為する管理会社は、2013年法別表 に記載される行為および2010年法第101条による授權を条件としUCITSの管理に関する追加行為のみを行うことができる。

(注)別表は、ポートフォリオ管理およびリスク管理からなる投資運用業務ならびにA I F MがA I Fの集約的管理において追加的に遂行する「その他の業務」(管理、販売およびA I Fの資産に関連する行為等)から構成される。

A I F運用の管理行為に関連して、管理会社は、金融証書に関連する注文の受理および送信など2013年法第5条4項に規定される非中核的サービスも提供する。

(7)管理会社は、いわゆる「管理会社パスポート」を使用して多国間で業務を遂行することができる。

(8)C S S Fは、以下の条件が満たされない限り管理会社を認可しないものとする。

(a)管理会社は、以下の点を考慮し、少なくとも125,000ユーロの当初資本金を有さなければならない。

- 管理会社のポートフォリオが250,000,000ユーロを超える場合、管理会社は、自己資本を追加しなければならない。追加額は、管理会社のポートフォリオのうち250,000,000ユーロ超過額の0.02%とする。当初資本金と追加額の合計は10,000,000ユーロを超過しないものとする。

- 本項のため、以下のポートフォリオは管理会社のポートフォリオとみなされる。

- ()管理会社が運用するF C P(管理会社が運用権限を委託したかかるF C Pのポートフォリオを含むが、委託を受けて運用するポートフォリオを除く。)

- ()管理会社が指定管理会社とされた投資法人

- ()管理会社が運用するU C I(管理会社が運用権限を委託したかかるU C Iのポートフォリオを含むが、委託を受けて運用するポートフォリオを除く。)

- これらの要件とされる金額にかかわらず、管理会社の自己資産は、規則(E U)No. 1093 / 2010、規則(E U)No. 575 / 2013、規則(E U)No. 600 / 2014および規則(E U)No. 806 / 2014を改正する、投資会社の健全性要件に関する2019年11月27日付欧州議会および欧州理事会規則(E U)2019 / 2033第13条に規定される金額を下回ってはならない。

管理会社は、信用機関または保険機関から上記追加額と同額の保証を受ける場合は、当該自己資本の追加額の50%まで追加することができない。信用機関または保険機関は、加盟国またはC S S FがE U法の規定と同等に慎重と判断する規定に服する非加盟国に登録事務所を有しなければならない。

(b)(8)(a)に記載される資本金は、管理会社により永久に自由に処分可能な方法で維持され、管理会社の利益のために投資される。かかる資本金は、流動資産または短期間で容易に換金可能な資産に投資されるものとし、投機的なポジションを含んではならない。

(c)管理会社の業務を効果的に遂行する者は、十分に良好な外部評価を有し、管理会社が運用するU C I T Sに関し十分な経験を有する者でなければならない。そのため、これらの者およびすべての後継者の身元情報は、C S S Fに直ちに報告されなければならない。管理会社の事業の遂行は、これらの条件を充たす少なくとも2名により決定されなければならない。

(d)認可の申請は、管理会社の組織構造等を記載した運営計画を添付しなければならない。

(e)本店と登録事務所は双方ともルクセンブルグに所在しなければならない。

(f)管理会社の経営陣の構成員は、十分な評価を得ており、かつ、その義務の遂行に必要な専門家としての経験を有していなければならない。これは、以下を意味する。

- ()公開有限責任会社に関しては、取締役会の構成員、(二層制度における)監査委員会の構成員および経営委員会の構成員が上記(c)にて言及される者と異なる場合、かかる構成員(場合に応じて)

- ()その他の種類の会社に関しては、法律および設立文書により、管理会社を代表する組織の構成員

(9)さらに、管理会社と他の自然人または法人との間に何らかの親密な関係がある場合、C S S Fは、当該関係が効果的な監督権限の行使を妨げない場合にのみ認可する。

C S S Fは、また、管理会社が親密な関係を有する一もしくは複数の自然人もしくは法人が服する非加盟国の法令もしくは行政規定またはこれらの施行に伴う困難により、その監督権限を効果的に行使することが妨げられる場合は、認可を付与しない。

C S S Fは、管理会社に対して、本項に記載する条件の遵守につき監視するため、必要な情報の提供を継続的に求める。

(10) 記入済みの申請書が提出されてから6か月以内に、申請者に対し、認可が付与されたか否かにつき連絡しなければならない。認可が付与されない場合は、その理由を示さなければならない。

(11) 管理会社は、認可付与後直ちに業務を開始することができる。

当該認可の付与により、上記(8)(f)にて言及される管理会社の経営陣の構成員は、C S S Fが認可申請を検討する際に根拠とした重要な情報に関する一切の変更について、自発的に、完全で、明確かつ包括的な方法により書面にてC S S Fに通知を行う義務を負うこととなる。

(12) C S S Fは、管理会社が以下のいずれかに該当する場合に限り、2010年法第15章に従い、当該管理会社に付与した認可を取り消すことができる。

(a) 12か月以内に認可を利用しない場合、明示的に認可を放棄する場合、または6か月以上活動を中止する場合。

(b) 虚偽の申述またはその他の不正な手段により認可を取得した場合。

(c) 認可が付与された条件を満たさなくなった場合。

(d) 認可が上記(3)(a)に記載される一任ポートフォリオ運用業務を含む場合、指令2006/49/ECの変更の結果、1993年法に適合しなくなった場合。

(e) 2010年法または同法に従って採用された規定に重大かつ組織的に違反した場合。

(f) 2010年法が認可の撤回事由として定める場合に該当する場合。

管理会社が、(2010年法第116条に従い) 集团的ポートフォリオ運用活動をクロス・ボーダーベースで行う場合、C S S Fは、管理会社の認可を撤回する前に、UCITS所在加盟国の監督当局と協議する。

(13) C S S Fは、一定の適格保有または保有額を有する、管理会社の株主または社員(直接か間接か、自然人か法人かを問わない。)の身元情報が提供されるまで、管理会社の業務を行うための認可を付与しない。管理会社における一定の保有は、1993年法第18条に基づく投資会社に適用されるものと同様の規定に服する。

C S S Fは、管理会社の健全で慎重な運用の必要性を勘案し、上記の株主または社員の適格性が充たされないと判断する場合、認可を付与しない。

(14) 管理会社の認可は、その年次財務書類の監査を専門家としての適切な経験を有することが証明できる一または複数の承認された法定監査人(réviseurs d'entreprises agréés)に委ねることが条件とされる。

承認された法定監査人の変更は、事前にC S S Fの承認を得なければならない。

3.2 ルクセンブルグに登録事務所を有する管理会社に適用される運用条件

(1) 管理会社は、常に上記3.1(1)ないし(5)および(8)ないし(9)に記載される条件に適合しなければならない。管理会社の自己資本は上記3.1(8)(a)に特定される水準を下回ってはならない。しかし、その事態が生じ、正当な事由がある場合、C S S Fは、かかる管理会社に対し一定の期間でかかる事態を是正するか、または活動を停止することを認めることができる。

(2) 管理会社が運用するUCITSの性格に関し、またUCITSの管理行為につき常に遵守すべき慎重な規則の遂行にあたり、指令2009/65/ECに従い、管理会社は、以下を義務づけられる。

(a) 健全な運用上および会計上の手続、電子データ処理の制御および保護の整備(金融セクターにおけるデジタル・オペレーショナル・レジリエンスに関する、規則(EC)No 1060/2009、規則(EU)No 648/2012、規則(EU)No 600/2014、規則(EU)No 909/2014および規則(EU)2016/1011を改正する2022年12月14日付欧州議会および欧州理事会規則(EU)2022/2554に従い設立および運営されるネットワークおよび情報システムに関するものを含む。)ならびに適切な内部運用メカニズム(特に、当該管理会社の従業員の個人取引や、自己勘定による投資のための金融商品の保有または運用に関する規則を含む。)を有すること。少なくとも、UCITSに係る各取引がその源泉、当事者、性質および取引が実行された日時・場所に従い再構築が可能であること、

ならびに管理会社が運用するUCITSの資産が約款または設立文書および現行法の規定に従い投資されていることを確保するものとする。

- (b) 管理会社と顧客、顧客間、顧客とUCITSまたはUCITS間の利益の相反により害されるUCITSまたは顧客の利益に対するリスクを最小化するように組織化され、構成されなければならない。
- (3) 上記3.1(3)(a)に記載される一任ポートフォリオ運用業務の認可を受けている管理会社は、
- 顧客からの事前の包括的許可がない場合、投資家の全部または一部のポートフォリオを自身が運用するUCITSの受益証券に投資してはならない。
 - 上記3.1(3)の業務に関し、信用機関および一定の投資会社の破綻に関する改正2015年12月18日法パート タイトル の規定ならびに1993年法第22 - 1条の規定に服する。
- (注) 上記規定により、当該管理会社はルクセンブルグに本拠を置く投資家補償制度の構成員であることを要する。
- (4) 管理会社は、事業のより効率的な遂行のため、管理会社を代理してその一または複数の業務を遂行する権限を第三者に委託することができる。この場合、以下の条件のすべてが充足されなければならない。
- a) 管理会社は、CSSFに適切に報告しなければならない。CSSFは、UCITS所在加盟国の監督当局に対し、情報を遅滞なく送信しなければならない。
 - b) 当該権限付与が管理会社に対する適切な監督を妨げるものであってはならない。特に、投資家の最善の利益のために管理会社が活動し、UCITSが運用されることを妨げてはならない。
 - c) 当該委託が投資運用に関するものである場合、当該権限付与は、資産運用の認可を得ているかまたは登録されており、かつ慎重な監督に服する者のみに付与され、当該委託は、管理会社が定期的に設定する投資配分基準に適合しなければならない。
 - d) 当該権限付与が投資運用に関するものであり国外の者に付与される場合、CSSFおよび当該国の監督当局の協力関係が確保されなければならない。
 - e) 投資運用の中核的業務に関する権限は、保管受託銀行または受益者もしくは管理会社の利益と相反するその他の者に付与してはならない。
 - f) 管理会社の事業活動を行う者が、権限付与された者の活動を常に効果的に監督することができる方策が存在しなければならない。
 - g) 当該権限付与は、管理会社の事業活動を行う者が、権限が委託された者に常に追加的指示を付与し、または投資家の利益にかなう場合は直ちに当該権限付与を取り消すことができるものでなければならない。
 - h) 委託される権限の性格を勘案し、権限が委託される者は、当該権限を遂行する資格と能力を有する者でなければならない。
 - i) UCITSの目論見書に、管理会社が委託した権限を列挙しなければならない。
- 管理会社および保管受託銀行の責任は、管理会社が第三者に権限を委託したことにより影響を受けることはない。管理会社は、自らが単なる連絡機能のみを有することとなるような形の権限の委託をすることはしないものとする。
- (5) 事業活動の遂行に際し、2010年法第15章の認可を受けた管理会社は、常に行為規範により、以下を行う。
- (a) 事業活動の遂行に際し、管理会社が運用するUCITSの最善の利益および市場の信頼性のため、正直かつ公正に行為しなければならない。
 - (b) 管理会社が運用するUCITSの最善の利益および市場の信頼性のため、正当な技量、配慮および注意をもって行為しなければならない。
 - (c) 事業活動の適切な遂行に必要な資源と手続を保持し、効率的に使用しなければならない。
 - (d) 利益相反の回避に努め、それができない場合は、管理会社が運用するUCITSが確実に公正に取り扱われるようにしなければならない。

- (e) その事業活動の遂行に適用されるすべての規制上の義務を遵守し、投資家の最善の利益および市場の信頼性を促進しなければならない。
- (6) 2010年法第15章の認可を受けた管理会社は、自社が管理するUCITSの健全かつ効果的なリスク管理に合致し、これを推進する報酬に関する方針および実務を策定して、適用するものとする。この報酬に関する方針および実務は、管理会社が管理するUCITSのリスク・プロフィール、ファンド規則または設立文書に合致しないリスクを取ることを奨励したり、管理会社のUCITSの最善の利益のために行為する義務の遵守を損なったりするものではないものとする。
- 報酬に関する方針および実務には、固定と変動の要素がある給与と任意支払方式による年金給付が含まれる。
- 報酬に関する方針および実務は、その専門的業務が管理会社または管理会社が管理するUCITSのリスク・プロファイルに重大な影響を及ぼしうる上級管理職、リスクを取る者、内部統制担当者または従業員のうち上級管理職やリスクを取る者と同じ報酬区分に属する報酬総額の中から報酬を受け取る従業員を含む各役職員に適用される。
- (7) 管理会社は、上記(6)に定める報酬方針を策定し、適用するにあたり、自社の規模、組織および事業の性質、範囲、複雑さに応じて、以下の各原則を適用ある範囲において遵守するものとする。
- (a) 報酬方針は、健全かつ効果的なリスク管理と合致し、これを推進するものであるものとし、管理会社が管理するUCITSのリスク・プロフィール、規則または設立文書と矛盾するリスクを取ることを奨励しない。
- (b) 報酬方針は、管理会社および管理会社が管理するUCITSの、および当該UCITSの投資家の、事業上の戦略、目的、価値観および利益に合致するものであるものとし、また、利益相反を回避する措置が含まれているものとする。
- (c) 報酬方針は、管理会社の経営陣がその監査機能の一環として採用し、経営陣は報酬方針の一般原則を少なくとも年1回の割合で見直し、報酬方針の実施につき責任を負い、これを監視するものとする。本項に関連する業務は、該当する管理会社において業務執行機能を担わずかつリスク管理および報酬についての専門的知識を有する経営陣の中の構成員のみによって執り行われるものとする。
- (d) 報酬方針の実施状況は、経営陣によりその監査機能の一環として採用された報酬の方針および手続の遵守について、少なくとも年1回の割合で、中央的かつ独立した形での社内見直しの対象とされる。
- (e) 内部統制機能を担っているスタッフは、同スタッフが負う責任に関連する目的の達成度に応じて報酬を受け取るものとし、同スタッフが統制する事業分野の業績は問わない。
- (f) リスクの管理およびコンプライアンスの機能を担う上級役員の報酬は、報酬委員会が設置される場合は報酬委員会の直接の監視下に置かれる。
- (g) 報酬が業績に連動する場合、報酬総額は、個別の業績を評価する際、個人および関連する事業部門またはUCITSの各業績評価と、UCITSのリスクおよび管理会社の業績結果全般の評価の組み合わせに基づくものとし、財務および非財務それぞれの基準を考慮に入れるものとする。
- (h) 業績評価は、評価プロセスがUCITSのより長い期間の業績およびUCITSへの投資リスクに基づいて行われかつ業績ベースの報酬要素の実際の支払が管理会社が管理するUCITSの投資家に対して推奨する保有期間を通じて分散するよう、同期間に適切な複数年の枠組みの中で行われる。
- (i) 保証変動報酬は例外的に行われ、新規スタッフの雇用時のみに、最初の1年に限定してなされる。
- (j) 報酬総額の固定および変動の要素は、適切にバランスが取られ、固定報酬の要素は、報酬総額の相当部分とされ、変動報酬の要素を一切支給しない可能性も含めて変動要素を十分に柔軟な方針で運用することができるようにする。
- (k) 満期前の契約解約の場合の支払は、契約終了までの期間において達成された業績を反映するものとし、失策については不問とする形で設計する。

(l) 変動報酬の要素またはプールされる変動報酬の要素を算定するために使用される業績を測定するため、関連する現在および将来のすべてのリスクの種類を統合することのできる包括的な調整メカニズムが含まれる。

(m) UCITSの法制およびUCITSのファンド規則またはその設立文書に従うことを条件として、変動報酬の要素の相当部分は、また、いかなる場合においても少なくともその50%は、関連するUCITSの受益証券口数、同等の所有権または株式連動の証券もしくは本項において言及される証券と同等の効果的なインセンティブを提供する同等の非現金証券で構成される。ただし、UCITSの管理が管理会社が管理している全ポートフォリオの50%に満たない場合は、かかる最低限50%の制限は適用しない。

本項で言及される証券は、管理会社、その管理するUCITSおよび当該UCITSの投資家の各利益と報酬を受ける者のインセンティブとを連携させる目的で設計される適切な保有方針に従う。本項は、以下(n)に従って繰り延べられる変動報酬の要素の部分および繰り延べられない変動報酬の要素の部分のいずれにも適用される。

(n) 変動報酬の要素の相当部分は、また、いかなる場合においても少なくともその40%は、UCITSの投資家に対して推奨される保有期間として適切と考えられる期間について、また、当該UCITSのリスク性質と正確に合致する期間について、繰り延べる。

本項で言及される期間は、少なくとも3年とする。繰延べの取決めに基いて支払われる報酬を受ける権利は、当該期間に比例して発生する。特に高額の変動報酬の要素の場合には、少なくとも60%は繰り延べられるものとする。

(o) 変動報酬は、繰り延べられる部分も含めて、管理会社全体の財務状態に照らして管理会社が持続可能かつ事業部門、UCITSおよび該当する個人の各業績に照らして正当と認められる場合に限り、支払われまたは権利が発生する。

変動報酬の総額は、原則として、管理会社または該当するUCITSが芳しくないか好ましくない財務実績であった場合は、現在の報酬およびその時点で発生済みとされる金額を、ボーナス・マルス・システムやクローバック(回収)を含めて減額することを考えつつ大幅に縮小されるものとする。

(p) 年金方針は、管理会社および管理会社が管理するUCITSの事業上の戦略、目的、価値観および利益に合致するものであるものとする。

従業員が定年退職より前の時点で管理会社を辞める場合、任意支払方式による年金給付は、退職後5年間は、上記(m)項に定める証券の形式で管理会社により保有されるものとする。従業員が定年退職する場合は、任意支払方式による年金給付は、同じく5年間の留保期間後に上記(m)項に定める証券の形式で支払われるものとする。

(q) 役職員は、個人のヘッジ戦略または報酬に関する保険や役員賠償に関する保険を、その報酬の取決めに含まれるリスク調整効果を弱めるために利用しない旨約束する。

(r) 変動報酬は、2010年法の法的要件を回避することを容易にするピークルや方式を通じては支払われない。

上記の各原則は、その専門的業務が管理会社または管理会社が管理するUCITSのリスク・プロファイルに重大な影響を及ぼしうる上級管理職、リスクを取る者、内部統制担当者または従業員のうち上級管理職やリスクを取る者と同じ報酬区分に属する報酬総額の中から報酬を受ける従業員を含む各役職員の利益のために行われる、管理会社が支払うその種類を問わない給付、成功報酬を含めてUCITS自体が直接支払う金額、およびUCITSの受益証券もしくは投資証券の何らかの譲渡に適用される。

自社の規模またはその管理するUCITSの規模、その組織および活動の性質、範囲、複雑さにおいて重要な管理会社は、報酬委員会を設置するものとする。報酬委員会は、報酬に関する方針および実務、ならびにリスク管理に資するインセンティブについてその要求に適切かつ独自の判断を行うことができる形で構成されるものとする。

指令2009/65/EC第14a(4)で言及されるESMA指針に従って設置される報酬委員会(該当する場合)は、管理会社または関連するUCITSのリスクやリスク管理への配慮および経営陣がその監査機能の一環として行う場合を含む、報酬に関する決定の作成に責任を負うものとする。報酬委員会の議長は、該当する管理会社の経営陣の中で業務執行機能を担わない構成員が務めるものとする。報酬委員会の委員は、該当する管理会社の経営陣の中で業務執行機能を担わない構成員とする。

従業員が経営陣に占める割合が労働法上定められている管理会社に関しては、報酬委員会には、一もしくは複数の従業員代表者を含めるものとする。報酬委員会は、その決定を作成するにあたり、投資家その他ステイクホルダーの長期的な利益および公共の利益を考慮に入れるものとする。

(8) 管理会社は、管理会社が投資家の苦情に適切に対応することを確保し、かつ、管理会社が他の加盟国において設定されたUCITSを運用する場合、投資家によるその権利の行使に規制がないことを確保するため、2010年法第53条に従い措置を講じ、かつ適切な手続および取決めを設定するものとする。かかる措置により、投資家は、加盟国の複数の公用語または公用語のうちいずれかにより苦情を提出することが認められなければならない。

管理会社は、UCITS所在加盟国の公的または監督当局の要求に応じて情報を提供することができるよう、適切な手続および取決めを設定するものとする。

(9) 管理会社は、1993年法第1条(1)に規定する関連代理人を任命することができる。

管理会社が関連代理人の任命を決定する際、当該管理会社は、2010年法に基づき許可される行為の範囲内で、1993年法第37-8条に従う投資会社に適用される規則を遵守しなければならない。

3.3 設立の権利および業務提供の自由

(1) 2010年法第15章に従い認可された管理会社が、その他の活動または業務を行うことを提案することなく、2010年法別表に定めるとおり自らが運用するUCITSの受益証券を支店を設置せずにUCITS所在加盟国以外の加盟国において販売することのみを提案する場合、当該販売は、2010年法第6章の要件のみに従うものとする。

(2) 指令2009/65/ECに従い、他の加盟国の監督当局により認可された管理会社は、支店の設置によるかまたは業務提供の自由に基づき、ルクセンブルグで、当該認可された活動を行うことができる。2010年法はかかる活動をルクセンブルグで行うための手続および条件を定めている。

(3) 2010年法第15章に従い認可された管理会社は、支店の設置によるかまたは業務提供の自由に基づき、他の加盟国の領域内で、認可された活動を行うことができる。2010年法はかかる活動を他の加盟国で行うための手続および条件を定めている。

3.4 UCITS管理会社に適用される規則

CSSF規則No.10-4は、管理会社の基本的な設立要件ならびにその利益相反、業務遂行およびリスク管理に関する要件を定めている。

2018年8月23日、CSSFは、以前適用されていたCSSF告示12/546に代替する告示18/698を発行した。

ルクセンブルグのUCITS管理会社および自己運用型投資法人のみを対象としたCSSF告示12/546とは異なり、CSSF告示18/698は、あらゆる投資ファンド運用会社(すなわち、UCITS管理会社および自己運用型投資法人だけでなく、第16章管理会社、AIFMおよび2013年法第4条第1項b)の意味における内部運用されるAIF)および登録事務代行会社の機能を行使する事業体を対象としている。

当該告示により、CSSFは、投資ファンド運用会社の認可に関するその最新の規制上の慣行を確認するとともに、投資ファンド運用会社の活動の量および性質を考慮して投資ファンド運用会社が適切な人材を利用できるようにする必要性を特に重視しつつ、CSSFが投資ファンド運用会社の内部組織、実体、方針および手続に特に注意を払っていることを示している。この点において、CSSF告示18/698は、()投資ファンド運用会社により要求される業務執行役員および従業員の人数、ならびに()取締役および業務執行役員が有することが認められる権限の数を定めている。

後者は、当該告示が投資ファンド運用会社に影響を及ぼすだけでなく、投資ファンド運用会社、UCITS、AIFおよびこれらに関連する特別目的ビークルの取締役会の構成員に影響を及ぼすことを意味する。

さらに、C S S F 告示18/698は、投資信託、その投資家、販売に関与する仲介業者および投資信託のために行われる投資に関連するマネーロンダリングおよびテロ資金供与の防止に関してC S S F が期待することを明確にしている。

C S S F は、投資ファンド運用会社に対し、運用委員会会議および取締役会の開催に関して形式に従うよう要求しており、統治組織およびC S S F のために異なる報告書を作成することについても言及している。

当該告示は、デュー・ディリジェンスおよび委託先の継続的な監視の要件について追加的な説明を提供している。

また、C S S F は、投資ファンド運用会社に適用される内部統制、管理機能、運用機能および技術基盤の要件を、M i F I Dファームに適用される要件により厳密に一致させている。

2019年12月20日、C S S F は、オープン・エンド型U C Iの流動性リスク管理に関するI O S C Oの勧告を実施する告示19/733を公表した。当該告示は、運用される各U C Iのレベルにおける強固かつ効果的な流動性リスク管理プロセスの実施のために、管理会社がI O S C Oの勧告(当該告示に添付される。)を適用することおよび関連するI O S C Oの良好な慣行(I O S C Oのウェブサイトで購入可能である。)を利用することをC S S F が期待していることを明確にするものである。

I O S C Oの勧告において扱われる流動性リスク管理プロセスの主要な要素は、当該告示において要約されている。すなわち、U C Iの設計プロセス、U C Iの日々の流動性管理および危機管理計画である。

4. ルクセンブルグのU C I T Sに関する追加的な法律上および規制上の要件

4.1 ルクセンブルグのU C I T Sの認可、登録および監督

4.1.1 U C I T Sの認可および登録

2010年法第129条および第130条は、ルクセンブルグ内で活動するすべてのファンドの認可・登録に関する要件を規定している。

- () 次の投資信託はルクセンブルグのC S S F から正式な認可を受けることを要する。
 - ルクセンブルグの投資信託は、設立または設定の日から1か月以内に認可を受けること。
 - E U加盟国以外の国の法律に基づいて設立・設定されまたは運営されている投資信託および他のE U加盟国で設立・設定された投資信託ではあるが譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託(U C I T S)でないものについては、その証券がルクセンブルグ大公国内またはルクセンブルグ大公国から外国に向けて募集または販売される場合には、当該募集または販売を行う以前に認可を受けること。
- () 認可を受けたU C Iは、C S S Fによってリストに登録される。かかる登録は認可を意味する。
- () ルクセンブルグ法、規則およびC S S Fの告示の条項を遵守していない投資信託は、認可を拒否または登録を取り消されることがある。C S S Fのかかる決定およびC S S Fの制裁その他の行政措置に関する決定に対し不服がある場合には、行政裁判所(tribunal administratif)に不服申立をすることができ、かかる裁判所が当該申立の実体を審理する。ただし、不服申立がなされた場合も決定の効力は停止されない。当該申立は、争われている決定の通知日から1か月以内になされなければならない。これが満たされない場合は申立ができない。登録の取消の決定が効力を発生した場合、ルクセンブルグの地方裁判所は、検察官またはC S S Fの要請に基づき、該当するルクセンブルグのU C Iの解散および清算を決定する。

C S S Fの権限と義務は、2010年法第133条に定められている。

4.1.2 投資家に提供される情報

2010年法第150条は投資信託による目論見書、年次報告書および半期報告書の公表義務を定義している。

2010年法の第159条は、U C I T Sが、簡潔、かつ、専門的でない用語により記載された主要投資家情報文書(以下「U C I T S K I I D」という。)を公表する義務も規定している。

2010年法は、さらに以下の公表義務を定めている。

- 投資法人および管理会社は、自己が運用している各FCPのために、目論見書およびKIDおよびそれらの変更、ならびに年次報告書および半期報告書をCSSFに送付しなければならない。
- KIDは、投資家がUCITSの受益証券/投資証券の申込みを行う前に、無償で投資家に提供されなければならない。

KIDは、加盟国以外の国の投資家に必ずしも提供される必要はない。ただし、かかる国の監督当局が、当該情報を投資家に提供するように要求する場合を除く。

さらに、目論見書および直近の公表されている年次報告書および半期報告書が、請求により無償で投資家に提供されなければならない。

- 投資家は、年次報告書および半期報告書を、目論見書およびKIDに記載された方法により入手できる。
- 年次報告書および半期報告書は、請求により投資家に無償で提供される。
- 監査済年次報告書ならびに監査済または未監査の半期報告書は、当該期間終了以降、4か月および2か月以内に公表されなければならない。

PRIIPs規則に従い、いわゆる「PRIIP」についてEUの個人投資家に対して助言、募集または販売する者および団体は、規則1286/2014に記載されるとおり、かかる個人投資家がPRIIPに投資する前にかかる個人投資家に対して主要情報文書(以下「PRIIPs KID」という。)を交付する必要がある。「PRIIP」との用語は、パッケージ型個人向け投資金融商品をいう。

PRIIPs規則は、2018年1月1日から適用され、2023年1月1日以降、UCITSは、PRIIPs KIDを作成しなければならない。

PRIIPs規則の目的は、()PRIIPs KID(最大A4 3頁)を通じて統一化および標準化された情報の提供を確保することにより、個人投資家保護を向上させることならびに()PRIIP市場の参加者全員(PRIIPの設定者、助言者および販売者)に対しEU全体で統一化された規則および透明性を課すことである。

PRIIPのコンセプトには、(クローズド・エンドかオープン・エンドかを問わず、UCITSを含む)あらゆる種類の投資ファンド、(その基礎形態が何であるかを問わず、かつ仕組預金を含む)仕組商品および(変額年金商品および配当付商品を含む)保険の方式による投資が含まれる。除外される投資商品はごく少数で、生命保険以外の商品、仕組預金以外の預金、雇用者による資金拠出が要求される個人年金商品である。

UCITSの受益証券/投資証券の販売に関する一切の広告においては、目論見書(および該当ある場合はUCITS KID/PRIIPs KID)が入手可能である旨について記載し、および入手場所を示さなければならない。

4.1.3 ルクセンブルグのUCITSに適用される主な規制

- 2011年7月1日時点での欧州のマナー・マーケット・ファンドに共通の定義に関する2010年5月19日付CESRガイドライン10-049(改正済)およびMMF規則(マナー・マーケット・ファンドに関する2017年6月14日付欧州議会および欧州理事会規則(EU)2017/1131)
- 設立要件、利益相反、業務遂行、リスク管理ならびに保管受託銀行および管理会社との契約の内容についての指令2009/65/ECを実施する2010年7月1日付委員会指令2010/43/EUを法制化する2010年12月22日付CSSF規則No.10-4(2022年7月27日付CSSF規則No.22-05により改正済)
- ファンドの併合、マスター・フィーダー構造および通知手続に係る特定の規定についての指令2009/65/ECを実施する2010年7月1日付委員会指令2010/44/EUを法制化する2010年12月22日付CSSF規則No.10-5(改正済)
- ルクセンブルグの投資信託および投資ファンド運用会社が販売前およびクロス・ボーダーの販売において遵守すべき新たな通知および通知解除の手続に関するCSSF告示22/810(CSSF告示11/509を廃止)
- 運用開始前のコンパートメント、再開待ちのコンパートメントおよび清算中のコンパートメントに関連する2012年7月9日付CSSF告示12/540

- 2010年法パート に服するUCITSの預託機関を務める信用機関およびその管理会社により代表されるすべてのUCITS(場合に応じて)に適用される規定に関するCSSF告示16/644(CSSF告示18/697により改正済)
- SFT規則(規則(EU)No. 648/2012を改正する、証券金融取引および再使用の透明性に関する2015年11月25日付欧州議会および欧州理事会規則(EU)2015/2365)
- 規則(EU)No 648/2012(EMIR)に基づく報告に関するESMA指針の適用に関するCSSF告示23/846
- ベンチマーク規則(指令2008/48/ECおよび指令2014/17/EUならびに規則(EU)No. 596/2014を改正する、金融商品および金融契約のベンチマークとしてまたは投資ファンドのパフォーマンスを測定するために用いられる指数に関する2016年6月8日付欧州議会および欧州理事会規則(EU)2016/1011)(改正済)
- SFR(金融サービスセクターにおける持続可能性に関連する開示に関する2019年11月27日付欧州議会および欧州理事会規則(EU)2019/2088)(改正済)
- タクソノミー規則(規則(EU)2019/2088を改正する、持続可能な投資を促進するための枠組みの確立に関する2020年6月18日付欧州議会および欧州理事会規則(EU)2020/852)
- 純資産価額の計算過誤、投資規則不遵守の事例およびその他UCIレベルで過誤が生じた場合の投資家保護に関するCSSF告示24/856

4.2 ルクセンブルグのUCITSに適用される追加的な規制

() 公募または販売の承認

2010年法第129条第1項は、すべてのルクセンブルグのファンドが活動を行うためにはCSSFの認可を受けなければならない旨規定している。

() 設立文書の事前承認

2010年法第129条第2項は、CSSFが設立文書または約款および保管受託銀行の選定を承認した場合にのみファンドが認可される旨規定している。

() 2010年法パート に従うUCITSは、上記()に定める条件のほか、以下の条件を満たさない限り、CSSFにより認可されないものとする。

a) FCPは、当該FCPを運用するための管理会社の申請書をCSSFが承認した場合に限り認可されるものとする。管理会社を指定した投資法人は、当該投資法人を運用するために指定された管理会社の申請書をCSSFが承認した場合に限り認可されるものとする。

b) 上記a)を損なうことなく、ルクセンブルグにおいて設立されたUCITSが指令2009/65/ECに従う管理会社により運用され、指令2009/65/ECに基づき他の加盟国の管轄当局により認可されている場合、CSSFは、2010年法第123条に従い、当該UCITSを運用するための管理会社の申請書について決定するものとする。

2010年法第129条第4項に基づき、CSSFは、以下の場合、2010年法第2条の範囲内においてUCITSの認可を拒否することがある。

a) 投資法人が2010年法第3章に定める前提条件を遵守していないことを立証した場合

b) 管理会社が2010年法第15章に基づきUCITSを運用することを認可されていない場合

c) 管理会社がその所在加盟国においてUCITSを運用することを認可されていない場合

2010年法第27条第1項を損なうことなく、管理会社または投資法人(該当する場合)は、完全な申請書が提出されてから2か月以内に、UCITSの認可が付与されたか否かにつき通知を受けるものとする。

() 販売資料

2005年4月6日付CSSF告示05/177によると、販売用資料については、それが利用される外国の権限ある当局による監督に服していない場合であっても、コメントを得るためにCSSFに提出する必要はないものとされている。ただし、CSSFの監督に服する者および会社は、提供する業務につき誤解を生じさせる勧誘資料を作成せず、また、必要に応じてかかる業務に固有の特定のリスクにつき言及するなどして、ルクセンブルグ内外の金融界の行為準則を継続的に遵守しなければならない。

これらの文書には、ルクセンブルグの法令により要求される情報に加えて、当該文書が用いられるルクセンブルグ以外の国において要求されるすべての情報を記載せねばならない。

2022年1月30日、C S S Fは、規則(E U) No.345 / 2013、規則(E U) No.346 / 2013および規則(E U) No.1286 / 2014を改正する、集団投資事業のクロス・ボーダーの販売の促進に関する2019年6月20日付欧州議会および欧州理事会規則(E U) 2019 / 1156(改正済)に基づくマーケティング・コミュニケーションに関するE S M A指針(同指針は2021年8月2日に公表された。)の適用に関する告示22 / 795を公表した。この告示において、C S S Fは、当該マーケティング・コミュニケーションのオンライン上の側面も考慮することにより、U C I T SおよびA I Fのマーケティング・コミュニケーションがマーケティング・コミュニケーションであることの識別、U C I T SまたはA I Fの受益証券/投資証券を購入する上でのリスクおよびリターンに関する等しく目立つ形での説明ならびにマーケティング・コミュニケーションの公正、明確かつ誤解を招かない性質に関する共通原則を確立するE S M A指針をC S S Fが適用し、取り入れることを確認している。

() 目論見書の記載情報

目論見書は、提案された投資について投資家が情報を得た上で判断を行うことができるようにするための必要な情報、特に、投資に付随するリスクに関する情報を含むものでなければならない。目論見書は、投資する商品のいかにかわらず、投資信託のリスク概要について明瞭かつ分かりやすい説明をしなければならない。

保管受託銀行に関しては、U C I T S の規則により、パート ファンドの目論見書において以下の情報を開示することを求められる。

- ・ 保管受託銀行の特定とその職務の詳細
- ・ U C I T S、投資家、管理会社および保管受託銀行の間の潜在的な利益相反の開示
- ・ 保管受託銀行が委託する保管機能の詳細、委託先および再委託先のリストならびにかかる委託により生じる可能性のある利益相反
- ・ 上記に関する最新の情報が要請に応じて投資家に公開される旨の記載
- ・ すべての資産の保管を集中させるために単一のまたは限定的な第三者を利用することの開示

2010年法のパート の範囲内に該当するU C I T Sに関しては、目論見書に以下の情報のいずれかを記載するものとする。

- a) 最新の報酬方針の詳細(報酬および給付の計算方法の詳細、報酬および給付の付与に責任を負う者の特定(存在する場合には、報酬委員会の構成を含む。))を含むが、これらに限られない。)
- b) 報酬方針の要約、ならびに最新の報酬方針の詳細(報酬および給付の計算方法の詳細、報酬および給付の付与に責任を負う者の特定(存在する場合には、報酬委員会の構成を含む。))を含むが、これらに限られない。)をウェブサイトで公開する旨(当該ウェブサイトへの言及を含む。))および要請に応じて紙による写しを無料で公開する旨の記載

目論見書は、少なくとも2010年法の別紙 のスケジュールAに記載される情報を含まなければならない。ただし、これらの情報が当該目論見書に付属する約款または設立文書に既に記載されている場合はこの限りではない。

() 目論見書の更新義務

2010年法第153条は、完全な目論見書の重要な部分は常に更新されなければならない旨を規定している。

() 財務報告および監査

1915年法第461 - 6条第2項の一部修正により、S I C A Vは、年次財務書類ならびに承認された法定監査人の報告書、運用報告書および関連する場合は監査役会の見解を、年次投資主総会の招集通知と同時に登録受益者に対して送付することを要しない。招集通知には、これらの文書を投資家に提供する場所および実務上の取決めを記載するものとし、各投資家が年次財務書類ならびに承認された法定監査人の報告書、運用報告書および監査役会の見解(該当する場合)の送付を請求することができる旨を明記するものとする。

1915年法の規定により、公開有限責任会社の取締役会は、事業年度の貸借対照表および損益計算書がルクセンブルグの商業および法人登記所に提出されている旨をR E S Aに公告する義務を負っている。

2010年法第154条は、ルクセンブルグの投資信託が年次報告書に記載される財務情報について、承認された法定監査人(réviseur d'entreprises agréé)による監査を受けなければならない旨を規定している。承認された法定監査人は、その義務の遂行にあたり、UCIの報告書またはその他の書類における投資家またはCSSF向けに提供された情報が当該UCIの財務状況および資産・負債を正確に記載していないと確認した場合は、直ちにCSSFに報告する義務を負う。承認された法定監査人はさらに、CSSFに対して、承認された法定監査人がその職務遂行に当たり知りまたは知るべきすべての事項についてCSSFが要求するすべての情報または文書を提供しなければならない。

CSSFは、そのリスク・ベースの監督を改善する観点から、2021年12月末に健全性上の目的およびAML/CFEの目的において三つの告示を公表した。これらの告示は、いわゆる「長文式報告書」の作成を求めた、UCITSおよびパート ファンドの監査人の業務指針に関する2002年12月6日付CSSF告示02/81に定められる要件を修正(し、代替)するものである。これらの告示は、見直された要件を他の規制を受ける事業体(SIF、SICARおよび投資ファンド運用会社)まで拡大適用するものである。

- CSSF告示21/788は、マネーロンダリングおよびテロ資金供与の防止に関する2012年12月14日付CSSF規則12-02(改正済)第49条において言及される承認された法定監査人(réviseur d'entreprises agréé)による新たなAML/CFE外部報告書の作成を導入するものである。
- CSSF告示21/789は、すべての認可を受けた投資ファンド運用会社、自己運用SICAVおよび自己運用AIFについて新たな自己評価質問票(以下「SAQ」という。)を導入するものである。同告示は、承認された法定監査人(réviseur d'entreprises agréé)の新たな要件を導入し、マネジメント・レターに適用される具体的な規制上の枠組みを定めるものでもある。この告示は、2010年法第125-1条の対象となる第16章管理会社に対するCSSF告示21/789の適用範囲を明確化し、マネジメント・レターの送信手続に関してCSSF告示18/698および19/708を廃止するCSSF告示23/839によって改正されている。
- CSSF告示21/790は、すべてのUCITS、パート ファンド、SIFおよびSICARについて新たなSAQを導入するものである。同告示は、承認された法定監査人の新たな要件を導入し、マネジメント・レターに適用される具体的な規制上の枠組みを定めるものでもある。

() 財務報告書の提出

2010年法第155条は、ファンドは年次報告書および半期報告書をCSSFに提出しなければならない旨を規定する。

2010年法第147条は、CSSFが、UCIに対しその義務の遂行に関する情報の提供を要求することができるとともに、当該目的のために、自らまたは任命する者を通じて、UCIの帳簿、会計書類、登録簿その他の記録および書類を検査することができる旨規定している。

IML告示97/136(CSSF告示08/348により改正)およびCSSF告示15/627に従い、2010年法に基づきルクセンブルグで登録されているすべての投資信託は月次および年次の財務書類をCSSFに提出しなければならない。

() 罰則規定およびその他の行政措置

1915年法および2010年法に基づき、1人または複数の取締役または投資信託(fonds d'investissement)の事務管理または運用に対して形式を問わず責任を有するその他の者が、同法の規定に違反した場合、禁固刑および/または、一定の場合には5,000,000ユーロ(または経営陣により承認された最新の入手可能な計算書に基づく法人の年間総売上高の10%)以下の罰金刑に処される。

(1) 2010年法の下、2010年法第148条第1項ないし第3項に言及される場合において、CSSFは、下記(2)記載の制裁およびその他の行政措置を、以下に対して課することができる。

- 2010年法パート およびパート に従うUCI、その管理会社、保管受託銀行およびCSSFの監督に服する、UCI業務に貢献する事業

- 直前の項目に言及される事業体の経営陣もしくは監査役会の構成員または2010年法第129条第(5)項に規定する範囲の当該事業体の業務を有効に行う者
 - (UCIが任意清算される場合) 清算人
- (2) かかる場合において、CSSFは、以下の処罰およびその他の行政措置を課することができる。
- a) 責任を負うべき者および法律違反の性質を特定する声明
 - b) 責任を負うべき者に対し違法行為の停止および再犯の排除を求める命令
 - c) (UCIまたは管理会社の場合) UCIまたは管理会社の認可の停止または取消し
 - d) 管理会社もしくはUCIの経営陣の構成員、または管理会社もしくはUCIにより雇用された、責任を負う他の自然人に対する、これらの団体もしくはその他類似の団体の経営機能の行使の一時禁止令または(度重なる重大な法令違反の場合) 永久禁止令
 - e) (法人の場合) 5,000,000ユーロ以下の罰金または経営陣により承認された最新の入手可能な計算書に基づく法人の年間総売上高の10%以下の金額(法人が親会社である場合または指令2013/34/EUに従って連結財務諸表を作成しなければならない親会社の子会社である場合は、会計領域の関連するEU法に従い、最終親会社の経営陣により承認された最新の入手可能な計算書に基づく関連する年間総売上高が、年間総売上高または対応する種類の収益となるものとする。)
 - f) (自然人の場合) 5,000,000ユーロ以下の罰金
 - g) 上記e)およびf)の代わりとして、法律の違反から生じた利益が決定される場合、(上記e)およびf)の上限金額を上回る場合であっても) 当該利益の少なくとも2倍の金額以下の罰金
- (3) 2010年法の規定の違反に対する行政制裁または行政措置を課する決定(不服申立てが存在しないものに限られる。)について当該制裁または措置を課せられた者が知らされた後、CSSFは、不当な遅滞なく、CSSFのウェブサイト上で当該決定を公表するものとする。かかる公表は、少なくとも、当該違反の種類および性質ならびに責任を負うべき者の身元に関する情報を含むものとする。当該義務は、調査の性質を有する措置を課する決定には適用されない。ただし、法人の身元もしくは自然人の個人データの公表の均衡性を個別に評価した後において、当該公表は均衡性に欠くとCSSFが判断した場合、または、公表することで金融市場の安定性もしくは継続中の調査が危険にさらされる場合、CSSFは、以下のいずれかを行うものとする。
- a) 非公表とする理由がなくなるまで、当該制裁または措置を課する決定の公表を延期すること。
 - b) 適用法を遵守する方法により、匿名で当該制裁または措置を課する決定を公表すること(当該匿名による公表により、関係する個人データの効果的な保護が確保される場合に限られる。)
 - c) (上記a)およびb)に定める選択肢について、以下を確保するには不十分であると判断された場合) 制裁または措置を課する決定を公表しないこと。
 -) 金融市場の安定性が危険にさらされないこと。
 -) 重要ではない性質を有するとみなされる措置に関する当該決定の公表の均衡が取れていること。
- CSSFが匿名で制裁または措置を公表することを決定した場合、関連するデータの公表は、合理的な期間、延期される場合がある。ただし、当該期間内に、匿名の公表とする理由がなくなるとみなされる場合に限られる。
- (4) また、CSSFは、制裁または措置を課する決定が不服申立てに服する場合、その旨の情報および当該不服申立ての結果に関するその後の情報を、CSSFの公式ウェブサイト上で直ちに公表するものとする。制裁または措置を課する従前の決定を無効とする決定についても、公表するものとする。
- (5) 本条に従った制裁または措置の公表は、公表後5年から10年の間、CSSFのウェブサイト上に掲載され続けるものとする。

(6) 指令2009/65/ECの第99e条第(2)項に従い、C S S FがUCITS、管理会社またはUCITSの保管受託銀行に関する行政処罰または行政措置を公開した場合、C S S Fは、それと同時に、当該行政処罰または行政措置をESMAに報告するものとする。

さらに、C S S Fは、上記(1)c)に従い、課せられたが公表されていない行政処罰(当該行政処罰に関する不服申立ておよびかかる不服申立ての結果を含む。)をESMAに報告するものとする。

(7) C S S Fが行政処罰または行政措置の種類および罰金の水準を決定した場合、C S S Fは、それらが効果的で、均衡が取れており、制止的であることを確保するとともに、以下(該当する方)を含む、一切の関連する状況を考慮するものとする。

a) 違反の重大性および期間

b) 違反につき責任を負うべき者の責任の程度

c) 例えば、法人の場合は総売上高または自然人の場合は年間所得により記載される、違反につき責任を負うべき者の財務力

d) 違反につき責任を負うべき者が得た利益または回避した損失の重要性、他者に対する損害および(該当する場合)市場または広範な経済の機能性に対する損害(それらが決定される範囲に限られる。)

e) 違反につき責任を負うべき者によるC S S Fに対する協力の程度

f) 違反につき責任を負うべき者の従前の違反

g) 違反の後において当該違反につき責任を負うべき者により講じられた再犯防止措置

(8) C S S Fは、2010年法の規定の潜在的または実際の違反の報告を勧奨する効果的かつ信頼できるメカニズム(かかる違反の報告について連絡を取れる経路の確保を含む。)を確立する。

(9) 上記(8)に言及されたメカニズムには、少なくとも、以下が含まれる。

a) 違反報告の受領およびその後の対応に関する具体的な手続

b) UC I、管理会社、保管受託銀行およびC S S Fの監督に服する、UC I業務に貢献する事業の従業員で、これらの内部で犯された違反を報告した従業員を、少なくとも報復、差別その他の類の不公平な扱いから適切に保護すること

c) 個人データの処理に係る個人の保護に関する改正2002年8月2日法に従い、違反報告者および違反に責任を負うべきと主張される自然人の双方の個人データを保護すること⁴

d) 追加の調査またはその後の司法手続において開示が必要となる場合を除き、違反報告者に関していかなる場合においても秘密が保証されるようにする明確な規則

(10) 上記(1)に言及されたUC I、管理会社、保管受託銀行およびC S S Fの監督に服する、UC I業務に貢献する事業の従業員による違反の報告は、契約または法令もしくは行政規定により強制される情報開示制限の違反を構成せず、かかる報告に関するいかなる責任も報告者に負わせることはない。

(11) UC I、管理会社、保管受託銀行およびC S S Fの監督に服する、UC I業務に貢献する事業は、特定の独立した自律的な経路を通じて内部から違反を報告できるように自らの従業員のために適切な手続を設ける。

() C S S Fへの報告義務

C S S Fへの定期的な報告に加えて、管理会社およびUC Iは、健全性監督の目的でC S S Fに送信されるアドホックな情報を含む多くのアドホックな報告要件に従う。

⁴ 個人データの処理に係る個人の保護に関する2002年8月2日法は、データ保護国家委員会を設立し、また、個人データの処理に関連する自然人の保護および当該データの自由な移動に関する2016年4月27日付欧州議会および欧州理事会規則(EU)2016/679を施行し、また、労働法および公務員の昇進に関する処理の体制および条件ならびに手続を制定する改正2015年3月25日法を改正する、指令95/46/EC(一般データ保護規則)を廃止する、2018年8月1日付ルクセンブルグ法により廃止された点に留意されたい。

4.3 清算

4.3.1 投資信託の清算

2010年法は、ルクセンブルグ法に基づいて設立・設定された投資信託の清算に関し、さまざまな場合を規定している。

F C PまたはS I C A Vの存続期間が終了した場合、約款の規定に基づきF C Pが終了した場合または投資主総会決議によって会社型投資信託が解散された場合には、設立文書もしくは規約または適用される法令の規定に基づいて清算が行われる。

4.3.1.1 F C Pの強制的・自動的解散

a) 管理会社または保管受託銀行がその権限を停止し、下記b)にて言及される特定の状況に反することなしに通知期間の終了時または2か月以内に後任が見付からない場合

b) 管理会社が破産宣告を受けた場合

c) 連続して6か月を超える期間中、純資産価額が法律で規定されている最低額の4分の1を下回った場合

(注) 純資産価額が法律で要求される最低額の3分の2を下回った場合、自動的には清算されないが、C S S Fは清算を命じることができる。この場合、清算は管理会社によって行われる。

4.3.1.2 S I C A Vについては以下の場合には投資主総会に解散の提案がなされなければならない。

a) 資本金が、法律で規定される資本の最低額の3分の2を下回る場合。この場合、定足数要件はなく、単純多数決によって決定される。

b) 資本金が、上記最低額の4分の1を下回る場合。この場合、定足数要件はなく、当該S I C A Vの解散の決定は、かかる投資主総会において4分の1の証券またはパートナーシップ持分を保有する投資主によって決定される。

c) 投資主総会は、資本金が最低資本金の3分の2または4分の1を下回ったことが判明してから40日以内に開催されるよう招集されるものとする。

d) S I C A Vの設立文書に総会に関する定めがない場合、取締役またはマネージャーは、S I C A Vの資本金が法律で規定される最低額の3分の2を下回った場合に遅滞なくC S S Fに報告するものとする。かかる場合、C S S Fは、状況を考慮して、取締役またはマネージャーに対しS I C A Vの清算を要求することができる。

その他の法的形態については、異なる清算プロセスが存在する場合がある。

4.3.1.3 ルクセンブルグ法の下で存続するすべての投資信託は、C S S Fによる登録の取消または拒絶およびそれに続く裁判所命令があった場合に解散される。

4.3.2 清算の方法

4.3.2.1 通常の清算

清算は、通常、次の者により行われる。

a) F C P

管理会社、または管理会社によってもしくは約款の特別規定(もしあれば)に基づき受益者によって選任された清算人

b) 会社型投資信託

投資主総会によって選任された清算人

清算は、C S S Fがこれを監督し、清算人については、監督当局の異議のないことを条件とする(2010年法第145条第1項)。

清算人がその就任を拒否し、またはC S S Fが提案された清算人の選任を承認しない場合は、地方裁判所の商事部門が利害関係人またはC S S Fの請求により清算人を申請するものとする。

清算の終了時に、受益者または投資主に送金できなかった清算の残高は、原則として、ルクセンブルグの国立機関であるCaisse de Consignationに預託され、権限を有する者は同機関において受領することができる。

4.3.2.2 裁判所の命令による清算

地方裁判所の商事部は、C S S Fの請求によって投資信託を解散する場合、2010年法第143条および裁判所命令に基づく手続に従いC S S Fの監督のもとで行為する清算人を選任する。清算業務

は、裁判所に清算人の報告が提出された後裁判所の判決によって終了する。未分配の清算残高は上記4.3.2.1に記載された方法で預託される。

・ 2013年法に従うオルタナティブ投資ファンド

2013年7月15日に、AIFMをルクセンブルグ法に法制化するオルタナティブ投資ファンド運用会社に関する2013年7月12日付が公表された。

() 2013年法に従い、その通常業務が一または複数のAIFを運用することである法人は、（当該AIFMが2013年法の適用外である場合を除き）2013年法を遵守しなければならない。AIFとは、以下の投資信託（そのコンパートメントを含む。）をいうと定義される。

a) 多数の投資家から資金を調達し、かかる投資家の利益のために、定められた投資方針に従ってその資金を投資することを目的としており、かつ、

b) 指令2009/65/EC第5条に基づき認可を必要としない投資信託。

() 2013年法は、以下のAIFMには適用されない。

a) AIFM、AIFMの親会社もしくは子会社またはその他AIFMの親会社の子会社のみが投資家であるAIFを運用する、ルクセンブルグで設立されたAIFM（ただし、かかる投資家のいずれも、それ自体がAIFではないことを条件とする。）

b) ルクセンブルグで設立されたAIFMであり、共同運用もしくは共同管理により、または、直接的もしくは間接的な実質的保有により、当該AIFMと関連する会社を通じて、以下のいずれかのAIFのポートフォリオを直接的または間接的に運用するAIFM

() その運用資産（レバレッジの利用を通じて取得される資産を含む。）の総額が100百万ユーロの限度額を超えないAIF、もしくは

() レバレッジされておらず、各AIFへの当初投資日から5年間行使可能な買戻請求権を有していないAIFによりポートフォリオが構成される場合は、その運用資産の総額が500百万ユーロの限度額を超えないAIF

（それぞれを「最低限度額」という。）

AIFMは、上記b)()に基づき2013年法の適用が除外される場合であっても、CSSFへの登録を行わなければならない（以下「登録AIFM」という。）。登録AIFMは、CSSFへの登録時に、当該AIFMが運用するAIFを特定し、かかるAIFの投資戦略に関する情報をCSSFに提供する。登録AIFMは、その登録の完了後、CSSFに対し、CSSFが効率的にシステミック・リスクを監視できるようにするために、当該AIFMの主たる取引手段に関する情報、元本のエクスポージャーに関する情報、および当該AIFMが運用するAIFの最も重要な投資の集中に関する情報を定期的に（少なくとも年に一度）提供しなければならない。登録AIFMが最低限度額を上回る場合、当該AIFMは、CSSFにかかる変更を通知し、完全な認可の申請を行わなければならない。

当該AIFMは、AIFMDパスポート（下記 1.6を参照のこと。）の恩恵を受けることはなく、このためパート ファンドの販売は、国内私募規則に今後も準拠する。

1. 2013年法に従うAIFMおよび保管受託体制

1.1 AIFM

1.1.1 AIFMの概要

AIFの資格を有するルクセンブルグのファンドは、次に掲げるいずれかの例外が適用される場合を除き、認可済みAIFMにより運用されるものとする。

a) AIFMが、AIFによりまたはAIFのために選任される法人であり、かかる選任を通じてAIFを運用することにつき責任を負う「外部AIFM」である場合。

b) AIFMが、AIFの法的形態により内部運用が可能な場合で、AIFの統治組織が「外部AIFM」を選任しないことを選択した場合におけるAIFそれ自体（かかる場合、「内部AIFM」、すなわちAIFそれ自体がAIFMとして認可される必要がある。）である場合。

内部で運用されるAIFは、2013年法別表 に記載されるAIFの内部運用行為以外の行為に従事しないものとする。

前段落とは別に、外部AIFMは、さらに以下の業務を提供することができる。

- a) 指令2003/41/EUの第19条第1項に従い、投資家の権限付与に従い、顧客毎に一任ベースで行う年金基金および退職金運用機関により所有される投資ポートフォリオを含むこれらの運用
- b) 付随的業務としての
 -) 投資顧問業務
 -) 投資信託の投資証券または受益証券に関する保管および管理事務業務
 -) 金融証書に関する注文の受理および送達

AIFMは、2013年法第2章に基づき以下の業務の提供を認可されない。

- a) 上記段落に記載される業務のみ
- b) 上記段落のa)に記載される業務について認可を得ることなく、上記段落のb)に記載される付随的業務
- c) 管理事務、販売行為のみおよび/またはAIFの資産に関する行為
- d) リスク管理業務の提供を伴わないポートフォリオ運用業務またはポートフォリオ運用業務を伴わないリスク管理業務

1.1.2 AIFMの認可

ルクセンブルグで設立されたAIFMの行為を開始するには、CSSFの認可を条件とする。

認可申請は、以下の情報を含むものとする。

- a) AIFMの事業を実質的に行う者に関する情報
- b) 適格持分を有するAIFMの株主または社員(直接か間接か、自然人か法人かを問わない。)の身元およびこれらの保有額に関する情報
- c) AIFMが2013年法第2章(AIFMの認可)、第3章(AIFMの運営条件)および第4章(透明性要件)および、適用ある場合、第5章(特定タイプのAIFを運用するAIFM)、第6章(EUAIFMのEUにおけるEU AIFの販売および運用権限)、第7章(第三国に関する具体的規則)および第8章(個人投資家に対する販売)を遵守する方法に関する情報を含む、AIFMの組織構成を記載する活動プログラム
- d) 報酬方針に関する情報
- e) 第三者に対する業務の委託または再委託について締結された取り決めに関する情報

さらに、認可申請はAIFMが2013年法第6条に記載されるとおり運用を意図するAIFに関する情報を含むものとする。

認可の付与に伴い、AIFMは履行前に、とりわけCSSFが認可付与の根拠とした情報の重要な変更についてCSSFに通知する義務が生じる。

また、ルクセンブルグ法に準拠する投資ファンド運用会社の認可および組織に関するCSSF告示18/698ならびに投資ファンド運用会社および登録事務代行会社の機能を行行使する事業体に適用されるマネーロンダリングおよびテロ資金供与の防止に関する特定の規定(.3.4に詳述される。)は、AIFMの認可の取得および維持のための条件を定めている。

さらに、ルクセンブルグのAIFMは、CSSF告示19/733(上記 .3.4に詳述される。)にも服する。

1.2 AIFMとしても認可された管理会社

以下の団体はAIFMとしての資格を有する可能性がある。

- (a) UCITS / 2010年法第15章記載の管理会社
- (b) 2010年法(第125 - 1条および第125 - 2条)第16章記載の管理会社
- (c) 2010年法パート に従い内部運用されるUCI
- (d) 2007年法に従い内部運用されるSIF
- (e) 2004年法に従い内部運用されるSICAR
- (f) 2013年法に従い規制されるAIFMたる適格性を採用する予定のその他のルクセンブルグの団体
 - 1 . 2010年法、2007年法または2004年法による規制を受けないAIFに対して運用業務を提供するルクセンブルグの団体

2. 2010年法、2007年法または2004年法による規制を受けないA I Fの資格を有する、内部運用されるルクセンブルグの団体

1.2.1 第15章記載の管理会社

U C I T S / 2010年法第101条に従う第15章記載の管理会社の主な活動は、U C I T S 指令に従い認可されたU C I T Sの運用である。しかしながら、2010年法第15章に従いC S S Fにより認可され、ルクセンブルグに登録事務所を有する管理会社は、2013年第2章に基づくA I F Mとして行為するため追加許可をC S S Fから得ることを条件とし、A I F M Dが規定するA I FのA I F Mとして任命される場合もある。

A I F Mとして行為する第15章記載の管理会社に関する認可情報については、. 3を参照のこと。

1.2.2 その他の管理会社 - 第16章記載の管理会社

第16章記載の管理会社は、A I Fの管理会社およびA I F Mとして行為することができる。2010年法第125 - 1条、第125 - 2条および第126条は、第16章に基づき存続する管理会社は、充足しなければならない要件および遂行できる行為について規定している。

(1) 管理会社の業務の開始にはC S S Fの事前の認可が必要となる。

管理会社は、公開有限責任会社(société anonyme)、非公開有限責任会社(société à responsabilité limitée)、共同会社(société coopérative)、公開有限責任会社として設立された共同会社(société coopérative organisée comme une société anonyme)または株式有限責任事業組合(société en commandite par actions)として設立されなければならない。当該会社の資本は、記名式株式でなければならない。

認可を受けた管理会社は、C S S Fによってリストに登録される。かかる登録は認可を意味し、C S S Fは当該管理会社に対し、かかる登録がなされた旨を通知する。リストへの登録の申請は、管理会社の設立より前にC S S Fに対しなされなければならない。管理会社の設立は、C S S Fによる認可の通知後にのみ実行可能である。かかるリストおよびこれに加えられる修正は、C S S Fによりメモリアルにおいて公告される。

A) 以下B)に記載される2010年法第125 - 2条の適用を害することなく、2010年法第125 - 1条に基づき認可された管理会社は以下の活動にのみ従事することができる。

- () A I F M Dに規定される範囲内のA I F以外の投資ビークルの運用を行うこと。
- () A I F M Dに規定される範囲内のA I Fとしての適格性を有している一または複数の契約型投資信託、またはA I F M Dに規定される範囲内のA I Fとしての適格性を有している一または複数の変動資本を有する投資法人もしくは固定資本を有する投資法人のために、2010年法第89条第2項に規定する範囲の管理会社の業務を行うこと。かかる場合、管理会社は、当該契約型投資信託および/または変動資本を有する投資法人もしくは固定資本を有する投資法人に代わり、2010年法第88 - 2条第2項a)に従い外部A I F Mを選任しなければならない。
- () その運用資産が2013年法第3条第2項に規定される限度額のいずれかを超えない一または複数のA I Fの運用を行うこと。かかる場合、当該管理会社は、以下の事項を行わなければならない。
 - C S S Fに対して当該管理会社が運用するA I Fを特定すること。
 - 当該管理会社が運用するA I Fの投資戦略に関する情報をC S S Fに提供すること。
 - C S S Fに対し、C S S Fが効率的にシステミック・リスクを監視できるようにするために、当該管理会社の主たる取引手段に関する情報、元本のエクスポージャーに関する情報、および当該管理会社が運用するA I Fの最も重要な投資の集中に関する情報を定期的に提供すること。

上記に定められる限度額の条件を満たさなくなった場合で、当該管理会社が2010年法第88 - 2条第2項a)に規定する範囲の外部A I F Mを選任していない場合、または当該管理会社が2013年法に服することを選択した場合、当該管理会社は、2013年法第2章に規定される手続に従い、30暦日以内にC S S Fに対し認可の申請を行わなければならない。

A I F M Dに規定する範囲のA I F以外の投資ビークルがそれに関係する特定分野の法律により規制される場合を除き、管理会社は、いかなる場合も、b)またはc)に記載される業務をあわせて行うことなくa)に記載される業務のみを行うものとして、2010年法第125 - 1条に基づく認可を受けることはできない。

管理会社自らの資産の事務管理は、付随的なものである限り、これを行うことができる。

当該管理会社の本店および登録事務所は、ルクセンブルグに所在しなければならない。

2010年法第125 - 1条第4項a)またはc)に記載される活動を行う2010年法第125 - 1条の範囲内に該当する管理会社は、活動のより効率的な実施のため、自らの業務のいくつかをかかる管理会社を代理して遂行する権限を、第三者に委託することができる。この場合、以下の前提条件に適合しなければならない。

a) C S S Fは、適切な方法で通知を受けなければならない。

b) 当該権限付与は、管理会社に対する適切な監督を妨げるものであってはならず、特に、投資家の最善の利益のために、管理会社が行い、U C Iが運用されることを妨げてはならない。

c) 当該委託が投資運用に関するものである場合、当該権限付与は、資産運用の目的において認可を得ているかまたは登録されており、かつ慎重な監督に服している事業体にのみ付与される。

当該権限付与が慎重な監督に服する国外の事業体に付与される場合、C S S Fと当該国の監督機関の協力関係が確保されなければならない。

d) c)の条件が充足されない場合、かかる委託は、C S S Fの事前の承認を得た後でなければ、その効力を生じない。

e) 投資運用の中核的業務に関する権限は、保管受託銀行に付与されてはならない。

上記()の活動を行う2010年法第125 - 1条の範囲内に該当する管理会社は、当該管理会社が選任した外部A I F Mが当該管理会社の運用業務および販売業務を引き受けていない場合、活動のより効率的な実施のため、かかる業務のいくつかをかかる管理会社を代理して遂行する権限を、第三者に委託することができる。この場合、以下の前提条件に適合しなければならない。

a) C S S Fは、適切な方法で通知を受けなければならない。

b) 当該権限付与は、管理会社に対する適切な監督を妨げるものであってはならず、特に、投資家の最善の利益のために、管理会社が行い、および契約型投資信託、変動資本を有する投資法人または固定資本を有する投資法人が運営されることを妨げてはならない。

B) 2010年法第88 - 2条第2項a)に規定される範囲内の外部A I F Mを任命せずに、選任を受けた管理会社としてA I F M Dに規定する範囲の一または複数のA I Fを運用する2010年法第125 - 2条に基づき認可された管理会社は、運用資産が2013年法第3条第2項に規定される限度額のいずれか一つを上回る場合、2013年法第2章に基づき、A I FのA I F Mとしての認可をC S S Fから事前に取得しなければならない。

2010年法第125 - 2条に記載される管理会社は、2013年法別表 に記載される活動および同法第5条第4項に記載される非中核的活動にのみ従事することができる。

管理会社は、2010年法第125 - 2条に基づき運用するA I Fに関し、選任を受けた管理会社として、当該管理会社に適用される範囲において、2013年法に規定されるすべての規則に服する。

(2) C S S Fは以下の条件で管理会社に認可を付与する。

a) 申請会社は、その事業を効率的に行い、債務を弁済するに足る処分可能な十分な財務上の資源を有していなければならない。特に、払込済資本金として、125,000ユーロの最低資本金を有していなければならない。かかる最低金額は、C S S F規則により最大で625,000ユーロまで引き上げることができる。2010年法第125 - 1条の規定の対象となる第16章管理会社の自己資本は、125,000ユーロの限度額またはC S S F規則が定める最低限度額(場合に応じて)を下回ってはならない。しかし、その事態が生じ、正当な事由がある場合、C S S Fは、かかる管理会社に対し一定の期間でかかる事態を是正するか、または活動を停止することを認めることができる。

(注)本概要の冒頭記載の日付において、かかる規則は存在しない。

- b) 上記 a) に記載される自己資本は、管理会社の永続的な処分により維持され、管理会社の利益のために投資される。これらは流動資産または短期間で容易に換金可能な資産に投資されるものとし、投機的なポジションを含んではならない。
 - c) 管理会社の経営陣の構成員は、良好な評価を十分に得ており、その義務の遂行に必要な専門家としての経験を有していなければならない。これは、以下を意味する。
 - () 公開有限責任会社に関しては、取締役会の構成員、(二層制度における)監査委員会の構成員および経営委員会の構成員が上記 c) にて言及される者と異なる場合、かかる構成員(場合に応じて)
 - () その他の種類の会社に関しては、法律および設立文書により、管理会社を代表する組織の構成員
 - d) 管理会社の参照投資主またはメンバーの身元情報が C S S F に提供されなければならない。
 - e) 認可申請書に管理会社の組織構成が記載されなければならない。
- (3) 完全な申請書が提出されてから 6 か月以内に、申請者に対し、認可が付与されたか否かにつき連絡しなければならない。認可が付与されない場合は、その理由を示さなければならない。
- (4) 管理会社は、認可付与後直ちに業務を開始することができる。
- 当該認可の付与により、管理会社の経営陣、取締役会および監査役会の構成員は、C S S F が認可申請を検討する際に根拠とした重要な情報に関する一切の変更について、自発的に、完全で、明確かつ包括的な方法により書面にて C S S F に通知を行う義務を負うこととなる。
- (5) C S S F は、以下の場合、第16章管理会社に付与した認可を撤回することがある。
- a) 管理会社が12か月以内に認可を利用しない場合、明示的に認可を放棄する場合、または6か月を超えて2010年法第16章に定められる活動を中止する場合。
 - b) 虚偽の申述によりまたはその他の不正な手段により認可を取得した場合。
 - c) 認可が付与された条件を満たさなくなった場合。
 - d) 2010年法に従って採用された規定に重大かつ/または組織的に違反した場合。
 - e) 2010年法が認可の撤回事由として定めるその他の場合に該当する場合。
- (6) 管理会社は、自らのために、運用する U C I の資産を使用してはならない。
- (7) 運用する U C I の資産は、管理会社が支払不能となった場合、管理会社の財産の一部とはならない。かかる資産は、管理会社の債権者による請求の対象とならない。
- (8) .3.2(5)に定める行為規範は、第16章管理会社に対しても適用される。
- (9) 管理会社の認可は、その年次財務書類の監査を専門家としての適切な専門経験を有することを証明できる一または複数の承認された法定監査人 (réviseurs d'entreprises agréés) に委ねることが条件とされる。承認された法定監査人の変更は事前に C S S F の承認を得なければならない。
- (10) 管理会社の任意清算の場合、清算人は、C S S F から承認を受けなければならない。清算人は、誠実さについてのあらゆる保証および専門技術を提供しなければならない。
- また、第16章管理会社は、.3.4に詳述される C S S F 告示18 / 698に従う。

1.3 委託

2013年法に従い、A I F M は、業務を遂行する職務を自己の代わりに第三者に対して委託することが許可されているが、委託取り決めが発効する前に C S S F に対してその意思を通知するものとする。

2013年法第18条に従い、以下の条件が充足される必要がある。

- a) A I F M は、その委託のストラクチャー全体を客観的理由に基づき正当化できなくてはならない。
- b) 委託先は各業務を遂行するために十分な人員を配置しなければならず、実際に委託業務を行う者は十分に良好な評価および十分な経験を備えていなければならない。
- c) 委託業務がポートフォリオ管理またはリスク管理に関与する場合、C S S F の監督に服すか、その条件が充足できない場合は、C S S F の事前の承認を得て、資産運用のために認可または登録された組織に対してのみ委託されなければならない。
- d) 委託業務がポートフォリオ管理またはリスク管理に関与し、第三国の組織に委託される場合、c) の要件に加えて、C S S F および同組織の監督官庁間の協力が確保されなければならない。

e) 委託はA I F Mの監督の有効性を阻害してはならず、特にA I F Mが投資家の最善の利益のために行
為し、または運用されることを妨げてはならない。

f) A I F Mは、委託先がかかる業務を引き受ける資格と能力を有し、あらゆる適切な配慮の上
に選択され、A I F Mは委託された行為を常に実質的に監督し、委託先にいつでも追加指示を付与し、投資
家の利益にかなう場合は、即時に当該権限付与を撤回する立場にあることを示さなければならない。
A I F Mは各委託先が提供する業務を継続的に精査しなければならない。

(注) A I F Mは第三者が委託業務の適切な遂行のために必要とされる、十分な人員を有し、技能、知
識および専門知識を持つ十分な人員を雇用することを確保するため、委託先について適切な配慮
を当初から徹底し、委託業務の遂行を支援する適切な組織的構造を有するものとする。また、こ
の適切な配慮は、A I F Mによって、継続的に遂行されるものとする。

A I F Mは、保管受託銀行もしくは保管受託銀行の代理人またはA I F MもしくはA I Fの投資家と
利益が相反するその他の団体にポートフォリオ管理またはリスク管理を委託しないものとする。

上記の制限は、委託先が業務上および階層構造上、ポートフォリオ管理またはリスク管理の遂行を他
の潜在的相反リスクから分離している場合には、適用されない。

A I Fに対するA I F Mの責務は、A I F Mが第三者または再委託により業務の一部を委託した事実
により影響を受けないものとする。

A I F Mは、A I F Mの運用者として見なされなくなる程度まで、つまり、名義のみの団体としてみ
なされる程度まで、すべての業務を委託することはできない。

委託先がA I F Mから委託された業務の一部を再委託する範囲において、以下の条件を充足するもの
とする。

- 再委託に対するA I F Mの事前承認
- A I F Mは再委託契約の条項を当該契約遂行の前にC S S Fに通知すること。
- A I F Mからの委託先(第三者)に対する業務委託に関する上記の他の条件すべてを充足しなけれ
ばならない。

(注) ポートフォリオ管理は、ルクセンブルグのA I F Mによって非E U運用者に対して委託する
ことができる。認可済みルクセンブルグのA I F Mからの委託により、非E U運用者によっ
て最終的に運用されるルクセンブルグのA I Fは、E Uパスポートに基づき、E Uでプロの
投資家に対して販売することができる。

また、委託に関するC S S F告示18 / 698の規定を遵守しなければならない。

関連代理人

ルクセンブルグで設立されたA I F Mは、1993年法第1条1)に規定する関連代理人を任命するこ
とができる。

A I F Mが関連代理人の任命を決定する際、当該A I F Mは、2013年法に基づき許可される行為の範
囲内で、1993年法第37 - 8条に従う投資会社に適用される規則を遵守しなければならない。

1.4 透明性要件

1.4.1 投資家に対する開示

A I F Mは、A I F Mが運用する各E U A I FおよびA I F MがE U内で販売する各A I Fについ
て、A I Fの規約(またはF C Pの場合は約款)に基づき投資家がA I Fに投資する前に投資家に下
記の情報およびそれらの重要な変更を提供しなければならない。

- A I Fの投資戦略および投資目的の記載ならびにA I Fが投資戦略または投資目的もしくはその
両方を変更する際の手続に関する記載
- 投資のために締結した契約関係の主な法的意味についての記載
- A I F M、A I Fの保管受託銀行、監査役およびその他の業務提供者の身元ならびにそれらの職
務および投資家の権利に関する記載
- A I F Mの専門職業賠償責任要件の遵守状況に関する記載
- 保管受託銀行により委託された委託管理業務および保管業務、委託先の身元、かかる委託により
生じる可能性がある利益相反に関する記載
- A I Fの評価手続および資産評価のための価格決定方法に関する記載

- A I Fの流動性リスク管理、買戻権利および買戻り決めに関する記載
- 投資家が直接または間接に負担するすべての報酬、手数料および費用ならびにそれらの限度額に関する記載
- A I F Mが投資家に対する公正な対応を確保する方法、および投資家が優遇措置を受けるか、優遇措置を受ける権利を取得する場合はいつでも、当該優遇措置、当該優遇措置を取得する投資家の種別、および関連ある場合は、A I FまたはA I F Mとの法的または経済的関連についての記載
- 2013年法第20条に記載される直近年次報告書
- 受益証券または投資証券の発行および販売の手続および条件
- 2013年法第17条に基づき決定されるA I Fの直近純資産価額またはA I Fの受益証券もしくは投資証券の直近市場価格
- 入手可能な場合、A I Fの過去の実績
- プライム・ブローカーの身元ならびに、A I FおよびA I Fのプライム・ブローカー間の重要な取り決めに関する記載、および関連する利益相反の管理方法、保管受託銀行との契約における、A I F資産の譲渡および再利用の可能性に関する規定、ならびにプライム・ブローカーに対する責務の譲渡に関する情報
- レバレッジ利用、リスク特性およびA I Fのポートフォリオの流動性管理に関する情報の定期的開示の方法および時期に関する記載

A I Fがその目論見書に公表する必要がある情報に付加される情報のみ、別途または目論見書の追加情報として開示する必要がある。

上記のとおり、A I F Mは管理する各E U A I FおよびE Uにおいて販売する各A I Fについて、資産の非流動性に関する情報、ファンドの流動性管理の取り決めおよび直近のリスク特性を定期的に投資家に開示するものとする。

A I F Mは、さらにA I Fのレバレッジ利用に関する情報を開示するものとし、A I Fが許容し得るレバレッジの上限の変更ならびに担保再利用の権限またはレバレッジ契約に基づき認められる保証および当該A I Fが用いるレバレッジの総額について、定期的の開示するものとする。

また、A I F Mは、目論見書または個別の文書を通じて、S F T規則に基づき提供されるべき情報を開示する。

1.4.2 年次報告書

ルクセンブルグで設立されたA I F Mは、管理する各E U A I FおよびE Uにおいて販売する各A I Fについて、各会計年度の年次報告書をその関係会計年度末から6か月以内に入手可能にしなければならない。

年次報告書は、請求に基づき投資家に提供され、C S S Fおよび適用ある場合、A I Fの所在加盟国に提供されなければならない。

規制ある市場での取引が認可されたA I Fは、指令2004/109/EC⁵に基づき、年次財務報告書とその関係会計年度末から4か月以内に公表することを要求されている。

年次報告書は、監査を受けなければならない、少なくとも貸借対照表または資産および負債計算書、収益および費用計算書、会計年度中の活動報告、投資家に提出すべき情報の重要な変更（前記1.4.1参照のこと。）ならびにA I F Mが役職員に支払った会計年度中の報酬総額およびA I Fが支払った繰り越し利息に関する情報を記載するものとする。

⁵ 指令2004/109/ECとは、指令2001/34/ECを改正する、規制市場において証券の取引が許可されている発行体に関する情報に関連する透明性要件の調和に関する2004年12月15日付欧州議会および欧州理事会指令2004/109/EC（随時改正および補足済）をいう。

1.4.3 C S S Fへの報告義務

2013年法第22条に従い、A I FはC S S Fに定期的に報告しなければならない。

当該報告は、AIFMが管理するAIFのためにAIFMが取引する主な商品、AIFMが取引する主要な市場、AIFMが取引する主な商品、AIFMが加入する市場または積極的に取引を行う市場ならびにAIFMが管理する各AIFの主なエクスポージャーおよび最も重要な集中投資に関する情報を含むものとする。

AIFMは、管理する各EU AIFおよびEUにおいて販売する各AIFについて、CSSFに以下の情報を提供しなくてはならない。

- 非流動性により生じる特定の取り決めに従うAIFの資産の割合
- AIFの流動性を管理するための新たな取り決め
- AIFの直近リスク特性ならびに市場リスク、流動性リスク、カウンターパーティー・リスクおよびオペレーション・リスクを含むその他のリスクを管理するためAIFMが用いるリスク管理システム
- AIFが投資した資産の主な種類に関する情報
- 2013年法のリスク管理および流動性管理の規定に従い実施されたストレス・テストの結果

AIFMの報告期間の頻度は、AIFの構造、運用資産の額および使用されたレバレッジの水準に基づく。

- 運用資産の総額がAIFMDの第3(2)条(a)項および(b)項の条項に基づく1億ユーロまたは5億ユーロいずれかの上限を超えるが、10億ユーロ未満のAIFのポートフォリオを運用するAIFMの場合、運用する各EU AIFおよびEU内で販売する各AIFについて半年毎
- 上記の要件に従うAIFMの場合、レバレッジの利用により取得した資産を含む運用資産総額が、各AIFについて5億ユーロを超える場合、当該AIFについて四半期毎
- 運用資産の総額が10億ユーロを超えるAIFのポートフォリオを運用するAIFMの場合、運用する各EU AIFおよびEU内で販売する各AIFについて四半期毎
- 主要投資方針に従い、支配権取得のため非上場の企業および発行体に投資し、AIFMの運用下にあるレバレッジされていない各AIFについては、1年毎

前記1.4.2に記載される年次報告書に加えて、AIFMは、請求に応じてCSSFに、運用するすべてのAIFに関する詳細なリストを各四半期末に提供しなければならない。

CSSFへの定期的な報告に加えて、AIFMおよびAIFは、健全性監督の目的でCSSFに送信されるアドホックな情報を含む多くのアドホックな報告要件に従う。

1.4.4 レバレッジの報告

大規模にレバレッジを用いるAIFを運用するAIFMは、運用する各AIFが用いるレバレッジの全体的な水準、現金または証券の借り入れにより生じるレバレッジおよび金融デリバティブ商品に組み込まれたレバレッジ間の内訳、ならびにAIFの資産がレバレッジ契約に基づき再利用された範囲についての情報をCSSFに提供するものとする。

かかる情報は、AIFMが運用する各AIFのために借り入れた現金または証券の上位5出所の身元および各AIFのために、これらの各出所から受領したレバレッジの金額を含むものとする。

CSSFが当該通信がシステミック・リスクの有効な監視のために必要と見なす場合、AIFMに対し、定期的かつ逐次ベースで、1.4記載の情報に加えて情報の伝達を要求する場合がある。

1.5 保管受託銀行

2013年法は、非個人向けパート ファンドを含む完全にAIFMDの範囲内に該当するAIFに関する新保管受託制度を導入した。

1.5.1 適格保管受託銀行

2013年法は、金融商品以外の資産の専門保管受託銀行の導入により適格性を有する保管受託銀行のリストを拡張する。

この新たな金融セクターの特殊専門機関の活動は、()当初の投資から5年間において行使することができる買戻権がなく、かつ、()主な投資方針に基づき、2013年法第19条第8項(a)に基づき保管される資産に通常投資しないか、または通常発行者もしくは非上場会社(例えば、主にプライベート・エクイティ・ファンドおよび不動産ファンド)に対する支配権取得を目指す2007年法に規定

するS I F、2004年法に規定するS I C A RおよびA I F M Dに規定するA I Fに対する保管受託機能の提供として1993年法によって定義されている。

かかる活動は、通信事務代行者、登録事務代行者、管理事務代行者および/または所在地事務代行者に適合するその他の者の業務と両立し、500,000ユーロの最低資本要件を条件とする。

前段落に記載され、上記の条件でのみ使用することができる新たな金融セクターの特殊専門機関に加えて、適格性を有する保管受託銀行は、（従前の保管受託制度と同じく）通常ルクセンブルグで設立された信用機関である。さらにルクセンブルグの投資会社は、以下の条件を充足する場合、保管受託銀行としても行為することができる。

- 投資会社の認可は、1993年法別表 の第C項1において言及される、顧客のための金融商品の保護預かりおよび管理に関する付随的なサービスを含むこと。
- 投資会社は、法人であること。
- 投資会社は、730,000ユーロの全額払込済最低資本を有しなければならないこと。
- 投資会社は、保管受託銀行として活動するために適切な組織構造および管理構造ならびに内部管理上の手続を含む内部統制上の手続を有しなければならないこと。
- 投資会社は、C S S Fによって明確にされるとおり、A I F M D第21条第3項(b)に規定される、自らの資金に関する要件を充足すること。

A I Fの保管受託銀行は、C S S Fによる要求に応じて、C S S FがA I Fによる2013年法の遵守を監視できるように特定の開示義務を遵守しなければならない。

さらに、すべての非U C I T Sの保管受託銀行（すなわち、U C I T Sとしての資格を有しないU C Iの保管受託銀行）は、C S S Fによる保管受託銀行の任命および承認に関するC S S F告示18 / 697の規定に従う。

C S S F告示18 / 697は、良好な統治原則を定め、以下のために保管業務を行うルクセンブルグの事業体の内部組織および良好な慣行に関するC S S Fの要件を詳述することにより、2013年法および/またはA I F M Rの一定の事項（また一定の範囲では2007年法および/または2004年法）について明確にし、またはその追加的な説明を提供している。

- A I F Mにより運用されるA I F
- 非個人向けパート ファンド
- 該当する場合、A I Fとしての資格を有しないS I FおよびS I C A R、ならびにA I Fとしての資格を有し、登録A I F Mにより運用されるS I FおよびS I C A R

1.5.2 職務および責任

2013年法に規定される範囲内に完全に該当するA I Fの保管受託銀行は、その義務および責任に関して、2013年法およびA I F M Rに規定される保管受託制度に従わなければならない。

かかる保管受託制度により、以下を含む特定の義務が保管受託銀行に課される。

- A I Fの資産の保護預かり義務
- A I Fのキャッシュ・フローを監視する義務
- 特定の監視業務

保管受託銀行自体が行使しなくてはならない監督およびキャッシュ・フロー監視とは異なり、保管受託銀行は、一定の条件下で、その保管業務の全部または一部を委託する権限を有する。

2013年法に基づき、保管受託銀行の責任制度もまた、見直され、強化されている。保管受託銀行は、保護預かりの対象とされている金融商品に損失が生じた場合に厳密に責任を負い、同一の種類の金融商品またはその対当額を、A I FまたはA I Fを代理して行為するA I F Mに対し、不当な遅滞なく返還しなければならない。かかる厳重な責任制度を回避する可能性は、非常に限られている。さらに、A I F M Dの第21条第13項に従い、数例の例外を条件とし、保管受託銀行の責任は、その業務の第三者に対する委託によって影響されないものとする。

さらに、保管受託銀行はまた、2013年法に基づく義務を適切に履行する際の保管受託銀行による過失または意図的な不履行によって、A I Fまたはその投資家が被った一切のその他の損失に関し、A I Fまたはその投資家に対して責任を負う。

1.6 A I Fの国境を越えた販売および運用

2013年法第6章（EU AIFMのEUにおけるEU AIFの販売および運用権限）および第7章（第3国に関する具体的規則）に規定される通り、AIFはAIFMに規定されるパスポート制度に基づき、認可済みAIFMによってルクセンブルグおよびその他の加盟国においてプロの投資家に販売される。これらの規定はさらに、認可済みAIFMが、これらのAIFを複数の国で運用することを許可する。

これは規制当局間の通知制度の利用により、AIFの販売または運用を行うためAIFMが受入加盟国からの認可を取得するか、AIFMが販売を希望する各加盟国の関連ある国内要件を満たす必要性を回避することにより達成される。

さらに、AIFMD第30a条（2013年法第28 - 1条および第28 - 2条により置き換えられ、2021年7月21日法により改正済）により、EU AIFMによるEUにおけるプレマーケティングに関する条件および届出手続が導入された。

2. 2013年法に従うオルタナティブ投資ファンドの概要

2.1 2010年法に従うパート ファンド

2.1.1 一般規定とその範囲

すでに記載したとおり、すべてのパート ファンドは、2013年法の規定するAIFとして資格を有する。2010年法第3条は、2010年法第2条のUCITS規定に該当するが、2010年法パート に該当するUCITSの適格性を取得するものではなく、パート に準拠するものとする。

- クローズド・エンド型のUCITS
- EUまたはその一部において、公衆に対してその受益証券の販売を促進することなく投資元本を調達するUCITS
- 約款または設立文書に基づき、EU加盟国でない国の公衆に対してのみ、その受益証券が販売されることがあるUCITS
- 2010年法第5章に規定する規則によりその投資方針および借入方針に鑑みて不適切であるとCSSFが判断する種類のUCITS

2.1.2 ルクセンブルグ・パート ファンドの投資制限

UCITSに該当しないルクセンブルグ投資信託に適用される制限は、CSSF規則によって、FCPについては2010年法第91条第1項に従い、SICAVについては2010年法第96条第1項に従い決定され得る。

（注）本概要の冒頭記載の日付において、当該規則は未だ発せられていない。

IML告示91/75は、パート ファンドについて一般的な投資制限を規定している。

パート ファンドに課されている投資制限の目的は、投資対象が十分に流動的かつ分散されていることを確保することである。限定的な例外はあるものの、パート ファンドは原則として、

- a) 証券取引所に上場されておらず、また定期的に運営され、かつ公認および公開されている別の規制市場でも取り扱われていない証券に対して、その純資産の10%を超えて投資できない。
- b) 一の発行体から発行された同じ種類の証券を10%を超えて取得することはできない。
- c) 一の発行体から発行された証券に、ファンドの純資産の10%を超えて投資することはできない。

上記の制限は、OECD加盟国もしくはその地方自治体、または地域もしくは世界を範囲とするECの公的国際機関により発行または保証されている証券には適用されない。

上記a)、b)およびc)の制限は、当該UCIがパート ファンドに適用されるものと同等のリスク分散化要件に従っていない場合は、オープン・エンド型UCIの受益証券の購入にも適用される。

上記の規則の適用除外については、個別の事例毎にCSSFとともに協議することができる。

上記 .2に記載されるとおり、MMF規則により、MMF規則の範囲内に該当するすべてのUCIは、MMF規則に基づきMMFとして認可を受けることを要求され、MMFの種類に応じて、MMF規則に基づきMMFとしての資格を有するパート ファンドに追加的な投資制限が課される。

2.1.3 管理会社およびAIFM

各パート ファンドは、2013年法第2章に基づき認可されたルクセンブルグで設立されたAIFMか、AIFMDの第2章に基づき認可された他の加盟国または第三国で設立されたAIFMのいずれか単一のAIFMによって運用されなければならない。

パート ファンドは、2013年法に従い、()パート ファンドの運用に責任を有する別のAIFMを任命することによって外部運用されるか、または()ファンドの法的形態が内部運用を許可する場合およびファンドの支配組織が外部AIFMを任命しないことを選択する場合、内部運用される。後者の場合、パート ファンドは、それ自身がAIFMとしてみなされ、()AIFMに適用される2013年法上の義務の全てを遵守すること、および()2013年法に基づく認可請求を提出することを要求される。

2.1.3.1 第15章にいう管理会社およびAIFM

これらの管理会社がパート ファンドを運用する条件は、前記の通りである。

2.1.3.2 第16章にいう管理会社およびAIFM

前記の記載事項は、原則として、パート ファンドを運用する第16章にいう管理会社に適用される。

2.1.4 パート ファンドの認可、登録および監督

2.1.4.1 認可および登録

パート ファンドは、その機能を遂行するため事前にCSSFの認可を受けなければならない。

パート ファンドは、CSSFがそれぞれ設立証書または約款および保管受託銀行の選任を承認した場合にのみ認可されるものとする。

前項に定める条件のほか、および2013年法第3条に規定される免除を条件として、パート ファンドは、2010年法第88 - 2条第2項a)に従って選任されたその外部AIFMが当該条項に従って事前に認可されている場合にのみ認可されるものとする。

内部運用されるパート ファンドは、2010年法第129条第1項に従い要求される認可に加えて、2013年法第3条に規定する例外を条件として、2013年法第2章に従い、AIFM自体として認可されなければならない。

パート ファンドの取締役は、十分に良好な評判があり、十分な経験を備えていなければならない。取締役および取締役の後任者の身元をCSSFに通達しなければならない。

認可済みパート ファンドは、CSSFによってリストに登録されるものとする。

2.1.4.2 投資家に提供される情報

2010年法第150条は、目論見書ならびに年次報告書および半期報告書を公表する投資信託の義務を規定している。

2010年法は、以下の公表義務を規定する。

- 投資会社および管理会社は、自己が運用する各FCPにつき、目論見書およびその訂正ならびに年次報告書および半期報告書をCSSFに送付しなければならない。

さらに、目論見書ならびに直近に公表された年次報告書および半期報告書は、投資家からの請求に応じて、無料で投資家に提供されなければならない。

- 年次および半期報告書は、目論見書に規定される方法で投資家に提供される。
- 監査済み年次報告書は、6か月以内に、半期報告書は3か月以内に公表されなければならない。

2010年法および2013年法によって、投資家に対する追加開示は、AIFMの範囲に完全に該当し、2013年法第2章に基づき認可されたAIFMによって運用されるか、または内部運用されるAIFM(後記参照のこと。)としての資格を有するパート ファンドに対し要求されている。

4.1.2に詳述されるとおり、2023年1月1日以降、EUの個人投資家に対して、いわゆる「PRIIP」について助言、募集または販売を行う者および団体は、個人投資家がPRIIP投資を行う前に、かかる個人投資家に対して、PRIIPs KIDを交付する必要がある。

PRIIPs規則は2018年1月1日から適用され、2023年1月1日以降、個人投資家に対して助言、募集または販売が行われるパート ファンドは、PRIIPs KIDを作成しなければならない。

パート ファンドの受益証券/投資証券の販売に関する一切の広告においては、目論見書（および該当する場合、UCITS KIID/PRIIPs KID）が入手可能である旨を言及し、どこで入手できるかを示さなければならない。

2.1.4.3 ルクセンブルグのパート ファンドに適用される追加的な規制

() 募集または販売の承認

2010年法第129条第1項は、全てのルクセンブルグのUCIが活動を行うためにはCSSFの認可を事前に受けなければならない旨規定している。

() 設立文書の事前承認

2010年法第129条第2項は、CSSFが設立文書または約款および保管受託銀行の選定を承認した場合にのみファンドが認可される旨規定している。

() 販売資料

2005年4月6日付CSSF告示05/177によると、販売用資料については、それが利用される外国の監督当局に服していない場合であっても、コメントを得るためにCSSFに提出する必要はないものとされている。ただし、CSSFの監督に服する者および会社は、提供する業務につき誤解を招くような勧誘資料を作成せず、また、必要に応じてかかる業務に固有の特定のリスクにつき言及するなどして、ルクセンブルグ内外の金融部門の行為準則を継続的に遵守しなければならない。

これらの文書には、ルクセンブルグの法令により要求される情報に加えて、当該文書が用いられるルクセンブルグ以外の国において要求されるすべての情報を記載せねばならない。

2022年1月30日、CSSFは、規則(EU)No.345/2013、規則(EU)No.346/2013および規則(EU)No.1286/2014を改正する、集団投資事業のクロス・ボーダーの販売の促進に関する2019年6月20日付欧州議会および欧州理事会規則(EU)2019/1156(改正済)に基づくマーケティング・コミュニケーションに関するESMA指針(同指針は2021年8月2日に公表された。)の適用に関する告示22/795を公表した。この告示において、CSSFは、当該マーケティング・コミュニケーションのオンライン上の側面も考慮することにより、UCITSおよびAIFのマーケティング・コミュニケーションがマーケティング・コミュニケーションであることの識別、UCITSまたはAIFの受益証券/投資証券を購入する上でのリスクおよびリターンに関する等しく目立つ形での説明ならびにマーケティング・コミュニケーションの公正、明確かつ誤解を招かない性質に関する共通原則を確立するESMA指針をCSSFが適用し、取り入れることを確認している。

() 目論見書の更新義務

2010年法第153条は、目論見書(全体版)の重要な部分は常に更新されなければならない旨を規定している。

() 財務状況の報告および監査

1915年法第461条の6第2項の一部修正により、SICAVは、年次財務書類ならびに承認された法定監査人の報告書、運用報告書および関連する場合は監査役会の見解を、年次投資主総会の招集通知と同時に登録受益者に対して送付することを要しない。招集通知には、これらの文書を投資家に提供する場所および実務上の取決めを記載するものとし、各投資家が年次財務書類ならびに承認された法定監査人の報告書、運用報告書および監査役会の見解(該当する場合)の送付を請求することができる旨を明記するものとする。

1915年法の規定により、公開有限責任会社の取締役会は、事業年度の貸借対照表および損益計算書がルクセンブルグの商業および法人登記所に提出されている旨をRESAに公告する義務を負っている。

2010年法第154条は、ルクセンブルグの投資信託が年次報告書に記載される財務情報について、承認された法定監査人(réviseur d'entreprises agréé)による監査を受けなければならない旨

を規定している。承認された法定監査人は、その義務の遂行にあたり、UCIの報告書またはその他の書類における投資家またはCSSF向けに提供された情報が当該UCIの財務状況および資産・負債を正確に記載していないと確認した場合は、直ちにCSSFに報告する義務を負う。承認された法定監査人はさらに、CSSFに対して、承認された法定監査人がその職務遂行に当たり知りまたは知るべきすべての事項についてCSSFが要求するすべての情報または文書を提供しなければならない。

CSSFは、そのリスク・ベースの監督を改善する観点から、2021年12月末に健全性上の目的およびAML/CFIの目的において三つの告示を公表した。これらの告示は、いわゆる「長文式報告書」の作成を求めた、UCITSおよびパート ファンドの監査人の業務指針に関する2002年12月6日付CSSF告示02/81に定められる要件を修正（し、代替）するものである。これらの告示は、見直された要件を他の規制を受ける事業体（SIF、SICARおよび投資ファンド運用会社）まで拡大適用するものである。

- CSSF告示21/788は、マネーロンダリングおよびテロ資金供与の防止に関する2012年12月14日付CSSF規則12-02（改正済）第49条において言及される承認された法定監査人（réviseur d'entreprises agréé）による新たなAML/CFI外部報告書の作成を導入するものである。CSSF告示21/789は、すべての認可を受けた投資ファンド運用会社、自己運用SICAVおよび自己運用AIFについて新たな自己評価質問票（以下「SAQ」という。）を導入するものである。同告示は、承認された法定監査人（réviseur d'entreprises agréé）の新たな要件を導入し、マネジメント・レターに適用される具体的な規制上の枠組みを定めるものでもある。この告示は、2010年法第125-1条の対象となる第16章管理会社に対するCSSF告示21/789の適用範囲を明確化し、マネジメント・レターの送信手続に関してCSSF告示18/698および19/708を廃止するCSSF告示23/839によって改正されている。
- CSSF告示21/790は、すべてのUCITS、パート ファンド、SIFおよびSICARについて新たなSAQを導入するものである。同告示は、承認された法定監査人の新たな要件を導入し、マネジメント・レターに適用される具体的な規制上の枠組みを定めるものでもある。

（ ）財務報告書の提出

2010年法第155条は、ファンドは年次報告書および半期報告書をCSSFに提出しなければならない旨を規定する。

2010年法第147条は、CSSFが、UCIに対しその義務の遂行に関する情報の提供を要求することができるとともに、当該目的のために、自らまたは任命する者を通じて、UCIの帳簿、会計書類、登録簿その他の記録および書類を検査することができる旨規定している。

IML告示97/136（CSSF告示08/348により改正）およびCSSF告示15/627に従い、2010年法に基づきルクセンブルグで登録されているすべての投資信託は月次および年次の財務書類をCSSFに提出しなければならない。

（ ）違反に対する罰則規定

1915年法および2010年法に基づき、1人または複数の取締役または投資信託（fonds d'investissement）の事務管理または運用に対して形式を問わず責任を有するその他の者が、同法の規定に違反した場合、禁固刑および/または、一定の場合には5,000,000ユーロ（または経営陣により承認された最新の入手可能な計算書に基づく法人の年間総売上高の10%）以下の罰金刑に処される。（さらなる詳細については、前記 .4.2（ ）項を参照のこと。）

2.1.5 保管受託銀行

パート ファンドの資産は、保護預りのため単一の保管受託銀行に委託されなければならない。関連するパート ファンドの発行文書において、その受益証券/投資証券がルクセンブルグ領域の個人投資家に対する販売が認められているか否かによって、パート ファンドは異なる保管受託制度に服する。

個人向けパート ファンドに関しては、.3に記載するUCITS保管受託制度が適用される。

非個人向けパート ファンドに関しては、.1.5に基づくA I F M D 保管受託制度が適用される。

2.1.6 清算

上記 .4.3「清算」の記載は、2010年法に従うパート ファンドの清算にも適用される。

. ルクセンブルグ投資信託および投資ファンド運用会社に適用される主要な持続可能な金融規制

本項は、ルクセンブルグ投資信託および投資ファンド運用会社に適用される主要な持続可能な金融規制の概要を記載したものでしかなく、文脈上適用されるルクセンブルグおよび欧州レベルの多数の法令を網羅するものではない。

1 . S F D R

S F D Rは2021年3月10日に発効した。S F D Rは、金融市場参加者（「金融市場参加者」または「F M P」）の定義にはU C I T S 管理会社およびA I F Mが含まれる。）が運用している金融商品（例えば、U C I T SおよびA I F）に関する持続可能性リスクの統合、持続可能性への悪影響の考慮および持続可能性関連情報の提供に関する金融市場参加者の透明性要件について規定している。

S F D Rは、「事業体レベル」（すなわち、U C I T S 管理会社およびA I F Mのレベル）および「金融商品レベル」（すなわち、関連するU C I T S 管理会社またはA I F Mが運用している投資信託のレベル）で特定の開示を行うことを義務付けている。

）S F D R第8条に基づく環境的特性および/もしくは社会的特性を促進するものであり、したがって何らかの形でE S G手法をその投資戦略に取り入れており、かつ、目論見書において開示されるファンドの投資方針に当該E S G手法を開示している大部分のファンドを含む可能性が高い投資信託、または

）S F D R第9条に基づく持続可能な投資目的を有する投資信託（その目的が炭素排出量の削減であるファンドを含む。）については、追加の開示が義務付けられている。

S F D Rの主な目的の一つは、金融商品同士の比較可能性を確保し、いわゆる「グリーンウォッシング」を防ぐためにこれらの開示要件を調和させることである。

S F D Rは、指令2009/65/E CおよびA I F M Dに基づく開示要件を補足するものであり、既存の法律上および規制上のU C I T SおよびA I F M Dの枠組みに取り入れられている。

さらに、S F D Rは、F M Pに対し、その報酬方針が持続可能性リスクの統合とどのように合致しているかについての情報を当該方針に記載し、当該情報をウェブサイト上で公表するよう求めている。

2022年4月6日、E U委員会は、「著しい害を及ぼさない」原則に関する情報の内容および提示の詳細を定め、契約前文書、ウェブサイトおよび定期報告書における持続可能性指標および持続可能性への悪影響に関する情報の内容、手法および提示ならびに環境的特性または社会的特性の促進および持続可能な投資目的の促進に関する情報の内容および提示を定めた規制技術基準に関する、欧州議会および欧州理事会規則（E U）2019/2088を補足する2022年4月6日付委員会委任規則（E U）2022/1288を採択した（以下「S F D R R T S」という。）。S F D R R T Sは、2023年1月1日から適用されている。

S F D R R T Sには、S F D Rのいくつかの規定に関する詳細な実施策が含まれている。S F D R R T Sでは、）投資決定がもたらす主な悪影響（以下「P A I」という。）に関して考慮すべき持続可能性要因の一覧の導入ならびに）関連する開示の比較可能性を向上させるためにS F D R R T Sの別紙に定める所定のテンプレート形式で開示することとなっているS F D R第8条および第9条により義務付けられる目論見書の開示、の二つの主要分野が取り扱われている。

S F D R R T Sは、金融商品が化石燃料ガスおよび/または原子力エネルギーに投資するものであるかを識別するための「はい/いいえ」で回答する質問を追加することにより、新たなR T S（テンプレート形式の契約前開示および定期的開示の別紙を含む。）によって改正されている。

U C I T SおよびA I Fの年次報告書について、F M Pは、S F D R R T Sの別紙に定めるテンプレート形式で、定期的開示情報を提示しなければならない。

2023年12月4日、欧州監督機構は、S F D R R T Sの改正に関する最終報告書を発表した。一定の変更が欧州委員会により義務付けられたものの、欧州監督機構は、現在施行されているS F D R R T Sの認識された欠点に対処するため、他にも多数の変更を行うことを決定した。主な変更点は以下のとおりである。

- ・ 社会的 P A I 指標の拡大
- ・ P A I 開示枠組みに対するその他の変更
- ・ 温室効果ガス（ G H G ）排出削減目標の新たな金融商品開示
- ・ 重要情報を簡潔にまとめた新たな「ダッシュボード」を含む、金融商品開示テンプレートに対する改善および簡潔化
- ・ 持続可能な投資が「重大な損害をもたらさない」という原則にどのように準拠しているかについての開示強化
- ・ マルチ・オプション商品等の投資オプション付商品に関する規定の改定
- ・ 持続可能な投資の算定の統一および機械可読形式での開示作成の義務化を含む、その他の技術的変更

欧州委員会は、（2023年12月から）3か月以内に S F D R R T S の改定案を承認するか否かを決定する見込みであったが、現在まで R T S 改定案および実施時期は承認されておらず、最新の欧州議会選挙の結果による欧州理事会の構成の変更もあるため、依然不透明なままである。また最初に適用されそうな日については、2026年開始時と推測される。欧州委員会が改定後の S F D R R T S を承認した場合、欧州理事会および欧州議会は、その後3か月以内にかかる採否を決定する。

2. タクソノミー規則

（気候変動関連の環境目的に関して）2022年1月1日以降、タクソノミー規則が S F D R の開示要件に追加された。タクソノミー規則は、金融システムにおけるすべての行為者にとっての共通の定義および用語を示す、持続可能な活動の明確かつ詳細な E U 分類システム、すなわちタクソノミーの確立を図るものである。

タクソノミー規則は、どのような経済活動が環境的に持続可能なものとして適格であるかについての普遍的な枠組みを定義している。タクソノミー規則には、投資の環境的持続可能性を判断する上で環境的に持続可能な経済活動の基準をどのようにおよびどの程度用いるかに関する追加の開示要件が含まれている。

投資ファンド運用会社（ U C I T S 管理会社および A I F M を含む。 ）および金融商品の募集を行う機関投資家は、投資の環境的持続可能性を判断する上で環境的に持続可能な経済活動の基準をどのようにおよびどの程度用いるかを開示する必要がある。開示された情報により、投資家が、すべての経済活動に占める環境的に持続可能な経済活動への投資の割合、ひいてはその投資の環境的持続可能性の程度を把握することができるようにする必要がある。

金融商品（ U C I T S または A I F など ）が環境目的に貢献する経済活動に投資する場合、開示する情報において、当該金融商品の原投資が貢献する一または複数の環境目的ならびに当該金融商品の原投資が環境的に持続可能な経済活動のための資金をどのようにおよびどの程度調達するか（イネープリング活動およびトランジション活動のそれぞれの比率に関する詳細を含む。 ）を明確に述べる必要がある。

S F D R と同様に、タクソノミー規則は、透明性を向上させ、環境的に持続可能な経済活動のための資金を調達する投資の比率についての F M P による最終投資家に向けた客観的な比較材料を提供することを目的としている。タクソノミー規則は、契約前開示および定期的開示における透明性ならびにウェブサイトによる開示における透明性に関するルールにおける S F D R 開示要件を補足するものである。

さらに、タクソノミー規則を補足する委任法が欧州レベルで公表されている。

欧州およびルクセンブルグのレベルで、新たなまたは変更されつつある規制上の要件を市場に伝えるために定期的に Q & A または F A Q が発行されている。

第4【その他】

- (1) 交付目論見書および請求目論見書の表紙および/または裏表紙に、管理会社、投資運用会社、販売取扱会社および/またはファンドのロゴ・マークを表示し、図案を使用することがある。また、ロゴ・マークの意味に関する説明を記載する場合がある。また、投資信託は銀行預金ではない旨、預金保険および投資者保護基金の支払の対象外である旨を記載する場合がある。
- (2) 交付目論見書の表紙に以下の事項を記載する。
 - ・購入にあたっては交付目論見書の内容を十分に読むべき旨
- (3) 交付目論見書に投資リスクとして次の事項を記載することがある。
 - ・サブ・ファンドの取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用がない旨
- (4) 交付目論見書に、運用実績として最新の数値を記載することがある。
- (5) 交付目論見書の投資リスクの冒頭に、以下の趣旨の文章の記載をすることがある。

「受益証券1口当たり純資産価格は、組み入れた有価証券等の値動きおよび為替相場の変動等により上下します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、受益証券1口当たり純資産価格の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。運用による損益はすべて投資者に帰属します。投資信託は預貯金と異なります。」

「本書にはファンドへの投資に伴う主なリスク要因を記載していますが、本書に記載するリスク要因以外にも、主に以下に示すような各サブ・ファンドの投資対象や投資方針に基づく固有のリスク要因により、サブ・ファンドの純資産価格が変動し損失を被る場合があります。またリスク要因は本書に記載する主なリスク要因および以下に示したリスク要因に限られるものではありません。より詳細なリスク情報については請求目論見書をご覧ください。

流動性リスク デリバティブリスク クレジット・デフォルト・スワップ・リスク
小型および超小型証券リスク 新興市場および発展途上国の市場の証券リスク」
- (6) 受益証券の券面は発行されない。

[次へ](#)

別紙

ユーロ・シリーズ ユーロ・ボンド

1. 名称

シュローダー・セレクション ユーロ・シリーズ ユーロ・ボンド(「サブ・ファンド」)

2. 基準通貨

ユーロ

3. 投資目的

サブ・ファンドの投資目的は、ルクセンブルグ法に基づき設定された投資信託で、EU指令2009/65/ECおよび2010年法のパート に基づきUCITSとしての資格を有するシュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンドのサブ・ファンドであるシュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・ユーロ・ボンド(「マスター・ファンド」)のクラス 受益証券に投資することにより元本の成長を追求することである。

シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンドの目論見書は、ルクセンブルグの管理会社の住所地において入手可能である。

マスター・ファンドは、そのリスク内容に従って、ヘッジ目的および投資目的のため、デリバティブを用いることがある。デリバティブは、クレジット・デフォルト・スワップを通じてのプロテクション売買、金利関連のデリバティブの戦術的使用を通じてのマスター・ファンドのデュレーションの調整、インフレまたはボラティリティ関連のデリバティブを通じての追加的収益の創出、通貨関連のデリバティブの使用を通じてのカレンシー・エクスポージャーの増大等における信用リスクに対するエクスポージャーから追加的収益を生み出すために使用されることがある。デリバティブは、複合商品を創り出すためにも用いられることが可能である。当該デリバティブは、店頭市場および/または証券取引所で取引されるオプション、先物、ワラント、スワップ、先物予約および/またはそれらの組合せを含む。

マスター・ファンドは、下記の投資目的および投資方針を有する：

「投資目的：

マスター・ファンドは、ユーロ建ての固定利付債券および変動利付債券への投資によって、3年から5年の期間をかけて、手数料控除後でブルームバーグ・ユーロ・アグリゲート・インデックスを上回る元本の成長および収益の提供を目指す。

投資方針：

マスター・ファンドは、アクティブ運用され、少なくともその資産の3分の2を世界中の政府、政府機関、国際機関および企業により発行されたユーロ建ての固定利付債券および変動利付債券へ投資する。

マスター・ファンドは、その資産の30%を上限として、投資適格証券を下回る格付(スタンダード・アンド・プアーズによる格付または格付債券については他の格付機関の同等の格付および無格付債券についてはシュローダーによるインプライド格付による。)を有する有価証券に直接または間接的(クレジット・デフォルト・スワップおよびクレジット・デフォルト・スワップ指数経由を含む。)に投資することができる。マスター・ファンドは、その資産の10%を上限として偶発転換債に投資することができる。

マスター・ファンドは、その資産の3分の1を上限とし、直接または間接的に、他の証券(他の資産クラスを含む。)、国、地域、業種または通貨、投資ファンド、ワラントおよび短期金融商品へ投資することならびに現金を保有することも可能である(シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンドの英文目論見書別紙 に記載される制限に従うものとする。)

マスター・ファンドは、投資利益の獲得、リスクの低減またはマスター・ファンドのより効率的な運用を目的とし、ロングおよびショートのデリバティブを利用できる。

マスター・ファンドは、マスター・ファンドの運用会社の評価基準に基づき、ブルームバーグ・ユーロ・アグリゲート・インデックスよりも総合して高いサステナビリティ・スコアを維持する。

マスター・ファンドは、マスター・ファンドのウェブサイト（<https://www.schroders.com/en-lu/lu/individual/fund-centre>）の「サステナビリティ関連開示」に記載される上限を超えて特定の活動、業種または発行体グループには直接投資しない。」

環境および社会的特性またはマスター・ファンドの持続可能な投資目的（適用ある場合）ならびに投資対象の選択にマスター・ファンドの運用会社が適用するガバナンスおよびサステナビリティ基準に関する詳細については、S F D Rおよび欧州委員会委任規則2022 / 1288に則し、シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンドの英文目論見書別紙に記載されている。

また、マスター・ファンドの運用会社のサステナビリティの取組み方および企業との関わり方の詳細はウェブサイト（<https://www.schroders.com/en-lu/lu/individual/what-we-do/sustainable-investing/our-sustainable-investment-policies-disclosures-voting-reports/disclosures-and-statements>）を参照のこと。

本書の主要部分に詳述される通り、クラスA（円）受益証券は、対円の通貨変動に対し（可能な限り）ヘッジされる。

マスター・ファンドの運用会社は、シュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッドである。

投資制限：

管理会社は、サブ・ファンドのために、有価証券の裏付けのない売却（空売り）を行うことができない。

4. サブ・ファンドのリスクの内容

(1) サブ・ファンドに伴うリスクは、マスター・ファンドに対するリスクと対応している。マスター・ファンドの投資リスクについては、別紙に記載されている。

マスター・ファンドの価額は、マスター・ファンドが保有する個々の債務証券の直近の価額に基づき日々計算される。当該時価は、金利の変動およびマスター・ファンドが保有する債務証券に対する時価予想値の影響を受ける。

(2) サブ・ファンドを通して行うマスター・ファンドへの投資は、受益者にとって報酬および費用の重複を伴うことがある。主に、管理事務報酬、経常費用および監査費用がこの場合に該当する。

管理報酬、顧問報酬および当初費用の重複を避けるため、当該費用がかからないマスター・ファンドのクラスI受益証券に投資する。

(3) サブ・ファンドまたはクラスの通貨が受益者の本国の通貨と異なる場合またはサブ・ファンドが投資を行う市場の通貨と異なる場合、受益者には通常の投資リスクを超える追加の損失（または追加の利益）の発生可能性がある。

(4) マスター・ファンドは、（S F D R第8条の意味での）環境的および/または社会的特性を有する。これらの特性を有するファンドは、その結果、一部の企業、業界またはセクターに対するエクスポージャーが限られている可能性があり、マスター・ファンドの運用会社により選択されたそのサステナビリティ基準に合致しない一定の投資機会を見送ったり、特定の保有銘柄を処分する可能性がある。持続可能な投資の構成について投資者間で異なる見解を有する可能性があるため、マスター・ファンドは、特定の投資者の信念および価値を反映しない企業にも投資する可能性がある。

5. 標準的な対象投資家

サブ・ファンドは、収益および元本の成長を提供することを目指すリスク程度が低いまたは中程度のベイクルである。サブ・ファンドは、元本の成長機会と長期にわたる債券市場の相対的な安定性による収益との組合せを追求する投資家に適している。

6. 分配方針

管理会社は、分配型受益証券のみを発行し、その裁量において、各会計年度末に期末分配、および、随時中間分配を宣言することができる。

分配金は、投資収益、キャピタル・ゲインおよび元本から支払われる。

7. 管理報酬

管理会社は、当該月中のサブ・ファンドに帰属する平均純資産総額に基づき計算される年率0.95%の報酬をサブ・ファンドの資産から毎月受領する権利を有する。管理会社は、その裁量において、この報酬の一部を放棄することができる。

8．保管報酬

保管受託銀行は、ファンドの純資産から毎月支払われる、ルクセンブルグの一般的慣行に従う保管報酬を受領する権利を有する。

9．受益者サービス報酬

受益証券の販売促進において提供した業務および発生した費用に対し、年率0.65%の受益者サービス報酬が、管理会社（または管理会社が随時任命するその他の当事者）に支払われる。これは、ファンドへの投資を継続している顧客を有する販売代行会社への継続支払額を含む。受益者サービス報酬は、当該期間中の各サブ・ファンドに帰属する平均純資産総額について日々計算され発生する。管理会社は、その裁量において当報酬の一部を放棄することができる。

10．転換手数料

日本における販売会社は、サブ・ファンドのクラスA受益証券との間におけるすべての転換について上限1.10%（税抜1.0%）の転換手数料を受領する権利を有する。

11．存続期間

サブ・ファンドの存続期間は無期限である。

12．取引日

サブ・ファンドの「取引日」とは、ルクセンブルグの通常の銀行営業日および日本における金融商品取引業者の営業日であるウィークデイをいう。12月24日がウィークデイである場合、当該日は取引日として考慮されない。

また、取引日は、サブ・ファンドの1口当たり純資産価格の計算の停止期間内に含まれない日である。管理会社は、関連する現地の証券取引所および/または規制市場が取引および/または決済をクローズしているか否か、およびサブ・ファンドが投資する投資先ファンドが取引をクローズし1口当たり純資産価格を公表しているか否かを斟酌することもできる。管理会社は、かかるクローズを、自己のポートフォリオの相当量にかかるクローズされた証券取引所、規制市場またはかかるクローズされた投資先ファンドに投資するサブ・ファンドの非取引日とみなすことを選択することができる。

サブ・ファンドの非取引日（予定）の一覧は、請求により管理会社から入手可能であり、ウェブサイト（<https://www.schroders.com>）にて入手することも可能である。

13．買付価格の支払

買付価格の支払は、受益証券買付申込みが受領または受領されたとみなされる取引日（同日を含まない。）から4取引日以内に行われる。

14．買戻価格の支払

買戻価格の支払は、適正な権利放棄書面が受領または受領されたとみなされる取引日（同日を含まない。）から4取引日以内に行われる。

15．販売手数料

適用ある受益証券1口当たりの純資産価格の6.25%を上限とする販売手数料は、クラスA受益証券の発行に関して販売会社により徴収されることがある。

16．買戻し手数料

買戻し手数料は徴収されない。

17．レバレッジ

(1) 定義

レバレッジは、サブ・ファンドが、現金もしくは有価証券の借入れおよび/またはデリバティブの利用を通じて自らのエクスポージャーを増加させる方法である。

レバレッジは、サブ・ファンドのエクスポージャーと純資産価額との間の比率（「レバレッジ比率」）として表示される。

レバレッジ比率は、サブ・ファンドのエクスポージャーを計算する2通りの方式に従い計算される。すなわち、以下の表に概要される総額方式および約定方式である。

レバレッジ比率	エクスポージャーの計算方法
「総額レバレッジ比率」	<p>総額方式に基づき計算されるエクスポージャーは、()全ポジションの絶対値の総額、()総額エクスポージャーの計算の転換方法に従いサブ・ファンドが締結するすべてのデリバティブの原資産に対する同等のポジションの総額、()現金借入れの再投資に起因するエクスポージャー（該当する場合）、および()効率的なポートフォリオ運用取引に関連する担保の再投資に起因するエクスポージャー（該当する場合）から構成される。</p> <p>ファンドの基準通貨で保有される現金および現金等価物（現金および現金等価物と同視できる現金借入れを含む。）は、エクスポージャーの計算から除外される。</p> <p>上記のエクスポージャーが適用される比率は、（各方法により計算される）資産総額を、（英文目論見書に従い計算される）純資産総額で除したものである。</p>
「約定レバレッジ比率」	<p>約定方式に基づき計算されるエクスポージャーは、()全ポジションの絶対値の総額、()約定エクスポージャーの計算の転換方法に従いサブ・ファンドが締結するすべてのデリバティブの原資産に対する同等のポジションの総額、()現金借入れの再投資に起因するエクスポージャー（該当する場合）、および()効率的なポートフォリオ運用取引に関連する担保の再投資に起因するエクスポージャー（該当する場合）から構成される。</p> <p>本方式では、特定の条件下においてネットティングおよびヘッジ契約を考慮に入れることが可能である。</p> <p>上記のエクスポージャーが適用される比率は、（各方法により計算される）資産総額を、（英文目論見書に従い計算される）純資産総額で除したものである。</p>

サブ・ファンドのエクスポージャーを計算するにあたり総額方式および約定方式を適用することで得られる2つの比率は、相互に補足し合い、かつ、レバレッジの明確な表示を提供する。

総額レバレッジは、以下を行わないことから、レバレッジを表示する保守的な方法である。

- 投資またはヘッジ目的で利用されるデリバティブとの区別を行うこと。この結果、リスクの軽減を目的とする戦略が、サブ・ファンドのレバレッジ・レベルの増大に寄与することがある。
- デリバティブのポジションのネットティングを認めること。この結果、レバレッジが増大していない、またはサブ・ファンドの全体的なリスクの適度な増大をもたらしているにすぎない場合において、デリバティブのロール・オーバー（借換え）ならびにロングおよびショート・ポジションの組合せに依拠する戦略が、レバレッジ・レベルの大幅な増加に寄与することがある。

よって、高いレベルの総額レバレッジを示しているサブ・ファンドは、必ずしも低いレベルの総額レバレッジを示すサブ・ファンドよりも高リスクとは限らない。

約定レバレッジは、一定の状況下におけるヘッジおよびネットティング契約を認めていることから、サブ・ファンドの実際のレバレッジをより正確に表示する。

慣例により、レバレッジ比率は、小数として表示される。レバレッジ比率が1以下の場合には、サブ・ファンドにレバレッジがかかっていないことを意味し、レバレッジ比率が1よりも大きい場合には、レバレッジがかかっていることを示す。

(2) サブ・ファンドがレバレッジを利用しうる状況ならびに認められるレバレッジの種類および利用源
さらなるエクスポージャー・レバレッジをかけるため、デリバティブを用いることが可能である。

(3) レバレッジの最大レベル

レバレッジ比率	最大レバレッジ比率
「総額レバレッジ比率」	1.2

「約定レバレッジ比率」	1.1
-------------	-----

18. マスター・ファンドの手数料等

サブ・ファンドが投資するマスター・ファンドの手数料等の総額は運用状況等により変動するため事前に料率、上限額等を示すことができない。

(ただし、前記「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金 (4) その他の手数料等」に記載のサブ・ファンドの管理報酬の全部または一部の放棄に関する記載を参照のこと。)

<内訳>

- ・管理運用報酬 : なし。
- ・成功報酬 : なし。
- ・保管報酬 : 上限年率0.32%の保管報酬およびマスター・ファンドにおいて約定される証券等の各取引につき最大150米ドル。また保管受託銀行が支出した合理的な費用。
- ・ファンド事務管理報酬 : 上限年率0.40%。また管理会社が支出した合理的な費用。
- ・ルクセンブルグの税金 : 年率0.01%
- ・その他の報酬・費用 : 運用状況等により変動するため事前に料率、上限額等を示すことができない。

上記の手数料等は、サブ・ファンドにより直接支払われるものではないが、サブ・ファンドの受益証券1口当たり純資産価格に影響を及ぼす。

別紙

ユーロ・シリーズ ユーロ・バランス

1. 名称

シュローダー・セレクション ユーロ・シリーズ ユーロ・バランス(「サブ・ファンド」)

2. 基準通貨

ユーロ

3. 投資目的

サブ・ファンドの投資目的は、純資産総額の相当部分を、ルクセンブルグ法に基づき設定された投資信託で、EU指令2009/65/ECおよび2010年法のパート に基づきUCITSとしての資格を有するシュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンドのサブ・ファンドであるシュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・ユーロ・ボンドのクラスI受益証券およびシュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・ユーロ・エクイティのクラスI受益証券(総称して「マスター・ファンド」という。)にほぼ同じ割合で投資することにより元本の成長を追求することである。サブ・ファンドの投資資産の各マスター・ファンドにおける割合は、サブ・ファンドの純資産総額の40%および60%の間で変動する。

シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンドの目論見書は、ルクセンブルグの管理会社の住所地において入手可能である。

マスター・ファンドは、そのリスク内容に従って、ヘッジ目的および投資目的のため、デリバティブを用いることがある。()デリバティブは、株式、通貨、ボラティリティまたはインデックス関連のデリバティブ等を通じてマーケット・エクスポージャーを算出するために使用されることがあり、店頭市場および/または証券取引所で取引されるオプション、先物、差金決済取引、ワラント、スワップ、先物予約および/またはそれらの組合せを含む。()また、デリバティブは、クレジット・デフォルト・スワップを通じてのプロテクション売買、金利関連のデリバティブの戦術的使用を通じてのマスター・ファンドのデュレーションの調整、インフレまたはボラティリティ関連のデリバティブを通じての追加的収益の創出、通貨関連のデリバティブの使用を通じてのカレンシー・エクスポージャーの増大等における信用リスクに対するエクスポージャーから追加的収益を生み出すために使用されることがある。デリバティブは、複合商品を創り出すためにも用いられることが可能である。当該デリバティブは、店頭市場および/または証券取引所で取引されるオプション、先物、ワラント、スワップ、先物予約および/またはそれらの組合せを含む。

マスター・ファンドは、下記の投資目的および投資方針を有する：

- シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・ユーロ・エクイティ：

「投資目的：

シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・ユーロ・エクイティは、経済通貨同盟加盟国の企業の株式および株式関連証券への投資によって、3年から5年の期間をかけて、手数料控除後でMSCI EMU トータルリターン・ネット・インデックスを上回る元本の成長を提供することを目的とする。

投資方針：

シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・ユーロ・エクイティは、アクティブ運用され、少なくともその資産の75%を欧州経済領域において設立された企業の株式および株式関連証券へ投資する。シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・ユーロ・エクイティは、少なくともその資産の3分の2をユーロを自国通貨とする国の企業の株式および株式関連証券へ投資する。

シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・ユーロ・エクイティは、その資産の3分の1を上限とし、直接または間接的に、他の証券(他の資産クラスを含む。)国、地域、業種または通貨、投資ファンド、ワラントおよび短期金融商品へ投資することならびに現金を保有することも可能である(シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンドの英文目論見書別紙 に記載される制限に従うものとする。)。

シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・ユーロ・エクイティは、リスクの低減またはシュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・ユーロ・エクイティのより効率的な運用を目的とし、デリバティブを利用できる。

シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・ユーロ・エクイティは、シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・ユーロ・エクイティの運用会社の評価方式に基づき、MSCI EMU トータルリターン・ネット・インデックスよりも総合して高いサステナビリティ・スコアを維持する。

シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・ユーロ・エクイティは、シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・ユーロ・エクイティのウェブサイト（<https://www.schroders.com/en-lu/lu/individual/fund-centre>）の「サステナビリティ関連開示」に記載される範囲を超えて特定の活動、業種または発行体グループには直接投資しない。」

環境および社会的特性またはシュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・ユーロ・エクイティの持続可能な投資目的（適用ある場合）ならびに投資対象の選択にシュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・ユーロ・エクイティの運用会社が適用するガバナンスおよびサステナビリティ基準に関する詳細については、SFD Rおよび欧州委員会委任規則2022/1288に則し、シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンドの英文目論見書別紙に記載されている。

また、シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・ユーロ・エクイティの運用会社のサステナビリティの取り組み方および企業との関わり方の詳細はウェブサイト

（<https://www.schroders.com/en-lu/lu/individual/what-we-do/sustainable-investing/our-sustainable-investment-policies-disclosures-voting-reports/disclosures-and-statements>）を参照のこと。

- シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・ユーロ・ボンド：

「投資目的：

シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・ユーロ・ボンドは、ユーロ建ての固定利付債券および変動利付債券への投資によって、3年から5年の期間をかけて、手数料控除後でブルームバーグ・ユーロ・アグリゲート・インデックスを上回る元本の成長および収益の提供を目指す。

投資方針：

シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・ユーロ・ボンドは、アクティブ運用され、少なくともその資産の3分の2を世界中の政府、政府機関、国際機関および企業により発行されたユーロ建ての固定利付債券および変動利付債券へ投資する。

シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・ユーロ・ボンドは、その資産の30%を上限として、投資適格証券を下回る格付（スタンダード・アンド・プアーズによる格付または格付債券については他の格付機関の同等の格付および無格付債券についてはシュローダーによるインプライド格付による。）を有する有価証券に直接または間接的（クレジット・デフォルト・スワップおよびクレジット・デフォルト・スワップ指数経由を含む。）に投資することができる。シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・ユーロ・ボンドは、その資産の10%を上限として偶発転換債に投資することができる。

シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・ユーロ・ボンドは、その資産の3分の1を上限とし、直接または間接的に、他の証券（他の資産クラスを含む。）、国、地域、業種または通貨、投資ファンド、ワラントおよび短期金融商品へ投資することならびに現金を保有することも可能である（シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンドの英文目論見書別紙に記載される制限に従うものとする。）。

シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・ユーロ・ボンドは、投資利益の獲得、リスクの低減またはシュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・ユーロ・ボンドのより効率的な運用を目的とし、ロングおよびショートのデリバティブを利用できる。

シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・ユーロ・ボンドは、シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・ユーロ・ボンドの運用会社の評価基準に基づき、ブ

ルームバーク・ユーロ・アグリゲート・インデックスよりも総合して高いサステナビリティ・スコアを維持する。

シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・ユーロ・ボンドは、シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・ユーロ・ボンドのウェブサイト

（<https://www.schroders.com/en-lu/lu/individual/fund-centre>）の「サステナビリティ関連開示」に記載される上限を超えて特定の活動、業種または発行体グループには直接投資しない。」

環境および社会的特性またはシュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・ユーロ・ボンドの持続可能な投資目的（適用ある場合）ならびに投資対象の選択にシュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・ユーロ・ボンドの運用会社が適用するガバナンスおよびサステナビリティ基準に関する詳細については、S F D Rおよび欧州委員会委任規則2022/1288に則し、シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンドの英文目論見書別紙に記載されている。

また、シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・ユーロ・ボンドの運用会社のサステナビリティの取り組み方および企業との関わり方の詳細はウェブサイト

（<https://www.schroders.com/en-lu/lu/individual/what-we-do/sustainable-investing/our-sustainable-investment-policies-disclosures-voting-reports/disclosures-and-statements>）を参照のこと。

投資運用会社は、サブ・ファンドの純資産総額のポートフォリオへの配分を行う。

本書の主要部分に詳述される通り、クラスA（円）受益証券は、対円の通貨変動に対し（可能な限り）ヘッジされる。

マスター・ファンドの運用会社は、シュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッドである。

投資制限：

管理会社は、サブ・ファンドのために、有価証券の裏付けのない売却（空売り）を行うことができない。

4．サブ・ファンドのリスクの内容

(1) サブ・ファンドに伴うリスクは、マスター・ファンドに対するリスクと対応している。マスター・ファンドの投資リスクについては、別紙に記載されている。

マスター・ファンドの価額は、マスター・ファンドが保有する個々の証券の直近の価額に基づき日々計算される。当該時価は、金利の変動およびマスター・ファンドが保有する証券に対する時価予想値の影響を受ける。

(2) サブ・ファンドを通して行うマスター・ファンドへの投資は、受益者にとって報酬および費用の重複を伴うことがある。主に、管理事務報酬、経常費用および監査費用がこの場合に該当する。

管理報酬、顧問報酬および当初費用の重複を避けるため、当該費用がかからないマスター・ファンドのクラスI 受益証券に投資する。

(3) サブ・ファンドまたはクラスの通貨が受益者の本国の通貨と異なる場合またはサブ・ファンドが投資を行う市場の通貨と異なる場合、受益者には通常の投資リスクを超える追加の損失（または追加の利益）の発生可能性がある。

(4) マスター・ファンドは、（S F D R第8条の意味での）環境的および/または社会的特性を有する。これらの特性を有するファンドは、その結果、一部の企業、業界またはセクターに対するエクスポージャーが限られている可能性があり、マスター・ファンドの運用会社により選択されたそのサステナビリティ基準に合致しない一定の投資機会を見送ったり、特定の保有銘柄を処分する可能性がある。持続可能な投資の構成について投資者間で異なる見解を有する可能性があるため、マスター・ファンドは、特定の投資者の信念および価値を反映しない企業にも投資する可能性がある。

5．標準的な対象投資家

サブ・ファンドは、元本の成長を提供することを目指す中程度のリスクのピークルである。サブ・ファンドは、株式および債券への投資を通じて提供される長期的成長の可能性を追求する投資家に適している。

6．分配方針

管理会社は、分配型受益証券のみを発行し、その裁量において、各会計年度末に期末分配、および、随時中間分配を宣言することができる。

分配金は、投資収益、キャピタル・ゲインおよび元本から支払われる。

7. 管理報酬

管理会社は、当該月中のサブ・ファンドに帰属する平均純資産総額に基づき計算される年率1.20%の報酬をサブ・ファンドの資産から毎月受領する権利を有する。管理会社は、その裁量において、この報酬の一部を放棄することができる。

8. 保管報酬

保管受託銀行は、ファンドの純資産から毎月支払われる、ルクセンブルグの一般的慣行に従う保管報酬を受領する権利を有する。

9. 受益者サービス報酬

受益証券の販売促進において提供した業務および発生した費用に対し、年率0.80%の受益者サービス報酬が、管理会社（または管理会社が随時任命するその他の当事者）に支払われる。これは、ファンドへの投資を継続している顧客を有する販売代行会社への継続支払額を含む。受益者サービス報酬は、当該期間中の各サブ・ファンドに帰属する平均純資産総額について日々計算され発生する。管理会社は、その裁量において当報酬の一部を放棄することができる。

10. 転換手数料

日本における販売会社は、サブ・ファンドのクラスA受益証券との間におけるすべての転換について上限1.10%（税抜1.0%）の転換手数料を受領する権利を有する。

11. 存続期間

サブ・ファンドの存続期間は無期限である。

12. 取引日

サブ・ファンドの「取引日」とは、ルクセンブルグの通常の銀行営業日および日本における金融商品取引業者の営業日であるウィークデイをいう。12月24日がウィークデイである場合、当該日は取引日として考慮されない。

また、取引日は、サブ・ファンドの1口当たり純資産価格の計算の停止期間内に含まれない日である。管理会社は、関連する現地の証券取引所および/または規制市場が取引および/または決済をクローズしているか否か、およびサブ・ファンドが投資する投資先ファンドが取引をクローズし1口当たり純資産価格を公表しているか否かを斟酌することもできる。管理会社は、かかるクローズを、自己のポートフォリオの相当量にかかるクローズされた証券取引所、規制市場またはかかるクローズされた投資先ファンドに投資するサブ・ファンドの非取引日とみなすことを選択することができる。

サブ・ファンドの非取引日（予定）の一覧は、請求により管理会社から入手可能であり、ウェブサイト（<https://www.schroders.com>）にて入手することも可能である。

13. 買付価格の支払

買付価格の支払は、受益証券買付申込みが受領または受領されたとみなされる取引日（同日を含まない。）から4取引日以内に行われる。

14. 買戻価格の支払

買戻価格の支払は、適正な権利放棄書面が受領または受領されたとみなされる取引日（同日を含まない。）から4取引日以内に行われる。

15. 販売手数料

適用ある受益証券1口当たりの純資産価格の6.25%を上限とする販売手数料は、クラスA受益証券の発行に関して販売会社により徴収されることがある。

16. 買戻し手数料

買戻し手数料は徴収されない。

17. レバレッジ

(1) 定義

レバレッジは、サブ・ファンドが、現金もしくは有価証券の借入れおよび/またはデリバティブの利用を通じて自らのエクスポージャーを増加させる方法である。

レバレッジは、サブ・ファンドのエクスポージャーと純資産価額との間の比率(「レバレッジ比率」)として表示される。

レバレッジ比率は、サブ・ファンドのエクスポージャーを計算する2通りの方式に従い計算される。すなわち、以下の表に概要される総額方式および約定方式である。

レバレッジ比率	エクスポージャーの計算方法
「総額レバレッジ比率」	<p>総額方式に基づき計算されるエクスポージャーは、()全ポジションの絶対値の総額、()総額エクスポージャーの計算の転換方法に従いサブ・ファンドが締結するすべてのデリバティブの原資産に対する同等のポジションの総額、()現金借入れの再投資に起因するエクスポージャー(該当する場合)、および()効率的なポートフォリオ運用取引に関連する担保の再投資に起因するエクスポージャー(該当する場合)から構成される。</p> <p>ファンドの基準通貨で保有される現金および現金等価物(現金および現金等価物と同視できる現金借入れを含む。)は、エクスポージャーの計算から除外される。</p> <p>上記のエクスポージャーが適用される比率は、(各方法により計算される)資産総額を、(英文目論見書に従い計算される)純資産総額で除したものである。</p>

レバレッジ比率	エクスポージャーの計算方法
「約定レバレッジ比率」	<p>約定方式に基づき計算されるエクスポージャーは、()全ポジションの絶対値の総額、()約定エクスポージャーの計算の転換方法に従いサブ・ファンドが締結するすべてのデリバティブの原資産に対する同等のポジションの総額、()現金借入れの再投資に起因するエクスポージャー（該当する場合）、および()効率的なポートフォリオ運用取引に関連する担保の再投資に起因するエクスポージャー（該当する場合）から構成される。</p> <p>本方式では、特定の条件下においてネットティングおよびヘッジ契約を考慮に入れることが可能である。</p> <p>上記のエクスポージャーが適用される比率は、（各方法により計算される）資産総額を、（英文目論見書に従い計算される）純資産総額で除したものである。</p>

サブ・ファンドのエクスポージャーを計算するにあたり総額方式および約定方式を適用することで得られる2つの比率は、相互に補足し合い、かつ、レバレッジの明確な表示を提供する。

総額レバレッジは、以下を行わないことから、レバレッジを表示する保守的な方法である。

- 投資またはヘッジ目的で利用されるデリバティブとの区別を行うこと。この結果、リスクの軽減を目的とする戦略が、サブ・ファンドのレバレッジ・レベルの増大に寄与することがある。
- デリバティブのポジションのネットティングを認めること。この結果、レバレッジが増大していない、またはサブ・ファンドの全体的なリスクの適度な増大をもたらしているにすぎない場合において、デリバティブのロール・オーバー（借換え）ならびにロングおよびショート・ポジションの組合せに依拠する戦略が、レバレッジ・レベルの大幅な増加に寄与することがある。

よって、高いレベルの総額レバレッジを示しているサブ・ファンドは、必ずしも低いレベルの総額レバレッジを示すサブ・ファンドよりも高リスクとは限らない。

約定レバレッジは、一定の状況下におけるヘッジおよびネットティング契約を認めていることから、サブ・ファンドの実際のレバレッジをより正確に表示する。

慣例により、レバレッジ比率は、小数として表示される。レバレッジ比率が1以下の場合には、サブ・ファンドにレバレッジがかかっていないことを意味し、レバレッジ比率が1よりも大きい場合には、レバレッジがかかっていることを示す。

(2) サブ・ファンドがレバレッジを利用しうる状況ならびに認められるレバレッジの種類および利用源さらなるエクスポージャー - レバレッジをかけるため、デリバティブを用いることが可能である。

(3) レバレッジの最大レベル

レバレッジ比率	最大レバレッジ比率
「総額レバレッジ比率」	1.2
「約定レバレッジ比率」	1.1

18. マスター・ファンドの手数料等

サブ・ファンドが投資するマスター・ファンドの手数料等の総額は運用状況等により変動するため事前に料率、上限額等を示すことができない。

（ただし、前記「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金（4）その他の手数料等」に記載のサブ・ファンドの管理報酬の全部または一部の放棄に関する記載を参照のこと。）

<内訳>

- ・管理運用報酬 : なし。
- ・成功報酬 : なし。
- ・保管報酬 : 上限年率0.32%の保管報酬およびマスター・ファンドにおいて約定される証券等の各取引につき最大150米ドル。また保管受託銀行が支出した合理的な費用。

- ・ファンド事務管理報酬：上限年率0.40%。また管理会社が支出した合理的な費用。
- ・ルクセンブルグの税金：年率0.01%
- ・その他の報酬・費用：運用状況等により変動するため事前に料率、上限額等を示すことができない。

上記の手数料等は、サブ・ファンドにより直接支払われるものではないが、サブ・ファンドの受益証券1口当たり純資産価格に影響を及ぼす。

別紙

ユーロ・シリーズ ユーロ・エクイティ

1. 名称

シュロダー・セレクション ユーロ・シリーズ ユーロ・エクイティ(「サブ・ファンド」)

2. 基準通貨

ユーロ

3. 投資目的

サブ・ファンドの投資目的は、ルクセンブルグ法に基づき設定された投資信託で、EU指令2009/65/ECおよび2010年法のパート 1に基づきUCITSとしての資格を有するシュロダー・インターナショナル・セレクション・ファンドのサブ・ファンドであるシュロダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・ユーロ・エクイティ(「マスター・ファンド」)のクラス 受益証券に投資することにより元本の成長を追求することである。

シュロダー・インターナショナル・セレクション・ファンドの目論見書は、ルクセンブルグの管理会社の住所地において入手可能である。

マスター・ファンドは、そのリスク内容に従って、ヘッジ目的および効率的なポートフォリオ運用のため、デリバティブを用いることがある。デリバティブは、株式、通貨、ボラティリティまたはインデックス関連のデリバティブ等を通じてマーケット・エクスポージャーを算出するために使用されることがあり、店頭市場および/または証券取引所で取引されるオプション、先物、差金決済取引、ワラント、スワップ、先物予約および/またはそれらの組合せを含む。

マスター・ファンドは、下記の投資目的および投資方針を有する：

「投資目的：

マスター・ファンドは、経済通貨同盟加盟国の企業の株式および株式関連証券への投資によって、3年から5年の期間をかけて、手数料控除後でMSCI EMU トータルリターン・ネット・インデックスを上回る元本の成長を提供することを目的とする。

投資方針：

マスター・ファンドは、アクティブ運用され、少なくともその資産の75%を欧州経済領域において設立された企業の株式および株式関連証券へ投資する。マスター・ファンドは、少なくともその資産の3分の2をユーロを自国通貨とする国の企業の株式および株式関連証券へ投資する。

マスター・ファンドは、その資産の3分の1を上限とし、直接または間接的に、他の証券(他の資産クラスを含む。)、国、地域、業種または通貨、投資ファンド、ワラントおよび短期金融商品へ投資することならびに現金を保有することも可能である(シュロダー・インターナショナル・セレクション・ファンドの英文目論見書別紙 に記載される制限に従うものとする。)。

マスター・ファンドは、リスクの低減またはマスター・ファンドのより効率的な運用を目的とし、デリバティブを利用できる。

マスター・ファンドは、マスター・ファンドの運用会社の評価方式に基づき、MSCI EMU トータルリターン・ネット・インデックスよりも総合して高いサステナビリティ・スコアを維持する。

マスター・ファンドは、マスター・ファンドのウェブサイト(<https://www.schroders.com/en-lu/lu/individual/fund-centre>)の「サステナビリティ関連開示」に記載される範囲を超えて特定の活動、業種または発行体グループには直接投資しない。」

環境および社会的特性またはマスター・ファンドの持続可能な投資目的(適用ある場合)ならびに投資対象の選択にマスター・ファンドの運用会社が適用するガバナンスおよびサステナビリティ基準に関する詳細については、SFDRおよび欧州委員会委任規則2022/1288に則し、シュロダー・インターナショナル・セレクション・ファンドの英文目論見書別紙 に記載されている。

また、マスター・ファンドの運用会社のサステナビリティの取組み方および企業との関わり方の詳細はウェブサイト(<https://www.schroders.com/en-lu/lu/individual/what-we-do/sustainable->

investing/our-sustainable-investment-policies-disclosures-voting-reports/disclosures-and-statements)を参照のこと。

本書の主要部分に詳述される通り、クラスA（円）受益証券は、対円の通貨変動に対し（可能な限り）ヘッジされる。

マスター・ファンドの運用会社は、シュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッドである。

投資制限：

管理会社は、サブ・ファンドのために、有価証券の裏付けのない売却（空売り）を行うことができない。

4．サブ・ファンドのリスクの内容

(1) サブ・ファンドに伴うリスクは、マスター・ファンドに対するリスクと対応している。マスター・ファンドの投資リスクについては、別紙 に記載されている。

マスター・ファンドの価額は、マスター・ファンドが保有する個々の株式の直近の価額に基づき日々計算される。当該時価は、マスター・ファンドが保有する証券に対する時価予想値に大きく影響されるが、金利の変動にも影響される。株価の変動レベルによっては、ある程度のボラティリティが予想される。

(2) サブ・ファンドを通して行うマスター・ファンドへの投資は、受益者にとって報酬および費用の重複を伴うことがある。主に、管理事務報酬、経常費用および監査費用がこの場合に該当する。

管理報酬、顧問報酬および当初費用の重複を避けるため、当該費用がかからないサブ・ファンドのクラスI受益証券に投資する。

(3) サブ・ファンドまたはクラスの通貨が受益者の本国の通貨と異なる場合またはサブ・ファンドが投資を行う市場の通貨と異なる場合、受益者には通常の投資リスクを超える追加の損失（または追加の利益）の発生可能性がある。

(4) マスター・ファンドは、（S F D R第8条の意味での）環境的および/または社会的特性を有する。これらの特性を有するファンドは、その結果、一部の企業、業界またはセクターに対するエクスポージャーが限られている可能性があり、マスター・ファンドの運用会社により選択されたそのサステナビリティ基準に合致しない一定の投資機会を見送ったり、特定の保有銘柄を処分する可能性がある。持続可能な投資の構成について投資者間で異なる見解を有する可能性があるため、マスター・ファンドは、特定の投資者の信念および価値を反映しない企業にも投資する可能性がある。

5．標準的な対象投資家

サブ・ファンドは、元本の成長を提供することを目指す中程度のリスクのピークルである。サブ・ファンドは、株式への投資を通じて提供される長期的成長の可能性を追求する投資家に適している。

6．分配方針

管理会社は、分配型受益証券のみを発行し、その裁量において、各会計年度末に期末分配、および、随時中間分配を宣言することができる。

分配金は、投資収益、キャピタル・ゲインおよび元本から支払われる。

7．管理報酬

管理会社は、当該月中のサブ・ファンドに帰属する平均純資産総額に基づき計算される年率1.45%の報酬をサブ・ファンドの資産から毎月受領する権利を有する。管理会社は、その裁量において、この報酬の一部を放棄することができる。

8．保管報酬

保管受託銀行は、ファンドの純資産から毎月支払われる、ルクセンブルグの一般的慣行に従う保管報酬を受領する権利を有する。

9．受益者サービス報酬

受益証券の販売促進において提供した業務および発生した費用に対し、年率0.90%の受益者サービス報酬が、管理会社（または管理会社が随時任命するその他の当事者）に支払われる。これは、ファンドへの投資を継続している顧客を有する販売代行会社への継続支払額を含む。受益者サービス報酬は、当該期間

中の各サブ・ファンドに帰属する平均純資産総額について日々計算され発生する。管理会社は、その裁量において当報酬の一部を放棄することができる。

10．転換手数料

日本における販売会社は、サブ・ファンドのクラスA受益証券との間におけるすべての転換について上限1.10%（税抜1.0%）の転換手数料を受領する権利を有する。

11．存続期間

サブ・ファンドの存続期間は無期限である。

12．取引日

サブ・ファンドの「取引日」とは、ルクセンブルグの通常の銀行営業日および日本における金融商品取引業者の営業日であるウィークデイをいう。12月24日がウィークデイである場合、当該日は取引日として考慮されない。

また、取引日は、サブ・ファンドの1口当たり純資産価格の計算の停止期間内に含まれない日である。管理会社は、関連する現地の証券取引所および/または規制市場が取引および/または決済をクローズしているか否か、およびサブ・ファンドが投資する投資先ファンドが取引をクローズし1口当たり純資産価格を公表しているか否かを斟酌することもできる。管理会社は、かかるクローズを、自己のポートフォリオの相当量にかかるクローズされた証券取引所、規制市場またはかかるクローズされた投資先ファンドに投資するサブ・ファンドの非取引日とみなすことを選択することができる。

サブ・ファンドの非取引日（予定）の一覧は、請求により管理会社から入手可能であり、ウェブサイト（<https://www.schroders.com>）にて入手することも可能である。

13．買付価格の支払

買付価格の支払は、受益証券買付申込みが受領または受領されたとみなされる取引日（同日を含まない。）から4取引日以内に行われる。

14．買戻価格の支払

買戻価格の支払は、適正な権利放棄書面が受領または受領されたとみなされる取引日（同日を含まない。）から4取引日以内に行われる。

15．販売手数料

適用ある受益証券1口当たりの純資産価格の6.25%を上限とする販売手数料は、クラスA受益証券の発行に関して販売会社により徴収されることがある。

16．買戻し手数料

買戻し手数料は徴収されない。

17．レバレッジ

(1) 定義

レバレッジは、サブ・ファンドが、現金もしくは有価証券の借入れおよび/またはデリバティブの利用を通じて自らのエクスポージャーを増加させる方法である。

レバレッジは、サブ・ファンドのエクスポージャーと純資産価額との間の比率（「レバレッジ比率」）として表示される。

レバレッジ比率は、サブ・ファンドのエクスポージャーを計算する2通りの方式に従い計算される。すなわち、以下の表に概要される総額方式および約定方式である。

レバレッジ比率	エクスポージャーの計算方法
---------	---------------

「総額レバレッジ比率」	<p>総額方式に基づき計算されるエクスポージャーは、()全ポジションの絶対値の総額、()総額エクスポージャーの計算の転換方法に従いサブ・ファンドが締結するすべてのデリバティブの原資産に対する同等のポジションの総額、()現金借入れの再投資に起因するエクスポージャー（該当する場合）、および()効率的なポートフォリオ運用取引に関連する担保の再投資に起因するエクスポージャー（該当する場合）から構成される。</p> <p>ファンドの基準通貨で保有される現金および現金等価物（現金および現金等価物と同視できる現金借入れを含む。）は、エクスポージャーの計算から除外される。</p> <p>上記のエクスポージャーが適用される比率は、（各方法により計算される）資産総額を、（英文目論見書に従い計算される）純資産総額で除したものである。</p>
「約定レバレッジ比率」	<p>約定方式に基づき計算されるエクスポージャーは、()全ポジションの絶対値の総額、()約定エクスポージャーの計算の転換方法に従いサブ・ファンドが締結するすべてのデリバティブの原資産に対する同等のポジションの総額、()現金借入れの再投資に起因するエクスポージャー（該当する場合）、および()効率的なポートフォリオ運用取引に関連する担保の再投資に起因するエクスポージャー（該当する場合）から構成される。</p> <p>本方式では、特定の条件下においてネットティングおよびヘッジ契約を考慮に入れることが可能である。</p> <p>上記のエクスポージャーが適用される比率は、（各方法により計算される）資産総額を、（英文目論見書に従い計算される）純資産総額で除したものである。</p>

サブ・ファンドのエクスポージャーを計算するにあたり総額方式および約定方式を適用することで得られる2つの比率は、相互に補足し合い、かつ、レバレッジの明確な表示を提供する。

総額レバレッジは、以下を行わないことから、レバレッジを表示する保守的な方法である。

- 投資またはヘッジ目的で利用されるデリバティブとの区別を行うこと。この結果、リスクの軽減を目的とする戦略が、サブ・ファンドのレバレッジ・レベルの増大に寄与することがある。
- デリバティブのポジションのネットティングを認めること。この結果、レバレッジが増大していない、またはサブ・ファンドの全体的なリスクの適度な増大をもたらしているにすぎない場合において、デリバティブのロール・オーバー（借換え）ならびにロングおよびショート・ポジションの組合せに依拠する戦略が、レバレッジ・レベルの大幅な増加に寄与することがある。

よって、高いレベルの総額レバレッジを示しているサブ・ファンドは、必ずしも低いレベルの総額レバレッジを示すサブ・ファンドよりも高リスクとは限らない。

約定レバレッジは、一定の状況下におけるヘッジおよびネットティング契約を認めていることから、サブ・ファンドの実際のレバレッジをより正確に表示する。

慣例により、レバレッジ比率は、小数として表示される。レバレッジ比率が1以下の場合には、サブ・ファンドにレバレッジがかかっていないことを意味し、レバレッジ比率が1よりも大きい場合には、レバレッジがかかっていることを示す。

(2) サブ・ファンドがレバレッジを利用しうる状況ならびに認められるレバレッジの種類および利用源さらなるエクスポージャー - レバレッジをかけるため、デリバティブを用いることが可能である。

(3) レバレッジの最大レベル

レバレッジ比率	最大レバレッジ比率
「総額レバレッジ比率」	1.2
「約定レバレッジ比率」	1.1

18. マスター・ファンドの手数料等

サブ・ファンドが投資するマスター・ファンドの手数料等の総額は運用状況等により変動するため事前に料率、上限額等を示すことができない。

(ただし、前記「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金 (4) その他の手数料等」に記載のサブ・ファンドの管理報酬の全部または一部の放棄に関する記載を参照のこと。)

<内訳>

- ・管理運用報酬 : なし。
- ・成功報酬 : なし。
- ・保管報酬 : 上限年率0.32%の保管報酬およびマスター・ファンドにおいて約定される証券等の各取引につき最大150米ドル。また保管受託銀行が支出した合理的な費用。
- ・ファンド事務管理報酬 : 上限年率0.40%。また管理会社が支出した合理的な費用。
- ・ルクセンブルグの税金 : 年率0.01%
- ・その他の報酬・費用 : 運用状況等により変動するため事前に料率、上限額等を示すことができない。

上記の手数料等は、サブ・ファンドにより直接支払われるものではないが、サブ・ファンドの受益証券1口当たり純資産価格に影響を及ぼす。

別紙

ユーロ・シリーズ ヨーロピアン・サステナブル

1. 名称

シュロダー・セレクション ユーロ・シリーズ ヨーロピアン・サステナブル（「サブ・ファンド」）

2. 基準通貨

ユーロ

3. 投資目的

サブ・ファンドの投資目的は、ルクセンブルグ法に基づき設定された投資信託で、EU指令2009/65/ECおよび2010年法のパート に基づきUCITSとしての資格を有するシュロダー・インターナショナル・セレクション・ファンドのサブ・ファンドであるシュロダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・ヨーロピアン・サステナブル・エクイティ（「マスター・ファンド」）のクラス 受益証券に投資することにより元本の成長を追求することである。

シュロダー・インターナショナル・セレクション・ファンドの目論見書は、ルクセンブルグの管理会社の住所地において入手可能である。

マスター・ファンドは、そのリスク内容に従って、投資目的、ヘッジ目的および効率的なポートフォリオ運用のため、デリバティブを用いることがある。デリバティブは、株式、通貨、ボラティリティまたはインデックス関連のデリバティブ等を通じてマーケット・エクスポージャーを算出するために使用されることがあり、店頭市場および/または証券取引所で取引されるオプション、先物、差金決済取引、ワラント、スワップ、先物予約および/またはそれらの組合せを含む。

マスター・ファンドは、下記の投資目的および投資方針を有する：

「投資目的：

マスター・ファンドは、マスター・ファンドの運用会社のサステナビリティ基準を満たす、ヨーロッパの企業の株式および株式関連証券に投資することにより、3年から5年の期間をかけて、手数料控除後でMSCI・ヨーロッパ・トータルリターン・ネット・インデックスを上回る元本の成長を提供することを目的とする。

投資方針：

マスター・ファンドは、アクティブ運用され、少なくともその資産の3分の2をヨーロッパの企業の株式および株式関連証券に投資する。

マスター・ファンドは、マスター・ファンドの運用会社の評価方式に基づき、MSCI・ヨーロッパ・トータルリターン・ネット・インデックスよりも総合して高いサステナビリティ・スコアを維持する。

マスター・ファンドは、マスター・ファンドのウェブサイト（<https://www.schroders.com/en-lu/lu/individual/fund-centre>）の「サステナビリティ関連開示」に記載される上限を超えて特定の活動、業種または発行体グループには直接投資しない。

マスター・ファンドは、マスター・ファンドの運用会社の評価基準により優れたガバナンスを実践していると判断される企業に投資する。

また、マスター・ファンドの運用会社は、マスター・ファンドが保有する企業と連携して、サステナビリティの点で弱みがあると特定された領域に挑戦することもある。マスター・ファンドの運用会社のサステナビリティの取組み方および企業との関わり方の詳細はウェブサイト

（<https://www.schroders.com/en-lu/lu/individual/what-we-do/sustainable-investing/our-sustainable-investment-policies-disclosures-voting-reports/disclosures-and-statements>）を参照のこと。

また、マスター・ファンドは、その資産の3分の1を上限とし、直接または間接的に、他の証券（他の資産クラスを含む。）、国、地域、業種または通貨、投資ファンド、ワラントおよび短期金融商品へ投資することならびに現金を保有することも可能である（シュロダー・インターナショナル・セレクション・ファンドの英文目論見書別紙 に記載される制限に従うものとする。）。

マスター・ファンドは、投資利益の獲得、リスクの低減またはマスター・ファンドのより効率的な運用を目的として、デリバティブを利用することができる。」

環境および社会的特性またはマスター・ファンドの持続可能な投資目的（適用ある場合）に関する詳細については、S F D Rおよび欧州委員会委任規則2022 / 1288に則し、シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンドの英文目論見書別紙に記載されている。

本書の主要部分に詳述される通り、クラスA（米ドル）受益証券は、対米ドルの、クラスA（円）受益証券は、対円の通貨変動に対し（可能な限り）ヘッジされる。

マスター・ファンドの運用会社は、シュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッドである。

投資制限：

管理会社は、サブ・ファンドのために、有価証券の裏付けのない売却（空売り）を行うことができない。

4．サブ・ファンドのリスクの内容

(1) サブ・ファンドに伴うリスクは、マスター・ファンドに対するリスクと対応している。マスター・ファンドの投資リスクについては、別紙に記載されている。

マスター・ファンドの価額は、マスター・ファンドが保有する個々の株式の直近の価額に基づき日々計算される。当該時価は、マスター・ファンドが保有する証券に対する時価予想値に大きく影響されるが、金利の変動にも影響される。株価の変動レベルによっては、ある程度のボラティリティが予想される。

(2) サブ・ファンドを通して行うマスター・ファンドへの投資は、受益者にとって報酬および費用の重複を伴うことがある。主に、管理事務報酬、経常費用および監査費用がこの場合に該当する。

管理報酬、顧問報酬および当初費用の重複を避けるため、当該費用がかからないサブ・ファンドのクラスI受益証券に投資する。

(3) サブ・ファンドまたはクラスの通貨が受益者の本国の通貨と異なる場合またはサブ・ファンドが投資を行う市場の通貨と異なる場合、受益者には通常の投資リスクを超える追加の損失（または追加の利益）の発生可能性がある。

(4)（マスター・ファンドへの投資により）サブ・ファンドおよびマスター・ファンドは、（S F D R第8条の意味での）環境的および/または社会的特性を有する。これらの特性を有するファンドは、その結果、一部の企業、業界またはセクターに対するエクスポージャーが限られている可能性があり、マスター・ファンドの運用会社により選択されたそのサステナビリティ基準に合致しない一定の投資機会を見送ったり、特定の保有銘柄を処分する可能性がある。持続可能な投資の構成について投資者間で異なる見解を有する可能性があるため、マスター・ファンドは、特定の投資者の信念および価値を反映しない企業にも投資する可能性がある。サステナビリティ・リスクの詳細については、別紙を参照のこと。サブ・ファンドの環境的および社会的特性に関する詳細は、S F D Rおよび欧州委員会委任規則2022 / 1288に即し、別紙に記載されている。

5．標準的な対象投資家

サブ・ファンドは、元本の成長を提供することを目指す高いリスクのビークルである。サブ・ファンドは、株式への投資を通じて提供される長期的成長の可能性を追求する投資家に適している。

6．分配方針

管理会社は、分配型受益証券のみを発行し、その裁量において、各会計年度末に期末分配、および、随時中間分配を宣言することができる。

分配金は、投資収益、キャピタル・ゲインおよび元本から支払われる。

7．管理報酬

管理会社は、当該月中のサブ・ファンドに帰属する平均純資産総額に基づき計算される年率1.45%の報酬をサブ・ファンドの資産から毎月受領する権利を有する。管理会社は、その裁量において、この報酬の一部を放棄することができる。

8．保管報酬

保管受託銀行は、ファンドの純資産から毎月支払われる、ルクセンブルグの一般的慣行に従う保管報酬を受領する権利を有する。

9．受益者サービス報酬

受益証券の販売促進において提供した業務および発生した費用に対し、年率0.90%の受益者サービス報酬が、管理会社（または管理会社が随時任命するその他の当事者）に支払われる。これは、ファンドへの投資を継続している顧客を有する販売代行会社への継続支払額を含む。受益者サービス報酬は、当該期間中の各サブ・ファンドに帰属する平均純資産総額について日々計算され発生する。管理会社は、その裁量において当報酬の一部を放棄することができる。

10．転換手数料

日本における販売会社は、サブ・ファンドのクラスA受益証券との間におけるすべての転換について上限1.10%（税抜1.0%）の転換手数料を受領する権利を有する。

11．存続期間

サブ・ファンドの存続期間は無期限である。

12．取引日

サブ・ファンドの「取引日」とは、ルクセンブルグの通常の銀行営業日および日本における金融商品取引業者の営業日であるウィークデイをいう。12月24日がウィークデイである場合、当該日は取引日として考慮されない。

また、取引日は、サブ・ファンドの1口当たり純資産価格の計算の停止期間内に含まれない日である。管理会社は、関連する現地の証券取引所および/または規制市場が取引および/または決済をクローズしているか否か、およびサブ・ファンドが投資する投資先ファンドが取引をクローズし1口当たり純資産価格を公表しているか否かを斟酌することもできる。管理会社は、かかるクローズを、自己のポートフォリオの相当量にかかるクローズされた証券取引所、規制市場またはかかるクローズされた投資先ファンドに投資するサブ・ファンドの非取引日とみなすことを選択することができる。

サブ・ファンドの非取引日（予定）の一覧は、請求により管理会社から入手可能であり、ウェブサイト（<https://www.schroders.com>）にて入手することも可能である。

13．買付価格の支払

買付価格の支払は、受益証券買付申込みが受領または受領されたとみなされる取引日（同日を含まない。）から4取引日以内に行われる。

14．買戻価格の支払

買戻価格の支払は、適正な権利放棄書面が受領または受領されたとみなされる取引日（同日を含まない。）から4取引日以内に行われる。

15．販売手数料

適用ある受益証券1口当たりの純資産価格の6.25%を上限とする販売手数料は、クラスA受益証券の発行に関して販売会社により徴収されることがある。

16．買戻し手数料

買戻し手数料は徴収されない。

17．レバレッジ

(1) 定義

レバレッジは、サブ・ファンドが、現金もしくは有価証券の借入れおよび/またはデリバティブの利用を通じて自らのエクスポージャーを増加させる方法である。

レバレッジは、サブ・ファンドのエクスポージャーと純資産価額との間の比率（「レバレッジ比率」）として表示される。

レバレッジ比率は、サブ・ファンドのエクスポージャーを計算する2通りの方式に従い計算される。すなわち、以下の表に概要される総額方式および約定方式である。

レバレッジ比率	エクスポージャーの計算方法
---------	---------------

「総額レバレッジ比率」	<p>総額方式に基づき計算されるエクスポージャーは、()全ポジションの絶対値の総額、()総額エクスポージャーの計算の転換方法に従いサブ・ファンドが締結するすべてのデリバティブの原資産に対する同等のポジションの総額、()現金借入れの再投資に起因するエクスポージャー（該当する場合）、および()効率的なポートフォリオ運用取引に関連する担保の再投資に起因するエクスポージャー（該当する場合）から構成される。</p> <p>ファンドの基準通貨で保有される現金および現金等価物（現金および現金等価物と同視できる現金借入れを含む。）は、エクスポージャーの計算から除外される。</p> <p>上記のエクスポージャーが適用される比率は、（各方法により計算される）資産総額を、（英文目論見書に従い計算される）純資産総額で除したものである。</p>
「約定レバレッジ比率」	<p>約定方式に基づき計算されるエクスポージャーは、()全ポジションの絶対値の総額、()約定エクスポージャーの計算の転換方法に従いサブ・ファンドが締結するすべてのデリバティブの原資産に対する同等のポジションの総額、()現金借入れの再投資に起因するエクスポージャー（該当する場合）、および()効率的なポートフォリオ運用取引に関連する担保の再投資に起因するエクスポージャー（該当する場合）から構成される。</p> <p>本方式では、特定の条件下においてネットティングおよびヘッジ契約を考慮に入れることが可能である。</p> <p>上記のエクスポージャーが適用される比率は、（各方法により計算される）資産総額を、（英文目論見書に従い計算される）純資産総額で除したものである。</p>

サブ・ファンドのエクスポージャーを計算するにあたり総額方式および約定方式を適用することで得られる2つの比率は、相互に補足し合い、かつ、レバレッジの明確な表示を提供する。

総額レバレッジは、以下を行わないことから、レバレッジを表示する保守的な方法である。

- 投資またはヘッジ目的で利用されるデリバティブとの区別を行うこと。この結果、リスクの軽減を目的とする戦略が、サブ・ファンドのレバレッジ・レベルの増大に寄与することがある。
- デリバティブのポジションのネットティングを認めること。この結果、レバレッジが増大していない、またはサブ・ファンドの全体的なリスクの適度な増大をもたらしているにすぎない場合において、デリバティブのロール・オーバー（借換え）ならびにロングおよびショート・ポジションの組合せに依拠する戦略が、レバレッジ・レベルの大幅な増加に寄与することがある。

よって、高いレベルの総額レバレッジを示しているサブ・ファンドは、必ずしも低いレベルの総額レバレッジを示すサブ・ファンドよりも高リスクとは限らない。

約定レバレッジは、一定の状況下におけるヘッジおよびネットティング契約を認めていることから、サブ・ファンドの実際のレバレッジをより正確に表示する。

慣例により、レバレッジ比率は、小数として表示される。レバレッジ比率が1以下の場合には、サブ・ファンドにレバレッジがかかっていないことを意味し、レバレッジ比率が1よりも大きい場合には、レバレッジがかかっていることを示す。

(2) サブ・ファンドがレバレッジを利用しうる状況ならびに認められるレバレッジの種類および利用源さらなるエクスポージャー・レバレッジをかけるため、デリバティブを用いることが可能である。

(3) レバレッジの最大レベル

レバレッジ比率	最大レバレッジ比率
「総額レバレッジ比率」	1.2
「約定レバレッジ比率」	1.1

18. マスター・ファンドの手数料等

サブ・ファンドが投資するマスター・ファンドの手数料等の総額は運用状況等により変動するため事前に料率、上限額等を示すことができない。

(ただし、前記「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金 (4) その他の手数料等」に記載のサブ・ファンドの管理報酬の全部または一部の放棄に関する記載を参照のこと。)

<内訳>

- ・管理運用報酬 : なし。
- ・成功報酬 : なし。
- ・保管報酬 : 上限年率0.32%の保管報酬およびマスター・ファンドにおいて約定される証券等の各取引につき最大150米ドル。また保管受託銀行が支出した合理的な費用。
- ・ファンド事務管理報酬 : 上限年率0.40%。また管理会社が支出した合理的な費用。
- ・ルクセンブルグの税金 : 年率0.01%
- ・その他の報酬・費用 : 運用状況等により変動するため事前に料率、上限額等を示すことができない。

上記の手数料等は、サブ・ファンドにより直接支払われるものではないが、サブ・ファンドの受益証券1口当たり純資産価格に影響を及ぼす。

別紙

ニューマーケット・シリーズ アジア・ボンド

1. 名称

シュローダー・セレクション ニューマーケット・シリーズ アジア・ボンド(「サブ・ファンド」)

2. 基準通貨

米ドル

3. 投資目的

サブ・ファンドの投資目的は、ルクセンブルグ法に基づき設定された投資信託で、EU指令2009/65/ECおよび2010年法のパート に基づきUCITSとしての資格を有するシュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンドのサブ・ファンドであるシュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・アジア・ボンド・トータル・リターン(「マスター・ファンド」)のクラスI受益証券に投資することにより元本の成長を追求することである。

シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンドの目論見書は、ルクセンブルグの管理会社の住所地において入手可能である。

マスター・ファンドは、そのリスク内容に従って、ヘッジ目的および投資目的のため、デリバティブを用いることがある。デリバティブは、クレジット・デフォルト・スワップを通じてのプロテクション売買、金利関連のデリバティブの戦術的使用を通じてのマスター・ファンドのデュレーションの調整、インフレまたはボラティリティ関連のデリバティブを通じての追加的収益の創出、通貨関連のデリバティブの使用を通じてのカレンシー・エクスポージャーの増大等における信用リスクに対するエクスポージャーから追加的収益を生み出すために使用されることがある。デリバティブは、複合商品を創り出すためにも用いられることが可能である。当該デリバティブは、店頭市場および/または証券取引所で取引されるオプション、先物、ワラント、スワップ、先物予約および/またはそれらの組合せを含む。

マスター・ファンドは、下記の投資目的および投資方針を有する：

「投資目的：

マスター・ファンドは、アジアにおける政府、政府機関、国際機関および企業が発行する固定利付債券および変動利付債券への投資によって元本の成長および収益を提供することを目的とする。

投資方針：

マスター・ファンドは、アクティブ運用され、少なくともその資産の3分の2を固定利付債券および変動利付債券、当該債券の関連デリバティブならびに通貨へ投資する。固定利付債券および変動利付債券は、アジアにおける政府、政府機関、国際機関および企業が発行するものとする。マスター・ファンドの目的上、アジアには、以下の西アジア諸国が含まれる。バーレーン、イスラエル、レバノン、オマーン、カタール、サウジアラビア、トルコおよびアラブ首長国連邦

マスター・ファンドは、デリバティブの利用により市場下落時には損失を低減することを目指しつつ、上昇相場に参加することを目的として設計されている。損失の低減は保証されていない。

マスター・ファンドは、その資産の30%を上限として、適格外国投資家(以下「QFII」という。)制度または規制ある市場(ボンド・コネクト(注)を経由したCI BMまたはCI BMダイレクトを含む。)を通じ中国本土へ投資することができる。

(注)ボンド・コネクトとは、外国機関投資家が、CI BMで取引される中国のオンショア債券およびその他の債務証券へ投資することを可能にする中国と香港間の債券相互取引制度であり、ボンド・コネクトにより、外国機関投資家のCI BMへのアクセスがより簡便となる。以下同じ。

マスター・ファンドは、その資産の50%を上限として、投資適格証券を下回る格付(スタンダード・アンド・プアーズによる格付または格付債券については他の格付機関の同等の格付および無格付債券についてはシュローダーによるインプライド格付による。)を有する有価証券に直接または間接的(クレジット・デフォルト・スワップおよびクレジット・デフォルト・スワップ指数経由を含む。)に投資することができる。

マスター・ファンドは、その資産の3分の1を上限とし、直接または間接的に、他の証券（他の資産クラスを含む。）、国、地域、業種または通貨、投資ファンド、ワラントおよび短期金融商品へ投資することならびに現金を保有することも可能である（シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンドの英文目論見書別紙に記載される制限に従うものとする。）。

マスター・ファンドは、（例外的に）その資産の100%を短期金融商品または現金で保有することができる。これには、最長で6か月までの制限がある（さもなければ、マスター・ファンドは、償還される。）。この期間中、マスター・ファンドは、MMF規則の対象外である。

マスター・ファンドは、投資利益の獲得、リスクの低減またはマスター・ファンドのより効率的な運用を目的とし、デリバティブ（トータル・リターン・スワップを含む。）を買い建て、売り建て共に利用する予定である。マスター・ファンドがトータル・リターン・スワップを利用する場合、原資産は、マスター・ファンドがその投資目的および投資方針に従い投資できる商品からなる。具体的には、経済成長の鈍化や金利の低下などの市場環境において、マスター・ファンドの運用会社がソブリン債スプレッドのプレミアムが縮小されるであろうと判断した場合に、一時的にトータル・リターン・スワップを利用することを目的としている。トータル・リターン・スワップのエクスポージャーの総額は20%を上回らず、かつマスター・ファンドの純資産総額の0%から5%の範囲内にとどまる予定である。特定の状況では、かかる比率がより高くなることもある。」

本書の主要部分に詳述される通り、クラスA（円）受益証券は、対円の通貨変動に対し（可能な限り）ヘッジされる。しかし、管理会社は、クラスA毎月分配型（円ヘッジなし）受益証券について、対円の通貨変動に対してヘッジすることがない旨投資家は了解するべきである。

マスター・ファンドの運用会社は、シュローダー・インベストメント・マネージメント（シンガポール）リミテッドである。

投資制限：

管理会社は、サブ・ファンドのために、有価証券の裏付けのない売却（空売り）を行うことができない。

4. サブ・ファンドのリスクの内容

(1) サブ・ファンドに伴うリスクは、マスター・ファンドに対するリスクと対応している。マスター・ファンドの投資リスクについては、別紙に記載されている。債券トータル・リターン・スワップによるロングおよびショート・ポジションは、信用関連リスクに対するエクスポージャーを増加させる可能性がある。マスター・ファンドはQFI制度または規制ある市場（ボンド・コネクトを經由したCIBMまたはCIBMダイレクトを含む。）を通じて中国本土への投資ができる。投資者は、QFI資格は、停止または剥奪される可能性があり、これにより、マスター・ファンドが保有証券の処分を強いられ、マスター・ファンドのパフォーマンスに悪影響を及ぼす可能性があることを承知すべきである。QFI資格、QFI投資枠、ボンド・コネクトおよびCIBMダイレクトに関するリスクについての詳細は別紙を参照のこと。

マスター・ファンドの価額は、マスター・ファンドが保有する個々の債務証券の直近の価額に基づき日々計算される。当該時価は、金利の変動およびマスター・ファンドが保有する債務証券に対する時価予想値の影響を受ける。マスター・ファンドが保有する債務証券の特性によっては、大きなボラティリティが予想される。

投資を行おうとする者は、サブ・ファンドへの投資には上記の平均的程度のリスクがあり、投資が長期的な性質のものであることを認識しなければならない。発展途上の市場は、成熟した市場に比べて一般に規制が整備されておらず、流動性が低いことがあり、保管業務に関しての信頼度が低いことがある。

(2) サブ・ファンドを通して行うマスター・ファンドへの投資は、受益者にとって報酬および費用の重複を伴うことがある。主に、管理事務報酬、経常費用および監査費用がこの場合に該当する。

管理報酬、顧問報酬および当初費用の重複を避けるため、当該費用がかからないマスター・ファンドのクラスI受益証券に投資する。

(3) サブ・ファンドまたはクラスの通貨が受益者の本国の通貨と異なる場合またはサブ・ファンドが投資を行う市場の通貨と異なる場合、受益者には通常の投資リスクを超える追加の損失(または追加の利益)の発生の可能性がある。

5. 標準的な対象投資家

サブ・ファンドは、収益および元本の成長を提供することを目指す中程度のリスクのピークルである。サブ・ファンドは、元本の成長機会と長期にわたる債券市場の相対的な安定性による収益との組合せを追求する投資家に適している。

6. 分配方針

クラスA 毎月分配型(米ドル) 受益証券およびクラスA 毎月分配型(円 ヘッジなし) 受益証券に関して、管理会社は、毎月分配を行う予定である。

その他のクラス受益証券について、管理会社は、その裁量において、各会計年度末に期末分配、および、随時中間分配を宣言することができる。

分配金は、投資収益、キャピタル・ゲインおよび元本から支払われる。

7. 管理報酬

管理会社は、当該月中のサブ・ファンドに帰属する平均純資産総額に基づき計算される年率1.20%の報酬をサブ・ファンドの資産から毎月受領する権利を有する。管理会社は、その裁量において、この報酬の一部を放棄することができる。

8. 保管報酬

保管受託銀行は、ファンドの純資産から毎月支払われる、ルクセンブルグの一般的慣行に従う保管報酬を受領する権利を有する。

9. 受益者サービス報酬

受益証券の販売促進において提供した業務および発生した費用に対し、年率0.80%の受益者サービス報酬が、管理会社(または管理会社が随時任命するその他の当事者)に支払われる。これは、ファンドへの投資を継続している顧客を有する販売代行会社への継続支払額を含む。受益者サービス報酬は、当該期間中の各サブ・ファンドに帰属する平均純資産総額について日々計算され発生する。管理会社は、その裁量において当報酬の一部を放棄することができる。

10. 転換手数料

日本における販売会社は、サブ・ファンドのクラスA 受益証券との間におけるすべての転換について上限1.10%(税抜1.0%)の転換手数料を受領する権利を有する。

11. 存続期間

サブ・ファンドの存続期間は無期限である。

12. 取引日

サブ・ファンドの「取引日」とは、ルクセンブルグの通常の銀行営業日および日本における金融商品取引業者の営業日であるウィークデイをいう。12月24日がウィークデイである場合、当該日は取引日として考慮されない。

また、取引日は、サブ・ファンドの1口当たり純資産価格の計算の停止期間内に含まれない日である。管理会社は、関連する現地の証券取引所および/または規制市場が取引および/または決済をクローズしているか否か、およびサブ・ファンドが投資する投資先ファンドが取引をクローズし1口当たり純資産価格を公表しているか否かを斟酌することもできる。管理会社は、かかるクローズを、自己のポートフォリオの相当量にかかるクローズされた証券取引所、規制市場またはかかるクローズされた投資先ファンドに投資するサブ・ファンドの非取引日とみなすことを選択することができる。

サブ・ファンドの非取引日(予定)の一覧は、請求により管理会社から入手可能であり、ウェブサイト(<https://www.schroders.com>)にて入手することも可能である。

13. 買付価格の支払

買付価格の支払は、受益証券買付申込みが受領または受領されたとみなされる取引日(同日を含まない。)から4取引日以内に行われる。

14. 買戻価格の支払

買戻価格の支払は、適正な権利放棄書面が受領または受領されたとみなされる取引日(同日を含まない。)から4取引日以内に行われる。

15. 販売手数料

適用ある受益証券1口当たりの純資産価格の6.25%を上限とする販売手数料は、クラスA受益証券の発行に関して販売会社により徴収されることがある。

16. 買戻し手数料

買戻し手数料は徴収されない。

17. レバレッジ

(1) 定義

レバレッジは、サブ・ファンドが、現金もしくは有価証券の借入れおよび/またはデリバティブの利用を通じて自らのエクスポージャーを増加させる方法である。

レバレッジは、サブ・ファンドのエクスポージャーと純資産価額との間の比率(「レバレッジ比率」として表示される)。

レバレッジ比率は、サブ・ファンドのエクスポージャーを計算する2通りの方式に従い計算される。すなわち、以下の表に概要される総額方式および約定方式である。

レバレッジ比率	エクスポージャーの計算方法
「総額レバレッジ比率」	<p>総額方式に基づき計算されるエクスポージャーは、()全ポジションの絶対値の総額、()総額エクスポージャーの計算の転換方法に従いサブ・ファンドが締結するすべてのデリバティブの原資産に対する同等のポジションの総額、()現金借入れの再投資に起因するエクスポージャー(該当する場合)、および()効率的なポートフォリオ運用取引に関連する担保の再投資に起因するエクスポージャー(該当する場合)から構成される。</p> <p>ファンドの基準通貨で保有される現金および現金等価物(現金および現金等価物と同視できる現金借入れを含む。)は、エクスポージャーの計算から除外される。</p> <p>上記のエクスポージャーが適用される比率は、(各方法により計算される)資産総額を、(英文目論見書に従い計算される)純資産総額で除したものである。</p>

レバレッジ比率	エクスポージャーの計算方法
「約定レバレッジ比率」	<p>約定方式に基づき計算されるエクスポージャーは、()全ポジションの絶対値の総額、()約定エクスポージャーの計算の転換方法に従いサブ・ファンドが締結するすべてのデリバティブの原資産に対する同等のポジションの総額、()現金借入れの再投資に起因するエクスポージャー（該当する場合）、および()効率的なポートフォリオ運用取引に関連する担保の再投資に起因するエクスポージャー（該当する場合）から構成される。</p> <p>本方式では、特定の条件下においてネットティングおよびヘッジ契約を考慮に入れることが可能である。</p> <p>上記のエクスポージャーが適用される比率は、（各方法により計算される）資産総額を、（英文目論見書に従い計算される）純資産総額で除したものである。</p>

サブ・ファンドのエクスポージャーを計算するにあたり総額方式および約定方式を適用することで得られる2つの比率は、相互に補足し合い、かつ、レバレッジの明確な表示を提供する。

総額レバレッジは、以下を行わないことから、レバレッジを表示する保守的な方法である。

- 投資またはヘッジ目的で利用されるデリバティブとの区別を行うこと。この結果、リスクの軽減を目的とする戦略が、サブ・ファンドのレバレッジ・レベルの増大に寄与することがある。
- デリバティブのポジションのネットティングを認めること。この結果、レバレッジが増大していない、またはサブ・ファンドの全体的なリスクの適度な増大をもたらしているにすぎない場合において、デリバティブのロール・オーバー（借換え）ならびにロングおよびショート・ポジションの組合せに依拠する戦略が、レバレッジ・レベルの大幅な増加に寄与することがある。

よって、高いレベルの総額レバレッジを示しているサブ・ファンドは、必ずしも低いレベルの総額レバレッジを示すサブ・ファンドよりも高リスクとは限らない。

約定レバレッジは、一定の状況下におけるヘッジおよびネットティング契約を認めていることから、サブ・ファンドの実際のレバレッジをより正確に表示する。

慣例により、レバレッジ比率は、小数として表示される。レバレッジ比率が1以下の場合には、サブ・ファンドにレバレッジがかかっていないことを意味し、レバレッジ比率が1よりも大きい場合には、レバレッジがかかっていることを示す。

(2) サブ・ファンドがレバレッジを利用しうる状況ならびに認められるレバレッジの種類および利用源さらなるエクスポージャー - レバレッジをかけるため、デリバティブを用いることが可能である。

(3) レバレッジの最大レベル

レバレッジ比率	最大レバレッジ比率
「総額レバレッジ比率」	1.2
「約定レバレッジ比率」	1.1

18. マスター・ファンドの手数料等

サブ・ファンドが投資するマスター・ファンドの手数料等の総額は運用状況等により変動するため事前に料率、上限額等を示すことができない。

（ただし、前記「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金（4）その他の手数料等」に記載のサブ・ファンドの管理報酬の全部または一部の放棄に関する記載を参照のこと。）

<内訳>

- ・管理運用報酬 : なし。
- ・成功報酬 : なし。
- ・保管報酬 : 上限年率0.32%の保管報酬およびマスター・ファンドにおいて約定される証券等の各取引につき最大150米ドル。また保管受託銀行が支出した合理的な費用。

- ・ファンド事務管理報酬：上限年率0.40%。また管理会社が支出した合理的な費用。
- ・ルクセンブルグの税金：年率0.01%
- ・その他の報酬・費用：運用状況等により変動するため事前に料率、上限額等を示すことができない。

上記の手数料等は、サブ・ファンドにより直接支払われるものではないが、サブ・ファンドの受益証券1口当たり純資産価格に影響を及ぼす。

別紙

ニューマーケット・シリーズ エマージング・ボンド

1. 名称

シュローダー・セレクション ニューマーケット・シリーズ エマージング・ボンド（「サブ・ファンド」）

2. 基準通貨

米ドル

3. 投資目的

サブ・ファンドの投資目的は、ルクセンブルグ法に基づき設定された投資信託で、EU指令2009/65/ECおよび2010年法のパート に基づきUCITSとしての資格を有するシュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンドのサブ・ファンドであるシュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・エマージング・マーケット・デット・トータル・リターン（「マスター・ファンド」）のクラスI受益証券に投資することにより元本の成長を追求することである。

シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンドの目論見書は、ルクセンブルグの管理会社の住所地において入手可能である。

マスター・ファンドは、そのリスク内容に従って、ヘッジ目的および投資目的のため、デリバティブを用いることがある。デリバティブは、クレジット・デフォルト・スワップを通じてのプロテクション売買、金利関連のデリバティブの戦術的使用を通じてのマスター・ファンドのデュレーションの調整、インフレまたはボラティリティ関連のデリバティブを通じての追加的収益の創出、通貨関連のデリバティブの使用を通じてのカレンシー・エクスポージャーの増大等における信用リスクに対するエクスポージャーから追加的収益を生み出すために使用されることがある。デリバティブは、複合商品を創り出すためにも用いられることが可能である。当該デリバティブは、店頭市場および/または証券取引所で取引されるオプション、先物、ワラント、スワップ、先物予約および/またはそれらの組合せを含む。

マスター・ファンドは、下記の投資目的および投資方針を有する：

「投資目的：

マスター・ファンドは、エマージング市場（注）の政府、政府機関、国際機関および企業により発行された固定利付債券および変動利付債券への投資によって、手数料控除後で元本の成長および収益を提供することを目的とする。

マスター・ファンドは、現金およびデリバティブの利用により市場下落時には損失を低減することを目指しつつ、上昇相場に参加することを目的として設計されている。損失の低減は保証されていない。

投資方針：

マスター・ファンドは、アクティブ運用され、少なくともその資産の3分の2を、エマージング市場の固定利付債券および変動利付債券、通貨ならびに短期金融商品に投資する。固定利付債券および変動利付債券は、政府、政府機関、国際機関および企業により発行されたものとする。また、マスター・ファンドは現金を保有する場合もある。

市場のボラティリティが高い期間は例外的に、マスター・ファンドは、その資産の40%を上限として、預金および先進国市場の短期金融商品を保有することができる。このような場合、前段落中の3分の2は、預金および先進国市場の短期金融商品を除いたマスター・ファンドの資産に対して計算される。

マスター・ファンドは、その資産の50%を超えて、投資適格証券を下回る格付（スタンダード・アンド・プアーズによる格付または他の格付機関の同等の格付による。）を有する固定利付債券および変動利付債券に直接または間接的（クレジット・デフォルト・スワップおよびクレジット・デフォルト・スワップ指数経由を含む。）に投資することができる。

マスター・ファンドは、その資産の15%を上限として、規制された市場（ボンド・コネクトを経由したCI BMまたはCI BMダイレクトを含む。）を通じ、中国本土に投資することができる。

マスター・ファンドは、その資産の3分の1を上限とし、直接または間接的に、他の証券（他の資産クラスを含む。）、国、地域、業種または通貨、投資ファンドおよびワラントへ投資することも可能で

ある（シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンドの英文目論見書別紙に記載される制限に従うものとする。）。

マスター・ファンドは、投資利益の獲得、リスクの低減またはマスター・ファンドのより効率的な運用を目的とし、デリバティブを利用できる。

マスター・ファンドは、マスター・ファンドの運用会社の評価基準に基づき、J Pモルガン・G B I - E Mダイバーシファイド・インデックスの50%とJ Pモルガン・E M B Iダイバーシファイド・インデックスの50%の合計よりも総合して高いサステナビリティ・スコアを維持する。

マスター・ファンドは、マスター・ファンドのウェブサイト（<https://www.schroders.com/en-lu/lu/individual/fund-centre>）の「サステナビリティ関連開示」に記載される上限を超えて特定の活動、業種または発行体グループには直接投資しない。」

（注）エマージング市場とは、以下の国々をいう。

アルゼンチン、ブラジル、チリ、コロンビア、コスタリカ、エクアドル、メキシコ、パナマ、ペルー、ウルグアイ、ベネズエラ、アルジェリア、エジプト、コートジボワール、ヨルダン、ケニア、レバノン、モロッコ、ナイジェリア、南アフリカ、チュニジア、トルコ、ウガンダ、ジンバブエ、ボスニア、ブルガリア、クロアチア、チェコ、エストニア、ハンガリー、ラトビア、リトアニア、ポーランド、ルーマニア、ロシア、スロバキア、スロベニア、ウクライナ、中国、香港、インド、インドネシア、マレーシア、パキスタン、フィリピン、韓国、台湾、タイ、ベトナム、カザフスタン、シンガポールおよびスリランカ他

出所：シュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッド

投資対象国・地域は変更されることがある。

環境および社会的特性またはマスター・ファンドの持続可能な投資目的（適用ある場合）ならびに投資対象の選択にマスター・ファンドの運用会社が適用するガバナンスおよびサステナビリティ基準に関する詳細については、S F D Rおよび欧州委員会委任規則2022 / 1288に則し、シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンドの英文目論見書別紙に記載されている。

また、マスター・ファンドの運用会社のサステナビリティの取り組み方および企業との関わり方の詳細はウェブサイト（<https://www.schroders.com/en-lu/lu/individual/what-we-do/sustainable-investing/our-sustainable-investment-policies-disclosures-voting-reports/disclosures-and-statements>）を参照のこと。

本書の主要部分に詳述される通り、クラスA（円）受益証券は、対円の通貨変動に対し（可能な限り）ヘッジされる。

マスター・ファンドの運用会社は、シュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッドである。

投資制限：

管理会社は、サブ・ファンドのために、有価証券の裏付けのない売却（空売り）を行うことができない。

4. サブ・ファンドのリスクの内容

(1) サブ・ファンドに伴うリスクはとマスター・ファンドに対するリスクと対応している。マスター・ファンドの投資リスクについては、別紙に記載されている。

マスター・ファンドの価額は、マスター・ファンドが保有する個々の債務証券の直近の価額に基づき日々計算される。当該時価は、金利の変動およびマスター・ファンドが保有する債務証券に対する時価予想値の影響を受ける。マスター・ファンドが保有する債務証券の特性によっては、大きなボラティリティが予想される。

投資を行おうとする者は、サブ・ファンドへの投資には上記の平均的程度のリスクがあり、投資が長期的な性質のものであることを認識しなければならない。発展途上の市場は、成熟した市場に比べて一般に規制が整備されておらず、流動性が低いことがあり、保管業務に関しての信頼度が低いことがある。

(2) サブ・ファンドを通して行うマスター・ファンドへの投資は、受益者にとって報酬および費用の重複を伴うことがある。主に、管理事務報酬、経常費用および監査費用がこの場合に該当する。

管理報酬、顧問報酬および当初費用の重複を避けるため、当該費用がかからないポートフォリオのクラスI受益証券に投資する。

(3) サブ・ファンドまたはクラスの通貨が受益者の本国の通貨と異なる場合またはサブ・ファンドが投資を行う市場の通貨と異なる場合、受益者には通常の投資リスクを超える追加の損失(または追加の利益)の発生の可能性がある。

(4) マスター・ファンドは、(SFDR第8条の意味での)環境的および/または社会的特性を有する。これらの特性を有するファンドは、その結果、一部の企業、業界またはセクターに対するエクスポージャーが限られている可能性があり、マスター・ファンドの運用会社により選択されたそのサステナビリティ基準に合致しない一定の投資機会を見送ったり、特定の保有銘柄を処分する可能性がある。持続可能な投資の構成について投資者間で異なる見解を有する可能性があるため、マスター・ファンドは、特定の投資者の信念および価値を反映しない企業にも投資する可能性がある。

(5) エマージング市場への投資に関するリスクについては、別紙「新興市場および発展途上国の市場の証券リスク」の項を参照のこと。

5. 標準的な対象投資家

サブ・ファンドは、収益および元本の成長を提供することを目指す中程度のリスクのピークルである。サブ・ファンドは、元本の成長機会と長期にわたる債券市場の相対的な安定性による収益との組合せを追求する投資家に適している。

6. 分配方針

管理会社は、分配型受益証券のみを発行し、その裁量において、各会計年度末に期末分配、および、随時中間分配を宣言することができる。

分配金は、投資収益、キャピタル・ゲインおよび元本から支払われる。

7. 管理報酬

管理会社は、当該月中のサブ・ファンドに帰属する平均純資産総額に基づき計算される年率1.40%の報酬をサブ・ファンドの資産から毎月受領する権利を有する。管理会社は、その裁量において、この報酬の一部を放棄することができる。

8. 保管報酬

保管受託銀行は、ファンドの純資産から毎月支払われる、ルクセンブルグの一般的慣行に従う保管報酬を受領する権利を有する。

9. 受益者サービス報酬

受益証券の販売促進において提供した業務および発生した費用に対し、年率0.90%の受益者サービス報酬が、管理会社(または管理会社が随時任命するその他の当事者)に支払われる。これは、ファンドへの投資を継続している顧客を有する販売代行会社への継続支払額を含む。受益者サービス報酬は、当該期間中の各サブ・ファンドに帰属する平均純資産総額について日々計算され発生する。管理会社は、その裁量において当報酬の一部を放棄することができる。

10. 転換手数料

日本における販売会社は、サブ・ファンドのクラスA受益証券との間におけるすべての転換について上限1.10%(税抜1.0%)の転換手数料を受領する権利を有する。

11. 存続期間

サブ・ファンドの存続期間は無期限である。

12. 取引日

サブ・ファンドの「取引日」とは、ルクセンブルグの通常の銀行営業日および日本における金融商品取引業者の営業日であるウィークデイをいう。12月24日がウィークデイである場合、当該日は取引日として考慮されない。

また、取引日は、サブ・ファンドの1口当たり純資産価格の計算の停止期間内に含まれない日である。管理会社は、関連する現地の証券取引所および/または規制市場が取引および/または決済をクローズしているか否か、およびサブ・ファンドが投資する投資先ファンドが取引をクローズし1口当たり純資産価格を公表しているか否かを斟酌することもできる。管理会社は、かかるクローズを、自己のポートフォリ

オの相当量をかかるとクローズされた証券取引所、規制市場またはかかるクローズされた投資先ファンドに投資するサブ・ファンドの非取引日とみなすことを選択することができる。

サブ・ファンドの非取引日(予定)の一覧は、請求により管理会社から入手可能であり、ウェブサイト(<https://www.schroders.com>)にて入手することも可能である。

13. 買付価格の支払

買付価格の支払は、受益証券買付申込みが受領または受領されたとみなされる取引日(同日を含まない。)から4取引日以内に行われる。

14. 買戻価格の支払

買戻価格の支払は、適正な権利放棄書面が受領または受領されたとみなされる取引日(同日を含まない。)から4取引日以内に行われる。

15. 販売手数料

適用ある受益証券1口当たりの純資産価格の6.25%を上限とする販売手数料は、クラスA受益証券の発行に関して販売会社により徴収されることがある。

16. 買戻し手数料

買戻し手数料は徴収されない。

17. レバレッジ

(1) 定義

レバレッジは、サブ・ファンドが、現金もしくは有価証券の借入れおよび/またはデリバティブの利用を通じて自らのエクスポージャーを増加させる方法である。

レバレッジは、サブ・ファンドのエクスポージャーと純資産価額との間の比率(「レバレッジ比率」)として表示される。

レバレッジ比率は、サブ・ファンドのエクスポージャーを計算する2通りの方式に従い計算される。すなわち、以下の表に概要される総額方式および約定方式である。

レバレッジ比率	エクスポージャーの計算方法
「総額レバレッジ比率」	<p>総額方式に基づき計算されるエクスポージャーは、()全ポジションの絶対値の総額、()総額エクスポージャーの計算の転換方法に従いサブ・ファンドが締結するすべてのデリバティブの原資産に対する同等のポジションの総額、()現金借入れの再投資に起因するエクスポージャー（該当する場合）、および()効率的なポートフォリオ運用取引に関連する担保の再投資に起因するエクスポージャー（該当する場合）から構成される。</p> <p>ファンドの基準通貨で保有される現金および現金等価物（現金および現金等価物と同視できる現金借入れを含む。）は、エクスポージャーの計算から除外される。</p> <p>上記のエクスポージャーが適用される比率は、（各方法により計算される）資産総額を、（英文目論見書に従い計算される）純資産総額で除したものである。</p>
「約定レバレッジ比率」	<p>約定方式に基づき計算されるエクスポージャーは、()全ポジションの絶対値の総額、()約定エクスポージャーの計算の転換方法に従いサブ・ファンドが締結するすべてのデリバティブの原資産に対する同等のポジションの総額、()現金借入れの再投資に起因するエクスポージャー（該当する場合）、および()効率的なポートフォリオ運用取引に関連する担保の再投資に起因するエクスポージャー（該当する場合）から構成される。</p> <p>本方式では、特定の条件下においてネットティングおよびヘッジ契約を考慮に入れることが可能である。</p> <p>上記のエクスポージャーが適用される比率は、（各方法により計算される）資産総額を、（英文目論見書に従い計算される）純資産総額で除したものである。</p>

サブ・ファンドのエクスポージャーを計算するにあたり総額方式および約定方式を適用することで得られる2つの比率は、相互に補足し合い、かつ、レバレッジの明確な表示を提供する。

総額レバレッジは、以下を行わないことから、レバレッジを表示する保守的な方法である。

- 投資またはヘッジ目的で利用されるデリバティブとの区別を行うこと。この結果、リスクの軽減を目的とする戦略が、サブ・ファンドのレバレッジ・レベルの増大に寄与することがある。
- デリバティブのポジションのネットティングを認めること。この結果、レバレッジが増大していない、またはサブ・ファンドの全体的なリスクの適度な増大をもたらしているにすぎない場合において、デリバティブのロール・オーバー（借換え）ならびにロングおよびショート・ポジションの組合せに依拠する戦略が、レバレッジ・レベルの大幅な増加に寄与することがある。

よって、高いレベルの総額レバレッジを示しているサブ・ファンドは、必ずしも低いレベルの総額レバレッジを示すサブ・ファンドよりも高リスクとは限らない。

約定レバレッジは、一定の状況下におけるヘッジおよびネットティング契約を認めていることから、サブ・ファンドの実際のレバレッジをより正確に表示する。

慣例により、レバレッジ比率は、小数として表示される。レバレッジ比率が1以下の場合には、サブ・ファンドにレバレッジがかかっていないことを意味し、レバレッジ比率が1よりも大きい場合には、レバレッジがかかっていることを示す。

(2) サブ・ファンドがレバレッジを利用しうる状況ならびに認められるレバレッジの種類および利用源
さらなるエクスポージャー・レバレッジをかけるため、デリバティブを用いることが可能である。

(3) レバレッジの最大レベル

レバレッジ比率	最大レバレッジ比率
「総額レバレッジ比率」	1.2

「約定レバレッジ比率」	1.1
-------------	-----

18. マスター・ファンドの手数料等

サブ・ファンドが投資するマスター・ファンドの手数料等の総額は運用状況等により変動するため事前に料率、上限額等を示すことができない。

(ただし、前記「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金 (4) その他の手数料等」に記載のサブ・ファンドの管理報酬の全部または一部の放棄に関する記載を参照のこと。)

<内訳>

- ・管理運用報酬 : なし。
- ・成功報酬 : なし。
- ・保管報酬 : 上限年率0.32%の保管報酬およびマスター・ファンドにおいて約定される証券等の各取引につき最大150米ドル。また保管受託銀行が支出した合理的な費用。
- ・ファンド事務管理報酬 : 上限年率0.40%。また管理会社が支出した合理的な費用。
- ・ルクセンブルグの税金 : 年率0.01%
- ・その他の報酬・費用 : 運用状況等により変動するため事前に料率、上限額等を示すことができない。

上記の手数料等は、サブ・ファンドにより直接支払われるものではないが、サブ・ファンドの受益証券1口当たり純資産価格に影響を及ぼす。

[次へ](#)

別紙

ニューマーケット・シリーズ グreater・チャイナ・エクイティ

1. 名称

シュロダー・セレクション ニューマーケット・シリーズ グreater・チャイナ・エクイティ
（「サブ・ファンド」）

2. 基準通貨

米ドル

3. 投資目的

サブ・ファンドの投資目的は、ルクセンブルグ法に基づき設定された投資信託で、EU指令2009/65/ECおよび2010年法のパート に基づきUCITSとしての資格を有するシュロダー・インターナショナル・セレクション・ファンドのサブ・ファンドであるシュロダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・グgreater・チャイナ（「マスター・ファンド」）のクラスI受益証券に投資することにより元本の成長を追求することである。

シュロダー・インターナショナル・セレクション・ファンドの目論見書は、ルクセンブルグの管理会社の住所地において入手可能である。

マスター・ファンドは、そのリスク内容に従って、ヘッジ目的および効率的なポートフォリオ運用のため、デリバティブを用いることがある。デリバティブは、株式、通貨、ボラティリティまたはインデックス関連のデリバティブ等を通じてマーケット・エクスポージャーを算出するために使用されることがあり、店頭市場および/または証券取引所で取引されるオプション、先物、差金決済取引、ワラント、スワップ、先物予約および/またはそれらの組合せを含む。

マスター・ファンドは、下記の投資目的および投資方針を有する：

「投資目的：

マスター・ファンドは、中華人民共和国、香港特別行政区および台湾の企業の株式および株式関連証券への投資によって、3年から5年の期間をかけて、手数料控除後でMSCIゴールデン・ドラゴン・トータルリターン・ネット・インデックスを上回る元本の成長を提供することを目指している。

投資方針：

マスター・ファンドは、アクティブ運用され、その資産の3分の2以上を中華人民共和国、香港特別行政区および台湾の企業の株式および株式関連証券に投資する。

マスター・ファンドは、中国H株^(注1)に直接投資し、以下を通じてその資産の50%（純額）を超えずに中国A株^(注2)に直接または間接的に（例えば、参加証書を通じて）投資することができる。

上海・香港ストック・コネクトおよび深セン・香港ストック・コネクト

QFI制度

スターボードおよびチャイネクスト^(注3)に上場している株式

規制ある市場

（注1）中国H株とは、香港証券取引所または他国の取引所に上場され、取引されている中国企業の株式をいう。以下同じ。

（注2）中国A株とは、深セン証券取引所または上海証券取引所といった中国の証券取引所に上場され、人民元で取引されている中国企業の株式をいう。以下同じ。

人民元とは、中華人民共和国の公式通貨である人民元で、国内およびオフショア市場（主に香港）で取引される中国の通貨を供給するために使用されるもの。正確には、ファンドの名義またはファンドの基準通貨における人民元への言及はすべてオフショア人民元への言及と理解しなければならない。

（注3）スターボード（科创板）とは上海証券取引所のハイテク新興企業向け市場をいい、チャイネクスト（創業板）とは深セン証券取引所の新興企業向け市場をいう。以下同じ。

マスター・ファンドは、その資産の3分の1を上限とし、直接または間接的に、他の証券（他の資産クラスを含む。）、国、地域、業種または通貨、投資ファンド、ワラントおよび短期金融商品へ投資す

ることならびに現金を保有することも可能である（シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンドの英文目論見書別紙 に記載される制限に従うものとする。 ）。

マスター・ファンドは、リスクの低減またはマスター・ファンドのより効率的な運用を目的とし、デリバティブを利用できる。」

本書の主要部分に詳述される通り、クラスA（円）受益証券は、対円の通貨変動に対し（可能な限り）ヘッジされる。

マスター・ファンドの運用会社は、シュローダー・インベストメント・マネージメント（香港）リミテッドである。

投資制限：

管理会社は、サブ・ファンドのために、有価証券の裏付けのない売却（空売り）を行うことができない。

4．サブ・ファンドのリスクの内容

(1) サブ・ファンドに伴うリスクは、マスター・ファンドに対するリスクと対応している。マスター・ファンドの投資リスクについては、別紙 に記載されている。

上海・香港ストック・コネクトおよび深セン・香港ストック・コネクトは、香港証券取引所、上海/深セン証券取引所、香港証券クリアリング・カンパニー・リミテッドおよび中国証券登記決済有限公司が、中国（香港、マカオおよび台湾を除く。）と香港の間で証券市場への相互アクセスを実現する目的で開発した証券取引および決済接続制度である。かかる制度の詳細な説明およびそれに関連するリスクについては、別紙 に記載されている。

マスター・ファンドはQ F I制度または規制ある市場を通じて中国本土への投資ができる。投資者は、Q F I資格は停止または剥奪される可能性があり、これにより、マスター・ファンドが保有証券の処分を強いられ、マスター・ファンドのパフォーマンスに悪影響を及ぼす可能性があることを承知すべきである。Q F I資格およびQ F I投資枠に関するリスクについての詳細は別紙 を参照のこと。

マスター・ファンドの価額は、マスター・ファンドが保有する個々の株式の直近の価額に基づき日々計算される。当該時価は、マスター・ファンドが保有する証券に対する時価予想値に大きく影響されるが、金利の変動にも影響される。マスター・ファンドが保有する株式の特性によっては、大きなボラティリティが予想される。

投資を行おうとする者は、サブ・ファンドへの投資には上記の平均的程度のリスクがあり、投資が長期的な性質のものであることを認識しなければならない。発展途上の市場は、成熟した市場に比べて一般に規制が整備されておらず、流動性が低いことがあり、保管業務に関しての信頼度が低いことがある。

(2) サブ・ファンドを通して行うマスター・ファンドへの投資は、受益者にとって報酬および費用の重複を伴うことがある。主に、管理事務報酬、経常費用および監査費用がこの場合に該当する。

管理報酬、顧問報酬および当初費用の重複を避けるため、当該費用がかからないマスター・ファンドのクラスI受益証券に投資する。

(3) サブ・ファンドまたはクラスの通貨が受益者の本国の通貨と異なる場合またはサブ・ファンドが投資を行う市場の通貨と異なる場合、受益者には通常の投資リスクを超える追加の損失（または追加の利益）の発生可能性がある。

5．標準的な対象投資家

サブ・ファンドは、元本の成長を提供することを目指す高いリスクのピークルである。サブ・ファンドは、短期の損失の可能性を最小限にすることよりも長期のリターンを最大限にすることに、より関心のある投資家に適している。

6．分配方針

管理会社は、分配型受益証券のみを発行し、その裁量において、各会計年度末に期末分配、および、随時中間分配を宣言することができる。

分配金は、投資収益、キャピタル・ゲインおよび元本から支払われる。

7．管理報酬

管理会社は、当該月中のサブ・ファンドに帰属する平均純資産総額に基づき計算される年率1.45%の報酬をサブ・ファンドの資産から毎月受領する権利を有する。管理会社は、その裁量において、この報酬の一部を放棄することができる。

8. 保管報酬

保管受託銀行は、ファンドの純資産から毎月支払われる、ルクセンブルグの一般的慣行に従う保管報酬を受領する権利を有する。

9. 受益者サービス報酬

受益証券の販売促進において提供した業務および発生した費用に対し、年率0.90%の受益者サービス報酬が、管理会社(または管理会社が随時任命するその他の当事者)に支払われる。これは、ファンドへの投資を継続している顧客を有する販売代行会社への継続支払額を含む。受益者サービス報酬は、当該期間中の各サブ・ファンドに帰属する平均純資産総額について日々計算され発生する。管理会社は、その裁量において当報酬の一部を放棄することができる。

10. 転換手数料

日本における販売会社は、サブ・ファンドのクラスA受益証券との間におけるすべての転換について上限1.10%(税抜1.0%)の転換手数料を受領する権利を有する。

11. 存続期間

サブ・ファンドの存続期間は無期限である。

12. 取引日

サブ・ファンドの「取引日」とは、ルクセンブルグの通常の銀行営業日および日本における金融商品取引業者の営業日であるウィークデイをいう。12月24日がウィークデイである場合、当該日は取引日として考慮されない。

また、取引日は、サブ・ファンドの1口当たり純資産価格の計算の停止期間内に含まれない日である。管理会社は、関連する現地の証券取引所および/または規制市場が取引および/または決済をクローズしているか否か、およびサブ・ファンドが投資する投資先ファンドが取引をクローズし1口当たり純資産価格を公表しているか否かを斟酌することもできる。管理会社は、かかるクローズを、自己のポートフォリオの相当量にかかるクローズされた証券取引所、規制市場またはかかるクローズされた投資先ファンドに投資するサブ・ファンドの非取引日とみなすことを選択することができる。

サブ・ファンドの非取引日(予定)の一覧は、請求により管理会社から入手可能であり、ウェブサイト(<https://www.schroders.com>)にて入手することも可能である。

13. 買付価格の支払

買付価格の支払は、受益証券買付申込みが受領または受領されたとみなされる取引日(同日を含まない。)から4取引日以内に行われる。

14. 買戻価格の支払

買戻価格の支払は、適正な権利放棄書面が受領または受領されたとみなされる取引日(同日を含まない。)から4取引日以内に行われる。

15. 販売手数料

適用ある受益証券1口当たりの純資産価格の6.25%を上限とする販売手数料は、クラスA受益証券の発行に関して販売会社により徴収されることがある。

16. 買戻し手数料

買戻し手数料は徴収されない。

17. レバレッジ

(1) 定義

レバレッジは、サブ・ファンドが、現金もしくは有価証券の借入れおよび/またはデリバティブの利用を通じて自らのエクスポージャーを増加させる方法である。

レバレッジは、サブ・ファンドのエクスポージャーと純資産価額との間の比率(「レバレッジ比率」として表示される)として表示される。

レバレッジ比率は、サブ・ファンドのエクスポージャーを計算する2通りの方式に従い計算される。すなわち、以下の表に概要される総額方式および約定方式である。

レバレッジ比率	エクスポージャーの計算方法
「総額レバレッジ比率」	<p>総額方式に基づき計算されるエクスポージャーは、()全ポジションの絶対値の総額、()総額エクスポージャーの計算の転換方法に従いサブ・ファンドが締結するすべてのデリバティブの原資産に対する同等のポジションの総額、()現金借入れの再投資に起因するエクスポージャー（該当する場合）、および()効率的なポートフォリオ運用取引に関連する担保の再投資に起因するエクスポージャー（該当する場合）から構成される。</p> <p>ファンドの基準通貨で保有される現金および現金等価物（現金および現金等価物と同視できる現金借入れを含む。）は、エクスポージャーの計算から除外される。</p> <p>上記のエクスポージャーが適用される比率は、（各方法により計算される）資産総額を、（英文目論見書に従い計算される）純資産総額で除したものである。</p>
「約定レバレッジ比率」	<p>約定方式に基づき計算されるエクスポージャーは、()全ポジションの絶対値の総額、()約定エクスポージャーの計算の転換方法に従いサブ・ファンドが締結するすべてのデリバティブの原資産に対する同等のポジションの総額、()現金借入れの再投資に起因するエクスポージャー（該当する場合）、および()効率的なポートフォリオ運用取引に関連する担保の再投資に起因するエクスポージャー（該当する場合）から構成される。</p> <p>本方式では、特定の条件下においてネットティングおよびヘッジ契約を考慮に入れることが可能である。</p> <p>上記のエクスポージャーが適用される比率は、（各方法により計算される）資産総額を、（英文目論見書に従い計算される）純資産総額で除したものである。</p>

サブ・ファンドのエクスポージャーを計算するにあたり総額方式および約定方式を適用することで得られる2つの比率は、相互に補足し合い、かつ、レバレッジの明確な表示を提供する。

総額レバレッジは、以下を行わないことから、レバレッジを表示する保守的な方法である。

- 投資またはヘッジ目的で利用されるデリバティブとの区別を行うこと。この結果、リスクの軽減を目的とする戦略が、サブ・ファンドのレバレッジ・レベルの増大に寄与することがある。
- デリバティブのポジションのネットティングを認めること。この結果、レバレッジが増大していない、またはサブ・ファンドの全体的なリスクの適度な増大をもたらしているにすぎない場合において、デリバティブのロール・オーバー（借換え）ならびにロングおよびショート・ポジションの組合せに依拠する戦略が、レバレッジ・レベルの大幅な増加に寄与することがある。

よって、高いレベルの総額レバレッジを示しているサブ・ファンドは、必ずしも低いレベルの総額レバレッジを示すサブ・ファンドよりも高リスクとは限らない。

約定レバレッジは、一定の状況下におけるヘッジおよびネットティング契約を認めていることから、サブ・ファンドの実際のレバレッジをより正確に表示する。

慣例により、レバレッジ比率は、小数として表示される。レバレッジ比率が1以下の場合には、サブ・ファンドにレバレッジがかかっていないことを意味し、レバレッジ比率が1よりも大きい場合には、レバレッジがかかっていることを示す。

(2) サブ・ファンドがレバレッジを利用しうる状況ならびに認められるレバレッジの種類および利用源さらなるエクスポージャー - レバレッジをかけるため、デリバティブを用いることが可能である。

(3) レバレッジの最大レベル

レバレッジ比率	最大レバレッジ比率
「総額レバレッジ比率」	1.2

「約定レバレッジ比率」	1.1
-------------	-----

18. マスター・ファンドの手数料等

サブ・ファンドが投資するマスター・ファンドの手数料等の総額は運用状況等により変動するため事前に料率、上限額等を示すことができない。

(ただし、前記「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金 (4) その他の手数料等」に記載のサブ・ファンドの管理報酬の全部または一部の放棄に関する記載を参照のこと。)

<内訳>

- ・管理運用報酬 : なし。
- ・成功報酬 : なし。
- ・保管報酬 : 上限年率0.32%の保管報酬およびマスター・ファンドにおいて約定される証券等の各取引につき最大150米ドル。また保管受託銀行が支出した合理的な費用。
- ・ファンド事務管理報酬 : 上限年率0.40%。また管理会社が支出した合理的な費用。
- ・ルクセンブルグの税金 : 年率0.01%
- ・その他の報酬・費用 : 運用状況等により変動するため事前に料率、上限額等を示すことができない。

上記の手数料等は、サブ・ファンドにより直接支払われるものではないが、サブ・ファンドの受益証券1口当たり純資産価格に影響を及ぼす。

別紙

ニューマーケット・シリーズ B I C ・エクイティ

1. 名称

シュロダー・セレクション ニューマーケット・シリーズ B I C ・エクイティ（「サブ・ファンド」）

2. 基準通貨

米ドル

3. 投資目的

サブ・ファンドの投資目的は、ルクセンブルグ法に基づき設定された投資信託で、E U指令2009 / 65 / E Cおよび2010年法のパート に基づきU C I T Sとしての資格を有するシュロダー・インターナショナル・セレクション・ファンドのサブ・ファンドであるシュロダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・B I C（ブラジル・インド・中国）（「マスター・ファンド」）のクラスI受益証券に投資することにより元本の成長を追求することである。

シュロダー・インターナショナル・セレクション・ファンドの目論見書は、ルクセンブルグの管理会社の住所地において入手可能である。

マスター・ファンドは、そのリスク内容に従って、ヘッジ目的および投資目的のため、デリバティブを用いることがある。デリバティブは、株式、通貨、ボラティリティまたはインデックス関連のデリバティブ等を通じてマーケット・エクスポージャーを算出するために使用されることがあり、店頭市場および/または証券取引所で取引されるオプション、先物、差金決済取引、ワラント、スワップ、先物予約および/またはそれらの組合せを含む。

マスター・ファンドは、下記の投資目的および投資方針を有する：

「投資目的：

マスター・ファンドは、ブラジル、インドおよび中国の企業の株式および株式関連証券への投資によって、3年から5年の期間をかけて、手数料控除後でM S C I ・ B I C 10/40トータルリターン・ネット・インデックスを上回る元本の成長を提供することを目指す。

投資方針：

マスター・ファンドは、アクティブ運用され、少なくともその資産の3分の2をブラジル、インドおよび中国の企業の株式および株式関連商品に投資する。

マスター・ファンドは、中国H株に直接投資すること、ならびにその資産の20%（純額）未満を上海・香港ストック・コネクトおよび深セン・香港ストック・コネクトを通じて中国A株ならびにスターボードおよびチャイネクストに上場している株式に直接または間接的に（例えば、参加証書を通じて）投資することができる。マスター・ファンドは、その資産の3分の1を上限とし、直接または間接的に、他の証券（他の資産クラスを含む。）、国、地域、業種または通貨、投資ファンド、ワラントおよび短期金融商品へ投資することならびに現金を保有することも可能である（シュロダー・インターナショナル・セレクション・ファンドの英文目論見書別紙 に記載される制限に従うものとする。）。

マスター・ファンドは、投資利益の獲得、リスクの低減またはマスター・ファンドのより効率的な運用を目的とし、デリバティブを利用できる。

マスター・ファンドは、マスター・ファンドの運用会社の評価基準に基づき、M S C I ・ B I C 10/40トータルリターン・ネット・インデックスよりも総合して高いサステナビリティ・スコアを維持する。

マスター・ファンドは、マスター・ファンドのウェブサイト（<https://www.schroders.com/en-lu/lu/individual/fund-centre>）の「サステナビリティ関連開示」に記載される上限を超えて特定の活動、業種または発行体グループには直接投資しない。」

環境および社会的特性またはマスター・ファンドの持続可能な投資目的（適用ある場合）ならびに投資対象の選択にマスター・ファンドの運用会社が適用するガバナンスおよびサステナビリティ基準に関する詳細については、S F D Rおよび欧州委員会委任規則2022 / 1288に則し、シュロダー・インターナショナル・セレクション・ファンドの英文目論見書別紙 に記載されている。

また、マスター・ファンドの運用会社のサステナビリティの取り組み方および企業との関わり方の詳細はウェブサイト（<https://www.schroders.com/en-lu/lu/individual/what-we-do/sustainable-investing/our-sustainable-investment-policies-disclosures-voting-reports/disclosures-and-statements>）を参照のこと。

本書の主要部分に詳述される通り、クラスA（円）受益証券は、対円の通貨変動に対し（可能な限り）ヘッジされる。

マスター・ファンドの運用会社は、シュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッドである。

投資制限：

管理会社は、サブ・ファンドのために、有価証券の裏付けのない売却（空売り）を行うことができない。

特別情報

ロシアのウクライナ侵攻によって引き起こされた前例のない地政学的状況およびそれに伴う特定のロシア銘柄と資産（以下「ロシア資産」という。）に対する政府の制裁と市場関係者の行動により、マスター・ファンドのポートフォリオに残っているロシア資産は現在、ゼロで評価している（2022年3月3日時点におけるマスター・ファンドのポートフォリオ純資産総額に占めるロシア資産の割合は約0.35%）。これらのロシア資産については、マスター・ファンドの修正投資戦略に沿って、マスター・ファンドの運用会社が投資家にとって最善の利益を考慮して適切な時期に処分する予定である。

4. サブ・ファンドのリスクの内容

(1) サブ・ファンドに伴うリスクは、マスター・ファンドに対するリスクと対応している。マスター・ファンドの投資リスクについては、別紙 に記載されている。

マスター・ファンドの価額は、マスター・ファンドが保有する個々の株式の直近の価額に基づき日々計算される。当該時価は、マスター・ファンドが保有する証券に対する時価予想値に大きく影響されるが、金利の変動にも影響される。マスター・ファンドが保有する株式の特性によっては、大きなボラティリティが予想される。

投資を行おうとする者は、サブ・ファンドへの投資には上記の平均的程度のリスクがあり、投資が長期的な性質のものであることを認識しなければならない。発展途上の市場は、成熟した市場に比べて一般に規制が整備されておらず、流動性が低いことがあり、保管業務に関しての信頼度が低いことがある。

(2) サブ・ファンドを通して行うマスター・ファンドへの投資は、受益者にとって報酬および費用の重複を伴うことがある。主に、管理事務報酬、経常費用および監査費用がこの場合に該当する。

管理報酬、顧問報酬および当初費用の重複を避けるため、当該費用がかからないマスター・ファンドのクラスI受益証券に投資する。

(3) サブ・ファンドまたはクラスの通貨が受益者の本国の通貨と異なる場合またはサブ・ファンドが投資を行う市場の通貨と異なる場合、受益者には通常の投資リスクを超える追加の損失（または追加の利益）の発生可能性がある。

(4) 上海・香港ストック・コネクトおよび深セン・香港ストック・コネクトは、香港証券取引所、上海/深セン証券取引所、香港証券クリアリング・カンパニー・リミテッドおよび中国証券登記決済有限公司が、中国（香港、マカオおよび台湾を除く。）と香港の間で証券市場への相互アクセスを実現する目的で開発した証券取引および決済接続制度である。かかる制度の詳細な説明およびそれに関連するリスクについては、別紙 に記載されている。

(5) マスター・ファンドは、（S F D R第8条の意味での）環境的および/または社会的特性を有する。これらの特性を有するファンドは、その結果、一部の企業、業界またはセクターに対するエクスポージャーが限られている可能性があり、マスター・ファンドの運用会社により選択されたそのサステナビリティ基準に合致しない一定の投資機会を見送ったり、特定の保有銘柄を処分する可能性がある。持続可能な投資の構成について投資者間で異なる見解を有する可能性があるため、マスター・ファンドは、特定の投資者の信念および価値を反映しない企業にも投資する可能性がある。

5. 標準的な対象投資家

サブ・ファンドは、元本の成長を提供することを目指す高いリスクのビークルである。サブ・ファンドは、短期の損失の可能性を最小限にすることよりも長期のリターンを最大限にすることに、より関心のある投資家に適している。

6. 分配方針

管理会社は、分配型受益証券のみを発行し、その裁量において、各会計年度末に期末分配、および、随時中間分配を宣言することができる。

分配金は、投資収益、キャピタル・ゲインおよび元本から支払われる。

7. 管理報酬

管理会社は、当該月中のサブ・ファンドに帰属する平均純資産総額に基づき計算される年率1.45%の報酬をサブ・ファンドの資産から毎月受領する権利を有する。管理会社は、その裁量において、この報酬の一部を放棄することができる。

8. 保管報酬

保管受託銀行は、ファンドの純資産から毎月支払われる、ルクセンブルグの一般的慣行に従う保管報酬を受領する権利を有する。

9. 受益者サービス報酬

受益証券の販売促進において提供した業務および発生した費用に対し、年率0.90%の受益者サービス報酬が、管理会社(または管理会社が随時任命するその他の当事者)に支払われる。これは、ファンドへの投資を継続している顧客を有する販売代行会社への継続支払額を含む。受益者サービス報酬は、当該期間中の各サブ・ファンドに帰属する平均純資産総額について日々計算され発生する。管理会社は、その裁量において当報酬の一部を放棄することができる。

10. 転換手数料

日本における販売会社は、サブ・ファンドのクラスA受益証券との間におけるすべての転換について上限1.10%(税抜1.0%)の転換手数料を受領する権利を有する。

11. 存続期間

サブ・ファンドの存続期間は無期限である。

12. 取引日

サブ・ファンドの「取引日」とは、ルクセンブルグの通常の銀行営業日および日本における金融商品取引業者の営業日であるウィークデイをいう。12月24日がウィークデイである場合、当該日は取引日として考慮されない。

また、取引日は、サブ・ファンドの1口当たり純資産価格の計算の停止期間内に含まれない日である。管理会社は、関連する現地の証券取引所および/または規制市場が取引および/または決済をクローズしているか否か、およびサブ・ファンドが投資する投資先ファンドが取引をクローズし1口当たり純資産価格を公表しているか否かを斟酌することもできる。管理会社は、かかるクローズを、自己のポートフォリオの相当量にかかるクローズされた証券取引所、規制市場またはかかるクローズされた投資先ファンドに投資するサブ・ファンドの非取引日とみなすことを選択することができる。

サブ・ファンドの非取引日(予定)の一覧は、請求により管理会社から入手可能であり、ウェブサイト(<https://www.schroders.com>)にて入手することも可能である。

13. 買付価格の支払

買付価格の支払は、受益証券買付申込みが受領または受領されたとみなされる取引日(同日を含まない。)から4取引日以内に行われる。

14. 買戻価格の支払

買戻価格の支払は、適正な権利放棄書面が受領または受領されたとみなされる取引日(同日を含まない。)から4取引日以内に行われる。

15. 販売手数料

適用ある受益証券1口当たりの純資産価格の6.25%を上限とする販売手数料は、クラスA受益証券の発行に関して販売会社により徴収されることがある。

16. 買戻し手数料

買戻し手数料は徴収されない。

17. レバレッジ

(1) 定義

レバレッジは、サブ・ファンドが、現金もしくは有価証券の借入れおよび/またはデリバティブの利用を通じて自らのエクスポージャーを増加させる方法である。

レバレッジは、サブ・ファンドのエクスポージャーと純資産価額との間の比率(「レバレッジ比率」)として表示される。

レバレッジ比率は、サブ・ファンドのエクスポージャーを計算する2通りの方式に従い計算される。すなわち、以下の表に概要される総額方式および約定方式である。

レバレッジ比率	エクスポージャーの計算方法
「総額レバレッジ比率」	<p>総額方式に基づき計算されるエクスポージャーは、()全ポジションの絶対値の総額、()総額エクスポージャーの計算の転換方法に従いサブ・ファンドが締結するすべてのデリバティブの原資産に対する同等のポジションの総額、()現金借入れの再投資に起因するエクスポージャー(該当する場合)、および()効率的なポートフォリオ運用取引に関連する担保の再投資に起因するエクスポージャー(該当する場合)から構成される。</p> <p>ファンドの基準通貨で保有される現金および現金等価物(現金および現金等価物と同視できる現金借入れを含む。)は、エクスポージャーの計算から除外される。</p> <p>上記のエクスポージャーが適用される比率は、(各方法により計算される)資産総額を、(英文目論見書に従い計算される)純資産総額で除したものである。</p>

レバレッジ比率	エクスポージャーの計算方法
「約定レバレッジ比率」	<p>約定方式に基づき計算されるエクスポージャーは、()全ポジションの絶対値の総額、()約定エクスポージャーの計算の転換方法に従いサブ・ファンドが締結するすべてのデリバティブの原資産に対する同等のポジションの総額、()現金借入れの再投資に起因するエクスポージャー（該当する場合）、および()効率的なポートフォリオ運用取引に関連する担保の再投資に起因するエクスポージャー（該当する場合）から構成される。</p> <p>本方式では、特定の条件下においてネットティングおよびヘッジ契約を考慮に入れることが可能である。</p> <p>上記のエクスポージャーが適用される比率は、（各方法により計算される）資産総額を、（英文目論見書に従い計算される）純資産総額で除したものである。</p>

サブ・ファンドのエクスポージャーを計算するにあたり総額方式および約定方式を適用することで得られる2つの比率は、相互に補足し合い、かつ、レバレッジの明確な表示を提供する。

総額レバレッジは、以下を行わないことから、レバレッジを表示する保守的な方法である。

- 投資またはヘッジ目的で利用されるデリバティブとの区別を行うこと。この結果、リスクの軽減を目的とする戦略が、サブ・ファンドのレバレッジ・レベルの増大に寄与することがある。
- デリバティブのポジションのネットティングを認めること。この結果、レバレッジが増大していない、またはサブ・ファンドの全体的なリスクの適度な増大をもたらしているにすぎない場合において、デリバティブのロール・オーバー（借換え）ならびにロングおよびショート・ポジションの組合せに依拠する戦略が、レバレッジ・レベルの大幅な増加に寄与することがある。

よって、高いレベルの総額レバレッジを示しているサブ・ファンドは、必ずしも低いレベルの総額レバレッジを示すサブ・ファンドよりも高リスクとは限らない。

約定レバレッジは、一定の状況下におけるヘッジおよびネットティング契約を認めていることから、サブ・ファンドの実際のレバレッジをより正確に表示する。

慣例により、レバレッジ比率は、小数として表示される。レバレッジ比率が1以下の場合には、サブ・ファンドにレバレッジがかかっていないことを意味し、レバレッジ比率が1よりも大きい場合には、レバレッジがかかっていることを示す。

(2) サブ・ファンドがレバレッジを利用しうる状況ならびに認められるレバレッジの種類および利用源さらなるエクスポージャー - レバレッジをかけるため、デリバティブを用いることが可能である。

(3) レバレッジの最大レベル

レバレッジ比率	最大レバレッジ比率
「総額レバレッジ比率」	1.2
「約定レバレッジ比率」	1.1

18. マスター・ファンドの手数料等

サブ・ファンドが投資するマスター・ファンドの手数料等の総額は運用状況等により変動するため事前に料率、上限額等を示すことができない。

（ただし、前記「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金（4）その他の手数料等」に記載のサブ・ファンドの管理報酬の全部または一部の放棄に関する記載を参照のこと。）

<内訳>

- ・管理運用報酬 : なし。
- ・成功報酬 : なし。
- ・保管報酬 : 上限年率0.32%の保管報酬およびマスター・ファンドにおいて約定される証券等の各取引につき最大150米ドル。また保管受託銀行が支出した合理的な費用。

- ・ファンド事務管理報酬：上限年率0.40%。また管理会社が支出した合理的な費用。
- ・ルクセンブルグの税金：年率0.01%
- ・その他の報酬・費用：運用状況等により変動するため事前に料率、上限額等を示すことができない。

上記の手数料等は、サブ・ファンドにより直接支払われるものではないが、サブ・ファンドの受益証券1口当たり純資産価格に影響を及ぼす。

別紙

グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールド

1. 名称

シュローダー・セレクション グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールド(「サブ・ファンド」)

2. 基準通貨

米ドル

3. 投資目的

サブ・ファンドの投資目的は、ルクセンブルグ法に基づき設定された投資信託で、EU指令2009/65/ECおよび2010年法のパート に基づきUCITSとしての資格を有するシュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンドのサブ・ファンドであるシュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・グローバル・ハイイールド(「マスター・ファンド」)のクラスI受益証券に投資することにより元本の成長を追求することである。

シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンドの目論見書は、ルクセンブルグの管理会社の住所地において入手可能である。

マスター・ファンドは、下記に開示されるとおり、そのリスク内容に従って、ヘッジ目的および投資目的のため、デリバティブを用いることがある。デリバティブは、クレジット・デフォルト・スワップを通じてのプロテクション売買、金利関連のデリバティブの戦術的使用を通じてのマスター・ファンドのデュレーションの調整、インフレまたはボラティリティ関連のデリバティブを通じての追加的収益の創出、通貨関連のデリバティブの使用を通じてのカレンシー・エクスポージャーの増大等における信用リスクに対するエクスポージャーから追加的収益を生み出すために使用されることがある。デリバティブは、複合商品を創り出すためにも用いられることが可能である。当該デリバティブは、店頭市場および/または証券取引所で取引されるオプション、先物、ワラント、スワップ、先物予約および/またはそれらの組合せを含む。

マスター・ファンドは、下記の投資目的および投資方針を有する：

「投資目的：

マスター・ファンドは、世界中で発行される投資適格証券を下回る格付を付与されている固定利付債券および変動利付債券への投資によって、3年から5年の期間をかけて、手数料控除後でブルームバーグ・グローバル・ハイイールド社債インデックス米ドルヘッジ付(個別発行体上限2%付; Bloomberg Global HYxCMBsxEMG index USD Hedged 2% cap)を上回る収益および元本の成長の提供を目的とする。

投資方針：

マスター・ファンドは、アクティブ運用され、少なくともその資産の3分の2をスタンダード・アンド・プアーズまたはそれと同等の他の格付機関により投資適格証券を下回る格付を付与されている固定利付債券および変動利付債券に直接または間接的(クレジット・デフォルト・スワップおよびクレジット・デフォルト・スワップ指数経由を含む。)に投資する。有価証券は、様々な通貨建ておよび世界中の政府、政府機関、国際機関および企業により発行される。

マスター・ファンドは、その資産の15%(注)を上限として偶発転換債に投資することができる。

(注)偶発転換債および転換債に対する投資の閾値は、ルクセンブルグ金融監督委員会の承認を条件としてマスター・

ファンドのレベルで随時修正される可能性がある。偶発転換債および転換債に対する投資に適用される閾値は、

シュローダーのウェブサイト入手可能なシュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンドの英文目論見書に規定されている。

マスター・ファンドは、その資産の3分の1を上限とし、直接または間接的に、他の証券(他の資産クラスを含む。)、国、地域、業種または通貨、投資ファンド、ワラントおよび短期金融商品へ投資することならびに現金を保有することも可能である(シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンドの英文目論見書別紙 に記載される制限に従うものとする。)。

マスター・ファンドは、投資利益の獲得、リスクの低減またはマスター・ファンドのより効率的な運用を目的とし、ロングおよびショートデリバティブを利用できる。マスター・ファンドは、レバレッジを利用できる。

マスター・ファンドは、マスター・ファンドの運用会社の評価基準に基づき、ブルームバーグ・グローバル・ハイイールド社債インデックス米ドルヘッジ付（個別発行体上限2%付；Bloomberg Global HYxCMBsxEMG index USD Hedged 2% cap）よりも総合して高いサステナビリティ・スコアを維持する。

マスター・ファンドは、マスター・ファンドのウェブサイト（<https://www.schroders.com/en-lu/lu/individual/fund-centre>）の「サステナビリティ関連開示」に記載される上限を超えて特定の活動、業種または発行体グループには直接投資しない。」

環境および社会的特性またはマスター・ファンドの持続可能な投資目的（適用ある場合）ならびに投資対象の選択にマスター・ファンドの運用会社が適用するガバナンスおよびサステナビリティ基準に関する詳細については、S F D Rおよび欧州委員会委任規則2022/1288に則し、シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンドの英文目論見書別紙に記載されている。

また、マスター・ファンドの運用会社のサステナビリティの取組み方および企業との関わり方の詳細はウェブサイト（<https://www.schroders.com/en-lu/lu/individual/what-we-do/sustainable-investing/our-sustainable-investment-policies-disclosures-voting-reports/disclosures-and-statements>）を参照のこと。

マスター・ファンドの資産は、すべて通貨ヘッジされている。

本書の主要部分に詳述される通り、クラスA（円）受益証券は、対円の、クラスA（豪ドル）受益証券、クラスA毎月分配型（豪ドル）受益証券は、対豪ドルの、また、クラスA（ユーロ）受益証券、クラスA毎月分配型（ユーロ）受益証券は、対ユーロの通貨変動に対し（可能な限り）ヘッジされる。しかし、管理会社は、クラスA毎月分配型（円ヘッジなし）受益証券について、対円の通貨変動に対してヘッジすることがない旨投資家は了解するべきである。

マスター・ファンドの運用会社は、シュローダー・インベストメント・マネージメント・ノース・アメリカ・インクである。

投資制限：

管理会社は、サブ・ファンドのために、有価証券の裏付けのない売却（空売り）を行うことができない。

4. サブ・ファンドのリスクの内容

(1) サブ・ファンドに伴うリスクは、マスター・ファンドに対するリスクと対応している。マスター・ファンドの投資リスクについては、別紙に記載されている。

マスター・ファンドは、そのグローバル・リスク・エクスポージャーを測定するため想定最大損失額による（バリュエーション・リスク（Value-at-Risk））アプローチを行う。

マスター・ファンドの価額は、マスター・ファンドが保有する個々の債務証券の直近の価額に基づき日々計算される。当該時価は、金利の変動およびマスター・ファンドが保有する債務証券に対する時価予想値の影響を受ける。マスター・ファンドが保有する債務証券の特性によっては、大きなボラティリティが予想される。

債務証券への投資は、主に金利リスク、信用リスクおよびデフォルト・リスクに晒されており、また潜在的には為替リスクに晒されている。マスター・ファンドは、投資運用プロセスの一部としてデリバティブを使用することがある。これは、市場における発生事態を拡大してサブ・ファンドの価格のボラティリティを増幅することがある。

投資を行おうとする者は、サブ・ファンドへの投資には上記の平均的程度のリスクがあり、投資が長期的な性質のものであることを認識しなければならない。マスター・ファンドは、高格付の証券よりも大きな市場および信用リスクに服する、低格付、高利回りの債務証券に投資する場合がある。一般的に、低格付の証券は、投資者が甘受するハイリスクに報いるために、高格付の証券に比して、高い利回りとなっている。このような証券の低格付は、発行体の財務状況の悪化または金利の上昇によって、発行体の証券保有者への支払能力が失われる可能性を反映している。したがって、これらの証券への投資は、高格付、低利回りの証券への投資よりも、より高程度の信用リスクを伴う。

(2) サブ・ファンドを通して行うマスター・ファンドへの投資は、受益者にとって報酬および費用の重複を伴うことがある。主に、管理事務報酬、経常費用および監査費用がこの場合に該当する。

管理報酬、顧問報酬および当初費用の重複を避けるため、当該費用がかからないマスター・ファンドのクラスI 受益証券に投資する。

(3) サブ・ファンドまたはクラスの通貨が受益者の本国の通貨と異なる場合またはサブ・ファンドが投資を行う市場の通貨と異なる場合、受益者には通常の投資リスクを超える追加の損失（または追加の利益）の発生可能性がある。

(4) マスター・ファンドは、（SFDR 第8条の意味での）環境的および/または社会的特性を有する。これらの特性を有するファンドは、その結果、一部の企業、業界またはセクターに対するエクスポージャーが限られている可能性があり、マスター・ファンドの運用会社により選択されたそのサステナビリティ基準に合致しない一定の投資機会を見送ったり、特定の保有銘柄を処分する可能性がある。持続可能な投資の構成について投資者間で異なる見解を有する可能性があるため、マスター・ファンドは、特定の投資者の信念および価値を反映しない企業にも投資する可能性がある。

5. 標準的な対象投資家

サブ・ファンドは、収益および元本の成長を提供することを目指す中程度のリスクのピークルである。

サブ・ファンドは、元本の成長機会と長期にわたる債券市場の相対的な安定性による収益との組合せを追求する投資家に適している。

6. 分配方針

クラスA 毎月分配型（米ドル）受益証券、クラスA 毎月分配型（円 ヘッジなし）受益証券、クラスA 毎月分配型（豪ドル）受益証券およびクラスA 毎月分配型（ユーロ）受益証券に関して、管理会社は、毎月分配を行う予定である。

その他のクラス受益証券に関して、管理会社は、その裁量において、各会計年度末に期末分配、および、随時中間分配を宣言することができる。

分配金は、投資収益、キャピタル・ゲインおよび元本から支払われる。

7. 管理報酬

管理会社は、当該月中のサブ・ファンドに帰属する平均純資産総額に基づき計算される年率1.15%の報酬をサブ・ファンドの資産から毎月受領する権利を有する。管理会社は、その裁量において、この報酬の一部を放棄することができる。

8. 保管報酬

保管受託銀行は、ファンドの純資産から毎月支払われる、ルクセンブルグの一般的慣行に従う保管報酬を受領する権利を有する。

9. 受益者サービス報酬

受益証券の販売促進において提供した業務および発生した費用に対し、年率0.75%の受益者サービス報酬が、管理会社（または管理会社が随時任命するその他の当事者）に支払われる。これは、ファンドへの投資を継続している顧客を有する販売代行会社への継続支払額を含む。受益者サービス報酬は、当該期間中の各サブ・ファンドに帰属する平均純資産総額について日々計算され発生する。管理会社は、その裁量において当報酬の一部を放棄することができる。

10. 転換手数料

日本における販売会社は、サブ・ファンドのクラスA 受益証券との間におけるすべての転換について上限1.10%（税抜1.0%）の転換手数料を受領する権利を有する。

11. 存続期間

サブ・ファンドの存続期間は無期限である。

12. 取引日

サブ・ファンドの「取引日」とは、ルクセンブルグの通常の銀行営業日および日本における金融商品取引業者の営業日であるウィークデイをいう。12月24日がウィークデイである場合、当該日は取引日として考慮されない。

また、取引日は、サブ・ファンドの1口当たり純資産価格の計算の停止期間内に含まれない日である。管理会社は、関連する現地の証券取引所および/または規制市場が取引および/または決済をクローズし

ているか否か、およびサブ・ファンドが投資する投資先ファンドが取引をクローズし1口当たり純資産価格を公表しているか否かを斟酌することもできる。管理会社は、かかるクローズを、自己のポートフォリオの相当量をかかるクローズされた証券取引所、規制市場またはかかるクローズされた投資先ファンドに投資するサブ・ファンドの非取引日とみなすことを選択することができる。

サブ・ファンドの非取引日(予定)の一覧は、請求により管理会社から入手可能であり、ウェブサイト(<https://www.schroders.com>)にて入手することも可能である。

13. 買付価格の支払

買付価格の支払は、受益証券買付申込みが受領または受領されたとみなされる取引日(同日を含まない。)から4取引日以内に行われる。

14. 買戻価格の支払

買戻価格の支払は、適正な権利放棄書面が受領または受領されたとみなされる取引日(同日を含まない。)から4取引日以内に行われる。

15. 販売手数料

適用ある受益証券1口当たりの純資産価格の6.25%を上限とする販売手数料は、クラスA受益証券の発行に関して販売会社により徴収されることがある。

16. 買戻し手数料

買戻し手数料は適用されない。

17. レバレッジ

(1) 定義

レバレッジは、サブ・ファンドが、現金もしくは有価証券の借入れおよび/またはデリバティブの利用を通じて自らのエクスポージャーを増加させる方法である。

レバレッジは、サブ・ファンドのエクスポージャーと純資産価額との間の比率(「レバレッジ比率」)として表示される。

レバレッジ比率は、サブ・ファンドのエクスポージャーを計算する2通りの方式に従い計算される。すなわち、以下の表に概要される総額方式および約定方式である。

レバレッジ比率	エクスポージャーの計算方法
「総額レバレッジ比率」	<p>総額方式に基づき計算されるエクスポージャーは、()全ポジションの絶対値の総額、()総額エクスポージャーの計算の転換方法に従いサブ・ファンドが締結するすべてのデリバティブの原資産に対する同等のポジションの総額、()現金借入れの再投資に起因するエクスポージャー(該当する場合)、および()効率的なポートフォリオ運用取引に関連する担保の再投資に起因するエクスポージャー(該当する場合)から構成される。</p> <p>ファンドの基準通貨で保有される現金および現金等価物(現金および現金等価物と同視できる現金借入れを含む。)は、エクスポージャーの計算から除外される。</p> <p>上記のエクスポージャーが適用される比率は、(各方法により計算される)資産総額を、(英文目論見書に従い計算される)純資産総額で除したものである。</p>
「約定レバレッジ比率」	<p>約定方式に基づき計算されるエクスポージャーは、()全ポジションの絶対値の総額、()約定エクスポージャーの計算の転換方法に従いサブ・ファンドが締結するすべてのデリバティブの原資産に対する同等のポジションの総額、()現金借入れの再投資に起因するエクスポージャー(該当する場合)、および()効率的なポートフォリオ運用取引に関連する担保の再投資に起因するエクスポージャー(該当する場合)から構成される。</p> <p>本方式では、特定の条件下においてネットティングおよびヘッジ契約を考慮に入れることが可能である。</p> <p>上記のエクスポージャーが適用される比率は、(各方法により計算される)資産総額を、(英文目論見書に従い計算される)純資産総額で除したものである。</p>

サブ・ファンドのエクスポージャーを計算するにあたり総額方式および約定方式を適用することで得られる2つの比率は、相互に補足し合い、かつ、レバレッジの明確な表示を提供する。

総額レバレッジは、以下を行わないことから、レバレッジを表示する保守的な方法である。

- 投資またはヘッジ目的で利用されるデリバティブとの区別を行うこと。この結果、リスクの軽減を目的とする戦略が、サブ・ファンドのレバレッジ・レベルの増大に寄与することがある。
- デリバティブのポジションのネットティングを認めること。この結果、レバレッジが増大していない、またはサブ・ファンドの全体的なリスクの適度な増大をもたらしているにすぎない場合において、デリバティブのロール・オーバー(借換え)ならびにロングおよびショート・ポジションの組合せに依拠する戦略が、レバレッジ・レベルの大幅な増加に寄与することがある。

よって、高いレベルの総額レバレッジを示しているサブ・ファンドは、必ずしも低いレベルの総額レバレッジを示すサブ・ファンドよりも高リスクとは限らない。

約定レバレッジは、一定の状況下におけるヘッジおよびネットティング契約を認めていることから、サブ・ファンドの実際のレバレッジをより正確に表示する。

慣例により、レバレッジ比率は、小数として表示される。レバレッジ比率が1以下の場合には、サブ・ファンドにレバレッジがかかっていないことを意味し、レバレッジ比率が1よりも大きい場合には、レバレッジがかかっていることを示す。

(2) サブ・ファンドがレバレッジを利用しうる状況ならびに認められるレバレッジの種類および利用源さらなるエクスポージャー・レバレッジをかけるため、デリバティブを用いることが可能である。

(3) レバレッジの最大レベル

レバレッジ比率	最大レバレッジ比率
「総額レバレッジ比率」	1.2
「約定レバレッジ比率」	1.1

18. マスター・ファンドの手数料等

サブ・ファンドが投資するマスター・ファンドの手数料等の総額は運用状況等により変動するため事前に料率、上限額等を示すことができない。

(ただし、前記「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金 (4) その他の手数料等」に記載のサブ・ファンドの管理報酬の全部または一部の放棄に関する記載を参照のこと。)

<内訳>

- ・管理運用報酬 : なし。
- ・成功報酬 : なし。
- ・保管報酬 : 上限年率0.32%の保管報酬およびマスター・ファンドにおいて約定される証券等の各取引につき最大150米ドル。また保管受託銀行が支出した合理的な費用。
- ・ファンド事務管理報酬 : 上限年率0.40%。また管理会社が支出した合理的な費用。
- ・ルクセンブルグの税金 : 年率0.01%
- ・その他の報酬・費用 : 運用状況等により変動するため事前に料率、上限額等を示すことができない。

上記の手数料等は、サブ・ファンドにより直接支払われるものではないが、サブ・ファンドの受益証券1口当たり純資産価格に影響を及ぼす。

別紙

グローバル・シリーズ イールド・エクイティ

1. 名称

シュローダー・セレクション グローバル・シリーズ イールド・エクイティ（「サブ・ファンド」）

2. 基準通貨

米ドル

3. 投資目的

サブ・ファンドの投資目的は、ルクセンブルグ法に基づき設定された投資信託で、EU指令2009/65/ECおよび2010年法のパート 1に基づきUCITSとしての資格を有するシュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンドのサブ・ファンドであるシュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・グローバル・エクイティ・イールド（「マスター・ファンド」）のクラスI受益証券に投資することにより元本の成長を追求することである。

シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンドの目論見書は、ルクセンブルグの管理会社の住所地において入手可能である。

マスター・ファンドは、そのリスク内容に従って、ヘッジ目的および投資目的のため、デリバティブを用いることがある。デリバティブは、株式、通貨、ボラティリティまたはインデックス関連のデリバティブ等を通じてマーケット・エクスポージャーを算出するために使用されることがあり、店頭市場および/または証券取引所で取引されるオプション、先物、差金決済取引、ワラント、スワップ、先物予約および/またはそれらの組合せを含む。

マスター・ファンドは、下記の投資目的および投資方針を有する：

「投資目的：

マスター・ファンドは、世界中の企業の株式および株式関連証券に投資することで、3年から5年の期間をかけて、手数料控除後でMSCIワールド・トータルリターン・ネット・インデックスを上回る収益および元本の成長を提供することを投資目的とする。

投資方針：

マスター・ファンドは、アクティブ運用され、少なくともその資産の3分の2を世界中の企業の株式および株式関連証券に投資する。

マスター・ファンドは、市場の平均利回りを総額で上回る分配利回りを有する株式および株式関連証券の分散されたポートフォリオに投資する。マスター・ファンドの運用会社が将来平均利回りを上回る支払の可能性があると判断した場合には、平均分配利回りを下回る株式がポートフォリオに含まれる場合もある。

マスター・ファンドは、利回りのみで運用されるわけではなく、トータル・リターン（分配利回りおよび元本の成長）も同様に重要である。

マスター・ファンドは、中国H株に直接投資することができ、その資産の10%（純額）を上限として上海・香港ストック・コネクトおよび深セン・香港ストック・コネクトを通じて中国A株ならびにスターボードおよびチャイネクストに上場している株式に直接または間接的に（例えば、参加証書を通じて）投資することができる。

マスター・ファンドは、その資産の3分の1を上限とし、直接または間接的に、他の証券（他の資産クラスを含む。）、国、地域、業種または通貨、投資ファンド、ワラントおよび短期金融商品へ投資することならびに現金を保有することも可能である（シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンドの英文目論見書別紙 に記載される制限に従うものとする。）。

マスター・ファンドは、投資利益の獲得、リスクの低減またはマスター・ファンドのより効率的な運用を目的とし、デリバティブを利用できる。」

本書の主要部分に詳述される通り、クラスA（円）受益証券は、対円の通貨変動に対し（可能な限り）ヘッジされる。しかし、管理会社は、クラスA毎月分配型（円 ヘッジなし）受益証券、クラスA（豪ドル ヘッジなし）受益証券、クラスA毎月分配型（豪ドル ヘッジなし）受益証券、クラスA（ユーロ

ヘッジなし）受益証券およびクラスA毎月分配型（ユーロ ヘッジなし）受益証券について、対円、対豪ドルおよび対ユーロの通貨変動に対してヘッジすることがない旨投資家は了解するべきである。

マスター・ファンドの運用会社は、シュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッドである。

投資制限：

管理会社は、サブ・ファンドのために、有価証券の裏付けのない売却（空売り）を行うことができない。

4. サブ・ファンドのリスクの内容

(1) サブ・ファンドに伴うリスクは、マスター・ファンドに対するリスクと対応している。マスター・ファンドの投資リスクについては、別紙 に記載されている。

上海・香港ストック・コネクトおよび深セン・香港ストック・コネクトは、香港証券取引所、上海/深セン証券取引所、香港証券クリアリング・カンパニー・リミテッドおよび中国証券登記決済有限公司が、中国（香港、マカオおよび台湾を除く。）と香港の間で証券市場への相互アクセスを実現する目的で開発した証券取引および決済接続制度である。かかる制度の詳細な説明およびそれに関連するリスクについては、別紙 に記載されている。

マスター・ファンドの価額は、マスター・ファンドが保有する個々の株式の直近の価額に基づき日々計算される。当該時価は、マスター・ファンドが保有する証券に対する時価予想値に大きく影響されるが、金利の変動にも影響される。マスター・ファンドが保有する株式の特性によっては、大きなボラティリティが予想される。

(2) サブ・ファンドを通して行うマスター・ファンドへの投資は、受益者にとって報酬および費用の重複を伴うことがある。主に、管理事務報酬、経常費用および監査費用がこの場合に該当する。

管理報酬、顧問報酬および当初費用の重複を避けるため、当該費用がかからないマスター・ファンドのクラスI受益証券に投資する。

(3) サブ・ファンドまたはクラスの通貨が受益者の本国の通貨と異なる場合またはサブ・ファンドが投資を行う市場の通貨と異なる場合、受益者には通常の投資リスクを超える追加の損失（または追加の利益）の発生可能性がある。

5. 標準的な対象投資家

サブ・ファンドは、元本の成長および収益を提供することを目指す高いリスクのビークルである。サブ・ファンドは、短期の損失の可能性を最小限にすることよりも長期のリターンを最大限にすることに、より関心のある投資家に適している。

6. 分配方針

クラスA毎月分配型（米ドル）受益証券、クラスA毎月分配型（円 ヘッジなし）受益証券、クラスA毎月分配型（ユーロ ヘッジなし）受益証券およびクラスA毎月分配型（豪ドル ヘッジなし）受益証券に関して、管理会社は、毎月分配を行う予定である。

その他のクラス受益証券について、管理会社は、その裁量において、各会計年度末に期末分配、および、随時中間分配を宣言することができる。

分配金は、投資収益、キャピタル・ゲインおよび元本から支払われる。

7. 管理報酬

管理会社は、当該月中のサブ・ファンドに帰属する平均純資産総額に基づき計算される年率1.20%の報酬をサブ・ファンドの資産から毎月受領する権利を有する。管理会社は、その裁量において、この報酬の一部を放棄することができる。

8. 保管報酬

保管受託銀行は、ファンドの純資産から毎月支払われる、ルクセンブルグの一般的慣行に従う保管報酬を受領する権利を有する。

9. 受益者サービス報酬

受益証券の販売促進において提供した業務および発生した費用に対し、年率0.80%の受益者サービス報酬が、管理会社（または管理会社が随時任命するその他の当事者）に支払われる。これは、ファンドへの投資を継続している顧客を有する販売代行会社への継続支払額を含む。受益者サービス報酬は、当該期間

中の各サブ・ファンドに帰属する平均純資産総額について日々計算され発生する。管理会社は、その裁量において当報酬の一部を放棄することができる。

10．転換手数料

日本における販売会社は、サブ・ファンドのクラスA受益証券との間におけるすべての転換について上限1.10%（税抜1.0%）の転換手数料を受領する権利を有する。

11．存続期間

サブ・ファンドの存続期間は無期限である。

12．取引日

サブ・ファンドの「取引日」とは、ルクセンブルグの通常の銀行営業日および日本における金融商品取引業者の営業日であるウィークデイをいう。12月24日がウィークデイである場合、当該日は取引日として考慮されない。

また、取引日は、サブ・ファンドの1口当たり純資産価格の計算の停止期間内に含まれない日である。管理会社は、関連する現地の証券取引所および/または規制市場が取引および/または決済をクローズしているか否か、およびサブ・ファンドが投資する投資先ファンドが取引をクローズし1口当たり純資産価格を公表しているか否かを斟酌することもできる。管理会社は、かかるクローズを、自己のポートフォリオの相当量にかかるクローズされた証券取引所、規制市場またはかかるクローズされた投資先ファンドに投資するサブ・ファンドの非取引日とみなすことを選択することができる。

サブ・ファンドの非取引日（予定）の一覧は、請求により管理会社から入手可能であり、ウェブサイト（<https://www.schroders.com>）にて入手することも可能である。

13．買付価格の支払

買付価格の支払は、受益証券買付申込みが受領または受領されたとみなされる取引日（同日を含まない。）から4取引日以内に行われる。

14．買戻価格の支払

買戻価格の支払は、適正な権利放棄書面が受領または受領されたとみなされる取引日（同日を含まない。）から4取引日以内に行われる。

15．販売手数料

適用ある受益証券1口当たりの純資産価格の6.25%を上限とする販売手数料は、クラスA受益証券の発行に関して販売会社により徴収されることがある。

16．買戻し手数料

買戻し手数料は徴収されない。

17．レバレッジ

(1) 定義

レバレッジは、サブ・ファンドが、現金もしくは有価証券の借入れおよび/またはデリバティブの利用を通じて自らのエクスポージャーを増加させる方法である。

レバレッジは、サブ・ファンドのエクスポージャーと純資産価額との間の比率（「レバレッジ比率」）として表示される。

レバレッジ比率は、サブ・ファンドのエクスポージャーを計算する2通りの方式に従い計算される。すなわち、以下の表に概要される総額方式および約定方式である。

レバレッジ比率	エクスポージャーの計算方法
---------	---------------

「総額レバレッジ比率」	<p>総額方式に基づき計算されるエクスポージャーは、()全ポジションの絶対値の総額、()総額エクスポージャーの計算の転換方法に従いサブ・ファンドが締結するすべてのデリバティブの原資産に対する同等のポジションの総額、()現金借入れの再投資に起因するエクスポージャー（該当する場合）、および()効率的なポートフォリオ運用取引に関連する担保の再投資に起因するエクスポージャー（該当する場合）から構成される。</p> <p>ファンドの基準通貨で保有される現金および現金等価物（現金および現金等価物と同視できる現金借入れを含む。）は、エクスポージャーの計算から除外される。</p> <p>上記のエクスポージャーが適用される比率は、（各方法により計算される）資産総額を、（英文目論見書に従い計算される）純資産総額で除したものである。</p>
「約定レバレッジ比率」	<p>約定方式に基づき計算されるエクスポージャーは、()全ポジションの絶対値の総額、()約定エクスポージャーの計算の転換方法に従いサブ・ファンドが締結するすべてのデリバティブの原資産に対する同等のポジションの総額、()現金借入れの再投資に起因するエクスポージャー（該当する場合）、および()効率的なポートフォリオ運用取引に関連する担保の再投資に起因するエクスポージャー（該当する場合）から構成される。</p> <p>本方式では、特定の条件下においてネットティングおよびヘッジ契約を考慮に入れることが可能である。</p> <p>上記のエクスポージャーが適用される比率は、（各方法により計算される）資産総額を、（英文目論見書に従い計算される）純資産総額で除したものである。</p>

サブ・ファンドのエクスポージャーを計算するにあたり総額方式および約定方式を適用することで得られる2つの比率は、相互に補足し合い、かつ、レバレッジの明確な表示を提供する。

総額レバレッジは、以下を行わないことから、レバレッジを表示する保守的な方法である。

- 投資またはヘッジ目的で利用されるデリバティブとの区別を行うこと。この結果、リスクの軽減を目的とする戦略が、サブ・ファンドのレバレッジ・レベルの増大に寄与することがある。
- デリバティブのポジションのネットティングを認めること。この結果、レバレッジが増大していない、またはサブ・ファンドの全体的なリスクの適度な増大をもたらしているにすぎない場合において、デリバティブのロール・オーバー（借換え）ならびにロングおよびショート・ポジションの組合せに依拠する戦略が、レバレッジ・レベルの大幅な増加に寄与することがある。

よって、高いレベルの総額レバレッジを示しているサブ・ファンドは、必ずしも低いレベルの総額レバレッジを示すサブ・ファンドよりも高リスクとは限らない。

約定レバレッジは、一定の状況下におけるヘッジおよびネットティング契約を認めていることから、サブ・ファンドの実際のレバレッジをより正確に表示する。

慣例により、レバレッジ比率は、小数として表示される。レバレッジ比率が1以下の場合には、サブ・ファンドにレバレッジがかかっていないことを意味し、レバレッジ比率が1よりも大きい場合には、レバレッジがかかっていることを示す。

(2) サブ・ファンドがレバレッジを利用しうる状況ならびに認められるレバレッジの種類および利用源さらなるエクスポージャー - レバレッジをかけるため、デリバティブを用いることが可能である。

(3) レバレッジの最大レベル

レバレッジ比率	最大レバレッジ比率
「総額レバレッジ比率」	1.2
「約定レバレッジ比率」	1.1

18. マスター・ファンドの手数料等

サブ・ファンドが投資するマスター・ファンドの手数料等の総額は運用状況等により変動するため事前に料率、上限額等を示すことができない。

(ただし、前記「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金 (4) その他の手数料等」に記載のサブ・ファンドの管理報酬の全部または一部の放棄に関する記載を参照のこと。)

<内訳>

- ・管理運用報酬 : なし。
- ・成功報酬 : なし。
- ・保管報酬 : 上限年率0.32%の保管報酬およびマスター・ファンドにおいて約定される証券等の各取引につき最大150米ドル。また保管受託銀行が支出した合理的な費用。
- ・ファンド事務管理報酬 : 上限年率0.40%。また管理会社が支出した合理的な費用。
- ・ルクセンブルグの税金 : 年率0.01%
- ・その他の報酬・費用 : 運用状況等により変動するため事前に料率、上限額等を示すことができない。

上記の手数料等は、サブ・ファンドにより直接支払われるものではないが、サブ・ファンドの受益証券1口当たり純資産価格に影響を及ぼす。

別紙

グローバル・シリーズ コモディティ

1. 名称

シュロダー・セレクション グローバル・シリーズ コモディティ(「サブ・ファンド」)

2. 基準通貨

米ドル

3. 投資目的

サブ・ファンドの投資目的は、ルクセンブルグ法に基づき設定された投資信託で、EU指令2009/65/ECおよび2010年法のパート 1に基づきUCITSとしての資格を有するシュロダー・インターナショナル・セレクション・ファンドのサブ・ファンドであるシュロダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・コモディティ(「マスター・ファンド」)のクラス 受益証券に投資することにより元本の成長を追求することである。

シュロダー・インターナショナル・セレクション・ファンドの英文目論見書は、ルクセンブルグの管理会社の住所地において入手可能である。

マスター・ファンドは、以下のリスク内容に従って、ヘッジ目的および投資目的のため、デリバティブを用いることがある。デリバティブは、クレジット・デフォルト・スワップを通じてのプロテクション売買、金利関連のデリバティブの戦術的使用を通じてのマスター・ファンドのデュレーションの調整、インフレもしくはボラティリティ連動のデリバティブを通じての追加的収益の創出、または通貨関連のデリバティブの使用を通じてのカレンシー・エクスポージャーの増大等における信用リスクに対するエクスポージャーから追加的収益を生み出すために使用されることがある。デリバティブは、複合商品を創出するためにも用いられることが可能である。当該デリバティブは、店頭市場および/または証券取引所で取引されるオプション、先物、ワラント、スワップ、先物予約および/またはそれらの組合せを含む。

マスター・ファンドは、以下の投資目的および投資方針を有している：

「投資目的：

マスター・ファンドは、世界中の商品関連証券に投資することにより、3年から5年の期間をかけて、手数料控除後でブルームバーグ商品指数トータルリターン・インデックス(BCOMTR Index)を上回る元本の成長を提供することを目的としている。

投資方針：

マスター・ファンドは、アクティブ運用され、少なくともその資産の3分の2を主に適格コモディティ指数にかかるスワップで構成される様々なコモディティ関連商品、適格資産(シュロダー・インターナショナル・セレクション・ファンドの英文目論見書別紙 の「代替資産クラス」の定義に記載される。)を通じたコモディティ、さらに、割合は減るものの、世界中のコモディティ関連業種の株式および株式関連証券にも投資する。

マスター・ファンドは、随時、様々なコモディティセクターに投資することがあるが、主にエネルギー、農業および金属セクターに投資する見込みである。

また、マスター・ファンドは、その資産の3分の1を上限とし、直接または間接的に、他の有価証券(他の資産クラスを含む。)、国、地域、業種または通貨、投資ファンド、ワラントおよび短期金融商品へ投資することならびに現金を保有する場合がある(シュロダー・インターナショナル・セレクション・ファンドの英文目論見書別紙 に記載される制限に従うものとする。)

マスター・ファンドは、投資利益の獲得、リスクの低減または資産のより効率的な運用を目的とし、デリバティブを利用する予定である。具体的には、トータル・リターン・スワップは、買い建て、売り建て共に活用するが、継続してトータル・リターン・スワップを利用する目的は、商品指数に対してネットで買い建てとなるようにすることである。トータル・リターン・スワップのエクスポージャーは、買い建て、売り建てを合わせた総額(グロス)でマスター・ファンドの純資産総額の450%を上回らず、150%から250%の範囲内に収まる見込みである。」

本書の主要部分に詳述される通り、クラスA（円）受益証券は、対円の、クラスA（豪ドル）受益証券は、対豪ドルの、また、クラスA（ユーロ）受益証券は、対ユーロの通貨変動に対しそれぞれ（可能な限り）ヘッジされる。

マスター・ファンドの運用会社は、シュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッドである。

投資制限：

管理会社は、サブ・ファンドのために、有価証券の裏付けのない売却（空売り）を行うことができない。

4．サブ・ファンドのリスクの内容

(1) サブ・ファンドに伴うリスクは、マスター・ファンドに対するリスクと対応している。マスター・ファンドの投資リスクについては、別紙 に記載されている。

マスター・ファンドの価格は、デリバティブの直近の価額およびマスター・ファンドが保有する個別の証券の直近の価額に基づき日割計算で算出される。マスター・ファンドは、投資目的を達成しようとするため、商品先物および商品関連トータル・リターン・スワップ等の広範囲の商品関連デリバティブに主に投資する。かかる市場価格は、商品の需要と供給、金利、通貨の変動およびマスター・ファンドが保有する投資対象に対する資本市場の期待の影響を受ける。

商品連動デリバティブへの投資によりマスター・ファンドには、従来型の証券より高いボラティリティを伴うことがある。これらの金融商品は、投資者を高い損失リスクにさらすことがある。更に、マスター・ファンドは、取引相手方（決済ブローカーを含む。）の支払不能、倒産その他の理由による取引に関する債務不履行リスクにさらされる。マスター・ファンドは、カバーされないオプションの空売りを行うことがある。これは無制限の損失を招く可能性がある。

投資を行おうとする者は、サブ・ファンドへの投資には上記の平均的程度のリスクがあり、投資が長期的な性質のものであることを認識しなければならない。

(2) サブ・ファンドを通して行うマスター・ファンドへの投資は、受益者にとって一定の報酬および費用の重複を伴うことがある。主に、管理事務報酬、経常費用および監査費用がこの場合に該当する。

管理報酬、顧問報酬および当初費用の重複を避けるため、当該費用がかからないマスター・ファンドのクラス 受益証券に投資する。

(3) サブ・ファンドまたはクラスの通貨が受益者の本国の通貨と異なる場合またはサブ・ファンドが投資を行う市場の通貨と異なる場合、受益者には通常の投資リスクを超える追加の損失（または追加の利益）の発生可能性がある。

5．標準的な対象投資家

サブ・ファンドは、かかる資産クラスに対するエクスポージャーを得ることを希望する投資者にのみ適している。サブ・ファンドは、主に商品先物および商品関連トータル・リターン・スワップ等の広範囲の商品関連デリバティブに投資を行う。サブ・ファンドは、元本の成長を提供することを意図するハイ・リスク・ビークルであると考えられるべきである。

6．分配方針

管理会社は、分配型受益証券のみを発行し、またその裁量において、各会計年度末に期末分配、および、随時中間分配を宣言することができる。

分配金は、投資収益、キャピタル・ゲインおよび元本から支払われる。

7．管理報酬

管理会社は、当該月中のサブ・ファンドに帰属する平均純資産総額に基づき計算される年率1.50%の報酬をサブ・ファンドの資産から毎月受領する権利を有する。管理会社は、その裁量において、この報酬の一部を放棄することができる。

8．保管報酬

保管受託銀行は、ファンドの純資産から毎月支払われる、ルクセンブルグの一般的慣行に従う保管報酬を受領する権利を有する。

9．受益者サービス報酬

受益証券の販売促進において提供した業務および発生した費用に対し、年率0.90%の受益者サービス報酬が、管理会社（または管理会社が随時任命するその他の当事者）に支払われる。これは、ファンドへの投資を継続している顧客を有する販売代行会社への継続支払額を含む。受益者サービス報酬は、当該期間中の各サブ・ファンドに帰属する平均純資産総額について日々計算され発生する。管理会社は、その裁量において当報酬の一部を放棄することができる。

10．転換手数料

日本における販売会社は、サブ・ファンドのクラスA受益証券との間におけるすべての転換について上限1.10%（税抜1.0%）の転換手数料を受領する権利を有する。

11．存続期間

サブ・ファンドの存続期間は無期限である。

12．取引日

サブ・ファンドの「取引日」とは、ルクセンブルグの通常の銀行営業日および日本における金融商品取引業者の営業日であるウィークデイをいう。12月24日がウィークデイである場合、当該日は取引日として考慮されない。

また、取引日は、サブ・ファンドの1口当たり純資産価格の計算の停止期間内に含まれない日である。管理会社は、関連する現地の証券取引所および/または規制市場が取引および/または決済をクローズしているか否か、およびサブ・ファンドが投資する投資先ファンドが取引をクローズし1口当たり純資産価格を公表しているか否かを斟酌することもできる。管理会社は、かかるクローズを、自己のポートフォリオの相当量にかかるクローズされた証券取引所、規制市場またはかかるクローズされた投資先ファンドに投資するサブ・ファンドの非取引日とみなすことを選択することができる。

サブ・ファンドの非取引日（予定）の一覧は、請求により管理会社から入手可能であり、ウェブサイト（<https://www.schroders.com>）にて入手することも可能である。

13．買付価格の支払

買付価格の支払は、受益証券買付申込みが受領または受領されたとみなされる取引日（同日を含まない。）から4取引日以内に行われる。

14．買戻価格の支払

買戻価格の支払は、適正な権利放棄書面が受領または受領されたとみなされる取引日（同日を含まない。）から4取引日以内に行われる。

15．販売手数料

適用ある受益証券1口当たりの純資産価格の6.25%を上限とする販売手数料は、クラスA受益証券の発行に関して販売会社により徴収されることがある。

16．買戻し手数料

クラスA受益証券に関して、買戻し手数料は適用されない。

17．レバレッジ

(1) 定義

レバレッジは、サブ・ファンドが、現金もしくは有価証券の借入れおよび/またはデリバティブの利用を通じて自らのエクスポージャーを増加させる方法である。

レバレッジは、サブ・ファンドのエクスポージャーと純資産価額との間の比率（「レバレッジ比率」）として表示される。

レバレッジ比率は、サブ・ファンドのエクスポージャーを計算する2通りの方式に従い計算される。すなわち、以下の表に概要される総額方式および約定方式である。

レバレッジ比率	エクスポージャーの計算方法
---------	---------------

「総額レバレッジ比率」	<p>総額方式に基づき計算されるエクスポージャーは、()全ポジションの絶対値の総額、()総額エクスポージャーの計算の転換方法に従いサブ・ファンドが締結するすべてのデリバティブの原資産に対する同等のポジションの総額、()現金借入れの再投資に起因するエクスポージャー（該当する場合）、および()効率的なポートフォリオ運用取引に関連する担保の再投資に起因するエクスポージャー（該当する場合）から構成される。</p> <p>ファンドの基準通貨で保有される現金および現金等価物（現金および現金等価物と同視できる現金借入れを含む。）は、エクスポージャーの計算から除外される。</p> <p>上記のエクスポージャーが適用される比率は、（各方法により計算される）資産総額を、（英文目論見書に従い計算される）純資産総額で除したものである。</p>
「約定レバレッジ比率」	<p>約定方式に基づき計算されるエクスポージャーは、()全ポジションの絶対値の総額、()約定エクスポージャーの計算の転換方法に従いサブ・ファンドが締結するすべてのデリバティブの原資産に対する同等のポジションの総額、()現金借入れの再投資に起因するエクスポージャー（該当する場合）、および()効率的なポートフォリオ運用取引に関連する担保の再投資に起因するエクスポージャー（該当する場合）から構成される。</p> <p>本方式では、特定の条件下においてネットティングおよびヘッジ契約を考慮に入れることが可能である。</p> <p>上記のエクスポージャーが適用される比率は、（各方法により計算される）資産総額を、（英文目論見書に従い計算される）純資産総額で除したものである。</p>

サブ・ファンドのエクスポージャーを計算するにあたり総額方式および約定方式を適用することで得られる2つの比率は、相互に補足し合い、かつ、レバレッジの明確な表示を提供する。

総額レバレッジは、以下を行わないことから、レバレッジを表示する保守的な方法である。

- 投資またはヘッジ目的で利用されるデリバティブとの区別を行うこと。この結果、リスクの軽減を目的とする戦略が、サブ・ファンドのレバレッジ・レベルの増大に寄与することがある。
- デリバティブのポジションのネットティングを認めること。この結果、レバレッジが増大していない、またはサブ・ファンドの全体的なリスクの適度な増大をもたらしているにすぎない場合において、デリバティブのロール・オーバー（借換え）ならびにロングおよびショート・ポジションの組合せに依拠する戦略が、レバレッジ・レベルの大幅な増加に寄与することがある。

よって、高いレベルの総額レバレッジを示しているサブ・ファンドは、必ずしも低いレベルの総額レバレッジを示すサブ・ファンドよりも高リスクとは限らない。

約定レバレッジは、一定の状況下におけるヘッジおよびネットティング契約を認めていることから、サブ・ファンドの実際のレバレッジをより正確に表示する。

慣例により、レバレッジ比率は、小数として表示される。レバレッジ比率が1以下の場合には、サブ・ファンドにレバレッジがかかっていないことを意味し、レバレッジ比率が1よりも大きい場合には、レバレッジがかかっていることを示す。

(2) サブ・ファンドがレバレッジを利用しうる状況ならびに認められるレバレッジの種類および利用源
さらなるエクスポージャー - レバレッジをかけるため、デリバティブを用いることが可能である。

(3) レバレッジの最大レベル

レバレッジ比率	最大レバレッジ比率
「総額レバレッジ比率」	2.1
「約定レバレッジ比率」	2

18. マスター・ファンドの手数料等

サブ・ファンドが投資するマスター・ファンドの手数料等の総額は運用状況等により変動するため事前に料率、上限額等を示すことができない。

(ただし、前記「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金 (4) その他の手数料等」に記載のサブ・ファンドの管理報酬の全部または一部の放棄に関する記載を参照のこと。)

<内訳>

- ・管理運用報酬 : なし。
- ・成功報酬 : なし。
- ・保管報酬 : 上限年率0.32%の保管報酬およびマスター・ファンドにおいて約定される証券等の各取引につき最大150米ドル。また保管受託銀行が支出した合理的な費用。
- ・ファンド事務管理報酬 : 上限年率0.40%。また管理会社が支出した合理的な費用。
- ・ルクセンブルグの税金 : 年率0.01%
- ・その他の報酬・費用 : 運用状況等により変動するため事前に料率、上限額等を示すことができない。

上記の手数料等は、サブ・ファンドにより直接支払われるものではないが、サブ・ファンドの受益証券1口当たり純資産価格に影響を及ぼす。

別紙

グローバル・シリーズ ウェルス・プリザベーション

1. 名称

シュローダー・セレクション グローバル・シリーズ ウェルス・プリザベーション(「サブ・ファンド」)

2. 基準通貨

ユーロ

3. 投資目的

サブ・ファンドの投資目的は、ルクセンブルグ法に基づき設定された投資信託で、EU指令2009/65/ECおよび2010年法のパート に基づきUCITSとしての資格を有するシュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンドのサブ・ファンドであるシュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・インフレーション・プラス(「マスター・ファンド」)のクラスI受益証券に投資することにより、ユーロ建てで3年から5年にわたる期間において、インフレ調整後のプラスの実質リターンを維持し、追求することである。

シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンドの目論見書は、ルクセンブルグの管理会社の住所地において入手可能である。

マスター・ファンドは、ヘッジ目的および投資目的のため、デリバティブを用いることがある。これらのデリバティブは、通貨、不動産、インフラ、コモディティを含むがこれらに限定されない広範囲にわたる資産クラスに対するエクスポージャーの獲得のために用いられることがある。当該デリバティブは、店頭市場および/または証券取引所で取引されるオプション、先物、ワラント、スワップ、先物予約および/またはそれらの組合せを含むが、これらに限定されない。

マスター・ファンドは、その資産の10%以上を投資信託に投資することができない。

マスター・ファンドは、成功報酬を課す他のファンドに投資することができる。

マスター・ファンドは、下記の投資目的および投資方針を有する：

「投資目的：

マスター・ファンドは、世界中の広範な資産クラスに投資することにより、3年から5年の期間をかけて、(ユーロ圏消費者物価指数により計測される)インフレ率を上回る元本成長(手数料控除後)の機会を提供することを目的としている。かかる目的が達成される保証はなく、元本はリスクにさらされている。

投資方針：

マスター・ファンドは、アクティブ運用され、世界中のあらゆる通貨建ての商品、企業の株式および株式関連証券、固定利付債券および変動利付債券、ならびにその他の代替資産クラスに、直接、または、オープン・エンド型投資信託および上場投資信託を通じて間接的に投資することができる。

マスター・ファンドはコモディティにその資産の50%を上限として間接的に投資することができる。商品およびその他の代替資産クラスに対するエクスポージャーは、適格資産(シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンドの英文目論見書別紙 の「代替資産クラス」の定義に記載される。)を通じて取られる。

マスター・ファンドは、その資産の50%を超えて、投資適格証券を下回る格付(スタンダード・アンド・プアーズによる格付または他の格付機関の同等の格付による。)を有する固定利付債券および変動利付債券に直接または間接的(クレジット・デフォルト・スワップおよびクレジット・デフォルト・スワップ指数経由を含む。)に投資することができる。

マスター・ファンドは、例外的に、現金および短期金融商品にその資産の100%を上限として投資することができる。これには、最長で6か月までの制限がある(さもなければ、マスター・ファンドは、償還される。)。この期間中、マスター・ファンドは、MMF規則の対象外である。

マスター・ファンドは、投資利益の獲得、リスクの低減またはマスター・ファンドのより効率的な運用を目的とし、デリバティブ(トータル・リターン・スワップを含む。)を買い建て、売り建て共に利用できる。マスター・ファンドがトータル・リターン・スワップおよび差金決済取引を利用する場合、

原資産は、マスター・ファンドがその投資目的および投資方針に従い投資できる商品からなる。具体的には、世界経済が拡大しインフレ率が上昇している時期、または地政学リスクが高まっている時期に、継続的にトータル・リターン・スワップおよび差金決済取引を利用することを目的としている。差金決済取引およびトータル・リターン・スワップは、株式および株式関連証券、固定利付債および変動利付債、ならびにコモディティ指数に対するロングおよびショートのエクスポージャーを取るために用いる予定である。トータル・リターン・スワップおよび差金決済取引のエクスポージャーの総額は75%を上回らず、かつマスター・ファンドの純資産総額の0%から25%の範囲内にとどまる予定である。特定の状況では、かかる比率がより高くなることがある。」

本書の主要部分に詳述される通り、クラスA（円）受益証券は、対円、クラスA（豪ドル）受益証券は、対豪ドルの、また、クラスA（米ドル）受益証券は、対米ドルの通貨変動に対し（可能な限り）ヘッジされる。しかし、管理会社は、クラスA毎月分配型（円 ヘッジなし）受益証券について、対円の通貨変動に対してヘッジすることがない旨投資家は了解するべきである。

マスター・ファンドの運用会社は、シュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッドである。

投資制限：

管理会社は、サブ・ファンドのために、有価証券の裏付けのない売却（空売り）を行うことができない。

4. サブ・ファンドのリスクの内容

(1) サブ・ファンドに伴うリスクは、マスター・ファンドに対するリスクと対応している。マスター・ファンドの投資リスクについては、別紙 に記載されている。

マスター・ファンドの価額は、マスター・ファンドが保有する個々の債務証券の直近の価額に基づき日々計算される。当該時価は、金利の変動およびマスター・ファンドが保有する債務証券に対する時価予想値の影響を受ける。マスター・ファンドが保有する債務証券の特性によっては、大きなボラティリティが予想される。

投資を行おうとする者は、サブ・ファンドへの投資には上記の平均的程度のリスクがあり、投資が長期的な性質のものであることを認識しなければならない。発展途上の市場は、成熟した市場に比べて一般に規制が整備されておらず、流動性が低いことがあり、保管業務に関しての信頼度が低いことがある。

(2) サブ・ファンドを通して行うマスター・ファンドへの投資は、受益者にとって報酬および費用の重複を伴うことがある。主に、管理事務報酬、経常費用および監査費用がこの場合に該当する。

管理報酬、顧問報酬および当初費用の重複を避けるため、当該費用がかからないマスター・ファンドのクラスI受益証券に投資する。

(3) サブ・ファンドまたはクラスの通貨が受益者の本国の通貨と異なる場合またはサブ・ファンドが投資を行う市場の通貨と異なる場合、受益者には通常の投資リスクを超える追加の損失（または追加の利益）の発生可能性がある。

5. 標準的な対象投資家

サブ・ファンドは、収益および元本の成長を提供することを目指す中程度から高程度のリスクのピークルであり、様々な資産クラスへの投資を通じて提供される実際の価値（インフレ調整後のプラスのリターン率）を追求する投資家に適している。

6. 分配方針

クラスA毎月分配型（ユーロ）受益証券およびクラスA毎月分配型（円 ヘッジなし）受益証券に関して、管理会社は、毎月分配を行う予定である。

その他のクラス受益証券について、管理会社は、その裁量において、各会計年度末に期末分配、および、随時中間分配を宣言することができる。

分配金は、投資収益、キャピタル・ゲインおよび元本から支払われる。

7. 管理報酬

管理会社は、当該月中のサブ・ファンドに帰属する平均純資産総額に基づき計算される年率1.40%の報酬をサブ・ファンドの資産から毎月受領する権利を有する。管理会社は、その裁量において、この報酬の一部を放棄することができる。

8．保管報酬

保管受託銀行は、ファンドの純資産から毎月支払われる、ルクセンブルグの一般的慣行に従う保管報酬を受領する権利を有する。

9．受益者サービス報酬

受益証券の販売促進において提供した業務および発生した費用に対し、年率0.90%の受益者サービス報酬が、管理会社（または管理会社が随時任命するその他の当事者）に支払われる。これは、ファンドへの投資を継続している顧客を有する販売代行会社への継続支払額を含む。受益者サービス報酬は、当該期間中の各サブ・ファンドに帰属する平均純資産総額について日々計算され発生する。管理会社は、その裁量において当報酬の一部を放棄することができる。

10．転換手数料

日本における販売会社は、サブ・ファンドのクラスA受益証券との間におけるすべての転換について上限1.10%（税抜1.0%）の転換手数料を受領する権利を有する。

11．存続期間

サブ・ファンドの存続期間は無期限である。

12．取引日

サブ・ファンドの「取引日」とは、ルクセンブルグの通常の銀行営業日および日本における金融商品取引業者の営業日であるウィークデイをいう。12月24日がウィークデイである場合、当該日は取引日として考慮されない。

また、取引日は、サブ・ファンドの1口当たり純資産価格の計算の停止期間内に含まれない日である。管理会社は、関連する現地の証券取引所および/または規制市場が取引および/または決済をクローズしているか否か、およびサブ・ファンドが投資する投資先ファンドが取引をクローズし1口当たり純資産価格を公表しているか否かを斟酌することもできる。管理会社は、かかるクローズを、自己のポートフォリオの相当量にかかるクローズされた証券取引所、規制市場またはかかるクローズされた投資先ファンドに投資するサブ・ファンドの非取引日とみなすことを選択することができる。

サブ・ファンドの非取引日（予定）の一覧は、請求により管理会社から入手可能であり、ウェブサイト（<https://www.schroders.com>）にて入手することも可能である。

13．買付価格の支払

買付価格の支払は、受益証券買付申込みが受領または受領されたとみなされる取引日（同日を含まない。）から4取引日以内に行われる。

14．買戻価格の支払

買戻価格の支払は、適正な権利放棄書面が受領または受領されたとみなされる取引日（同日を含まない。）から4取引日以内に行われる。

15．販売手数料

適用ある受益証券1口当たりの純資産価格の6.25%を上限とする販売手数料は、クラスA受益証券の発行に関して販売会社により徴収されることがある。

16．買戻し手数料

買戻し手数料は徴収されない。

17．レバレッジ

(1) 定義

レバレッジは、サブ・ファンドが、現金もしくは有価証券の借入れおよび/またはデリバティブの利用を通じて自らのエクスポージャーを増加させる方法である。

レバレッジは、サブ・ファンドのエクスポージャーと純資産価額との間の比率（「レバレッジ比率」）として表示される。

レバレッジ比率は、サブ・ファンドのエクスポージャーを計算する2通りの方式に従い計算される。すなわち、以下の表に概要される総額方式および約定方式である。

レバレッジ比率	エクスポージャーの計算方法
「総額レバレッジ比率」	<p>総額方式に基づき計算されるエクスポージャーは、()全ポジションの絶対値の総額、()総額エクスポージャーの計算の転換方法に従いサブ・ファンドが締結するすべてのデリバティブの原資産に対する同等のポジションの総額、()現金借入れの再投資に起因するエクスポージャー（該当する場合）、および()効率的なポートフォリオ運用取引に関連する担保の再投資に起因するエクスポージャー（該当する場合）から構成される。</p> <p>ファンドの基準通貨で保有される現金および現金等価物（現金および現金等価物と同視できる現金借入れを含む。）は、エクスポージャーの計算から除外される。</p> <p>上記のエクスポージャーが適用される比率は、（各方法により計算される）資産総額を、（英文目論見書に従い計算される）純資産総額で除したものである。</p>
「約定レバレッジ比率」	<p>約定方式に基づき計算されるエクスポージャーは、()全ポジションの絶対値の総額、()約定エクスポージャーの計算の転換方法に従いサブ・ファンドが締結するすべてのデリバティブの原資産に対する同等のポジションの総額、()現金借入れの再投資に起因するエクスポージャー（該当する場合）、および()効率的なポートフォリオ運用取引に関連する担保の再投資に起因するエクスポージャー（該当する場合）から構成される。</p> <p>本方式では、特定の条件下においてネットティングおよびヘッジ契約を考慮に入れることが可能である。</p> <p>上記のエクスポージャーが適用される比率は、（各方法により計算される）資産総額を、（英文目論見書に従い計算される）純資産総額で除したものである。</p>

サブ・ファンドのエクスポージャーを計算するにあたり総額方式および約定方式を適用することで得られる2つの比率は、相互に補足し合い、かつ、レバレッジの明確な表示を提供する。

総額レバレッジは、以下を行わないことから、レバレッジを表示する保守的な方法である。

- 投資またはヘッジ目的で利用されるデリバティブとの区別を行うこと。この結果、リスクの軽減を目的とする戦略が、サブ・ファンドのレバレッジ・レベルの増大に寄与することがある。
- デリバティブのポジションのネットティングを認めること。この結果、レバレッジが増大していない、またはサブ・ファンドの全体的なリスクの適度な増大をもたらしているにすぎない場合において、デリバティブのロール・オーバー（借換え）ならびにロングおよびショート・ポジションの組合せに依拠する戦略が、レバレッジ・レベルの大幅な増加に寄与することがある。

よって、高いレベルの総額レバレッジを示しているサブ・ファンドは、必ずしも低いレベルの総額レバレッジを示すサブ・ファンドよりも高リスクとは限らない。

約定レバレッジは、一定の状況下におけるヘッジおよびネットティング契約を認めていることから、サブ・ファンドの実際のレバレッジをより正確に表示する。

慣例により、レバレッジ比率は、小数として表示される。レバレッジ比率が1以下の場合には、サブ・ファンドにレバレッジがかかっていないことを意味し、レバレッジ比率が1よりも大きい場合には、レバレッジがかかっていることを示す。

(2) サブ・ファンドがレバレッジを利用しうる状況ならびに認められるレバレッジの種類および利用源さらなるエクスポージャー・レバレッジをかけるため、デリバティブを用いることが可能である。

(3) レバレッジの最大レベル

レバレッジ比率	最大レバレッジ比率
「総額レバレッジ比率」	1.2

「約定レバレッジ比率」	1.1
-------------	-----

18. マスター・ファンドの手数料等

サブ・ファンドが投資するマスター・ファンドの手数料等の総額は運用状況等により変動するため事前に料率、上限額等を示すことができない。

(ただし、前記「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金 (4) その他の手数料等」に記載のサブ・ファンドの管理報酬の全部または一部の放棄に関する記載を参照のこと。)

<内訳>

- ・管理運用報酬 : なし。
- ・成功報酬 : なし。
- ・保管報酬 : 上限年率0.32%の保管報酬およびマスター・ファンドにおいて約定される証券等の各取引につき最大150米ドル。また保管受託銀行が支出した合理的な費用。
- ・ファンド事務管理報酬 : 上限年率0.40%。また管理会社が支出した合理的な費用。
- ・ルクセンブルグの税金 : 年率0.01%
- ・その他の報酬・費用 : 運用状況等により変動するため事前に料率、上限額等を示すことができない。

上記の手数料等は、サブ・ファンドにより直接支払われるものではないが、サブ・ファンドの受益証券1口当たり純資産価格に影響を及ぼす。

別紙

シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンドへの
投資リスク一般的なリスク

過去の実績は将来の運用成績の指標とはならず、マスター・ファンドの受益証券は、マネー・マーケット・ファンドの受益証券を除き、中長期的な投資対象として考えるべきである。投資対象の価格および投資対象からの収益は、上昇することも下落することもあり、マスター・ファンドの受益者(サブ・ファンド)は当初投資した金額を回収できないことがある。マスター・ファンドのサブ・ファンドの通貨が投資者の本国通貨と異なる場合、またはマスター・ファンドのサブ・ファンドが投資を行う市場の通貨と異なる場合、投資者には、通常の投資リスクよりも多くの損失が生じる可能性(または多くの利益を得られる可能性)がある。

投資目的リスク

投資目的は、意図される投資結果を表すが、かかる投資結果が達成されるとの保証はない。市況およびマクロ経済環境次第で、投資目的の達成がより困難になる場合や不可能になることさえある。マスター・ファンドのサブ・ファンドの投資目的の達成の可能性は、明示的にも黙示的にも保証されていない。

規制リスク

マスター・ファンドはルクセンブルグ籍であり、投資者は、自己の管轄地域の規制当局が定める投資者保護のための規制が一切適用されないおそれがあることに留意すべきである。さらに、マスター・ファンドのサブ・ファンドは、EU域外で登録される。かかる登録の結果、マスター・ファンドのサブ・ファンドは、受益者に通知することなく、より制限的な規制の対象とされることがある。かかる場合、マスター・ファンドのサブ・ファンドはこれらのより制限的な規制を遵守する。このことにより、マスター・ファンドのサブ・ファンドが投資範囲を最大限に利用できなくなることがある。

オペレーショナル・リスク

マスター・ファンドの業務(投資運用、販売および担保管理を含む。)は、複数の業務提供者によって遂行されている。マスター・ファンドおよび/または管理会社は、業務提供者の選定にあたりデュー・デリジェンス・プロセスに従うが、それでも、オペレーショナル・リスクが発生し、マスター・ファンドの業務に悪影響を及ぼす可能性があり、事業中断、業績の低迷、情報システムの故障または障害、規制または契約違反、人的ミス、過失、従業員の違法行為、詐欺その他の犯罪など、さまざまな形で顕在化する可能性がある。業務提供者が破産または支払い不能になった場合、投資家に対し遅延(例えば、マスター・ファンドの受益証券の申込、転換および買戻しの処理の遅延)またはその他の混乱が発生する可能性がある。

事業上、法律上および税務上のリスク

一部の法域では、法令の解釈および実施ならびにかかる法令に基づく受益者の権利の行使に大きな不確実性が伴う場合がある。さらに、かかる法域の会計および監査基準、報告実務ならびに開示要件が、国際的に一般に認められたものと異なることがある。マスター・ファンドのサブ・ファンドの中には、源泉徴収税およびその他の税金が課されるものがある。各法域の税金に関する法令は頻繁に見直しが行われており、時期を問わず改正されることがあり、かかる改正が遡及的効果を有する場合もある。税務当局による税金に関する法令の解釈および適用可能性は、一部の法域においては一貫性および透明性に欠けており、また、法域や地域ごとに異なる場合もある。税法の改正により、マスター・ファンドのサブ・ファンドが保有する投資対象の価格およびマスター・ファンドのサブ・ファンドのパフォーマンスが影響を受ける可能性がある。

業種/地理的地域に関するリスク要因

特定の業種または地理的地域に重点を置くマスター・ファンドのサブ・ファンドは、当該特定の業種または地理的地域に影響を及ぼすリスク要因および市場要因(法改正、一般的な経済情勢の変動や競争力の激化

など)にさらされる。これにより、関連するマスター・ファンドのサブ・ファンドの受益証券の純資産価額のボラティリティが拡大することがある。追加リスクには、社会的および政治的な不確実性および不安定性の増大や自然災害が含まれる場合がある。

受益証券の取扱いの停止リスク

投資者は、マスター・ファンドの受益証券の換金または転換を行う権利が停止される場合があることに留意すべきである。(本書「第二部 ファンド情報、第2 管理及び運営、4 資産管理等の概要、(1) 資産の評価、() 純資産価格の決定の停止」を参照のこと。)

金利リスク

債券およびその他債務証券の価格は、通常、金利の変動に応じて上昇および下落する。一般に、金利の低下は、既存の債務証券の価格を上昇させ、金利の上昇は、既存の債務証券の価格を下落させる。また、一般に、金利リスクは、投資対象のデューレーションまたは満期日までの期間が長いほど大きくなる。投資対象には、発行体に満期日より前に投資対象を繰上償還(コール)または償還するオプションを付与するものもある。金利の低下時に発行体が投資対象を繰上償還または償還する場合、マスター・ファンドのサブ・ファンドは、その代金を、より低利回りの投資対象に再投資しなければならないことがある。その結果、金利低下による投資対象の価格の上昇益を享受できないことがある。

信用リスク

債務証券の発行体の適時の元利金の支払能力または支払能力の見通しは、当該債務証券の価格に影響を及ぼす。マスター・ファンドのサブ・ファンドが当該発行体の債務証券を保有している期間中、当該発行体の債務履行能力が著しく低下する可能性や当該発行体が債務不履行に陥る可能性がある。発行体の債務履行能力が実際に低下した場合または低下が予測される場合には、当該発行体の債務証券の価格に悪影響を及ぼす可能性が高い。

ある証券がルクセンブルグ国内で認知されている複数の統計格付機関により格付を付与されている場合、マスター・ファンドのサブ・ファンドの投資運用会社は、当該証券が投資適格であるか否かを決定するにあたり、最高の格付を使用する。マスター・ファンドのサブ・ファンドがルクセンブルグ国内で認知されている統計格付機関により格付を付与されていない証券に投資する場合、マスター・ファンドのサブ・ファンドの投資運用会社は、発行体の格付を参照するか、または、適切と思われる別の方法で(例えば、マスター・ファンドのサブ・ファンドの投資運用会社の内部の格付を使用することにより)信用度を決定する。マスター・ファンドのサブ・ファンドは、保有する証券の格付が投資適格を下回った場合であっても、必ずしも当該証券を処分するわけではないが、マスター・ファンドのサブ・ファンドの投資運用会社は、その証券がマスター・ファンドのサブ・ファンドにとって引き続き適切な投資対象であるか否かを検討する。マスター・ファンドのサブ・ファンドの投資運用会社は、ある証券が投資適格か否かを買付時のみ検討する。マスター・ファンドのサブ・ファンドによっては、ルクセンブルグ国内で認知されている統計格付機関により格付を付与されておらず、投資運用会社によりその信用度が決定される証券に投資するものもある。

一般に、額面価格よりも低価格で発行され、満期時にのみ利払いがなされる投資対象の方が、その投資期間中定期的に利払いがなされる投資対象より信用リスクは大きい。信用格付機関は、主として発行体の過去の財務状況および格付時点における格付機関による投資分析に基づいて格付を決定する。特定の投資対象に付与された格付は、必ずしも発行体の現在の財務状況を反映しておらず、また投資対象の変動性および流動性の評価を反映していない。投資適格の投資対象は、一般に、投資適格未満の格付を付与されている投資対象よりも信用リスクが低い。それでも、低格付の投資対象のリスク(発行体が適時に元利金を支払うことができず、ひいては債務不履行となる可能性を含む。)を有することがある。

ファンドのサブ・ファンドは、投資目的に従い、その信用リスクがUCITSリスク管理プロセスに従い管理されている、シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンドの関連サブ・ファンドに投資する。

流動性リスク

流動性リスクは、特定の投資対象の売買が困難になった場合に発生する。非流動的な証券へのマスター・ファンドのサブ・ファンドによる投資は、マスター・ファンドのサブ・ファンドが当該証券を有利な時期または価格において売却することができないために、マスター・ファンドのサブ・ファンドのリターンを減少させることがある。高度の市場リスクおよび/もしくは信用リスクを有する外国証券、デリバティブまたは証券に対する投資は、最も大きく流動性リスクにさらされる傾向がある。非流動的な証券は、価格変動性が高く、また評価が困難なことがある。

インフレ/デフレ・リスク

インフレ・リスクは、インフレにより金銭価値が下落した場合に、マスター・ファンドのサブ・ファンドの資産またはマスター・ファンドのサブ・ファンドの投資収益の価値が将来において下落することがあるというリスクである。インフレが進行するにつれて、マスター・ファンドのサブ・ファンドのポートフォリオの実際の価値は下落する可能性がある。デフレ・リスクは、経済全体において時間の経過とともに物価が下落することがあるというリスクである。デフレは、発行体の信用度に悪影響を及ぼし、発行体の債務不履行の可能性を高めることがあり、ひいては、マスター・ファンドのサブ・ファンドのポートフォリオの価値を下げることがある。

デリバティブリスク

特定の投資目的を達成するためデリバティブを利用するマスター・ファンドのサブ・ファンドにとって、デリバティブのパフォーマンスがマスター・ファンドのサブ・ファンドおよびその投資主にとってプラスの効果をもたらすとの保証はない。

各マスター・ファンドのサブ・ファンドにおいて、トータル・リターン・スワップ、差金決済取引または類似の特徴を有する他のデリバティブに関し、これらの商品の締結時点、および/またはその想定元本が増減した時点で、費用および手数料が生じることがある。かかる手数料の金額は、固定であることも変動することもある。これに関して各マスター・ファンドのサブ・ファンドが負担する費用および手数料に関する情報、受領者の身元および受領者が有する保管受託銀行、投資運用会社または管理会社との間の提携（該当する場合）に関する情報は、年次報告書から入手できる。

ワラント・リスク

マスター・ファンドのサブ・ファンドがワラントに投資する場合、一般に、当該ワラントの価格、パフォーマンスおよび流動性は、原株式に連動するが、ワラント市場の変動性が大きいいため、これらは一般に、原株式より大きく変動する。ワラントの変動性に関連する市場リスクに加えて、合成型ワラントの発行体が原株式の発行体と異なる場合、合成型ワラントに投資するマスター・ファンドのサブ・ファンドは、合成型ワラントの発行体が取引に基づく義務を履行しないというリスクを負い、その結果、マスター・ファンドのサブ・ファンド、ひいてはその投資主が損失を被ることがある。

クレジット・デフォルト・スワップ・リスク

クレジット・デフォルト・スワップにより債務不履行リスクの転換が可能となる。これによりマスター・ファンドのサブ・ファンドは、投資ヘッジのために保有する参照債務の保険を効果的に購入することまたは信用性が実質下落すると予測されるためマスター・ファンドのサブ・ファンド自身が物理的に保有しない参照債務のプロテクションを購入することが可能となる。一方で、プロテクションの購入者が、プロテクションの売却者に対する一連の支払を行い、また「クレジット・イベント（信用事由）」（当事者間において契約書に事前に定義される信用の質の低下）が存在する場合でも支払は購入者によって行われる。クレジット・イベントが発生しない場合、購入者は、請求されるすべてのプレミアムを支払い、スワップは追加支払なくして満期日に終了となる。それ故、購入者のリスクは、支払われるプレミアムの額を限度とする。また、クレジット・イベントが存在する場合でマスター・ファンドのサブ・ファンドが対象となる参照債務を有していない場合、マスター・ファンドのサブ・ファンドが当該参照債務を入手し、かつ取引相手方にこれを引き渡すための時間が必要となる可能性があるため、市場リスクが存在することがある。さらに、取引相手方が支払不能となった場合、マスター・ファンドのサブ・ファンドは、取引相手方がマスター・ファンド

のサブ・ファンドに支払うべき金額の全額を回復できないことがある。クレジット・デフォルト・スワップ市場は、時として債券市場よりも流動的である。マスター・ファンドは、適切な方法でこの種類の取引の利用を監視することにより、このリスクを緩和させる。

先物取引、オプション取引および先渡取引リスク

マスター・ファンドのサブ・ファンドは、ヘッジ目的および投資目的のため、通貨、証券、指数、ボラティリティ、インフレおよび金利に関するオプション、先物および先渡しの契約を利用することがある。

先物取引には、高度のリスクを伴うことがある。当初の証拠金が先物契約の価格に比して少額であるために、取引は「レバレッジがかけられ」または「ギアリング」される。比較的小さな市場の変動が、マスター・ファンドのサブ・ファンドに対し有利にも不利にも作用する比例的に拡大する影響をもたらす。損失を一定の金額に抑えようと意図する一定の指示がなされた場合であっても、市況によっては、かかる指示の実行ができなくなることがあるため、当該指示の効力が生じないことがある。

オプションの取引にも、高度のリスクが伴うことがある。オプションの売り(「売建て」または「付与」)は、一般的に、オプションの購入よりも相当程度大きなリスクを伴う。マスター・ファンドのサブ・ファンドの受領するプレミアムは固定されているが、マスター・ファンドのサブ・ファンドはその額を優に超える損失を被ることがある。マスター・ファンドのサブ・ファンドはまた、買主がオプションを行使し、マスター・ファンドのサブ・ファンドがオプションを現金により決済するかまたは原資産を取得もしくは交付するかを義務づけられるリスクにさらされる。オプションが、原資産の対応するポジションまたは他のオプションの先物に対するポジションを有するマスター・ファンドのサブ・ファンドにより「カバー」されている場合には、リスクは軽減されることがある。

先渡取引およびオプションの購入(特に店頭で取引されセントラル・カウンターパーティーを通じて決済していないもの)には、より増幅されたカウンターパーティー・リスクが伴う。取引相手方が債務不履行に陥ると、マスター・ファンドのサブ・ファンドは、期待していた支払または資産の引渡しを得られないことがある。このことにより、未実現利益が失われることがある。

クレジット・リンク債リスク

クレジット・リンク債は、関連する参照事業体およびクレジット・リンク債の発行体の双方の信用リスクを負う債務証券である。利払いに関連するリスクも存在する。クレジット・リンク債のバスケット内の参照事業体に対してクレジット・イベントが発生した場合、利払は再発行され、減額された額面金額で支払われる。残存元本および利払の双方は、追加のクレジットイベントにさらされる。極端な場合には、元本全額を喪失することがある。クレジット・リンク債の発行体が債務不履行に陥るリスクも存在する。

エクイティ・リンク債リスク

エクイティ・リンク債のリターン構成要素は、単一証券、証券バスケットまたは株価指数のパフォーマンスに基づいている。当該商品に対する投資は、原証券の価格が下落した場合、元本喪失を引き起こすことがある。極端な場合には、元本全額を喪失することがある。このようなリスクは、株式への直接投資においても見受けられる。支払われるべきエクイティ・リンク債のリターンは、対象となる株価の変動に関係なく、評価日の特定の時間に決定される。投資のリターンまたは利回りが発生するという保証はない。エクイティ・リンク債の発行体が債務不履行に陥るリスクも存在する。

マスター・ファンドのサブ・ファンドは、一定の市場（例えば、直接投資が可能ではない新興市場および発展途上国の市場）にアクセスするために、エクイティ・リンク債を利用することがある。このアプローチは、当該商品の流通市場の欠如、原証券の非流動性および投資先市場が閉鎖した場合における当該商品の売却の困難性等の追加リスクを引き起こすことがある。

保険リンク証券リスク

保険リンク証券は、自然災害、人災やその他の大災害などの保険事由の発生により深刻な損失または全損を被ることがある。大災害の原因となりうる事象には様々なものがあり、ハリケーン、地震、台風、雷を伴う嵐、洪水、津波、竜巻、暴風、極端な高気温または低気温、航空機事故、火事、爆発や海難を含むが、これらに限定されない。これらの大災害の発生率や深刻度は本質的に予測不可能であり、マスター・ファンドのサブ・ファンドがかかる大災害により被る損失は重大なものとなる可能性がある。かかる事象の発生確率や深刻度を高めるような気象その他の事象（ハリケーンの発生頻度および激しさが増す原因となる地球温暖化など）は、マスター・ファンドのサブ・ファンドに重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

マスター・ファンドのサブ・ファンドのかかる事象に対するエクスポージャーは、当該サブ・ファンドの投資目的に応じて分散されるものの、一つの大災害事象が複数の地理的領域および事業分野に影響を及ぼす可能性や、大災害事象の発生頻度や深刻度が予想を上回る可能性があり、いずれの場合も、マスター・ファンドのサブ・ファンドの純資産価額に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

トータル・リターン・スワップ・リスク

マスター・ファンドは、トータル・リターン・スワップを用いて、特に指数のエクスポージャーを複製したり、1つまたは複数の商品のパフォーマンスを固定または変動金利のキャッシュフローに交換することができる。この場合、取引の相手方は、管理会社が承認し、監視する相手方となる。取引の相手方は、マスター・ファンドの投資資産の構成や管理、またはトータル・リターン・スワップの原資産に対して、いかなる裁量権も有さない。

店頭デリバティブ取引に関連する一般的なリスク

店頭市場で取引されている商品は、取引量が少ないことがあり、主に証券取引所で取引されている商品より価格が不安定である場合がある。かかる商品は、より幅広く取引されている商品よりも流動性が低いことがある。さらに、かかる商品の価格が未公表のディーラーのマーク・アップを含んでいる場合があり、マスター・ファンドのサブ・ファンドが購入価格の一部として支払うことがある。

一般に、組織化された取引所で行われる取引よりも、店頭市場で行われる取引の方が、政府の規制や監督は少ない。店頭デリバティブは、公認の取引所や清算機関を通さず、取引相手方と直接取引される。店頭デリバティブの取引相手方は、清算機関の履行保証など、公認の取引所における取引に適用されうるものと同様の保護は与えられていない。

店頭デリバティブ（非上場オプション、先渡し、スワップまたは差金決済取引等）を行う際の主要なリスクは、支払不能になったか、その他の理由により商品の条件により要求される義務の履行ができないか、またはこれを拒否する相手方による債務不履行リスクである。店頭デリバティブ取引によりマスター・ファンドのサブ・ファンドは、契約条件をめぐる紛争（善意であるか否かを問わない。）、または相手方の支払不能、破産またはその他の信用もしくは流動性の問題に起因して、相手方がその条件に従って取引を決済しないか、または取引の決済を遅らせるリスクにさらされる。カウンターパーティー・リスクは、店頭金融デリバティブ商品（一部の外国為替および株式オプション取引を除く。）に関しては、通常、マスター・ファンドのサブ・ファンドに有利な担保の譲渡または差入れにより軽減される。ただし、担保の価値は変動する可能性があり、売却が困難な場合もあるため、保有する担保の価値がマスター・ファンドのサブ・ファンドに支払うべき金額を十分にカバーするという保証はない。

マスター・ファンドのサブ・ファンドは、セントラル・カウンターパーティーとして機能する清算機関を通じて清算される店頭デリバティブ取引を締結することができる。中央清算は、カウンターパーティー・リスクを軽減し、二国間で清算される店頭デリバティブと比較して流動性が高まるように設計されているが、これらのリスクを完全に排除するものではない。セントラル・カウンターパーティーは、清算ブローカーに証拠金を要求し、それに対して、清算ブローカーは、マスター・ファンドのサブ・ファンドからの証拠金を要求する。マスター・ファンドのサブ・ファンドがオープン・ポジションを有する清算ブローカーが債務不履行となった場合、または証拠金が特定されず、特定のマスター・ファンドのサブ・ファンドに正しく報告されない場合、特に清算ブローカーによりセントラル・カウンターパーティーに保管するオムニバス口座で証拠金が保管されている場合、マスター・ファンドのサブ・ファンドが当初証拠金および変動証拠金を失うリスクがある。清算ブローカーが支払不能に陥った場合、マスター・ファンドのサブ・ファンドは、そのポジションを他の清算ブローカーに移転または「ポート」することができない可能性がある。

2012年8月16日に発効した店頭デリバティブ、中央清算機関および取引情報蓄積機関に関するEU規制第648/2012号（欧州市場インフラ規制（以下「EMIR」という。）とも称される。）は、一定の「適格」店頭デリバティブ取引について規制された中央清算機関での清算の義務化、およびデリバティブ取引に関する一定の詳細について取引情報蓄積機関への報告の義務化により、店頭デリバティブ取引に関する統一的な規制を導入している。さらに、EMIRは、清算義務の適用対象外である店頭デリバティブ契約について、オペレーショナル・リスクおよびカウンターパーティーの信用リスクを測定、監視および軽減する適切な手続および取決めに関する要件を課している。かかる要件には、証拠金の授受、および当初証拠金の授受が行われた場合は当事者ら（マスター・ファンドを含む。）による当初証拠金の分別管理が含まれる。

店頭デリバティブへの投資は、認可されたいくつかの評価方法から生じる異なる評価のリスクにさらされる可能性がある。マスター・ファンドは、店頭デリバティブの価値を決定および確認するための適切な評価手続きを実施するが、一部の取引は複雑であり、取引の相手方でもある限られた数の市場参加者によってのみ提供される。不正確な評価は、利益およびカウンターパーティー・エクスポージャーの認識を不正確なものにする可能性がある。

取引条件に関して標準化されている上場デリバティブとは異なり、店頭デリバティブは、通常、当該商品の他方当事者との交渉を通じて設定される。かかる種類の取決めは、当事者のニーズに合わせて商品を組成する柔軟性を高めることを可能にするが、店頭デリバティブは、取引所で取引される商品よりも法的リスクが高く、かかる取決めが法的に強制力がないとみなされるか、正式に文書化されていないとみなされる場合、損失のリスクがある。また、契約条件の適切な解釈に関して、当事者が合意しないという法律上または文書上のリスクが存在する場合もある。ただし、これらのリスクは、通常、国際スワップデリバティブ協会（ISDA）が発行するような業界標準の契約を使用することにより、ある程度緩和される。

カウンターパーティー・リスク

マスター・ファンドは、ブローカー、決済機関、市場における取引相手方およびその他の代理人を通じてまたはそれらとともに取引を行う。マスター・ファンドは、支払不能、破産またはその他原因の如何を問わず、かかる取引相手方の債務不履行のリスクにさらされる。

マスター・ファンドのサブ・ファンドは、マスター・ファンドのサブ・ファンドがエクスポージャーを得ようとする市場または投資対象に連動する社債、債券またはワラントなどの商品に投資することができる。

かかる商品は、一連の取引相手方により発行されており、投資対象を通じてマスター・ファンドのサブ・ファンドは、自らが得ようとする投資エクスポージャーに加えて発行体のカウンターパーティー・リスクにさらされる。

マスター・ファンドのサブ・ファンドは、慎重な監督に服し、かつこの種類の取引を専門とする一流機関とのみスワップ契約を含む店頭デリバティブ取引を行う。

原則として、シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンドでは、一流機関とのデリバティブ取引のカウンターパーティー・リスクは、取引相手方が金融機関の場合には関連するマスター・ファンドのサブ・ファンドの純資産の10%、その他の場合には当該純資産の5%を超えてはならない。しかしながら、取引相手方が債務不履行に陥った場合には、実際の損失が当該制限を超えることがある。

担保管理に関する特定のリスク

店頭金融デリバティブ商品（一部の外国為替および株式オプション取引を除く。）および証券貸付取引、レボ取引、売戻条件付取引への投資から生じるカウンターパーティー・リスクは、通常、マスター・ファンドのサブ・ファンドに有利な担保の譲渡または差入れによって軽減される。ただし、取引について完全に担保を付することができない場合がある。マスター・ファンドのサブ・ファンドに支払われる手数料およびリターンに担保を付することができない場合がある。取引相手方（カウンターパーティー）が債務不履行に陥った場合には、マスター・ファンドのサブ・ファンドは、受領した非現金担保を一般的な市場価格で売却する必要が生じる場合がある。このような場合、マスター・ファンドのサブ・ファンドは、特に担保の不正確な価格設定またはモニタリング、不利な市場動向、担保発行者の格付悪化、担保が取引される市場の流動性の低下などにより、損失を被る可能性がある。担保の売却が困難な場合、マスター・ファンドのサブ・ファンドは、買戻し請求に応じることが遅れる、または制限される場合がある。

また、マスター・ファンドのサブ・ファンドは、受領した現金担保を許可された場合に再投資する際、損失を被る可能性がある。このような損失は、実行された投資の価値の下落により生じうる。このような投資価値の下落は、取引条件により要求される、マスター・ファンドのサブ・ファンドが取引相手方に対し返還可能な担保額を減少させうる。マスター・ファンドのサブ・ファンドは、当初受領した担保と取引相手方に対し返還可能な額との差額の補填を要求されることがあり、その結果、マスター・ファンドのサブ・ファンドに損失が生じる。

店頭デリバティブ清算リスク

マスター・ファンドのサブ・ファンドによる店頭デリバティブ取引は、価格決定その他について潜在的な利益を活用するために、E M I Rに基づく強制清算義務の効力発生日より前に清算されることがある。店頭デリバティブ取引の清算は、「代理人」型モデルか「本人対本人」型モデルにより行うことができる。本人対本人型モデルにおいては、通常、マスター・ファンドのサブ・ファンドとその清算ブローカーの間で取引が行われ、他方で当該清算ブローカーとCCPの間で反対取引が行われるが、代理人型モデルにおいては、マスター・ファンドのサブ・ファンドとCCPの間で取引が行われるのみである。マスター・ファンドのサブ・ファンドによる店頭デリバティブ取引は、その大部分が「本人対本人」型モデルにより清算が行われる予定である。ただし、以下のリスクは、別段に明記されない限り、両モデルについて関連するものである。

CCPは清算ブローカーに対し証拠金を要求し、清算ブローカーはマスター・ファンドのサブ・ファンドに対し証拠金を要求する。証拠金として差し入れられたマスター・ファンドのサブ・ファンドの資産は、清算ブローカーがCCPで維持している口座において保有される。かかる口座には、清算ブローカーの他の顧客の資産も含まれていることがあり（以下、かかる口座を「共同口座」という。）、その場合、清算ブローカーまたはCCPが債務不履行に陥った場合に資産が不足するときは、証拠金として預託されたマスター・ファンドのサブ・ファンドの資産が清算ブローカーの当該他の顧客に関する損失を補填するために利用されることがある。

マスター・ファンドのサブ・ファンドが清算ブローカーに差し入れる証拠金は、特に共同口座が利用されている場合において、清算ブローカーがCCPへの差入れを義務付けられた証拠金を上回ることがある。マスター・ファンドのサブ・ファンドは、清算ブローカーに差し入れられたがCCPには差し入れられず、当該CCPの口座に記録されていない証拠金に関して、清算ブローカーに係るリスクにさらされる。清算ブ

ローカーが支払不能または倒産に陥った場合、証拠金として差し入れられたマスター・ファンドのサブ・ファンドの資産も、CCPにおける口座に記録されていたものとして保護の対象とならないことがある。

マスター・ファンドのサブ・ファンドは、証拠金がマスター・ファンドのサブ・ファンドの口座から清算ブローカーの口座を経由してCCPに送金されたにもかかわらず、マスター・ファンドの特定のサブ・ファンドの証拠金であると特定されないリスクにさらされる。かかる証拠金は、清算ブローカーまたはCCPが債務不履行に陥った場合、その決済が行われる前に、清算ブローカーの他の顧客のポジションを相殺するために利用される可能性がある。

共同口座において特定の顧客に帰属する資産を特定するCCPの能力は、関連する清算ブローカーが当該CCPに対して行う当該顧客のポジションおよび証拠金の報告の正確性に左右される。したがって、マスター・ファンドのサブ・ファンドは、清算ブローカーがCCPに対してかかるポジションおよび証拠金の正確な報告を行わないというオペレーショナル・リスクにさらされる。かかる場合、マスター・ファンドのサブ・ファンドが共同口座に預託した証拠金は、清算ブローカーまたはCCPが債務不履行に陥った場合に、当該共同口座における清算ブローカーの他の顧客のポジションを相殺するために利用される可能性がある。

清算ブローカーが支払不能に陥った場合、マスター・ファンドのサブ・ファンドは、自己のポジションを他の清算ブローカーに移転または「移管」可能な場合がある。移管は、常に実行できるとは限らない。特に、本人対本人型モデルにおいて、マスター・ファンドのサブ・ファンドのポジションが共同口座にある場合、自己のポジションを移管するマスター・ファンドのサブ・ファンドの能力は、当該共同口座にポジションを有するその他すべての当事者らから適時の同意を得られるか否かにかかっており、そのため、移管が実行できない場合がある。移管が実行されなかった場合、マスター・ファンドのサブ・ファンドのポジションは清算されることがあり、CCPが当該ポジションについて提示する価額は、マスター・ファンドのサブ・ファンドが当該ポジションに帰属させる総価額を下回る場合がある。さらに、清算ブローカーの支払不能手続の継続中に、マスター・ファンドのサブ・ファンドに支払われるべき純額の返還が大幅に遅延することがある。

CCPが支払不能に陥り、破産管財手続もしくはこれに相当する手続の適用を受け、またはその他履行不能となった場合でも、マスター・ファンドのサブ・ファンドがCCPに対する直接請求権を有する可能性は低く、すべての請求権は清算ブローカーによって行使される。清算ブローカーがCCPに対して有する権利は、CCPの設立国の法律、およびCCPが提供可能なその他の選択的な保護策(マスター・ファンドのサブ・ファンドの証拠金を保管する第三者の保管会社の利用など)によって異なる。CCPが倒産に陥った場合、ポジションを他のCCPに移管することが困難または不可能となる可能性があり、よって、取引が終了する可能性がある。かかる場合、清算ブローカーは当該取引の価額のうち一定の割合しか回収できない可能性があり、したがって、マスター・ファンドのサブ・ファンドが清算ブローカーから回収する金額も同様に限定されることとなる。かかる過程に関する手順、時期、管理水準およびリスクは、CCP、CCPの規則および関連する支払不能法によって決まる。ただし、清算ブローカーがCCPから資産または現金(もしあれば)を回収する時期およびその価額、ひいてはマスター・ファンドのサブ・ファンドが清算ブローカーから受け取る金額に関して重大な遅延および不確実性が生じる可能性がある。

保管業務に関するリスク

マスター・ファンドの資産は、保管受託銀行により安全に保管されており、投資者は、保管受託銀行が破産した場合、保管受託銀行がマスター・ファンドの全資産を短期間で返済する義務を完全に履行することができないリスクにさらされる。マスター・ファンドの資産は、保管受託銀行の帳簿においてマスター・ファンドに属するものとして特定される。保管受託銀行が保有する証券は、保管受託銀行のその他の資産と分離される。これにより、破産の場合において返済できないリスクが緩和されるが、除外されることはない。しかしながら、当該分離は、破産の場合において返済できないリスクを増加させる現金に適用される。保管受託銀行は、マスター・ファンドの全資産を自身では保管せず、保管受託銀行として同一のグループ会社の一部ではない副保管受託銀行のネットワークを利用する。投資者は、保管受託銀行の破産のリスクと同様に、副保管受託銀行の破産のリスクにさらされる。

マスター・ファンドのサブ・ファンドは、保管受託システムおよび/または決済システムが十分に発達していない市場に投資することがある。かかる市場で取引され、かつ、かかる副保管受託銀行に委託されてい

るマスター・ファンドのサブ・ファンドの資産は、保管受託銀行が責任を負わない状況においては、リスクにさらされることがある。

小型および超小型証券リスク

小型または超小型企業の証券に投資するマスター・ファンドのサブ・ファンドは、その他のマスター・ファンドのサブ・ファンドよりも価格が不安定であることがある。小型および超小型企業は、大企業に比して、資本増加の機会を多く提供することがあるが、一定の特別なリスクを伴うこともある。小型および超小型企業は、大企業より限られた商品ライン、市場もしくは財源を有するか、または経験のない小さな運用グループに依存している可能性が高い。小型または超小型企業の証券は、とりわけ、市場が下降局面にある間は流動性に欠け、短期間において価格変動が起き、かつ取引価格のスプレッドが拡大することがある。小型または超小型企業の証券はまた、店頭市場もしくは地方証券取引所において取引するか、またはその他限られた流動性を有することがある。その結果、小型または超小型企業の証券に対する投資は、大企業の証券に対する投資に比して、軟化の影響を受けやすく、マスター・ファンドのサブ・ファンドが実勢市場価格でかかる当該企業の証券のポジションを取ることもしくは手仕舞いすることが困難となることがある。さらに、小型および超小型企業に関する情報が公に入手できない場合または小型企業の証券に対する市場の関心が低い場合およびかかる証券の価格が発行体の予定利益または資産の全額を反映するのに長時間を要する場合がある。

ポートフォリオ集中リスク

限られた数の資産に投資する特定のマスター・ファンドのサブ・ファンドの戦略は、時間の経過とともに魅力的なリターンを生み出す可能性があるが、集中した証券ポートフォリオに投資するマスター・ファンドのサブ・ファンドは、より広範囲に分散された証券に投資するサブ・ファンドよりも価格の変動性が高まる傾向がある。そのようなサブ・ファンドが投資する資産のパフォーマンスが悪ければ、当該サブ・ファンドはより多くの資産に投資した場合よりも大きな損失を被る可能性がある。

テクノロジー関連会社リスク

テクノロジー分野に対する投資は、異なる経済分野を対象とする各種証券に対する投資よりリスクおよび変動性が高まることがある。マスター・ファンドのサブ・ファンドが投資することがある会社のエクイティ証券は、世界の科学またはテクノロジーの発達の影響を受ける可能性が高く、当該会社の製品または業務が急速に陳腐化することがある。当該会社の中には、政府の規制に従う製品または業務を提供するため、政府の方針から悪影響を受ける会社もある。結果として、市場、リサーチまたは規制の後退を受けて、マスター・ファンドのサブ・ファンドが投資する投資対象の価格が急落することがある。

低格付のハイイールド債務証券についてのリスク

マスター・ファンドのサブ・ファンドは、高格付の証券よりも大きな市場リスクおよび信用リスクにさらされる低格付のハイイールド債務証券に投資する場合がある。一般的に、低格付の証券は、投資者が甘受する高度のリスクに報いるために、高格付の証券に比して高い利回りとなっている。このような証券の低格付は、発行体の財務状況の悪化または金利の上昇によって、証券保有者に対する発行体の支払能力が損なわれる可能性の大きさを反映している。したがって、マスター・ファンドのサブ・ファンドへの投資は、高格付低利回りの証券への投資よりも高い程度の信用リスクを伴う。

不動産会社の証券リスク

主に不動産業に従事する会社の証券に対する投資に関連するリスクには、不動産価格の周期的性質、一般的かつ現地の経済情勢に関連するリスク、競争過剰および競争激化、財産税および運営費用の増加、人口動向および賃貸収入の変動、土地利用に関する法律の変更、災害または収用による損失、環境リスク、賃料に関する規制上の制限、近隣不動産価格の変更、関係当事者リスク、テナントの不動産に対する興味の変化、金利の上昇およびその他不動産資本市場の影響が含まれる。一般に、金利が上昇すると資金調達費用が増加する。これにより、マスター・ファンドのサブ・ファンドの投資対象の価格が直接または間接的に下落することがある。

不動産市場は、一定の時期において、株式市場および債券市場と同様に機能を果たしていない。不動産市場は、株式市場または債券市場との相関性がなく、プラスにもマイナスにも機能を果たすことが多いため、不動産市場に対する投資がマスター・ファンドのサブ・ファンドのパフォーマンスに対し、有利なまたは不利な影響を及ぼすことがある。

モーゲージ関連証券およびその他のアセット・バック証券のリスク

モーゲージ債券、一定の分離型モーゲージ・バック証券を含むモーゲージ・バック証券は、モーゲージ・ローンへの参加権を表章し、またはモーゲージ・ローンにより担保されている。アセット・バック証券は、モーゲージ・バック証券と同様に構成されているが、モーゲージ・ローンまたはモーゲージ・ローンに対する持分の代わりに、自動車割賦販売または割賦ローン契約、様々な種類の不動産および動産のリース、ならびにクレジット・カード契約からの売掛債権などが原資産とされる。モーゲージ・バック証券およびアセット・バック証券は、通常、投資家に対して原資産の資産プールから利息および元本の支払いを行うために利用され、固定利付または変動利付で発行することができる。資産プールからのキャッシュフローの請求順位および条件に基づくリスクおよびリターンの特性を変えることで、同一の原資産を裏付けとした証券を多数の異なるトランシェまたはクラスで発行することができる。通常、トランシェに含まれるリスクが高くなると、当該証券が収益として支払う額も増える。

従来型の債券投資では、一般に、元本全額の支払期限が到来する満期まで固定金利を支払う。これに反して、モーゲージ・バック証券および多くのアセット・バック証券の支払には、一般に、利息および元本の一部支払が含まれる。元本も、任意に、または借換えもしくは担保権の実行により繰上返済されることがある。マスター・ファンドのサブ・ファンドは、繰上返済された投資対象の代金を、あまり魅力的でない条件および利回りを有する他の投資対象に投資しなければならない場合がある。その結果、これらの証券は、金利上昇局面においても市場価格下落と同様のリスクがあるが、金利下落局面においても、同程度の満期を有する他の証券に比して元本増加の可能性において劣る場合がある。繰上返済率は、一般に、金利が上昇するにつれて下落するため、金利の上昇によりデュレーションが長くなり、ひいてはモーゲージ・バック証券およびアセット・バック証券のボラティリティが高まる傾向がある。上記の金利リスクに加えて、サブプライム・モーゲージにより構成されるモーゲージ・バック証券への投資には、より高い信用リスク、評価リスクおよび流動性リスク（上記参照）を伴うことがある。デュレーションは、金利変動に対する証券価格の感応度を決定するために使用される確定利付証券の予想存続期間の尺度である。最終支払期限が到来するまでの時間のみを計測する確定利付証券の満期とは異なり、デュレーションは、証券の元利金の全額支払が繰上返済および金利変動によりどのような影響を受けるかを含め、これらの支払が行われると予想されるまでの時間を考慮に入れる。

アセット・バック証券の発行体が原資産に対する担保権を実行する能力が限られている場合がある。モーゲージ・バック証券およびアセット・バック証券の中には、原資産にかかる支払のうちの利息部分または元本部分しか受け取らないものがある。これらの投資対象の利回りおよび価値は、金利変動および原資産の元本支払の割合に対して極端に敏感である。利息部分は、金利が下落して原資産であるモーゲージまたは原資産の返済率（繰上返済率を含む。）が上昇すれば、値下がりする傾向がある。金利の下落により、マスター・ファンドのサブ・ファンドは利息部分に対する投資全額を失う可能性もある。逆に、金利が上昇して返済率が下落すれば、元本部分が値下がりする傾向がある。さらに、利息部分および元本部分についての市場が不安定かつ限られている場合があり、それにより、マスター・ファンドのサブ・ファンドによる売買が困難になる場合がある。

マスター・ファンドのサブ・ファンドは、先日付で固定価格により投資対象を購入する契約を金融機関と締結することにより、モーゲージ・バック証券およびアセット・バック証券に対する投資エクスポージャーを得ることができる。マスター・ファンドのサブ・ファンドは、かかる契約の終了日に、当該投資対象の引渡しを得られる場合もあれば得られない場合もあるが、それでもなお、契約期間中、裏付け投資対象の値動きのリスクにさらされることとなる。

新規公開株式リスク

マスター・ファンドのサブ・ファンドは、小型企業であることが多い新規公開株式に投資することがある。このような証券には取引実績が存在せず、また当該小型企業に関する情報は限られた期間しか入手することができないことがある。新規公開株式に含まれる証券の価格は、取引実績のある証券より大きな価格変動の影響を受けることがある。

米国証券法ルール144Aに従い発行される債務証券に関連するリスク

米国証券取引委員会ルール144Aでは、規制された証券を適格機関投資家（当該ルールに定義される。）に再販売する場合、米国証券法の登録要件から免除される旨が定められている。投資者にとっての利点は、事務管理手数料が少額であるため、より高額なリターンを得る可能性があることである。しかしながら、ルール144Aに該当する証券の流通市場における取引の普及は制限されており、適格機関投資家のみが利用できる。これにより、証券価格の変動性が高まることがあり、極端な場合には、ルール144Aに該当する特定の証券の流動性が低下することがある。

新興市場および発展途上国の市場の証券リスク

新興市場および発展途上国の市場の証券に対する投資は、先進国の証券に対する投資のリスクとは異なるリスクおよび/または当該リスクより大きいリスクにさらされる。当該リスクには、証券市場の市場資本の少ないこと（相対的に流動性が低くなる期間を経験する可能性がある。）、著しい価格変動、外国投資制限

ならびに投資収益および投資元本の本国送金の可能性が含まれる。さらに、外国人投資者は、売却利益を登録する義務を負う場合があり、また将来の経済危機または政治危機によって価格統制、強制的合併、収用もしくは没収課税、差押え、国有化または政府独占が引き起こされることがある。インフレおよびインフレ率の急速な変動は、一定の新興国および発展途上国の経済および証券市場に悪影響を及ぼしており、また引き続き及ぼし続ける可能性がある。

マスター・ファンドのサブ・ファンドが投資することがある新興市場および発展途上国の市場の証券の多くは、証券取引所において取引されているが、限られた取引量で取引され、かつ決済システムが先進市場の決済システムよりも組織化されていないことがある。監督当局もまた、先進市場のものと同程度の基準を利用できないことがある。よって、決済が遅延されることがあるリスク、および決済システムの故障もしくは瑕疵または取引相手方の管理事務の欠陥により、関連するマスター・ファンドのサブ・ファンドに属する現金または証券が危険にさらされることがあるリスクが存在することがある。かかる取引相手方は、先進市場において同様の取引相手方が有する資産または財政源を有しないことがある。マスター・ファンドのサブ・ファンドが保有するまたはマスター・ファンドのサブ・ファンドに譲渡される予定の証券に関して、マスター・ファンドのサブ・ファンドの請求と競合する請求が発生するおそれもあり、これらの場合において、補償スキームが存在しないか、もしくは制限されているか、またはマスター・ファンドのサブ・ファンドの請求を充足しないことがある。

新興市場の証券の追加リスクには、社会、経済および政治的な不確実性および不安定性が大きいこと、政府の経済への関与が大きいこと、政府による監督および規制が少ないこと、為替ヘッジ手法が利用できないこと、新たに設立された会社の規模が小さいこと、監査および財務報告の基準の違い（これにより発行体に関する重大な情報が入手できなくなるおそれがある。）および法律制度が発達していないことが含まれる。さらに、非居住者が受領する利息およびキャピタルゲインへの課税は、新興市場および発展途上国の市場によって異なり、比較的高い税率の場合もある。明確な税法および訴訟手続が整備しきれていないこともあり、またかかる法律によって、投資活動または資産評価に参加していなかったマスター・ファンドのサブ・ファンドが将来において現地の租税債務を負うために遡及的課税が許可されることがある。

中国株の保有に関する特定のリスクについては、後記「中国市場への投資に関するリスク」参照のこと。

引受または下引受

マスター・ファンドのサブ・ファンドは、投資目的および投資方針の追求のために投資が認められている証券を引受または下引受により取得することができる。マスター・ファンドのサブ・ファンドは、下引受参加株式の市場価格が購入を約定した事前の固定価格を下回った場合、損失を被るリスクがある。

潜在的な利益相反

投資運用会社およびシュローダー・グループは、直接的または間接的に、証券貸付、レポ取引、リバースレポ取引などの手法および商品を含む、投資運用会社のマスター・ファンドに対する任務に潜在的な利益相反をもたらす得る利益を投資運用会社またはシュローダー・グループにもたらす取引を行うことがある。投資運用会社もシュローダー・グループも、当該取引もしくは関連取引から、またはこれらに起因して発生するもしくは受領する利益、手数料または報酬に関して、マスター・ファンドに対して説明する責任を負わないものとする。また、別段の定めがない限り、投資運用会社の報酬も減額されない。

投資運用会社は、潜在的な利益相反が存在しなかった場合と比べ、マスター・ファンドにとって不利にならない条件において当該取引が成立するよう確保する。

かかる潜在的な利益または責務の相反は、投資運用会社またはシュローダー・グループのマスター・ファンドに対する直接的または間接的な投資により生じることがある。

投資運用会社は、成功報酬に対する期待により、本来行う投資よりもリスクの高い投資を行う場合がある。

保管受託銀行は、その職務を遂行するにあたり、マスター・ファンドおよびマスター・ファンドの投資者の利益のために、誠実、公正、専門的、独立的、かつ単独で行動する。保管受託銀行は、マスター・ファンドに関して、マスター・ファンド、マスター・ファンドの投資者、管理会社および保管受託銀行の間で利益相反が生じるおそれのある行為を行わない。ただし、保管受託銀行が預託業務の遂行を他の利益相反の可能

性のある業務から機能的かつ階層的に分離し、利益相反の可能性を適切に識別、管理、監視し、かつマスター・ファンドの投資者に開示している場合はこの限りではない。

投資信託

マスター・ファンドのサブ・ファンドには、サブ・ファンドの資産の全部または実質的に全部を投資信託に投資することができるものがある。別途開示されない限り、本別紙で特定された投資リスクは、マスター・ファンドのサブ・ファンドが直接的に投資を行う場合でもまたは投資信託を通して間接的に投資を行う場合でも、当該資産に適用される。

マスター・ファンドのサブ・ファンドによる投資信託への投資は、運営費用、管理事務報酬、保管報酬、運用報酬および費用について総額の増加をもたらすことがある。しかし、投資運用会社は、運用報酬の減額交渉に努めるものとし、かかる減額は、当該サブ・ファンドの利益となる。

為替レート

マスター・ファンドの各サブ・ファンドの基準通貨は、必ずしも当該サブ・ファンドの投資通貨であるとは限らない。投資信託への投資は、マスター・ファンドのサブ・ファンドのパフォーマンスに最も利益をもたらすと投資運用会社が考える通貨で行われる。マスター・ファンドのサブ・ファンドに投資するマスター・ファンドの受益者（サブ・ファンド）は、当該サブ・ファンドについて受益者自らの基準通貨とは異なる基準通貨が設定されている場合、為替レートの変動によりその投資の価値が増減する可能性があることに留意すべきである。

確定利付証券

マスター・ファンドのサブ・ファンドが保有する確定利付証券の価格は、一般に金利変動に応じて変動し、かかる変動により、確定利付証券に投資するマスター・ファンドのサブ・ファンドの受益証券の価格が影響を受けることがある。

エクイティ証券

マスター・ファンドのサブ・ファンドがエクイティ（株式）またはエクイティ（株式）関連の投資対象に投資する場合、エクイティ証券の価格は、特定の会社に特に関連していない一般的な市況（経済情勢の悪化もしくはかかる予測、企業収益に関する一般的な見通しの変化、金利もしくは為替相場の変動、または全般的な投資家心理の悪化など）により下落することがある。また、エクイティ証券の価格は、特定の一つまたは複数の産業に影響を及ぼす要因（労働力不足または生産コストの増加および産業内の競争状況の激化など）によっても下落することがある。エクイティ証券は、一般に、確定利付証券よりも価格変動性が高い。

コモディティ

商品取引を源泉とする投資対象は、従来型の投資対象から生じるリスクと比べて追加的なリスクを伴う。より具体的には、以下のとおりである。

- 政治動向、軍事動向および自然災害により商品生産や商品取引が影響を受ける場合、その結果、商品取引を源泉とする金融商品に悪影響が及ぶことがある。
- テロ行為その他の犯罪活動により商品の供給体制が影響を受け、それにより、商品取引を源泉とする金融商品にも悪影響が及ぶことがある。

また、商品、貴金属および商品先物取引等の価格は、各商品の一般的な供給状況、各商品に対する需要、予想される産出量、採取量および生産量や需要予測によっても左右されるため、特に価格の変動性が高くなる可能性がある。

転換証券リスク

転換証券とは、通常、特定の転換価格で、特定の数の発行会社の株式に転換することが可能な債券または優先株式である。

転換証券は、株式と債券の投資特性およびリスクを併せ持っている。転換証券は、原株式の価格次第で、より株式に近い、またはより債券に近い反応を示す。

原株式の価格が転換価格を上回る場合、転換証券は一般に株式に近い反応を示し、株式の変動に対してより敏感に反応する。対象とされる株式の価格が転換価格を下回る場合、転換証券は一般に債券に近い反応を示し、金利および信用スプレッドの変化の影響を受けやすくなる。

転換証券は、潜在的な転換による利益を考慮すると、一般に同質の非転換証券より低い利回りとなる。

また、伝統的な非転換証券に比べ、信用度が低く、流動性が低い傾向がある。信用度の低い債券は、より高格付の証券と比較して、一般により大きな市場リスク、信用リスクおよびデフォルト・リスクにさらされる。

偶発転換証券リスク

偶発転換証券は、通常、あらかじめ定義されたトリガー・イベントが発生した場合に、発行体の株式に転換されるか、一部またはすべてが削減される可能性がある債券である。債券の条件で、特定のトリガー・イベントおよび転換率が設定される。トリガー・イベントは、発行体の支配が及ばない場合がある。通常のトリガー・イベントは、発行体の自己資本比率が所定の閾値を下回ることである。転換によって、投資価値は大幅に、かつ不可逆的に下落することがあり、ゼロにまで下落する場合もある。

特定の種類の偶発転換証券に関する利払いは完全に自由裁量であり、発行体が任意の時点、理由および期間において撤回しうる。

一般的な資本構成と異なり、偶発転換証券の投資家は、株式保有者よりも先に資本損失を被る可能性がある。

ほとんどの偶発転換証券は、あらかじめ定められた日にコール可能な永久債として発行される。永久偶発転換証券は、あらかじめ定められたコール日にコールされない可能性があり、投資家はコール日またはいずれの日にも元本を返還されない可能性がある。

偶発転換証券の評価のための広範に認められた基準はない。したがって、債券の売却価格は、売却直前の評価額より高くなることも低くなることもある。

特定の状況下では、偶発転換証券について、即時決済可能な買い手を見つけることが難しく、売り手は、債券売却のために、その想定価格から大幅なディスカウントを受け入れざるをえない場合がある。

ソブリンリスク

政府または政府機関が債務不履行に陥る、または自らの債務を完全に履行することができないリスクがある。さらに、ソブリン債について、その債務の返済金の全額または一部を回収することのできる破産手続は存在しない。したがって、ソブリン債の保有者は、ソブリン債の債務返済繰延べへの参加およびソブリン債の発行体に対する追加融資を要請される場合がある。

ヘッジリスク

マスター・ファンドのサブ・ファンドは（直接または間接的に）関連商品のロング・ポジションとショート・ポジションをとることによって、ヘッジを行うことができる。ポートフォリオ・ポジションの価値の下落に対するヘッジは、かかるポートフォリオ・ポジションの価値の変動を排除したり、ポートフォリオ・ポジションの価値が下落した場合に損失を防ぐものではない。ヘッジ取引は、ポートフォリオ・ポジションの価値が上昇している場合、利益を得る機会を制限する可能性がある。ヘッジ商品のポジションとそれが保護しようとするポートフォリオ・ポジションとの間の相関性が不完全である場合、望ましい保護が得られない可能性があり、マスター・ファンドのサブ・ファンドは損失のリスクにさらされる。さらに、いかなるリスクに対しても、すべてまたは完全にヘッジすることは不可能であり、ヘッジには費用を伴う。

シンセティック・ショート・セリング・リスク

マスター・ファンドのサブ・ファンドは、シンセティック・ショート・ポジションを構築するために金融デリバティブ商品を利用することができる。マスター・ファンドのサブ・ファンドがショート・ポジションをとった商品または市場の価格が上昇した場合、マスター・ファンドのサブ・ファンドは、ショート・ポジ

ションが締結された時点からの価格の上昇に相手方に対して支払ったプレミアムおよび利息を加えた価格に関連して損失を被る。よって、ショート・ポジションをとることで、損失が拡大するリスクがあり、実際の投資額を上回る損失を被る可能性がある。

証券貸付およびレポ取引に連動する特定のリスク

レポ取引とは、一方当事者が取引相手方に対して、証券または商品を、譲渡人が指定したか、もしくは指定する将来の日に、指定した価格で当該取引相手方から買い戻すことを条件に売却する契約により執り行われる取引である。当該取引は、通常、証券または商品を売却する当事者側では、レポ取引と称され、これを購入する取引相手方側では、リバースレポ取引と称される。

証券貸付およびレポ取引には一定のリスクを伴う。マスター・ファンドが取引を締結した目的を達成するとの保証はない。

レポ取引には、マスター・ファンドにおいてオプションまたは先渡しのデリバティブ金融商品に伴うものと類似するリスク（それらのリスクは、本書の他の項に記載されている。）を伴うおそれがある。証券担保ローンは、取引相手方の債務不履行または経営難の場合には、回復が遅延し、かつ一部しか回復することができない可能性があり、それにより、マスター・ファンドが証券の売却を完了する能力または償還請求に応じる能力が制限されるおそれがある。

取引相手方に対するマスター・ファンドのエクスポージャーは、取引相手方が取引において債務不履行に陥った場合には担保を失うということにより緩和される。担保として証券が差し入れられている場合、売却時にマスター・ファンドに対する取引相手方の債務を弁済し、または取引相手方に貸し付けられていた証券の代替物を購入するためには十分でない現金しか得ることができないというリスクがある。後者の場合、マスター・ファンドの第三者貸付機関が、代替証券の購入資金の不足分をマスター・ファンドに対し補償するが、その補償が不十分またはその他信頼できないおそれがあるというリスクがある。

マスター・ファンドが上記の一または複数の認められている種類の投資対象に現金担保を再投資する場合、投資対象が、当該現金に関して取引相手方から得ることができる利息よりも少ない利益しか生じず、また投資された現金額よりも少ないリターンしか生じないというリスクがある。投資対象が非流動的になり、マスター・ファンドが貸し付けられた証券を回復する能力を制限されるリスクがあり、ひいては、マスター・ファンドが証券の売却を完了する能力または償還請求に応じる能力を制限するおそれがある。

リバースレポ取引およびレポ取引により生じるすべての収益（直接および間接運営費用および報酬控除後）は、マスター・ファンドのそれぞれに返金される。これに関して発生した直接および間接の運営費用および報酬に関連する情報は、当該費用および報酬の支払先の身元、保管会社または管理会社との関連性（もしあれば）と同様、マスター・ファンドの年次報告書から入手可能である。

中国市場への投資に関するリスク

投資者は、中国市場に固有のリスクにもさらされる。中国本土の政治的、社会的または経済的政策に重大な変更が生じた場合、中国市場への投資にマイナスの影響が及ぶことがある。中国本土の資本市場の規制および法的枠組みは、先進国ほど発達していない可能性がある。中国の会計基準および慣行は、国際会計基準から著しく逸脱している可能性がある。中国の証券市場の決済および清算システムは、十分に検証されておらず、誤りまたは非効率性のリスクの増加にさらされる可能性がある。投資者は、中国本土の課税法の変更が、マスター・ファンドのサブ・ファンドへの投資から得られる収益の額および返金される元本の額に影響を及ぼす可能性があることを認識すべきである。

特に、中国株を保有する外国投資家の税務上の立場はこれまで不明確であった。外国法人株主による中華人民共和国（中国）に所在する会社のA株およびB株の譲渡は、10%のキャピタル・ゲイン源泉徴収税の適用対象であるが、当該税はこれまで徴収されておらず、また、時期、遡及効果および計算方法に関する不明確性が存在している。追って、中国税務当局は、2014年11月に、外国投資家による中国の株式および他の持分投資の譲渡に関する利益についてキャピタル・ゲイン源泉徴収税を「一時的に」免除すると発表した。この一時的免除の期間については何のコメントもなかった。今後展開があるまで2014年11月17日以降に実現した利益に関しては追加的な発生額は現在のところない。この状況は、市場慣行の変化または中国当局からの追加ガイダンスの発布の兆候に関する検討下で保たれており、また、取締役会およびそのアドバイザーがそ

れを妥当と考える場合、中国キャピタル・ゲイン源泉徴収税の発生は、かかるガイダンスの発表後に通知なく再開される可能性がある。

中国の法人所得税、個人所得税および営業税は、外国投資家（マスター・ファンドのサブ・ファンドを含む。）が上海・香港ストック・コネクトまたは深セン・香港ストック・コネクト経由の中国A株の取引から得た利益に関して、一時的に免除される。ただし、外国投資家は、10%の税率の配当および/または無償株式に係る税金の支払が義務付けられており、これは、上場会社によって源泉徴収され、関連する中国税務当局へ支払われる。中国と租税条約を締結している法域の課税対象居住者である投資家に関して、かかる投資家は、中国の源泉徴収所得税の過払い分の還付を申請することができ、関連租税条約がより低い中国源泉徴収所得税に対してより低い配当税率を規定している場合、かかる投資家は、差額について税務当局に還付を申請することができる。

中国 - Q F I 資格に関するリスク

中国における現行の規制の下では、マスター・ファンドのような外国投資家は、一般的に、中国証券監督管理委員会（以下「C S R C」という。）から適格外国投資家（以下「Q F I」という。）としての資格を取得した事業体（例えばマスター・ファンドの投資運用会社）を通じてのみ、一定の適格オンショア投資対象に投資することができる。Q F I制度は、中国当局、すなわちC S R C、国家外為管理局（以下「S A F E」という。）および中国人民銀行（以下「P B O C」という。）により公布された規則および規制の定めるところによる。当該規則および規制は、随時改正される。

「国内証券および先物投資のための外国機関投資家の資金管理に関する規定」に基づき、適格外国機関投資家（Q F I I）制度および人民元適格外国機関投資家（R Q F I I）制度の下での以前の投資枠制限は撤廃されている。さらに、2020年11月1日からQ F I IとR Q F I Iの制度は統合されており、Q F I IとR Q F I Iは、それぞれを定めていた従前の個別要件を統一した一連の規則の下で、現在はQ F Iとして規制されている。Q F I Iおよび/またはR Q F I Iライセンスを以前保有していた外国機関投資家は、Q F Iとみなされ、Q F Iの資格を再申請する必要はない。

マスター・ファンドのサブ・ファンドの詳細に開示されているように、マスター・ファンドのサブ・ファンドの中には、関連する投資運用会社（すなわち、Q F I資格保有者）のQ F I I資格（現在はQ F I資格）を通じて中国に直接投資できるサブ・ファンドもある。

以下のリスクは、Q F I制度に関連するものである。

Q F I 資格に関するリスク -

投資家は、Q F I資格が停止または撤回/終了もしくは取り消される可能性があり、これに起因してマスター・ファンドのサブ・ファンドが保有証券の処分を強いられ、および/または関連する証券の取引や資金の本国送金を禁止される可能性があるため、マスター・ファンドのサブ・ファンドのパフォーマンスに悪影響を及ぼす可能性があることに留意すべきである。マスター・ファンドのサブ・ファンドは相当な損失を被る可能性がある。

投資家は、（Q F I資格保有者としての）投資運用会社がそのQ F I資格を保持し続ける保証はないこと、または関連する規則または規制が不利に変更されることにより買戻請求が適時に処理される保証がないことに留意すべきである。かかる制限が、購入申込みの拒否およびマスター・ファンドのサブ・ファンドの取引の停止に繋がる可能性がある。極端な場合、マスター・ファンドのサブ・ファンドは、投資能力の制限により甚大な損失を被る可能性があり、または、Q F I投資制限、中国国内証券市場の非流動性および/または取引の実行もしくは決済の遅延もしくは混乱に起因して投資目的または投資戦略の完全な実施または追求ができなくなる可能性がある。

投資運用会社は、Q F Iの資格保有者として、また投資運用会社のQ F Iとしての資格を使用するマスター・ファンドのサブ・ファンドは、Q F I制度の下での投資枠制限の対象とはならない。しかし、中国の規則および規制が変更されないという保証、または将来的に投資枠制限が課されないという保証はない。投資枠制限は、マスター・ファンドのサブ・ファンドの投資戦略を効果的に遂行する投資運用会社の能力に影響を及ぼす可能性がある。

Q F I規制に基づく規則および制限は、通常、Q F Iに全面的に適用されるものであって、単にマスター・ファンドのサブ・ファンドが行う投資の対象に適用されるものではない。C S R C、S A F Eおよび

はPBOCには、QFIまたはQFIの保管会社が特定のQFI規則の規定に違反した場合に、規制制裁を講ずる権限を付与されている。このような規制上の制裁は、マスター・ファンドのサブ・ファンドの投資戦略を効果的に遂行する投資運用会社の能力に悪影響を及ぼす可能性がある。

QFI規則の適用に関するリスク -

QFI規則により、人民元および外貨資金の中国への送金および中国からの送金が可能になる。QFI規則は、その性質上、比較的新しいものであり、その適用は関連する中国当局による解釈次第となるおそれがある。マスター・ファンドのサブ・ファンドが関連する投資を行うこと、または投資目的および投資戦略を完全に実施または追求することができる能力は、変更可能性がある中国における適用法令、規則および規制（投資ならびに元本および利益の本国送金に関する制限を含む。）次第である。関連規則のいかなる変更も、投資家のマスター・ファンドのサブ・ファンドに対する投資に悪影響を及ぼす可能性がある。そのような変更は、サブ・ファンドに対して潜在的に遡及効を生じる可能性があり、サブ・ファンドに悪影響を及ぼす可能性がある。サブ・ファンドは、関連する証券の取引およびサブ・ファンド資金の本国送金を禁止される可能性があるため、QFI資格の承認が撤回、終了もしくは取り消された場合には、または、主要なオペレーターもしくは当事者（中国の保管会社、中国のブローカーを含む。）のいずれかが破産、債務不履行および/またはその義務（あらゆる取引の実行もしくは決済または資金もしくは証券の譲渡を含む。）の履行資格を喪失した場合には、相当な損失を被る可能性がある。

本国送金および流動性リスクに関するリスク -

中国政府がQFIに課す一定の制限は、マスター・ファンドのサブ・ファンドの流動性およびパフォーマンスに悪影響を及ぼす可能性がある。SAFEは、QFI資格保有者による中国からの資金の本国送金を規制し、監視している。（マスター・ファンドのサブ・ファンドのような）オープン・エンド型ファンドに関してQFI資格保有者が行った人民元および/または外貨建て資金の本国送金については、現在のところ、ロックアップ期間、事前承認またはその他の本国送金制限の対象ではないが、中国の保管会社により、真正性およびコンプライアンスのレビューが実施され、送金に関する月次報告がSAFEに提出される。しかし、中国の規則や規制が変更されないという保証、または、ロックアップ期間や本国送金に関する制限が将来的に課されないという保証はない。投資資本および純利益の本国送金に関するいかなる制限も、マスター・ファンドのサブ・ファンドの買戻請求に応じる能力に影響を及ぼす可能性がある。さらに、中国保管会社による真正性およびコンプライアンスのレビューは各々の本国送金に対して実施されているため、QFI規則に違反した場合には、中国保管会社により本国送金が遅延または拒否される可能性がある。この場合、当該資金の本国送金が完了した後、可能な限り速やかに買戻受益者に買戻代金が支払われることが想定される。関連する本国送金の完了に実際に要する時間は、投資運用会社の管理が及ばないことに留意すべきである。

中国保管会社に預託された現金に関するリスク -

投資家は、マスター・ファンドのサブ・ファンドの現金口座に預託された現金は、分離されず、中国保管会社による預託者としてのマスター・ファンドのサブ・ファンドに対する債務となることに留意すべきである。当該現金は、中国保管会社の他の顧客または債権者に帰属する現金と混合保管される。中国の保管会社が破産または清算した場合、マスター・ファンドのサブ・ファンドは当該現金口座に預託された現金に対していかなる所有権も持たず、他のすべての無担保債権者と同順位で中国保管会社の無担保債権者となる。そのような負債の回収は困難、および/または遅延する可能性があり、または、満額回収できない、もしくは一切回収できなくなる可能性があり、その場合、マスター・ファンドのサブ・ファンドは損害を受けることになる。マスター・ファンドのサブ・ファンドは中国保管会社に預託した総額を失い、損失を被る可能性がある。

中国の仲介によるリスク -

取引の実行および決済または資金もしくは証券の譲渡は、中国ブローカーおよび/または中国保管会社によって行われることがある。マスター・ファンドのサブ・ファンドは、中国ブローカーおよび/または中国保管会社の債務不履行、破産または資格喪失により損失を被るリスクがある。このような場合、マスター・ファンドのサブ・ファンドの取引の実行もしくは決済、または資金もしくは証券の譲渡に悪影響を及ぼす可能性がある。

中国のブローカーの選定にあたっては、Q F I 資格保有者は手数料率の競争力、関連するオーダーの規模、実行基準などの要因を考慮する。Q F I 資格保有者が適切であると考えられる場合、単一の中国ブローカーが任命される可能性があり、マスター・ファンドのサブ・ファンドは必ずしも市場で利用可能な最低手数料を支払うことにはならない。

中国 - 本国送金および流動性に関するリスク

現在、国内証券へ投資するマスター・ファンドのサブ・ファンドに関する中国国外への代金の本国送金に関する制限は存在しない。しかし、本国送金が、現行の規制の変更によるより厳格な規則および制限の適用対象となるようなことはないとの保証はない。この様なことは、ファンドの流動性および要求に応じてマスター・ファンドのサブ・ファンドが買戻請求を充足する能力に影響を及ぼす可能性がある。

C I B Mに関するリスク

中国国内の債券市場は、主に、インターバンク債券市場と取引所上場債券市場から成る。C I B Mとは、1997年に創設された店頭市場である。現在、90%以上の中国元債券取引活動がC I B Mで行われており、同市場で取引されている主な商品には国債、社債、政策銀行債およびメディアムタームノートがある。

C I B Mは、発展および国際化の段階にある。市場ボラティリティおよび低取引量に起因する不十分な流動性によっては、かかる市場で取引される特定の債券銘柄の価格が大きく変動する可能性がある。そのため、かかる市場へ投資するマスター・ファンドのサブ・ファンドは、流動性およびボラティリティのリスクを負い、場合によっては中国国内の債券取引において損失を被ることになる。特に、中国国内の債券価格の呼び値スプレッドが大きくなる可能性があるため、関連するマスター・ファンドのサブ・ファンドはかかる投資の売却時に多額の取引および換金コストを負担する可能性がある。

マスター・ファンドのサブ・ファンドが中国国内のC I B Mで取引を行う場合、マスター・ファンドのサブ・ファンドは、決済手続および取引相手の不履行に関連するリスクにもさらされる可能性がある。マスター・ファンドのサブ・ファンドと取引することになった取引相手が、自らの関連証券の引渡しまたは価額の支払による取引決済義務を怠る可能性がある。

C I B Mには、規制リスクも存在する。

中国ボンド・コネクト

マスター・ファンドの特定のサブ・ファンドは、その投資方針に従い、ボンド・コネクト（下記に詳述される。）を経由しC I B Mに投資する場合がある。

ボンド・コネクトは、中国外貨取引センターおよび銀行間資金の取引センター、中央国債登記結算有限責任公司、上海清算所、香港証券取引所ならびに証券保管決済機関によって設立され、2017年7月に香港と中国本土間の債券市場相互アクセスのために開始された新しい構想である。

適格外国投資家は中国本土における現行規制の下、ボンド・コネクトの北向通（以下「ノースバウンド・トレーディング・リンク」という。）を通じ、C I B Mで取引されている債券に投資することができる。ノースバウンド・トレーディング・リンクに関しては、投資枠は設けられていない。

中国本土における現行規制に従い、香港金融管理局により認可されたオフショアの保管機関（現在は、証券保管決済機関）は、オムニバス・ノミニー口座を中国人民銀行により認可されたオンショア保管機関（現在、認可されたオンショアの保管機関は、中央国債登記結算有限責任公司および銀行間決済が可能な機関（上海清算所）である。）に開設しなければならない。適格外国投資家により取引されるすべての債券は、ノミニー所有者として当該債券を保有する証券保管決済機関名義で登録される。

証券保管決済機関は、ノミニー保有者でしかなく、当該証券の実質的所有者ではないため、証券保管決済機関が香港における清算手続に服することとなるような可能性の低い事象が生じた場合、投資家は、当該証券が中国の法律においても債権者に分配可能な証券保管決済機関の一般資産の一部とみなされないことに留意すべきである。ただし、証券保管決済機関には、中国の証券の投資家のために法的措置または権利行使のための訴訟手続を行う義務はない。証券保管決済機関による債務不履行または履行の遅れにより、証券および/またはこれに関わる金銭の決済不能または消滅の可能性、およびその結果、投資家が損失を被る可能性

がある。マスター・ファンド、投資運用会社および副投資運用会社のいずれも、かかる損失に対する責任または義務を有さない。

ボンド・コネクトを経由した投資のため、中国人民銀行に対する関連する届出、登録および口座開設は、オンショアの決済機関、オフショアの保管機関、登録機関またはその他の第三者（場合による。）經由で行わなければならない。そのためマスター・ファンドのサブ・ファンドは、当該第三者による債務不履行または誤りのリスクに服することとなる。

ボンド・コネクトを経由した証券取引は、清算および決済リスクを有する。中国の清算機関による証券の交付／支払義務の不履行が生じた場合、マスター・ファンドのサブ・ファンドは、当該損失の回収が遅れる可能性があり、またはその損失を完全には回収できない可能性がある。

ボンド・コネクトを経由したC I B Mへの投資は、規制リスクにも服する。これら制度にかかる関連規則は、遡及的な影響をもたらす可能性のある変更が行われる可能性がある。中国本土の関連当局が、口座開設またはC I B M取引を停止した場合には、マスター・ファンドのサブ・ファンドのC I B Mへの投資能力は重大な悪影響を受ける。このような場合、マスター・ファンドのサブ・ファンドの投資目的の達成能力は悪影響を受ける。

上海・香港ストック・コネクトおよび深セン・香港ストック・コネクト

中国に投資可能なマスター・ファンドのサブ・ファンドはすべて、いずれかの適用される規制上の制限に従い、上海・香港ストック・コネクトおよび深セン・香港ストック・コネクト制度（以下「ストック・コネクト」という。）を通じて、中国A株に投資することができる。ストック・コネクトは、香港証券取引所、香港証券クリアリング・カンパニー・リミテッド（以下「HKSCC」という。）、上海証券取引所または深セン証券取引所、および中国証券登記決済有限公司（以下「チャイナ・クリア」という。）が、中国本土と香港との間で証券市場への相互アクセスを実現する目的で開発した証券取引および決済接続制度である。ストック・コネクトにより、海外投資家は、香港に拠点を置くブローカーを通じて、上海証券取引所または深セン証券取引所に上場される一定の中国A株を取引することができる。

中国の国内証券市場に投資することを目指すマスター・ファンドのサブ・ファンドは、適格外国投資家（QFIIスキーム）に加えて、ストック・コネクトを利用できる。したがって、ファンドは以下の追加リスクを負う。

一般的なリスク：関連する規制は試されておらず、変更される可能性がある。かかる規制の適用方法は確実ではないため、マスター・ファンドのサブ・ファンドに悪影響を与える可能性がある。当該制度では、新しいITシステムを使用しなければならないため、その越境性によりオペレーション・リスクが伴う可能性がある。関連するシステムに故障が生じた場合、ストック・コネクトを通じた香港および上海／深センの両市場における取引は、混乱に陥ることがある。

決済・清算リスク：HKSCCおよびチャイナ・クリアは、決済接続を構築し、国境を越えた取引の決済・清算を容易にするため、相互に市場参加者となる。市場で開始された国境を越えた取引に関して、当該市場の決済機構は、決済を行う市場参加者と決済・清算を行う一方で、取引相手方の決済機構に対して、決済を行う市場参加者の決済・清算義務の履行を遂行する。

法的／実質的所有権：証券が国境を越えて保管されている場合、現地の中央証券預託機関、HKSCCおよびチャイナ・クリアの義務的要件に関連する特定の法的／実質的所有権リスクが生じる。

他の新興国および開発途上国においては、法的な枠組みに基づき、証券に関する法的／公的所有権および実質的所有権または権利の概念が確立され始めたばかりである。また、HKSCCは、ノミニー保有者として、ストック・コネクトを通じて保有されるストック・コネクト証券の所有権を保証するものではなく、また、実質的所有者を代理して、所有権に伴う権原またはその他の権利を行使する義務を負わない。したがって、裁判所は、いずれかのノミニーまたは保管銀行がストック・コネクト証券の登録保有者として当該証券の完全な所有権を有し、当該ストック・コネクト証券が当該事業体の債権者に対する分配に利用することのできる当該事業体の資産プールの一部を構成し、また／または実質的所有者が当該証券に関する権利を一切有しないと判断する可能性がある。よって、マスター・ファンドのサブ・ファンドおよび保管受託銀行は、マスター・ファンドのサブ・ファンドの当該証券に係る所有権または権限が確保されていることを保証することはできない。

HKSCCがそれを通じて保有される資産に関して保管機能を果たしているとみなされる限り、マスター・ファンドのサブ・ファンドがHKSCCの業績または支払不能に起因して損失を被った場合、保管受託銀行およびマスター・ファンドのサブ・ファンドはHKSCCと法律上の関係を一切有さず、かつ、HKSCCに対して直接的な法律上の償還請求権を有さないことに留意されたい。

チャイナ・クリアが債務不履行に陥った場合、決済を行う市場参加者との市場契約に基づくHKSCCの責任は、債権について決済市場参加者を補助することに限定される。HKSCCは、利用可能な法的手段またはチャイナ・クリアの清算を通じて、チャイナ・クリアから発行済株式および残金を回収することを試みるよう誠実に行為する。この場合、マスター・ファンドのサブ・ファンドは、自らの損失またはストック・コネク特証券をすべて回収することができない場合があり、回収処理が遅れる可能性もある。

オペレーション・リスク：HKSCCは、香港の市場参加者が行う取引に関する決済、清算、ノミニー機能およびその他関連するサービスを提供する。中国の規制は、売買に対して一定の制限を定め、すべての市場参加者に適用される。売却の場合、ブローカーに対して株式の事前受渡しが要求され、カウンターパーティー・リスクが高くなる。かかる要件を理由として、マスター・ファンドのサブ・ファンドは、中国A株の購入および/または保有の処分を適時に行うことができない可能性がある。

割当制限：ストック・コネクトは、割当制限に従う。かかる制限は、ストック・コネクトを通じて中国A株に適時に投資するマスター・ファンドのサブ・ファンドの能力を制限する可能性がある。

投資家補償：マスター・ファンドのサブ・ファンドは、現地の投資家補償制度の恩恵を受けることはない。ストック・コネクトは、中国および香港の市場が取引を行っており、かつ、両市場の銀行が対応する決済日に営業を行っている日に限り機能する。中国市場にとっては通常取引日であるものの、マスター・ファンドのサブ・ファンドが中国A株の取引を行うことができない場合がある可能性がある。マスター・ファンドのサブ・ファンドは、結果的に、ストック・コネクトが取引を行っていない間、中国A株の価格変動のリスクを負う可能性がある。

投資リスク：深セン・香港ストック・コネクトを通じて取引される証券は、本別紙中に前述された「小型および超小型証券リスク」の対象となる小型証券の場合がある。

科創板（スターボード）および/または創業板（チャイネクスト）市場に関するリスク

マスター・ファンドのサブ・ファンドは、上海証券取引所の科創板（「スターボード」）および/または、深セン・香港ストック・コネクトを通じ、深セン証券取引所の創業板（「チャイネクスト」）市場に投資することができる。スターボードおよび/またはチャイネクスト市場への投資により、マスター・ファンドのサブ・ファンドおよびその投資家は重大な損失を被る可能性がある。以下の追加的なリスクが存在する。

- 株価変動幅が大きいこと

スターボードおよび/またはチャイネクスト市場に上場している企業は、通常、事業規模の小さい新興企業である。したがって、株価変動性が大きく、投資家にとって参入基準がより高いため、流動性が限定される可能性があり、深セン証券取引所または上海証券取引所のそれぞれのメインボードに上場している企業に比べてより大きなリスクがある。

- 過大評価リスク

スターボードおよび/またはチャイネクスト市場に上場している企業の株価は過大評価される可能性があり、このような異常な高評価は持続しない可能性がある。流通株式が少ないため株価操作される可能性がある。

- 規制の相違

チャイネクスト市場および/またはスターボード市場では、企業の収益性や資本金規制などに関する上場基準は、メインボードより、厳格ではない。

- 上場廃止リスク

スターボードおよび/またはチャイネクスト市場に上場している企業の上場廃止はより一般的であり、突如的なものとなるおそれがある。このことは、マスター・ファンドのサブ・ファンドが投資する企業が上場廃止となった場合、マスター・ファンドのサブ・ファンドに悪影響を及ぼす可能性がある。

- 集中リスク（スターボードについて該当）

スターボードは、新設された株式市場であり、初期段階では上場銘柄数が限られることがある。マスター・ファンドのサブ・ファンドによるスターボードへの投資が、少数銘柄に集中し、マスター・ファンドのサブ・ファンドの集中リスクが高くなる可能性がある。

中国本土への投資に伴う税金

中国A株の取引から生じる収入および収益

中国財務部、中国国家税務総局および中国証券監督管理委員会は、2014年11月14日および2016年12月1日にそれぞれ公布された財税2014第81号（以下「通達81号」という。）および財税2016第127号（以下「通達127号」という。）に基づき、上海・香港ストック・コネクトおよび深セン・香港ストック・コネクトの税制規則に関連する通達を共同で発行した。通達81号および通達127号に基づき、海外投資家が上海・香港ストック・コネクトを通じた中国A株の取引から得た利益については、2014年11月17日から、および深セン・香港ストック・コネクトを通じた中国A株の取引から得た利益に対しては2016年12月5日から、一時的に法人所得税、個人所得税および事業税は免除される。ただし、海外投資家は、配当金および/または無償株式に対しては、10%の源泉徴収所得税（WIT）の支払が義務付けられており、これは、上場会社によって源泉徴収され、管轄の中国税務当局へ支払われる。中国A株からの配当金は付加価値税（VAT）の課税対象とはならない。

中国本土で発行された債券/債務証券からの利息収入

2018年11月22日、中国財務部および国家税務総局は、中国債券市場への投資から海外機関投資家が受け取る債券利息収入に関連する税務問題に対処するため、財税2018第108号（以下「通達108号」という。）を共同で発行した。通達108号によれば、中国に恒久的施設（PE）を持たない中国の税務上の非居住者（または中国にPEを有するが、中国で得られる所得は上記PEとは実質的に関係がない者）が、2018年11月7日から2021年11月6日までに受け取る債券利息収入は、一時的に源泉徴収所得税（WIT）および付加価値税（VAT）が免除される。これは、中国の税務上の非居住者がQFIおよび/またはボンド・コネクトを通じて中国債券市場に投資しているかどうかに関わらない。通達108号では、中国の税務上の非居住者がその他の確定利付証券（アセット・バック証券、譲渡性預金証書等）への投資から受け取る収入に対する源泉徴収所得税（WIT）および付加価値税（VAT）の取扱いについては規定していない。

中国本土で発行された債券/債務証券から生じる収益

中国税務当局は、中国の税務上の非居住者が中国の債務証券の処分により実現したキャピタル・ゲインは、中国国内源泉所得でないと考えられ、したがって、中国の源泉徴収所得税（WIT）の対象とはならないと度々口頭で述べている。これを確認するための特定の書面での税制規則はないが、実務上、中国税務当局は、中国の税務上の非居住者が中国債務証券の処分により実現した収益に対し、中国源泉徴収所得税（WIT）の徴収を積極的には実施していない。

中国における有価証券取引から生じる収益の付加価値税（VAT）の取扱い

中国における市場で取引可能な有価証券の取引により実現した収益は、通常6%の付加価値税（VAT）の対象となるが、当局が発行した各種通達では、QFI、上海・香港ストック・コネクトおよび深セン・香港ストック・コネクトならびに/またはボンド・コネクトを経由して投資する中国の税務上の非居住者に対し、付加価値税（VAT）の免除を規定している。

ヘッジあり受益証券クラスのリスク

マスター・ファンドの受益証券クラスは、可能な場合において、管理会社の裁量でさまざまな通貨（以下、それぞれ「基準通貨」という。）で募集されることがある。マスター・ファンドの受益証券クラスは、通貨建てまたは通貨ヘッジあり受益証券クラスとすることができ、そのように称される。通貨ヘッジあり受益証券クラスは、マスター・ファンドのサブ・ファンドのファンド通貨以外の通貨で募集されるが、ファンド通貨建てのブラジル・リアルヘッジあり受益証券クラスは例外である。ブラジルの通貨規制により、ブラジル・リアルヘッジあり受益証券クラスは他の通貨ヘッジあり受益証券クラスとは異なるヘッジモデルを使用している。ブラジル・リアルヘッジあり受益証券クラスの詳細については、シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンドの英文目論見書別紙 に記載の「通貨およびヘッジ方針」を参照のこと。

ヘッジあり受益証券クラスの目的は、ファンド通貨および基準通貨間の為替変動の影響を軽減することにより、投資者にマスター・ファンドへの投資の実績リターンを提供することである。結果として、ヘッジあり受益証券クラスの実績がファンド通貨建ての同等の受益証券クラスの実績と同程度となることを目指す。ヘッジあり受益証券クラスは、ヘッジ取引の価格設定に、少なくとも部分的にはその金利差が反映されるため、ファンド通貨および基準通貨間の金利差を排除することはできない。採用するヘッジ戦略が、基準通貨に対する通貨エクスポージャーを完全に排除し、それにより手数料を調整した金利差のみを反映した実績差を実現する上で有効であるという保証はない。

関連する場合、これらのヘッジ取引は、基準通貨が関連するファンド通貨に対して価値が下落しているか増加しているかに関わらず行われる可能性があるため、このようなヘッジが行われた場合、関連する受益証券クラスの投資者は基準通貨に対するファンド通貨の価値の下落から実質的に保護されるが、ファンド通貨の価値の上昇から投資者が恩恵を受けられない可能性もあることに留意する必要がある。

サステナビリティ・リスク

投資運用会社は、各マスター・ファンドのサブ・ファンドの運用においてサステナビリティ・リスクを考慮する。

サステナビリティ・リスクとは、環境、社会、ガバナンス上の出来事や制約のことであり、それが発生した場合、マスター・ファンドのサブ・ファンドの投資対象の価値およびリターンに実際にまたは潜在的に重大な悪影響を与える可能性があるものをいう。環境リスクの例としては、気候変動による洪水の発生の可能性の増加、および関連する海面上昇が挙げられる。洪水は、不動産会社および保険会社等、さまざまな発行体に影響を与え、かつ当該企業への投資価額に悪影響を与える可能性がある。社会的リスクの例として、児童労働等の不適切な労働慣行の存在が挙げられる。かかる慣行を用いていることが判明した企業、またはそのような慣行を用いていることを認識しているサプライヤーと契約した企業は、適用法に違反している可能性があったり、市場から否定的にみなされる可能性がある。ガバナンス・リスクの例として、性別多様性を確保する必要性が挙げられる。企業の報告で多様性の欠如が示された場合、または性別による業務上の差別が報道された場合、当該企業に対する市場心理に悪影響を及ぼし、かつその株価に影響を及ぼす可能性がある。また、持続可能な業務および慣行を保護または奨励するための新たな規制、税制または業界基準が導入されるリスクがあり、かかる変更は、新たな要件への適応が不十分とみなされる発行体に悪影響を及ぼす可能性がある。

マスター・ファンドのサブ・ファンドは、持続可能な投資を行うという投資目的を有し、環境的または社会的特性を有するが、投資対象銘柄の選択にマスター・ファンドの運用会社により選定されたサステナビリティ基準を適用することでこの投資目的を達成する。そのような基準は投資戦略により変わる可能性がある。これらのマスター・ファンドのサブ・ファンドは、その結果として一部の企業、業界、セクターに対するエクスポージャーが限られている可能性があり、そのサステナビリティ基準に合致しない一定の投資機会を見送ったり、特定の保有銘柄を処分する可能性がある。持続可能な投資の構成について投資者間で異なる見解を有する可能性があるため、かかるマスター・ファンドのサブ・ファンドは、例えば、環境的、社会的またはガバナンス慣行のある側面の改善のために企業へ関与することを目的としているような、特定の投資者の信念および価値を反映しない企業に投資する可能性がある。

持続可能な商品と持続可能な投資に適用される規制の枠組みは急速に進展している。したがって、特定のサブ・ファンドの持続可能な投資特性および投資者への説明方法は、新しい要件または適用される規制当局の指針に従うために、随時変更される可能性がある。

(S F D R 第 8 条の意味での) 環境的および/または社会的特性を有する、あるいは(S F D R 第 9 条の意味での) 持続可能な投資目的を有する各マスター・ファンドのサブ・ファンドについて、当該特性または目的に関する情報は、シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンドの英文目論見書別紙IVに記載の、各マスター・ファンドの契約前開示事項から入手可能である。

特別買収目的会社に関連するリスク

マスター・ファンドのサブ・ファンドは純資産の最大5%を特別買収目的会社に投資することができる。特別買収目的会社とは、既存の企業を買収または合併することを目的として投資資金を調達する上場会社を

指す。通常、買収対象は上場を目指す非上場企業であり、従来の新規株式公開（IPO）ではなく、特別買収目的会社による買収または合併を通じて上場を実現する。継続的事業を取得しようとする活動以外、特別買収目的会社は、営業実績や継続的事業を有さない。買収対象の特定は、通常、特別買収目的会社が投資家を募集する時点では明らかではない。特別買収目的会社は、買収資金の調達、買収後の運転資金の提供、既存株主の要請による公開株式の買戻し対応またはこれらの複合的な目的のためなど、様々な目的で追加資金を調達する場合がある。この追加調達は、株式クラスの私募や債務発行の形態をとることがある。株式の形態による調達では、この種の資金調達で売却される株式は、一般に、特別買収目的会社の株式が上場している取引所で取引されている株式と同一クラスの株式である。債務の形態による調達では、特別買収目的会社の資産を担保とする場合、買収後に存続する事業会社を担保とする場合、または無担保の場合がある。債務は投資適格の場合もあれば、投資適格未満の場合もある。特別買収目的会社を通じた買収には希薄化、流動性、利益相反または買収対象の特定、評価および適格性に関する不確実性など、さまざまなリスクが伴う。さらに、買収前の特別買収目的会社への投資は、提案された買収または合併が特別買収目的会社の株主の必要な承認を得られないリスク、政府その他の承認の必要が生じ、それらの承認を得られないリスク、または買収や合併が成立したとしても事業が成功せず価値を失うリスクにさらされている。特別買収目的会社への投資は、新規株式公開への投資に伴うリスクも該当し、これには、公開会社としての営業実績が乏しい企業に起因するリスク（浅い取引経験、限定的な取引可能株式（すなわち「浮動株」）、発行体に関する情報の入手制約など）が含まれる。また、新規公開した発行体と同様に、新規上場市場は不安定で、これまでも新規上場企業の株価は短期間で大きく変動している。提案された事業統合に関連して特別買収目的会社に対して行われる株式投資は、買収自体および買収後の被買収事業体による追加資金調達によってその価値が希薄化する。

グローバル・ミニマム課税

経済協力開発機構（以下「OECD」という。）はグローバル・ミニマム課税の導入に取り組んでおり、多くの国が導入に合意している。グローバル・ミニマム課税は、2か国以上に拠点を置く超大企業（すなわち、連結収入額が7億5,000万ユーロを超える多国籍企業グループ）が、事業を営むすべての国で発生する所得に対して最低実効税率15%が課されることを意図している。これは一般的に、ある国での企業の税負担が15%未満となる場合、当該国での企業の税負担を15%まで「上乘せ」することで達成するものである。

OECDのグローバル・ミニマム課税制度は複雑であり、各地域での実施方法は様々である。地域別のルールでは、通常、様々な免除および適用除外が含まれている。一般に投資ファンドに対する適用除外があるが、これは投資ファンドが多国籍グループを所有する事業体である場合にのみ適用される。よって、大規模な多国籍グループがファンドに投資する場合、グローバル・ミニマム課税制度が適用されるリスクがあり、その結果、特定の状況において、ファンドまたは別の者に対して税負担またはその他関連する負担が生じる可能性がある。ファンドがかかるグローバル・ミニマム課税を負担する場合（または直接的もしくは間接的に費用を負担する場合）、ファンドの純資産価額に影響を与える。

EUは、理事会指令（2022/2523）において、グローバル・ミニマム課税制度を導入した。EU加盟国は2023年12月31日までにこの指令を国内法制化することが義務づけられており、ルクセンブルグは2023年12月22日付の法律によりこれを導入し、2023年12月31日以降に開始する会計年度に適用している。また、他のEU加盟国も当該指令を国内法に導入している。

ファンドの投資家は、管理会社が関連するグローバル・ミニマム課税制度に関わるファンドのポジションを検討し、必要に応じてルクセンブルグの税務当局およびその他の地域の税務当局と連携することができるように、投資家に情報を要求する必要があることに留意する必要がある。

また、機関投資家である投資家は、ファンドへの投資の結果として（随時）、グローバル・ミニマム課税制度の下で、またはこれに関連して、いずれかの法域でファンドに税負担および/またはその他の関連する負担が生じる場合、申込書に記載されている補償の対象となることにも留意する必要がある。

上記のリスク要因のリストは、シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンドのサブ・ファンドへの投資に伴うリスクの完全な説明を意図するものではない。追加の情報として、シュローダー・

インターナショナル・セレクション・ファンドの目論見書は、ルクセンブルグの管理会社の事務所において入手することができる。

[次へ](#)

別紙

契約前開示事項

S F D Rおよび欧州委員会委任規則2022 / 1288に従い、サブ・ファンドの環境的および社会的特性または持続可能な投資目的に関する情報を以下に記載する。

規則（EU）2019 / 2088第8条第1項、第2項および第2 a項ならびに規則（EU）2020 / 852第6条第1項において言及される金融商品に関する契約前開示事項

商品名：シュローダー・セレクション ユーロ・シリーズ ヨーロピアン・サステナブル
法人識別番号：549300TLHTPJNUSOS857

環境的および/または社会的特性

この金融商品は持続可能な投資目的（注）を有しているか？

（注）**持続可能な投資**とは、環境目的または社会目的に貢献する経済活動への投資をいう。ただし、当該投資は環境目的または社会目的を著しく害するものではないことおよび投資先企業が良好なガバナンス慣行に従っていることを条件とする。

はい

以下の経済活動に対して**環境目的を有する持続可能な投資**を行う比率（下限）：__%

EUタクソノミー（注）に基づき環境的に持続可能なものとして適格である経済活動

EUタクソノミーに基づき環境的に持続可能なものとして適格でない経済活動

社会目的を有する持続可能な投資を行う比率（下限）：__%

いいえ

環境的/社会的（E/S）特性を促進するものであり、持続可能な投資を目的とはしていないものの、少なくとも50.00%の比率で以下の持続可能な投資を行う

EUタクソノミーに基づき環境的に持続可能なものとして適格である経済活動への環境目的を有する持続可能な投資

EUタクソノミーに基づき環境的に持続可能なものとして適格でない経済活動への環境目的を有する持続可能な投資

社会目的を有する持続可能な投資

E/S特性を促進するものではあるが、**持続可能な投資を行わない**

（注）**EUタクソノミー**は、規則（EU）2020 / 852に定められる分類システムであり、**環境的に持続可能な経済活動の一覧**を定めたものである。当該規則は、社会的に持続可能な経済活動の一覧は含んでいない。環境目的を有する持続可能な投資は、タクソノミーに適合している場合もあれば、適合していない場合もある。

この金融商品により、いかなる環境的および/または社会的特性が促進されるか？

サブ・ファンドは、ルクセンブルグ法に基づき設定された投資信託で、EU指令2009 / 65 / ECおよび2010年法のパート 1に基づきUCITSとしての資格を有するシュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンドのサブ・ファンドであるシュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・ヨーロピアン・サステナブル・エクイティ（以下「マスター・ファンド」という。）に投資する。

マスター・ファンドは、マスター・ファンドの運用会社の評価方式に基づき、MSCI・ヨーロッパ・トータルリターン・ネット・インデックスよりも総合して高いサステナビリティ・スコアを維持する。（広範な市場指数である）本ベンチマークは、マスター・ファンドが促進する環境的および社会的特性を考慮しない。

サステナビリティ・スコアは、発行体がもたらす可能性のある社会的および環境的費用および利益の総合的な推定を提供するシュローダーの独自のツールにより測定される。かかる測定は、指標のリストに対して発行体を採点することにより行われ、スコアは（例えば、発行体が平均生活賃金を上回る賃金を支払っている場合は）プラスまたは（例えば、発行体が炭素を排出している場合は）マイナスになることがある。これには、第三者データならびにシュローダーの独自の推定および仮定が使用されるため、その他のサステナビリティ・ツールおよび測定とは結果が異なる場合がある。

結果は、各発行体の持続可能性指標の総合スコアとして、具体的には、関連ある対象発行体の売上高またはGDPに対する（プラスまたはマイナスの）想定上の比率で表示される。例えば、+2%のスコアは、その発行体が、100ドルの売上高につき社会および/または環境に対し2ドルのネット・ポジティブの貢献をしていることを意味する。マスター・ファンドのサステナビリティ・スコアは、シュローダーの独自のツールで測定されるマスター・ファンドにおけるすべての適格発行体のスコアから算出される。

マスター・ファンドは、その資産の少なくとも50%を、マスター・ファンドの運用会社が—または複数の環境目的および/または社会目的の促進に貢献すると予想する持続可能な投資対象に投資する。

この金融商品により促進される環境的または社会的特性それぞれの実現度を測定するためにどのような持続可能性指標^(注)が用いられるか？

(注) 持続可能性指標とは、金融商品により促進される環境的または社会的特性がどのように実現されるかを測定するものである。

マスター・ファンドの運用会社は、直近6か月間にわたる月末のデータに基づいたシュローダーの独自のツールにおけるMSCI・ヨーロッパ・トータルリターン・ネット・インデックスの加重平均サステナビリティ・スコアと比較した、シュローダーの独自のツールにおけるマスター・ファンドの加重平均サステナビリティ・スコアを参照して、MSCI・ヨーロッパ・トータルリターン・ネット・インデックスよりも総合して高いサステナビリティ・スコアを維持する特性の遵守を監視する。総合サステナビリティ・スコアは、持続可能性指標（温室効果ガス排出量、水使用量および生活賃金と比較した給与を含むが、これらに限られない。）の効果を集計したものである。

マスター・ファンドの運用会社は、()シュローダーの独自のツールにおける各資産のサステナビリティ・スコアおよび/または()資産がシュローダーにより例外的な基準で持続可能であるとみなされるかを参照して、その資産の少なくとも50%を持続可能な投資対象に投資する特性の遵守を監視する。かかる特性の遵守は、シュローダーの自動コンプライアンス管理を通じて日々監視される。マスター・ファンドはまた、特定の除外も適用しており、マスター・ファンドの運用会社がそのポートフォリオ・コンプライアンスの枠組みを通じて継続的に遵守を監視する。

この金融商品が一定程度行うことを予定している持続可能な投資の目的は何か、また持続可能な投資は当該目的にどのように貢献するか？

マスター・ファンドの持続可能な投資の割合に関して、それぞれの持続可能な投資は、()シュローダーの独自のツールによるスコアに基づき、環境目的または社会目的全般に対しネット・ポジティブの効果を示している、および/または()シュローダーにより例外的な基準で持続可能とみなされるような環境目的および/または社会目的に貢献している。マスター・ファンドが一定程度行うことを予定している持続可能な投資の環境目的または社会目的には、水へのアクセスの向上もしくは公正な賃金などの環境的および/または社会的利益の増加ならびに炭素排出もしくは食品ロスなどの環境的および/または社会的費用の削減が含まれるが、これらに限られない。例えば、シュローダーの独自のツールで測定される水へのアクセスの向上は、清潔な飲料水の提供により人間の健康にもたらされるであろう社会的利益である。

この金融商品が一定程度行うことを予定している持続可能な投資は、環境面または社会面での持続可能な投資の目的に著しい害を及ぼすことをいかにして避けるのか？

環境面または社会面での持続可能な投資の目的に著しい害を及ぼさない発行体に投資するマスター・ファンドのアプローチは、以下を含む。

全社的な投資の除外が、シュローダーのファンドに適用される。本事項は、クラスター爆弾、対地雷ならびに化学兵器および生物兵器に関する国際条約および一般炭の採掘に関連するものである。詳細情報および除外される非人道的兵器企業のリストは、<https://www.schroders.com/en/global/individual/about-us/what-we-do/sustainable-investing/our-sustainable-investment-policies-disclosures-voting-reports/group-exclusions/>において入手可能である。

マスター・ファンドは、タバコおよび一般炭に関連する活動から一定の閾値を超えた収益を得る企業を除外する。

マスター・ファンドは、一または複数の「国際規範」に違反しており、これにより著しい環境的または社会的な害をもたらすとシュローダーにより評価された企業を除外する。かかる企業は、シュローダーの「国際規範」違反リストを構成する。シュローダーは、企業が当該違反に関与しているか否かの判断において、国連グローバル・コンパクト（UNGC）原則、OECD多国籍企業行動指針および国連のビジネスと人権に関する指導原則に含まれる原則などの関連ある原則を考慮する。「国際規範」違反リストは、特定の状況に関連する場合、第三者提供者により実施される評価および独自のリサーチを基に形成されることがある。

マスター・ファンドは、一定のその他の除外も適用することがある。

すべてのマスター・ファンドの除外に関する追加の情報は、マスター・ファンドのウェブサイト（<https://www.schroders.com/en-lu/lu/individual/fund-centre>）の「サステナビリティ関連開示」に記載される。

持続可能性要因への悪影響の指標はどのように考慮されているのか？

著しい害の特定の追求において、主要な悪影響（PAI）（注）指標を考慮するマスター・ファンドのアプローチには、定量評価および定性評価が伴う。定量的閾値の設定が適切でないまたは実行可能でないと判断された場合、マスター・ファンドの運用会社が、状況に応じて関与する。定量的閾値を満たさないとみなされる投資先企業は、当該データが関連分野における企業のパフォーマンスを表すものではないと個別に判断されない限り、通常は除外される。

（注）**主要な悪影響（PAI）**とは、環境、社会および従業員に関する事項、人権の尊重、汚職防止および贈収賄防止に関する事項に関する持続可能性要因に投資決定が及ぼす最も重大なマイナスの影響である。

本枠組みは、特にデータの入手可能性および品質の進化に伴い、継続的に見直される。

マスター・ファンドのアプローチには、以下が含まれる。

1. **定量的**：本アプローチには、以下を通じて特定の閾値が設定された指標が含まれる。

除外の適用。本アプローチは、**PAI 4**（化石燃料セクターで活動する企業へのエクスポージャー）、**PAI 5**（非再生可能エネルギーの消費および生産の割合）および**PAI 14**（非人道的兵器へのエクスポージャー）に関連するものである。また、以下のPAIも（著しい害をもたらしている企業の除外を追求する）シュローダーの「国際規範」違反リストの除外の一部として評価の対象となる。

PAI 7（生物多様性に敏感な地域に負の影響を与える活動）

PAI 8（水中への排出）

PAI 9（有害廃棄物および放射性廃棄物の比率）

PAI 10（国連グローバル・コンパクト原則およびOECD多国籍企業行動指針の違反）

PAI 11（国連グローバル・コンパクト原則およびOECD多国籍企業行動指針の遵守を監視するプロセスおよび遵守メカニズムの欠如）

表3のPAI 14（深刻な人権問題および事案の特定件数）

関連ある指標が閾値を超過した場合におけるアラート・システム・フラグの適用。著しい害を評価するこれらの定量的閾値は、シュローダーのサステナブル・インベストメント・チームにより一元的に設定され、体系的に監視される。本アプローチは、炭素関連のPAIメトリクス、PAI 1（GHG排出量）、PAI 2（カーボンフットプリント）および表2の任意項目のPAI 4（炭素排出削減イニシアチブを有しない企業への投資）など、閾値を設定するために母集団を害に応じたグループに分けた指標に適用される。PAI 3（投資先企業のGHG排出量原単位）も同様に用いられるが、閾値は収益メトリクスに基づいている。PAI 6（影響力の大きい気候セクターごとのエネルギー消費原単位）の閾値は、上記の炭素測定に基づいて設定される。同様のアプローチが、PAI 15（GHG排出量原単位）についても取られている。PAI 16（社会的違反の対象となる投資先国）も同様に用いられるが、社会的違反に関するデータが入手可能かどうかに基づいている。本プロセスを通じて、定量的閾値を満たさないとみなされる関連ある発行体は、マスター・ファンドの運用会社が検討するためにフラグ付けされるが、その対応には、保有銘柄の売却またはポジションの維持（当該データが関連分野における企業のパフォーマンスを表すものではないと個別に判断された場合）が含まれることがある。著しい害をもたらすと判断された投資先企業は、マスター・ファンドから除外される。

2. **定性的**：入手可能なデータに基づき投資の除外を正当化するほどの著しい害がもたらされたか否かについて定量的な判断を行うことが不可能であるとシュローダーがみなした場合、本アプローチはPAI指標を含む。かかる場合、マスター・ファンドの運用会社は、シュローダーのエンゲージメント・ブループリントおよび/または議決権行使方針で文書化された優先順位に従って、可能な限り保有する企業に関与する。本アプローチは、PAI 12（調整前男女間賃金格差）およびPAI 13（取締役会におけるジェンダー・ダイバーシティ）などの指標に適用され、マスター・ファンドの運用会社が適切と判断する場合はこれに関与し、またその議決権を行使することがある。取締役会におけるジェンダー・ダイバーシティおよび男女間賃金格差の情報開示の双方は、シュローダーのエンゲージメント・ブループリントに記録される。

持続可能な投資はOECD多国籍企業行動指針および国連ビジネスと人権に関する指導原則にどのように適合しているか？

シュローダーの「国際規範」違反リストに記載される企業は、マスター・ファンドの持続可能な投資対象に分類されない。シュローダーは、企業を当該リストに含めるべきであるか否かの判断において、その他の関連原則のなかでも、特にOECD多国籍企業行動指針および国連のビジネスと人権に関する指導原則を考慮する。「国際規範」違反リストは、関連ある場合、第三者提供者および独自のリサーチを基に形成される。

EUタクソミーは、タクソミー適合投資はEUタクソミーの目的を著しく害するものであってはならないという「著しい害を及ぼさない」原則を定めており、具体的なEU基準が伴う。

「著しい害を及ぼさない」原則は、環境的に持続可能な経済活動に関するEU基準を考慮しているこの金融商品の原投資対象のみに適用される。この金融商品の残りの部分の原投資対象は、環境的に持続可能な経済活動に関するEU基準を考慮していない。

その他の持続可能な投資も、環境目的または社会目的を著しく害してはならない。

この金融商品は持続可能性要因への主要な悪影響(PAI)を考慮するか？

考慮する。

サブ・ファンドは、そのマスター・ファンドへの投資にのみ起因する主要な悪影響を考慮する。持続可能性要因への主要な悪影響を考慮するマスター・ファンドのアプローチは、関連する指標によって異なる。指標には、除外の適用において考慮されるもの、投資プロセスにおいて考慮されるもの(データがシュローダーのPAIダッシュボードおよびその他の外部データソースで入手可能な場合)、またエンゲージメントにおいて考慮されるものがある。詳細は、以下の通りである。

PAIは、投資前の段階で、マスター・ファンドが除外を適用することで考慮される。これには、以下が含まれる。

- 非人道的兵器：PAI 14(非人道的兵器(対人地雷、クラスター爆弾、化学兵器および生物兵器)へのエクスポージャー)
- 以下を対象とするシュローダーの「国際規範」違反リスト：PAI 7(生物多様性に敏感な地域に負の影響を与える活動)、PAI 8(水中への排出)、PAI 9(有害廃棄物の比率)、PAI 10(国連グローバル・コンパクト原則およびOECD多国籍企業行動指針の違反)、PAI 11(国連グローバル・コンパクト原則およびOECD多国籍企業行動指針の遵守を監視するプロセスおよび遵守メカニズムの欠如)および表3のPAI 14(深刻な人権問題および事案の特定件数)
- 一般炭に関連する活動から一定の閾値を超えた収益を得る企業：PAI 4(化石燃料セクターで活動する企業へのエクスポージャー)およびPAI 5(非再生可能エネルギーの消費および生産の割合)

かかる閾値の遵守は、マスター・ファンドのコンプライアンスの枠組みを通じて監視される。

また、PAIはマスター・ファンドの投資プロセスにおける統合でも考慮される。発行体レベルのデューディリジェンス・プロセスの一環として、マネジメント・チームとの会合による企業分析を通じて、また、年次報告書および計算書の机上分析において、複数のPAIが考慮される。これらは、複数のPAIをそのスコアリング手法の構成要素として組み込むシュローダーの独自のツールによるPAIと併せて考慮される。

PAIは、シュローダーのアクティブ・オーナーシップのアプローチを概説したシュローダー・エンゲージメント・ブループリントに定めるアプローチおよび見直しに従ってマスター・ファンドの運用会社が関与するエンゲージメントを通じて、投資後の段階においても考慮される。エンゲージメントは、消費者向け自由裁量セクター内の人権、ならびに金融セクター内の保有企業の気候およびネットゼロ・コミットメントを含む広範なトピックを取り扱うことができる。これらのエンゲージメントは、PAI 16(社会的違反)ならびにPAI 1、2、3および5(GHG排出量、カーボンフットプリント、投資先企業のGHG排出量原単位ならびに非再生可能エネルギーの消費および生産の割合)に関連する。

マスター・ファンドのアプローチは、特にPAIデータの入手可能性および品質の進化に伴い、継続的に見直される。マスター・ファンドの管理会社の持続可能性要因への主要な悪影響に関する声明書は、<https://api.schroders.com/document-store/id/ffc39bb-96cb-4e56-9461-deba9a493e85>で入手できる。マスター・ファンドレベルの情報は、マスター・ファンドの年次報告書において開示されているか、または(場合により)今後開示される。

考慮しない。

この金融商品が用いる投資戦略（注）はどのようなものか？

（注）投資戦略は、投資目的およびリスク許容度等の要素に基づく投資判断の指針となるものである。

マスター・ファンドの運用会社による投資戦略は以下の通りである。

サブ・ファンドの投資目的は、マスター・ファンドに投資することにより元本の成長を追求することである。

マスター・ファンドは、下記の投資方針およびサステナビリティ基準を有する。

マスター・ファンドは、アクティブ運用され、少なくともその資産の3分の2をヨーロッパの企業の株式および株式関連証券に投資する。

マスター・ファンドは、マスター・ファンドの運用会社の評価方式に基づき、MSCI・ヨーロッパ・トータルリターン・ネット・インデックスよりも総合して高いサステナビリティ・スコアを維持する。

マスター・ファンドは、マスター・ファンドのウェブサイト（<https://www.schroders.com/en-lu/lu/individual/fund-centre>）の「サステナビリティ関連開示」に記載される上限を超えて特定の活動、業種または発行体グループには直接投資しない。

マスター・ファンドは、マスター・ファンドの運用会社の評価基準により優れたガバナンスを実践していると判断される企業に投資する。

また、マスター・ファンドの運用会社は、マスター・ファンドが保有する企業と連携して、サステナビリティの点で弱みがあると特定された領域に挑戦することもある。マスター・ファンドの運用会社のサステナビリティの取組み方および企業との関わり方の詳細はウェブサイト（<https://www.schroders.com/en-lu/lu/individual/what-we-do/sustainable-investing/our-sustainable-investment-policies-disclosures-voting-reports/disclosures-and-statements/>）を参照のこと。

また、マスター・ファンドは、その資産の3分の1を上限とし、直接または間接的に、他の証券（他の資産クラスを含む。）、国、地域、業種または通貨、投資ファンド、ワラントおよび短期金融商品へ投資することならびに現金を保有することも可能である。

マスター・ファンドは、投資利益の獲得、リスクの低減またはマスター・ファンドのより効率的な運用を目的として、デリバティブを利用することができる。

マスター・ファンドの運用会社は、マスター・ファンドの投資対象の選択にサステナビリティ基準を適用する。

投資ユニバースに含まれる企業は、ガバナンス、環境および社会的特性につき、様々な要因にわたって評価される。かかる分析はシュローダーの独自のサステナビリティ分析ツールから得られる定量分析により補足される。

マスター・ファンドの運用会社は、ガバナンスの実践と同様、企業の環境的および社会的影響を独自のサステナビリティ分析ツールを利用して評価する。

さらに、マスター・ファンドの運用会社は、企業がマスター・ファンドの投資対象に適するかどうかを判断する前に、自身の総合的なサステナビリティ・プロフィールに基づく調査および分析も行う。

独自のツールは、ポートフォリオに含まれる企業が、上記のサステナビリティ資質をどの程度満たしているのかを測定するための重要なインプットとなる。

分析を実施するために利用する情報源は、シュローダーの独自のサステナビリティ分析ツールおよび第三者のデータと同様、企業のサステナビリティ報告書ならびにその他関連する企業の資料等、当該企業から提供される情報を含む。

マスター・ファンドの運用会社は、企業に対する投資からなるマスター・ファンドの純資産総額の少なくとも90%が、サステナビリティ基準で評価されることを確保する。サステナビリティ基準を適用した結果、マスター・ファンドの潜在的な投資ユニバースの少なくとも20%は、投資対象から除外される。

かかる分析の目的上、潜在的な投資ユニバースとは、投資目的および投資方針のその他の制限に従って、サステナビリティ基準の適用前に、マスター・ファンドの運用会社がマスター・ファンドのために選択する銘柄の中心的なユニバースをいう。当該ユニバースは、ヨーロッパの企業の株式および株式関連証券で構成されている。

この金融商品により促進される環境的または社会的特性を実現するべく投資対象を選定するために用いられる投資戦略の制約要素はどのようなものか？

サブ・ファンドは、マスター・ファンドに投資する。マスター・ファンドの投資プロセス全体に、以下の制約要素が適用される。

- マスター・ファンドは、マスター・ファンドの運用会社の評価方式に基づきMSCI・ヨーロッパ・トータルリターン・ネット・インデックスよりも総合して高いサステナビリティ・スコアを維持すること。
- マスター・ファンドは、その資産の少なくとも50%を持続可能な投資対象に投資し、かかる投資は、著しい環境的または社会的な害をもたらさないこと。
- 企業への直接投資に除外が適用されること。マスター・ファンドは、クラスター爆弾、対人地雷ならびに化学兵器および生物兵器に関する国際条約に関連した一定の除外を適用する。また、マスター・ファンドはタバコおよび一般炭に関連する活動から一定の閾値を上回る収益を得ている企業も除外する。マスター・ファンドは、一または複数の「国際規範」に違反しており、これにより著しい環境的または社会的な害をもたらすとシュローダーにより評価された企業を除外する。これらの企業は、シュローダーの「国際規範」違反リストに含まれる。かかる除外はいずれも、持続可能な投資として分類されない。また、マスター・ファンドは、マスター・ファンドのウェブサイト（<https://www.schroders.com/en-lu/lu/individual/fund-centre>）上の「サステナビリティ関連開示」に掲載されるその他の除外も適用することがある。
- マスター・ファンドは、優れたガバナンスを実践していると判断される企業に投資すること。
- マスター・ファンドの運用会社は、企業に対する投資からなるマスター・ファンドの純資産総額の少なくとも90%が、サステナビリティ基準で評価されることを確保すること。
- サステナビリティ基準を適用した結果、マスター・ファンドの潜在的な投資ユニバースの少なくとも20%は、投資対象から除外されること。

当該投資戦略を適用する前に考慮される、投資範囲を縮小するための確約された最低比率はどのくらいか？

マスター・ファンドのサステナビリティ基準の適用により、マスター・ファンドの潜在的な投資ユニバースの少なくとも20%が投資対象の選定から除外される。かかる分析の目的上、潜在的な投資ユニバースとは、投資目的および投資方針のその他の制限に従って、サステナビリティ基準の適用前に、マスター・ファンドの運用会社がマスター・ファンドのために選択する銘柄の中心的なユニバースをいう。

投資先企業の良好なガバナンス慣行^(注)を評価するための方針とはどのようなものか？

(注) 良好なガバナンス慣行には、健全な経営体質、従業員関係、スタッフの報酬および税務コンプライアンスが含まれる。

マスター・ファンドの投資先企業の良好なガバナンス慣行を評価するために、主要なグッド・ガバナンス・テストが適用される。本テストは、データ駆動型の定量的枠組みに基づいており、健全な運用体制、従業員関係、スタッフの報酬および税務コンプライアンスのカテゴリーにわたって企業を評価するスコアカードが使用される。シュローダーは、こうした主要な項目にわたり多くの基準を定義している。

当該テストを遵守しているかは、一元的に監視されており、本テストに合格しない企業は、マスター・ファンドにより保有されることはないが、マスター・ファンドの運用会社が、かかる定量的分析以上の知見に基づいて、当該発行体が良好なガバナンスを示していることに合意する場合を除く。

この金融商品について予定されている資産配分^(注)はどのようなものか？

(注) 資産配分とは、特定の資産への投資の割合を説明するものである。

マスター・ファンドがその環境的または社会的特性を満たすために組込を予定している投資対象の構成の概要は以下のとおりである。

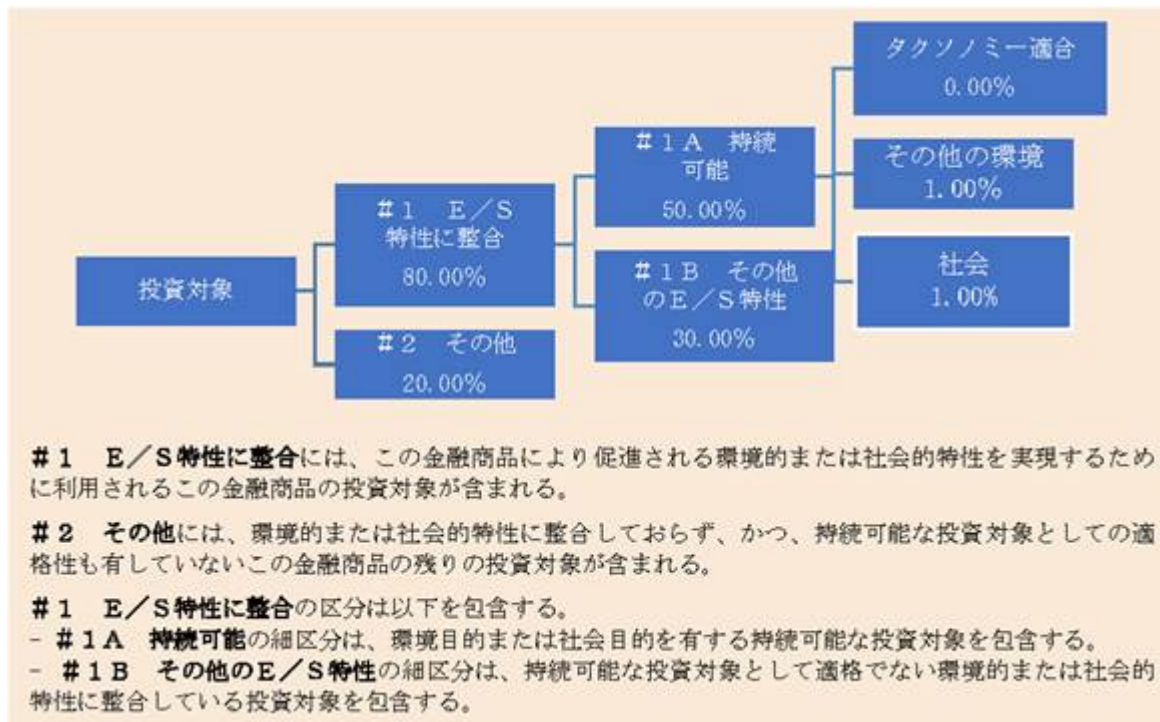
1 E / S 特性に整合には、環境的または社会的特性の実現に利用されるマスター・ファンドの資産の最低比率（80%相当）が含まれる。マスター・ファンドは、MSCI・ヨーロッパ・トータルリターン・ネット・インデックスよりも総合して高いサステナビリティ・スコアを維持することを確約しているため、シュローダーの独自のサステナビリティ・ツールによりスコアリングされたマスター・ファンドの投資が、（かかる個別の投資がプラスまたはマイナスのいずれのスコアを有するかにかかわらず）マスター・ファンドのサステナビリティ・スコアに繋がることを理由に、# 1 に定める最低比率に含まれる。# 1 には、マスター・ファンドにより持続可能な投資対象に投資される資産の最低比率（# 1 A に表示される。）も含まれる。所定の最低比率は、通常の市況下において適用される。# 1 に定める実際の比率は、これより高くなることが予想される。

マスター・ファンドは、その資産の少なくとも50%を持続可能な投資対象に投資する。それぞれの持続可能な投資は、（ ）シュローダーの独自のツールによるスコアに基づき、環境目的または社会目的全般に対しネット・ポジティブの効果を示している、および/または（ ）シュローダーにより例外的な基準で持続可能とみなされるような環境目的および/または社会目的に貢献している。持続可能な投資は、関連ある発行体が、シュローダーの独自のツールにおいて、その環境指標または社会指標に関して該当するピアグループと比較してより高いスコアを有するか否かによって、環境目的または社会目的を有するものとして分類される。それぞれの場合、指標は、「費用」および「利益」の双方で構成される。

2 その他には、サステナビリティの目的においては中立とみなされる現金が含まれる。# 2 には、シュローダーの独自のサステナビリティ・ツールではスコアリングされず、そのためマスター・ファンドのサステナビリティ・スコアには貢献しない投資も含まれる。# 1 に定める最低比率は、実際にはこれを上回ることが予想されるため、# 2 に定める比率が低くなると予想される。

短期金融商品およびその他の投資対象に関連ある場合、（マネー・ロンダリング、テロ資金調達、賄賂、腐敗、脱税および制裁リスクにおいて）よりリスクの高い国との所有関係または当該国へのエクスポージャーを有する取引相手方への投資を（場合により）制限することで、ミニマム・セーフガードを適用する。全社的なリスク評価においては、各法域のリスクの格付けが考慮され、これには国連、欧州連合、英国政府、マネー・ロンダリングに関する金融活動作業部会ならびにトランスパレンシー・インターナショナルおよびパーゼル委員会などの複数の非政府組織（NGO）により発行される多数の公式声明、指標および世界ガバナンス指標を参照することが含まれる。

さらに、新規の取引相手方は、シュローダーの信用リスクチームにより審査され、また新規の取引相手方の承認は、（経営の質、所有構造、所在地、各取引相手方が置かれる規制および社会環境ならびに現地の銀行システムおよびその規制上の枠組みの発達の程度を含むが、これらに限られない）様々な入手可能な情報源の包括的な審査に基づき行われる。取引相手方の環境面、社会面およびガバナンス面における傾向および課題の管理に関する分析をサポートするシュローダーの独自のツールを通じて、継続的な監視が行われる。シュローダーの独自のツールにおいて取引相手方のプロフィールが著しく悪化した場合は、シュローダーの信用リスクチームによる追加分析および潜在的な除外の対象となる。



1 所定の最低比率は、通常の市況下において適用される。

この金融商品により促進される環境的または社会的特性はデリバティブの利用によりどのように実現されるか？

マスター・ファンドは、マスター・ファンドが促進する環境的および/または社会的特性を満たすために、デリバティブが（個別の投資対象がプラスまたはマイナスのいずれのスコアを有するかにかかわらず）マスター・ファンドのサステナビリティ・スコアに繋がることを理由に、シュローダーの独自のツールによりスコアリングされた当該デリバティブを利用することができる。

環境目的を有する持続可能な投資は少なくともどの程度EUタクソノミーに適合しているか？（注）

（注）タクソノミー適合活動は、以下のものに占める割合として表される。

- 投資先企業のグリーン活動による収益の割合を反映した**売上高**
- 投資先企業が行うグリーン投資（例えば、グリーン経済への移行のためのもの）を示す**資本的支出（CapEx）**
- 投資先企業のグリーン事業活動を反映した**事業運営費（OpEx）**

環境目的を有するマスター・ファンドの投資（トランジショナル活動およびイネープリング活動を含む。）のタクソノミー適合性に関する最小限の範囲は設定されていない。したがって、マスター・ファンドの投資のタクソノミー適合性は計算されておらず、よってマスター・ファンドでは0%とみなされている（したがって、サブ・ファンドのポートフォリオの0%である。）。

今後、マスター・ファンドは、その投資先となる投資が、タクソノミーに基づき環境的に持続可能なものとして適格である経済活動に対して行われる範囲について、イネープリング活動およびトランジショナル活動の割合に関する情報と併せて評価し、報告することが想定されている。マスター・ファンドの英文目論見書は、マスター・ファンドの投資が、タクソノミーに適合する環境的に持続可能な活動に対して行われる範囲（マスター・ファンドについて選定されたイネープリング活動およびトランジショナル活動への投資の比率を含む。）を正確に開示することが可能であるとマスター・ファンドの運用会社が判断した時点で、更新される。

この金融商品は、EUタクソミーに適合している化石燃料および/または原子力^(注)に関連する活動に投資しているか？¹

(注) EUタクソミーに適合させるため、化石燃料についての基準には排出制限および2035年末までの再生可能電力・低炭素燃料への切替えを含む。原子力については、包括的な安全および廃棄物管理に関する規則を含む。

はい

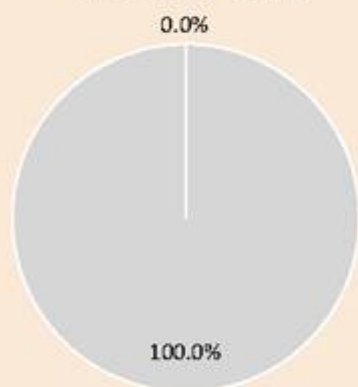
化石燃料に投資している

原子力に投資している

いいえ

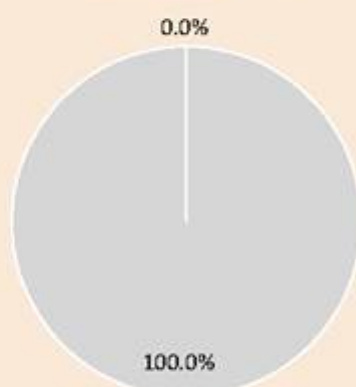
以下の2つのグラフは、EUタクソミーに適合している投資対象の最低割合を線で示している。ソブリン債*のタクソミー適合性を判断する適切な方法がないため、1つ目のグラフは、この金融商品のソブリン債を含むすべての投資対象に関してタクソミー適合性を示しているが、2つ目のグラフは、この金融商品のソブリン債以外の投資対象に関してのみタクソミー適合性を示している。

1. ソブリン債*を含む投資対象のタクソミー適合性



- ・タクソミー適合（化石燃料および原子力を含まない）
- ・タクソミー適合なし

2. ソブリン債*以外の投資対象のタクソミー適合性



- ・タクソミー適合（化石燃料および原子力を含まない）
- ・タクソミー適合なし

このグラフはすべての投資総額の x% における割合を表している。²

*これらのグラフの解釈上、「ソブリン債」はすべてのソブリン・エクスポージャーで構成される。

¹ 化石燃料および/または原子力に関連する活動は、気候変動の抑制（以下「気候変動の緩和」という。）に貢献し、かつEUタクソミーの目的を著しく害するものではない場合のみ、EUタクソミーに適合する（注記を参照のこと）。EUタクソミーに適合している化石燃料および原子力の経済活動に関するすべての基準は、委員会委任規則（EU）2022/1214に定められる。

² タクソミーに適合するものがないため、ソブリン債が除外された場合もグラフに影響はなく（即ち、タクソミー適合投資の割合は引き続き0%である。）、したがって、ファンドの管理会社は、本情報に言及する必要はないと考える。

トランジショナル活動およびイネープリング活動^(注)への投資の最低割合はどのくらいか？

(注) トランジショナル活動とは、低炭素の代替手段がまだ利用可能でない活動であり、とりわけ温室効果ガス排出水準が最高のパフォーマンスに相当しているものである。イネープリング活動とは、他の活動が環境目的に大きく貢献することを直接的に可能にするものである。

上記に基づき、マスター・ファンドの英文目論見書の日付現在、マスター・ファンドによるトランジショナル活動およびイネープリング活動への投資の割合は、マスター・ファンドにおいて0%とみなされている。

EUタクソミーに適合していない、環境目的を有する持続可能な投資の最低割合はどのくらいか？^(注)

（注）EUタクソミーに基づく環境的に持続可能な経済活動の基準を考慮していない、環境目的を有する持続可能な投資である。

マスター・ファンドへの投資を通じてサブ・ファンドは、その資産の少なくとも1%を、EUタクソミーに適合していない、環境目的を有する持続可能な投資対象に投資することを確約している。

社会的に持続可能な投資の最低割合はどのくらいか？

マスター・ファンドへの投資を通じてサブ・ファンドは、その資産の少なくとも1%を、社会的目的を有する持続可能な投資対象に投資することを確約している。

どのような投資対象が「#2 その他」に含まれるのか、かかる投資対象の目的は何か、また最低限の環境セーフガードまたは社会セーフガードはあるのか？

#2 その他には、サステナビリティの目的においては中立とみなされる現金が含まれる。#2には、シュローダーの独自のサステナビリティ・ツールではスコアリングされず、そのためマスター・ファンドのサステナビリティ・スコアには貢献しない投資も含まれる。

短期金融商品およびその他の投資対象に関連ある場合、（マネー・ロンダリング、テロ資金調達、賄賂、腐敗、脱税および制裁リスクにおいて）よりリスクの高い国との所有関係または当該国へのエクスポージャーを有する取引相手方への投資を（場合により）制限することで、ミニマム・セーフガードを適用する。全社的なリスク評価においては、各法域のリスクの格付けが考慮され、これには国連、欧州連合、英国政府、マネー・ロンダリングに関する金融活動作業部会ならびにトランスパレンシー・インターナショナルおよびパーゼル委員会などの複数の非政府組織（NGO）により発行される多数の公式声明、指標および世界ガバナンス指標を参照することが含まれる。

さらに、新規の取引相手方は、シュローダーの信用リスクチームにより審査され、また新規の取引相手方の承認は、（経営の質、所有構造、所在地、各取引相手方が置かれる規制および社会環境ならびに現地の銀行システムおよびその規制上の枠組みの発達の程度を含むが、これらに限られない）様々な入手可能な情報源の包括的な審査に基づき行われる。取引相手方の環境面、社会面およびガバナンス面における傾向および課題の管理に関する分析をサポートするシュローダーの独自のツールを通じて、継続的な監視が行われる。シュローダーの独自のツールにおいて取引相手方のプロフィールが著しく悪化した場合は、シュローダーの信用リスクチームによる追加分析および潜在的な除外の対象となる。

この金融商品がこの金融商品の促進する環境的および/または社会的特性に整合しているかを判断するための参照ベンチマークとして特定の指数が指定されるのか？

参照ベンチマーク(注)は、この金融商品により促進される環境的または社会的特性それぞれとどのように継続的に整合するのか？

(注)参照ベンチマークとは、当該金融商品が推進する環境的または社会的特性を実現するかを測定するための指数である。

本設問は、マスター・ファンドまたはサブ・ファンドのいずれにも該当しない。

投資戦略と指数の手法の整合性はどのように継続的に確保されるのか？

本設問は、マスター・ファンドまたはサブ・ファンドのいずれにも該当しない。

指定指数は、関連する広範な市場指数とどのように異なるのか？

本設問は、マスター・ファンドまたはサブ・ファンドのいずれにも該当しない。

指定指数の計算に用いられる方法についてはどこを参照すればよいか？

本設問は、マスター・ファンドまたはサブ・ファンドのいずれにも該当しない。

より詳細な商品特有の情報をオンラインで探す場合、どこを参照すればよいか？

より詳細な商品特有の情報は、ウェブサイト (<https://www.schroders.com/en-lu/lu/individual/fund-centre>) で参照することができる。

シュローダー・セレクション受益者各位
ルクセンブルグ大公国 セニンガーベルグ
1736 ハーヘンホフ通り5番

公認の監査人報告書

財務書類の監査に関する報告

監査意見

我々は、シュローダー・セレクションおよび各サブ・ファンド(以下「ファンド」という。)の2024年9月30日現在の結合純資産計算書および投資有価証券明細表、ならびに同日に終了した年度の結合運用計算書および純資産変動計算書、ならびに重要な会計方針の概要を含む財務書類に対する注記から構成される財務書類について監査を行った。

我々の意見では、添付の財務書類は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して、シュローダー・セレクションおよびその各サブ・ファンドの2024年9月30日現在の財務状態、ならびに同日に終了した年度の運用実績および純資産の変動について真実かつ公正に表示しているものと認める。

意見の根拠

我々は、ルクセンブルグの金融監督委員会(以下「C S S F」という。)が採用した監査人に関する2016年7月23日の法律(以下「2016年7月23日法」という。)および国際監査基準(以下「I S A s」という。)に準拠して監査を行った。2016年7月23日法およびルクセンブルグのC S S Fが採用したI S A sの下での我々の責任については、「財務書類の監査に関する公認の監査人の責任」の項において詳述されている。我々はまた、財務書類に対する我々の監査に関する倫理上の要件に従いつつ、ルクセンブルグのC S S Fが採用した国際会計士倫理基準審議会により発行された国際独立基準を含む、職業会計士の国際倫理規程(以下「I E S B A規程」という。)に従ってファンドから独立した立場にあり、これらの倫理上の要件の下で他の倫理的な義務も果たしている。我々は、我々が入手した監査証拠が監査意見表明のための基礎を得るのに十分かつ適切であると判断している。

その他の情報

ファンドの管理会社の取締役会は、その他の情報について責任を負う。その他の情報は、当該年次報告書に含まれる情報により構成されるが、かかる情報には財務書類およびそれに対する公認の監査人の報告書は含まれない。

財務書類に関する我々の意見は、その他の情報を対象としていないため、我々は当該その他の情報に対していかなる形式の保証の結論も表明しない。

我々の財務書類の監査に関連し、我々の責任は、その他の情報を読み、その過程で、当該その他の情報が財務書類または我々が監査を行う上で得た知識と著しく矛盾しているため重要な虚偽記載であると疑われるようなものがないかを検討することである。実施した手続に基づき、当該その他の情報に重要な虚偽の記載があるとの結論に至った場合、我々はかかる事実を報告しなければならない。かかる点において、我々が報告すべきことはない。

財務書類に対するファンドの管理会社の取締役会の責任

ファンドの管理会社の取締役会は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して、当財務書類の作成および公正表示、ならびに不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、重要な虚偽表示がない財務書類を作成するために必要であるとファンドの管理会社の取締役会が決定する内部統制に関して責任を負う。

財務書類の作成において、ファンドの管理会社の取締役会は、ファンドおよびその各サブ・ファンドが継続企業として存続する能力を評価し、それが適用される場合には、ファンドの管理会社の取締役会がファンドの清算、またはそのいずれかのサブ・ファンドの終了または運用の中止を意図している、もしくは現実的にそれ以外の選択肢がない場合を除き、継続企業的前提に関する事象を適宜開示し、継続企業の会計基準を使用する責任を負う。

財務書類の監査に関する「公認の監査人」の責任

我々の監査の目的は、不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類に全体として重要な虚偽表示がないかどうかにつき合理的な保証を得ること、および監査意見を含む公認の監査人報告書を発行することである。合理的な保証は高度な水準の保証ではあるが、2016年7月23日法およびルクセンブルグのCSSFが採用したISAsに準拠して行われる監査が、重要な虚偽表示を常に発見することを保証するものではない。虚偽表示は不正または誤謬により生じることがあり、重要とみなされるのは、単独でまたは全体として、当該財務書類に基づく利用者の経済的意思決定に影響を及ぼすことが合理的に予想される場合である。

2016年7月23日法およびルクセンブルグのCSSFが採用したISAsに準拠した監査の一環として、監査中、我々は専門的判断を下し、職業的懐疑心を保っている。また、以下も実行する。

- ・不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類の重要な虚偽表示のリスクを認識および評価し、それらのリスクに対応する監査手続を策定および実行し、我々の監査意見表明のための基礎として十分かつ適切な監査証拠を得る。不正による重要な虚偽表示は共謀、偽造、意図的な削除、不正表示または内部統制の無効化によることがあるため、誤謬による重要な虚偽表示に比べて、見逃すリスクはより高い。
- ・ファンドの内部統制の有効性についての意見を表明するためではなく、状況に適した監査手続を策定するために、監査に関する内部統制についての知識を得る。
- ・使用される会計方針の適切性ならびにファンドの管理会社の取締役会が行った会計上の見積りおよび関連する開示の合理性を評価する。
- ・ファンドの管理会社の取締役会が継続企業的前提の会計基準を採用した適切性および、入手した監査証拠に基づき、ファンドまたはそのいずれかのサブ・ファンドが継続企業として存続する能力に重大な疑義を生じさせる可能性のある事象または状況に関連する重要な不確実性の有無について結論を下す。重要な不確実性が存在するという結論に達した場合、我々は、公認の監査人報告書において、財務書類における関連する開示に対して注意喚起し、当該開示が不十分であった場合は、監査意見を修正する義務がある。我々の結論は、公認の監査人報告書の日付までに入手した監査証拠に基づく。しかし、将来の事象または状況が、ファンドまたはそのいずれかのサブ・ファンドが継続企業として存続しなくなる原因となることがある。
- ・開示を含む財務書類の全体的な表示、構成および内容について、また、財務書類が、適正表示を実現する方法で対象となる取引および事象を表しているかについて評価する。

我々は統治責任者に、特に、計画した監査の範囲および実施時期、ならびに我々が監査中に特定した内部統制における重大な不備を含む重大な監査所見に関して報告する。

ルクセンブルグ、2025年2月19日

ケーピーエムジー オーディット

エス・アー・エール・エル

公認の監査法人

ラヴィ・ビーガン

パートナー

[次へ](#)

To the Unitholders of
Schroder Selection
5, rue Höhenhof,
1736 Senningerberg
Grand Duchy of Luxembourg

REPORT OF THE REVISEUR D'ENTREPRISES AGREE

Report on the audit of the financial statements

Opinion

We have audited the financial statements of Schroder Selection and each of its sub-funds (" the Fund "), which comprise the Combined Statement of Net Assets and the Schedule of Investments as at September 30, 2024, and the Combined Statement of Operations and Changes in Net Assets for the year then ended, and notes to the financial statements, including a summary of significant accounting policies.

In our opinion, the accompanying financial statements give a true and fair view of the financial position of Schroder Selection and each of its sub-funds as at September 30, 2024, and of the results of their operations and changes in their net assets for the year then ended in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the financial statements.

Basis for opinion

We conducted our audit in accordance with the Law of 23 July 2016 on the audit profession (" Law of 23 July 2016 ") and with International Standards on Auditing (" ISAs ") as adopted for Luxembourg by the "Commission de Surveillance du Secteur Financier" (" CSSF "). Our responsibilities under the Law of 23 July 2016 and ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF are further described in the <<Responsibilities of " réviseur d'entreprises agréé " for the audit of the financial statements>> section of our report. We are also independent of the Fund in accordance with the International Code of Ethics for Professional Accountants, including International Independence Standards, issued by the International Ethics Standards Board for Accountants (" IESBA Code ") as adopted for Luxembourg by the CSSF together with the ethical requirements that are relevant to our audit of the financial statements, and have fulfilled our other ethical responsibilities under those ethical requirements. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Other information

The Board of Directors of the Fund ' s Management Company is responsible for the other information. The other information comprises the information stated in the annual report but does not include the financial statements and our report of the " réviseur d'entreprises agréé " thereon.

Our opinion on the financial statements does not cover the other information and we do not express any form of assurance conclusion thereon.

In connection with our audit of the financial statements, our responsibility is to read the other information and, in doing so, consider whether the other information is materially inconsistent with the financial statements or our knowledge obtained in the audit, or otherwise appears to be materially misstated. If, based on the work we have performed, we conclude that there is a material misstatement of this other information, we are required to report this fact. We have nothing to report in this regard.

Responsibilities of the Board of Directors of the Fund's Management Company for the financial statements

The Board of Directors of the Fund's Management Company is responsible for the preparation and fair presentation of these financial statements in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the financial statements, and for such internal control as the Board of Directors of the Fund's Management Company determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, the Board of Directors of the Fund's Management Company is responsible for assessing the Fund's and each of its sub-funds' ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless the Board of Directors of the Fund's Management Company either intends to liquidate the Fund or any of its sub-funds or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

Responsibilities of the "réviseur d'entreprises agréé" for the audit of the financial statements

The objectives of our audit are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue a report of the "réviseur d'entreprises agréé" that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with the Law of 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

As part of an audit in accordance with the Law of 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF, we exercise professional judgment and maintain professional skepticism throughout the audit. We also:

- Identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and

obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control.

- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Fund's internal control.
- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by the Board of Directors of the Fund's Management Company.
- Conclude on the appropriateness of the Board of Directors of the Fund's Management Company's use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Fund's or any of its sub-funds' ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our report of the "réviseur d'entreprises agréé" to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our report of the "réviseur d'entreprises agréé". However, future events or conditions may cause the Fund or any of its sub-funds to cease to continue as a going concern.
- Evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

Luxembourg, February 19, 2025

KPMG Audit S.à r.l.

Cabinet de révision agréé

Ravi Beegun

Partner

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。

シュローダー・セレクション受益者各位
ルクセンブルグ セニンガーベルグ
1736 ハーヘンホフ通り5番

公認の監査人報告書

監査意見

我々は、シュローダー・セレクション(以下「ファンド」という。)および各サブ・ファンドの2025年9月30日現在の結合純資産計算書および投資有価証券明細表、ならびに同日に終了した年度の結合運用計算書および純資産変動計算書、ならびに重要な会計方針の概要を含む財務書類に対する注記から構成される財務書類について監査を行った。

我々の意見では、添付の財務書類は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して、ファンドおよびその各サブ・ファンドの2025年9月30日現在の財務状態、ならびに同日に終了した年度の運用実績および純資産の変動について真実かつ公正に表示しているものと認める。

意見の根拠

我々は、ルクセンブルグの金融監督委員会(以下「C S S F」という。)が採用した監査人に関する2016年7月23日の法律(以下「2016年7月23日法」という。)および国際監査基準(以下「I S A s」という。)に準拠して監査を行った。2016年7月23日法およびルクセンブルグのC S S Fが採用したI S A sの下での我々の責任については、「財務書類の監査に関する公認の監査人の責任」の項において詳述されている。我々はまた、財務書類に対する我々の監査に関する倫理上の要件に従いつつ、ルクセンブルグのC S S Fが採用した国際会計士倫理基準審議会により発行された国際独立基準を含む、職業会計士の国際倫理規程(以下「I E S B A規程」という。)に従ってファンドから独立した立場にあり、これらの倫理上の要件の下で他の倫理的な義務も果たしている。我々は、我々が入手した監査証拠が監査意見表明のための基礎を得るのに十分かつ適切であると判断している。

その他の情報

ファンドの管理会社の取締役会は、その他の情報について責任を負う。その他の情報は、当該年次報告書に含まれる情報により構成されるが、かかる情報には財務書類およびそれに対する公認の監査人の報告書は含まれない。

財務書類に関する我々の意見は、その他の情報を対象としていないため、我々は当該その他の情報に対していかなる形式の保証の結論も表明しない。

我々の財務書類の監査に関連し、我々の責任は、その他の情報を通読し、その過程で、当該その他の情報が財務書類または我々が監査を行う上で得た知識と著しく矛盾していないか、または重要な虚偽記載があると思われるかについて検討することである。実施した手続きに基づき、当該その他の情報に重要な虚偽の記載があるとの結論に至った場合、我々はかかる事実を報告しなければならない。かかる点において、我々が報告すべきことはない。

財務書類に対するファンドの管理会社の取締役会の責任

ファンドの管理会社の取締役会は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して、当財務書類の作成および公正表示、ならびに不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、重

要な虚偽表示がない財務書類を作成するために必要であるとファンドの管理会社の取締役会が決定する内部統制に関して責任を負う。

財務書類の作成において、ファンドの管理会社の取締役会は、ファンドおよびその各サブ・ファンドが継続企業として存続する能力を評価し、それが適用される場合には、ファンドの管理会社の取締役会がファンドの清算、またはそのいずれかのサブ・ファンドの終了または運用の中止を意図している、もしくは現実的にそれ以外の選択肢がない場合を除き、継続企業的前提に関する事象を適宜開示し、継続企業の会計基準を使用する責任を負う。

財務書類の監査に関する「公認の監査人」の責任

我々の監査の目的は、不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類に全体として重要な虚偽表示がないかどうかにつき合理的な保証を得ること、および監査意見を含む公認の監査人報告書を発行することである。合理的な保証は高度な水準の保証ではあるが、2016年7月23日法およびルクセンブルグのCSSFが採用したISAに準拠して行われる監査が、重要な虚偽表示を常に発見することを保証するものではない。虚偽表示は不正または誤謬により生じることがあり、重要とみなされるのは、単独でまたは全体として、当該財務書類に基づく利用者の経済的意思決定に影響を及ぼすことが合理的に予想される場合である。

2016年7月23日法およびルクセンブルグのCSSFが採用したISAに準拠した監査の一環として、監査中、我々は専門的判断を下し、職業的懐疑心を保っている。また、以下も実行する。

- ・不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類の重要な虚偽表示のリスクを認識および評価し、それらのリスクに対応する監査手続を策定および実行し、我々の監査意見表明のための基礎として十分かつ適切な監査証拠を得る。不正による重要な虚偽表示は共謀、偽造、意図的な削除、不正表示または内部統制の無効化によることがあるため、誤謬による重要な虚偽表示に比べて、見逃すリスクはより高い。
- ・ファンドの内部統制の有効性についての意見を表明するためではなく、状況に適した監査手続を策定するために、監査に関する内部統制についての知識を得る。
- ・使用される会計方針の適切性ならびにファンドの管理会社の取締役会が行った会計上の見積りおよび関連する開示の合理性を評価する。
- ・ファンドの管理会社の取締役会が継続企業的前提の会計基準を採用した適切性および、入手した監査証拠に基づき、ファンドまたはそのいずれかのサブ・ファンドが継続企業として存続する能力に重大な疑義を生じさせる可能性のある事象または状況に関連する重要な不確実性の有無について結論を下す。重要な不確実性が存在するという結論に達した場合、我々は、公認の監査人報告書において、財務書類における関連する開示に対して注意喚起し、当該開示が不十分であった場合は、監査意見を修正する義務がある。我々の結論は、公認の監査人報告書の日付までに入手した監査証拠に基づく。しかし、将来の事象または状況が、ファンドまたはそのいずれかのサブ・ファンドが継続企業として存続しなくなる原因となることがある。
- ・開示を含む財務書類の全体的な表示、構成および内容について、また、財務書類が、適正表示を実現する方法で対象となる取引および事象を表しているかについて評価する。

我々は統治責任者に、特に、計画した監査の範囲および実施時期、ならびに我々が監査中に特定した内部統制における重大な不備を含む重大な監査所見に関して報告する。

ルクセンブルグ、2026年2月12日

ケーピーエムジー オーディット
エス・アー・エール・エル
公認の監査法人
マキシム・エグリゾ

[次へ](#)

To the Unitholders of
Schroder Selection
5, rue Höhenhof
1736 Senningerberg
Luxembourg

REPORT OF THE REVISEUR D ' ENTREPRISES AGREE

Opinion

We have audited the financial statements of Schroder Selection (" the Fund ") and of each of its sub-funds, which comprise the Combined Statement of Net Assets and the Schedule of Investments as at 30 September 2025, and the Combined Statement of Operations and Changes in Net Assets for the year then ended, and notes to the financial statements, including a summary of significant accounting policies.

In our opinion, the accompanying financial statements give a true and fair view of the financial position of the Fund and of each of its sub-funds as at 30 September 2025, and of the results of their operations and changes in their net assets for the year then ended in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the financial statements.

Basis for opinion

We conducted our audit in accordance with the Law of 23 July 2016 on the audit profession (the " Law of 23 July 2016 ") and with International Standards on Auditing (" ISAs ") as adopted for Luxembourg by the Commission de Surveillance du Secteur Financier (" CSSF "). Our responsibilities under the Law of 23 July 2016 and ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF are further described in the <<Responsibilities of " réviseur d'entreprises agréé " for the audit of the financial statements>> section of our report. We are also independent of the Fund in accordance with the International Code of Ethics for Professional Accountants, including International Independence Standards, issued by the International Ethics Standards Board for Accountants (" IESBA Code ") as adopted for Luxembourg by the CSSF together with the ethical requirements that are relevant to our audit of the financial statements, and have fulfilled our other ethical responsibilities under those ethical requirements. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Other information

The Board of Directors of the Fund ' s Management Company is responsible for the other information. The other information comprises the information stated in the annual report but does not include the financial statements and our report of the " réviseur d ' entreprises agréé " thereon.

Our opinion on the financial statements does not cover the other information and we do not express any form of assurance conclusion thereon.

In connection with our audit of the financial statements, our responsibility is to read the other information and, in doing so, consider whether the other information is materially inconsistent with the financial statements or our knowledge obtained in the audit or otherwise appears to be materially misstated. If, based on the work we have performed, we conclude that there is a material misstatement of this other information, we are required to report this fact. We have nothing to report in this regard.

Responsibilities of the Board of Directors of the Fund's Management Company for the financial statements

The Board of Directors of the Fund's Management Company is responsible for the preparation and fair presentation of the financial statements in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the financial statements, and for such internal control as the Board of Directors of the Fund's Management Company determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, the Board of Directors of the Fund's Management Company is responsible for assessing the Fund's and of each of its sub-funds' ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless the Board of Directors of the Fund's Management Company either intends to liquidate the Fund or any of its sub-funds or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

Responsibilities of the "réviseur d'entreprises agréé" for the audit of the financial statements

The objectives of our audit are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue a report of the "réviseur d'entreprises agréé" that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with the Law of 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

As part of an audit in accordance with the Law of 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF, we exercise professional judgment and maintain professional skepticism throughout the audit. We also:

- Identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one

resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control.

- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Fund's internal control.
- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by the Board of Directors of the Fund's Management Company.
- Conclude on the appropriateness of the Board of Directors of the Fund's Management Company's use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Fund's or any of its sub-funds' ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our report of the “réviseur d'entreprises agréé” to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our report of the “réviseur d'entreprises agréé”. However, future events or conditions may cause the Fund or any of its sub-funds to cease to continue as a going concern.
- Evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

Luxembourg, 12 February 2026

KPMG Audit S.à r.l.

Cabinet de révision agréé

Maxime Eglizot

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。

[次へ](#)

独立監査人の報告書

シュローダー・インベストメント・マネージメント（ヨーロッパ）エス・エイ

取締役会御中

R C S ルクセンブルグ B 37 799

セニンガーベルグ L-1736 ハーヘンホフ通り 5 番

本財務書類に対する監査報告書

監査意見

我々は、シュローダー・インベストメント・マネージメント（ヨーロッパ）エス・エイ（以下「当社」という。）の2024年12月31日現在の貸借対照表ならびに同日に終了した年度の損益計算書および重要な会計方針の要約を含む財務書類に対する注記で構成される本財務書類を監査した。

我々は、添付の本財務書類は、財務書類の作成および表示に関してのルクセンブルグにおける法律および規制の要求に従って、当社の2024年12月31日現在の財政状態ならびに同日に終了した年度の経営成績を、真実かつ公正に表示しているものと認める。

意見の根拠

我々は、ルクセンブルグの金融監督委員会（以下「C S S F」という。）が採用した監査人に関する2016年7月23日の法律（以下「2016年7月23日法」という。）および国際監査基準（以下「I S A s」という。）に準拠して監査を行った。2016年7月23日法およびルクセンブルグのC S S Fが採用したI S A sの下での我々の責任については、「財務書類の監査に関する公認の監査人の責任」の項において詳述されている。我々はまた、本財務書類に対する我々の監査に関する倫理上の要件に従いつつ、ルクセンブルグのC S S Fが採用した国際会計士倫理基準審議会により発行された国際独立基準を含む、職業会計士の国際倫理規程（以下「I E S B A 規程」という。）に従って当社から独立した立場にあり、これらの倫理上の要件の下で他の倫理的な義務も果たしている。我々は、我々が入手した監査証拠が監査意見表明のための基礎を得るのに十分かつ適切であると判断している。

その他の情報

取締役会は、その他の情報について責任を負う。その他の情報は、当該運用報告書に含まれる情報により構成されるが、かかる情報には本財務書類およびそれに対する我々の公認の監査人の報告書は含まれない。

本財務書類に関する我々の意見は、その他の情報を対象としていないため、我々は当該その他の情報に対していかなる形式の保証の結論も表明しない。

我々の本財務書類の監査に関連し、我々の責任は、その他の情報を読み、その過程で、当該その他の情報が本財務書類または我々が監査を行う上で入手した知識と著しく矛盾しているため重要な虚偽記載であると疑われるようなものがないかを検討することである。実施した手続きに基づき、当該その他の情報に重要な虚偽の記載があるとの結論に至った場合、我々はかかる事実を報告しなければならない。かかる点において、我々が報告すべきことはない。

本財務書類に対する取締役会の責任

取締役会は、これらの財務書類の作成に関してのルクセンブルグの法律および規則の要求に従って、財務書類の作成および適正表示についての責任、ならびに欺罔的行為または誤謬に関わらず、重要な虚偽記載のない財務書類の作成を可能にするために必要であると取締役会が判断する内部統制についての責任を負う。

財務書類の作成において、取締役会は、当社が継続企業として存続する能力を評価し、取締役会が当社の清算または運用の中止を意図している、もしくは現実的にそれ以外の選択肢がない場合を除き、継続企業の前提に関する事象を適宜開示し、継続企業の会計基準を使用する責任を負う。

財務書類の監査に関する「公認の監査人」の責任

我々の目的は、不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類に全体として重要な虚偽表示がないかどうかにつき合理的な保証を得ること、および監査意見を含む公認の監査人の報告書を発行することである。合理的な保証は高度な水準の保証ではあるが、2016年7月23日法およびルクセンブルグのCSSFが採用したISAsに準拠して行われる監査が、重要な虚偽表示を常に発見することを保証するものではない。虚偽表示は不正または誤謬により生じることがあり、重要とみなされるのは、単独でまたは全体として、これらの財務書類に基づく利用者の経済的意思決定に影響を及ぼすことが合理的に予想される場合である。

2016年7月23日法およびルクセンブルグのCSSFが採用したISAsに準拠した監査の一環として、監査中、我々は専門的判断を下し、職業的懐疑心を保っている。また、以下も実行する。

- ・不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類の重要な虚偽表示のリスクを認識および評価し、それらのリスクに対応する監査手続を策定および実行し、我々の監査意見表明のための基礎として十分かつ適切な監査証拠を得る。不正による重要な虚偽表示は共謀、偽造、意図的な削除、不正表示または内部統制の無効化によることがあるため、誤謬による重要な虚偽表示に比べて、見逃すリスクはより高い。
- ・当社の内部統制の有効性についての意見を表明するためではなく、状況に適した監査手続を策定するために、監査に関する内部統制についての知識を得る。
- ・使用される会計方針の適切性ならびに取締役会が行った会計上の見積りおよび関連する開示の合理性を評価する。
- ・取締役会が継続企業の前提の会計基準を採用した適切性および、入手した監査証拠に基づき、当社が継続企業として存続する能力に重大な疑義を生じさせる可能性のある事象または状況に関連する重要な不確実性の有無について結論を下す。重要な不確実性が存在するという結論に達した場合、我々は、公認の監査人の報告書において、財務書類における関連する開示に対して注意喚起し、当該開示が不十分であった場合は、監査意見を修正する義務がある。我々の結論は、公認の監査人の報告書の日付までに入手した監査証拠に基づく。しかし、将来の事象または状況が、当社が継続企業として存続しなくなる原因となることがある。
- ・開示を含む財務書類の全体的な表示、構成および内容について、また、財務書類が、適正表示を実現する方法で対象となる取引および事象を表しているかについて評価する。

我々は統治責任者に、特に、計画した監査の範囲および実施時期、ならびに我々が監査中に特定した内部統制における重大な不備を含む重大な監査所見に関して報告する。

その他の法律または規制の要件に関する報告書

当該運用報告書は、本財務書類との整合性が取れており、適用ある法律要件に従って作成されている。

アーンスト・アンド・ヤング・ソシエテ・アノニム

公認の監査人

ピエール＝マリー・ブール

ルクセンブルグ、2025年3月5日

[次へ](#)

Independent auditor's report

To the Board of Directors of
Schroder Investment Management (Europe) S.A.
5, rue Höhenhof
L-1736 Senningerberg
RCS Luxembourg B 37 799

Report on the audit of the financial statements

Opinion

We have audited the financial statements of Schroder Investment Management (Europe) S.A. (the “Company”), which comprise the balance sheet as at 31 December 2024, and the profit and loss account for the year then ended, and the notes to the financial statements, including a summary of significant accounting policies.

In our opinion, the accompanying financial statements give a true and fair view of the financial position of the Company as at 31 December 2024, and of the results of its operations for the year then ended in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the financial statements.

Basis for Opinion

We conducted our audit in accordance with the Law of 23 July 2016 on the audit profession (the “Law of 23 July 2016”) and with International Standards on Auditing (“ISAs”) as adopted for Luxembourg by the “Commission de Surveillance du Secteur Financier” (“CSSF”). Our responsibilities under the Law of 23 July 2016 and ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF are further described in the “responsibilities of the “réviseur d'entreprises agréé” for the audit of the financial statements” section of our report. We are also independent of the Company in accordance with the International Code of Ethics for Professional Accountants, including International Independence Standards, issued by the International Ethics Standards Board for Accountants (“IESBA Code”) as adopted for Luxembourg by the CSSF together with the ethical requirements that are relevant to our audit of the financial statements, and have fulfilled our other ethical responsibilities under those ethical requirements. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Other information

The Board of Directors is responsible for the other information. The other information comprises the information included in the management report but does not include the financial statements and our report of the “réviseur d'entreprises agréé” thereon.

Our opinion on the financial statements does not cover the other information and we do not express any form of assurance conclusion thereon.

In connection with our audit of the financial statements, our responsibility is to read the other information and, in doing so, consider whether the other information is materially inconsistent with the financial statements or our knowledge obtained in the audit or otherwise appears to be materially misstated. If, based on the work we have performed, we conclude that there is a material misstatement of this other information, we are required to report this fact. We have nothing to report in this regard.

Responsibilities of the Board of Directors for the financial statements

The Board of Directors is responsible for the preparation and fair presentation of these financial statements in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the financial statements, and for such internal control as the Board of Directors determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, the Board of Directors is responsible for assessing the Company's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless the Board of Directors either intends to liquidate the Company or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

Responsibilities of the “réviseur d'entreprises agréé” for the audit of the financial statements

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue a report of the “réviseur d'entreprises agréé” that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with the Law of 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

As part of an audit in accordance with the Law of 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF, we exercise professional judgment and maintain professional skepticism throughout the audit. We also:

- Identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control.

- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Company's internal control.
- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by the Board of Directors.
- Conclude on the appropriateness of Board of Directors' use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Company's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our report of the “réviseur d'entreprises agréé” to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our report of the “réviseur d'entreprises agréé”. However, future events or conditions may cause the Company to cease to continue as a going concern.
- Evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

Report on other legal and regulatory requirements

The management report is consistent with the financial statements and has been prepared in accordance with applicable legal requirements.

Ernst & Young
Société anonyme
Cabinet de révision agréé

Pierre-Marie Boul

Luxembourg, 5 March 2025

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。